

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果
－説明責任の向上に向けて－

平成 26 年 10 月

総務省行政評価局

目 次

I 点検結果の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み	1
2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況	
(1) 点検の対象	2
(2) 点検の観点	5
(3) 点検過程	5
(4) 点検結果	5
(5) 課題を指摘した主な事項	10
3 租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題	11

II 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表	13
2 点検結果表	
<点検結果表の見方>	23

<内閣府>

・内閣 01 国家戦略特区における所得控除制度の創設	30
・内閣 02 国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設	34
・内閣 03 国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置	38
・内閣 04 国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	42
・内閣 05 地域再生に資する税制上の特例措置の創設	46
・内閣 06 国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充	50
・内閣 07 駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置	54
・内閣 08 「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	60
・内閣 09 国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	64
・内閣 10 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	68
・内閣 11 データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長	76
・内閣 12 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充	82
・内閣 13 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充	94
・内閣 14 我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長	100

<国家公安委員会・警察庁>

・警察 01 軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察用の船舶）	110
・警察 02 軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）	116

<金融庁>

・金融 01 投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等	124
・金融 02 協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	128
・金融 03 協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）	132
・金融 04 資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税	138
・金融 05 投資法人に係る税制優遇措置の拡充	142
・金融 06 外国子会社合算税制の見直し	146
・金融 07 マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置	150
・金融 08 確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置	154

<総務省>

・総務 01 データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長	162
・総務 02 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	168
・総務 03 振興山村における工業用機械等の特別償却	174
・総務 04 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	192
・総務 05 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	198
・総務 06 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	206
・総務 07 技術研究組合の所得計算の特例の本則化	216
・総務 08 中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	222
・総務 09 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度	236

<文部科学省>

・文科 01 （独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）国立科学博物館への寄附に係る税制措置	242
・文科 02 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	252
・文科 03 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	260
・文科 04 中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	270

<厚生労働省>

・厚労 01 女性の活躍促進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置	286
・厚労 02 若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設	290
・厚労 03 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長	294
・厚労 04 高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	300
・厚労 05 医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用	

期限の延長	304
・厚労 06 社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	310
・厚労 07 非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、 その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措 置	314
・厚労 08 オーフアンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開 発税制総額型）の対象の拡充	318
・厚労 09 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制 度の適用期限の延長	322
・厚労 10 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優 遇措置の延長及び拡充	326
・厚労 11 企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	332
・厚労 12 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	336
・厚労 13 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	346
・厚労 14 国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の 措置	354
・厚労 15 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特 例措置の適用期限の延長	360
・厚労 16 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長	368
・厚労 17 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創 設	374
・厚労 18 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却 の適用期限の延長（グリーン投資減税）	378
・厚労 19 中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	384
・厚労 20 社会保険診療報酬に係る非課税措置	398
・厚労 21 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置	402
・厚労 22 特定の医療法人の法人税率の特例	406
・厚労 23 特定の協同組合等の法人税率の特例	410

<農林水産省>

・農水 01 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又 は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化 税制）（（1）食品企業者関係）	416
・農水 02 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又 は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化 税制）（農林水産業関係）	422
・農水 03 中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）	436
・農水 04 中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）	442
・農水 05 中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）	450
・農水 06 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の 特例	456
・農水 07 振興山村における工業用機械等の特別償却	464

・農水 08 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	482
・農水 09 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	488
・農水 10 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制 度の延長	494
・農水 11 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制 度の延長	500
・農水 12 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例	506
・農水 13 中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長	516
・農水 14 技術研究組合の所得計算の特例	528

<経済産業省>

・経産 01 中小企業者等の法人税率の特例の拡充	538
・経産 02 非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予制度の拡充	544
・経産 03 特定再開発建築物等の割増償却制度の延長	550
・経産 04 車体課税の抜本的見直し	558
・経産 05 電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	566
・経産 06 ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置	570
・経産 07 熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置	574
・経産 08 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	578
・経産 09 互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置	582
・経産 10 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長	586
・経産 11 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創 設	592
・経産 12 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又 は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化 税制）の延長	596
・経産 13 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	602
・経産 14 技術研究組合の所得計算の特例の本則化	612
・経産 15 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却 の適用期限の延長（グリーン投資減税）	618
・経産 16 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	624
・経産 17 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長	632
・経産 18 国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の 措置	638
・経産 19 引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長	642
・経産 20 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創 設	648
・経産 21 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	656
・経産 22 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	660
・経産 23 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	664
・経産 24 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造 業）	668

- ・経産 25 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）…………… 674
- ・経産 26 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）…………… 680
- ・経産 27 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）…………… 686
- ・経産 28 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）…………… 692
- ・経産 29 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）…………… 696
- ・経産 30 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）…………… 702
- ・経産 31 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）…………… 706
- ・経産 32 低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長…………… 712
- ・経産 33 コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長…………… 718
- ・経産 34 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 722
- ・経産 35 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長…………… 736

<国土交通省>

- ・国交 01 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 744
- ・国交 02 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 754
- ・国交 03 我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長…………… 768
- ・国交 04 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 774
- ・国交 05 技術研究組合の所得計算の特例の本則化…………… 784
- ・国交 06 半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 790
- ・国交 07 離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 796
- ・国交 08 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長…………… 802
- ・国交 09 過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長…………… 806
- ・国交 10 振興山村における工業用機械等の特別償却…………… 812
- ・国交 11 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長…………… 830
- ・国交 12 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長…………… 836
- ・国交 13 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し…………… 844
- ・国交 14 投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消…………… 852
- ・国交 15 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長…………… 856
- ・国交 16 特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長…………… 864
- ・国交 17 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長…………… 870

- ・国交 18 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長…………… 876
- ・国交 19 市街地再開発事業により建設された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長…………… 880
- ・国交 20 民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充…………… 884
- ・国交 21 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充…………… 890
- ・国交 22 船舶に係る特別償却制度の延長…………… 900

<環境省>

- ・環境 01 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置…………… 910
- ・環境 02 投資法人に係る税制優遇措置の拡充…………… 918
- ・環境 03 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 922
- ・環境 04 エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）…………… 932
- ・環境 05 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 938
- ・環境 06 コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長…………… 952
- ・環境 07 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）…………… 956
- ・環境 08 特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）…………… 960

<防衛省>

- ・防衛 01 予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除…………… 966
- ・防衛 02 ACSAによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設…………… 970
- ・防衛 03 自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化…………… 974
- ・防衛 04 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充…………… 980
- ・防衛 05 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充…………… 990

【資料】

- 資料 1 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）…………… 1005
- 資料 2 経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～（平成25年6月14日閣議決定）（抄）…………… 1014

I 点検結果の概況

1 租税特別措置等に係る政策評価の枠組み

(1) 租税特別措置等に係る政策評価の枠組みは、以下のとおりとされている（図表1参照）。

ア 事前評価

- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、事前評価を行わなければならないとされている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第9条並びに行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目について租税特別措置等の新設、拡充又は延長を行おうとする際には、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする（「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）I-4-キ）。

イ 事後評価

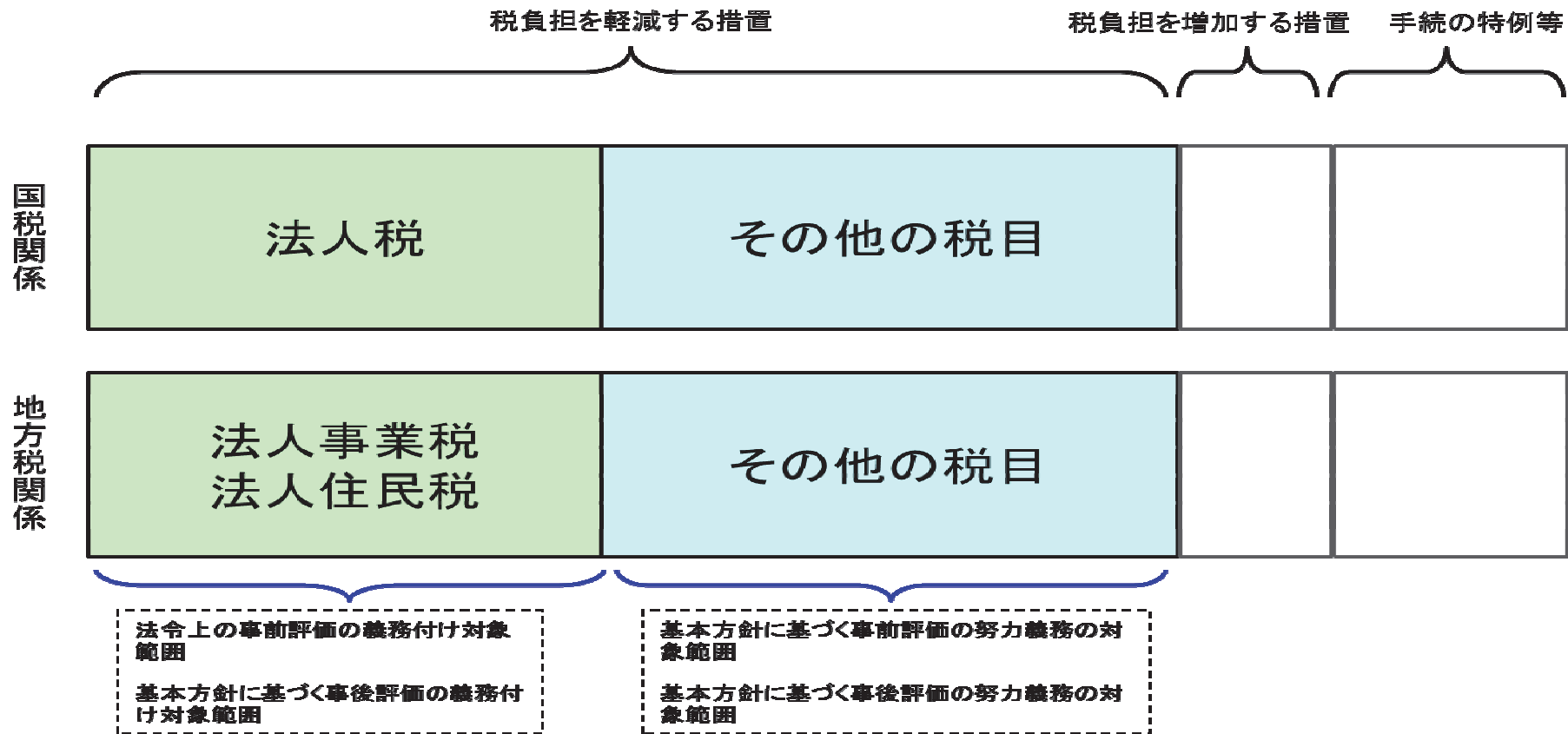
- ① 法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策については、基本計画（同法第6条の規定に基づき各行政機関が定める基本計画をいう。）において必ず事後評価の対象として明記することとされている（基本方針I-5-カ）。
- ② 法人税、法人住民税又は法人事業税以外の税目についての租税特別措置等に係る政策については、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする（基本方針I-5-カ）。

(2) 租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）が策定された。

各行政機関は、ガイドラインに基づき、所要の租税特別措置等に係る政策評価を実施し、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有益な情報を提供することが求められる。

また、ガイドラインII-6（総務省による客観性担保評価活動）においては、「総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する」とされている。

図表1 租税特別措置等に係る政策評価の対象範囲



2 租税特別措置等に係る政策評価の点検実施状況

(1) 点検の対象

平成27年度の税制改正要望に際し、26年9月26日までに総務大臣に送付された租税特別措置等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）以外の法律により規定されるものを含む。）に係る政策評価の評価書（同日において暫定のものを含む。）の件数は、11行政機関の計144件であり、これら全てを点検の対象とした（図表2参照）。

このうち、義務付けとなっている法人税、法人住民税又は法人事業税についての租税特別措置等に係る政策評価の評価書の件数は115件、義務付け対象外となっている政策評価の評価書は29件であった（図表3参照）。

図表2 租税特別措置等に係る政策評価の区分別の点検実施件数

行政機関名	事前評価					事後評価	合計
	新設	拡充	延長	拡充・延長等	計		
内閣府	7	2	2	3	14	0	14
国家公安委員会・警察庁	0	2	0	0	2	0	2
金融庁	3	4	1	0	8	0	8
総務省	1	1	2	4	8	1	9
文部科学省	2	0	0	2	4	0	4
厚生労働省	8	1	7	3	19	4	23
農林水産省	0	1	9	4	14	0	14
経済産業省	11	3	18	3	35	0	35
国土交通省	2	3	13	4	22	0	22
環境省	1	1	2	2	6	2	8
防衛省	2	1	0	2	5	0	5
合計	37	19	54	27	137	7	144

(注) 「拡充・延長等」の区分は、一つの評価書において拡充及び延長要望等が含まれているものである。

図表3 義務付け対象かどうかの分類による点検実施件数

行政機関名	事前評価			事後評価			合計		
	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計	義務付け対象	義務付け対象外	計
内閣府	14	0	14	0	0	0	14	0	14
国家公安委員会・警察庁	0	2	2	0	0	0	0	2	2
金融庁	7	1	8	0	0	0	7	1	8
総務省	8	0	8	1	0	1	9	0	9
文部科学省	4	0	4	0	0	0	4	0	4
厚生労働省	18	1	19	3	1	4	21	2	23
農林水産省	14	0	14	0	0	0	14	0	14
経済産業省	15	20	35	0	0	0	15	20	35
国土交通省	21	1	22	0	0	0	21	1	22
環境省	5	1	6	2	0	2	7	1	8
防衛省	3	2	5	0	0	0	3	2	5
合計	109	28	137	6	1	7	115	29	144

(2) 点検の観点

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から主要な要素を点検項目（図表4参照）として設定した。

点検は、租税特別措置等の要否を判断するものではなく、①背景にある政策の今日的な「合理性」、②政策目的に向けた手段としての「有効性」、③補助金等他の政策手段と比した「相当性」について、分析・説明の内容が一定水準に達しているかの観点から実施し、一定水準に達しておらず、分析・説明が不十分な項目については課題を指摘した。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)において、政策税制の政策評価について租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。)に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図ることとされ、ガイドラインにおいても、評価において租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析することが位置付けられた。これらを踏まえ、「有効性」の分析・説明において、当該情報が用いられているかについて点検を実施した。

(3) 点検過程

評価書上では明らかにされていない情報や事実関係が不明確な点については、点検過程において、各行政機関に補足説明を求め、当該補足説明を踏まえて点検を行った。

また、当該補足説明の内容については、税制改正作業への有益な情報提供、国民への説明責任の向上のため、「課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明」として点検結果に添付した。

(4) 点検結果

評価書144件の点検結果は、図表5及び図表6のとおりである。各行政機関の評価書では、分析・説明の内容が一定水準に達しているものは11件であった。各行政機関からの補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達しているものの総数は44件であった。評価書の大半(144件中100件)は、「有効性」の分析・説明が不十分であった。

図表4 点検項目

点検項目	事前評価		事後評価
	新設	拡充等	
租税特別措置等の合理性			
①政策目的の根拠及び政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされているか。	○	○	○
②所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた達成目標）が既に達成されていないかが説明されているか。	—	○	○
租税特別措置等の有効性			
③達成目標及び当該目標に係る測定指標が設定されているか。	○	○	○
④過去の実績について、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑤過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかが具体的に説明されているか。	—	○	○
⑥将来推計として、適用数等が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑦過去の実績について、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に把握されているか。	—	○	○
⑧将来推計として、減収額が算定根拠を明らかにしつつ、定量的に予測されているか。	○	○	—
⑨過去の実績について、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が把握されているか。	—	○	○
⑩将来推計として、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況が予測されているか。	○	○	—
⑪過去の実績について、税収減を是認するような効果が確認されているかが説明されているか。	—	○	○
⑫将来推計として、税収減を是認するような効果が見込まれるかが説明されているか。	○	○	—
租税特別措置等の相当性			
⑬政策目的実現のための手段として、補助金や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であるかが説明されているか。	○	○	○
⑭同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、適切かつ明確な役割分担がなされているかが説明されているか。	○	○	○

(注) 事前評価(新設)、事前評価(拡充等)、事後評価の区分ごとに、「○」が付いている項目がそれぞれの区分の点検項目となる。

図表5 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（補足説明を踏まえたもの）

行政機関名	分析・説明の内容が一定水準に達しているもの	分析・説明の内容が不十分なもの			合計	
		うち合理性	うち有効性	うち相当性		
内閣府	2 (1)	12 (13)	0 (3)	12 (13)	0 (4)	14
国家公安委員会・警察庁	2 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	2
金融庁	0 (0)	8 (8)	0 (8)	8 (8)	2 (6)	8
総務省	6 (1)	3 (8)	0 (4)	3 (8)	0 (0)	9
文部科学省	4 (1)	0 (3)	0 (1)	0 (3)	0 (1)	4
厚生労働省	3 (1)	20 (22)	7 (13)	20 (22)	2 (14)	23
農林水産省	7 (3)	7 (11)	1 (6)	7 (11)	0 (0)	14
経済産業省	7 (0)	28 (35)	8 (23)	28 (35)	4 (21)	35
国土交通省	5 (0)	17 (22)	1 (13)	17 (22)	1 (7)	22
環境省	3 (1)	5 (7)	2 (2)	5 (7)	0 (3)	8
防衛省	5 (3)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	5
合計	44 (11)	100 (133)	19 (73)	100 (133)	9 (58)	144

(注) 1 ()内は、当初の評価書に対する点検結果。

2 事項要求に係る評価で、詳細が記述されておらず、一定水準に達しているか否か判断できないものについては、分析・説明の内容が不十分なものとして分類。

3 分析・説明の内容が不十分なものが、「合理性」、「有効性」又は「相当性」に重複して該当する場合には、それぞれに計上したため、合計は「分析・説明の内容が不十分なもの」の件数に一致しない。

図表6 義務付け対象・義務付け対象外ごとの点検結果

行政機関名	義務付け対象						義務付け対象外					
	分析・説明 の内容が 一定水準 に達して いるもの	分析・説明の内容が不十分なもの			合 計	分析・説明 の内容が 一定水準 に達して いるもの	分析・説明の内容が不十分なもの			合 計		
		うち 合理性	うち 有効性	うち 相当性			うち 合理性	うち 有効性	うち 相当性			
内閣府	2	12	0	12	0	14	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
金融庁	0	7	0	7	1	7	0	1	0	1	1	1
総務省	6	3	0	3	0	9	0	0	0	0	0	0
文部科学省	4	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	3	18	6	18	2	21	0	2	1	2	0	2
農林水産省	7	7	1	7	0	14	0	0	0	0	0	0
経済産業省	4	11	0	11	3	15	3	17	8	17	1	20
国土交通省	5	16	0	16	0	21	0	1	1	1	1	1
環境省	3	4	2	4	0	7	0	1	0	1	0	1
防衛省	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	2
合 計	37	78	9	78	6	115	7	22	10	22	3	29

(注) 分析・説明の内容が不十分なものが、「合理性」、「有効性」又は「相当性」に重複して該当する場合には、それぞれに計上したため、合計は「分析・説明の内容が不十分なもの」の件数に一致しない。

また、「合理性」、「有効性」及び「相当性」の分析・説明の内容について、不十分なものの組合せは、図表7のとおりであり、「合理性」、「有効性」及び「相当性」の全てについて分析・説明の内容が不十分な評価が2件見られた。

図表7 分析・説明の内容が不十分なものの組合せ

行政機関名	合理性 有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 有効性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	有効性 及び 相当性の 分析・説明の 内容が不十分	合理性のみ 分析・説明の 内容が不十分	有効性のみ 分析・説明の 内容が不十分	相当性のみ 分析・説明の 内容が不十分
内閣府	0	0	0	0	0	12	0
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	0	0	0	2	0	6	0
総務省	0	0	0	0	0	3	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	0	7	0	2	0	11	0
農林水産省	0	1	0	0	0	6	0
経済産業省	1	7	0	3	0	17	0
国土交通省	1	0	0	0	0	16	0
環境省	0	2	0	0	0	3	0
防衛省	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	17	0	7	0	74	0

(5) 課題を指摘した主な事項

ア 背景にある政策の今日的な「合理性」の説明に係る課題

<政策目的の根拠>

租税特別措置等によって実現する政策目的が優先度や緊要性の高いものなのか判断する根拠（法律、政令、閣議決定等）について明らかにされていない。（144 件中 5 件）

<所期の目標の達成状況>

租税特別措置等により達成しようとした当初の目標がいまだ達成されていないにもかかわらず、その原因又は引き続き実施する理由についての説明が不十分である。（107 件中 3 件）

イ 政策目的に向けた手段としての「有効性」の説明に係る課題

<達成目標及び測定指標>

租税特別措置等によって達成すべき水準（測定指標が定量化されている場合は目標値）又はその達成時期についての説明が不十分である。（144 件中 28 件）

設定されている測定指標は、他の政策手段及び経済情勢の影響を大きく受けるものであり、租税特別措置等の直接的な効果についての説明が不十分である。（144 件中 75 件）

<適用数、適用額及び減収額>

租税特別措置等の適用数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報が分析された上で把握されていない。（107 件中 14 件）

租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、所期の想定と比較した説明が記載されていない。（107 件中 11 件）

租税特別措置等の減収額の将来推計について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠が明らかにされていない。（137 件中 15 件）

＜税収減を是認するような効果＞

租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。
(144 件中 67 件)

ウ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の説明に係る課題

＜租税特別措置等の手段をとる必要性・適切性＞

租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、想定され得る他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明が不十分である。(144 件中 2 件)

＜他の政策手段との役割分担＞

他の政策手段が現に存在している場合において、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての説明が不十分である。(144 件中 5 件)

3 租税特別措置等に係る政策評価の今後の課題

租税特別措置等に係る政策評価は、平成 26 年度で 5 年目を迎えた。平成 26 年度は 144 件の評価書を点検し、各行政機関からの補足説明を踏まえた結果、分析・説明の内容が一定水準に達したものは 44 件であった。最終的に分析・説明の内容が一定水準に達した評価書の割合は、平成 23 年度は 9.7% (16 件)、24 年度は 20.2% (33 件)、25 年度は 19.6% (44 件)、26 年度は 30.6% (44 件) と高くなってきており、租税特別措置等に係る政策評価の回数を重ね、評価書に記載される内容は充実してきている。

それぞれの点検項目に着目すると、「合理性」及び「相当性」については、点検過程においてなされた補足説明により相当数が改善され、補足説明を踏まえてもなお分析・説明に不十分な点が残るものは、「合理性」で 19 件、「相当性」で 9 件にとどまっており、これらの項目については、評価書及び補足説明において一定の内容をおおむね備えている。一方、「有効性」については、いまだ多くの評価書において分析・説明の内容に不十分な点があった。「有効性」は租税特別措置等の要否の判断に資する特に重要な情報であることから、今後も分析・説明の内容の更なる充実を図ることが必要である。

点検過程において、「有効性」の分析・説明が不十分な例としては、①租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないなど、適用数等の過去の実績が適切に把握されていない評価書 (20 件)、②不特定多数の適用を

想定しながら、上位 10 社の適用額合計が 8 割を超え、租税特別措置等の適用額が特定の者に偏っていることについて、説明が不十分な評価書（3 件）、③租税特別措置等の適用件数の実績が極端に少なく（各年度 3 件以下）、その直接的な効果についての説明が不十分な評価書（2 件）が見られた。

今後の税制改正作業において、分析・説明が不十分であると指摘した評価書（特に上記の評価書）については、更なる検証が必要であるとともに、分析・説明の内容が一定水準に達している評価書についても、必要に応じて更なる分析・説明が期待される。また、現時点において他の政策手段等の効果を大きく受けない測定指標の設定が困難で、租税特別措置等の直接的な効果を測るための事後検証の方法をあらかじめ明らかにしている評価書については、次回評価時に当該方法によりその効果を分析することが求められる。

租税特別措置等に係る政策評価は 5 年目を迎え、項目間で分析・説明の内容の水準に差異が生じていること等も踏まえ、より多くの課題が残る「有効性」に重点を置いて点検するなど、政府全体として評価書に記載する内容の一層の充実を図るべく、これまでの点検結果を総括して、点検の在り方を見直していく必要がある。

II 個別の点検結果

1 点検結果の一覧表

〈点検結果の一覧表の見方〉

1. 「制度名」

各評価書に記載されている租税特別措置等（以下「租特」という。）の名称を記載している。

2. 「区分」

租特の要望区分等に応じて、以下を記載している。

新 設 : 租特の新設要望に係る評価を表す。

拡 充 : 租特の拡充要望に係る評価を表す。

延 長 : 租特の延長要望に係る評価を表す。

拡・延 : 租特の拡充及び延長要望等に係る評価を表す。

事 後 : 期限の定めのない租特に係る評価などを表す。

3. 「義務付け」

評価が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る評価である場合に「有」を記載している。

4. 「分析・説明が一定水準に達している」

各行政機関の補足説明を踏まえた結果、評価の分析・説明が一定水準に達しているものに「☆」を記載している。

5. 「分析・説明が不十分」

点検結果の内容に応じて、以下を記載している。

● : 補足説明後も評価書の分析・説明に課題があるもの。

※ : 点検過程における各行政機関からの補足説明により課題が解消したもの。

— : 区分（新設）の性質上、記載の必要のないもの。

／ : 租特の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないもの。

6. 「補足された評価に有益な説明」

評価書においては明らかでなかった事項について、点検過程において各行政機関から補足説明がなされることにより、評価に有益な情報が明らかにされた場合に「○」を記載している。

政 策 目 的 の 根 拠 等 : 租特の政策目的が、法律、閣議決定等に規定されていることが説明され、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして位置付けられていることが説明されているか。

所 期 の 目 標 の 達 成 状 況 : 所期（制度創設時や前回要望時）の目標が達成されているか否かが説明され、租特を継続する理由等が説明されているか。

僅 少 ・ 偏 り : 適用数等が所期の想定と比較して僅少であったり、特定の者に偏っていないかが説明されているか。

税 収 減 の 是 認 効 果 等 : 適用数、減収額、効果・達成目標の実現状況、税収減を是認するような効果等が説明されているか。

租 特 の 手 段 を と る 必 要 性 ・ 適 切 性 : 他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租特の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されているか。

他 の 支 援 措 置 と の 役 割 分 担 : 他の政策手段がある場合に、租特との役割分担が説明されているか。

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明							
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性			
					政策的根拠	目標の達成状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要適	特段の必要性	他援と割	支置の役割	政策的根拠	目標の達成状況	僅少・偏り	税収効果	減認等
金融庁																		
金融01	投資法人（Ｊリート）における「税会不一致」問題の解消等	拡充	有		※	※		●			○	○		○				
金融02	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	拡充			※	※		●	※	●	○	○		○	○	○		○
金融03	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）	延長	有		※	※		●	※	●	○	○		○	○	○		○
金融04	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税	新設	有		※	—	—	●	※		○	—	—	○	○			
金融05	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	拡充	有		※			●	※	※	○			○	○	○		○
金融06	外国子会社合算税制の見直し	拡充	有		※			●			○			○				
金融07	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置	新設	有		※	—	—	●	※		○	—	—	○	○			
金融08	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置	新設	有		※	—	—	●		※	○	—	—					○
総務省																		
総務01	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長	拡・延	有	☆				※						○				
総務02	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有			※	※	●				○	○	○				
総務03	振興山村における工業用機械等の特別償却	拡・延	有	☆				※						○				
総務04	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●				○	○	○				
総務05	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—					—	—					
総務06	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆														
総務07	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	拡充	有	☆		※		※				○		○				
総務08	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆		※												
総務09	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度	事後	有			※	※	●				○	○	○				

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明							
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性			
					政策的根拠	目標達成の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租税と要適	特段の必要性	他援と割分	支置の役割	政策的根拠	目標達成の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等
文部科学省																		
文科01	(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館への寄附に係る税制措置	新設	有	☆	※	—	—	※	※	※	○	—	—	○	○	○		
文科02	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—					—	—					
文科03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆														
文科04	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆														
厚生労働省																		
厚労01	女性の活躍促進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—	/	/	/		—	—	/	/	/		
厚労02	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設	新設	有			—	—	●	※			—	—	○	○			
厚労03	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長	延長	有			●	●	●				○		○				
厚労04	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	有			●	●	●		※		○	○	○				○
厚労05	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	有			※	●	●				○		○				
厚労06	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※			—	—			○		
厚労07	非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	/			—	—			/		
厚労08	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開発税制総額型）の対象の拡充	拡充	有			●	●	●						○				
厚労09	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	有			※	●	●	●	※		○	○	○	○	○	○	
厚労10	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充	拡・延	有			※	●	●		※			○		○			○
厚労11	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			※	—	—	●		※	○	—	—				○
厚労12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆														
厚労13	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—					—	—					
厚労14	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	新設	有			—	—	/		※		—	—	○				○
厚労15	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	延長	有			※	●	●	●	※	※	○	○	○	○	○	○	○

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					補足された評価に有益な説明															
					合理性		有効性		相当性	合理性		有効性		相当性											
					政策的根拠	目標等	期成の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要適	特の性を必・性	他援と割	支措の分	支置役担	政策的根拠	目標等	期成の状況	僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要適	特の性を必・性	他援と割	支措の分
厚労16	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長	延長	有			※	※	●					○	○	○										
厚労17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	新設				—	—	●		※			—	—	○									○	
厚労18	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	延長	有					●	●					○	○										
厚労19	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆																					
厚労20	社会保険診療報酬に係る非課税措置	事後	有			※	※	●	※	※			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
厚労21	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置	事後	有			※	※	●	※	※			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
厚労22	特定の医療法人の法人税率の特例	事後	有		●	※	●	●	※				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
厚労23	特定の協同組合等の法人税率の特例	事後			※	●		●					○				○								
農林水産省																									
農水01	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（（1）食品企業者関係）	延長	有			※	●	●					○	○	○										
農水02	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）	延長	有	☆																					
農水03	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）	延長	有			●		●																	
農水04	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）	延長	有	☆																					
農水05	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）	延長	有	☆																					
農水06	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	拡・延	有		※	※	●	●					○	○		○									
農水07	振興山村における工業用機械等の特別償却	拡・延	有	☆					※							○									
農水08	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有			※	※	●						○	○	○									
農水09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有					●	●							○									
農水10	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●						○	○	○									
農水11	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有					※	●							○	○								

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					補足された評価に有益な説明									
					合理性		有効性		相当性			合理性		有効性		相当性			
					政策的根拠	目標等	所期目標の達成状況	の僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要適	特の性を必・性	他援と割	支置の措の分	政策的根拠	目標等	所期目標の達成状況	の僅少・偏り	税収効果
経産18	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	新設	有			—	—	—	※		—	—	○		○				
経産19	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長	延長		☆		※		※	※		○		○	○					
経産20	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設	新設			※	—	—	●			○	—	—	○					
経産21	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	新設	有			—	—	●	●			—	—	○					
経産22	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設			※	—	—	●		※	○	—	—	○	○				
経産23	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設			●	—	—	●				—	—	○					
経産24	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）	延長			※	●	※	●	※		○	○	○	○	○				
経産25	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）	延長			●	※	※	●	※	※	○	○	○	○	○				
経産26	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）	延長			●	※	※	●	※	※	○	○	○	○	○				
経産27	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	延長			※	※	●	●	※	※	○	○	○	○	○				
経産28	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石掘採業）	延長			●	※		●	●	※		○		○	○				
経産29	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）	延長			※	※		●	※	※	○	○		○	○				
経産30	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	延長				※	●	●	※	※		○	○	○	○				
経産31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）	延長		☆		※	※	※	※			○	○	○	○				
経産32	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長				●	※	●		※		○	○	○	○				
経産33	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	延長						●						○					
経産34	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆															
経産35	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長				●		●	※	※				○	○	○			

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分						補足された評価に有益な説明										
					合理性		有効性		相当性		合理性		有効性		相当性						
					政策的根拠	目標等	期成状況	の僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要適	特の必・性	の措の分	支置役担	政策的根拠	目標等	期成状況	の僅少・偏り	税収効果	減認等	租手と要適
国土交通省																					
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆																	
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆																	
国交03	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●		※			○	○	○						○
国交04	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—	※					—	—	○						
国交05	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	拡充	有	☆		※		※					○		○						
国交06	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●					○	○	○						
国交07	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有				※	●						○	○						
国交08	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有				●	●							○						
国交09	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有			※	※	●					○	○	○						
国交10	振興山村における工業用機械等の特別償却	拡・延	有	☆				※							○						
国交11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	延長	有			※	※	●	※				○	○	○	○					
国交12	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	延長	有			※	※	●		※			○	○	○						○
国交13	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し	新設	有			—	—	●	※				—	—	○	○					
国交14	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消	拡充	有			※		●					○		○						
国交15	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	延長	有			※	※	●					○	○	○						
国交16	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	有				●	●							○						
国交17	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	有				●	●							○						
国交18	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長	有			※		●		※			○		○						○
国交19	市街地再開発事業により建設された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●					○	○	○						
国交20	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	拡充				●		●	●						○						

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					補足された評価に有益な説明						
					合理性		有効性		相当性	合理性		有効性		相当性		
					政策的根拠	目標等	期成状況	の状況	・少偏	税収効果	減認等	租手と要適	特の必・性	他援と割	支の支	置の置
国交21	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充	拡・延	有			※	●	●				○	○	○		
国交22	船舶に係る特別償却制度の延長	延長	有			※	●	●	※			○	○	○	○	
環境省																
環境01	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—					—	—			
環境02	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	拡充	有					●	※	※				○	○	○
環境03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆												
環境04	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	延長	有				●	●					○	○		
環境05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆												
環境06	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	延長						●						○		
環境07	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）	事後	有		※	●	●	●	※			○			○	
環境08	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）	事後	有		※	●	●	●		※		○				○
防衛省																
防衛01	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除	新設	有	☆		—	—					—	—			
防衛02	ACSAによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設	新設		☆		—	—					—	—			
防衛03	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化	拡充		☆												
防衛04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆												
防衛05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆												

2 点検結果表

<点検結果表の見方>

1. 「制度名」
各評価書に記載されている租特の名称を記載している。
2. 「税目」
評価の対象となった租特の税目を記載している。
3. 「区分」
[新設] は租特の新設要望に係る評価、[拡充] は租特の拡充要望に係る評価、[延長] は租特の延長要望に係る評価、[事後] は期限の定めのない租特に係る評価などを表す。
4. 「評価の実施状況」
各点検項目について、2から4の区分を設けており、該当する区分を [■] で示している。
5. 「課題」
[○] 印：各点検項目において、数値が示されていない、分析内容が妥当でない、又は論理的でないといった課題があることを表す。
[※] 印：点検過程における各行政機関からの補足説明により課題が解消したことを表す。
[⊗] 印：点検過程における各行政機関からの補足説明により課題の一部が解消したことを表す。なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題について記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。
6. 「① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け」
[明らか]：租特により実現しようとする政策目的の根拠・政策体系における政策目的の位置付けが明らかにされていることを表す。
[明らかでない]：当該根拠・位置付けが明らかにされていないことを表す。
7. 「② 所期の目標の達成状況」
[達成されていない]：所期の目標について、いまだ達成されていないことが説明されていることを表す。
[達成されている]：所期の目標について、既に達成されていることが説明されていることを表す。
[説明なし]：当該状況について説明されていないことを表す。
8. 「③ 達成目標及び測定指標」
[定量化]：租特により達成しようとする目標に係る定量的な測定指標が設定されていることを表す。
[定性的記述]：当該目標に係る定性的な測定指標が設定されていることを表す。
[説明なし]：当該目標に係る測定指標が説明されていないことを表す。

9. 「④ 適用数等の実績把握」
 - [定量化]：適用数等が算定根拠を明らかにしつつ定量的に把握されていることを表す。
 - [定量化(根拠なし)]：適用数等は定量的に把握されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。
 - [定性的記述]：適用数等が定性的に把握されていることを表す。
 - [把握なし]：適用数等が評価書において把握されていないことを表す。
10. 「⑤ 僅少・偏りの状況」
 - [説明あり]：租特の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定のものに偏っていないかが説明されていることを表す。
 - [説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
11. 「⑥ 適用数等の将来予測」
 - [定量化]：適用数等が算定根拠を明らかにしつつ定量的に予測されていることを表す。
 - [定量化(根拠なし)]：適用数等が定量的に予測されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。
 - [定性的記述]：適用数等が定性的に予測されていることを表す。
 - [予測なし]：適用数等が評価書において予測されていないことを表す。
12. 「⑦ 減収額の実績把握」
 - [定量化]：減収額が算定根拠を明らかにしつつ定量的に把握されていることを表す。
 - [定量化(根拠なし)]：減収額が定量的に把握されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。
 - [把握なし]：減収額が評価書において把握されていないことを表す。
13. 「⑧ 減収額の将来予測」
 - [定量化]：減収額が算定根拠を明らかにしつつ定量的に予測されていることを表す。
 - [定量化(根拠なし)]：減収額が定量的に予測されているが、算定根拠が明らかにされていないことを表す。
 - [予測なし]：減収額が評価書において予測されていないことを表す。
14. 「⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握」
 - [把握あり]：租特による効果・達成目標の実現状況が把握されていることを表す。
 - [把握なし]：当該効果・状況について把握されていないことを表す。
15. 「⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測」
 - [予測あり]：租特による効果・達成目標の実現状況が予測されていることを表す。
 - [予測なし]：当該効果・状況について予測されていないことを表す。
16. 「⑪ 税収減是認の効果の実績確認」
 - [説明あり]：税収減を是認するような効果が説明されていることを表す。
 - [説明なし]：当該効果について説明されていないことを表す。

17. 「⑫ 税収減是認の効果の将来見込み」
[説明あり]：税収減を是認するような効果の見込みが説明されていることを表す。
[説明なし]：当該効果の見込みについて説明されていないことを表す。
18. 「⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性」
[説明あり]：補助金や規制など様々な政策手段がある中で、租特の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されていることを表す。
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
19. 「⑭ 他の政策手段との役割分担」
[他の政策手段はない]：同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がないことを表す。
[説明あり]：他の支援措置や義務付け等との適切かつ明確な役割分担が説明されていることを表す。
[説明なし]：当該内容が説明されていないことを表す。
20. 「【課題の説明】」
各点検項目における評価の課題について、各行政機関からの補足説明も踏まえて記載している。
21. 「<点検結果表の別紙>」
各点検項目について、各行政機関からの補足説明の内容を記載している。

内閣府

番号	制度名
内閣府	
内閣01	国家戦略特区における所得控除制度の創設
内閣02	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設
内閣03	国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置
内閣04	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設
内閣05	地域再生に資する税制上の特例措置の創設
内閣06	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充
内閣07	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置
内閣08	「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長
内閣09	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
内閣10	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
内閣11	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長
内閣12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充
内閣13	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
内閣14	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における所得控除制度の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（各特区における区域計画の目標達成状況）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における所得控除制度の創設 (国1)(法人税:義) (地1)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	法人実効税率の引き下げに係る議論を踏まえつつ、国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設するとともに、所要の規定を整備する。 ＜検討事項＞ ・所得控除率 ・地方公共団体の負担軽減措置 ・対象となる事業及び区域の範囲 ・対象となる規制の特例措置の範囲 ・統括会社の設立時資本金及び増資額 ・所要の規定整備 等
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成 28 年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である) 国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活

			動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
	2	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ①国家戦略特区の推進
	3	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26年6月24日)) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域において当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中であり、現時点においては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当該区域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等	本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績は無い。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。
		② 減収額	上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績は無い。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 28 年度) 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現

		<p>時点では不可能である。</p> <p>さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。</p>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制等によって、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p> <p>さらに、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>
		<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本要望の実現によって、国家戦略特区において先行して大胆な税制措置や規制緩和等の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生し、競争の激化する東アジアにおける日本の立地競争力の回復(対日投資促進)と規制緩和を活用したニュービジネスの創出につながることが見込まれる。</p> <p>ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。</p> <p>さらに、本税制措置による税收減の規模については、「数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す」とこととされている政府方針の具体的な内容と密接に関係するため、現時点においてこれを推計することは困難である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制の措置は妥当である。</p>

	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（各特区における区域計画の目標達成状況）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設 (国2)(法人税:義) (地2)(法人住民税、事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対し、法人税を軽減する措置を創設する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成28年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である) 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ① 国家戦略特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキ

8	有効性等	① 適用数等 本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。
		② 減収額 上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 ただし、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。 さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出する。 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 さらに、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定し

		<p>ている段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。</p> <p>しかしながら、「日本再興戦略 2014」においてはKPIとして、「開業率が廃業率を上回る状態にし、米国・英国レベルの開・廃業率 10%（現状約 5%）を目指す」とする政府目標を掲げ、「ベンチャー創造協議会（仮称）」の創設等による大企業とのマッチング支援や起業家教育の推進等の施策により、当該政府目標の達成を目指しており、国家戦略特区において、本税制措置が創設された場合には、創業初期のベンチャー企業の成長資金の確保等が見込まれることによる創業促進がこれらの施策の効果と相まって、政府目標の達成にも相当程度の寄与が見込まれる。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 27 年度～平成 28 年度）</p> <p>本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>また、上述のとおり、本要望は国家戦略特区目標の達成への寄与に加え、「開・廃業率 10%を目指す」とする政府目標の達成に対し相当程度の寄与が見込まれており、本要望が実現しなければ、結果として政府の開業率 10%目標の向上に十分に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>
		<p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 27 年度～平成 28 年度）</p> <p>本要望の実現により、国家戦略特区における創業が活発化することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれ、ベンチャー企業等による新産業の創出、ひいては国家戦略特区における「世界で一番ビジネスのしやすい環境」の創出につながることが見込まれる。ただし、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。特に、起業促進に係る具体的事例に即して言えば、我が国の開業の現状を会社の設立登記数で見れば 2011 年には約 9 万件の設立登記件数が存在し（中小企業白書 2014）、区域に限られる国家戦略特区と言えども、これらを倍増させる政府目標の達成に向けて、個別の申請行為等が必要となる補助金によることは申請者の事務負担及び行政コスト増大の観点から妥当とは言えない。なお、国家戦略特区においては、例えば福岡市において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等の</p>

		<p>規制の特例措置を活用した起業等スタートアップ支援のための「雇用労働センター」とワンストップ窓口等の機能を持つ「スタートアップカフェ」の設置などの具体的な事業も検討されており、これら規制の特例措置を活用した事業と相まって十分な相乗効果が発揮し得ることから、本税制措置は妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（各特区における区域計画の目標達成状況）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置 (国3)(法人税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	「国家戦略特区」において、地方公共団体が独自に地方税を減免した場合にその効果を十分に発揮しえるよう所要の調整措置を講ずる。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である) 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ①国家戦略特区の推進
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26年6月24日))

8	有効性等	① 適用数等 本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。
		② 減収額 上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 ただし、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。 さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく観点から、国家戦略特区において、地方自治体が自らの努力により地方税を減免させる場合には、その効果を十分に発揮しえるよう、三者一体として国税においても所要の措置を講ずることにより、国家戦略特別区域計画に定められた事業の円滑な発展が可能となる。

			<p>ただし、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができない結果、国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成27年度～平成28年度） 本要望の実現により、設備投資や雇用者数、製造品等出荷額が増加することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。 ただし、本税制は新設要望であり、また、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制の措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、個人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（各特区における区域計画の目標達成状況）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設 (国6)(法人税:義)(所得税:外) (地4)(個人住民税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例措置(所得税:2,000万円以下の部分について、税率を軽減(本則15%、特例10%)、法人税:法人重課の適用除外)を創設する。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成28年度末まで
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である) 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ①国家戦略特区の推進

3	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26年6月24日))
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域において当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中であり、現時点においては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当該区域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。
8	有効性等	①: 適用数等 本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。
		②: 減収額 上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。
		③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていくことにより、国全体の改革のモデルとなる成功例を創出していく。特に、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のための開発等は迅速に進める必要性が高く、税制上の特例措置を講じ、民間事業者等の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化を図り、国際的なビジネス拠点の迅速な整備を図る。 ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。 さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出する。</p> <p>特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p> <p>ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>租税特別措置が新設されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本要望の実現により、国際的ビジネス拠点の形成に資する民間の再開発への投資が増加することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。</p> <p>ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。</p> <p>なお、本税制措置は国家戦略特区で推進する民間の再開発等の種地の供給者に限って直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給促進を図るための措置であるが、実際に民間の再開発事業により整備が完了した複合施設の総合的な波及効果の一例を挙げれば、総事業費2,950億円に対し、生産誘発額が5,900億円、雇用誘発が38,000人であったと試算されており、本税制措置により国家戦略特区における民間の再開発事業が円滑に進展すれば、これを上回る相乗的な効果が見込まれる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制の措置は妥当である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等</p> <p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦え</p>

		との役割分担	<p>る国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	地域再生に資する税制上の特例措置の創設	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税等		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合）は、他の租税特別措置等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成 28 年度末までに、・・・指標が 70%程度まで引き上がることが期待される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域再生に資する税制上の特例措置の創設 (国8)(法人税:義)(所得税:外)等 (地6)(法人住民税、事業税:義)等 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	地域再生計画に基づき地域再生事業を行う事業者が、当該事業を行うために機械等を取得した場合に、即時償却等または税額控除の税制上の特例措置を講じる。また、このほか地域再生に資する税制を創設する。 (※)対象については、今後の「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を踏まえ、検討・整理予定。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成 28 年度まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域再生計画に基づき地域再生事業を行う事業者が当該事業を行うために機械等を取得した場合に、税制上の優遇措置を講じることにより、設備等への投資を促進して地域再生の推進を図る。 これは、地域再生法に基づき、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するために、地域再生に資する設備等への投資を行う事業者に対しての支援の一環として、税制上の特例措置によるインセンティブを付与する必要があるためである。 また、このほか地域再生に資する税制を創設することで、アベノミクスの効果を全国津々浦々まで波及させるとともに、地域の発意を活かし魅力ある地域づくりを進め、地域産業を活性化し、地域経済での好循環の実現を図る。 なお、日本再興戦略において、「各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化する。このため、新たな「国土のグランド・デザイン」との連携、地域活性化関連の計画との連携等とのワンストップ化、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築するため、地域再生法の改正法案を提出する」と、より一層地域活性化を推し進めるような施策展開の必要性が明記されたところ。</p> <p>《政策目的の根拠》 地域再生法(平成17年法律第24号)(抜粋) 第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生(以下「地域再生」という。)を</p>

		総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ④地域再生計画の認定
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生に資する取組を支援することで、地域再生の取組が強化されることを目標とする。具体的には、平成28年度末までに地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合について、常に70%以上を維持することを目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合。 なお、当該測定指標は、本措置以外の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定に当たっては、これらの影響についても留意する必要がある。 また、効果の測定に当たっては、本特例措置の適用があった事業を含む地域再生計画における目標の達成度を重視することとする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域再生計画の計画期間が終了した地方公共団体に対する調査で、「目標を上回っている」「目標どおり」とした計画の割合が目標に達し、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等が促進されることで、地域再生の推進が図られる。
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>今後の地域再生計画の認定見込みが現時点では未確定であることから、適用数等を推計するのは困難である(「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を踏まえ、今後、検討・整理予定。)</p> <p>② 減収額</p> <p>今後の地域再生計画の認定見込みが現時点では未確定であることから、減収額を推計するのは困難である(「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を踏まえ、今後、検討・整理予定。)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 第1回～第26回までに認定された地域再生計画(計画期間が終了していないものも含む。上記達成目標の先行的な位置づけのもの。)に記載された目標について、支援措置ごとの目標達成状況の割合は、「目標を上回っている」「目標どおり」をあわせて59.4%となっている。 即時償却等の措置により民間投資が喚起され、生産性の向上や事業拡大をもたらすことにより、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出な</p>

		<p>ど、地域再生の推進が図られる。</p> <p>なお、今後の地域再生計画の認定見込みが現時点では未確定であることから、その効果を推計するのは困難である(「まち・ひと・しごと創生本部」での議論を踏まえ、今後、検討・整理予定。)</p>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>第1回～第26回までに認定された地域再生計画(計画期間が終了していないものも含む。上記達成目標の先行的な位置づけのもの。)に記載された目標について、支援措置ごとの目標達成状況の割合は、「目標を上回っている」「目標どおり」をあわせて59.4%となっている。</p> <p>今後、地域再生計画に基づき地域再生事業を行う事業者が当該事業を行うために機械等を取得した場合に、即時償却等または税額控除の税制上の特例措置を講じ、地域再生事業を実施する事業者に設備投資のインセンティブを付与することで、他の施策と相俟って地域再生活動を担う法人の活動をさらに活発化させることが可能となり、地域再生計画の達成に寄与することとなる。また、これにより、地域経済活性化や地域における雇用創出が実現され、もって地域再生が促進されるものである。</p> <p>したがって、本措置が、他の施策との相乗効果を発揮しつつ、平成28年度末までに、これに相当する指標が70%程度まで引き上がることが期待される。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>地域再生事業を実施する事業者の設備等への投資が促進されないため、地域再生活動を担う事業者の活動が促進されず、地域の再生に資する活動が活発になっていかないことが想定される。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本特例措置により、税収減が発生するものの、地域再生事業を実施する事業者の設備等への投資に対して税制上のインセンティブを付与することで、民間投資の喚起につながり、他の施策と相俟って地域再生活動を担う法人の活動が促進され、地域再生が実現するものであり、当該地域の経済が活性化することによる税収増が見込まれるほか、雇用の創出が図られる。</p> <p>また、本来であれば、地方公共団体等が自身で対応しなければならない公益性の高い事業のこのような法人による実施が可能となり、急激な人口減少・高齢化時代において歳出増加傾向にある行政コストの削減等につながる。</p> <p>今後の地域再生計画の認定見込みが現時点では未確定であることから、現時点では詳細な分析は難しいが、本措置の適用により設備等への投資件数が増大することで、生産性の向上や事業拡大をもたらし、減収額を上回る追加的な税収が期待できる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、地域再生事業を実施する事業者の設備等への投資に対して税制上のインセンティブを付与するものであり、地域における自主的・自立的な支援を促すものであることから、地域再生制度の趣旨に見合うものとして妥当である。</p> <p>また、民間投資を促す措置としては、補助金等の公的コストを要する措置よりも、本措置による直接的な支援が効果的である。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>主な他の支援措置として、地域再生基盤強化交付金、地域再生支援利子補給金があるが、地域再生基盤強化交付金の役割は省庁の所管を超える2種類以上の施設(道、汚水処理施設、港)の一体的な整備に対して支援するもの、地域再生支援利子補給金の役割は借入れの際の金利負担を軽減するものである。</p> <p>一方、本件措置は設備等への投資を行った後の資金繰り等を円滑にするものであり、上記の措置との役割は異なる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地域再生計画は、地方公共団体が作成した人口減少・高齢化社会等に対応した課題解決のための計画を国が認定するものである。</p> <p>本措置による民間投資の喚起は、当該地域の地方公共団体にとっても、地域経済の活性化等により、有益であると考えられる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、法人住民税、事業税、固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（各特区における区域計画の目標達成状況）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充 (国11)(法人税:義) (地9)(法人住民税、事業税:義)(固定資産税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p><現行制度の概要></p> <p>国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合、特別償却又は税額控除ができる制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象設備:機械・装置(2千万円以上) 開発研究用器具・備品(1千万円以上) 建物・付属設備・構築物(1億円以上) ・特別償却の割合:取得価額の50%(特定中核事業については即時償却) (建物等は25%) ・税額控除の割合:取得価額の15%(建物等は8%) (当期法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間繰り越し控除可) <p><要望内容></p> <p>① 対象事業の拡充 国家戦略特別区域法施行規則第1条1項2号に定められている特定中核事業に都市関連設備の整備事業、農業関連事業を追加する。</p> <p>② 対象設備の拡充 国家戦略特別区域法施行規則第1条1項1号に定められている事業にかかる特別償却又は投資税額控除の対象資産に、農業用システムやソフトウェアを追加する。</p> <p>③ 貸付の用に供した場合への適用 施設を貸付の用に供した場合でも、借り受けた者が国家戦略特別区域計画に定められた事業を行い、事業リスクを実質的に負う一定の契約を締結している場合は、当該施設の貸し手側について特別償却又は投資税額控除の対象とする。</p> <p>④ その他、所要の規定の整備を行う。</p>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度創設

6	適用又は延長期間	平成27年度末まで	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である)</p> <p>国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 6. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ① 国家戦略特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26年6月24日))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域において当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、事業の具体化に向けて審議中であり、現時点においては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当該区域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際</p>

			競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。
8	有効性等	①: 適用数等	本税制は今年度新設され、現在、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 また、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。
		②: 減収額	上述のとおり、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。 また、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。 また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出する。 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。 また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。 なお、対象事業や指定区域の範囲が異なるものの、例えば、国際戦略総合特区のうち、グリーンアジア国際戦略総合特区においては、設備投資減税を平成25年度は18件(投資額200.5億円、減収額19.9億円(推計値))を活用し、当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高を0.2兆円から5.2兆円に増加させるべく、取り組んでいるところである。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 租税特別措置が拡充されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 本要望の実現により、設備投資や雇用者数、製造品等出荷額が増加することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。 ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。 ただし、上述のとおり国際戦略総合特区における設備投資減税の適用実績及びその効果から類推すれば、今後、国家戦略特区において区域計画で定められる新たな事業が、税制によるインセンティブにより設備投資が速やかに実行された場合には、それ以上の効果の発現が期待できる。
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。 また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を發揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。 具体的には、本税制措置が本年度から創設されたことにより、既に規制の特例措置を活用しつつ、大規模な設備投資を伴う事業計画が立案されつつあり、今後、区域計画の更なる具体化の進展に伴い、更なる新たな事業計画の立案・実行が見込まれている。このような新たな事業に対する投資意思決定に係るインセンティブとして本税制措置は妥当である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。 規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。 また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。 したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（沖縄県における駐留軍用地及びその跡地において、将来必要となる公共用地の確保を推進すること及び将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成を促進すること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（将来必要となる公共用地の面積に対し、先行取得された土地面積の割合）は、他の政策手段等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される地域の所期の想定と比較して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 - ⑦ 本租税特別措置等の法人税、法人住民税及び法人事業税の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における法人税、法人住民税及び法人事業税の減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「県及び宜野湾市資料」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 25 年度中に約 4.5ha（普天間飛行場）の用地を取得した」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「将来必要となる公共用地の確保と土地所有者の合意形成が進展することで、沖縄県における駐留軍用地跡地利用の促進が一層図られることになる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について年度ごとに予測されていないため、分析対象期間の年度ごとに適用件数を明らかにする必要がある。
- 本租税特別措置等の適用件数の将来推計（平成 27 年度から 33 年度まで）について、「将来の取得面積の予測における面積比から算出」とされているが、将来の減収額については、普天間飛行場及び西普天間住宅地区について予測されているところ、将来の適用件数については普天間飛行場のみについて予測しているため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の法人税、法人住民税及び法人事業税の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における法人税、法人住民税及び法人事業税の減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「県及び宜野湾市資料」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の更なる推進が図られる。」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
【過去の適用数（平成 25 年度）】 62 件
なお、平成 24 年度の適用実績はない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
【将来の適用数の予測（普天間飛行場）】
平成 26 年度 62 件（平成 25 年度と同数と仮定。）
平成 27 年度～33 年度 220 件（各年度合計）（将来の取得面積の予測における面積比から算出。）
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
【過去の減収額（普天間飛行場）】
平成 25 年度：約 151 百万円（推計）
なお、平成 24 年度の適用実績はない。
（注） 課税対象額（約 755 百万円（推計））に長期譲渡所得に係る税率（所得税（15%）＋住民税（5%））を乗じて算出。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
【将来の減収額の予測（普天間飛行場・西普天間住宅地区（注））】
平成 26 年度 約 151 百万円（平成 25 年度と同額と仮定。）
平成 27 年度～29 年度
約 364 百万円（国税 273 百万円 地方税 91 百万円）（各年度）
（注） 1 課税対象額（約 1,818 百万円（推計））に長期譲渡所得に係る税率（所得税（15%）＋住民税（5%））を乗じて算出。
2 西普天間住宅地区は、平成 27 年度から算定。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
平成 24 年度は適用実績がないため、記述していない。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
平成 25 年 6 月より、沖縄県と宜野湾市が沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成 7 年法律第 102 号）に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、同年度の適用件数は 62 件で、本租税特別措置の適用に基づく減収額は約 151 百万円（推計）であった。その結果として、平成 25 年度中に約 4.5ha（普天間飛行場）の用地を取得することができたが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見直しによる必要用地（約 25ha）の 18%（約 2 割）に当たるものであり、一定の効果が得られていると認められる。当該効果に鑑み、減収額は是認すべき範囲のものであるといえる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置 (国13)(法人税:義)(所得税:外) (地11)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税:外) 【新設・延長・ <u>拡充</u> 】
2	要望の内容	沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、駐留軍用地内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置を拡充する。 ○譲渡所得特別控除の対象となる期間の延長 (駐留軍用地返還まで ⇒ 所有者等への引渡しまで) ○土地の面積要件の緩和 (200㎡以上(※市町村条例等により100㎡以上までの範囲で引下げ可) ⇒ 100㎡未満についても適用対象としうよう緩和)
3	担当部局	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付政策調整担当参事官室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成24年度税制改正において、沖縄の駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置として、譲渡所得控除(5,000万円)を新設。
6	適用又は延長期間	平成34年3月31日まで
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、将来必要となる公共用地の確保を推進するとともに、将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成を促進する。 《政策目的の根拠》 ○沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成7年法律第102号) 第一条 この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別の措置を講じ、もって沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とする。 第三条 駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、二十一世紀における沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造のための基盤として、その有効かつ適切な利用が推進されなければならない。 2 国は、駐留軍用地が日米安保条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならない。

		<p>3 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとする。</p> <p>第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 政府は、この法律の目的を達成するため、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】</p> <p>12. 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】</p> <p>①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>沖縄県における駐留軍用地及びその跡地において、将来必要となる公共用地の確保を推進すること及び将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成を促進すること。</p> <p>目標達成時期は各駐留軍用地の土地所有者への引渡し時期*とする。 ※具体的な引渡し時期は、駐留軍用地の支障除去期間等により変動するため未定である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>「将来必要となる公共用地の面積に対し、先行取得された土地面積の割合」を測定指標とする。</p> <p>将来必要となる公共用地の面積の見通しは、現時点では以下のとおりである。ただし、特定事業の見通し(土地利用計画)は地方公共団体が決定することから、「将来必要となる公共用地の面積」は変更があらうる。</p> <p>・特定事業の見通し(普天間飛行場、平成 25 年度時点) 251,500 m²(約 25ha)</p> <p>〔 ・ 沖縄県 … 道路 171,500 m² ・ 宜野湾市 … 学校 80,000 m² 〕</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本租税特別措置により、返還が見込まれる駐留軍用地及びその跡地において、将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成が促進され、地方公共団体(沖縄県及び関係市町村)による公共用地の確保が推進することで、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に寄与する。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用数】</p> <p>平成 25 年 6 月より、沖縄県と宜野湾市が跡地法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成 25 年度中に約 4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得したが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地(約 25ha)の 18%(約 2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。</p>

		<p>【取得面積(平成 25 年度)】</p> <p>○普天間飛行場: 45,003.52 m²(約 4.5ha)</p> <p>〔 買取主体別取得面積: 沖縄県 31,513.14 m² 宜野湾市 13,490.38 m² 〕</p> <p>上記の取得面積は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には現時点で平成 24 年度までの数値が掲載されているが、平成 25 年度の数値については掲載されていないため、県及び宜野湾市資料による。</p> <p>【将来の取得面積の予測(普天間飛行場)】</p> <p>平成 26 年度 4.5ha(平成 25 年度同数と仮定) 平成 27 年度～平成 33 年度 16ha(各年度合計)</p> <p>【参考】特定事業の見通し(普天間飛行場、平成 25 年度時点) 251,500 m²(約 25ha)</p> <p>〔 ・ 沖縄県 … 道路 171,500 m² ・ 宜野湾市 … 学校 80,000 m² 〕</p>
	② 減収額	<p>【過去の減収額(普天間飛行場)】</p> <p>平成 25 年度: 約 151 百万円(推計)</p> <p>なお、上記減収額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」には現時点で平成 24 年度までの数値が掲載されているが、平成 25 年度の数値については掲載されていないため、沖縄県及び宜野湾市の買取額及び地権者数を用いて推計している。</p> <p>【将来の減収額の予測(普天間飛行場・西普天間住宅地区(※))】</p> <p>平成 26 年度 約 151 百万円(平成 25 年度と同額と仮定) 平成 27 年度～平成 29 年度 約 364 百万円(国税 273 百万円 地方税 91 百万円)(各年度) ※西普天間住宅地区は、平成 27 年度から算定</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 33 年度)</p> <p>制度創設時の政策目的は、「駐留軍用地の跡地利用を見据え、市町村が返還前の早い段階から公共用地の先行取得を実施する場合に、返還後の円滑な跡地利用の促進を図ること」とされている。</p> <p>平成 25 年 6 月より、沖縄県と宜野湾市が沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成 25 年度中に約 4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得したところであるが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地(約 25ha)の 18%(約 2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。</p> <p>一方で、沖縄県から、譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長すること及び 100 m²未満の小規模地も先行取得に係る課税の特例措置の対象とすることの 2 点について拡充要望があったところである。</p>

	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 33 年度)</p> <p>制度創設時の政策の達成目標は、「沖縄県における駐留軍用地跡地利用の促進」駐留軍用地の跡地利用を見据え、市町村が返還前の早い段階から公共用地の先行取得を実施する場合に、返還後の円滑な跡地利用の促進を図ること」とされている。</p> <p>平成 25 年 6 月より、沖縄県と宜野湾市が沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成 25 年度中に約 4.5ha(普天間飛行場)の用地を取得したところであるが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見直しによる必要用地(約 25ha)の 18%(約 2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。</p> <p>一方で、沖縄県からの要望にあるとおり、譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長することにより、土地利用計画に関する土地所有者への丁寧な説明と理解が促進され、必要となる公共用地の確保が図られるとともに、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合においても、所要の用地を的確かつ柔軟に確保することができる。</p> <p>また、現行制度では、100 ㎡未満の土地については先行取得の対象外となっているが、当該土地も対象とすることにより、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整い、土地利用計画に関するより多くの土地所有者の合意形成を進めていくことが可能となる。以上より、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の更なる推進が図られる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 33 年度)</p> <p>譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長されなかった場合には、将来必要となる公共用地の確保と土地利用計画に関する土地所有者の合意形成に支障が生じるおそれがあるほか、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合に、必要用地の的確かつ柔軟な確保に支障が生じるおそれがある。また、100 ㎡未満の小規模地が先行取得に係る課税の特例措置の対象とならなかった場合には、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整わず、土地利用計画に関する土地所有者間の合意形成に支障が生じ、円滑な土地の確保に多大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 33 年度)</p> <p>駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、その有効かつ適切な利用が推進されなければならないが、本措置は、そうした駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情に鑑み措置されたものである。</p> <p>そうした背景の下、跡地法に基づく駐留軍用地の先行取得については、沖縄県と宜野湾市が平成 25 年度中に約 4.5ha の用地(普天間飛行場)を取得したところであるが、これは同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見直しによる必要用地(約 25ha)の 18%(約 2割)にあたり、一定の効果が得られていると認められる。なお、今回要望している拡充措置により、将来必要となる公共用地の確保と土地所有者の合意形成が進展することで、沖縄県にお</p>
--	--

		<p>ける駐留軍用地跡地利用の促進が一層図られることになる。</p> <p>【参考】 ○特定事業の見直し(普天間飛行場、平成 25 年度時点) 251,500 ㎡(約 25ha) <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県 … 道路 171,500 ㎡ ・ 宜野湾市 … 学校 80,000 ㎡ </p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本租税特別措置は、駐留軍用地内の土地を先行取得するにあたり、土地所有者の税負担を軽減するものである。したがって、譲渡所得に課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率である。</p> <p>—</p> <p>譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長することにより、沖縄県及び関係市町村にとって将来必要となる公共用地の確保と土地利用計画に関する土地所有者の合意形成が進むほか、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合に、必要用地を的確かつ柔軟に確保することができる。</p> <p>また、100 ㎡未満の小規模地も先行取得の対象とすることで、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整い、公共用地の確保と土地所有者の合意形成を円滑に進めることが可能となる。</p> <p>以上より、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進が図られる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし		
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（各特区における区域計画の目標達成状況）は、他の租税特別措置等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について平成27年度しか予測されていないため、26年度及び28年度の適用件数を明らかにする必要がある。

- 本租税特別措置等の適用件数の将来推計（平成27年度）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 (国14)(法人税:義)(所得税、登録免許税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 国家戦略特別区域かつ特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整備地域において、特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置及び都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置を、国家戦略特別区域法により民間都市開発事業の実施主体に対する都市再生特別措置法第21条第1項の認定があったものとみなされる場合にも認める。
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度創設
6	適用又は延長期間	平成27年度及び平成28年度の2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である) 国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。
		② 政策体系における政策目的の位置付 【政策】 6. 地域活性化の推進 【施策】 ① 国家戦略特区の推進

3	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26年6月24日))
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域において当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中であり、現時点においては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当該区域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。
8	有効性等	① 適用数等 (適用件数見込み) 所 得 税 : 平成27年度 1件 法 人 税 : 平成27年度 1件 登録免許税 : 平成27年度 1件 (適用事業者の範囲) 民間都市開発事業を施行する者
		② 減収額 税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績はない。また、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難。
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現時点では不可能である。 また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制等により、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出する。</p> <p>特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p> <p>ただし、本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>租税特別措置が延長されなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p>
		<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本措置は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業に対し、ワンストップ化を活用した優良な民間都市開発事業の円滑かつ迅速な実施を促し、金融支援及び本税制措置等により、事業実施主体のニーズに合わせ、支援していくことにより、国際的な経済活動の拠点の形成に資するものであるため、本措置の延長が必要である。</p> <p>本要望の実現により、国際的ビジネス拠点の形成に資する民間の再開発への投資が増加することで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生することが見込まれる。</p> <p>本税制は今年度新設され、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。</p> <p>なお、本税制措置は国家戦略特別区域かつ特定都市再生緊急整備地域又は都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業について、認定手続のワンストップ化を活用した円滑かつ迅速な実施を促進するための措置であるが、これまでの特定都市再生緊急整備地域及び都市再生緊急整備地域全体の認定事業(70計画)における効果を参考までに示せば、以下のとおりである。</p> <p>(参考)</p> <p>建設投資累計額:31,102億円、経済波及効果:80,787億円、増収効果:12,313億円と試算される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国</p>

		<p>家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制措置は妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、住民税（利子割）、固定資産税、事業所税、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- ・ 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- ・ 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。
- ・ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

一定の仮定の下に、以下のような試算を行っている。

（国税）

- 所得税、法人税については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）の業務運営方針が固まっていないが、ここでは、減収見込みは想定していない。
- 消費税については、減収に係る要望は行っていない。
- 印紙税については、平成27年度の機構に係る概算要求ベースの金額を基に、27年度において機構が作成する請負契約書等に係る印紙税を、契約金額の区分ごとの印紙税額（200円～10万円）に契約本数（見込み）を乗じることによる試算値。

（地方税）

- 法人住民税（法人税割）、住民税（利子割）、事業税については、機構の業務運営方針が固まっていないが、ここでは、減収見込みは想定していない。
- 事業所税については、資産割（事務所の床面積6,700m²（注）×600円/m²）と従業者割（従業者給与総額の見込み約29億53百万円×税率0.25%）の合算による試算値。
（注）想定される最大値を使用。
- 固定資産税については、機構が所有する見込みの固定資産（研究用の器具・備品等）に係る課税標準額×税率（1.4%）による試算値。
具体的には、以下のとおり。
固定資産税額（特例なし）：約25億3百万円（課税標準額）×1.4%＝約35百万円（A）
固定資産税額（特例あり（注））：約10億14百万円（課税標準額）×1.4%＝約14百万円（B）
減収見込み：（A）－（B）＝約21百万円
（注）当初5年は課税標準額を1/3に軽減。以降5年は課税標準額を2/3に軽減。
- 地方消費税については、減収に係る要望は行っていない。

法人税、法人住民税及び法人事業税については、利子収入や特許収入等に課税され得るが、機構の業務運営方針が固まっていないこと、日本版バイドール規定（注）の適用が想定されること等から、ここでは、減収見込みはないものと試算している。

（注）政府資金による委託研究開発から派生した特許権等を受託先に帰属させ得ることとするもの。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

税制及び財政措置を行うことによって、機構において、医療分野における基礎から実用化までの一貫した研究開発等を推進させるもの。

このうち、財政措置は、医療分野研究開発推進計画に掲げる研究開発プロジェクトを推進するとともに、実用化等の支援を目的としている。

一方、本租税措置は、機構の公共性に鑑み、納税に係る事務を軽減し、機構内における事務・事業の円滑かつ効率的な実施の実現を目的としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置 （国16）（法人税：義）（所得税、消費税、印紙税：外） （地13）（法人住民税、事業税：義）（住民税（利子割）、固定資産税、事業所税、地方消費税：外） 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立（平成27年4月1日予定）に伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。 【国税】 ・所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ・法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・消費税（公共法人等（所得税法別表第一）として課税方法の特例を適用（別表第三）） ・印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二）） 【地方税】 ・法人住民税（法人税割）（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・住民税（利子割）（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ・事業税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・固定資産税（償却資産の課税標準の特例を適用） ・事業所税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・地方消費税※消費税（国税）と連動した要望
3	担当部局	内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当） 独立行政法人日本医療研究開発機構担当室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。 《政策目的の根拠》 健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号） （独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割） 第19条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究開発の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関にお

			ける医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。
			<p>独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号） （機構の目的）</p> <p>第3条 独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化までの研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われる環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下この条において単に「研究機関」という。）の能力を活用して行う医療分野の研究開発その環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 9. 科学技術政策の推進</p> <p>【施策】 施策単位では該当なし</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成27年4月1日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構を設立し、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を行い、健康・医療戦略推進本部が定める医療分野研究開発推進計画を実施する。 ※上記の目標は、租税特別措置等に加え、国からの財源措置等と相まって達成しようとするもの。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標については、今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 世界最高水準の医療の提供、ひいては健康長寿社会の実現に資する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	1法人（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）
		② 減収額	<p>国税：▲1百万円（初年度）、▲1百万円（平年度） 地方税：▲11百万円（初年度）、▲32百万円（平年度）</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成27年4月～） 医療分野の研究開発を戦略的に推進し、世界最高水準の医療を実現するとともに、健康・医療に係る産業を戦略産業として育成していくことにより、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するため、内閣に健康・医療戦略推進本部を設置すること等を定める健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）及び同本部の下で医療分野の研究開発の研究費の配分等を行う法人を設立するための独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）が平成26年5月30日に公布された。 独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づき国立研究開発法人日本医</p>

			<p>療研究開発機構（※）を平成27年4月1日に設立することを予定している。</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等により、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。</p> <p>（※）「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第67号）により、平成27年4月1日より、法人の名称は「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等により、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 なお、測定指標は今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定することとしており、測定指標を用いて、将来における租特等の直接的な効果を現時点で予測することは困難。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成27年4月～） 仮に税制上の措置を講じない場合には、現状の厳しい財政事情の中において、研究に必要な予算が不足することが予想され、医療分野の研究開発の推進による世界最高水準の医療の提供、そして、健康長寿社会の実現という政策実現に支障が生じる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成27年4月～） 平年度において国税及び地方税併せて33百万円の税収減が見込まれるが、他方、租税特別措置等により、医療分野の研究開発について必要な予算で研究費の配分等を行うことにより、革新的な医薬品等の開発につながり、世界最高水準の医療を実現し、健康長寿社会を形成するとともに、我が国経済の成長にも資するものとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、自ら収益事業を行わない極めて公共性の高い独立行政法人であり、税制上の措置は、医療分野の研究開発の推進等による世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の実現に必要である。 なお、他の独立行政法人は、税制上の優遇措置を受けていることから、国立研究開発法人日本医療研究開発機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くことになる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制上の特例措置だけではなく、国の財源措置など他の支援措置を一体として実施することで、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、必要な予算によって、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進し、世界最高水準の医療を実現し、ひいては、健康長寿社会を形成することに資する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>健康・医療戦略推進法においては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、国との役割分担の下、地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定・実施する責務を有しており、地方公共団体が協力する相当性がある。また、日本医療研究開発機構が研究費を配分する研究機関は、全国</p>

		各地に存在するため、当該地域における医療分野の研究開発の発展、ひいては、健康・医療の向上に資すると考えられることから、地方公共団体の協力する相当性がある。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国 20)(法人税:義)(所得税:外) (地 17)(法人住民税、法人事業税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。 (※)「国立研究開発法人」とは、平成 27 年 4 月施行の改正独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 3 項に定める法人をいう。
3	担当部局	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定) 法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予測できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。加えて、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進める。</p> <p>○「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日自民党 科学技術・イノベーション戦略調査会) 全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人 について自己財源確保のため寄附税制を拡充すべき。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 9. 科学技術政策の推進</p> <p>【施策】 ②科学技術イノベーション創造の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。 なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約1,662百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。 ※過去に、国立研究開発法人と同様に公共性の高い法人である学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できることから、過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額1,187百万円が、1.4倍に増加するものとして試算。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>国立研究開発法人に移行予定の 31 法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される。</p> <p>法人：平成 27 年度 358 法人 平成 28 年度 433 法人 平成 29 年度 508 法人 個人：平成 27 年度 799 人 平成 28 年度 967 人 平成 29 年度 1,136 人 ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。</p> <p>② 減収額</p> <p>国立研究開発法人に移行予定の 31 法人において、</p> <p>平成 27 年度 国税： 83 百万円 地方税： 31 百万円</p>

		<p>平成 28 年度 国税： 94 百万円 地方税： 35 百万円 平成 29 年度 国税： 105 百万円 地方税： 39 百万円 ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～29 年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～29 年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が 1.4 倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが期待できる。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～29 年度) 国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p>
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度～29 年度) 減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が 1.4 倍(件数は 1.8 倍)に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できる。 この結果、144 百万円の税込減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は 475 百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。 (※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額 1,187 百万円が、1.4 倍に増加するものとして試算</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 国立研究開発法人への寄附を行う企業や個人に対するインセンティブ(寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。 現在も、研究開発を行う独立行政法人に対する寄附金は、国からの補助金等と相まって、研究開発の推進に活用されており、自己収入確保の手段として

		重要である。
	② 他の支援措置や義務付けなどの役割分担	<p>国立研究開発法人において、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。 一方、国立研究開発法人における寄附金収入は、用途の指定を受けて民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進のほか、イノベーション創出の促進が期待される萌芽的・基礎的研究等に用いられる。 このため、本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。 双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国立研究開発法人については、地域特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄附収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
適用見込数の試算について

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

平成 27 年度 358 法人

平成 28 年度 433 法人

平成 29 年度 508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

平成 27 年度 799 人

平成 28 年度 967 人

平成 29 年度 1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去 5 年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成 24 年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である 31 法人に対する法人寄附について、過去 5 年間の寄附件数の平均である 1,196 件（※1） をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8 倍に寄附件数が増加すると仮定（※2） して、年間の適用事業者の見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210 件、H22:1,201 件、H23:1,205 件、H24: 1,218 件、H25: 1,148 件

（※2）税額控除導入後、一定数ずつ寄附件数が増加し、学校法人への寄附件数の増加率（税額控除導入 3 年後、1.8 倍に寄附件数が増加）と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

H27 年度：1,196 件×1.27 ≒ 1,515（法人）

H28 年度：1,196 件×1.53 ≒ 1,834（法人）

H29 年度：1,196 件×1.8 ≒ 2,153（法人）

※）H27 年度と H28 年度の増加率については、小数点第 3 位を四捨五入して表記

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は 675,516 百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は 159,330 百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$$

4. 2. から算出された適用事業者の見込み数のうち、3. で算出された割合である 23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

$$\text{H27 年度} : 1,515 \text{ 法人} \times 23.6\% = 358 \text{ 法人}$$

$$\text{H28 年度} : 1,834 \text{ 法人} \times 23.6\% = 433 \text{ 法人}$$

$$\text{H29 年度} : 2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

と推計される。

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 24 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表 1・表 2 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150 万円	12,257	6.9%	—
b	～300 万円	32,372	18.1%	あ
c	～500 万円	28,131	15.7%	い
d	～800 万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000 万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000 万円	32,433	18.1%	お
g	2,000 万円～	37,387	20.9%	か
	合計	178,850		

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195 万円	5%
い	195 万円～330 万円	10%－97,500 円
う	330 万円～695 万円	20%－427,500 円
え	695 万円～900 万円	23%－636,000 円
お	900 万円～1800 万円	33%－1,536,000 円
か	1800 万円～	40%－2,796,000 円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の 31 法人に対する個人寄附について、過去 5 年間の平均件数である 874 件（※ 1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8 倍に寄附件数が増加すると仮定（※ 2）して 31 法人分の予想寄附者数を算出し、<表 1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

（※ 1）年度ごとの寄附件数は、H21：19 件、H22：239 件、H23：224 件、H24：2,446 件、H25：1,440 件

（※ 2）税額控除導入後、一定数ずつ寄附件数が増加し、学校法人への寄附件数の増加率（税額控除導入 3 年後、1.8 倍に寄附件数が増加）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数

H27 年度：874 件×1.27 ≒ 1,107 人

H28 年度：874 件×1.53 ≒ 1,340 人

H29 年度：874 件×1.8 ≒ 1,573 人 となる。

※) H27 年度と H28 年度の増加率については、小数点第 3 位を四捨五入して表記

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数（適用見込数）については、

- ・ 表中 a（表 2 の「—」に該当）の階層は、所得税非課税のため除外、
- ・ g（表 2 の「か」に該当）については、税額控除を選択しても減税とならない（税額控除率と所得税率が 40%と同率）ため除外、

よって、残りの b～f の階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

（例：H29 年度の適用見込数）

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\underset{b}{18.1\%} + \underset{c}{15.7\%} + \underset{d}{14.4\%} + \underset{e}{5.9\%} + \underset{f}{18.1\%} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

同様に、

H27 年度：799 人

H28 年度：967 人

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

平成27年度 国税：83百万円、地方税：31百万円
平成28年度 国税：94百万円、地方税：35百万円
平成29年度 国税：105百万円、地方税：39百万円

①指定寄附金化に伴う減収見込額

平成27年度 104百万円（国税：73百万円、地方税：31百万円）
平成28年度 116百万円（国税：81百万円、地方税：35百万円）
平成29年度 129百万円（国税：90百万円、地方税：39百万円）

②税額控除の導入に伴う減収見込額（国税のみ）

平成27年度 10百万円
平成28年度 13百万円
平成29年度 15百万円

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定（※2）して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附金額は、H21：592,762千円、H22：678,682千円、H23：1,362,756千円、H24：960,711千円、H25：1,498,003千円

（※2）税額控除導入後、一定額ずつ寄附金が増加し、学校法人への寄附金の増加率（税制控除導入3年後、1.4倍に寄附額が増加）と同様の増加があると仮定

(法人寄附金見込額)

H27年度：1,018,583千円 × 1.13 = 1,154,394千円（約1,154百万円）
H28年度：1,018,583千円 × 1.27 = 1,290,205千円（約1,290百万円）
H29年度：1,018,583千円 × 1.4 = 1,426,016千円（約1,426百万円）

※）H27年度とH28年度の増加率については、小数点第3位を四捨五入して表記

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万円} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

【H29年度における減収見込み額】

○ 国税分

・法人税 1,426百万円 × 23.6% × 25.5%（税率）≒ 85.8百万円

・地方法人税 85.8百万円 × 4.4% ≒ 3.8百万円

※ 税額は、法人税額の4.4%（平成26年10月1日以降）。

○ 地方税分

・法人住民税 85.8百万円 × 12.9% ≒ 11.1百万円

※ 税率は、総務省指定の率。

・事業税

（A. 法人事業税所得割（収入割）の減収額）

$$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \approx 17.8 \text{ 百万円}$$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

（B. 地方法人特別税の減収額）

$$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \approx 9.7 \text{ 百万円}$$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \approx 27.5 \text{ 百万円}$$

5. 以上、減収見込み額（指定寄附金化による）は、以下の通り。

○ 国税：85.8百万円 + 3.8百万円 ≒ 90百万円

○ 地方税：11.1百万円 + 27.5百万円 ≒ 39百万円

6. 同様に、H27年度、H28年度における減収見込み額を推定すれば以下のとおり。

H27年度 国税：73百万円 地方税：31百万円

H28年度 国税：81百万円 地方税：35百万円

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標準調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

(※2) 1人あたり寄附額(推計)＝寄附金控除額／人数＋2,000円

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

税額控除額 - 所得控除額 = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されることがないため）

b $[(39,471 - 2,000) \times 0.4] - [(39,471 - 2,000) \times 0.05] = 13,115$ 円

c $[(53,011 - 2,000) \times 0.4] - [(53,011 - 2,000) \times 0.1] = 15,303$ 円

d $[(72,332 - 2,000) \times 0.4] - [(72,332 - 2,000) \times 0.2] = 14,066$ 円

e $[(90,942 - 2,000) \times 0.4] - [(90,942 - 2,000) \times 0.23] = 15,120$ 円

f $[(133,132 - 2,000) \times 0.4] - [(133,132 - 2,000) \times 0.33] = 9,179$ 円

g $[(491,983 - 2,000) \times 0.4] - [(491,983 - 2,000) \times 0.4] = 0$ 円

※gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：19件、H22：239件、H23：224件、H24：2,446件、H25：1,440件

（※2）税額控除導入後、一定数ずつ寄附件数が増加し、学校法人への寄附件数の増加率（税額控除導入3年後、1.8倍に寄附件数が増加）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数

H27年度：874 × 1.27 ≒ 1,107（人）

H28年度：874 × 1.53 ≒ 1,340（人）

H29年度：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

※）H27年度とH28年度の増加率については、小数点第3位を四捨五入して表記

【H29年度における減収見込み額】

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

b $(1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{ 円} = 3,734,011 \text{ 円}$

c $(1,573 \text{ 人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{ 円} = 3,779,244 \text{ 円}$

d $(1,573 \text{ 人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{ 円} = 3,186,118 \text{ 円}$

e $(1,573 \text{ 人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{ 円} = 1,403,242 \text{ 円}$

f $(1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{ 円} = 2,613,381 \text{ 円}$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した14,715,996円≒15百万円が減収見込額となる。

同様に、H27年度、H28年度における減収見込額を推定すれば以下のとおり。

H27年度：10,356,394円≒10百万円

H28年度：12,536,195円≒13百万円

⇒ ①（指定寄附金化による減収見込額）、②（税額控除の導入による減収見込額）を合計した各年度の減収見込額は以下のとおり。

平成27年度 国税：83百万円、地方税：31百万円

平成28年度 国税：94百万円、地方税：35百万円

平成29年度 国税：105百万円、地方税：39百万円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長	府省名	内閣府
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

税制の直接的効果については、税制の適用があった事業者に対し、「本制度があったため投資に踏み切ったのか（本制度がなかったら投資を行わなかったのか。）。」等についてヒアリングを実施することにより、税制の直接的効果について把握していく予定である。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成27年度の適用件数については、データセンター事業者（約80者）のうち約12%のものが税制を踏まえた対象設備への投資意向があるとのヒアリング結果に、国内データセンター事業者数（432者）を乗じることにより推計（ $432 \times 12\%$ ）。平成28年度の適用件数については、27年度の適用件数である52件を2か月分に按分することにより推計。

税制適用見込額は、課題を踏まえ精査した結果、以下のとおり改めることとする。

税制適用見込額については、

（税制対象設備の1者当たりの平均投資額（A）） × （適用見込者数）
で算出している。

○平成27年度の適用見込額

（A）については、

（国内の対象設備の投資見込額） × （東京圏以外のデータセンター割合） / （国内データセンター事業者数）
= $168,050$ （百万円） × 45% / 432 = 175.1 （百万円）
となる。

- 『国内の対象設備の投資見込額』については、「データセンタービジネス市場調査総覧2014年度版」によると、平成27年度の投資見込額は168,050（百万円）である。
- 『東京圏以外のデータセンター割合』は平成27年度末には45%になると見込まれる。
- 『国内データセンター事業者数』については、「データセンタービジネス市場調査総覧2014年度版」に掲載されているデータセンター事業者数であり、432者である。

したがって、平成27年度については、適用件数が52者であることから、適用見込額は
 175.1 （百万円） × 52 （者） = 9105.2 （百万円）
となる。

○平成28年度の適用見込額

（A）については、

（国内の対象設備の投資見込額） × （東京圏以外のデータセンター割合） / （国内データセンター事業者数）
= $169,450$ （百万円） × 47% / 432 = 184.4 （百万円）
となる。

- 『国内の対象設備の投資見込額』については、「データセンタービジネス市場調査総覧2014年度版」によると、平成28年度の投資見込額は169,450（百万円）である。『東京圏以外のデータセンター割合』は平成28年度末には47%になると見込まれる。
- 『国内データセンター事業者数』については、「データセンタービジネス市場調査総覧2014年度版」に掲載されているデータセンター事業者数でそのまま推移すると考えられるため432者としている。

したがって、平成28年度については、適用件数が9者であることから、適用見込額は
 184.4 （百万円） × 9 （者） = 1659.6 （百万円）
となる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本税制においては、平成27年度及び28年度（税制延長期間まで）において、10764.8（百万円）の投資促進効果が見込まれており、この地方への投資等により、国内データセンターのうち東京圏に立地する比率（サーバールーム床面積）が本税制特別措置の期間終了時までには53%まで低下することが見込まれている。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

平成25年度及び26年度（8月末日現在）における、本税制の減収額は約66.8（百万円）であり、一方、測定指標である「東京圏のデータセンターの比率（サーバールーム面積比）」は、平成24年度の63%から25年度の58%まで改善されているものの、本措置による効果は1%未満と考えられるため、十分な税収減を是認する効果が明らかではなかった。このため、来年度以降は本税制の適用要件の緩和を要望し、より効果を高めていくこととしている。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本税制においては、平成27年度及び28年度（税制延長期間まで）の減収見込額は411.8（百万円）（ $348.3 + 63.5$ ）である。また、本税制により、国内データセンターのうち東京圏に立地する比率（サーバールーム床面積）を53%まで押し下げることがあるが、これにより、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧が速やかに行われることになる。情報通信基盤であるデータセンターのサービス停止はデータセンター利用企業を含め、多大な社会的・経済的損失となるため、税収減を是認する効果があると考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長 (国 22)(法人税:義) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	1. データセンター地域分散化促進税制について、以下の拡充を行う。 ・ 本税制の対象設備である電気通信設備(サーバー用の電子計算機等)については、東京圏以外のデータセンター内に設置され、専ら、東京圏*のデータセンターのバックアップを行うものを適用対象としているが、この要件を一部緩和し、東京圏以外のデータセンター内に設置されるものを適用対象とする。 ※ 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第22条第1項に定める東京圏をいう。 ・ 東京圏と東京圏以外の双方にデータセンターを持つ事業者において、「対象設備の取得価額が5億円以上」及び「データセンター事業の用に供する減価償却資産の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が20%以上」の要件を撤廃する。 2. 適用期限を、平成28年5月31日までの1年2箇月延長する。
3	担当部局	(主要望)総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 (従要望)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)付 【提出】
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 データセンター地域分散化促進税制の創設(適用期間:2年間)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成28年5月31日まで(延長期間:1年2箇月間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 現在、東京圏にデータセンターが一極集中しており、首都直下地震等への耐災害性の観点から課題がある。 具体的には、データセンターは、各種データの保管だけではなく、企業等の業務システムやインターネットサービスの基盤としても利用されているところであるが、この点、首都直下地震等によりデータセンターが集中する東京圏が被災すると、直接的・間接的被害によりデータセンターサービスが提供困難となり、データセンターの利用企業の業務システム等が停止する。これにより、企業等にとって、業務の再開が遅れ、ひいては、東京圏の災害からの復興が遅れるおそれがある。 このような事態を最小限に抑えるため、データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を図り、データセンターの同時停止を最小限の規模に抑え、もって我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするもの。

		《政策目的の根拠》 ○ 世界最先端IT国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定) IV. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保 (2) 大規模災害時におけるITの利活用の観点から、海底ケーブルなどのIT国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携やIX(インターネットエクスチェンジ)の地域分散等、バックアップ体制の整備を推進し、強靱かつリダンダント(冗長的)なITインフラ環境を確保する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	○平成27年度概算要求における政策評価体系図(総務省) V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の促進 4. 情報通信技術の利用環境の整備 ○平成26年度内閣府本府政策評価実施計画(平成26年4月) 【政策】 11. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内データセンターにおける東京圏のデータセンターの比率について、現在(平成25年度末)の約58%から本措置の適用期間中に約53%にすることを目標とする。なお、IT国家創造宣言が目標とする平成32(2020)年までに同比率を半分以上(約45%)まで下げることを目指す。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバールーム床面積) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 国内データセンターのうち東京圏に立地するデータセンターの比率を低下させることは、東京一極集中しているデータセンターの立地を日本全国に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。
8	有効性等	① 適用数等 本税制の適用を受けるために必要となる、電気通信基盤充実臨時措置法における実施計画の認定件数及び申請額(見込額)並びに測定指標への寄与。 平成25年度 1件(申請額は1,579.0(百万円)) 平成26年度 1件(申請額は8.5(百万円)。平成26年8月末日現在。) 平成27年度 52件(見込額は9,105.2(百万円)。件数及び見込額は推定数) 平成28年度 9件(見込額は1,659.6(百万円)。件数及び見込額は2か月間の推定数) 測定指標への寄与は平成25・26年度において、共に1%未満である。また、平成27年度及び平成28年度(税制対象期間の2ヶ月)においては、5.0%を見

		<p>込んでいる。</p> <p>※ 平成 25 年度については所期(税制創設時)の目標件数を 52 件(約 18,000 百万円)としていたところであるが、前述のとおり現時点で2件にとどまっている。この点、問い合わせがあったが申請に至らなかった 30 者にその原因をヒアリングしたところ、本制度はバックアップサービスに専ら利用される電気通信設備のみ対象設備としているが、設備導入時にはサーバーがバックアップ用途であることを限定できないことが一般的であり、事業者にとって要件が厳しいと判明しており、このため適用件数が伸びていないと考えられ、この要件を緩和すれば一定数は申請段階に至ると思われる。また、東京圏及び東京圏以外のデータセンターをともに有する事業者には、中小規模の事業者が含まれているところ、取得価額の要件が厳しく、中小規模の事業者が行う大規模ではない増設等では適用条件を満たせず、実質的に大企業しか利用できない要件となっていることも適用件数が伸びていない要因と考えられる。</p> <p>※ 平成 27 年度及び平成 28 年度の推計にあたっては、データセンター事業に関係する複数の事業者団体(ASP・SaaS クラウドコンソーシアム等)やデータセンター事業者(約 80 者)に対する地方への設備投資の需要等についてのヒアリング及び「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の各設備における投資見込額の合計に全国に対する地方の割合を乗じて、適用数を推定。さらに、具体的な本税制の適用手続きについて約 30 者から問い合わせもあったところ。</p>
	<p>②: 減収額</p>	<p>平成 25 年度 66.4(百万円)(認定済みの実施計画から算出) 平成 26 年度 0.4(百万円)(認定済みの実施計画から算出) 平成 27 年度 348.3(百万円)(推定額) 平成 28 年度 63.5(百万円)(2 か月間の推定額)</p> <p>※算出根拠 平成 25 年度: [認定済みの実施計画の設備投資申請額 1,579.0(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)] 平成 26 年度: [認定済みの実施計画の設備投資申請額 8.5(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)] 平成 27 年度: [地方における対象設備の設備投資見込み額 9105.2(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%] 平成 28 年度: [地方における対象設備の設備投資見込み額 1659.6(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%]</p> <p>※ 平成 27 年度及び平成 28 年度の推計にあたっては、「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の各設備における投資見込額の合計に全国に対する地方の割合を乗じて見込額を推定。</p>

	<p>③: 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度) 本措置は、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するために、東京圏以外でサービスを実施するための設備投資に対するインセンティブを付与することにより、東京圏以外のデータセンターの新設・拡充を図り、国内データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を促進するもの。 平成 26 年 7 月までに、本措置の適用による東京圏以外の地域への設備投資は約 15.9 億円であり、東京圏のデータセンターの耐災害性が高まったところ。 今後、本措置の適用要件を緩和することで、東京圏以外の地域への設備投資をさらに加速させることにより、首都直下地震等が発生した状況下でも、データセンターの同時停止を小規模におさえ、もって、利用者のシステム等の停止の規模を最小限に抑えようとするものである。これによって、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されることが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度) 所期(税制創設時)の目標は、東京圏のデータセンターに保存されるデータの地方でのバックアップ比率を平成 26 年度末に 2.9%とすることであった。上記比率については、平成 24 年度末の 2.0%から、平成 25 年度末には 2.2%まで若干向上しているが、所期の目標は達成しておらず、政策目標が実現していない。なお、バックアップ比率の変動における本税制の直接的な効果は 0.1%未満である。所期の目標が達成できていない原因としては、8①で前述のとおり、本税制の適用件数が伸びていないことが一因と考えられる。</p> <p>今般、政策目標を十分達成するために、適用要件を変更(一部要件緩和)しようとしているところであるが、これはデータセンターの地域分散化において、データのバックアップ(複製を東京圏以外におくこと)だけではなく、システム等の基盤としての機能をデータセンターが担っている点を踏まえたものである。これに伴い、本税制の効果・達成目標についても、データのバックアップサービスのみを把握するものから、より適切に政策目標の実現状況を測定可能なものに変更した。</p> <p>変更後の達成目標に係る測定指標である「東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)」においては、平成 25 年度末時点で約 58%であり、平成 24 年度末時点の 63%から改善しているが、本措置の直接的効果は 1%未満である。本措置の効果のほか、平成 24 年度から平成 25 年度の社会情勢の変化により、不動産(建物)を含めてデータセンターの新設について、東京圏における電力需要や非常用発電機に用いられる燃料供給の不安感があったことから、東京圏でのデータセンターの新設が他の地域に比べて少なかったことが寄与しているものと考えられる。なお、その他の影響として、設備投資に対しては従来から地方公共団体による支援策が講じられているが、東京圏への集中度合を緩和するまでの効果は見られない。 なお、現在は電力需要の不安等はほぼ解消していることから、この測定指標は本税制措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。したがって、今後本措置がない場合は、東京圏のデータセンターの比率は大きく変動することはなく、本措置を継続することなく東京圏のデータセンターの比率を本措置の適用期間中に約 53%とする目標を達成することは困難であると考えられる。したがって、本測定指標によって、本制度の直接的な効果を測ることが可能で</p>
--	------------------------	--

		<p>あり、平成 27 年度及び平成 28 年度(税制延長期間まで)において、10764.8 (百万円)(根拠は8①で前述のとおり)の投資促進効果により、今後東京圏以外の地域のデータセンター比率を押し上げることとなる。</p> <p>一方、首都直下地震等を想定した、強靱な IT インフラ環境を確保する必要性は7①のとおり政府の方針でも明記されており、政策目的を達成するためには、本措置(制度の拡充)によるデータセンター地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)の更なる促進が必要不可欠である。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)は、現状約 58%となっており、今後もこの比率にとどまることが予想される。</p> <p>こうした状況のまま、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、東京圏のデータセンターのサービス提供が停止し、東京圏以外のデータセンターについて需要が供給を上回り、各種事業者のシステムが復旧に相応の時間を要し、その結果、社会経済の中核機能が中長期的に麻痺するおそれがある。</p>
		<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>本税制の適用件数が僅少であるが、本措置により東京圏のデータセンターのバックアップサービスのための東京圏以外のデータセンターにおける新設・拡充が行われたところ。この点、このサービスを受ける利用者の事業継続性が高まり、首都直下地震等の大災害が発生した場合の社会的・経済的損失を抑えることができる。</p> <p>将来においては、データセンターが地域分散化(データセンターの東京一極集中状態の緩和)し、首都直下地震等が発生した場合においても、多くのデータセンターが同時停止する可能性を低減し、もって、データセンターを利用する各企業等のシステムの同時停止を最小限の規模に抑えようとするもの。この点、本措置は情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするものであり、大規模災害が発生したときにはじめてその効果が発生するため、現段階において経済的な効果を予測することは困難である。</p> <p>一部の事業者で、耐災害性の観点以外にも電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、国内にデータセンターを整備することによる経済効果も期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>東京圏以外のデータセンターは、東京圏のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが東京圏に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、東京圏以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターの比率の向上が必要であり、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考えられる。</p> <p>○ 補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>東京圏のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は予測することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能</p>

		<p>性がある。この点、広く、東京圏以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○ 規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者(提供側)または利用する個人・企業等(利用側)に東京圏以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、東京圏においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は無い。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価:平成 24 年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数）は、補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことが説明されているが、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことについても説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて、過去の実績と所期の想定を比較せず、制度が説明されているにとどまるため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（28年度）まで減少することを目標としている。平成25年度の実績として約5.0万戸まで減少しており、目標の達成に向けて着実に成果が出ている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「本件税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることに伴い、流域からの雨水流出量の緩和・削減が期待できる。過去10年間に浸水被害を受け、いまだ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものとして、「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（28年度）まで減少することを目標としている。平成26年度末の4.9万戸に対して25年度の実績として約5.0万戸まで減少しており、所期の目標を達成する見込みである。

しかし、近年いわゆるゲリラ豪雨が多発し、特に土地利用が高度化し、人口や財産が集中している都市部においては浸水リスクがこれまでになく高まってきている。

このため、今回、対象区域及び特例割合を見直し、雨水貯留利用施設の設置をより促進することで、公共の対策のみでは不十分な地区について本税制によるインセンティブが付与され、近年のゲリラ豪雨に対応した浸水対策を実現することが可能となる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成10年度から25年度までの実績は、以下の例に示すとおり算定している。

・平成10年度実績

（貯留施設）

全国の建築物件数 82,254 件 × 税制適用対象建築物件数（アンケート） 26 件 ÷ 建築物件数
1,972 件 × 黒字法人率 32.7% × 税制の制度利用率 7.1% = 26 件

・11年度実績

（貯留施設）

全国の建築物件数 80,534 件 × 税制適用対象建築物件数（アンケート） 26 件 ÷ 建築物件数
1,971 件 × 黒字法人率 30.1% × 税制の制度利用率 7.1% = 24 件

・12年度実績

（貯留施設）

全国の建築物件数 86,707 件 × 税制適用対象建築物件数（アンケート） 26 件 ÷ 建築物件数
1,969 件 × 黒字法人率 31.6% × 税制の制度利用率 7.1% = 26 件

・13年度実績

（貯留施設）

全国の建築物件数 80,066 件 × 税制適用対象建築物件数（アンケート） 26 件 ÷ 建築物件数
1,973 件 × 黒字法人率 31.7% × 税制の制度利用率 7.1% = 25 件

・14 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 76,342 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 26 件÷建築物件数 1,972 件×黒字法人率 31.1%×税制の制度利用率 7.1%=24 件

・15 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 126,948 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 31 件÷建築物件数 2,040 件×黒字法人率 31.9%×税制の制度利用率 7.1%=43 件

・16 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 53,163 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 25 件÷建築物件数 2,241 件×黒字法人率 33.0%×税制の制度利用率 7.1%=15 件

・17 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 70,903 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 27 件÷建築物件数 2,227 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%=20 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 70,903 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 2 件÷建築物件数 2,227 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%= 2 件

(合計)

20 件+ 2 件=22 件

・18 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 56,481 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 16 件÷建築物件数 1,700 件×黒字法人率 33.5%×税制の制度利用率 7.1%=15 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 56,481 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 3 件÷建築物件数 1,700 件×黒字法人率 33.5%×税制の制度利用率 7.1%= 3 件

(合計)

15 件+ 3 件=18 件

・19 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 49,951 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 25 件÷建築物件数 1,648 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%=20 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 49,951 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 4 件÷建築物件数 1,648 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%= 3 件

(合計)

20 件+ 3 件=23 件

・20 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 67,522 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 43 件÷建築物件数 3,783 件×黒字法人率 28.5%×税制の制度利用率 7.1%=14 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 67,522 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 3 件÷建築物件数 3,783 件×黒字法人率 28.5%×税制の制度利用率 7.1%= 1 件

(合計)

14 件+ 1 件=15 件

・21 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 51,348 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 48 件÷建築物件数 2,698 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%=15 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 51,348 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 7 件÷建築物件数 2,698 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%= 2 件

(合計)

15 件+ 2 件=17 件

・22 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 57,229 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 28 件÷建築物件数 2,022 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%=17 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 57,229 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 2 件÷建築物件数 2,022 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%= 2 件

(合計)

17 件+ 2 件=19 件

・23 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 60,462 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 29 件÷建築物件数 2,108 件×黒字法人率 27.7%×税制の制度利用率 7.1%=16 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 60,462 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 5 件÷建築物件数 2,108 件×黒字法人率 27.7%×税制の制度利用率 7.1%= 3 件

(合計)

16 件+ 3 件=19 件

・24 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 64,556 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 41 件÷建築物件数 4,304 件×黒字法人率 29.7%×税制の制度利用率 7.1%=14 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 64,556 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 3 件÷建築物件数 4,304 件×黒字法人率 29.7%×税制の制度利用率 7.1%= 1 件

(合計)

14 件+ 1 件=15 件

・25 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 65,847 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 63 件÷建築物件数 4,571 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 7.1%=18 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 65,847 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 0 件÷建築物件数 4,571 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 7.1%= 0 件

(合計)

18 件+ 0 件=18 件

(注) 上記の各年度における計算式は簡易的に示したものであり、建築物の区分ごとに同計算式でそれぞれ算出したものを合計しているため、端数処理等の関係により合計値と一致しない場合がある。

⑤ 僅少・偏りの状況 (評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明)

本税制は、民間事業者 (個人事業者を含む。) が宅地開発又は市街地再開発する際に、任意に設置する一定規模以上の雨水貯留浸透利用施設を広く対象とするものであることから、適用対象者が特定の者に偏るものではない。なお、昨年度及び本年度のアンケートにより、対象事業者は、集合住宅事業、オフィスビル事業、製造業 (工場)、物流センター事業、ショッピングセンター事業、鉄道事業、宅地造成事業などを営む者であり、幅広い業種の事業者が対象となっていることを確認している。

⑥ 適用数等の将来予測 (評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明)

平成 26 年度の適用数の推計は以下のとおり。

(貯留施設)

全国の建築物件数 59,905 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 40 件÷建築物件数 3,141 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 14.2%=31 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 59,905 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 4 件÷建築物件数 3,141 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 14.2%= 4 件

(合計)

31 件+ 4 件=35 件

また、平成 27 年度及び 28 年度は、別紙「雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の適用件数・減収額の推計」2. 制度を見直した場合の適用件数・減収額の推計 (1) 適用件数・減収額の推計 ①適用件数の推計を参照。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

平成 10 年度から 25 年度までの実績は、以下の例に示すとおり算定している。

・平成 10 年度実績

(貯留施設)

適用件数 26 件×設置費用 17.2 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 34.5%=1.5 百万円

・11 年度実績

(貯留施設)

適用件数 24 件×設置費用 17.2 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 30%=1.2 百万円

・12 年度実績

(貯留施設)

適用件数 26 件×設置費用 17.2 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 30%=1.3 百万円

・13 年度実績

(貯留施設)

適用件数 25 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 30%=1.6 百万円

・14 年度実績

(貯留施設)

適用件数 24 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.3 百万円

・15 年度実績

(貯留施設)

適用件数 43 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=2.3 百万円

・16 年度実績

(貯留施設)

適用件数 15 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.8 百万円

・17 年度実績
(貯留施設)
適用件数 20 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.2 百万円
(浸透施設)
適用件数 2 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円
(合計)
1.2 百万円+0.1 百万円=1.3 百万円

・18 年度実績
(貯留施設)
適用件数 15 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.9 百万円
(浸透施設)
適用件数 3 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.2 百万円
(合計)
0.9 百万円+0.2 百万円=1.1 百万円

・19 年度実績
(貯留施設)
適用件数 20 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.2 百万円
(浸透施設)
適用件数 3 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.2 百万円
(合計)
1.2 百万円+0.2 百万円=1.4 百万円

・20 年度実績
(貯留施設)
適用件数 14 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.8 百万円
(浸透施設)
適用件数 1 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円
(合計)
0.8 百万円+0.1 百万円=0.9 百万円

・21 年度実績
(貯留施設)
適用件数 15 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.9 百万円
(浸透施設)
適用件数 2 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円
(合計)
0.9 百万円+0.1 百万円=1.0 百万円

・22 年度実績
(貯留施設)
適用件数 17 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.1 百万円
(浸透施設)
適用件数 2 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円
(合計)
1.1 百万円+0.1 百万円=1.2 百万円

・23 年度実績
(貯留施設)
適用件数 16 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.0 百万円
(浸透施設)
適用件数 3 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.3 百万円
(合計)
1.0 百万円+0.3 百万円=1.3 百万円

・24 年度実績
(貯留施設)
適用件数 14 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 25.5%=0.7 百万円
(浸透施設)
適用件数 1 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 25.5%=0.1 百万円
(合計)
0.7 百万円+0.1 百万円=0.8 百万円

・25 年度実績
(貯留施設)
適用件数 18 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 25.5%=0.9 百万円
(浸透施設)
適用件数 0 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 25.5%=0 円
(合計)
0.9 百万円+0 円=0.9 百万円

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
平成 26 年度の減収額の推計は以下のとおり。
(貯留施設)
適用件数 31 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 25.5%=1.6 百万円
(浸透施設)
適用件数 4 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 25.5%=0.4 百万円
(合計)
1.6 百万円+0.4 百万円=2.0 百万円

また、平成27年度及び28年度は、別紙「雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の適用件数・減収額の推計」2. 制度を見直した場合の適用件数・減収額の推計（1）適用件数・減収額の推計②減収見込額の推計を参照。

別紙

雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の適用件数・減収額の推計

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（平成28年度）まで減少することを目標としている。平成25年度の実績として約5.0万戸まで減少しており、目標の達成に向けて着実に成果が出ている。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本税制は制度創設以降、平成25年度までに減収額として19.9百万円の実績があり、26年度以降も更なる減収が見込まれる。

「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（28年度）まで減少すること目標としている。平成25年度の実績は約5.0万戸であり、目標の達成に向けて着実に減少していることから、税収減を是認するような効果が確認されていると考える。

⑪ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本税制は制度創設以降、平成25年度までに減収額として19.9百万円の実績があり、26年度以降も更なる減収が見込まれる。

「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（28年度）まで減少すること目標としており、25年度の実績は約5.0万戸であり、目標の達成に向けて着実に減少している。

しかし、近年いわゆるゲリラ豪雨が多発し、特に土地利用が高度化し、人口や財産が集中している都市部においては浸水リスクがこれまでに高まってきている。

このため、今回、対象区域及び特例割合を見直し、雨水貯留利用施設の設置をより促進することで、近年のゲリラ豪雨対策に対応した浸水対策が実現されることとなるため、税収減は是認されると考える。

1. 単純延長の場合の適用件数・減収額の推計

(1) 適用件数の推計方法

①民間企業が設置した雨水貯留浸透利用施設の数を推計するために、任意のアンケート調査（以下「アンケート」という。）を実施した。

②アンケート回答社が完工した建築物件数に対する税制適用対象建築物件数から、全国の制度適用件数を推計。

「制度適用件数」＝「建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数（注1）（ただし、建築主が会社等である鉄筋系建築物のみ）×アンケートでの税制適用対象建築物件数（注2）÷アンケートでの建築物件数×黒字法人率（注3）×税制の制度利用率（注4）」

（注）1 建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数：

「建築着工統計調査」（国土交通省総合政策局情報政策本部建設経済統計調査室作成）による。

なお、税制の適用が見込まれる建築物は、事実上鉄筋系（鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）に限られ、また、建築主が会社等の建築物に制度の利用が見込まれるという前提を置いている。

2 アンケートでの税制適用対象建築物件数：

アンケート回答において、税制の適用対象施設を設置していた建築物の件数である。

3 黒字法人率：

国税庁公表「会社標本調査」の「法人企業の状況」に記載されている「欠損法人の割合」を逆の意味に解したもの。平成25年度以降については、まだ数字が公表されていないため、平成20～24年度の黒字法人率の平均値（28.1%）を用いた。

4 税制の制度利用率：

「民間事業者に対する雨水貯留浸透利用施設に関するアンケート調査（平成25年5月実施）」において、本件税制について「内容を含めて知っている」と回答した者の割合である7.1%を用いた。

(2) 平成27年度及び28年度の制度適用件数と減収見込額の推計（貯留施設）

①制度適用件数の推計

直近5年間（平成21～25年）のアンケート結果に、今後の制度PR効果と「雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）」の成立の背景となった雨水利用の気運の向上による制度利用率の増加を見込み、平成27年度及び28年度の貯留利用施設の適用件数を推計。

平成27年度：61件（制度利用率28.4%）

平成28年度：121件（制度利用率56.8%）

②減収見込額の推計

「減収見込額」＝「制度適用件数×1件当たり設置費用（注1）×割増償却率（注2）×法人税率（注3）」

平成27年度の減収見込額＝61件×2,414万円×0.0083×0.255＝約311万円

平成28年度の減収見込額＝121件×2,414万円×0.0083×0.255＝約618万円

（注）1 1件当たり設置費用：アンケートの結果から算出。

2 割増償却率：0.083×10%＝0.0083（耐用年数30年、定率法）

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）

別表第1「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）

岸壁、栈橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び下水道」に該当。

別表第8「定率法の償却率 耐用年数（年）30年」に該当。

3 法人税率：25.5%

（3）平成27年度及び28年度の制度適用件数と減収見込額の推計（浸透施設）

①制度適用件数の推計

直近5年間（平成21～25年）のアンケート結果に、今後の制度PR効果による制度利用率の増加を見込み、平成27年度及び28年度の浸透施設の適用件数を推計。

平成27年度：8件（制度利用率28.4%） 平成28年度：12件（制度利用率56.8%）

②減収見込額の推計

「減収見込額」＝「制度適用件数×1件当たり設置費用（注1）×割増償却率（注2）×法人税率（注3）」

平成27年度の減収見込額＝8件×1,506万円×0.025×0.255＝約77万円

平成28年度の減収見込額＝12件×1,506万円×0.025×0.255＝約115万円

（注）1 1件当たり設置費用：アンケートの結果から算出。

2 割増償却率：0.250×10%＝0.0250（耐用年数10年、定率法）

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第1「構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト敷又は木れんが敷のもの」に該当。

別表第8「定率法の償却率 耐用年数（年）10年」に該当。

3 法人税率：25.5%

（4）適用件数及び減収見込額の推計結果

平成27年度 適用件数 69件 減収見込額 約388万円

平成28年度 適用件数 133件 減収見込額 約733万円

（5）平年度の減収見込額の推計結果

平成27年度及び28年度の2年間における減収見込額の平均値として算出

（388万円〔平成27年度〕＋733万円〔平成28年度〕）÷2＝561万円

2. 制度を見直した場合の適用件数・減収額の推計

（1）適用件数・減収額の推計

①適用件数の推計

下水道法の改正により創設される予定の特定地域都市浸水被害対策計画の対象地域は、ゲリラ豪雨に対し、民間の協力を得ながら必要な対策を行うことが合理的である区域、具体的にはターミナル駅周辺地区等を想定して検討しているところであり、当該区域には、予算制度として現在実施している下水道浸水被害軽減総合事業の対象地域（全国69市区）が該当することとなることを想定している。

このうち、平成27年度には、官民が連携した浸水対策のニーズがある5市区の民間建築物の貯留施設の設置状況及び見通し等を踏まえ、各市区6件程度（うち、個別ビル等の貯留施設（貯留能力300㎡規模）が施設全体の約8割、再開発ビル等の大規模貯留施設（貯留能力3,000㎡規模）が施設全体の約2割）が特定地域都市浸水被害対策計画の対象に位置付けられ、税制優遇の適用対象となると想定した。

また、平成28年度には制度周知の向上等により、10市区での策定がなされると想定した。

②減収見込額の推計

＝税制適用件数×1件当たり貯留施設整備費用×割増償却率×法人税率

平成27年度＝（24件×1,000万円〔300㎡〕＋6件×10,000万円〔3,000㎡〕）×0.0166×0.255＝約356万円

平成28年度＝（48件×1,000万円〔300㎡〕＋12件×10,000万円〔3,000㎡〕）×0.0166×0.255＝約711万円

（注）1 税制適用件数（上記1.①参照）

1 市区当たり6件と推計（建築物の着工実績データを基に、対象地区での建築数を推計）。5市区×6件＝30件と推計。

このうち、約2/3の24件が300㎡、約1/3の6件が3,000㎡と推計。

2 貯留施設の1件当たり整備費用

過去のアンケート結果を基に、300㎡：1,000万円、3,000㎡：10,000万円と算出。

3 割増償却率 0.083×20%＝0.0166（耐用年数30年、定率法）

4 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）

別表第1「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）
岸壁、栈橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び下水道」
に該当。

別表第8「定率法の償却率 耐用年数（年）30年」に該当。

5 法人税率 25.5%

(2) 適用件数及び減収見込額 まとめ

平成27年度 適用件数30件 減収額356万円

平成28年度 適用件数60件 減収額711万円

(3) 平年度の減収見込額の推計結果

平成27年度及び28年度の2年間における減収見込額の平均値として算出
(356万円 [平成27年度] + 711万円 [平成28年度]) ÷ 2 = 534万円

3. 平年度の増収見込額

▲534万円 [制度改正後] - ▲561万円 [制度改正前] = +27万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充 (国23)(法人税:義)(所得税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	民間事業者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増償却)について、対象区域を特定地域都市浸水被害対策計画(仮称)に定める区域に、対象施設を雨水貯留利用施設に見直し、割増償却率を2割に拡充した上で、適用期限(平成27年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	(主要望)国土交通省水管理・国土保全局下水道部、治水課、水資源部水資源政策課、住宅局建築指導課 (従要望)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)付【提出】
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量100m ³ 以上 平成11年度 2年延長 平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量100m ³ 以上→200m ³ 以上 平成14年度 償却率1.2割増→1割増 平成15年度 2年延長 平成16年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量200m ³ 以上→100m ³ 以上 平成17年度 2年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量200m ³ →300m ³ 以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000m ² 以上を追加 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 2年延長 浸透性舗装規模要件3,000m ² 以上→5,000m ² 以上 平成25年度 2年延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日までの2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本制度の政策目的は雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度100mm/h以上も多い)に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくい。これまで地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。

		<p>一方、下水道は、概ね時間雨量 50mm を整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたびゲリラ豪雨（例えば、時間雨量 100 mm）が降れば、下水道へ排水能力を超える雨水が流出し、浸水被害が発生する可能性が高く、追加的な下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。</p> <p>このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域について、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。</p> <p>地方公共団体では、下水道の整備とあわせて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が必要不可欠である。</p> <p>公共による下水道の整備とあわせて、民間が設置する雨水貯留利用施設の設置を進めることで、どこで発生するか予測しにくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消という政策目標の早期達成に寄与することができるものである。</p> <p>また、雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。（本年 4 月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」が成立し、5 月 1 日に施行された。）</p> <p>本制度は、雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》 社会資本整備重点計画（平成 24 年 8 月 31 日閣議決定） 第 2 章 社会資本整備のあるべき姿 2.各プログラムの内容 プログラム 1. 災害に強い国土・地域づくりを進める ○ 実施すべき事業・施策 [水害]（流域の特性等を踏まえた様々な水害対策） 「近年の都市部及び都市周辺地域の開発の進行に伴う河川への流出量の増大等に対してピーク流量を減少させるため、流域貯留施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備を推進する。」 [温暖化への対応]（温暖化により激甚化するゲリラ豪雨等の豪雨災害への対応） 「河川の流下能力や下水道による雨水排除能力等を着実に向上させていくとともに、道路・公園等の公共施設や市役所・学校・公営住宅等の公的施設、民間施設等での雨水貯留浸透施設の整備の促進、地表面の緑化等による被覆面の改善などの取組により、保水・遊水機能を向上させ、市街地から河川や下水道への雨水の流出量の抑制を図る。」</p>
--	--	---

	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成 26 年 3 月） ○安全 政策目標Ⅳ 水害等災害による被害の軽減 施策目標 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する</p> <p>平成 26 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 26 年 4 月） 【政策】 11. 防災政策の推進 【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過去 10 年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度の向上を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過去 10 年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 約 6. 1 万戸（H23 年度）→約 4. 1 万戸（H28 年度）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制がインセンティブとなり雨水貯留利用施設の設置が促進されることで、雨水の流出を緩和・削減し、治水安全度の向上に寄与している。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>H10 年度：26 件 1.5 百万円、H11 年度：24 件 1.2 百万円、H12 年度：26 件 1.3 百万円、H13 年度：25 件 1.6 百万円、H14 年度：24 件 1.3 百万円、H15 年度：43 件 2.3 百万円、H16 年度：15 件 0.8 百万円、H17 年度：22 件 1.3 百万円、H18 年度：18 件 1.1 百万円、H19 年度：23 件 1.4 百万円、H20 年度：15 件 0.9 百万円、H21 年度：17 件 1.0 百万円、H22 年度：19 件 1.2 百万円、H23 年度：19 件 1.3 百万円、H24 年度：15 件 0.8 百万円、H25 年度：18 件 0.9 百万円、H26 年度：35 件 2.0 百万円（見込み）、H27 年度：30 件 3.6 百万円（見込み）、H28 年度：60 件 7.1 百万円（見込み）</p> <p>本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留利用施設を広く対象としているものであり、適用が特定の者に偏るものではない。</p> <p>【積算根拠】 国土交通省水管理・国土保全局が民間企業に対して行った雨水貯留利用施設に関するアンケート調査結果を元に推計。平成 27 年度、平成 28 年度については下水道浸水被害軽減総合事業の実績を元に推計。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、本税制は「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、アンケート調査を行った。 ※H10～H26 の適用数等について、アンケート調査では本税制の対象地域となる 3 大都市圏、人口 30 万人以上の地域の全てを網羅していないため、推計値として算出</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>H10 年度：1.5 百万円、H11 年度：1.2 百万円、H12 年度：1.3 百万円、H13 年度：1.6 百万円、H14 年度：1.3 百万円、H15 年度：2.3 百万円、H16 年度：0.8 百万円、H17 年度：1.3 百万円、H18 年度：1.1 百万円、H19 年度：1.4 百万円、H20</p>

		<p>年度：0.9 百万円、H21 年度：1.0 百万円、H22 年度：1.2 百万円、H23 年度：1.3 百万円、H24 年度：0.8 百万円、H25 年度：0.9 百万円、H26 年度：2.0 百万円（見込み）、H27 年度：3.6 百万円（見込み）、H28 年度：7.1 百万円（見込み）</p> <p>【積算根拠】</p> <p>計算式：適用件数×1件当たり設置費用×割増償却率×法人税率</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、本税制は「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、アンケート調査を行った。</p> <p>※H10～H26 の減収額について、アンケート調査では本税制の対象地域となる3大都市圏、人口30万人以上の地域の全てを網羅していないため、推計値として算出</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度)</p> <p>過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数</p> <p>平成23年度 約6.1万戸 → 平成24年度 5.6万戸</p> <p>本税制により、民間による雨水貯留利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等災害による被害の軽減」等の達成に向けて、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度)</p> <p>上記政策目標の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現している。</p> <p>本件税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものである。</p> <p>社会資本整備重点計画において、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数について、平成28年度までに約4.1万戸にする目標を掲げているところ、平成24年度時点の実績は約5.6万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。</p> <p>また、昨今のゲリラ豪雨等を踏まえて、公共の対策のみでは不十分な地区について税によるインセンティブを増やすことにより、浸水対策をより効果的に推進することが可能である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27年度～平成28年度)</p> <p>本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることで対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27年度～平成28年度)</p> <p>本税制を措置することにより、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画(仮称)に定める区域内の雨水貯留利用施設の設置について整備促進を図る</p>

			<p>ことができる。これにより近年の気候変動等によるゲリラ豪雨等のリスクに対応する雨水の集中的な流出の抑制に寄与することが期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>民間が設置する雨水貯留利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共が雨水貯留利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p>	
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、下水道整備等による従来型のハード整備を行うことが困難な都市部においては、特に雨水貯留利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p> <p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○また、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画(仮称)に定める区域内で、民間事業者が建築物で貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う予定であるが、これは数少ない大規模な施設に限定することを予定しており、一定規模以下の施設については、本件税制により裾野の広い設置の推進を図ることで、地区内の浸水対策の効果を発現する必要がある。</p>	
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>	
10	有識者の見解		<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成21年度に下記の政策レビュー(総合評価方式)を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>(1)政策レビュー結果(評価書)名</p> <p>「総合的な水害対策－特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証－」(平成22年3月国土交通省)</p> <p>(2)政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p>小幡 純子 (上智大学法科大学院院長)</p> <p>城戸 由能 (京大防災研究所准教授)</p> <p>小池 俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授)</p> <p>重川 希志依 (富士常葉大学大学院環境防災研究科教授)</p> <p>清水 義彦 (群馬大学大学院工学研究科教授)</p> <p>(3)具体的提言等</p> <p>評価書31頁11～14行目</p> <p>局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせ</p>

	<p>わせていく必要がある。 同・31 頁 32～36 行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既成市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年9月(平成 25 年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（男性の育児休業取得率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される認定企業数の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用数等について租特透明化法等に基づき把握される情報を用いている場合、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて同情報（上位10社の適用額合計の割合等）を用いて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「…現状においては、くるみん認定企業数は順調に増加し、くるみん税制による効果が得られていることがうかがわれるものの、男性の育児休業取得率はいまだ低水準であること、所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上があまり進んでいないこと、出産を機に離職する女性が依然として多いことといった課題が指摘されていることから、本税制の延長・拡充を図ることが必要である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「…平成23年度の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置（以下「くるみん税制」という。）創設以降、男性の育児休業取得率は上昇し、平成24年度に落ち込んだものの、平成25年度には、再び上昇している。一方で、くるみん認定企業数は、順調に増加している。このことから、くるみん税制による効果が得られていることがうかがわれる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「女性の活躍が推進されることは、「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）で「とりわけ我が国最

大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計（平成27年度から29年度まで）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「…くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定を取得する経済的なインセンティブとしてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長することで、積極的に取り組む企業が増え、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、他の両立支援策とあいまって、社会全体として企業における取組が進展することで、政策目標が達成されることが期待されるものである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成25年に実施した本措置に係る政策評価において、26年度までに「くるみん」取得企業数を2,000社とするとしている。同数値は、平成26年7月末時点で1,932社となっており、「くるみん」取得企業数は、順調に増加していることから、今年度中には目標を達成する見込みである。

しかし、依然として、①男性の育児の育児休業取得率はいまだ低水準であること、②所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上が余り進んでいないこと、③出産を機に離職する女性が多いことから、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境整備など、事業主の自立的な取組を一層推進するため、くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定を取得する経済的なインセンティブとなるくるみん税制を拡充・延長し、引き続き「くるみん」取得企業数を拡大する必要がある。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、2020年までの数値目標として「第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13%」が定められていること、本租税特別措置は、当該数値目標を実現するための重要な手段であることから、当該数値目標を、達成目標として設定したところである。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

≪平成25年度の適用件数（推計）≫

平成25年度適用数（推計）：43件

次世代法認定企業数の増加率の平均：123%

545 （平成25年度実績） \div 447 （平成24年度実績） $\times 100 = 121.92 \approx 122\%$

447 （平成24年度実績） \div 363 （平成23年度実績） $\times 100 = 123.14 \approx 123\%$

$(122+123) \div 2 = 122.5 \approx 123\%$

35 （平成24年度実績） $\times 123\% = 43.05 \approx$ 43

≪平成25年度の適用額（推計）≫

平成25年度割増償却の適用額（推計）：9,073,086（千円）

平成25年度適用数（推計）：43件

$43 \times 211,002$ （千円）※ = 9,073,086（千円）

（注）平成24年度の適用額（総額）を適用件数で割り戻して算出

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

≪適用件数の将来推計≫

○くるみん

平成27年度 適用見込み件数：178件

平成28年度 適用見込み件数：267件

平成 29 年度 適用見込み件数：400 件

平成 27～29 年度の適用見込み件数：178+267+400 = 845 ≒ 850 件

(注) くるみん税制の周知強化により認定企業数の前年度比が上昇 (150% (※平成 25 年度は前年度比 123%増)) し、利用率も上昇する (10.0% (※平成 24 年度実績 7.83%)) と仮定し、また対象資産の拡大による適用数の増加も考慮し、推計。

○プラチナくるみん (仮称)

平成 27 年度 適用見込み件数：7 件

平成 28 年度 適用見込み件数：9 件

平成 29 年度 適用見込み件数：11 件

平成 27～29 年度の適用見込み件数：7+9+11 = 27 ≒ 30 件

(注) くるみん認定の実績を考慮し、平成 27 年度におけるプラチナくるみん (仮称) 認定取得企業数は 150 社、その後の増加率を 123%、税制優遇制度の利用率を 4.96% (くるみん税制創設時のくるみん税制適用割合) と仮定し、推計。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

平成 25 年度減収額 (推計)：2,313,637 (千円)

(算出根拠)

割増償却の適用額 平成 25 年度 (推計)：9,073,086 (千円)

法人税率 平成 25 年度 25.5%

(減収額計算式)

$9,073,086 \times 25.5\% = 2,313,636.93 \approx \underline{2,313,637 (千円)}$

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測 (評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明)

「『日本再興戦略』改訂 2014」に掲げられた数値目標に基づき達成目標を設定している。ただし、当該指標については、経済状況など外部要因も想定されるため、定性的な記述にとどまるが、評価書中「8 有効性等③効果・達成目標の実現状況」において記述したとおり、くるみん認定及びプラチナくるみん (仮称) 認定を取得する経済的なインセンティブとしてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長することで、積極的に取り組む企業が増え、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、他の両立支援策とあいまって、社会全体として企業における取組が進展することで、政策目標が達成されることが期待されるものである。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

「『日本再興戦略』改訂 2014」に掲げられた数値目標に基づき達成目標を設定している。ただし、当該指標については、経済状況など外部要因も想定されるため、定性的な記述にとどまるが、評価書中「8 有効性等③効果・達成目標の実現状況」において記述したとおり、本税制優遇措置により政策目標が達成され、女性の活躍が推進されることは、「『日本再興戦略』改訂 2014」で「とりわけ我が国最大の潜在力である『女性の力』を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである。

⑭ 他の政策手段との役割分担 (評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

両立支援等助成金は、所内保育施設や短時間勤務制度といった特定の施設や制度に注目したものと及び中小企業を対象にしているもので構成されているが、本租税特別措置は、特定の施設や制度の整備を促進するものではなく、また大企業・中小企業を問わず適用されるものであり、企業の実情に応じた両立支援のための自主的な取組を促進させるために必要な措置である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充 (国 24)(法人税:義)(所得税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。 また、企業がさらなる両立支援にかかる取組を行い、プラチナくるみん(仮称)認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。 ※くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得するためには、男性の育児休業に係る基準を満たさなければならず、プラチナくるみん(仮称)認定においては、女性の継続就業率向上のための基準を設けることとしている。
3	担当部局	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度創設 平成 26 年度適用期限延長
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子化の背景には、就労と出産・子育てに関しての希望と現実が乖離し、仕事と子育ての二者択一を迫られるような状況が存在している。また、育児休業取得率に関し、女性は 83.0%であるのに対し、男性は 2.03%にとどまっている。 こうした状況において、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境の改善・充実を通じ、国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会経済環境を整備するため、本租税特別措置を講じるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦—(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 第 II 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 2—2.女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用 (3)新たに講ずべき具体的施策 i)女性の活躍推進 ⑥女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築 「改正次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定等を受ける事業主に対するインセンティブ付与の検討、男性の育児参画促進等、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業主への支援などを拡充する」 ・「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策</p>

		<p>推進法等の一部を改正する法律に対する附帯決議」参議院厚生労働委員会(平成 26 年 4 月 15 日) 「次世代育成支援対策に関する計画に定めた目標を達成したこと等の基準を満たした一般事業主に付与される認定マーク(くるみんマーク)の認知度が低いことに鑑み、現行の認定マーク及び特例認定制度に基づく新たな認定マークについて周知徹底を図り、あわせて、一般事業主の更なる取組を促進するため、有効な措置を講ずること」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 13. 共生社会実現のための施策の推進 【施策】 ③少子化社会対策の総合的推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・第1子出産後の女性の継続就業率 55%(2020 年) ・男性の育児休業取得率 13%(2020 年)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・第1子出産後の女性の継続就業率:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 ・男性の育児休業取得率:厚生労働省「雇用均等基本調査」 ※当該指標については、経済状況など外部要因が影響するため、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得企業数の動向なども考慮する必要がある。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により、くるみん認定、プラチナくるみん(仮称)認定の取得促進を図り、認定取得企業を増加させることは、第1子出産後の女性の継続就業率及び男性の育児休業取得率を向上させ、ひいては社会全体の両立支援を促進することに寄与することとなる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>割増償却の適用件数 平成 23 年度:18 件(連結法人含む。) 平成 24 年度:35 件(連結法人含む。) 資料出所:財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」 平成 25 年度:43 件(連結法人含む。) 平成 26 年度:52 件(連結法人含む。) ※平成 25 年度認定企業数は、545 社(前年度比 123%)。平成 26 年度も前年度比は平成 25 年度並み、認定企業数のうち、7.83%が税制優遇措置を利用(平成 24 年度の実績より)していることから、平成 25、26 年度は平成 24 年度並みの利用率と仮定し、推計。 平成 27~29 年度 850 社(くるみん)(連結法人含む。) ※平成 27 年度以降は、くるみん税制の周知強化により認定企業数の前年度比も上昇(150%)し、利用率も上昇する(10.0%)と仮定し、また対象資産の拡大による適用数の増加も考慮し、推計。 30 社(プラチナくるみん(仮称)) ※くるみん認定の実績を考慮し、平成 27 年度におけるプラチナくるみん(仮称)認定取得企業数は 150 社、その後の増加率を 123%、税制優遇制度の</p>

		<p>利用率を4.96%（くるみん税制創設時のくるみん税制適用割合）と仮定し、推計。</p>
②	減収額	<p>割増償却の適用額 平成23年度：2,253,877千円 平成24年度：7,385,081千円 資料出所：財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」</p> <p>平成23年度減収額：6億7,616万3,100円 （算出根拠） 割増償却の適用額 平成23年度：22億5,387万7,000円 法人税率 平成23年度：30% （減収額計算式） $2,253,877,000 \times 0.3 = 676,163,100$ 平成24年度減収額：18億8,319万5,655円 （算出根拠） 割増償却の適用額 平成24年度：73億8,508万1,000円 法人税率 平成24年度：25.5% （減収額計算式） $7,385,081,000 \times 0.255 = 1,883,195,655$</p> <p>減収額の推計は、本租税特別措置の具体的内容を現在精査中のため困難。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日） 仕事と家庭の両立支援を促進するためには、育児等の取得によるマンパワー不足を補うため、企業全体で業務効率化・生産性の向上を図り、労働環境が改善・向上されることが必要である。これに資する減価償却資産は企業によって様々であるが、保育所を含む建物、機械及び装置並びに車両及び運搬具については、業務効率化・生産性向上のための設備投資資産の中でもその割合が高くニーズがあると考えられるものである。 これらの資産を取得した場合に、割増償却を可能とすることにより、くるみん及びプラチナくるみん（仮称）の取得を促し、企業における仕事と家庭の両立支援を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日） 男性の育児休業取得率は、 平成22年度：1.38% 平成23年度：2.63% 平成24年度：1.89% 平成25年度：2.03% となっており、平成23年度の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置（以下「くるみん税制」という。）創設以降、男性の育児休業取得率は上昇し、平成24年度に落ち込んだものの、平成25年度には、再び上昇している。一方で、くるみん認定企業数は、順調に増加している。このことから、くるみん税制による効果が得られていることがうかがわれる。 なお、女性の継続就業率については、データ出典である出生動向基本調査は、5年周期に実施のため、租税特別措置導入後の数値の動向は把握されて</p>

		<p>いない。 《参考：くるみん認定企業数》 平成21年6月末 717社 平成22年6月末 920社 平成23年6月末 1,095社 平成24年6月末 1,275社 平成25年6月末 1,588社 平成26年6月末 1,904社</p> <p>しかしながら、 ①男性の育児休業取得率はいまだ低水準であること ②所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上があまり進んでいないこと ③出産を機に離職する女性が依然として多いこと といった課題が指摘されている。 このため、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境整備など、事業主の自立的な取組を一層推進する必要がある。 くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定を取得する経済的なインセンティブとしてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長するものである。また、積極的に取り組む企業が増えることで、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、他の両立支援策と相俟って、社会全体として企業における取組の進展が期待される。 なお、仕事と家庭の両立のためには、業務効率化や生産性の向上を図り、労働環境が改善・向上されることが必要であり、これらに資する減価償却資産の割増償却を可能にすることは、くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定を受けた企業の労働環境の改善を支援することとなる。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日） くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定を取得するインセンティブが失われ、くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定の取得が進まず、女性の活躍促進や仕事と家庭の両立支援に係る企業の取組が停滞し、労働力不足が深刻化することにより、日本の経済成長の足かせとなる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日） 本税制優遇措置によりくるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定の取得を促進することで、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備など、事業主の自立的な取組がより一層推進される。さらに、積極的に取り組む企業が増えることで、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、働き続けながら子育てしやすい環境が整備され、女性の継続就業が増加する。 女性の活躍が推進されることは、「『日本再興戦略』改訂2014」（平成26年6月24日）で「とりわけ我が国最大の潜在力である『女性の力』を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである。」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定)は、特定の取組の促進を目的としたものではなく、企業の実情に応じた両立支援の取組を促進させるものであり(例えば、一般事業主行動計画に盛り込まれた両立支援に係る取組の達成、育児休業の取組、所定外労働の制限に関する制度の整備など)、その取組内容は次世代法によって強制的に決められるものではない。このため、特定の事業を促進させる補助金や規制ではなく、税制上の優遇措置によって、自主的な取組を促進させることが有効である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	育児・介護休業法により育児休業を取得する権利が付与されているが、実際の育児休業取得率は、女性 83.0%、男性 2.03%であり、当該税制優遇措置によるくるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得促進を通じて、さらなる普及啓発を行う必要がある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	次世代法第4条においては、地方公共団体は次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないとされている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長	府省名	内閣府
税目	法人税、所得税、固定資産税、都市計画税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（平成 28（2016）年度末までの 2 年間に、CO2 排出量を 5.8 万トン（政策目標を達成するために今後必要なペース（2.9 万トン／年）削減）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 26 年 3 月末における営業倉庫（205 件）の排出削減量は 131,446 トンとなっている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成 32 年度までの達成目標約 29 万トンを達成できる見込み」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

最新のデータ（別紙）によると、前回要望時（平成25年度税制改正）の達成指標（平成26年度末までの2年間に、CO2排出量を4.4万トン（政策目標を達成するために今後必要なペース（2.2万トン/年）削減）については、平成25年度に約6万5千トン削減しており達成している。今後も最終的な目標達成に向けて特定流通業務施設に対する本租特が必要である（評価書に記載している当該データは暫定値）。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定（平成24年度：32件、25年度：37件）に対して、実績数はそれぞれ32件、33件（想定比約94%）となっており、想定外に僅少とはなっていない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数はアンケート調査で税制特例の利用を希望している社数を把握し、税制特例の適用期間が5年間であることから表を利用して5年分を積み上げて算出している。

適用額は同様にアンケート調査で把握した建設予定の倉庫に係る取得（予定）価格に償却率と割増償却率（10%）を掛け合わせて推計した金額を使用した。

平成26年度における建設予定の倉庫に係る取得（予定）価格（単位：百万円）は、普通倉庫1万2,455（12件の合計）、冷蔵倉庫8,270（3件の合計）である。平成27年度及び28年度は、26年度と同額と仮定する。また、償却率は普通倉庫が1/31、冷蔵倉庫が1/21となっている。

予測値の推計方法については、税制特例の適用期間が5年間であることから表を利用して5年分を積み上げて算出している。以下に平成26年度から28年度までの適用額の計算例を示す。

（単位：百万円）

	取得価格		合計
	普通	冷蔵	
平成22年度	3,894	4,422.1	8,316.1
23年度	326.8	521.1	847.9
24年度	10,933.4	6,563.6	17,497.0
25年度	15,618.1	0	15,618.1
26年度	12,455	8,270	20,725
27年度	12,455	8,270	20,725
28年度	12,455	8,270	20,725
合計(22～26年度)	43,227.3	19,776.8	
合計(23～27年度)	51,788.3	23,624.7	
合計(24～28年度)	63,916.5	31,373.6	
償却率(%)	3.3	4.8	
割増償却率(%)	10	10	
適用額(26年度)	142.7	94.9	237.6
適用額(27年度)	170.9	113.4	284.3
適用額(28年度)	210.9	150.6	361.5

（注）端数処理の関係で評価書に記載している数値とは一致しない。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

取得価格、償却率、割増償却率は上記適用数における場合と同様であり、税率は25.5%として推計している（ただし、平成25年度までは30%）。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

別紙のとおり予測した。その結果、平成32年度までの達成目標約29万トンを達成できる見込み。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長 (国 25)(法人税:義)(所得税:外) (地 24)(固定資産税、都市計画税:外) 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成 17 年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下、「物流総合効率化法」という。)が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者(同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。)が、倉庫用建物等の施設(特定流通業務施設に限る。)を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度(5年間 10%)の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>一方、近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。</p> <p>また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサプライチェーンを構築するためには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き必要とされている。</p> <p>昨年閣議決定をした「総合物流施策大綱」においても、我が国の立地競争力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応するためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減することにより、物流総合効率化法のもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。このため、特定流通業務施設の施設要件の強化を図ったうえで、本特例措置を2年間延長する。</p>
3	担当部局	(主要望)国土交通省総合政策局物流政策課物流産業室 (従要望)内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)付【提出】
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 創設 平成 8 年度 延長 (20/100)地区要件の追加 平成 10 年度 延長 (18/100)ランプウェイ構造追加 平成 12 年度 延長 (16/100) 平成 14 年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ

別紙

年度	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	合計
認定件数	22	29	35	29	18	12	15	19	31	21	21	21	21	21	21	21	
CO2 排出削減量	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	6,692	65,710	19,031	19,031	19,031	19,031	19,031	19,031	19,031	161,497
累計	8,899	15,755	55,511	75,403	80,277	86,616	89,095	95,787	161,497	180,528	199,560	218,591	237,622	256,653	275,685	294,716	—
目標	17,969	35,938	53,907	71,876	89,845	107,814	125,783	143,752	161,721	179,690	197,659	215,628	233,597	251,566	269,535	287,504	—

(注) 端数処理の関係で、累計欄の数値は、一部一致しない。

○平成 26 年度以降は予測値。

<算出方法>

平成 21 年度から 25 年度までの 5 年分の CO2 排出削減量の合計を同じく 5 年分の認定件数の合計で除して 1 社当たりの CO2 排出削減量(注)を算出し、26 年度以降は業界アンケートで把握した認定希望社数の 21 を掛けて推計した。

(注) $(4,874+6,339+2,479+6,692+65,710) \div (18+12+15+19+31) = 906.25$

		平成16年度 延長 (10/100) 輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成17年度 延長 (10/100) 要件の見直し 平成18年度 延長 (10/100) 平成19年度 延長 (10/100) 平成21年度 延長 (10/100) 要件の見直し 平成23年度 延長 (10/100) 要件の見直し 平成25年度 延長 (10/100) 災害要件の追加
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 近年における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること(物流総合効率化法第一条)が目的である。</p> <p>《政策目的の根拠》 近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。 また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサプライチェーンを構築するためには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き必要とされている。 昨年閣議決定をした「総合物流施策大綱」においても、我が国の立地競争力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応するためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減することにより、物流総合効率化法のもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。 また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成17年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきた結果、平成23年度において、基準年(平成2年)比でマイナス17.1%の大幅なCO2排出量削減が達成されたところであるが、平成25年6月25日に閣議決定された「総合物流施策大綱(2013-2017)」において、さらなる環境負荷の低減に向けた取組として「物流に起因する環境負荷の低減の面からも物流の効率化を推進する」とされており、平成32年度末までに物流総合効率化法による物流効率化を通じたCO2排出削減量を、合計約29万トン(平成2年比マイナス25%)とする政策目標を達成するために集中的な取組を推進していく必要がある。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>○国土交通省政策評価基本計画(平成26年3月) 政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>○内閣府本府政策評価基本計画(平成26年4月)</p>

		<p>【政策】 11. 防災政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤地震対策等の推進</p>																																																																																																																																																									
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「平成32年度末までにCO2排出量を平成2年に対して25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からのCO2排出量について29万トン(1990年排出量115万トンに対して25%相当)を削減。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成28(2016)年度末までの2年間に、CO2排出量を5.8万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.9万トン/年))削減する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進することにより、政策目的である、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減に寄与する。</p>																																																																																																																																																									
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>《過去の実績》 (単位 上段:件、下段:社)</p> <table border="1"> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>6</td> <td>17</td> <td>23</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>33</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>50</td> </tr> </table> <p>適用額 (単位百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> <tr> <td>22</td> <td>105</td> <td>169</td> <td>220</td> <td>295</td> <td>307</td> <td>228</td> <td>233</td> <td>233</td> </tr> </table> <p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績</p> <p>《将来の推計》 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>39</td> <td>48</td> <td>61</td> <td>148</td> </tr> </table> <p>適用額 (単位百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>239</td> <td>286</td> <td>363</td> </tr> </table> <p>倉庫業界へのアンケート調査結果を基に推計</p> <p>割増償却の実績と予測</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>予測</th> <th>予測</th> <th>予測</th> </tr> <tr> <th>H17</th> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>H18</th> <td></td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>H19</th> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>H20</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>H21</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計	6	17	23	28	37	37	28	32	33	241	4	11	5	2	7	6	2	7	6	50	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	22	105	169	220	295	307	228	233	233	26年度	27年度	28年度	合計	39	48	61	148	26年度	27年度	28年度	239	286	363		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測	H17	6	6	6	6	6								H18		11	11	11	11	11							H19			6	6	6	6	6						H20				5	5	5	5	5					H21					9	9	9	9	9			
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計																																																																																																																																																		
6	17	23	28	37	37	28	32	33	241																																																																																																																																																		
4	11	5	2	7	6	2	7	6	50																																																																																																																																																		
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																																																																																																																																			
22	105	169	220	295	307	228	233	233																																																																																																																																																			
26年度	27年度	28年度	合計																																																																																																																																																								
39	48	61	148																																																																																																																																																								
26年度	27年度	28年度																																																																																																																																																									
239	286	363																																																																																																																																																									
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																																																																															
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測																																																																																																																																															
H17	6	6	6	6	6																																																																																																																																																						
H18		11	11	11	11	11																																																																																																																																																					
H19			6	6	6	6	6																																																																																																																																																				
H20				5	5	5	5	5																																																																																																																																																			
H21					9	9	9	9	9																																																																																																																																																		

H22						6	6	6	6	6		
H23							2	2	2	2	2	
H24								10	10	10	10	10
H25									6	6	6	6
H26										15	15	15
H27											15	15
H28												15
	6	17	23	28	37	37	28	32	33	39	48	61

《僅少、偏りがいないか》
 平成 17 年度から平成 25 年度までの物流総合効率化法による認定件数は 221 件、税制利用は 50 社あり、約 23%が本制度を利用していることから僅少、偏っているとは言えない。

《適用実態に関する情報を用いない理由》
 租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、当該措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書が必要としており、実績については詳細に把握していることである。
 また、平成 17 年に「物流総合効率化法」が施行されてからの実績を把握していることもあり、適用実態調査の集計より長期期間の実績を把握しているため、有効性等を評価するあたり有意義であるため使用したところ。

②: 減収額	《過去の実績》	(単位:百万円)																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <tr><th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>合計</th></tr> <tr><td>6</td><td>31</td><td>51</td><td>66</td><td>88</td><td>92</td><td>68</td><td>69</td><td>70</td><td>541</td></tr> </table>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計	6	31	51	66	88	92	68	69	70	541	税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績 《将来の推計》 (単位:百万円) <table border="1"> <tr><th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>合計</th></tr> <tr><td>68</td><td>79</td><td>99</td><td>246</td></tr> </table> 倉庫業界へのアンケート調査結果を基に推計 (算出式:取得価格×償却率×割増償却率×税率)											26年度	27年度	28年度	合計	68	79	99	246																																																																																																																																																																																		
17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計																																																																																																																																																																																																																	
6	31	51	66	88	92	68	69	70	541																																																																																																																																																																																																																	
26年度	27年度	28年度	合計																																																																																																																																																																																																																							
68	79	99	246																																																																																																																																																																																																																							
③: 効果・達成目標の実現状況	減収額の実績と予測	<table border="1"> <tr><th></th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th></tr> <tr><th></th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>予測</th><th>予測</th><th>予測</th></tr> <tr><td>H17</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H18</td><td></td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H19</td><td></td><td></td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td></td><td></td><td></td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td>15</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td>22</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr> <tr><td>H25</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>16</td><td>16</td><td>16</td><td>16</td></tr> <tr><td>H26</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>21</td><td>21</td><td>21</td></tr> <tr><td>H27</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>21</td><td>21</td></tr> <tr><td>H28</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>21</td></tr> <tr><td></td><td>6</td><td>31</td><td>51</td><td>66</td><td>88</td><td>92</td><td>68</td><td>69</td><td>70</td><td>68</td><td>79</td><td>99</td></tr> </table>												H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28		実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測	H17	6	6	6	6	6								H18		25	25	25	25	25							H19			19	19	19	19	19						H20				15	15	15	15	15					H21					22	22	22	22	22				H22						10	10	10	10	10			H23							1	1	1	1	1		H24								20	20	20	20	20	H25									16	16	16	16	H26										21	21	21	H27											21	21	H28												21		6	31	51	66	88	92	68	69	70	68	79	99	《適用実態に関する情報を用いない理由》 租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、当該措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書が必要としており、実績については詳細に把握していることである。 また、平成 17 年に「物流総合効率化法」が施行されてからの実績を把握していることもあり、適用実態調査の集計より長期期間の実績を把握しているため、有効性等を評価するあたり有意義であるため使用したところ。										
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																																																																																																																																													
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測																																																																																																																																																																																																														
H17	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																					
H18		25	25	25	25	25																																																																																																																																																																																																																				
H19			19	19	19	19	19																																																																																																																																																																																																																			
H20				15	15	15	15	15																																																																																																																																																																																																																		
H21					22	22	22	22	22																																																																																																																																																																																																																	
H22						10	10	10	10	10																																																																																																																																																																																																																
H23							1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																															
H24								20	20	20	20	20																																																																																																																																																																																																														
H25									16	16	16	16																																																																																																																																																																																																														
H26										21	21	21																																																																																																																																																																																																														
H27											21	21																																																																																																																																																																																																														
H28												21																																																																																																																																																																																																														
	6	31	51	66	88	92	68	69	70	68	79	99																																																																																																																																																																																																														
	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 17 年度～平成 25 年度)	平成 17 年 10 月 1 日の物流総合効率化法施行後、平成 26 年 3 月末現在で 221 件の総合効率化計画の認定があり、流通業務の総合化及び効率化が図られている。 今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成 32 年(2020)度末までに CO2 排出量を平成 2 年(1990 年)比 25%削減する。																																																																																																																																																																																																																								

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年度～平成25年度)</p> <p>平成26年3月末における営業倉庫(205件)の排出削減量は131,446トンとなっている。(達成目標29万トンに対する達成率約45%)</p> <p>物流効率化法の認定を受けた営業倉庫のCO2削減量の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>28</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>CO2排出削減量(t)</td> <td>8,899</td> <td>6,856</td> <td>39,756</td> <td>19,892</td> <td>4,874</td> <td>6,339</td> <td>2,479</td> <td>11,637</td> <td>30,714</td> <td>131,446</td> </tr> </tbody> </table>										年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計	件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	205	CO2排出削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	131,446
			年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計																																
			件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	205																																
CO2排出削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	131,446																																			
<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>多額の設備投資を要する一方で投資の回収に時間を要する倉庫業者の初期投資の負担が軽減される当該特例措置が延長されない場合、流通業務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、CO2排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成32(2020)年度末までに25%(1990年比)という地球温暖化対策の目標を達成できなくなることが予想される。</p>																																													
<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成28年度)</p> <p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額の設備投資資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、倉庫全体では、6,964.5㎡なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では18,968.7㎡であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO2削減率は1件あたり33.0%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p>																																													
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本件特例措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが求められている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。</p> <p>なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特例措置には補助金等に比して、手段としての</p>																																										

			<p>妥当性が認められる。</p>									
			<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p>									
			<p>③ 地方公共団体が協力する相対性</p> <p>地方税に関係しない。</p>									
10	有識者の見解		—									
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月									

国家公安委员会・警察厅

番号	制度名
国家公安委員会・警察庁	
警察01	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察用の船舶）
警察02	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察用の船舶）	府省名	警察庁
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③＜租税特別措置等による達成目標に係る測定指標＞欄への補足説明）

事前評価書中8③＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞欄において分析されているとおり、本租税特別措置等が延長されなかった場合、購入できる軽油の量が約28%減少することによって、1隻当たりの駆動時間も同様に約28%減少するため、この減少分の約28%を本措置の直接的な効果として説明することができる。したがって、本測定指標（ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間）は、他の要因の影響を大きく受けるものの、本租税特別措置等の直接的な効果を説明することができるものであることから、適切な指標である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」においては、船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の用に供する軽油の引取りに関する軽油引取税の課税免除の特例措置に係る適用額の合計が記載されており、警察用の船舶のみに係る適用額を分別することができないことから、同報告書に基づき把握される情報を用いることはできない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税法に基づき把握される情報を用いることはできない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

本措置の直接的な効果は、測定指標を用いて以下のように把握できる。

- ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間のうち、本措置の直接的な効果として把握される駆動時間

(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間×本措置が延長されなかった場合に購入できる軽油の減少率)

平成22年度 165.8時間 (552.8×0.300)

23年度 149.8時間 (561.0×0.267)

24年度 217.5時間 (842.9×0.258)

25年度 172.7時間 (702.0×0.246)

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄への補足説明）

本措置の直接的な効果は、測定指標を用いて以下のように予測できる。

- ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間のうち、本措置の直接的な効果として把握される駆動時間

(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間×本措置が延長されなかった場合に購入できる軽油の減少率)

平成26年度 186.1時間 (664.7×0.28)

27年度 186.1時間 (664.7×0.28)

28年度 186.1時間 (664.7×0.28)

29年度 186.1時間 (664.7×0.28)

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③＜税収減を是認するような効果の有無＞欄への補足説明）

当該措置により発生する税収の減少額（事前評価書中8②「減収額」欄において記載。）は、「ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間」（事前評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄において記載。）の増加等の本租税特別措置等の効果に比して、水上警察活動による重大テロ事案の未然防止等、国民の安全・安心の確保という公益上の便益に資するため、是認される範囲のものであると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③＜税収減を是認するような効果の有無＞欄への補足説明）

当該措置により発生する税収の減少額（事前評価書中8②「減収額」欄において記載。）は、「ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間」（事前評価書中8③＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞欄において記載。）の増加等の本租税特別措置等の効果に比して、水上警察活動による重大テロ事案の未然防止等、国民の安全・安心の確保という公益上の便益に資するため、是認される範囲のものであると考えられる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

仮に本租税特別措置等が廃止されたとすれば、国及び都道府県が支弁する経費の一部が都道府県の税収となる。警察用船舶の燃料費のうち、都道府県が支弁する部分については、都道府県の税収から支出されるものであるが、国が支弁する部分については、支弁する対象を維持経費に限定し、あくまで例外的に国が支弁しているものであり、その対象に見合う額以上の国費が当該都道府県の税収となることは、警察法（昭和29年法律第162号）第37条第2項が当該都道府県警察に要する経費について原則都道府県が支弁することとしている趣旨に反し妥当でない。

また、本租税特別措置等が廃止され、都道府県の税収が増加すれば、水上警察活動に対する予算措置が行われるのではないかという主張もあり得るが、都道府県の予算の編成権は知事に専属するものであり（地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条等）、軽油引取税は普通税であることも踏まえると、地方自治の観点から、必ずしも軽油引取税課税分の予算が措置されるとは限らない。一方、本租税特別措置等は地方税法の規定により、全国的斉一性をもって設けられているものであり、安定的に水上警察活動に対して財政的措置を行うことができる。したがって、そのような観点からも、本租税特別措置等が予算措置よりも必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化(警察用の船舶)(地方税1)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	警察用船舶の動力源に供する軽油の引取りについては、軽油引取税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。
3	担当部局	生活安全局地域課、長官官房会計課装備室
4	評価実施時期	平成 26 年7月(分析対象期間:平成 21 年4月～平成 32 年3月)
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 31 年の軽油引取税創設当時から、非課税措置がなされていた。平成 21 年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から普通税に変更され、非課税措置は3年間の時限措置となり、これが平成 24 年に延長され、平成 27 年3月 31 日までの時限措置となった。
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ◎ 国民の安全・安心の確保 ○ 海上及び海上からのテロ活動の未然防止 ○ 海上警備・沿岸警備の強化 ○ 薬物・銃器密輸の水際阻止の強化 ○ 密漁事犯・環境犯罪の取締り等の推進 ○ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保 ○ 海上における人命救助 等 《政策目的の根拠》 ○ 警察法(昭和 29 年法律第 162 号)第2条第1項及び第 36 条第2項 ○ 「世界一安全な日本」創造戦略(平成 25 年 12 月 10 日犯罪対策関係会議決定・閣議決定) 2(3)③ 海上及び海上からのテロ活動の未然防止 2(3)④ 海上警備・沿岸警備の強化 4(3)④ 薬物密輸の水際阻止の強化 4(4)② 銃器密輸の水際阻止の強化 4(6)④ 密漁事犯の根絶 4(6)⑧ 環境犯罪対策の推進 5(4)⑦ 地域警察活動の強化 7(1)③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備 7(1)⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保 ○ 国土強靱化基本計画(平成 26 年6月3日閣議決定)第3章2(1)(「救助・救急活動や警戒等に必要な…船舶…等の装備資機材…等について…整備・高度化を推進する。」)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 平成 26 年度実績評価計画書(平成 26 年3月 国家公安委員会・警察庁) 基本目標 1 市民生活の安全と平穏の確保 業績目標 1 総合的な犯罪抑止対策の推進 業績目標 2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 基本目標 3 組織犯罪対策の強化 業績目標 1 暴力団等犯罪組織の存立基盤の弱体化 業績目標 2 来日外国人犯罪対策の強化 基本目標 5 国の公安の維持

有効性等	① 適用数等	業績目標 1 重大テロ事案等を含む警備犯罪への的確な対処 業績目標 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 業績目標 3 対日有害活動、国際テロ等の未然防止及びこれら事案への的確な対処
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 水上警察活動の充実 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・ ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間 ・ 水上警察活動に伴う犯罪検挙人員数、保護救助人員数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 警察用船舶は、 ○ 密入国・密輸、漁業事犯等の水上犯罪の取締り ○ 災害・水難時の捜索救助 ○ 国際空港等の重要施設に対する海上からの警戒警備 等の水上警察活動に不可欠な資機材として用いられているところ、課税免除措置がなされた場合、当該活動に要する燃料となる軽油を購入できる量が増加することにより、警察用船舶の駆動時間が増加し、水上警察活動の充実が図られ、もってテロ活動の未然防止等、国民の安全・安心の確保に寄与することが見込まれる。
有効性等	② 減収額	ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 ○ 将来の推計 平成 27 年度:151 隻 平成 28 年度:151 隻 平成 29 年度:151 隻 (算定根拠) 平成 25 年中のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数 ○ 過去の実績(※全てに本特別措置を適用している。) 平成 22 年:169 隻 平成 23 年:162 隻 平成 24 年:158 隻 平成 25 年:151 隻 ○ 将来の推計 平成 27 年度:1億 1,400 万円 平成 28 年度:1億 1,400 万円 平成 29 年度:1億 1,400 万円 (算定根拠) 平成 21 年から 25 年の課税免除額の平均 ○ 過去の実績 平成 21 年度:約1億 1,400 万円(約 3,560 キロリットル) 平成 22 年度:約1億 1,400 万円(約 3,555 キロリットル) 平成 23 年度:約1億 1,000 万円(約 3,423 キロリットル) 平成 24 年度:約1億 1,400 万円(約 3,540 キロリットル) 平成 25 年度:約1億 1,700 万円(約 3,631 キロリットル)

③	効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>○ 将来の推計 燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、水上警察活動が充実することにより、海上及び海上からのテロ活動の未然防止や海上警備・沿岸警備の強化等が図られる。</p> <p>○ 過去の実績 ・海上及び海上からの重大テロ事案等の発生件数 平成 22 年：0 件 平成 23 年：0 件 平成 24 年：0 件 平成 25 年：0 件 ・水上警察活動に伴う犯罪検挙人員数 平成 22 年：323 人 平成 23 年：355 人 平成 24 年：240 人 平成 25 年：155 人 ・水上警察活動に伴う保護救助人員数 平成 22 年：269 人 平成 23 年：144 人 平成 24 年：203 人 平成 25 年：107 人 平成 22 年から 25 年においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、水上警察活動が充実し、海上及び海上からのテロ活動の防止や海上警備・沿岸警備の強化等による国民の安全・安心の確保という所期の目標が達成されたが、引き続き、国民の安全・安心の確保を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>○ 将来の推計 ・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の数 平成 27 年度：151 隻 平成 28 年度：151 隻 平成 29 年度：151 隻 (算定根拠) 平成 25 年中のディーゼルエンジン搭載警察用船舶数 ・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間 平成 27 年度：664.7 時間 平成 28 年度：664.7 時間 平成 29 年度：664.7 時間 (算定根拠) 平成 22 年から 25 年のディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間の平均 燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することが可能となり、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間が十分に確保されることにより、水上警察活動の充実が図られる。</p>
---	----------------------	---

		<p>○ 過去の実績 ・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の数(※全てに本租税特別措置を適用している。) 平成 22 年：169 隻 平成 23 年：162 隻 平成 24 年：158 隻 平成 25 年：151 隻 ・ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間 平成 22 年：552.8 時間 平成 23 年：561.0 時間 平成 24 年：842.9 時間 平成 25 年：702.0 時間</p> <p>【ディーゼルエンジン搭載警察用船舶の 1 隻当たりの任務別活動時間】 ※ 国有船舶に限る。 ・警備・警戒従事時間(原子力発電所、空港等重要施設警備を含む。) 平成 22 年：54.2 時間 平成 23 年：46.1 時間 平成 24 年：23.7 時間 平成 25 年：20.5 時間 ・警ら活動従事時間 平成 22 年：463.8 時間 平成 23 年：479.8 時間 平成 24 年：506.2 時間 平成 25 年：474.7 時間 ・捜索・救助従事時間 平成 22 年：16.5 時間 平成 23 年：14.8 時間 平成 24 年：17.3 時間 平成 25 年：19.0 時間 ・捜査活動従事時間 平成 22 年：17.1 時間 平成 23 年：14.5 時間 平成 24 年：14.4 時間 平成 25 年：15.5 時間</p> <p>平成 22 年から 25 年においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除されたことにより、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 1 隻当たりの駆動時間が十分に確保され、水上警察活動の充実という所期の目標が達成されたが、引き続き、水上警察活動の充実を図る必要がある。</p> <p>※ 参考 ○ 過去の実績 ・ガソリンエンジン搭載警察用船舶の数 平成 22 年：24 隻 平成 23 年：25 隻 平成 24 年：25 隻 平成 25 年：24 隻</p>
--	--	---

		<p>・ガソリンエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間 平成22年:252.4時間 平成23年:243.8時間 平成24年:204.6時間 平成25年:618.5時間</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本租税特別措置が延長されなかった場合、購入できる軽油の量が約28%減少することとなり、ディーゼルエンジン搭載警察用船舶1隻当たりの駆動時間も同様に減少することが予想される。駆動時間の減少に伴い、海上及び海上からのテロ活動や薬物・銃器密輸等の取行を容易ならしめるほか、海上における人命救助活動が制約されることとなるなど、海上等における国民の安全・安心の確保に多大な悪影響が生じることが予想される。</p> <p>(購入できる軽油の量) ○平成21年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 175隻) (課税なし) (課税有り) ・軽油の単価 66.58円/1L 98.68円/1L ・購入できる軽油の量 3,560,230L 2,402,168L → 約32.5%減少(△1158,062L)</p> <p>○平成22年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 169隻) (課税なし) (課税有り) ・軽油の単価 74.70円/1L 106.80円/1L ・購入できる軽油の量 3,554,756L 2,486,563L → 約30.0%減少(△1068,193L)</p> <p>○平成23年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 162隻) (課税なし) (課税有り) ・軽油の単価 88.11円/1L 120.21円/1L ・購入できる軽油の量 3,423,064L 2,509,025L → 約26.7%減少(△914,039L)</p> <p>○平成24年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 158隻) (課税なし) (課税有り) ・軽油の単価 92.34円/1L 124.44円/1L ・購入できる軽油の量 3,540,146L 2,627,121L → 約25.8%減少(△913,025L)</p> <p>○平成25年度(ディーゼルエンジン搭載警察用船舶 151隻) (課税なし) (課税有り) ・軽油の単価 98.18円/1L 130.28円/1L ・購入できる軽油の量 3,630,952L 2,736,429L → 約24.6%減少(△894,523L)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該措置により発生する税収の減少額は、水上警察活動による重大テロ事案の未然防止等、国民の安全・安心の確保という公益上の便益に比して是認される範囲のものであると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>当該課税免除措置により燃料費が削減され、警察用船舶による水上警察活動の充実に資することから、当該課税免除措置はその政策目的に整合している。 警察用船舶による水上警察活動は、国民の安全・安心を確保するために必要なものであるが、当該課税免除措置は、財政面からその充実に資するための必要最小限の措置である。</p>

		<p>また、課税免除措置の適用要件が、地方税法上、船舶の使用者が当該船舶の動力源として供する軽油と明確に定められている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	水上警察活動は、都道府県警察の活動の一部であるから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。
10	有識者の見解	なし。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年7月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）	府省名	警察庁
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】
 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

本租税特別措置等の寄与の程度をより分かりやすくするため、非常用電源装置の稼働可能時間を測定指標とし、本租税特別措置等が延長されなかった場合の非常用電源装置の稼働可能時間への影響を改めて検討した。警察庁で現在整備している非常用電源装置については1時間稼働させるのに必要となる平均的な軽油が5リットルであるため、事前評価書中<8③<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>欄に記載した「課税あり」の場合における「購入できる軽油の量」の減少量（過去5年間の平均値）から算出（年間平均軽油減少量6,466リットル÷1時間の稼働に必要な軽油量5リットル÷非常用電源を設置している無線中継所501か所）すると、非常用電源を設置している無線中継所1か所当たり年間2.6時間の稼働可能時間の減少が想定される。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」においては、船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の用に供する軽油の引取りに関する軽油引取税の課税免除の特例措置に係る適用額の合計が記載されており、警察の用に供する電気通信設備のみに係る適用額を分別することができないことから、同報告書に基づき把握される情報を用いることはできない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

地方税法に基づき把握される情報を用いることはできない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

本租税特別措置等の寄与の程度をより分かりやすくするため、本租税特別措置等がなかった場合の非常用電源装置の稼働可能時間への影響を改めて検討した。

- 非常用電源を設置している無線中継所1か所当たりの年間稼働可能時間のうち、本措置の直接的な効果として把握される稼働可能時間
（年間の購入できる軽油の減少量÷1時間の稼働に必要な軽油量÷非常用電源を設置している全国の無線中継所数（実数））

平成22年度	2.1時間	(4,555÷5÷439)
23年度	3.5時間	(7,616÷5÷441)
24年度	3.8時間	(9,468÷5÷500)
25年度	2.7時間	(6,880÷5÷501)

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

本租税特別措置等の寄与の程度をより分かりやすくするため、本租税特別措置等が延長されない場合の非常用電源装置の稼働可能時間への影響を改めて検討した。

- 非常用電源を設置している無線中継所1か所当たりの年間稼働可能時間のうち、本措置の直接的な効果として把握される稼働可能時間
（年間の購入できる軽油の予想減少量（過去5年間の平均）÷1時間の稼働に必要な軽油量÷非常用電源を設置している全国の無線中継所数）

平成26年度	2.6時間	(6,466÷5÷501)
27年度	2.6時間	(6,466÷5÷501)
28年度	2.6時間	(6,466÷5÷501)
29年度	2.6時間	(6,466÷5÷501)

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

点検項目⑨の欄で追加の補足説明をしたように、本租税特別措置等がなかったとすると過去4年間の非常用電源装置の稼働可能時間に2.1時間から3.8時間の減少という影響が認められ、災害等により商用電源が停電した際に警察通信機能が失われる危険性が増大し、警察活動に多大な悪影響が生じるおそれがあったことが認められる。

したがって、当該措置により発生する税収の減少額（事前評価書中8②「減収額」において記載）は、「非常用電源を設置している無線中継所1か所当たりの年間稼働可能時間」（点検結果表の別紙中⑨租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握において記載）の確保等の本租税特別措置等の効果に比して、警察活動に必要な通信を維持することによる国民の安全・安心の確保という公益上の便益に資するため、是認される範囲のものであると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

点検項目⑩の欄で追加の補足説明をしたように、本租税特別措置等が延長されないとすると将来の非常用電源装置の稼働可能時間が2.6時間減少することが予想され、災害等により商用電源が停電した際に警察通信機能が失われる危険性が増大し、警察活動に多大な悪影響が生じるおそれがあることが認められる。

したがって、当該措置により発生する税収の減少額（事前評価書中8②「減収額」において記載）は、「非常用電源を設置している無線中継所1か所当たりの年間稼働可能時間」（点検結果表の別紙中⑩租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測において記載）の確保等の本租税特別措置等の効果に比して、警察活動に必要な通信を維持することによる国民の安全・安心の確保という公益上の便益に資するため、是認される範囲のものであると考えられる。

⑬ 租税の特取の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

仮に本租税特別措置等が廃止されたとすれば、国庫が支弁した経費の一部が、都道府県税として都道府県の税収となる。しかし、都道府県警察の警察通信に要する経費に対する国庫の支弁は、あくまで例外的に行っている措置であるところ、その対象に見合う額以上の国費が都道府県の税収となるのは、受益者負担の原則、警察法（昭和29年法律第162号）第37条第1項及び第2項の趣旨に照らして適当でない。したがって、警察法第37条第1項及び第2項との関係上、都道府県に応分の負担を求めるべきであり、都道府県が国に対して財政的措置を講ずる手段がない以上、地方税である軽油引取税の免税措置によって応分の負担をするべきものであるから、本租税特別措置等を適用することが適切である。

また、警察法第78条（国有財産等の無償使用等）において、警察通信施設は都道府県警察に無償で使用させることができるとされており、これに基づき警察庁が整備・維持管理している警察通信施設を、都道府県警察は各種警察活動を行う上で活用している。このように、都道府県警察に無償で使用させている警察通信施設であるが、24時間365日にわたりその機能を途絶させることなく維持管理するため、警察庁として必要となる非常用電源装置を整備し、燃料となる軽油を確保しているところである。仮に本租税特別措置等が講じられないこととなれば、都道府県警察の活動を無償で支援する中で必要となる燃料に対して軽油引取税が適用され、そこで徴収された税が都道府県の財源となり、適切でない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）（地方税2）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	警察では、無線多重回線、各種の移動通信システムを独自に整備・維持管理しており、警察業務を遂行する上で不可欠な情報を伝達している。警察は24時間活動を続けており、その活動に必要な不可欠な警察の神経系統ともいえる警察通信が途絶することは一切許されないため、災害等により警察通信施設が停電した場合でも、非常用電源装置を稼働させることにより、警察通信施設の機能を維持し続ける必要がある。その非常用電源装置に使用する軽油の引取りについては、軽油引取税を免除する措置の本則化・恒久化を図る。
3	担当部局	情報通信局情報通信企画課
4	評価実施時期	平成26年7月（分析対象期間：平成21年4月～平成32年3月）
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年に非課税措置が恒久措置として定められた。平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から普通税に変更され、非課税措置は3年間の時限措置となり、これが平成24年に延長され、平成27年3月31日までの時限措置となった。
6	適用又は延長期間	本則恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民の安全・安心の確保のため、災害発生時等に商用電源の停電が生じた場合であっても、警察の各電気通信設備に備えた非常用電源装置を稼働させることにより、救助救出、避難誘導等の警察活動に必要な通信を維持・確保すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 警察法（昭和29年法律第162号）第2条第1項 ○ 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定・閣議決定） 5(4)⑦ 地域警察活動の強化 7(1)③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備 7(1)⑤ 現場警察活動を支える警察通信の体制強化 7(1)⑨ 情報通信システムの強化 7(1)⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保 ○ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）第3章2(1)（「救助・救急活動や警戒等に必要な・・・通信資機材等の装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する。」）</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成26年度実績評価計画書（平成26年3月 国家公安委員会・警察庁） 基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保 業績目標1 総合的な犯罪抑止対策の推進 業績目標2 地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化 基本目標5 国の公安の維持 業績目標2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処</p>

8	有効性等	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 商用電源の停電が生じた場合であっても、警察活動に必要な通信の途絶を防止するため、無線中継所（非常用電源装置が設置できる無線中継所に限る。以下同じ。）における非常用電源装置の稼働態勢を充実させること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・無線中継所における非常用電源装置の設置率 ・容量を増加させた非常用電源装置用燃料タンクの数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 警察の情報通信は、警察活動を支える不可欠な基盤である。警察では、事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても即座に対応できるよう、情報通信システムを全国に整備しているものであるが、災害等による商用電源の停電で警察通信施設の機能が失われた場合には、警察活動に重大な影響を及ぼすことから、これに対する対策が不可欠である。 課税免除措置がなされた場合、非常用電源装置の燃料となる軽油を購入できる量が増加することにより、非常用電源装置の設置率の上昇や非常用電源装置用燃料タンクの容量増加等、非常用電源装置の稼働態勢の充実が図られ、もって商用電源の停電時における警察通信の途絶の防止に寄与することが見込まれる。</p>
		①: 適用数等	<p>○ 将来の推計 平成 27 年度：23,880 リットル 平成 28 年度：23,880 リットル 平成 29 年度：23,880 リットル （算定根拠） 平成 21 年度から 25 年度の軽油使用数量の平均 （※ 無線中継所に設置されている非常用電源装置に関するもの。 実際には各年度の商用電源の停電状況により、軽油使用数量は異なる見込み。）</p> <p>○ 過去の実績 平成 21 年度：11,643 リットル 平成 22 年度：15,246 リットル 平成 23 年度：28,125 リットル 平成 24 年度：36,956 リットル 平成 25 年度：27,431 リットル （※ 災害の規模等によって各年度の商用電源の停電状況は異なるので、軽油使用数量も異なる。）</p>
		②: 減収額	<p>○ 将来の推計 平成 27 年度：約 77 万円 平成 28 年度：約 77 万円 平成 29 年度：約 77 万円 （算定根拠） 平成 21 年度から 25 年度の平均 （※ 実際には各年度の商用電源の停電状況により異なる見込み。）</p> <p>○ 過去の実績</p>

③: 効果・達成目標の実現状況	<p>平成 21 年度：約 37 万円 平成 22 年度：約 49 万円 平成 23 年度：約 90 万円 平成 24 年度：約 119 万円 平成 25 年度：約 88 万円 （※ 各年度の軽油使用数量に暫定税率 32.1 円/リットルを乗じて算定。災害の規模等によって、各年度の商用電源の停電状況は異なるので、減収額も異なる。）</p>
	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>○ 将来の推計 燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、非常用電源装置の稼働態勢が充実することにより、商用電源の停電が生じた場合であっても、警察活動に必要な通信の維持・確保が図られる。</p> <p>○ 過去の実績 ・無線中継所において商用電源の停電により警察通信が途絶した件数 平成 23 年度：0 件 平成 24 年度：0 件 平成 25 年度：0 件 ・商用電源の停電時における非常用電源装置の作動回数 平成 23 年度：73 回 平成 24 年度：82 回 平成 25 年度：94 回 （※ 作動時間が 2 時間以上となったものを計上。） 平成 23 年度から 25 年度においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を確保し、非常用電源装置の稼働態勢が充実したことにより、平成 23 年度には 73 回、24 年度には 82 回、25 年度には 94 回、商用電源の停電が発生したものの、非常用電源装置が確実に作動し、警察活動に必要な通信の維持・確保という所期の目的が達成されたが、今後も同様の事態が発生した場合に、引き続き警察通信の維持・確保を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>○ 将来の推計 ・無線中継所における非常用電源装置の設置率 平成 27 年度：100%（無線中継所数：501 箇所） 平成 28 年度：100%（無線中継所数：501 箇所） 平成 29 年度：100%（無線中継所数：501 箇所） （算定根拠） 平成 25 年度の非常用電源装置の設置率及び無線中継所数 ・容量を増加させた非常用電源装置用燃料タンクの数 平成 27 年：18 箇所 平成 28 年：18 箇所 平成 29 年：18 箇所 （※ 暦年での調査に基づく数。） （算定根拠） 平成 22 年から 25 年の平均</p>

			<p>燃料となる軽油の引取りに係る税が免除され、限られた予算の中で必要な燃料を購入することが可能となり、非常用電源装置の設置が促進されて設置率が100%となるほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置も促進され、非常用電源装置の稼働態勢の充実が図られる。</p> <p>○ 過去の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線中継所における非常用電源装置の設置率 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度：89%（無線中継所数：493箇所） 平成23年度：89%（無線中継所数：495箇所） 平成24年度：100%（無線中継所数：500箇所） 平成25年度：100%（無線中継所数：501箇所） 容量を増加させた非常用電源装置用燃料タンクの数 <ul style="list-style-type: none"> 平成22年：5箇所 平成23年：5箇所 平成24年：14箇所 平成25年：47箇所 <p>（※ 暦年での調査に基づく数。）</p> <p>平成22年度から25年度においては、燃料となる軽油の引取りに係る税が免除されたことにより、限られた予算の中で必要な燃料を購入することができたことから、非常用電源装置の設置が促進され、24年度からは設置率が100%となったほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置も促進され、非常用電源装置の稼働態勢の充実という所期の目標が達成されたが、引き続き非常用電源装置の稼働態勢を充実させる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本租税特別措置が延長されなかった場合、購入できる軽油の量が約28%減少することとなり、非常用電源装置の設置の促進が阻害されるほか、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置を進めるに当たり、燃料として必要となる軽油が購入できず、当該措置が阻害されることが予想される。非常用電源装置の設置の促進や、非常用電源装置用燃料タンクの容量を増加させる措置が阻害されることに伴い、災害等により商用電源が停電した際に、警察通信施設の機能が失われる危険性が増大し、警察活動に多大な悪影響が生じることが予想される。</p> <p>（購入できる軽油の量）</p> <p>○ 平成21年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">66.01 円／1L</td> <td style="text-align: right;">98.11 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">11,643L</td> <td style="text-align: right;">7,833L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約32.7%減少（△3,809L）</td> </tr> </table> <p>○ 平成22年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">75.33 円／1L</td> <td style="text-align: right;">107.43 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">15,246L</td> <td style="text-align: right;">10,691L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約29.8%減少（△4,555L）</td> </tr> </table> <p>○ 平成23年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">86.44 円／1L</td> <td style="text-align: right;">118.54 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">28,125L</td> <td style="text-align: right;">20,509L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約27.1%減少（△7,616L）</td> </tr> </table>		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	66.01 円／1L	98.11 円／1L	・ 購入できる軽油の量	11,643L	7,833L			→ 約32.7%減少 （△3,809L）		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	75.33 円／1L	107.43 円／1L	・ 購入できる軽油の量	15,246L	10,691L			→ 約29.8%減少 （△4,555L）		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	86.44 円／1L	118.54 円／1L	・ 購入できる軽油の量	28,125L	20,509L			→ 約27.1%減少 （△7,616L）
	（課税なし）	（課税有り）																																					
・ 軽油の単価	66.01 円／1L	98.11 円／1L																																					
・ 購入できる軽油の量	11,643L	7,833L																																					
		→ 約32.7%減少 （△3,809L）																																					
	（課税なし）	（課税有り）																																					
・ 軽油の単価	75.33 円／1L	107.43 円／1L																																					
・ 購入できる軽油の量	15,246L	10,691L																																					
		→ 約29.8%減少 （△4,555L）																																					
	（課税なし）	（課税有り）																																					
・ 軽油の単価	86.44 円／1L	118.54 円／1L																																					
・ 購入できる軽油の量	28,125L	20,509L																																					
		→ 約27.1%減少 （△7,616L）																																					

			<p>○ 平成24年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">93.20 円／1L</td> <td style="text-align: right;">125.30 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">36,956L</td> <td style="text-align: right;">27,488L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約25.6%減少（△9,468L）</td> </tr> </table> <p>○ 平成25年度</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（課税なし）</td> <td style="text-align: center;">（課税有り）</td> </tr> <tr> <td>・ 軽油の単価</td> <td style="text-align: right;">95.88 円／1L</td> <td style="text-align: right;">127.98 円／1L</td> </tr> <tr> <td>・ 購入できる軽油の量</td> <td style="text-align: right;">27,431L</td> <td style="text-align: right;">20,551L</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">→ 約25.1%減少（△6,880L）</td> </tr> </table> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>東日本大震災においては、東北5県で48箇所の無線中継所が停電したが、24時間体制で非常用電源装置の燃料である軽油を補給し、非常用電源装置を稼働し続けることにより、被災状況の把握、被災者の救出救助や避難誘導、行方不明者の捜索等に不可欠な警察通信の途絶を防止することができた。その他の災害等においても、非常用電源装置を稼働させ、警察通信の途絶を防止している。</p> <p>このことから、当該措置により発生する税収の減少額は、警察通信の維持・確保という公益上の便益に比しては是認される範囲のものであると考えられる。</p>		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	93.20 円／1L	125.30 円／1L	・ 購入できる軽油の量	36,956L	27,488L			→ 約25.6%減少 （△9,468L）		（課税なし）	（課税有り）	・ 軽油の単価	95.88 円／1L	127.98 円／1L	・ 購入できる軽油の量	27,431L	20,551L			→ 約25.1%減少 （△6,880L）
	（課税なし）	（課税有り）																									
・ 軽油の単価	93.20 円／1L	125.30 円／1L																									
・ 購入できる軽油の量	36,956L	27,488L																									
		→ 約25.6%減少 （△9,468L）																									
	（課税なし）	（課税有り）																									
・ 軽油の単価	95.88 円／1L	127.98 円／1L																									
・ 購入できる軽油の量	27,431L	20,551L																									
		→ 約25.1%減少 （△6,880L）																									
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>当該課税免除措置は「警察の用に供する電気通信設備の電源」という公益性及び重要性の極めて高い用途に供する軽油の引取りのみを対象としているものであり、課税免除の対象として妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>都道府県警察の活動に必要な警察通信が確保されることから、当該課税免除措置に対して受益者である都道府県が協力することについては相当性がある。</p>																									
10	有識者の見解	なし。																									
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年7月																									

金融庁

番号	制度名
金融庁	
金融01	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等
金融02	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ
金融03	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）
金融04	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税
金融05	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
金融06	外国子会社合算税制の見直し
金融07	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置
金融08	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の法人住民税及び法人事業税の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における法人住民税及び法人事業税の減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の法人税の減収額の過去の実績について、平成24年度しか把握されていないため、25年度の法人税の減収額を明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について平成 26 年度しか予測されていないため、分析対象期間の年度ごとに適用者数を明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「税会不一致の問題に起因する投資法人等の活動の制約が解消される。」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
 - Ⅲ 公正・透明で活力ある市場の構築
 - 2 市場機能の強化のための制度・環境整備
 - ③ 不動産投資市場の活性化
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

前回評価時（平成25年8月）に想定していた達成目標（投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備すること）については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の26年時改正の施行後から現時点（26年8月）まででは合併が行われていないため、所期の目標を達成していないといえる。達成していない原因としては、改正法施行から半年しか経過していないことのほか、限定的な措置内容にとどまったことが考えられる。したがって、投資法人等の活動の制約を抜本的に解消するためにも、本年度要望（税会不一致の解消）を行いたいと考える。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく情報によれば、平成24年度の減収額は382億円程度であり、根拠条文は租税特別措置法第67条の15（投資法人の課税の特例）である。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人(リート)における「税会不一致」問題の解消等 (国税 16) (法人税:義) (地方税 14) (法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	投資法人において生じる税会不一致の問題について解消を図ること。具体的には、新たな指標として「配当基準額(仮称)」を導入し、その部分から行われる配当は、会計上の利益を上回る場合でも損金算入を認めること。
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 20 年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。 平成 21 年度改正で 90%超配当支払要件等の拡充が行われた。 平成 23 年度改正で国内 50%超募集要件の見直しが行われた。 平成 25 年度改正で買換特例圧縮積立金制度が導入された。 平成 26 年度改正で導管性要件に一定の手当てがされた。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図り、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 経済財政運営と改革の基本方針 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)(抜粋) 「定期借地権、不動産証券化等の手法を活用するとともに、木造密集市街地の改善整備等のため、公的不動産等を活用した連鎖的な市街地整備を進める。」 ○ 「好循環実現のための経済対策」について(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)(抜粋) 「ヘルスケアリートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給の促進<予算措置以外>」 ○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第 1 条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券

		<p>等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>○ 平成 26 年度税制改正大綱 「投資法人等の課税については、税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る観点から、平成 27 年度税制改正に向けて、運用対象資産の範囲を含む投資法人制度及びその会計基準と課税のあり方について、わが国における投資法人の活動実態、諸外国における制度・事例や通常法人との課税の公平性にも留意しつつ、検討する。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図る。</p> <p>----- 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 改正が実現した場合において、税会不一致相当額について、配当の損金算入をすることができた金額</p> <p>----- 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 税会不一致等による投資法人等の活動の制約の解消を図ることにより、不動産証券化市場の活性化につながる。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>上場不動産投資法人 35 社(平成 23 年 7 月末) 上場不動産投資法人 35 社(平成 24 年 7 月末) 上場不動産投資法人 41 社(平成 25 年 7 月末) 上場不動産投資法人 46 社(平成 26 年 7 月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は、約 257,209 百万円(平成 25 年度)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p> <p>② 減収額</p> <p>-</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ---) 改正が実現すれば、投資法人の活動の制約が解消され、不動産証券化市場の活性化につながる。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:一～一)</p> <p>改正が実現すれば、税会不一致の問題に起因する投資法人等の活動の制約が解消される。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:一～一)</p> <p>本改正が措置されなかった場合、税会不一致等による投資法人等の活動の制約が解消されないこととなる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>税会不一致の問題が解消されなければ、投資法人の活動が制約され、そもそもの課税対象が生じないと考えられるため、税収減は生じない。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	そもそも税の問題であるため、税による手当てを行う必要がある。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段は無い。
		③: 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（協同組織金融機関が自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず、税収減を是認するような効果が「協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小企業向け貸出残高が、平成25年12月時点で、信用金庫が41.3兆円、信用組合が9.7兆円、国内銀行が173.2兆円」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「⑧においては1%法人税が軽減された場合の影響を試算している。その効果も得ながら地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るといった目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成27年度から29年度まで）について、法人税に係る軽減税率の見直しについては、法人税減税の規模が不明であるため、仮に1%削減されたものとして、影響額を試算したところ、平成27年度から29年度までの減収額の推計は、各年度とも国税分は3,359百万円、地方税分は576百万円とされているが、拡充に係る減収額のみ算定しており、全体の減収

額について記載していないため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る」という目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなると考えられる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段がないと説明されているが、同様の政策目的に係る政策手段として「協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例」の租税特別措置があると考えられるため、当該政策手段との役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- 「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）抜粋
4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革
- (1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新
- 地域活性化の鍵は、若者を含めた魅力ある雇用の場を実現できるかどうかにかかっている。そのためには、地域を支える企業の合従連衡や新陳代謝を通じて、収益性・生産性の一定程度の向上を図り、地域の雇用と賃金の安定を実現する必要がある。その際、地域金融機関等が、目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、専門人材を活用しつつ、中堅・中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい支援を行うことが重要である。また、地域の資金が域内で再投資されて、地域の好循環を実現することが期待される。
- 政策体系
- II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
- II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
- II-2-② 地域密着型金融の促進
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
- 本措置の目標は、協同組織金融機関の内部留保の充実を通じ、自己資本比率の向上、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るものであり、協同組織金融機関の貸出残高の状況を踏まえれば、目標は達成されていると判断できると考えられる。
- また、本措置を引き続き実施する理由としては、本措置の目標である「協同組織金融機関の内部留保の充実を通じ、自己資本比率の向上、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る」ことであり、今後当該目標を達成し続けるためにも本措置は引き続き継続されるべきであることから、本措置は継続的・常態的に必要なものである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 適用数：437（信用金庫、信用組合及び労働金庫）
- なお、本措置については、全ての協同組織金融機関に適用されることから、平成27年度から29年度までにおいても437機関（機関数に変動がなければ）に適用される。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 法人税に係る軽減税率の見直しについては、法人税減税の規模が不明であるため、仮に1%削減されたものとして、その影響額を以下の算式により試算。
- 平成27年度から29年度までの減収額の推計は以下のとおり（単位：百万円）。
- ・平成27年度：(国税) ▲3,359、(地方税) ▲576
 - ・平成28年度：(国税) ▲3,359、(地方税) ▲576
 - ・平成29年度：(国税) ▲3,359、(地方税) ▲576

上記減収額算出に係る算式は以下のとおり。

$$(\text{法人税}) = (\text{課税所得} \times \text{法人税率 (19\%)}) - (\text{課税所得} \times \text{法人税率 (18\%)})$$

$$(\text{法人住民税}) = (\text{課税所得} \times \text{法人税率 (19\%) } \times 17.3\%) - (\text{課税所得} \times \text{法人税率 (18\%) } \times 17.3\%)$$

なお、平成 26 年度の減収額は制度自体がなかった場合（基本税率との差 6.5%がない場合）の減収額。

また、課税所得については各協会に対して聴取し把握している。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

⑧においては 1%法人税が軽減された場合の影響を試算している。その効果も得ながら地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

仮に補助金によっても本措置の目的は達成できると考えるが、納税の際に税額を減じる本措置は、最も効率的である。また、本制度は昭和 29 年に創設されたもので、業界に広く定着した制度である。他の政策手段へ変更する場合には、これらの社会的コストが発生することとなる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

協同組織金融機関の内部留保を充実させ、自己資本比率を向上し地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保、地域金融システムの安定化を図るための措置は、租税特別措置以外にはない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ (国税3)(法人税:義)、(地方税7)(法人住民税:義)
2	要望の内容	一般事業会社への法人税率(法人税法第 66 条第 1 項)の引下げを行う場合には、協同組合の特性を踏まえ、軽減税率 19%(法人税法第 66 条第 3 項)についても引下げを行う。
3	担当部局	総務企画局企画課信用制度参事官室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	協同組織金融機関は、各根拠法に定められた範囲内での会員/組合員を対象とした非営利・相互扶助の金融機関であり、一定地区内において、中小企業及び個人等、一般の金融機関からの融資が受けにくい立場にある者を構成員とし、構成員・地域のための貸付等を行っている。また、銀行と比べ、業務範囲や資金調達手段が限定されている。 本措置は、上記のような協同組織金融機関の特性を踏まえ、昭和 29 年の創設以来 60 年間にわたり講じられてきたところ。これまでも一般事業会社への法人税率の引下げが行われる場合には、併せて協同組合に係る軽減税率も引き下げられてきた経緯がある。今般の税制の抜本的な見直しに際し、本措置の趣旨を踏まえた見直しが行われるよう、今回初めて措置の拡充要望を行うもの。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。 そのため、本軽減措置により協同組織金融機関の自己資本を充実させ、経営基盤を健全化させることにより、地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】日本再興戦略(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行とは違い、課税後利益の積上げ以外に内部留保を充実させる手段が少ないため、本措置により、自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システム

			の安定化を図る。																				
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況																				
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 銀行に比べて資本調達手段の乏しい協同組織金融機関において、内部留保を安定的に充実させ、自己資本を向上させることができる。その結果、協同組織金融機関におけるリスクテイク能力を高め、地域の中小企業等に対する融資の円滑化に資することになり、ひいては地域金融システムの安定化に貢献している。																				
8	有効性等	① 適用数等	○適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>445</td> <td>443</td> <td>438</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>445</td> <td>443</td> <td>438</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>		23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)	対象法人数	445	443	438	437	適用法人数	445	443	438	437	適用割合	100%	100%	100%	100%
	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)																			
対象法人数	445	443	438	437																			
適用法人数	445	443	438	437																			
適用割合	100%	100%	100%	100%																			
			(注)金融庁調べ																				
		② 減収額	○減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む)																				
			(単位:百万円)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>20,568</td> <td>17,672</td> <td>21,780</td> <td>21,832</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>3,605</td> <td>3,102</td> <td>3,734</td> <td>3,743</td> </tr> </tbody> </table>		23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)	法人税	20,568	17,672	21,780	21,832	法人住民税	3,605	3,102	3,734	3,743					
	23年度	24年度	25年度	26年度 (見込み)																			
法人税	20,568	17,672	21,780	21,832																			
法人住民税	3,605	3,102	3,734	3,743																			
			(注1)金融庁調べ (注2)金額は、現時点(19%)での減収額を記載																				
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 内部留保の充実による自己資本の向上を通じ、地域金融システムの安定化に貢献している。																				
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状																				
			<中小企業向け貸出残高>																				
			(単位:兆円)																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年12月</td> <td>42.8</td> <td>9.4</td> <td>177.5</td> </tr> <tr> <td>22年12月</td> <td>42.0</td> <td>9.4</td> <td>173.7</td> </tr> <tr> <td>23年12月</td> <td>41.6</td> <td>9.5</td> <td>171.4</td> </tr> </tbody> </table>		信用金庫	信用組合	国内銀行	21年12月	42.8	9.4	177.5	22年12月	42.0	9.4	173.7	23年12月	41.6	9.5	171.4				
	信用金庫	信用組合	国内銀行																				
21年12月	42.8	9.4	177.5																				
22年12月	42.0	9.4	173.7																				
23年12月	41.6	9.5	171.4																				

			<table border="1"> <tr> <td>24年12月</td> <td>41.0</td> <td>9.5</td> <td>170.1</td> </tr> <tr> <td>25年12月</td> <td>41.3</td> <td>9.7</td> <td>173.2</td> </tr> </table>	24年12月	41.0	9.5	170.1	25年12月	41.3	9.7	173.2
24年12月	41.0	9.5	170.1								
25年12月	41.3	9.7	173.2								
			(注1)データは「2014年版中小企業白書」による。 (注2)数字は平成26年3月初時点。								
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 本措置は、協同組織金融機関の内部留保を高めることにより、地域の中小企業に対する融資の円滑化に資し、地域金融システムの安定化に貢献している。 仮に本措置が認められない場合には、協同組織金融機関の内部留保の充実が不十分なものとなり、リスクテイク能力の低下につながる。そのため、中小企業等への資金供給に支障を及ぼし、地域金融システムの安定化に寄与できなくなるおそれがある。								
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 協同組織金融機関の自己資本の充実寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる。								
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域金融システムの安定化に貢献するものであるほか、本措置により、協同組織金融機関として必ずしも経済合理性のみでは割り切ることのできない会員(組合員)に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	協同組織金融機関は、非営利・相互扶助の金融機関であり、各根拠法により、融資対象先(中小企業や地域住民等)及び事業地域、資金調達手段が限定されている。融資先は大企業に比べて信用リスクが高いため、協同組織金融機関は、金融仲介機能を十分に果たすために、自己資本を充実させる必要がある。 本特例措置は、課税後利益を増大させることにつながり、利益率が低いとともに資金調達手段が限られている協同組織金融機関の自己資本充実に資する。								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	協同組織金融機関の内部留保を増加することにより、地域の中小企業等に対する資金供給が円滑に行われることになり、ひいては地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。								
10	有識者の見解		—								
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—								

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか		<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（協同組織金融機関が自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず「税収減を是認するような効果が「協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小企業向け貸出残高が、平成25年12月時点で、信用金庫が41.3兆円、信用組合が9.7兆円、国内銀行が173.2兆円」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「⑧においては本措置が継続された場合の影響を試算している。その効果も得ながら地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなると考えられる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

- ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段がないと説明されているが、同様の政策目的に係る政策手段として「協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率」があると考えられるため、当該政策手段との役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
- 「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）抜粋
 - 4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革
 - (1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

地域活性化の鍵は、若者を含めた魅力ある雇用の場を実現できるかどうかにかかっている。そのためには、地域を支える企業の合従連衡や新陳代謝を通じて、収益性・生産性の一定程度の向上を図り、地域の雇用と賃金の安定を実現する必要がある。その際、地域金融機関等が、目利き能力やコンサルティング機能を発揮し、専門人材を活用しつつ、中堅・中小企業・小規模事業者に対するきめ細かい支援を行うことが重要である。また、地域の資金が域内で再投資されて、地域の好循環を実現することが期待される。
 - 政策体系
 - II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
 - II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
 - II-2-② 地域密着型金融の促進
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
- 本措置の目標は、協同組織金融機関の内部留保の充実を通じ、自己資本比率の向上、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るものであり、協同組織金融機関の貸出残高の状況を踏まえれば、目標は達成されていると判断できると考えられる。
- また、本措置を引き続き実施する理由としては、本措置の目標である「協同組織金融機関の内部留保の充実を通じ、自己資本比率の向上、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る」ことであり、今後当該目標を達成し続けるためにも本措置は引き続き継続されるべきであることから、本措置は継続的・常態的に必要なものである。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 中小企業等の貸倒引当金の特例について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（24年度）を基に試算した減収額」として66億円程度とされている。
- 金融庁の税制改正要望が対象としているのは信用金庫、信用組合及び労働金庫（対象法人合計：437（平成26年度））であるが、同特例の対象には、金融庁が対象としている以外の法人も多く含まれており（適用件数は約9,000件）、政策評価に当たって対象法人のみの減収額を記載することが望ましいと考えるもの。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
- 信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。
- 平成27年度から29年度までの適用数の推計は以下のとおり。
- ・平成27年度：420

- ・平成 28 年度：420
- ・平成 29 年度：420

なお、本措置の適用については、各協会に聴取した結果である（金融庁による推計値は含まれない）。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

中小企業等の貸倒引当金の特例について、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（24 年度）を基に試算した減収額」として 66 億円程度とされている。

金融庁の税制改正要望が対象としているのは信用金庫、信用組合及び労働金庫（対象法人合計：437（平成 26 年度））であるが、同特例の対象には、金融庁が対象としている以外の法人も多く含まれており（適用件数は約 9,000 件）、政策評価に当たって対象法人のみの減収額を記載することが望ましいと考えるもの。

したがって、信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。

減収額算出に係る算式は以下のとおり。

$$\text{（法人税）} = \text{割増分（一般貸倒引当金の 12\%。平成 23 年度以前は 16\%）} \times 19\% \text{（平成 23 年度以前は 22\%）}$$

$$\text{（法人住民税）} = \text{法人税} \times 17.3\%$$

$$\text{（事業税）} = \text{割増分} \times 3.6\%$$

$$\text{（地方法人特別税）} = \text{事業税} \times 81\%$$

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

信用金庫、信用組合及び労働金庫にヒアリングを実施。

平成 27 年度から 29 年度までの減収額の推計は以下のとおり（単位：百万円）。

- ・平成 27 年度：（国税）▲ 4,958、（地方税）▲1,607
- ・平成 28 年度：（国税）▲ 4,958、（地方税）▲1,607
- ・平成 29 年度：（国税）▲ 4,958、（地方税）▲1,607

上記減収額算出に係る算式は以下のとおり。

$$\text{（法人税）} = \text{割増分（一般貸倒引当金の 12\%。平成 23 年度以前は 16\%）} \times 19\% \text{（平成 23 年度以前は 22\%）}$$

$$\text{（法人住民税）} = \text{法人税} \times 17.3\%$$

$$\text{（事業税）} = \text{割増分} \times 3.6\%$$

$$\text{（地方法人特別税）} = \text{事業税} \times 81\%$$

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

⑧においては本措置が継続された場合の影響を試算している。その効果も得ながら地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図るという目的が達成されれば、本措置の効果が得られたこととなる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

仮に補助金によっても本措置の目的は達成できると考えるが、納税の際に税額を減じる本措置は、最も効率的である。また、本制度は昭和 41 年に創設されたもので、業界に広く定着した制度である。他の政策手段へ変更する場合には、これらの社会的コストが発生することとなる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

協同組織金融機関の内部留保を充実させ、自己資本比率を向上し地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保、地域金融システムの安定化を図るための措置は、租税特別措置以外にはない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化(延長)(国税4)(法人税:義)、(地方税11)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	協同組織金融機関の貸倒引当金に係る租税特別措置法第57条の9に規定されている特例制度(割増特例112/100)を恒久化すること。
3	担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	本措置は昭和41年に設置されて以来23回にわたって延長され49年間存続してきた。なお、直近では平成24年度税制改正要望で3年間の延長(平成27年3月31日まで)が認められたところ。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 協同組織金融機関は、中小企業等、一般の金融機関から融資を受けにくい立場にある者が構成員となり、相互扶助の理念に基づき、これらの者が必要とする資金の融通を受けられるようにすることを目的として設立されたものである。しかし、上記のような顧客は、景気変動の影響を受けやすいため、協同組織金融機関の貸倒リスクも景気変動に大きく左右されることになる。 貸倒リスクに柔軟に対応するために、内部留保を充実させる必要があるが、協同組織金融機関は銀行と異なり資金調達手段が限られていることから、本特例措置を利用することで、自己資本を充実させることにより経営の健全化を図り、もって地域金融システムの安定化を図る。 《政策目的の根拠》 協同組織金融機関は、相互扶助・非営利という特性を活かしながら、地域密着型金融の担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。 【根拠】日本再興戦略(平成26年6月24日閣議決定)、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等
		②: 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 協同組織金融機関は、資本市場からのエクイティ・ファイナンスが可能な株式会社である銀行とは違い、課税後利益の積上げ以外に内部留保を充実させる手段が少ないため、本措置により、自己資本比率を高めることによって、地域の中小企業等に対する安定的な資金供給を確保し、地域金融システムの安定化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 協同組織金融機関による中小企業等に対する資金供給の状況 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 銀行に比べて資本調達手段の乏しい協同組織金融機関において、内部留保を安定的に充実させ、自己資本を向上させることができる。その結果、協同

8	有効性等	① 適用数等	組織金融機関におけるリスクテイク能力を高め、地域の中小企業等に対する融資の円滑化に資することになり、ひいては地域金融システムの安定化に貢献している。																																										
		② 減収額	〇適用法人数(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象法人数</td> <td>445</td> <td>443</td> <td>438</td> <td>437</td> </tr> <tr> <td>適用法人数</td> <td>429</td> <td>426</td> <td>421</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>適用割合</td> <td>96.4%</td> <td>96.1%</td> <td>96.1%</td> <td>96.1%</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ		23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)	対象法人数	445	443	438	437	適用法人数	429	426	421	420	適用割合	96.4%	96.1%	96.1%	96.1%																						
			23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)																																							
対象法人数	445	443	438	437																																									
適用法人数	429	426	421	420																																									
適用割合	96.4%	96.1%	96.1%	96.1%																																									
③ 効果・達成目標の実現状況	〇減収額(信用金庫、信用組合、労働金庫、各連合会を含む) (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>6,868</td> <td>4,294</td> <td>4,232</td> <td>4,271</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1,215</td> <td>730</td> <td>692</td> <td>799</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1,117</td> <td>828</td> <td>801</td> <td>808</td> </tr> </tbody> </table> (注)金融庁調べ 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 内部留保の充実による自己資本の向上を通じ、地域金融システムの安定化に貢献している。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 信用金庫、信用組合の中小企業等に対する資金供給の現状 <中小企業向け貸出残高> (単位:兆円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>信用金庫</th> <th>信用組合</th> <th>国内銀行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21年12月</td> <td>42.8</td> <td>9.4</td> <td>177.5</td> </tr> <tr> <td>22年12月</td> <td>42.0</td> <td>9.4</td> <td>173.7</td> </tr> <tr> <td>23年12月</td> <td>41.6</td> <td>9.5</td> <td>171.4</td> </tr> <tr> <td>24年12月</td> <td>41.0</td> <td>9.5</td> <td>170.1</td> </tr> <tr> <td>25年12月</td> <td>41.3</td> <td>9.7</td> <td>173.2</td> </tr> </tbody> </table> (注1)データは「2014年版中小企業白書」による。 (注2)数字は平成26年3月初時点。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度) 本措置は、協同組織金融機関の内部留保を高めることにより、地域の中小企業に対する融資の円滑化に資し、地域金融システムの安定化に貢献してい		23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)	法人税	6,868	4,294	4,232	4,271	法人住民税	1,215	730	692	799	法人事業税	1,117	828	801	808		信用金庫	信用組合	国内銀行	21年12月	42.8	9.4	177.5	22年12月	42.0	9.4	173.7	23年12月	41.6	9.5	171.4	24年12月	41.0	9.5	170.1	25年12月	41.3	9.7	173.2
	23年度	24年度	25年度	26年度(見込み)																																									
法人税	6,868	4,294	4,232	4,271																																									
法人住民税	1,215	730	692	799																																									
法人事業税	1,117	828	801	808																																									
	信用金庫	信用組合	国内銀行																																										
21年12月	42.8	9.4	177.5																																										
22年12月	42.0	9.4	173.7																																										
23年12月	41.6	9.5	171.4																																										
24年12月	41.0	9.5	170.1																																										
25年12月	41.3	9.7	173.2																																										

			<p>る。</p> <p>仮に本措置が認められない場合には、協同組織金融機関の内部留保の充実が不十分なものとなり、リスクテイク能力の低下につながる。そのため、中小企業等への資金供給に支障を及ぼし、地域金融システムの安定化に寄与できなくなるおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成26年度)</p> <p>協同組織金融機関の自己資本の充実に寄与し、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じて中長期的に地域経済の活性化を図ることができる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を通じ地域金融システムの安定化に貢献するものであるほか、本措置により、協同組織金融機関として必ずしも経済合理性のみでは割り切ることのできない会員(組合員)に対する金融サービスの提供の充実が図られるようになる。</p> <p>中小企業等、景気変動に経営状況が左右されやすい者が主な顧客であるため、協同組織金融機関の貸倒リスクも景気変動に大きく影響を受ける傾向にある。本措置は、資金調達手段の限られる協同組織金融機関が内部留保の充実に図るために有効であり、急激な景気変動への対応に資するものである。</p> <p>協同組織金融機関の内部留保を増加することにより、地域の中小企業等に対する資金供給が円滑に行われることになり、ひいては地域金融システムの安定化及び地域経済の活性化に資することとなる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（金融機関による資金決済高度化への対応を促すこと）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行った金融機関の数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（各年度）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「租税特別措置等を手当てすることにより、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行う金融機関の数の増加につながる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
 - II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
 - 1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
 - ① 顧客のニーズに適合した金融サービスを安心して享受できるための制度・環境整備
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本制度へ参加することになる金融機関は、全銀システムに接続している金融機関だけであるため、最大で754社（預金取扱機関数）になる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

システム投資見込額（推計）2,876.95億円
 税額控除額（控除率10%）287.69億円
 地方税の税額控除（地方税率12.9%）37.11億円
 合計324.8億円
 各年度64.96億円（5年間で均等発生との仮定）
- ⑫ 税収減は認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額は、64.96億円と試算しているが、より多くの金融機関が資金決済高度化の対応を行うことにより、幅広く国民生活の利便性や企業の生産性を向上させることにつながることから、税収減を是認するような効果があると考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本施策は、金融インフラの構築に係るものであるため、幅広い金融機関に参加してもらう必要があるところ、効率的に、幅広い効果を発揮させることができる税制措置が適当であると考えた。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税 (国税6)(法人税:義) (地方税3)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	国民生活の利便性や企業の生産性の向上につながる金融インフラの導入促進のために、金融機関が行う資金決済高度化等に対応するためのシステム投資について、特別償却または税額控除の選択適用制度を創設すること
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	今回初めての要望となる。
6	適用又は延長期間	平成27年度から平成32年度まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民生活の利便性や企業の生産性を向上させるために、我が国の金融インフラの更なる整備を進めること。 《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」改定2014(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 「日銀ネットの稼働時間が延長されることを活用しつつ、金融機関・企業等における資金・証券決済の高度化を図る。即時振込みなどの資金決済高度化については、全国銀行協会が諸外国の動向も参考に決済の安全性・信頼性の確保に留意しつつ具体的な改善内容・スケジュール等の検討を行い年内を目途に結論を出すこととされており、政府としてもこうした資金決済の高度化に向けた取組を促す。国内送金における商流情報(EDI情報)の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等も踏まえつつ、産業界と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるよう促す。日本銀行としても、これらを含め、我が国決済サービスの高度化を図っていく。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け II-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 金融機関による資金決済高度化への対応を促すこと。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行った金融機関の数

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等を手当てして、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資が進み、我が国の金融インフラの更なる整備につながるようになる。
8	有効性等	①: 適用数等	最大で754社(預金取扱機関数)による適用が見込まれる。
		②: 減収額	各年6,496百万円
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成32年度) 租税特別措置等を手当てして、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資が進み、我が国の金融インフラの更なる整備につながるようになる。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度~平成32年度) 租税特別措置等を手当てすることにより、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行う金融機関の数の増加につながる。
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度~平成32年度) 租税特別措置等が手当てされない場合、資金決済高度化等に対応するためのシステム投資を行う金融機関が少なくなり、我が国の金融インフラの整備が十分に進まないおそれがある。	
		《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度~平成32年度) 幅広く、国民生活の利便性や企業の生産性の向上させることにつながることから、税込減を是認するような効果が有ると考えられる。	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	金融機関によってはシステム投資が複数年度に及ぶことも考えられることから、補助金や助成金等の予算措置ではなく、税制上の措置によることが妥当である
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	該当なし
		③: 地方公共団体が協力する相当性	本制度は、我が国全体の金融インフラの更なる整備を進めることを目的としているため、地方における国民生活の利便性や企業の生産性の向上にも資するものである。
10	有識者の見解		該当なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めての要望である。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	府省名	金融庁
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「税収減はないと見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計が定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、適用者数が定量的に予測されていない適切な理由を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「公共施設等運営権又は再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
 - II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
 - 3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備
 - III 公正・透明で活力ある市場の構築
 - 2 市場機能の強化のための制度・環境整備
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本租税特別措置の達成目標がインフラファンド組成に係るインセンティブの向上であり、組成されるインフラファンドが本措置を制度存続の前提としていることを踏まえると、本件措置が適用される投資法人数よりも適切な測定指標の設定は困難である。
- ⑬ 租税の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

税制上の不利益を被ることのないようにするためには、本租税特別措置が最も費用対効果が高く、かつ市場を歪めないものであり、他の政策手段は実質的に想定し難い。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

同一の目的である他の措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の拡充 (国税17)(法人税:義)
2	要望の内容	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、公共施設等運営権について、ペイスルー課税対象資産とすること、再生可能エネルギー発電設備について、設備取得の期間を平成29年3月末までに限定するとの要件等を撤廃すること(拡充)。
3	担当部局	金融庁総務企画局市場課資産運用企画室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来の特定資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様税制上の優遇措置を受けられるよう、26年度税制改正にて措置された。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 PPP/PFI市場への民間資金の流入及び再生可能エネルギー発電設備の普及等を促進すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>●「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第一 総論 IV. 改訂戦略の主要施策例 4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革 (1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 ○PPP/PFIを活用した民間によるインフラ運営の実現 ・公共施設等運営権方式について、2016年度末までの3年間を集中強化期間に設定し、この期間内に達成すべき数値目標(空港6件、上水道6件、下水道6件、道路1件)を設定する。さらに2022年までの10年間で2～3兆円の事業規模を達成する目標を2016年度末までの3年間に前倒しする。</p> <p>第二 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 (略)再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。(略)</p> <p>●「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第3章 経済再生と財政健全化の好循環 2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方</p>

			(2) 社会資本整備 (民間能力の活用等) (略)コンセッション方式を空港、上下水道、道路等へ積極的に導入する (略)また、地域金融機関における取組強化、上場インフラファンド等の市場創設・整備等を通じてPPP/PFI市場への民間資金の流入を促進する。(略)
	②	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-3 資産形成を行う者が真に必要なサービスを受けられるための制度・環境整備 Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備
	③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資法人数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本拡充措置により、投資法人が公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする場合でも、税制上の不利益を被ることがなくなり、インフラファンド組成のインセンティブが向上し、PPP/PFI市場への民間資金の流入及び再生可能エネルギー発電設備の普及等の促進に繋がる。
8	有効性等	① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、公共施設等運営権又は再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれ、PPP/PFI市場への民間資金の流入及び再生可能エネルギー発電設備の一層の普及等が期待される。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、公共施設等運営権又は再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 本拡充措置が実現されなければ、公共施設等運営権及び再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることとなり、インフラファンド組成の妨げとなる。

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 税収減はないと見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	外国子会社合算税制の見直し	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が定性的に予測されているが、分析対象期間における減収額を定量的に明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

- IV 横断的施策
- IV-3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
- IV-3-① 規制・制度改革等の推進

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

英国ロイズマーケットに関しては3社。航空機リースに関しては、新たに置かれる適用除外基準の内容によって変動するが、最大8社。いずれも、今後新たに進出する法人がある場合には、その分増加する可能性がある。

上記の根拠は、平成26年8月時点において、上記各事業に進出している本邦企業の数である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	外国子会社合算税制の見直し (国税11)(法人税:義) (地方税10)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	外国子会社合算税制は、軽課税国に所在する子会社等を通じた租税回避行為に対処するため、一定の外国子会社等の所得を国内事業者の所得に合算して課税する制度である(昭和53年度創設)。 この制度には、企業の正常な海外投資活動を阻害しないよう、一定の事業実体を有する外国子会社等についての適用除外規定が置かれているが、経済活動のグローバルな進展に伴い、現行の適用除外規定は現在の経済実態を反映していない面が生じているため、適用除外要件を一定の経済活動について拡充すること等を要望するもの。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和53年創設 平成22年トリガー税率引下げ、資産性所得の合算等
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>外国子会社合算税制を、経済活動のグローバルな進展を踏まえた内容に見直すことによって、我が国の金融機関が健全な海外事業展開を行うための環境を整備し、その国際的な競争力を高める。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針について(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)</p> <p>「成長戦略においては、(略)グローバル化を活かしヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境を整備すること、などにより、潜在成長力を高め、実質所得の増加を伴う成長を実現することが必要不可欠である。」</p> <p>「以下のような経済社会の姿を目指し、強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活を実現していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由で公正な競争、オープンな経済環境が確保され、グローバルに魅力ある経済社会 ⇒国際競争力・成長力・雇用創出力のある産業が発展する社会 ⇒躍動感とスピード感をもって、ヒト・モノ・カネ・情報が自由に移動する社会」 <p>「グローバル化を活用して持続的な成長を実現するためには、貿易と投資の双方の拡大を目指し、ヒト・モノ・カネが自由に行き来できる環境の整備、日本と円に対する信用の維持、グローバルに稼げる分野の確保、ビジネス環境の整備やグローバル人材・現地人材の育成等に取り組むことが重要である。」</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	IV-3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置により、我が国金融機関が他国の金融機関と同じ条件で競争できる環境を整備すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>達成目標の性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>海外展開する我が国金融機関の国際競争力を高めるためには、他国と同じ条件で競争できる環境を整備することが必要不可欠である。</p>
		① 適用数等	英国ロイズマーケット関係では、国内損害保険会社大手3グループ 航空機リース関係では、国内主要行及び大手リース会社など4グループ に対する適用が見込まれる。
8	有効性等	② 減収額	<p>英国ロイズマーケット関係は、これまで合算対象となった例はなく、本措置による減収はないと考えられる(来年の英国の法人税引下げにより、将来的に合算事例が発生することが見込まれる)。</p> <p>航空機リース関係も、金融庁所管法人に関しては、これまで合算対象となった例はなく、本措置による減収はないと考えられる(今後、当該子会社等の収益の改善により、将来的に合算事例が発生することが見込まれる)。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: - - -)</p> <p>本要望が措置されれば、我が国金融機関が海外において、他国と同じ条件で競争できるようになり、我が国金融機関の国際競争力を高めることにつながる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: - - -)</p> <p>本要望により、我が国金融機関が海外において、他国と同じ条件で競争できる環境が整備される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成27年～)</p> <p>航空機リース事業または英国ロイズマーケットでの損害保険事業を営む外国子会社を有する国内金融機関は、外国子会社合算税制の適用を受けない他国の金融機関に比し、国際競争上、劣位な条件に置かれる。</p>

			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: - - -)
			金融庁所管法人に関しては税収減は生じないほか、他国と同等の競争条件を確保することは我が国金融機関の国際競争力を高める上で必要不可欠。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	外国子会社合算税制が租税特別措置法で定められ、その適用除外の拡充を要望するものであるため、他の手段はない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	該当なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	金融庁所管法人に関しては税収減は生じないほか、他国と同等の競争条件を確保することは我が国金融機関の国際競争力を高める上で必要不可欠。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（金融機関による預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資の金額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「減収額は、9.13億円と試算しているが、社会保障や税の適性・公平な執行という社会正義に資するものであることから、税収減を是認するような効果があると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について年度ごとに予測されていないため、分析対象期間の年度ごとに適用者数を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（各年度）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「租税特別措置等を手当てすることにより、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施の確保につながる。なお、システム投資の金額としては、242.69億円と推計している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
IV 横断的施策
3 金融サービスの提供者に対する事業環境の整備
① 規制・制度改革等の推進
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
預金口座へのマイナンバー付番が決まった場合には、全ての金融機関がこれに対応する必要があるため、決定された導入時期（平成30年以降の見込み）までに、全ての預金取扱機関（754社）が対応していることが見込まれる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
システム投資見込額（推計）242.69億円
税額控除額（控除率10%）24.27億円
地方税の税額控除（地方税率12.9%）3.13億円
合計27.4億円
各年度9.13億円（3年間で均等発生との仮定）
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
システム投資の金額としては、242.69億円と推計している。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）
減収額は、9.13億円と試算しているが、社会保障や税の適性・公平な執行という社会正義に資するものであることから、税収減を是認するような効果があると考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本施策は、社会インフラの構築に係るものであるため、幅広い金融機関に参加してもらう必要があるところ、効率的に、幅広い効果を発揮させることができる税制措置が適当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置 (国税 13)(法人税:義) (地方税 2)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	○ 預金口座へのマイナンバー付番を行う場合には、金融機関の実務負担に配慮すること。 具体的には、 ① 預金口座付番の方法等(例えば、付番を行う預金の範囲など)について十分な検討を行うとともに、適切な準備期間を設けること ② 金融機関のシステム対応の負担に応じた税制上の優遇措置(例えば、預金口座付番に対応するためのシステムについて取得価額の一定割合の特別償却又は税額控除を認める等)を講じること
3	担当部局	金融庁 総務企画局 政策課 総合政策室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	今回初めての要望となる。
6	適用又は延長期間	平成 27 年度から平成 30 年度まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること。 《政策目的の根拠》 「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 同工程表 P74 「マイナンバーの利用範囲拡大(特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等)等の検討」
		② 政策体系における政策目的の位置付け I-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 預金口座へのマイナンバー付番を行うことが決定された場合に、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番が円滑に行われること。

8	有効性等	① 適用数等	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 金融機関による預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資の金額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等を手当てして、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資負担が軽減され、預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施につながるようになる。
		② 減収額	預金取扱機関(754 社)による適用が見込まれる。 各年 913 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 30 年度) 租税特別措置等を手当てして、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資に税務上の恩典を付与すれば、金融機関によるこれらのシステム投資負担が軽減され、預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施につながるようになる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 30 年度) 租税特別措置等を手当てすることにより、金融機関による預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施の確保につながる(金融機関による預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資の金額に応じて税務上の恩典(支援)が行われる) 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 30 年度) 租税特別措置等が手当てされない場合、預金口座へのマイナンバー付番に対応するためのシステム投資が金融機関にとって大きな負担となり、預金口座へのマイナンバー付番の円滑な実施に支障をきたす可能性がある。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 30 年度) 預金口座へのマイナンバー付番は、社会保障における所得・資産要件の適正な執行や適正・公平な税務執行に資するものとされているため、幅広く、国民にメリットがあるものであると考えられ、税收減を是認するような効果が有ると考えられる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	金融機関によってはシステム投資が複数年度に及ぶことも考えられることから、補助金や助成金等の予算措置ではなく、税制上の措置によることが妥当である
		② 他の支援措置や義務付け等	該当なし

		との役割 分担	
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	預金口座へのマイナンバー付番は、社会保障における所得・資産要件の適 正な執行や適正・公平な税務執行に資するものとされているため、地方公共 団体における生活保護等の適正な交付にも資するものである。
10	有識者の見解		該当なし
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		今回が初めての要望である。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置	府省名	金融庁
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（企業年金等の加入者数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

当該政策目的の根拠については、下記のとおり法令等において明記されている。

<確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第1条>

この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

<確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第1条>

この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

<「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抄）>

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化

③豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

・確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等（マッチング拠出における事業主拠出額以下との制限の取扱いや中小企業への確定拠出年金制度の普及等）について、3階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検討を行う。

また、政策目的の政策体系における施策レベルは以下のとおり。

II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上

3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備

② 個人の金融資産を成長資金へ転換し、資産形成に寄与するための環境整備

- ④ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

企業年金制度等の枠組みにおいて、本租税特別措置等のほかに、補助金等による支援措置は採っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置 (国税 21 法人税:義) (地方税 17 法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略 改訂 2014」においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	①: 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>確定拠出年金について、国民の自助努力による豊かなライフスタイルを実現し、同時に、資本市場を通じた経済活性化にも資する観点から、さらなる制度改善によって、その普及を促進していくこと。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>先般の法改正により長らく我が国の企業年金制度の柱であった厚生年金基金制度については縮小・廃止方向に向かうことなどにより、中小企業を中心として企業が企業年金を実施・継続するための制度改善の要望が多く寄せられている。</p> <p>また、若年層や女性を中心に、ライフコースの多様化に伴い、働き方も長期間一つの職場で継続して就労する形態に加え、職場を変えて継続して就労する形態、ある時期は就労・ある時期は家庭(在宅)など、複線化・多様化が顕著になっている。他方で、現在の上乗せ年金制度は、職場や働き方ごとに縦割りとなっており、職場や働き方に応じて加入できる制度や給付・掛金・加入限度額が変動するなど自助努力による老後の所得確保策として改善すべき点がある。</p> <p>加えて、公的年金の給付水準の調整が予定されている中で企業年金等の役割は高まる傾向にあり、諸外国においても、公的年金と私的年金の組み合わせによって老後の所得確保を図る方向で制度設計を行う流れとなっている。こうしたことから、企業年金制度等について、各制度の普及・拡大を促進するとともに、国民の老後の所得保障策を充実させるため、全般的な見直しをする必要がある。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備

	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》	確定拠出年金について、国民の自助努力による豊かなライフスタイルを実現し、同時に、資本市場を通じた経済活性化にも資する観点から、さらなる制度改善によって、その普及を促進していくこと。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》	企業年金等の加入者数
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》	確定拠出年金が普及・拡大することにより、個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られること。
8	有効性等	①: 適用数等	—
		②: 減収額	—
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p>
9	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業年金制度等は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。企業年金制度等は、本来私的に任意で行うものについて、受給権の保護等を定めた確定給付企業年金法等の法に基づく形式に沿って実施する場合にのみ税優遇を与える制度である。したがって、税優遇等の一定の支援措置がない場合には企業年金制度等を実施するインセンティブは著しく減少することが想定されるものであり、法改正等の手法を用いた制度改正による健全な育成に加えて、税制上の支援措置は必須の支援策である。なお、諸外国における企業年金制度への支援策においても、税制上の措置によるものが圧倒的に多い。</p>	

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	法律において、企業年金制度等の運営に係る受託者の責任について規定しているほか、確定給付企業年金制度においては積立金の確保や受給権の保護に係る義務付け等を、確定拠出年金制度においては事業主等による投資教育の実施や商品提供に係る義務付け等を、それぞれ行っている。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	住民の老後の所得保障の充実による老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

総務省

番号	制度名
総務省	
総務01	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長
総務02	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
総務03	振興山村における工業用機械等の特別償却
総務04	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
総務05	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
総務06	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
総務07	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
総務08	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充
総務09	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

税制の直接的効果については、税制の適用があった事業者に対し、「本制度があったため投資に踏み切ったのか（本制度がなかったら投資を行わなかったのか。）。」等についてヒアリングを実施することにより、税制の直接的効果について把握していく予定である。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成27年度の適用件数については、データセンター事業者（約80者）のうち約12%のものが税制を踏まえた対象設備への投資意向があるとのヒアリング結果に、国内データセンター事業者数（432者）を乗じることにより推計（ $432 \times 12\%$ ）。平成28年度の適用件数については、27年度の適用件数である52件を2か月分に按分することにより推計。

税制適用見込額は、課題を踏まえ精査した結果、以下のとおり改めることとする。

税制適用見込額については、
 （税制対象設備の1者当たりの平均投資額（A）） × （適用見込者数）
 で算出している。

○平成27年度の適用見込額

（A）については、
 （国内の対象設備の投資見込額） × （東京圏以外のデータセンター割合） / （国内データセンター事業者数）
 $= 168,050 \text{ (百万円)} \times 45\% / 432 = 175.1 \text{ (百万円)}$
 となる。

- 『国内の対象設備の投資見込額』については、「データセンタービジネス市場調査総覧2014年度版」によると、平成27年度の投資見込額は168,050（百万円）である。
- 『東京圏以外のデータセンター割合』は平成27年度末には45%になると見込まれる。
- 『国内データセンター事業者数』については、「データセンタービジネス市場調査総覧2014年度版」に掲載されているデータセンター事業者数であり、432者である。

したがって、平成27年度については、適用件数が52者であることから、適用見込額は
 $175.1 \text{ (百万円)} \times 52 \text{ (者)} = 9105.2 \text{ (百万円)}$
 となる。

○平成28年度の適用見込額

（A）については、

（国内の対象設備の投資見込額） × （東京圏以外のデータセンター割合） / （国内データセンター事業者数）
 $= 169,450 \text{ (百万円)} \times 47\% / 432 = 184.4 \text{ (百万円)}$
 となる。

- 『国内の対象設備の投資見込額』については、「データセンタービジネス市場調査総覧2014年度版」によると、平成28年度の投資見込額は169,450（百万円）である。『東京圏以外のデータセンター割合』は平成28年度末には47%になると見込まれる。
- 『国内データセンター事業者数』については、「データセンタービジネス市場調査総覧2014年度版」に掲載されているデータセンター事業者数でそのまま推移すると考えられるため432者としている。

したがって、平成28年度については、適用件数が9者であることから、適用見込額は
 $184.4 \text{ (百万円)} \times 9 \text{ (者)} = 1659.6 \text{ (百万円)}$
 となる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本税制においては、平成27年度及び28年度（税制延長期間まで）において、10764.8（百万円）の投資促進効果が見込まれており、この地方への投資等により、国内データセンターのうち東京圏に立地する比率（サーバールーム床面積）が本税制特別措置の期間終了時までには53%まで低下することが見込まれている。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成25年度及び26年度（8月末日現在）における、本税制の減収額は約66.8（百万円）であり、一方、測定指標である「東京圏のデータセンターの比率（サーバールーム面積比）」は、平成24年度の63%から25年度の58%まで改善されているものの、本措置による効果は1%未満と考えられるため、十分な税収減を是認する効果が明らかではなかった。このため、来年度以降は本税制の適用要件の緩和を要望し、より効果を高めていくこととしている。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本税制においては、平成27年度及び28年度（税制延長期間まで）の減収見込額は411.8（百万円）（ $348.3 + 63.5$ ）である。また、本税制により、国内データセンターのうち東京圏に立地する比率（サーバールーム床面積）を53%まで押し下げることがあるが、これにより、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧が速やかに行われることになる。情報通信基盤であるデータセンターのサービス停止はデータセンター利用企業を含め、多大な社会的・経済的損失となるため、税収減を是認する効果があると考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長 (国税2)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>1. データセンター地域分散化促進税制について、以下の拡充を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本税制の対象設備である電気通信設備(サーバー用の電子計算機等)については、東京圏以外のデータセンター内に設置され、専ら、東京圏*のデータセンターのバックアップを行うものを適用対象としているが、この要件を一部緩和し、東京圏以外のデータセンター内に設置されるものを適用対象とする。 ※ 多極分散型国土形成促進法(昭和63年法律第83号)第22条第1項に定める東京圏をいう。 東京圏と東京圏以外の双方にデータセンターを持つ事業者において、「対象設備の取得価額が5億円以上」及び「データセンター事業の用に供する減価償却資産の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が20%以上」の要件を撤廃する。 <p>2. 適用期限を、平成28年5月31日までの1年2箇月延長する。</p>
3	担当部局	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度 データセンター地域分散化促進税制の創設(適用期間:2年間)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成28年5月31日まで(延長期間:1年2箇月間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>現在、東京圏にデータセンターが一極集中しており、首都直下地震等への耐災害性の観点から課題がある。</p> <p>具体的には、データセンターは、各種データの保管だけでなく、企業等の業務システムやインターネットサービスの基盤としても利用されているところであるが、この点、首都直下地震等によりデータセンターが集中する東京圏が被災すると、直接的・間接的被害によりデータセンターサービスが提供困難となり、データセンターの利用企業の業務システム等が停止する。これにより、企業等にとって、業務の再開が遅れ、ひいては、東京圏の災害からの復興が遅れるおそれがある。</p> <p>このような事態を最小限に抑えるため、データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を図り、データセンターの同時停止を最小限の規模に押さえ、もって我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするもの。</p>

			<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 世界最先端IT国家創造宣言(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化</p> <p>2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保</p> <p>(2) 大規模災害時におけるITの利活用の観点から、海底ケーブルなどのIT国際インフラの冗長化や東京圏に集中するデータセンターの地域分散・地域連携やIX(インターネットエクスチェンジ)の地域分散等、バックアップ体制の整備を推進し、強靱かつリダンダント(冗長的)なITインフラ環境を確保する。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【平成27年度概算要求における政策評価体系図】</p> <p>Ⅴ. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の促進</p> <p>4. 情報通信技術の利用環境の整備</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国内データセンターにおける東京圏のデータセンターの比率について、現在(平成25年度末)の約58%から本措置の適用期間中に約53%にすることを目標とする。なお、IT国家創造宣言が目標とする平成32(2020)年までに同比率を半分以下(約45%)まで下げることを目指す。</p>
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>国内データセンターのうち東京圏に立地する比率(サーバーールーム床面積)</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>国内データセンターのうち東京圏に立地するデータセンターの比率を低下させることは、東京一極集中しているデータセンターの立地を日本全国に分散させることとなり、首都直下地震等が発生した場合においてデータセンターが同時被災し、サービスが停止することを最小限の規模に抑えることとなる。これにより、全体として情報通信基盤の機能が損なわれる度が最小限に抑えられ、政策目的である、我が国における情報通信基盤の耐災害性の強化が実現するものである。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>本税制の適用を受けるために必要となる、電気通信基盤充実臨時措置法における実施計画の認定件数及び申請額(見込額)並びに測定指標への寄与。</p> <p>平成25年度 1件(申請額は1,579.0(百万円))</p> <p>平成26年度 1件(申請額は8.5(百万円)。平成26年8月末日現在。)</p> <p>平成27年度 52件(見込額は9,105.2(百万円)。件数及び見込額は推定数)</p> <p>平成28年度 9件(見込額は1,659.6(百万円)。件数及び見込額は2か月間の推定数)</p> <p>測定指標への寄与は平成25・26年度において、共に1%未満である。また、平成27年度及び平成28年度(税制対象期間の2ヶ月)においては、5.0%を見込んでいる。</p>

		<p>※ 平成 25 年度については所期(税制創設時)の目標件数を 52 件(約 18,000 百万円)としていたところであるが、前述のとおり現時点で2件にとどまっている。この点、問い合わせがあったが申請に至らなかった 30 者にその原因をヒアリングしたところ、本制度はバックアップサービスに専ら利用される電気通信設備のみ対象設備としているが、設備導入時にはサーバーがバックアップ用途であることを限定できないことが一般的であり、事業者にとって要件が厳しいと判明しており、このため適用件数が伸びていないと考えられ、この要件を緩和すれば一定数は申請段階に至ると思われる。また、東京圏及び東京圏以外のデータセンターをともに有する事業者には、中小規模の事業者が含まれているところ、取得価額の要件が厳しく、中小規模の事業者が行う大規模ではない増設等では適用条件を満たせず、実質的に大企業しか利用できない要件となっていることも適用件数が伸びていない要因と考えられる。</p> <p>※ 平成 27 年度及び平成 28 年度の推計にあたっては、データセンター事業に関係する複数の事業者団体(ASP・SaaS クラウドコンソーシアム等)やデータセンター事業者(約 80 者)に対する地方への設備投資の需要等についてのヒアリング及び「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の各設備における投資見込額の合計に全国に対する地方の割合を乗じて、適用数を推定。さらに、具体的な本税制の適用手続きについて約 30 者から問い合わせもあったところ。</p>
②	減収額	<p>平成 25 年度 66.4(百万円)(認定済みの実施計画から算出) 平成 26 年度 0.4(百万円)(認定済みの実施計画から算出) 平成 27 年度 348.3(百万円)(推定額) 平成 28 年度 63.5(百万円)(2 か月間の推定額)</p> <p>※算出根拠 平成 25 年度: [認定済みの実施計画の設備投資申請額 1,579.0(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)] 平成 26 年度: [認定済みの実施計画の設備投資申請額 8.5(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 28.05%(復興法人税率を含む)] 平成 27 年度: [地方における対象設備の設備投資見込み額 9105.2(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%] 平成 28 年度: [地方における対象設備の設備投資見込み額 1659.6(百万円)] × [特別償却率 15%] × [法人税率 25.5%]</p> <p>※ 平成 27 年度及び平成 28 年度の推計にあたっては、「データセンタービジネス市場調査総覧 2014 年度版」(富士キメラ総研)に掲載の各設備における投資見込額の合計に、全国に対する地方の割合を乗じて見込額を推定。</p>

	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>本措置は、我が国における情報通信基盤の耐災害性を強化するために、東京圏以外でサービスを実施するための設備投資に対するインセンティブを付与することにより、東京圏以外のデータセンターの新設・拡充を図り、国内データセンターの地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)を促進するもの。</p> <p>平成 26 年 7 月までに、本措置の適用による東京圏以外の地域への設備投資は約 15.9 億円であり、東京圏のデータセンターの耐災害性が高まったところ。</p> <p>今後、本措置の適用要件を緩和することで、東京圏以外の地域への設備投資をさらに加速させることにより、首都直下地震等が発生した状況下でも、データセンターの同時停止を小規模におさえ、もって、利用者のシステム等の停止の規模を最小限に抑えようとするものである。これによって、我が国における情報通信基盤の耐災害性が強化されることが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>所期(税制創設時)の目標は、東京圏のデータセンターに保存されるデータの地方でのバックアップ比率を平成 26 年度末に 2.9%とすることであった。上記比率については、平成 24 年度末の 2.0%から、平成 25 年度末には 2.2%まで若干向上しているが、所期の目標は達成しておらず、政策目標が実現していない。なお、バックアップ比率の変動における本税制の直接的な効果は 0.1%未満である。所期の目標が達成できていない原因としては、8①で前述のとおり、本税制の適用件数が伸びていないことが一因と考えられる。</p> <p>今般、政策目標を十分達成するために、適用要件を変更(一部要件緩和)しようとしているところであるが、これはデータセンターの地域分散化において、データのバックアップ(複製を東京圏以外におくこと)だけではなく、システム等の基盤としての機能をデータセンターが担っている点を踏まえたものである。これに伴い、本税制の効果・達成目標についても、データのバックアップサービスのみを把握するものから、より適切に政策目標の実現状況を測定可能なものに変更した。</p> <p>変更後の達成目標に係る測定指標である「東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)」においては、平成 25 年度末時点では約 58%であり、平成 24 年度末時点の 63%から改善しているが、本措置の直接的効果は 1%未満である。本措置の効果のほか、平成 24 年度から平成 25 年度の社会情勢の変化により、不動産(建物)を含めてデータセンターの新設について、東京圏における電力需要や非常用発電機に用いられる燃料供給の不安感があったことから、東京圏でのデータセンターの新設が他の地域に比べて少なかったことが寄与しているものと考えられる。なお、その他の影響として、設備投資に対しては従来から地方公共団体による支援策が講じられているが、東京圏への集中度合を緩和するまでの効果は見られない。</p> <p>なお、現在は電力需要の不安等はほぼ解消していることから、この測定指標は本税制措置以外の要因の影響を大きく受けるものではない。したがって、今後本措置がない場合は、東京圏のデータセンターの比率は大きく変動することはなく、本措置を継続することなく東京圏のデータセンターの比率を本措置</p>
--	---	--------------	---

			<p>の適用期間中に約 53%とする目標を達成することは困難であると考えられる。したがって、本測定指標によって、本制度の直接的な効果を測ることが可能であり、平成 27 年度及び平成 28 年度(税制延長期間まで)において、10764.8 (百万円)(根拠は8①で前述のとおり)の投資促進効果により、今後東京圏以外の地域のデータセンター比率を押し上げることとなる。</p> <p>一方、首都直下地震等を想定した、強靱な ITインフラ環境を確保する必要性は7①のとおり政府の方針でも明記されており、政策目的を達成するためには、本措置(制度の拡充)によるデータセンター地域分散化(国内のデータセンターにおける東京圏のデータセンターの比率の低減)の更なる促進が必要不可欠である。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度～平成28年度)</p> <p>東京圏のデータセンターの比率(サーバールーム面積比)は、現状約 58%となっており、今後もこの比率にとどまることが予想される。</p> <p>こうした状況のまま、首都直下地震等の大規模災害が発生した場合には、東京圏のデータセンターのサービス提供が停止し、東京圏以外のデータセンターについて需要が供給を上回り、各種事業者のシステムが復旧に相応の時間を要し、その結果、社会経済の中核機能が中長期的に麻痺するおそれがある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度～平成 28 年度)</p> <p>本税制の適用件数が僅少であるが、本措置により東京圏のデータセンターのバックアップサービスのための東京圏以外のデータセンターにおける新設・拡充が行われたところ。この点、このサービスを受ける利用者の事業継続性が高まり、首都直下地震等の大災害が発生した場合の社会的・経済的損失を抑えることができる。</p> <p>将来においては、データセンターが地域分散化(データセンターの東京一極集中状態の緩和)し、首都直下地震等が発生した場合においても、多くのデータセンターが同時停止する可能性を低減し、もって、データセンターを利用する各企業等のシステムの同時停止を最小限の規模に抑えようとするもの。この点、本措置は情報通信基盤の耐災害性の強化を実現しようとするものであり、大規模災害が発生したときにはじめてその効果が発生するため、現段階において経済的な効果を预期することは困難である。</p> <p>一部の事業者で、耐災害性の観点以外にも電気代等が安価な海外にバックアップ拠点を整備する動きも見られており、本措置により、データセンターの海外流出を食い止め、国内にデータセンターを整備することによる経済効果も期待される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>東京圏以外のデータセンターは、東京圏のデータセンターとの比較において、通信費用等の面で不利な状況にあることが、データセンターが東京圏に一極集中することの主要な要因の一つである。また、本税制の政策目的である情報通信基盤の耐災害性の強化にあたっては、東京圏以外の地域へのデータセンターの新設・増設による、地域データセンターの比率の向上が必要であり、税制措置による公平で幅広い効果を発揮させることが適当であると考え</p>

			<p>る。</p> <p>○ 補助金と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>東京圏のデータセンターは、それぞれ災害に対する備えに違いがあるものの、首都直下地震等での被害、たとえばどの地域が電力供給停止になるのか等は预期することが難しく、どのデータセンターでも被害を受ける可能性がある。この点、広く、東京圏以外に立地するデータセンターの事業者全体の底上げが必要であり、税制措置による幅広い効果を発揮させることが適当である。</p> <p>○ 規制の創設と比較して、本租税特別措置の手段が適切である理由</p> <p>法令に定め規制により地方立地の義務づけ等を行うことについては、データセンター事業者(提供側)または利用する個人・企業等(利用側)に東京圏以外のデータセンターを利用することを求めることとなる。この点、前者については、東京圏においてのみ事業を行う事業者にとって経営や営業の自由を過度に制限することとなり、実現困難である。また、後者では、災害への対応の在り方が業種や事業形態、規模等で異なり、実効性のある規制を創設することは実質的に困難である。さらに、新規の規制の創設が可能であっても、一般的に義務づけ等を行う際には経過措置の期間が設定され、結果、相応の期間がかかるため、税制措置による支援は適切であると考え</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		前回の事前評価:平成 24 年 9 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	府省名	総務省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されるところである」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

平成24年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検過程において示した説明のとおり、達成目標の目標値及び達成時期については、「平成26年度に、直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）の状況より向上すること」を目的としていたところである。

「工場立地件数」及び「雇用増加人員」における直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）はそれぞれ88件、1,529人、平成26年度の実績（見込み）はそれぞれ130件、1,519人であった。目標の達成状況については、いまだ明らかになっていないところであるが、おおむね達成する見込みである。

延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられることから、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される過疎地域における工業用機械等の特別償却の適用者数及び適用額については、平成23年度が102件、24億円、24年度が76件、23億円となっている。なお、適用件数については、租特透明化法における適用実態調査では把握されていない。

所期の見込みとかい離して高い適用実態が明らかになったところであるが、かい離の原因は、所期の見込みが過疎対策室が地方公共団体を通じて行った調査の結果に基づいて算出されたものであることにある。地方公共団体では企業の国税に係る実態を把握できない状況にあるため、所期の見込みが僅少になったものと考ええる。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期に想定していた適用者数は、製造業、旅館業、コールセンターそれぞれ平成24年度（見込み）が50件、2件、0件で合計52件、25年度（見込み）が53件、2件、0件で合計55件、26年度（見込み）が50件、1件、0件で合計51件であった。

実際のところ、適用者数は、平成24年度が76件、25年度（見込み）が89件、26年度（見込み）が89件であった。所期に想定していた適用者数を上回る適用者数であり、想定外に僅少とはいえない。

（注）平成25年度（見込み）及び26年度（見込み）の適用者数は租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報による23年度適用件数102件、24年度適用件数76件の2か年平均から算出している。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される過疎地域における工業用機械等の特別償却の適用額については、平成23年度が24億円、24年度が23億円となっている。

減収額については、事前評価書の積算方法を踏襲して、平成23年度が7億円、24年度が6億円、25年度（見込み）から28年度（見込み）までも6億円となる。

所期の見込みとかい離して高い適用実態が明らかになったところであるが、かい離の原因は、所期の見込みが過疎対策室が地方公共団体を通じて行った調査の結果に基づいて算出されたものであることにある。地方公共団体には企業の国税に係る実態を把握できない状況にあるため、所期の見込みが僅少になったものと考ええる。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

納税義務者1人当たりの総所得金額は過疎地域においては2.46億円である（総務省「平成24年度市町村税課税状況等の調」による）。したがって、1.95億円～3.3億円の課税所得の場合の所得税率10%を用いて、過疎地域の納税義務者1人当たりの所得税額は0.25億円（2.46億円×0.1）と考えることができる（ただし、所得控除額等は考慮していない）。したがって、これまでの実績では、雇用増加人員が平成23年度1,660人、24年度1,717人、25年度1,179人いたことから、所得税による増収額は23年度415億円、24年度430億円、25年度295億円と考えることができる。

一方、減収額は平成23年度7億円、24年度6億円、25年度6億円である。

よって、減収額と達成目標の実現状況を対比した場合、過疎地域の雇用の確保、産業の振興に確実な効果をもたらしているほか、減収額のおおむね半分の所得税額の増収効果が見込まれ、波及的に消費税、地方税等の増収効果も見込まれる。したがって、過去における税収減を是認するような効果があるといえる。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

納税義務者1人当たりの総所得金額は過疎地域においては2.46億円である（総務省「平成24年度市町村税課税状況等の調」による）。したがって、1.95億円～3.3億円の課税所得の場合の所得税率10%を用いて、過疎地域の納税義務者1人当たりの所得税額は0.25億円（2.46億円×0.1）と考えることができる（ただし、所得控除額等は考慮していない）。平成26年度から28年度までの雇用増加人員は4,380人と見込んでいることから、26年度から28年度までの所得税による増収額は1,095億円（0.25億円×4,380人）と見込まれる。

一方、平成26年度から28年度までの減収合計額は18億円である。

よって、減収額と達成目標の実現状況を対比した場合、過疎地域の雇用の確保、産業の振興に確実な効果をもたらすことが予想されるほか、減収額のおおむね半分の所得税額の増収効果が見込まれ、波及的に消費税、地方税等の増収効果も見込まれる。したがって、将来における税収減を是認するような効果があるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (国税3)(法人税・義、所得税:外)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。 延長:2年間 根拠法令:過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、同法第45条第1項の表の第1号、同法第68条の27、同法施行令第6条の3、同法施行令第28条の9、第39条の56 特別償却率:機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100) 取得価額:2,000万円超
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近14年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長 平成25年度:適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。 《政策目的の根拠》 ○過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事

			業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」 ○租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56 ○「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。」こととされている。																																																							
	2	政策体系における政策目的の位置付け	27年度概算要求における政策評価体系図 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)																																																							
	3	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。																																																							
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">適用件数(件)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>436</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>383</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>295</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>371</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H27(見込み)</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H28(見込み)</td> <td>40</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>339</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H26(見込み)についてはH23~25の3年平均で算出。 H27(見込み)についてはH24~26(見込み)の3年平均で算出。</p>		適用者数(件)			適用件数(件)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H23	47	-	-	436	-	-	H24	39	3	-	383	8	-	H25	38	4	-	295	8	-	H26(見込み)	41	2	-	371	5	-	H27(見込み)	39	3	-	350	7	-	H28(見込み)	40	3	-	339	7	-
	適用者数(件)				適用件数(件)																																																					
	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																				
H23	47	-	-	436	-	-																																																				
H24	39	3	-	383	8	-																																																				
H25	38	4	-	295	8	-																																																				
H26(見込み)	41	2	-	371	5	-																																																				
H27(見込み)	39	3	-	350	7	-																																																				
H28(見込み)	40	3	-	339	7	-																																																				

		H28（見込み）についてはH25～27（見込み）の3年平均で算出。 過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少な物ではない。 また、適用者数の内訳を見ると、平成25年度の実績のあった適用者数42件のうち、適用市町村は、36団体となっており、地域に偏りなく適用されている。
②	減収額	平成23年度 3.1億円 平成24年度 2.8億円 平成25年度 2.9億円 平成26年度（見込み） 2.8億円 平成27年度（見込み） 2.8億円 平成28年度（見込み） 2.8億円
③	効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H23～H25） 本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。 これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 また、本特例措置の拡充延長により、平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されることである。 <small>・H28の雇用増加人員（見込み）については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員（見込み）についても前3カ年の平均で算出。</small> 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H23～H25） 直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：H23～H25） 本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成23年度3.1億円、平成24年度2.8億円、平成25年度2.9億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：H23～H25） 本特例措置は課税の繰り延べであり、基本的に減収効果は発生しない。 一方で、本特例措置は、過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。 過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、将来的にも平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、効果があると言える。

			<small>・H28の雇用増加人員（見込み）については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員（見込み）についても前3カ年の平均で算出。</small>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、課税の繰り延べであるので、基本的に減収効果は発生しない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。 また、他の手段と比較した場合、補助金は公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業所による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置によって、民間事業者等に対して直接的に課税の繰り延べを認め、初期投資の負担を軽減するとともに、「事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置」によって、地方自治体が地方税減免措置した場合の減収を補填することで、民間事業者等に対して間接的に支援している。 多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げるものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第30条により特別償却を行うことが規定されている。
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

減収見込額積算根拠

(平成26年度見込み)	275百万円
(平成27年度見込み)	280百万円
(平成28年度見込み)	280百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度	391	1,099,339
平成25年度	303	1,117,809
平成26年度(見込み) ※平成23年度～25年度平均	376	1,079,849
平成27年度(見込み) ※平成24年度～26年度平均	357	1,098,999
平成28年度(見込み) ※平成25年度～27年度平均	346	1,098,886

・平成26年度減収見込額

$$1,079,849 \times 0.255 = 275,361 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成27年度減収見込額

$$1,098,999 \times 0.255 = 280,245 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成28年度減収見込額

$$1,098,886 \times 0.255 = 280,216 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	振興山村における工業用機械等の特別償却	府省名	総務省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

測定指標は変更せず、本特例措置の期間（2年間）で一定のサンプル数が確保された上で、本特例措置を利用して設備投資を行い雇用を増加させた事業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した増加分を分析することにより、本特例措置の直接的な効果（寄与度）を事後検証します。

なお、アンケート調査項目については、現時点で以下のような内容を考えています。

- ・ 設備投資の目的、導入した設備名
- ・ 本特例措置が、設備投資を行い、雇用を増加させる動機（きっかけ）となったか
- ・ 今後も本特例措置を活用したいかなど。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

区分	平成23年度	24年度	25年度
適用額（千円）	46,984	24,144	69,281

（注）平成23年度及び24年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）からの抜粋。25年度は、農林水産省中山間地域振興課が実施した振興山村市町村へのアンケート調査により判明した本特例適用企業の適用額を合計。本アンケート調査は、都道府県及び市町村を通じて対象となる事業者等（製造業及び旅館業）にアンケートを配布し、資本金、設備投資額、増加雇用人数等を記載してもらい、それを回収・集計したものである。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額（推計。別紙「適用額の積算について」参照）

平成27年度 67百万円

28年度 134百万円

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額

平成23年度＝46,984千円（適用額（注）×0.15（法人税率））＝7百万円

24年度＝24,144千円（適用額（注）×0.15（法人税率））＝4百万円

25年度＝69,281千円（適用額（注）×0.15（法人税率））＝10百万円

（注）「本租税特別措置等の適用額」の略。

（別紙）

適用額の積算について

$$\frac{\text{適用額 平成27年度}}{\text{28年度①及び新規分}} = 67\text{百万円}\cdots\text{①}$$

$$\text{28年度①及び新規分} = 134\text{百万円}$$

（注）計算の前提は「減収額及び適用件数の積算について」と同じ。

○ 適用額についての積算根拠(①)+(②)+(③)+(④)=67.204百万円 改め 67百万円)

(1) 製造業に係る適用額の計算 (①)+(②)+(③) = 5,875.541

① 資本金1千万円以下の製造業に係る適用額 (イ+ロ) = 653.248

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 625.118

a 取得価額(500万円) × 償却率 (0.1) × 割増償却率(0.32)

b 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.9

c 山村計画策定率(0.5) × 制度利用率(0.5) × 制度適用率(0.14)

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 28.130

a 取得価額(500万円) × 償却率(0.027) × 割増償却率(0.48)

b 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.1

c 山村計画策定率(0.5) × 制度利用率(0.5) × 制度適用率(0.14)

(以下、項目名は省略。)

② 資本金1千万円～5千万円未満の製造業に係る適用額 (イ+ロ) = 1,753.618

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 1,678.103

a 1,000 × 0.1 × 0.32

b 28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.9

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 75.515

a 1,000 × 0.027 × 0.48

b 28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.1

c 0.5 × 0.5 × 0.14

③ 資本金5千万円以上の製造業に係る適用額 (イ+ロ) = 3,468.675

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 3,319.306

a 11,300 × 0.1 × 0.32

b 4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.9

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 149.369

a 11,300 × 0.027 × 0.48

b 4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.1

c 0.5 × 0.5 × 0.14

(2) 旅館業に係る適用額の計算 (①)+(②)+(③) = 727.914

① 資本金1千万円以下の旅館業に係る適用額 (イ+ロ) = 314.709

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 102.700

a 500 × 0.1 × 0.32

b 18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.3

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 212.009

a 500 × 0.059 × 0.48

b 18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.7

c 0.5 × 0.5 × 0.14

② 資本金1千万円～5千万円未満の旅館業に係る適用額 (イ+ロ) = 240.624

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 78.507

a 1,000 × 0.1 × 0.32

b 6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.3

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 162.117

a 1,000 × 0.059 × 0.48

b 6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.7

c 0.5 × 0.5 × 0.14

③ 資本金5千万円以上の旅館業に係る適用額 (イ+ロ) = 172.581

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 56.307

a 2,700 × 0.1 × 0.32

b 786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.3

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 116.274

a 2,700 × 0.059 × 0.48

b 786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.7

c 0.5 × 0.5 × 0.14

(3) 農林水産物等販売業の適用額の計算 (イ+ロ) = 47.582

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 17.913 ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 29.669

a 500 × 0.112 × 0.32

a 500 × 0.053 × 0.48

b 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.3

b 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.7

c 0.5 × 0.5 × 0.14

c 0.5 × 0.5 × 0.14

(4) 電気業・熱供給業 (再生可能エネルギーに係るものに限る) の適用額 = 69.344

・ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 69.344

a 550 × 0.059 × 0.32

b 636 × 0.3

c 0.5 × 0.5 × 0.14

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の特別償却 (国税4) (法人税: 義・所得税: 外)								
2	要望の内容	<p><制度の概要></p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等(取得価額2,000万円超)を取得した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置 10/100(旅館業を除く)、建物及びその附属設備 6/100)ができる制度。</p> <p><要望の内容></p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取等した場合に、取得価額要件の下限額を500万円以上に引き下げ、その事業の年度において通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を割増償却(5年間、償却限度額: 機械・装置 普通償却限度額の32/100、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48/100)に改組し、対象業種に農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)を追加する等制度を見直した上で、適用期間を2年延長する。</p> <p>1. 製造業・旅館業</p> <p>(1) 対象</p> <p>① 資本金5,000万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>② 資本金5,000万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>1,000万円以下</td> <td>1,000万円超 5,000万円以下</td> <td>5,000万円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・電気業及び熱供給業 (再生可能エネルギーに係るものに限る。)</p> <p>(1) 対象</p> <p>① 資本金5,000万円以下の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等</p> <p>② 資本金5,000万円超の事業者: 機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等</p> <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上である場合</p>	資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超							
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上							

3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度 創設 平成23年度 適用期限の2年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成25年度 適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和40年5月11日法律第64号)第3条第3号 (略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇を増大する</p> <p>○同法第4条 国は、前条の目的を達成するため、(略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年12月3日法律第67号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年11月22日法律第81号)第1条 土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、(略)農山漁村の活性化を図る(略)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月閣議決定) 第1章アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題</p>

		<p>4. 日本の未来像に係わる制度・システムの改革 (望ましい未来像に向けた政策推進)</p> <p>④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる</p> <p>第2章経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生</p> <p>(3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化)</p> <p>過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。 (長期的な観点からの取組)</p> <p>地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。</p> <p>(4) 農林水産業・地域の活力創造 改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を着実に実施し、今後10年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。</p> <p>○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日改訂)</p> <p>第一総論</p> <p>II. 改訂戦略における鍵となる施策</p> <p>4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革</p> <p>(1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 特色ある地域資源を活かせば、付加価値の高いビジネスを行うことも十分に可能である。(略)多様な地域資源を活用した地域ぐるみの農林水産業の6次産業化の推進、(略)地域に魅力ある雇用の場を創り出すことができる。</p> <p>(2) 地域の経済構造改革 地域に根ざした中堅・中小企業・小規模事業者等の挑戦によって農業や観光を含めた特色のある産業が全国津々浦々で育成され、地域経済を引っ張っていくことが重要である。</p> <p>IV. 改訂戦略の主要施策例</p> <p>4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革</p> <p>① 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 ○地域ぐるみの農林水産業の6次産業化、酪農家の創意工夫・多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進</p> <p>第二 3つのアクションプラン</p>
--	--	---

			<p>一、日本産業再興プラン</p> <p>6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>人口減少の厳しい現実を受け止め、(略)若者・女性の創業促進やふるさとの特色ある地域資源の活用など、いわばローカルアベノミクスについて、実行可能な政策から直ちに具体化し実行していく。その際、中小企業・小規模事業者向けの支援策について、確定検査の簡素化や広報の強化をはじめ、使い勝手の更なる向上を図る。</p> <p>(地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)</p> <p>③ふるさと名物応援</p> <p>観光(自然、文化、産業遺産等)や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。</p> <p>(地域の経済構造改革)</p> <p>⑥総合的な政策推進体制の整備</p> <p>人口急減・超高齢化を克服し、活力ある地域経済構造を実現するためには、地方自治対をはじめ地域それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう政策手段等の大胆な見直しに着手しつつ、地域資源を活用するなど「個性を活かした地域戦略」を推進する。</p> <p>二、戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>エネルギー分野の様々な制度改革の実現もあり、民間においてエネルギー関連投資は大幅に増加し、雇用が生まれている。引き続き、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に向けた取組を進める。</p> <p>特に、まず、再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。</p> <p>また、…木質バイオマスエネルギーの利用…を進める。</p> <p>テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会</p> <p>テーマ4-①：世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 国内バリューチェーンの連結</p> <p>農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値をより多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6</p>
--	--	--	---

			<p>月24日改訂)</p> <p>II 基本的考え方</p> <p>森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>III 政策の展開方向</p> <p>2. 6次産業化等の推進</p> <p>農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する</p> <p>6. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を掘掘するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産物の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、(略)生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産物の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 農業・農村の6次産業化</p> <p>農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、(略)「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。これらの取組により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築する。</p> <p>①「地域資源」を活用した「産業」の創造</p> <p>農林水産業・農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林水産業を軸とした地場産業を活性化(略)様々な資源活用の可能性を追求する。</p>
--	--	--	--

		<p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>① 農村コミュニティの維持・保全</p> <p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>27年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>II. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の活用によって事業者の振興山村への立地や設備投資が促され、地域の雇用が確保されることを通じ、地域コミュニティの活性化に資することから、振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>測定指標: 振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数</p> <p>目標値: 本特例の適用期間中(平成 27~28 年度)の新規雇用者数 54 名(2 年間)</p> <p>(根拠)</p> <p>①平成 21~25 年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約 85 百万円となっている。</p> <p>②今回、500 万円に限度額を下げ対象事業を追加することとしており、推計では、本特例を利用した年間総投資額は 2,253 百万円となり、①を踏まえれば(2,253 百万円÷85 百万円)、増加する雇用者は 27 人となる。</p> <p>③以上を踏まえ、平成 27、28 年度においては、27×2=54 人の新規雇用者を増加させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>1 山村振興対策を推進していく上で、これまででは、域外の製造業又は旅館業を誘致するという発想に立って、2000 万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきたところ。</p> <p>この措置については、利用した企業が実際に雇用を増やすなどの成果を上げており、振興山村における経済活動の実態を踏まえれば、目標の達成に向けて一定の有効性があると評価できる。</p> <p>(雇用増加の一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに 14 名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を上げている有効な手段と考えられる。)</p>

			<p>2 今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績を踏まえて、雇用の創出を図るために振興山村に立地する民間事業者の設備投資をさらに拡大しようとするものであり、以下の効果が見込まれる。</p> <p>① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限を 2000 万円としているが、農林水産省が実施したアンケート結果によれば、500 万円~2,000 万円以下の設備投資が 2,000 万円超の設備投資と同数程度存在する。このため、取得価額要件を 2,000 万円から 500 万円に引き下げることによって、500 万円~2,000 万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。</p> <p>② また、同アンケート結果によれば、農産物、水産物、林産物をはじめとした豊富な地域資源を活かした、農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)に取り組みようとする民間事業者が見られる。このため、新たにこの 2 業種を税制優遇措置の対象とすることで、これらの者の事業開始・拡大を後押しする効果が生じる。</p> <p>③ なお、特別償却を割増償却に変更することで、これまでは単年度しか計上できなかったが、複数年に渡り割り増しして減価償却費用を計上できることとなるため、民間事業者の資金繰りを複数年に渡ってサポートできる効果が生じる。</p> <p>3 これらの効果により、事業者の振興山村への設備投資がさらに促進され、新規雇用の創出等を通じて、農山漁村の振興や集落機能の維持に寄与するものである。</p>														
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度 (実績)</th> <th>24 年度 (実績)</th> <th>25 年度 (実績)</th> <th>26 年度 (見込)</th> <th>27 年度 (見込)</th> <th>28 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>154</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典【H23.24】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)</p> <p>【H25】都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を行い把握</p> <p>※H26-28 の算定根拠は別添 1 参照。</p> <p>適用件数については、前回要望時(平成 24 年度)には、24 年度:26 件、25 年度:43 件の適用を想定し、それぞれ実績値は 24 年度:4 件、25 年度:6 件となったが、人口減少が顕著化する等山村を取り巻く厳しい状況の下で、事業者の経済活動も厳しい状況にあると考えられる中においては、平均 5 件以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少ではなく、振興山村の活性化に一定の貢献をしていると考えられる。また、振興山村の民間事業者の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充等が要望どおり位置付けられ、本特例措置の周知浸透が図られることにより、更なる適用の増加が期待される。</p> <p>適用の偏りについては、本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に</p>		23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)	適用数	6	4	6	17	154	308
	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)											
適用数	6	4	6	17	154	308											

		<p>合致した事業(製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。))を対象とするものであり、木材、木製品製造業、通信機械器具製造業、清涼飲料水製造工場、電気・電子機器製造業、食品製造業等幅広い業種で活用されており、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p>																								
②	減収額	<p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>45</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1参照 (補足:H23.24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)</p>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	減収額	7	4	10	45	10	20										
	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																				
減収額	7	4	10	45	10	20																				
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成28年度) 「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成25年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.36%に対し、△0.32%、中山間農業地域において目標値△0.59%に対し△0.52%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本特例は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.19</td> <td>△0.19</td> <td>△0.31</td> <td>△0.32</td> <td>△0.32</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p>(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.38</td> <td>△0.38</td> <td>△0.45</td> <td>△0.49</td> <td>△0.52</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。</p> <p>一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の貢献をしている有効な手法と考えられる。</p> <p>引き続き本特例の活用により、振興山村への企業立地や設備投資が促さ</p>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																					
減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32																					
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																					
減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52																					

		<p>れ、雇用確保を通じて地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>										
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成29年3月)</p> <p>本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者(雇用増加者)数としては、平成24年度に18人、平成25年度に12人の新たな雇用が確認されている。前回要望時の目標(振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う各年度の新規雇用者数80名)には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている本制度は、振興山村の活性化の観点から、有効な施策であると考えられる。</p> <p>効果検証の観点から、平成24年度に適用した4業者に対し調査を行ったところ、1業者から、施設立地の検討にあたって、本税制の優遇措置を考慮した旨回答を得ており、本制度が振興山村における投資及び雇用に効果を及ぼしていることが確認されている。(同社では、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用。)</p> <p>○雇用効果の状況</p> <p>(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用増加数</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p> <p>推計による今後の雇用増加数は以下のとおりであり、今後、振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、目標は達成されると考えている。</p> <p>平成27年度:27人、平成28年度:27人</p> <p>(根拠) ①平成21～25年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約85百万円となっている。 ②推計では、各年度の年間総投資額は、2,253百万円(H27,28(※))となり、①を踏まえれば、増加する雇用者数は、それぞれ、27人(H27,28)となる。 ※算定根拠は別添1参照</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度								
雇用増加数	11	0	18	12								
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成29年3月)</p> <p>山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の保全等の様々な機能を有しており、これらの機能は広く国全体に及ぶ公益的なものである。</p>										

特に、近年、降雨量の増加に伴う水害の増加傾向等を踏まえれば、上流に存在する広大な森林を適切に手入れすることで森林の保水力を保持することがますます重要となっており、それには、森林を中心に据えた山村の暮らしを持続可能なものとする必要があると考えられる。

他方、近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14歳)が同年比で約4割に減少(99万人→43万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

しかしながら、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体については、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。また、振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

このような状況を踏まえ、政府は、平成26年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2014において、「人口急減・超高齢化」の流れを止めるため、地域における民間事業者の経済活動を活性化することで地域に雇用を創出し、暮らし続けられる地域の創出を目指す方針を打ち出している。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域においても立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。その際、民間事業者の設備投資の拡大を支援することは、事業の拡大を促す上で有効であると考えられる。

今回要望する税制優遇措置の拡充は、取得価額要件の引き下げ、対象業種の追加、償却期間を延長する割増償却への変更といったものであり、これまでの税制優遇措置を拡充し、民間事業者の設備投資の促進を図るものであることから、まさに現在、政府が積極的に講じる必要のある施策のひとつであると考えられる。

本特例の拡充等がなされない場合、振興山村において中・小規模の事業者が利用できる、投資に対するインセンティブ措置が失われ、振興山村における事業者の投資意欲が削がれるとともに、山村における経済活動の低迷やそれに伴う雇用機会の喪失等につながり、振興山村の地域コミュニティ維持・存続を大きく阻害することとなる。

以上のように、本特例は必要不可欠なものであり、今回の特例措置の拡充等を実施し、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:23～28)

本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりである。本試算では、本特例措置が活用された投資の中には、必ずしも本特例措置の有無が、投資・雇用等の主体的なインセンティブとなっていない場合があり得ることも想定し、特例適用事業者への聞き取り調査結果を踏まえて、投資

額の25%のみを用いて経済効果を試算している。この場合においても、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回っており、本特例措置には税込減を是認するに足る経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位:百万円)

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	7	4	10	45	10	20
投資額	470	241	749	3,237	2,253	2,253
経済波及効果	205	119	417	2,486	1,407	1,407

※減収額、投資額の算定根拠は別添1参照
(補足:H23.24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)

※経済波及効果については、「振興山村における設備投資等に関する調査」に基づく投資額をもとに、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(10部門)」を使用して算出。

※また、平成24年度に本特例を適用した4事業者に聞き取り調査を行った結果、そのうち1事業者から、本特例の有無が設備投資の決定に影響した旨回答があったことを踏まえ、本特例適用分の25%において、本特例が設備投資の直接的なインセンティブになったと仮定し、投資額の25%を用いて経済波及効果を算出。間接的影響を含めた過大な試算となることを避けている。なお、減収額は、全投資額を基に試算している。

※経済波及効果の算定に使用した部門は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「振興山村における設備投資等に関する調査」を参考に選定。(別添2参照)。

※消費転換係数は0.73で算出。
※経済波及効果は2次効果まで算定。

また、雇用については、以下の新規雇用が確認されている。前回要望時の目標には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている。減収額との比較においては、平成24年は、減収額4百万円に対し18人、平成25年は減収額10百万円に対し12人となっている。調査により、立地検討に辺り税制面等の特例措置を考慮したとの企業も見られており、本特例措置は、山村の活性化の観点から、減収の是認に足る効果ある施策と考えられる。

今後、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図

			ることにより、一層の効果の拡大が期待される。 ○過去4年間の雇用への効果 (単位:人)										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用増加数</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度									
雇用増加数	11	0	18	12									
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。））を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置となっている。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど制約があること</p> <p>から、同様に誘導効果が発生するにもかかわらず、本特例の方が政府・事業者の双方にとって負担の少ない措置である。</p> <p>本特例が拡充されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者が負担なく利用できるインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、今回の特例措置の拡充等により、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。</p>										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>H27年度予算要求において、「山村振興交付金」（新規）を要求中。</p> <p>同交付金は、</p> <p>① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p> <p>② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む市町村を支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このため、両者は、山村振興交付金により組織作りや人材育成等を支</p>										

			援し、その中から実際に地場産品の販売等を行う動きが生じた際の設備投資について、本税制特例で支援するという関係にある。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解		本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

別添1

1. 減税見込額等の積算

(1) 平成26年度（製造業及び旅館業の事業者）

○ 振興山村において、平成23～25年度に本特例の対象となる資産を取得した実績(※1)を基に、平成26年度も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額等の見込みを算出。

$$\begin{array}{ccccccc} & 23年度 & 24年度 & 25年度 & 平均 & & \\ \text{機械等} & (10,281 + 17,229 + 28,215) & \div & 3 & = & 18,575 & \text{百万円} \cdots \textcircled{1} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} & 23年度 & 24年度 & 25年度 & 平均 & & \\ \text{建物等} & (3,589 + 5,816 + 4,238) & \div & 3 & = & 4,548 & \text{百万円} \cdots \textcircled{2} \end{array}$$

○ 対象資産を取得した事業者のうち、14%が本特例を適用すると仮定し(※2)、投資額、減収見込額等を算出。

		適用率※2			
機械等	①	×	14%	≒	2,600 百万円 ……③
建物等	②	×	14%	≒	637 百万円 ……④
合計					3,237 百万円

		特別償却率	法人税率		
機械等	③	×	10%	×	15%
建物等	④	×	6%	×	15%
合計					45 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータ)

※1 都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を農林水産省において実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握。

※2 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を農林水産省において実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者（関心がある者）の中で（49%）、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの5割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 $49\% \times 58\% \times 1/2 = 14\%$ 。

(2) 平成27、28年度（製造業、旅館業及び農林水産物等販売業、再生可能エネルギー供給業）

(投資額)

平成27年度・・・2,253百万円

平成28年度・・・2,253百万円

(※積算は別紙参照)

(減税見込額)

平成27年度・・・10百万円

平成28年度・・・20百万円（10百万円(28年度新規分)+10百万円（27年度継続分））

(※積算は別紙参照)

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数 (社(者))	103	125	135	122	1078	1078
適用件数 (件)	6	4	6	17	154	308
減税見込額 (百万円)	7	4	10	45	10	20

注) 1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。

(23～25年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を農林水産省において実施して把握。

(26年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値（23～25年度実績の平均値）。

$$\text{【計算式】} (103 + 125 + 139) \div 3 = 122(\text{社(者)})$$

(27、28年度)

1078件
 (※積算は別紙参照)

2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(23、24年度)

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）による。

(25年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。

実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を農林水産省において実施して把握。

(26年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。

対象者数(122事業者)の14%（アンケート提出者(関心がある者)のうち、本特例の活用を検討者28%の5割）が本特例を適用すると仮定。

$$\text{【計算式】} 122 \times 0.14 = 17(\text{件})$$

(27、28年度)

平成27年度・・・154件

平成28年度・・・308件（154件(28年度新規分)+154件（27年度継続分））

(※積算は別紙参照)

(別紙)

減収額及び適用件数の積算について

減収額 10 百万円
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度①及び新規分}} = 10 \text{ 百万円} \cdots \text{①}$
 平成 28 年度①及び新規分 = 20 百万円

適用件数 154 件
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度①及び新規分}} = 154 \text{ 件}$
 平成 28 年度①及び新規分 = 308 件

対象者数 1,078 件
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度}} = 1,078 \text{ 件}$
 平成 28 年度 = 1,078 件

※ 以下の計算については、小数点第 3 位まで記述することとし、第 4 位以下については四捨五入することとする。

1 減収額についての積算根拠((1)+(2)+(3)+(4)=10百万円)

(1)製造業に係る減収額 (①+②+③) = 881 331 万円

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る減収額 (イ+ロ) = 97 988 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 93 768 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算定
 取得価額(※ 1) × 償却率(※ 2) × 割増償却率(※ 3) × 法人税率
 500 万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

※ 1 資本金額が 1,000 万円未満の製造業者の 1 件当たりの平均投資額は 113 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 食料品製造業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。償却率及び耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) による (以下同じ)。食料品製造業は、振興山村における製造業者の中で最も多い (平成 25 年度振興山村現状分析 (平成 26 年三菱 UFJ コンサルティング)) ため採用 (以下同様に計算。)

※ 3 割増償却率は平成 27 年度税制改正要望内容を反映 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数(※ 1) × 設備投資実施率(※ 2) × 500 万円以上の投資実施率(※ 3) × 黒字比率(※ 4)
 31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3

× 建物・機械装置比率(※ 5)

× 0.9

※ 1 経済センサス 2011 (総務省) のデータを用いて推計 (以下同様に計算。)

※ 2 資本金額が 1 千万円以下の製造業者 216,084 事業者のうち投資を行った事業者が 40,102 事業者であること (中小企業実態基本調査 (平成 25 年報告書。経産省)) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 3 中山間地域振興課実施アンケート調査 (平成 26 年 3 ~ 5 月実施。以下略。) における、製造業者からの回答によれば、80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答している。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、そこから 10 ポイント

程度減じた値を算出 ((1)①ロ b において同じ。)

※ 4 国税庁 HP 「平成 24 年度における法人税の申告実績の概要」 における黒字申告割合を利用 (以下同様に計算。)

※ 5 製造業の機械・装置設備投資額の総計 : 建物設備投資額の総計 = 0.9 : 0.1 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

c その他係数
 山村計画策定率(※ 1) × 制度利用率(※ 2) × 制度適用率(※ 3)
 0.5 × 0.5 × 0.14

※ 1 現在の山村計画の作成率は約 50 % (以下同様に計算。)

※ 2 山村計画の策定市町村のうち税制関連計画事項を記述する市町村を約 50 % と仮定 (以下同様に計算。)

※ 3 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者 (関心がある者) の中で (49%)、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58% が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの 5 割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 0.49 × 0.58 × 0.5 = 0.14 % (以下同様に計算。)

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 4 22 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 500 万円 × 0.027 × 0.48 × 0.15

※ 鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの建物 (工場用 (その他)) の償却率 (耐用年数 38 年) を利用 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500 万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.1

c その他係数
 山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 0.5 × 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円 ~ 5 千万円未満の製造業者に係る減収額 (イ+ロ) = 263 042 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 251 715 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出
 取得価額(※) × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 1,000 万円 × 0.1 × 0.32 × 0.15

※ 1 千万円 ~ 5 千万円未満の資本金を有する製造業者の 1 件当たり平均投資額は 814 万円程度 (平成 24 年経済センサス)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 1,000 万円まで引き上げることを想定。

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000 万円以上の投資実施率(※) × 黒字比率
 28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3

× 建物・機械装置比率

× 0.9

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 11 327 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 1,000 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \quad \quad \quad \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{ 万円以上の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \\ 28,390 \quad \quad \quad \times 0.391 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \\ \times \text{建物・機械装置比率} \\ \times 0.1 \end{array}$$

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

③ 資本金 5 千万円以上の製造業者に係る減収額 (イ + ロ) = 520 301 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 497 896 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} (\text{※}) \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.1 \quad \times 0.32 \quad \quad \quad \times 0.15 \end{array}$$

※ 資本金 5000 万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は 11,300 万円 (平成 24 年経済センサス (総務省。)) であるため、この数字を利用 (以下同様に計算。))。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,300 \text{ 万円の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 \quad \quad \quad \times 0.48 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.9 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 22 405 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \quad \quad \quad \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,300 \text{ 万円の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 \quad \quad \quad \times 0.48 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.1 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

(2) 旅館業に係る減収額 (① + ② + ③) = 109 182 万円

① 資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る減収額 (イ + ロ) = 47 201 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 15 4 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} (\text{※} 1) \times \text{償却率} (\text{※} 2) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \quad \times 0.1 \quad \quad \quad \times 0.32 \quad \quad \quad \times 0.15 \end{array}$$

※ 1 1,000 万円未満の資本金額の旅館業者の 1 件当たり平均投資額は 266 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省。))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 宿泊業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} (\text{※} 1) \times \text{黒字比率} \\ 18,576 \quad \quad \quad \times 0.157 \quad \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \quad \times 0.3 \\ \times \text{建物・機械装置比率} (\text{※} 2) \\ \times 0.3 \end{array}$$

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、旅館業者の 80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、10 ポイント程度減じた値を算出。

※ 2 旅館業の機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算。))。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 31 801 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率} (\text{※}) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \times 0.059 \quad \times 0.48 \quad \quad \quad \times 0.15 \end{array}$$

※ 木造又は合成樹脂の建物 (旅館用、ホテル用又は病院用) の償却率 (耐用年数 17 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 18,576 \quad \quad \quad \times 0.157 \quad \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \quad \times 0.7 \end{array}$$

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る減収額（イ+ロ）＝36,094万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 11,776$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円の投資実施率(※) × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.3$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 24,318$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{万円} \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円以上の投資実施率 × 黒字比率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率

× 0.7

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る減収額（イ+ロ）＝25,887万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 8,446$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $2,700 \text{万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※資本金5,000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出（平成24年経済センサス（総務省））。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700万円の投資実施率(※) × 黒字比率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率

× 0.3

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 17,441$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $2,700 \text{万円} \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700万円の投資実施率(※) × 黒字比率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率

× 0.7

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

(3)農林水産物等販売業の減収額（イ+ロ）＝7,137万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 2,687$ 万円）

a 取得価額500万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{万円} \times 0.12 \times 0.32 \times 0.15$

※ 飲食料品小売業設備の償却率（償還期間9年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率(※1) × 黒字比率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率(※2)

× 0.3

※1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、農林水産物等販売業者の60%程度の者が500万円以上の投資を実施する予定があると回答していることを踏まえて算出（以下同様に計算）。

※2 農林水産物の販売所においては、建物への投資が機械・装置よりも多いと想定し、旅館業と同様の数値（機械・装置の設備投資額の総計：建物の設備投資額の総計＝0.3：0.7）を利用。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 4,45$ 万円）

a 取得価額500万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{万円} \times 0.053 \times 0.48 \times 0.15$

※金属造りの建物（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）の償却率（耐用年数27年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.7$

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の減収額＝10 402 万円

・ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 10 402$ 万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※1)×償却率(※2)×割増償却率×法人税率

550 万円 × 0.059 × 0.32 × 0.15

※1 振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 kw 以下の発電設備。
この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム
構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間
についての委員長案」）を乗じて算出。

※2 電気業用設備（その他の設備。主として金属製のもの）の償却率（耐用年数 17 年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※)×黒字比率

636 × 0.3

※ 振興山村における 10kw 以上の太陽光発電設備の新規設置数（年間）を資源エネルギー庁HPの
市町村別の「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」を用いて算出。

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

2 適用件数についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)=154）

(1)製造業に係る適用件数（①+②+③=112）

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 43 507
× 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円～5 千万円未満の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 58 277
× 0.5 × 0.14

③資本金 5 千万円以上の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 10 19
× 0.5 × 0.14

(2)旅館業に係る適用件数（①+②+③=32）

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 21 435
× 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円～5 千万円未満の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 8 188
× 0.5 × 0.14

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 2 17
× 0.5 × 0.14

(3)農林水産物等販売業に係る適用件数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 3,695 \quad \times 0.143 \quad \times 0.6 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 3,328 \\
 & \times 0.5 \quad \times 0.14
 \end{aligned}$$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る適用件数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} = 6,678 \\
 & 636 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \quad \times 0.5 \quad \times 0.14
 \end{aligned}$$

3 対象者数についての積算根拠 ((1)+(2)+(3)+(4)=1,078)

(1)製造業に係る対象者数 (①+②+③= 799 127)

①資本金1千万円以下の製造業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 31,825 \quad \times 0.186 \quad \times 0.7 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 310,078 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

※ 対象者数は実際に制度を適用できうる者の数として整理。その際の事業者の属性は、振興山村に立地し、投資を行い、その投資額が取得価額要件以上であって、さらに黒字であるもの。市町村の属性は、山村計画を策定するとともに、税制関連事項も記述している市町村。
これを満たす投資の計算式は、2の適用者数に制度適用率である0.14を乗じてないものとなる。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 28,390 \quad \times 0.391 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 416,196 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

③資本金5千万円以上の製造業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,600 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 4,044 \quad \times 0.48 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 72,853 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 226 71)

①資本金1千万円以下の旅館業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 18,576 \quad \times 0.157 \quad \times 0.7 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 152,780 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 6,214 \quad \times 0.251 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 58,413 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

③資本金5千万円以上の旅館業に係る対象者数

$$\begin{aligned}
 & \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 2,700 \text{ 万円以上の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{山村計画策定率} \\
 & 786 \quad \times 0.526 \quad \times 0.5 \quad \times 0.3 \quad \times 0.5 \\
 & \times \text{制度利用率} = 15,517 \\
 & \times 0.5
 \end{aligned}$$

(3)農林水産物等販売業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率=23,801
 ×0.5

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る対象者数

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率=28,620
 $636 \times 0.3 \times 0.5 \times 0.5$

4 投資額についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)=2,253百万円）

(1)製造業に係る適用額（①+②+③=195,177）

①資本金1千万円以下の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=21,753万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 500 \text{万円}$

※ 資本金額が1,000万円未満の製造業者の1件当たりの平均投資額は113万円程度（平成24年経済センサス（総務省））。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=58,277万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 1,000 \text{万円}$

※ 1千万円～5千万円未満の資本金を有する製造業者の1件当たり平均投資額は814万円程度（平成24年経済センサス）。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を1,000万円まで引き上げることを想定。

③資本金5千万円以上の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $4,044 \times 0.48 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=115,147万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 11,300 \text{万円}$

※資本金5000万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は11,300万円（平成24年経済センサス（総務省））であるため、この数字を利用（以下同様に計算）。

(2)旅館業に係る投資額（①+②+③=24,765）

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $18,576 \times 0.157 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=10,718万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 500 \text{万円}$

※ 1,000万円未満の資本金額の旅館業者の1件当たり平均投資額は266万円程度（平成24年経済センサス（総務省））。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 8,188万円
 × 0.5 × 0.14 × 1,000万円

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 5,859万円
 × 0.5 × 0.14 × 2,700万円

※資本金5000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出(平成24年経済センサス(総務省))。

(3)農林水産物等販売業に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額= 1,664万円
 × 0.5 × 0.14 × 500万円

(4)電気業・熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る)に係る投資額

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 3,673万円
 636 × 0.3 × 0.5 × 0.5 × 0.14 × 550万円

※振興山村に設置される10kw以上の太陽光発電設備1,392のうち1,272が50kw以下の発電設備。
 この50kw以下の発電設備の平均出力が20kwとなることから、これに1kw=27.5万円のシステム構築費用(平成26年3月7日第15回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間についての委員長案」)を乗じて算出。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)	④投入部門 (金額)	⑤投入部門 (金額)
19年度					
20年度					
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械・同装置 (6.5)		
22年度	電気機械 (40.5)				
23年度	輸送用機械 (69)	金属製品製造 (43)	商業 (6)		
24年度	通信機械 (40)	不動産業 (15)	製材業 (5)		
25年度	でん粉 (109)	合板 (22)	電気機械 (22)	冷凍魚介類 (17)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (17)
26年度	電気機械 (600)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (300)	建築 (34)		
27年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		
28年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	総務省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率、半島地域における納税義務者1人当たりの課税対象所得額の変化率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特例措置対象業者においては約2,114百万円設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成24年における22年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値99.2%に対し、半島地域では99.4%となっており、全国を上回っており、また、25年度における納税義務者1人当たりの課税対象所得額対前年比は、全国値100%に対し、半島地域でも100%となっている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が平成26年度以降も25年度と同様の効果が見込まれると説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分

析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、①半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、全国の変化率（対前年比）を継続的（2年連続）に上回ること、②半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）について全国の変化率を継続的に上回ることである。

①半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率は、平成23年は全国の変化率を上回ったものの、24年は下回り、目標は達成されてない。②半島地域における観光入込客数の変化率は、平成23年、24年とも全国の変化率を上回り、目標は達成されている。

①については、半島地域を始めとした地方部において景気回復に遅れが見られること、②については、東日本大震災の被災地を有しない半島地域において震災の影響が比較的少なかったことが原因として考えられる。①については、本措置が延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際や地元企業が設備投資を決定する際の重要な要件を失うこととなり、半島地域への企業進出や地元企業の設備投資に影響があるものと考えられる。また、②については、本措置の延長により半島地域への観光入込客数を引き続き確保していくため、引き続き本措置を継続する必要がある。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

特別償却制度の延長要望を行った前回延長要望時においては、過去の特別償却制度の適用実績に基づいて平均値を推計し、平成25年度以降は平均64件程度と適用見込みを算出した。平成25年度より、特別償却制度から割増償却制度へと制度拡充したことから、特別償却制度を前提とした適用見込み数と割増償却制度における適用数を単純に比較することは適切でないと考えている。

なお、平成25年度は、市町村長が産業の振興に関する計画を作成し、市町村長が計画に適合すると確認した工業用機械等が適用可能な制度に変更された初年度であり、計画策定のための期間や制度周知に一定の期間を要することから、特別償却制度の適用実績からの減少も想定されたが、10件以上の適用があることから想定外に僅少ではない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの適用件数については、本租税特別措置が割増償却制度（5か年間）であることから、当該年度に新規に取得した工業用機械等の適用件数に過年度の適用件数を加え、算出している。

なお、当該年度に新規取得した適用件数については、平成26年度は同年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果である14件とし、27年度から28年度までは26年度の適用見込み（14件）に、新規に産業振興計画を策定する市町村における適用や制度周知による適用増の見込み（1件）を加えた15件とした。過年度の適用件数等については、過年度の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込んで算出している。

平成26年度：26件（新規取得 14件^注）＋ 過年度取得 12件）

27年度：41件（新規取得 15件^注）＋ 過年度取得 26件）

28年度：56件（新規取得 15件^注）＋ 過年度取得 41件）

また、平成26年度から28年度までの適用額（取得価額）については、当該年度に新規取得した資産の価額のみを記載しており、25年度の適用額（取得価額）である2,114百万円に、当該年度の

新規適用件数増加率（当該年度に新規取得した適用件数（注）／平成25年度の適用件数）を乗じて算出している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの減収額については、本租税特別措置が割増償却制度（5か年間）であることから、当該年度に新規に取得した工業用機械等の適用額（取得価額）に係る減収額に過年度の減収額を加え、算出している。

なお、当該年度の新規取得に係る減収額については、以下により算出した平成25年度の減収額（14百万円）に当該年度の適用件数増加率（当該年度の適用件数／25年度の適用件数）を乗じ、過年度の減収額については、過年度の設備投資により前年度に本措置の適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込んで算出している。

平成26年度：31百万円（新規取得分 16百万円 + 過年度取得分 14百万円）
 27年度：48百万円（新規取得分 18百万円 + 過年度取得分 31百万円）
 28年度：66百万円（新規取得分 18百万円 + 過年度取得分 48百万円）

（注）四捨五入により、合計値が一致しない場合がある。

（平成25年度の減収額の算出方法）

建物・付属設備及び機械・装置の取得価額×（1/耐用年数）×割増償却率×法人税率

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長（国税5）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「産業投資促進計画」という。）に係る地区として関係大臣が指定する地区における法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設（機械等16/100 建物等8/100 1,700万円超） 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長（1,900万円超） 平成6年度 適用期間の1年延長（機械等14/100 建物等7/100 2,100万円超） 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長（2,300万円超） 平成10年度 特別償却率引下げ（機械等14/100→13/100） 平成11年度 適用期限の2年延長（機械等12/100 建物等6/100） 平成13年度 適用期限の2年延長（機械等12/100→11/100） 平成15年度 適用期限の2年延長（2,500万円超） 平成17年度 適用期限の2年延長（機械等11/100→10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等7/100） 平成19年度 適用期限の2年延長（旅館業：建物等7/100→6/100 2,000万円超） 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上）
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 なお、達成目標として、半島地域における観光入込客数 [*] の平成22年度を

		<p>基準とした変化率について全国を継続的に上回ること、半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ることを設定する。</p> <p>※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p>
		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島振興法(昭和60年法律第63号) ・第1条(目的) <p>この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第16条(税制上の措置) <p>国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>27年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>II. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2014 第2章3(3)</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における観光入込客数※の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること <p>※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ること <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率 <p>測定指標として、それぞれの実数ではなく、半島地域の変化率を全国の変化率と比較するという手法を採用することにより、経済状況等の全国レベルで影響を及ぼす要因による変動を除いた効果の計測が可能であると考えている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域</p>

			<p>における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p>												
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数) (適用額(取得価額))</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度:47件</td> <td>12,100百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度:40件</td> <td>7,295百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度:12件</td> <td>2,114百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度:26件</td> <td>2,466百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度:41件</td> <td>2,642百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度:56件</td> <td>2,642百万円</td> </tr> </table> <p>※平成23、24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成26年度～28年度の適用件数は過年度(25年度～)に取得した資産の2年目～4年目の適用も含めた当該年度の適用件数、適用額(取得価額)は当該年度に取得した資産の価額のみを記載。 ※平成23～25年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成26～28年度は平成25年度の適用実績及び平成26年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p> <p>適用件数は、特別償却の時期も含めて十件以上で推移しており、適用数について想定外に僅少ではない。また、事業者の業種についても、食品製造業、木材加工業、建築用金属製品製造業、ゴム製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 なお、平成25年度については、割増償却へ改組した初年度であったこと、各市町村において産業振興促進計画を策定する必要があったこと等により、前年度と比較して件数が減少していると考えられる。</p>	平成23年度:47件	12,100百万円	平成24年度:40件	7,295百万円	平成25年度:12件	2,114百万円	平成26年度:26件	2,466百万円	平成27年度:41件	2,642百万円	平成28年度:56件	2,642百万円
平成23年度:47件	12,100百万円														
平成24年度:40件	7,295百万円														
平成25年度:12件	2,114百万円														
平成26年度:26件	2,466百万円														
平成27年度:41件	2,642百万円														
平成28年度:56件	2,642百万円														
		② 減収額	<table border="1"> <tr> <td>平成23年度:343百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度:179百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度:14百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度:31百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度:48百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度:66百万円</td> </tr> </table> <p>※平成23、24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成26年度～28年度の適用件数は過年度(25年度～)に取得した資産の2年目～4年目の適用も含めた当該年度の減収額。 ※平成23～25年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成26～28年度は平成25年度の適用実績及び平成26年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p>	平成23年度:343百万円	平成24年度:179百万円	平成25年度:14百万円	平成26年度:31百万円	平成27年度:48百万円	平成28年度:66百万円						
平成23年度:343百万円															
平成24年度:179百万円															
平成25年度:14百万円															
平成26年度:31百万円															
平成27年度:48百万円															
平成28年度:66百万円															

			<p>建物・付属設備及び機械・装置の設備投資額×(1/耐用年数)×割増償却率×法人税率</p> <p>なお、平成25年度から割増償却に改組され、特別償却では単年度で行われていた償却額が5年間で行われることから、単純に比較することはできない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>本特例措置の活用により、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、半島地域の事業者の競争力の強化や半島地域と地域外との交流が促進され、雇用の確保、若年層の人口流出の抑制につながっていると考えられる。</p> <p>過去の事例によれば、食品製造業者が、本特例措置を活用して新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られるところであり、本特例は半島地域の経済活性化につながっていると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成25年度)</p> <p>平成24年における、平成22年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値99.2%に対し、半島地域では99.4%となっており、全国を上回っており、また、平成25年度における納税義務者1人あたりの課税対象所得額対前年比は、全国値100%に対し、半島地域でも100%となっているが、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行している半島地域において、就業機会の確保が課題であり、本措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞し、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、半島地域からの若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本特例措置による減収額14百万円(25年度)に対し、特例措置対象業者においては約2,114百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による増収増が見込まれ、これらの効果は26年度以降も見込まれることから、税收減を是認する効果はあると考えている。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、半島振興対策実施地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業投資促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実</p>

			<p>させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p> <p>本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和61年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成25年には割増償却に改組された。この間、適用件数は安定的に推移している。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。なお、半島地域を対象とした予算措置として、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	総務省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税6)(法人税:義、所得税:外)(地方税3)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	<p>【新設】</p> <p>国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。</p> <p>(※)「国立研究開発法人」とは、平成 27 年 4 月施行の改正独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 3 項に定める法人をいう。</p>
3	担当部局	情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 26 年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を要望。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>厳しい財政事情の下、国立研究開発法人に対しては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。</p> <p>このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この観点について、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)では、各法人への寄附付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成 25 年 5 月 14 日)では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究</p>

		<p>環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>総務省の平成 27 年度概算要求における政策評価体系図において、「V.情報通信(ICT 政策)、1. 情報通信技術の研究開発・標準化」の推進に資する。</p> <p>また、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。</p> <p>指定寄附金化について、本年 6 月に成立した改正独立行政法人通則法第 2 条第 3 項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義づけられることとなった。さらに、その名称から、国を代表して、研究開発を行う公的機関であることも端的に示されることになるなど、国の科学技術イノベーションを担うことが明確化された。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが 2 年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、国立研究開発法人への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで 1.4 倍(約 1,662 百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後 3 年を経過した時点とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>国立研究開発法人に移行予定の 31 法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される</p> <p>法人: 508 法人</p>

			<p>個人：1,136人</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。</p>
	②	減収額	<p>国立研究開発法人に移行予定の31法人において、</p> <p>国税：平年度 105</p> <p>地方税：平年度 39</p> <p>(単位：百万円)</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度)</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27年度～29年度)</p> <p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27年度～29年度)</p> <p>減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できる。</p> <p>この結果、144百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は475百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。</p> <p>(※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額1,187百万円が、1.4倍に増加するものとして試算</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によるこ</p>

			とが妥当である。
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。</p> <p>－双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>
	③	地方公共団体が協力する相当性	<p>国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄附収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
適用見込数の試算について

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210件、H22:1,201件、H23:1,205件、H24: 1,218件、H25: 1,148件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表1・表2参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	—
b	～300万円	32,372	18.1%	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	い
d	～800万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件(※1)をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定(※2)して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数 : 874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数(適用見込数)については、

- ・ 表中a(表2の「一」に該当)の階層は、所得税非課税のため除外、
- ・ g(表2の「か」に該当)については、税額控除を選択しても減税とならない(税額控除率と所得税率が40%と同率)ため除外、

よって、残りのb~fの階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\frac{18.1\%}{b} + \frac{15.7\%}{c} + \frac{14.4\%}{d} + \frac{5.9\%}{e} + \frac{18.1\%}{f} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額(総額)】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129百万円(国税:90百万円、地方税:39百万円)

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15百万円(国税のみ)

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成24年度分)に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円(※1)をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定(※2)して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附金額は、H21: 592,762千円、H22: 678,682千円、H23: 1,362,756千円、H24: 960,711千円、H25: 1,498,003千円

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

(法人寄附金見込額)

$$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円 (約 } 1,426 \text{ 百万円)}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・ 法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% (\text{税率}) \doteq \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・ 地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \doteq \underline{3.8 \text{ 百万円}}$

※ 税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・ 法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \doteq \underline{11.1 \text{ 百万円}}$

※ 税率は、総務省指定の率。

・ 事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \doteq 17.8 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \doteq 9.7 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \doteq \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額 (指定寄附金化による) は、以下の通り。

○ 国 税： $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \doteq \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税： $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \doteq \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標準調査結果 (平成24年度分) を基に、寄附控除の申告を行った納税者 (計：426,927人) について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。(表1参照)

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある
(※2) 1人あたり寄附額(推計)＝寄附金控除額／人数＋2,000円

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

$$\text{税額控除額} - \text{所得控除額} = \text{各所得階層1人当たりの減収見込額}$$

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されないため）

$$b \quad [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{円}$$

$$c \quad [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{円}$$

$$d \quad [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{円}$$

$$e \quad [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{円}$$

$$f \quad [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{円}$$

$$g \quad [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = \underline{\quad 0 \text{円}}$$

※gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874 × 1.8 ÷ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{円} = 3,734,011 \text{円}$$

$$c \quad (1,573 \text{人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{円} = 3,779,244 \text{円}$$

$$d \quad (1,573 \text{人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{円} = 3,186,118 \text{円}$$

$$e \quad (1,573 \text{人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{円} = 1,403,242 \text{円}$$

$$f \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{円} = 2,613,381 \text{円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	総務省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税7)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>ーオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 <p>ー総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。</p>
3	担当部局	総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策評価体系</p> <p>【平成27年度概算要求における政策評価体系図】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>②産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>

		<p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改定2014）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○利用実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)） ①減額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p>＜総額型＞ 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p>

		<p>＜中小企業技術基盤強化税制＞ 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円) 平成25年度 278億円(275億円)(見込み) 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円) 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み) 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数 ＜総額型＞ 平成22年度 2,611(504) 平成23年度 2,793(705) 平成24年度 3,297(842) 平成25年度 3,636(972)(見込み) 平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>＜中小企業基盤強化税制＞ 平成22年度 4,029(4,026) 平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した</p>
--	--	--

数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。）
 なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円
 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
 平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)

- ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円

試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円
平成29年度		
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	29,541百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。
 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 (総額型控除上限20%→30%適用企業)
 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
 【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

②	減収額	<p>○減収額実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)）</p> <p><総額型> 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲27億円 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字と比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)なお、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国</p>
---	-----	--

		<p>企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>																																																															
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することを通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																											
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																											
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																											
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																											
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																											
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																											
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

＜今後の達成予測＞
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

＜税収減を是認するような効果の有無＞(分析対象期間:平成19年～平成29年)
 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)
 また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

- ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円
- ・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等
 我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。
 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。
 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。
 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。

特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。

(参考)

○各国は研究開発税制の拡大競争を要請。
 ○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみは国はない。
 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは国はない。

主要国の研究開発税制の動向

国	税制	動向	1999年時点	税制
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加税金算入割合を引上げ(20%→20%) 2008→2012 中小企業向け追加税金算入割合を引上げ(50%→75%、2008fy→100%、2011fy→125%、2012fy) 2013 大企業向け税額控除制度の導入	1999年時点	総額型 税制制度
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設	1999年時点	増加型 税制制度
韓国	恒久措置 ※重点分野法 時限措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び高度技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、換算控除率を適用(※前同)。大企業と異なり ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点	総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②重点分野 総額型 ③重点分野 総額型と増加型の選択
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型
米国	時限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点	総額型とハイブリッド型の選択 現行制度 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。

また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD平均 5.0%の約半分と低水準)

すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。

加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。

			なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
	③	地方公共団体が協力する相当性	地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

別紙①

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30% の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20% を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 310 \text{ 百万円}$$

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。
2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。

3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{ 社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	府省名	総務省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

直近の延長要望を行った際の達成目標は、「1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること」であり、平成24年度の対前年比伸び率実績は18.2%、同じく25年度は0.9%であったため、目標を達成している。その上で、租税特別措置としての目標の達成状況にかかわらず、本措置は他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図るために必要なものであることから、租税特別措置でなく法人税法（昭和40年法律第34号）本則化を要望しているもの。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

毎年度1組合当たりの事業費である研究開発費を増加させることを具体的達成目標としている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用額の過去の実績は以下のとおり。

（単位：百万円）

FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
12,170	6,536	820	1,035	2,531

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込み

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
2 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の実績については以下のとおり。

区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
適用額（百万円）	12,170	6,536	820	1,035	2,531
減収額（百万円）	3,651	1,961	246	264	645
			適用額×法人税率30%	適用額×法人税率25.5%	

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度以降については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 ⑥に掲載した表を再掲。
2 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
3 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

(注) ⑥に掲載した表を再掲。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成25年度の単年度の減税（645百万円）により、事業費に関し9,620百万円の効果が推計され、これによって26年度の事業費見込み49,780百万円（対前年度伸び率26.5%、1組合当たり839百万円）の実現に寄与している。したがって、税収減を是認するような効果が発現している。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

平成 26 年度の単年度の減税（463 百万円）により、事業費に関し 6,900 百万円の効果が推計されるため、税収減を是認する効果が見込まれており、これによって 27 年度以降の 1 組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の本則化 (国税8)(法人税:義)
2	要望の内容	技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する制度について、法人税法本則上の措置とする。
3	担当部局	総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定（昭和60年3月31日まで） 昭和60年度 適用期限延長（2年間） 昭和62年度 適用期限延長（2年間） 平成 元年度 適用期限延長（2年間） 平成 3年度 適用期限延長（2年間） 平成 5年度 適用期限延長（2年間） 平成 7年度 適用期限延長（2年間） 平成 9年度 適用期限延長（2年間） 平成11年度 適用期限延長（2年間） 平成13年度 適用期限延長（2年間） 平成15年度 適用期限延長（2年間） 平成17年度 適用期限延長（2年間） 平成19年度 適用期限延長（2年間） 平成21年度 適用期限延長（2年間） 〔平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成23年度 適用期限延長（2年間） 平成25年度 適用期限延長（2年間）
6	適用又は延長期間	法人税法本則上の恒久的な措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月閣議決定) 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進~などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 「官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比1%)が掲げられている日</p>

			<p>本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>																					
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【平成27年度概算要求における政策評価体系図】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>																					
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットディングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の活用を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p>																					
8	有効性等	① 適用数等	<p>前回要望時には、16件、211組合員(24年度)の適用を想定しており、実績は25年度にて14件、211組合員となっていることから、想定外に僅少ではない。また、化学、電機、石油・窯業、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>211</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	組合数	9	15	17	8	14	14	組合員数	105	167	-	-	211	239
区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																		
組合数	9	15	17	8	14	14																		
組合員数	105	167	-	-	211	239																		
	②	減収額	<p>(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>246</td> <td>264</td> <td>645</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	3,651	1,961	246	264	645	463									
FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																			
3,651	1,961	246	264	645	463																			

	③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成23～26年度) 技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットディングを図り、これを通じて共同研究及び研究開発投資の促進により、持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成23～26年度) 1組合当たりの事業費の伸び率は、平成24年度増加、平成25年度は微増、26年度は増加となっており、目標を達成。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>30,562</td> <td>36,118</td> <td>36,449</td> <td>49,780</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>556</td> <td>657</td> <td>663</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>18.2%</td> <td>0.9%</td> <td>26.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成26年4月までに設立された経産省所管の全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成23～26年度) 租税特別措置が延長されない場合、他の法人形態に比べて税制上不利な状況が発生することから、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、共同研究及び研究開発投資の促進に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成26～35年度) ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約3.55倍となる。 ※H26 経産省アンケート調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、技術研究組合の設備投資に関する効果(1,643百万円)を通じ、10年間累計で約65億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。</p> <p>○また、技術研究組合の過去の実績から、設備投資費と事業費の比率は、およそ1:4.2の関係となっていることから、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、達成目標(技術研究組合を利用した共同研究等の促進)の実現に寄与していることから、税收減を是認する効果が認められる。 ※経産省所管組合のH21-H25の事業費、設備投資費合計から算出。</p>	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)	事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780	組合数	55	55	55	59	1組合当たり事業費	556	657	663	839	対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5%
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)																								
事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780																								
組合数	55	55	55	59																								
1組合当たり事業費	556	657	663	839																								
対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5%																								

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。</p> <p>他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金(賦課金)が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。</p> <p>このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合等については、租税特別措置ではなく法人税法本則(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められている。</p> <p>以上を踏まえ、技術研究組合と、非出資制の協同組合等や出資制法人との税制上のイコールフットイングを図る観点から圧縮記帳は必要。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

法人区分		課税計算		
		収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税
非出資制	技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし
	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし
出資制	出資制の協同組合等	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし
	株式会社			

本措置は、制度創設後10年を越えているが、技術研究組合が他の法人形態との税制上のイコールフットイングの下で、組織として継続的な運営をしていく上で、必要な最小限の措置であり、引き続き存置させることが必要。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	府省名	総務省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】
 本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充 (地方税4)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p>

		<p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変わる仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p>

		<p>(3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○政策評価体系 【平成27年度概算要求における政策評価体系図】 V. 情報通信（ICT政策） 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 (3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>

		③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（日本再興戦略改定2014） また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p>										
				<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p>										
				<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>										
8	有効性等	①	適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <table border="1"> <tr><td>平成20年度</td><td>4,899件</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>3,807件</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>4,530件</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>5,290件</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>5,528件</td></tr> </table> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>	平成20年度	4,899件	平成21年度	3,807件	平成22年度	4,530件	平成23年度	5,290件	平成24年度	5,528件
平成20年度	4,899件													
平成21年度	3,807件													
平成22年度	4,530件													
平成23年度	5,290件													
平成24年度	5,528件													

○国税利用実績
①減収額実績 () 内が中小企業者分(資本金1億円以下)
＜総額型＞
平成22年度 3,337億円(16億円)
平成23年度 2,848億円(45億円)
平成24年度 3,017億円(42億円)
平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)
平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)
＜中小企業技術基盤強化税制＞
平成22年度 165億円(164億円)
平成23年度 224億円(222億円)
平成24年度 212億円(209億円)
平成25年度 278億円(275億円)(見込み)
平成26年度 278億円(275億円)(見込み)
＜オープンイノベーション型＞
平成22年度 0.6億円(0億円)
平成23年度 0.4億円(0.1億円)
平成24年度 0.6億円(0億円)
平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)
平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)
②適用事業者(法人)数
＜総額型＞
平成22年度 2,611(504)
平成23年度 2,793(705)
平成24年度 3,297(842)
平成25年度 3,636(972)(見込み)
平成26年度 3,636(972)(見込み)
＜中小企業技術基盤強化税制＞
平成22年度 4,029(4,026)
平成23年度 4,603(4,585)
平成24年度 4,706(4,686)
平成25年度 5,430(5,412)(見込み)
平成26年度 5,430(5,412)(見込み)
＜オープンイノベーション型＞
平成22年度 91(28)

平成23年度 91(27)
平成24年度 100(32)
平成25年度 100(32)(見込み)
平成26年度 100(32)(見込み)
○地方税影響額実績
平成23年度 43億円
平成24年度 43億円
平成25年度 43億円(見込み)
平成26年度 43億円(見込み)
※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)
※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)
(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)
なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。
平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。
・平成24年度見込み
3,783件 12,032百万円(国税)
3,783件 2,082百万円(地方税)
・平成25年度見込み

	<p>3, 783件 12, 594百万円 (国税)</p> <p>3, 783件 2, 179百万円 (地方税)</p> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果 (財務省)</p> <p>平成24年度 (実績)</p> <p>5, 528件 25, 064百万円 (国税)</p> <p>※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 (総務省)</p> <p>平成24年度 (実績)</p> <p>影響額 4, 252万円 (地方税)</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額> (別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 3, 636 (972)</p> <p>事業年度 461, 786百万円 (4, 801百万円)</p> <p><地方税における減収額> (別紙③参照)</p> <p>事業年度 619百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額> (別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 5, 430 (5, 412)</p> <p>事業年度 27, 846百万円 (27, 509百万円)</p> <p><地方税における減収額> (別紙③参照)</p> <p>事業年度 3, 549百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額> (別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 373 (115)</p> <p>事業年度 2, 749百万円 (310百万円)</p> <p><地方税における減収額> (別紙③参照)</p> <p>事業年度 40百万円</p> <p>平成28年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 3, 636 (972)</p> <p>事業年度 475, 640百万円 (4, 945百万円)</p> <p><地方税における減収額></p>
--	---

	<p>事業年度 638百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 5, 430 (5, 412)</p> <p>事業年度 28, 681百万円 (28, 334百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3, 655百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 373 (115)</p> <p>事業年度 2, 831百万円 (319百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 41百万円</p> <p>平成29年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 3, 636 (972)</p> <p>事業年度 489, 909百万円 (5, 093百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 657百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 5, 430 (5, 412)</p> <p>事業年度 29, 541百万円 (29, 184百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3, 765百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 373 (115)</p> <p>事業年度 2, 916百万円 (329百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 42百万円</p> <p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。</p> <p>(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>
--	--

○利用業種
(総額型控除上限 20%→30%適用企業)
平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限 20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

1. 減収額について
○地方税における減収額
影響額実績
平成 20 年度 43 億円
平成 21 年度 23 億円
平成 22 年度 30 億円
平成 23 年度 43 億円
平成 24 年度 43 億円
【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成 23～24 年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収額
減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)
平成 20 年度 2,881 億円 (246 億円)
平成 21 年度 2,565 億円 (131 億円)
平成 22 年度 3,726 億円 (174 億円)
平成 23 年度 3,395 億円 (234 億円)
平成 24 年度 3,952 億円 (223 億円)

○増加型・高水準型における減収額
減収額実績
平成 20 年度 2.4 億円
平成 21 年度 1.0 億円
平成 22 年度 1.7 億円
平成 23 年度 2.1 億円
平成 24 年度 2.3 億円

(参考) 減収額実績額 (うち、税法上の中小企業分)
平成 20 年度 178 億円 (14 億円)
平成 21 年度 133 億円 (6 億円)
平成 22 年度 224 億円 (10 億円)
平成 23 年度 232 億円 {増加型 116 億円、高水準型 116 億円} (12 億円)
平成 24 年度 266 億円 {増加型 173 億円、高水準型 93 億円} (14 億円)
【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」

			<p>た法人企業の実態」 平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成 20 年度</td><td>4, 899 件</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>3, 807 件</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>4, 530 件</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>5, 290 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>5, 528 件</td></tr> </table> <p>【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型利用実績 平成 23 年度 1, 228 件 平成 24 年度 1, 447 件</p> <p>○高水準型利用実績 平成 23 年度 83 件 平成 24 年度 81 件</p> <p>【平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注) 平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○将来推計 平成 27 年度 総額型 ▲562 億円 (▲12.4 億円) オープンイノベーション型 ▲27 億円 (▲3.1 億円) (平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>	平成 20 年度	4, 899 件	平成 21 年度	3, 807 件	平成 22 年度	4, 530 件	平成 23 年度	5, 290 件	平成 24 年度	5, 528 件
平成 20 年度	4, 899 件												
平成 21 年度	3, 807 件												
平成 22 年度	4, 530 件												
平成 23 年度	5, 290 件												
平成 24 年度	5, 528 件												

			<p>※平成 27 年度推計の根拠 総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査（大企業）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。（中小企業者についても、平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。）</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査（大企業）において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。）</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率（70.3%（平成 24 年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>
		③	<p>効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年） 我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：%）</p>

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」)

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

<今後の達成予測>
主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準（第1位）に押し上げることができるものと考えられる。

<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>（分析対象期間：平成19年～平成29年）
我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。
*民間の研究開発費の対GDP比率の目標
官民合わせた目標（4%以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」)

<今後の達成予測>
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限（法人税額の30%）の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>
リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年～平成29年）
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33倍）及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。
また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置（30%）の延長（平成28年度まで）
現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットィングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置）
・控除率の大幅引上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税の10%）

			<p>・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化） 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <p>・平成27年度減収見込額 562億円（総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分）（中小企業者：12.4億円）【地方税：1.6億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,309億円（中小企業者：29億円）【地方税 3.7億円】 ↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（562億円分（中小企業者：12.4億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ①GDP 押上げ効果：5,627億円（中小企業者：124億円）【地方税：1.6億円】 ②雇用創出効果：約6.7万人（中小企業者：約1,500人）【地方税：約190人】 ③税収効果：約927億円（中小企業者：約20億円）【地方税：約2.6億円】</p> <p>・平成27年度減収見込額 27億円（オープンイノベーション型の抜本拡充分）（中小企業者：3.1億円）【地方税0.4億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 63億円 ↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（27億円分（中小企業者：3.1億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ①GDP 押上げ効果：270億円（中小企業者：31億円）【地方税：4億円】 ②雇用創出効果：約0.3万人（中小企業者：約340人）【地方税：約44人】 ③税収効果：約4.4億円（中小企業者：約5.1億円）【地方税：約0.7億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
--	--	--	---

9	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。 ③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスビルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>（参考）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで、2013年現在、研究開発税制採用27ヶ国のうち増加型のみは少ない。 ○なお、OECD非加盟の主要国（中国、ロシア、シンガポール、台湾）においても、現在増加型のみは少ない。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>主要国の研究開発税制の動向</caption> <tr> <th>国</th> <th>税制</th> <th>年次</th> <th>内容</th> <th>1999年時点</th> <th>現行制度</th> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008</td> <td>大企業向け追加拠入金割合を引上げ（25%→30%）</td> <td>総額型</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久措置 フランス税法</td> <td>2013</td> <td>従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に果たした一定の支出に対して20%の税額控除の創設</td> <td>総額型</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法</td> <td>2008</td> <td>重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設</td> <td>1999年時点 総額型と増加型の選択</td> <td>1999年時点 総額型 ①重点分野：総額型 ②非重点分野：総額型と増加型の選択</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013</td> <td>対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>総額型</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>時限措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td></td> <td>1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択</td> <td>1999年時点 ハイブリッド型※ ※：増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD 平均5.0%の約半分と低水準）</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノ</p>	国	税制	年次	内容	1999年時点	現行制度	英国	恒久措置 法人税法	2008	大企業向け追加拠入金割合を引上げ（25%→30%）	総額型	総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013	従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に果たした一定の支出に対して20%の税額控除の創設	総額型	総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008	重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設	1999年時点 総額型と増加型の選択	1999年時点 総額型 ①重点分野：総額型 ②非重点分野：総額型と増加型の選択	中国	恒久措置 法人所得税法	2013	対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	総額型	総額型	米国	時限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。		1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択	1999年時点 ハイブリッド型※ ※：増加型と総額型の特性をもった制度。
国	税制	年次	内容	1999年時点	現行制度																																		
英国	恒久措置 法人税法	2008	大企業向け追加拠入金割合を引上げ（25%→30%）	総額型	総額型																																		
仏国	恒久措置 フランス税法	2013	従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に果たした一定の支出に対して20%の税額控除の創設	総額型	総額型																																		
韓国	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008	重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設	1999年時点 総額型と増加型の選択	1999年時点 総額型 ①重点分野：総額型 ②非重点分野：総額型と増加型の選択																																		
中国	恒久措置 法人所得税法	2013	対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	総額型	総額型																																		
米国	時限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。		1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択	1999年時点 ハイブリッド型※ ※：増加型と総額型の特性をもった制度。																																		

		<p>ペーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月

平成25年度、平成26年度の適用数等推計の考え方

- 租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成24年度実績）
 - 総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）
適用総額：301,673百万円（うち中小企業：4,163百万円）
 - 中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）
適用総額：21,164百万円（うち中小企業：20,901百万円）
 - オープンイノベーション型：平成23年度適用件数：91（27）
平成23年度適用総額：41百万円（8）
平成24年度適用件数：100（32）
平成24年度適用総額：63百万円（4）
- 平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成24年度実績）
 - 総額型 平成24年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）
適用総額：183,271百万円（カバー率：60.75%）
（平成24、25年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：548
適用総額：280,535百万円
 - 平成25年度推計件数：548÷15.07%=3,636
総額：280,535百万円÷60.75%=461,786百万円
- うち、中小企業分（平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績））
 - 総額型 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）
適用総額：647（カバー率：15.54%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
適用総額：746百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷16.86%=972
総額：746百万円÷15.54%=4,801百万円
- オープンイノベーション型：平成25年度適用件数 100社
平成25年度適用総額 63百万円
- ※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成24年度実績と同数とした。
- 中小企業技術基盤強化税制
 - 平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績）
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）
適用総額：658（カバー率：3.11%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.02%=5,430
総額：866百万円÷3.11%=27,846百万円
- うち資本金1億円以下
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）
適用総額：658（カバー率：3.15%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.03%=5,412
総額：866百万円÷3.15%=27,509百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。
2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。

3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。

4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。

5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。

2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。

3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7+14.6/33+59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。

5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。

6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12+9/64+68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10/15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9%＝619.3百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9%＝3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9%＝40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度	府省名	総務省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（非居住者等による振替地方債の保有残高）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑩ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 21 年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は 1,193 億円であったが、…平成 25 年度末における当該数値は 2,198 億円であり、4 年間で約 1,000 億円非居住者等による振替地方債の残高が増加している。以前と比較して、…租税特別措置等による効果が認められる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注 2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 <本租税特別措置等導入時の初期の目標>
 非居住者等の我が国地方債流通市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図る。
 <実現状況>
 非居住者等による地方債の保有残高及び保有割合は、平成21年度末には、34 銘柄・1,193 億円（0.18%）であったが、25 年度末には 113 銘柄・2,198 億円（0.3%）に増加しており、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化に寄与しているが、いまだ非居住者等の全体の投資家層に占める割合は低いものであるため、本非課税措置を引き続き実施する必要がある。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）
 本租税特別措置等の達成目標（非居住者等の我が国地方債流通市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図る）については、少なくとも本租税特別措置等の導入前の振替地方債の実績値（27 銘柄、782 億円（0.13%））を上回る水準で、安定的に推移することと考えている。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 所期の想定はないが、本租税特別措置等の制度創設直前の振替地方債の実績値は、27 銘柄、782 億円（0.13%）であったが、平成25 年度末における振替地方債の実績値は、113 銘柄、2,198 億円（0.3%）となっており、適用数が想定外に「僅少」というものではなく、また非居住者等が投資する振替地方債には一律に本租税特別措置等が適用されることとなるため、本租税特別措置等が想定外に特定の者に偏ってはいない。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
 減収額（見込み）については、平成21 年度末：約 4.2 億円、22 年度末：約 9.3 億円、23 年度末：約 7.5 億円、24 年度末：約 6.7 億円、25 年度末：約 8.0 億円である。
 一方、本租税特別措置等の達成目標の実現状況については、平成21 年度末には、34 銘柄・1,193 億円（0.18%）であったが、25 年度末には 113 銘柄・2,198 億円（0.3%）に増加しており、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化に寄与していることから、本租税特別措置等による税収減を是認する効果が確認されていると考えている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度(国税)(法人税:義、所得税:外)	
2	租税特別措置等の内容	非居住者等が受け取る地方債の利子等のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、一定の要件の下に、非課税とする。	
3	担当部局	総務省自治財政局地方債課	
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 19 年度:創設(平成 20 年 1 月から非課税制度開始。適用期限なし。) 平成 22 年度:非課税制度の手続の簡素化、非課税の対象となる非居住者の範囲等の拡充を実施	
6	適用期間	適用期限なし	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 振替地方債に係る非居住者等に対する利子非課税制度を創設することにより、地方債の資金調達の円滑化・投資促進による市場規模の拡大が図られ、非居住者等の地方債流通市場への参加が促進されることを目的とする。 また、海外における地方債を保有する層をさらに拡大し、非居住者等にとつての円での資金運用・調達の利便性を高めることは、円の国際化を推進することにも資するものである。 さらに、平成 22 年 6 月からは当該非課税手続を簡素化するとともに非課税対象者等を拡充することにより、非居住者等の我が国地方債市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図ることを目的とするものである。 《政策目的の根拠》 <非課税制度> 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定) 「国債・地方債の商品性を向上させ、販売網を整備し、個人による長期的保有の増加など保有者層の多様化を図る。」 <手続の簡素化等> 「経済財政改革の基本方針 2009」(平成 21 年 6 月 23 日閣議決定) 「海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する。」
		② 政策体系における政策目的の位置付け	【平成 27 年度概算要求における政策評価体系図】 Ⅱ 地方行財政 3 地方財源の確保と地方財政の健全化
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 非居住者等の我が国地方債流通市場への投資を一層促進し、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達の円滑化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 非居住者等による振替地方債の保有残高

			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、非居住者等の振替地方債への投資額が増加することで、我が国地方債市場の活性化や地方公共団体の資金調達円滑化に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	非課税措置の適用を受ける振替地方債の銘柄数及び残高 平成21年度末: 34銘柄、1,193億円 平成22年度末: 62銘柄、2,551億円 平成23年度末: 65銘柄、2,019億円 平成24年度末: 69銘柄、1,814億円 平成25年度末: 113銘柄、2,198億円
		② 減収額	平成21年度末: ▲約4.2億円 平成22年度末: ▲約9.3億円 平成23年度末: ▲約7.5億円 平成24年度末: ▲約6.7億円 平成25年度末: ▲約8.0億円 上記数値は非居住者等の振替地方債に係る利子に課税されていた場合の額を減収額として仮定した減収見込み額である。 ※積算根拠: (所得税・法人税) 減収見込額=振替地方債の利子額×1×所得税率(15%※2) ※1 出所: 証券保管振替機構 ※2 平成25年末は、復興特別所得税0.315%を含む15.315%で計算
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成22年度～平成25年度) 平成21年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は1,193億円であったが、非課税制度の手続簡素化等を図った後、年度によって数値に差異はあるものの、平成25年度末における当該数値は2,198億円であり、4年間で約1,000億円非居住者等による振替地方債の保有残高が増加している。以前と比較して、地方債の資金調達の円滑化が図られている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成22年度～平成25年度) 平成21年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は1,193億円であったが、非課税制度の手続簡素化等を図った後、年度によって数値に差異はあるものの、平成25年度末における当該数値は2,198億円であり、4年間で約1,000億円非居住者等による振替地方債の保有残高が増加している。以前と比較して、地方債の資金調達の円滑化が図られており、租税特別措置等による効果が認められる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 平成22年度～平成25年度) 平成21年度末における非居住者等による振替地方債の保有残高は1,193億円であったが、非課税制度の手続簡素化等を図った後、年度によって数値に差異はあるものの、平成25年度末における当該数値は2,198億円であり、4年間で約1,000億円非居住者等による振替地方債の保有残高が増加している。以前と比較して、地方債の資金調達の円滑化が図られており、当該租税特別措置等による税収減を是認するに足る効果が認められる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	諸外国では、海外からの資金流入を促す観点から、非居住者等に対して地方債の利子が非課税とされている国が多いこと、また我が国において、地方税については国債・地方債を問わず非居住者等に対する利子は非課税になっていることに鑑み、国税についても非居住者等の振替地方債の利子に係る非課

			税制度を実施することが望ましい。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方債の発行は、地方公共団体における財政運営上欠くことのできない資金調達方法であり、本非課税制度により地方債の資金調達の円滑化が図られる。
10	有識者の見解		-
11	評価結果の反映の方向性		引き続き、非居住者等による振替地方債の投資額がより一層増加するよう制度に関する情報発信等を実施する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

文部科学省

番号	制度名
文部科学省	
文科01	(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館への寄附に係る税制措置
文科02	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
文科03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
文科04	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立科学博物館への寄附に係る税制措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】
 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）

『文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）』（平成23年2月8日閣議決定）

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置を含む。）の検討を通じて、民間（企業、団体、個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。
- ◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。

『国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言（平成25年5月17日）自由民主党伝統文化調査会』

5. 寄附文化の醸成

- 今後も文化法人がより魅力的、発展的に多様な事業を実施していくためには、法人自らも自己収入の確保等に積極的に取り組む必要がある。

公的資金のみならず、民間の資金も活用できるよう、企業や個人からの寄附を集めやすくするため、文化法人に対する企業からの寄附は全額損金算入できるようにするとともに、個人からの寄附について税額控除と所得控除の選択制度を導入すること。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

国立研究開発法人と同様、税額控除導入後の学校法人の寄附収入額の増加率を勘案すると、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍（約302,694千円）（対本租税特別措置等前比）とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。

また、「本租税特別措置の対象となる文化振興型法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本租税特別措置等の適用数の将来推計（平年度）は、

- ・指定寄附金件数推算：国税・地方税：362件
- ・個人寄附金件数推算：国税：1,175件

算定根拠は別紙参照。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

本租税特別措置等の減収額の将来推計（平年度）は、

- ・指定寄附金化に伴う減収見込額 国税37百万円、地方税16百万円
- ・税額控除の導入に伴う減収見込額 国税11百万円

算定根拠は別紙参照。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収見込額は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できることから、税収減を是認するような効果が認められる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

文化振興型法人への寄付金については、突発的又は緊急性の高い活動や、さらに充実を図るべき活動等に対して活用することが可能なのに対して、交付金等の予算措置では、これらの活動についてあらかじめ必要な額の予測が困難であり、代替が難しいことから、本租税特別措置の手段を採ることは、必要かつ適切である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

文化振興型法人は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条において、「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる」と規定されている。

これについては、主に法人における経常的費用や計画的に実施される事業などに対して措置されている。

一方、文化振興型法人への寄附については、地方の美術館等に収蔵品を貸し出すために発生した修理や、海外に流出の恐れがある美術品の購入など、突発的又は緊急性の高い活動や、更に充実を図るべき活動等に対し充てていくものと考えている。

【別紙】

文化振興型法人（（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）国立科学博物館）への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

1. 指定寄附金化に伴う減収見込額
53百万円（国税：37百万円、地方税：16百万円）
2. 税額控除の導入に伴う減収見込額
11百万円

1. 指定寄附金化について

- (1) 文化振興型法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考にしつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。
- (2) 文化振興型法人への法人寄附件数における平均年間増加件数を基に、平成27年度の法人寄附件数を推算した。

【文化振興型法人の法人寄附者数】

- ▶ 文化振興型法人への法人寄附件数における平均年間増加件数
 - ・21年度実績 162件
 - ・25年度実績 188件
 - ・平均年間増加件数：(188-162) / 4 = 6.5件
- ▶ 27年度法人寄附件数推算：(25年度実績+26年度増加分+27年度増加分) × 1.8（注1）
：(188（件）+6.5（件）+6.5（件）) × 1.8 = 361.8

（注1）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

- (3) 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の年間平均寄附額（注2）は、1,617千円である。

（注2）全寄附金支出額：675,516百万円、寄附金支出額全法人数：417,722法人。
1 法人当たりの年間平均寄附金額は、1,617,143円

- (4) 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）
 $159,330\text{百万円} \div 675,516\text{百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$

- (5) これらを基に、文化振興型法人に係る減収見込額を計算する。

○国税分

・法人税 $1,617,143\text{円} \times 23.6\% \times 25.5\% \text{（税率）} \times 361.8\text{（件）} \approx \underline{35.2\text{百万円}}$

・地方法人税 $35.2\text{百万円} \times 4.4\% \approx \underline{1.55\text{百万円}}$

（注）税額は、法人税額の4.4%（平成26年10月1日以降）。

○地方税分

・法人住民税 35.2百万円 × 12.9% ≒ 4.54百万円
 (注) 税率は、総務省指定の率。

・事業税

(A. 法人事業税所得割(収入割)の減収額)
 585.1百万円 × 23.6% × 5.3% ≒ 7.32百万円
 (注) 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)
 7.32百万円 × 54.7% ≒ 4.00百万円
 (注) 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

7.32百万円 + 4.00百万円 ≒ 11.32百万円

(6) 以上、減収見込額(指定寄附金化による)は、以下のとおり。

○国税: 35.2百万円 + 1.55百万円 ≒ 36.75百万円 ≒ 37百万円

○地方税: 4.54百万円 + 11.32百万円 ≒ 15.86百万円 ≒ 16百万円

2. 税額控除の導入について

(1) 国税庁の申告所得税標本調査結果(平成24年度分)を基に、寄附控除の申告を行った納税者(計:426,927人)について、所得階級ごとの人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を算出した(表1参照)。

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額 (推計)(円)	表2の 対応
(a)	0～150万円以下	12,257	6.9	384	33,329	—
(b)	～300万円以下	32,372	18.1	1,213	39,471	(あ)
(c)	～500万円以下	28,131	15.7	1,435	53,011	(い)
(d)	～800万円以下	25,735	14.4	1,810	72,332	(う)
(e)	～1,000万円以下	10,535	5.9	937	90,942	(え)
(f)	～2,000万円以下	32,433	18.1	4,253	133,132	(お)
(g)	2,000万円以上	37,387	20.9	18,319	491,983	(か)
		178,850		28,349		

(注) 1人当たり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円
 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある。

<表2> (一般の税率)

	課税対象となる所得の額	税率
(あ)	195万円未満の金額	5%
(い)	195万円以上 330万円未満の金額	10%
(う)	330万円以上 695万円未満の金額	20%
(え)	695万円以上 900万円未満の金額	23%
(お)	900万円以上 1,800万円未満の金額	33%
(か)	1,800万円以上の金額	40%

(2) 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に(表2参照)、所得控除方式と税額控除方式(2,000円を超える寄附について40%控除)による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

(算出例) → (税額控除額 - 所得控除額) = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

b $\{[(39,471 - 2,000) \times 0.4] - [(39,471 - 2,000) \times 0.05]\}$ = 13,115円

c $\{[(53,011 - 2,000) \times 0.4] - [(53,011 - 2,000) \times 0.1]\}$ = 15,303円

d $\{[(72,332 - 2,000) \times 0.4] - [(72,332 - 2,000) \times 0.2]\}$ = 14,066円

e $\{[(90,942 - 2,000) \times 0.4] - [(90,942 - 2,000) \times 0.23]\}$ = 15,120円

f $\{[(133,132 - 2,000) \times 0.4] - [(133,132 - 2,000) \times 0.33]\} \times$ = 9,179円

g $\{[(491,983 - 2,000) \times 0.4] - [(491,983 - 2,000) \times 0.4]\} \times$ = 0円

(注) gは、差額0円

文化振興型法人への個人寄附における平均年間増加件数を基に、平成27年度の個人寄附件数を推算した。また、その際、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び文化振興型法人の寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定(注3)して、文化振興型法人への予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

【文化振興型法人の個人寄附者数】

- ▶ 文化振興型法人への個人寄附件数における平均年間増加件数
 - ・ 21年度実績 323件
 - ・ 25年度実績 543件
 - ・ 平均年間増加件数：(543-323) / 4 = 55件
- ▶ 27年度個人寄附金件数推算：(25年度実績+26年度増加分+27年度増加分) × 1.8 (注3)
 - ： (543 (件) + 55 (件) + 55 (件)) × 1.8 ≒ 1,175件

(注3) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率 (1.8倍) と同様に件数についても増加があると仮定。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

- a → 所得税非課税のため算出ししない
- b (1175人×18.1%) × 13,115円 = 2,789,233円
- c (1175人×15.7%) × 15,303円 = 2,823,021円
- d (1175人×14.4%) × 14,066円 = 2,379,967円
- e (1175人× 5.9%) × 15,120円 = 1,048,194円
- f (1175人×18.1%) × 9,179円 = 1,952,144円
- g → 減収が発生しないため算出ししない

以上より、b～f を合計した 10,992,559円 ≒ 11百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	(独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館への寄附に係る税制措置 (国税3) (法人税：義、所得税：外) (地方税1) (法人住民税、事業税：義)
2	要望の内容	【新設】 (独) 国立美術館、(独) 国立文化財機構、(独) 日本芸術文化振興会、(独) 国立科学博物館 (中期目標管理型法人のうち、文化振興・普及業務を行う法人、「以下、「文化振興型法人」という。) が行う活動への民間からの寄附について、 ①個人からの寄附について、税額控除と所得控除との選択制度を導入する ②民間企業等からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」とする ため、税制上の所要の措置を講ずる。 また、法人税について、当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。
3	担当部局	文化庁長官官房政策課独立行政法人支援室 文部科学省生涯学習政策局社会教育課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 文化振興型法人について、寄附金等の自己収入の増大を図ることにより、展示・公演・調査研究等の事業に必要な資金の拡充がなされ、ナショナルセンターとしてふさわしい事業の展開に寄与することを目的としている。 ----- 《政策目的の根拠》 文化振興型法人は、世界に誇るべき有形・無形の文化的・自然科学的資産を国民共有の財産として、次世代へ確実に保存、蓄積、継承するとともに、新たな文化を創造し、国内外に発信し、我が国の文化芸術、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的に設置されており、我が国のナショナルセンターとしても、地方の美術館・博物館・劇場等に対して先導的役割を担い、多角的支援を行うとともに、「国の顔」として世界各国の主要な美術館・博物館・劇場に比肩すべき役割を担っている。 また、文化芸術の多様化によるメディア芸術など新たな展示内容・手法による展覧会の開催や、公私立美術館・博物館等から収蔵品の修復等に関する指導助言の要望、また、地方の劇場との連携など、ナショナルセンターとしての取組が期待されている。

		<p>一方、文化振興型法人は、その公益性の高さから国から運営費交付金の交付を受けるとともに、展覧会や公演を主催し、その入場料収入を主たる自己収入として確保し、活動しており、独法化以降、展覧会や公演の入場料収入等の増額や事業の効率化の促進などによる自己収入の有効活用を図ってきたが、展覧会や公演への入場者の増収については、展覧会場や展示作品の維持管理、劇場の客席数などの制約の観点から、これらを毎年度増収し続けることは限界がある。</p> <p>このような厳しい財政事情において、文化振興型法人がナショナルセンターとして引き続き事業を実施し、新たに国内外の美術館等との連携などの事業に取り組むためには、入場料収入などの自己収入の拡充を図ることにより、自立的な事業活動を促進していくことが必要である。</p> <p>また、自民党政務調査会・文化伝統調査会における『国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言』においても、「公的資金のみならず、民間の資金も活用できるよう、企業や個人からの寄附を集めやすくするため、文化法人に対する企業からの寄附は全額損金算入できるようにするとともに、個人からの寄附について税額控除と所得控除との選択制度を導入すること。」と明示されている。</p> <p>以上のことから、文化振興型法人がナショナルセンターとしてふさわしい事業を実施し、国内外の文化芸術、自然科学及び社会教育を牽引していくために、運営費交付金の確実な措置はもとより、民間の活力を活かす一環として、個人や民間企業等から寄附を一層促すための税制面での環境整備が必要とされている。</p> <p>なお、文化振興型法人への寄附税制要望は、我が国の文化芸術、自然科学及び社会教育への寄附文化の醸成を促進する観点からも有効な政策であると期待できる。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・政策目標 1 生涯学習社会の実現 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大 ・政策目標 13 文化による心豊かな社会の実現 13-1 文化芸術の振興 13-2 文化財の保存及び活用の充実
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 文化振興型法人が行う事業の実施、一層の充実。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 文化振興型法人への寄附金による事業の実施状況。(事業によってその事業規模や寄附金必要額が異なるため、事業実施件数などの定量的指標を設置することは困難。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 文化振興型法人への寄附金が一層確保できることにより、法人の事業実施</p>

			<p>の促進や充実がなされる。</p> <p>これにより、ナショナルセンターとしてふさわしい事業が行われ、その効果は法人自身だけでなく、国内外の文化芸術団体等へも波及することから、文化芸術の振興、文化財の保存及び活用の充実、自然科学及び社会教育の振興に寄与することができる。</p>				
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <tr> <td>国税(平年度)</td> <td>865件</td> </tr> <tr> <td>地方税(平年度)</td> <td>199件</td> </tr> </table>	国税(平年度)	865件	地方税(平年度)	199件
国税(平年度)	865件						
地方税(平年度)	199件						
		④ 減収額	<table border="1"> <tr> <td>国税(平年度)</td> <td>29百万円</td> </tr> <tr> <td>地方税(平年度)</td> <td>10百万円</td> </tr> </table>	国税(平年度)	29百万円	地方税(平年度)	10百万円
国税(平年度)	29百万円						
地方税(平年度)	10百万円						
		⑤ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 文化振興型法人への寄附について拡充等がされた場合、自己収入や運営費交付金だけでは賅いきれない事業等に充てられることとなる。</p> <p>これらの寄附については、例えば、所蔵作品の緊急修理や海外へ流出の恐れがある美術作品や文化財などの購入、文化財の調査研究に必要な研究機器の導入、伝統芸能や現代舞台芸術の公演や人材養成等、具体的な寄附の募集目的を明示し、民間からの寄附を促進すると同時に、寄附により事業を一層充実させることができる。</p> <p>これにより、展覧会の充実や、所蔵作品の国内外美術館等への貸与、文化財の調査における修理技術等の新たな発見、伝統芸能の後継者の確実な確保、現代舞台芸術の実演家の養成など、文化振興型法人の事業の充実が図られる。併せて、国民への鑑賞貴会の拡充、国内外に存在する我が国の文化財の修理等の促進、伝統芸能や現代舞台芸術の発信など、国内外へ様々な効果をもたらす、ナショナルセンターとしての役割を一層担うことが期待される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 文化振興型法人への寄附の拡充等がされた場合、現在、自己収入の確保等が困難なため実施が先送りされてきたり、内容の一部省略を余儀なくされたりしてきた事業が、実施または充実されることになる。</p> <p>なお、文化振興型法人においては、毎年入場料等の自己収入予算の増額が求められているが、事業の性格からこの対応についても限界となっており、今後も現在の事業規模を確保していくためには、寄附金収入も重要な財源となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 文化振興型法人における自己収入の一部を確保することが困難となり、事業内容の一部省略や延長となる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 文化振興型法人への寄附を促進する措置をとることにより、ナショナルセンターとしての充実の他に、国民や民間企業等に対して、寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できる。</p> <p>また、寄附文化の醸成が促進されることにより、今まで文化芸術等に興味がなかった国民や民間団体が、寄附をきっかけに、新たに文化芸術</p>				

			活動への参加や寄附など、文化芸術活動に関連する消費活動の活性化が図られることから、税収減以上の効果が期待できる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	文化振興型法人への寄附を促進することにより、独立行政法人のインセンティブの一つとして機能強化の実現、我が国の寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できることから、妥当な措置である。
		⑥ 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の文化芸術等への寄附文化の醸成が促進されることによって、民間企業等が、文化振興型法人への寄附を通じて、地域への文化芸術関係団体等へのメセナ活動への積極的な関与が期待され、地域の文化芸術団体の活性化や地方公共団体の文化芸術施策の充実等が期待できる。
10	有識者の見解		○本租税特別措置が「文化振興型法人」に適用されることは、同種の制度が、諸外国においてその国の重要な文化財、美術品等の国外流出をさげたり、国家による買い上げに際して有効に機能している例もあることから、こうした例もふくめ適切な運用によって文化立国を目指すわが国にとって効果的であると考えられる。 ○我が国の寄付文化は必ずしも高くない。海外では一括寄付された個人コレクションが、美術館博物館でよく見られる。また、資金的サポートも充実していると見られる。公的資金が窮屈になりつつある現在、民間からの支援が大事である。是非進めていただきたい。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

文化振興型法人（（独）国立美術館、（独）国立文化財機構、（独）日本芸術文化振興会、（独）国立科学博物館）への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

1. 指定寄附金化に伴う減収見込額

$$\underline{330000000 \text{ 円 (国税: 230000000 円、地方税: 100000000 円)}}$$
2. 税額控除の導入に伴う減収見込額

$$\underline{6000000 \text{ 円}}$$

1. 指定寄附金化について

- (1) 文化振興型法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考にしつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。
- (2) 文化振興型法人への法人寄附件数における平均年間増加件数をもとに、27年度の法人寄附件数を推算した。

【文化振興型法人の法人寄附者数】

- ▶ 文化振興型法人への法人寄附件数における平均年間増加件数
 - ・21年度実績 162件
 - ・25年度実績 188件
 - ・平均年間増加件数： $(188 - 162) \div 5 = 5.2$ 件
- ▶ 27年度法人寄附件数推算： $25 \text{ 年度実績} + 26 \text{ 年度増加分} + 27 \text{ 年度増加分} \times 1.13$ （※1）

$$: 188 \text{ (件)} + 5.2 \text{ (件)} + (5.2 \text{ (件)}) \times 1.13 = \underline{199.1}$$

(※1) 係数 1.13 は『2013年度メセナ活動実態調査』（(公財)企業メセナ協議会）から参照。企業のメセナ活動とは文化・芸術等に企業の社会活動の一環として行うものであり、その活動費の増加分は、企業が文化・芸術等を支援する額と同視しうると見なす。
メセナ活動費総額 811億 3,875万円（前回(2,012・2,011)調査と比較すると93億 4,848億円増→約13%の増）

- (3) 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の年間平均寄附額（※2）が13%程度増加すると想定。

(※2) 全寄附金支出額：675,516百万円、寄附金支出額全法人数：417,722法人。
1法人あたりの年間平均寄附金額は、1,617,143円
増加率を踏まえた、1法人あたりの平均寄附金額は、

$$1,617,143 \text{ 円} \times 1.13 = 1,827,372 \text{ 円}$$

- (4) 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$159,330 \text{ 百万円} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6 \%}$$

(5) これらをもとに、文化振興型法人に係る減収見込額を計算する。

○国税分

・法人税 $1,827,372 \text{ 円} \times 23.6\% \times 25.5\% \text{ (税率)} \times 199.1 \text{ (件)} \approx \underline{21.9 \text{ 百万円}}$

・地方法人税 $21.9 \text{ 百万円} \times 4.4\% \approx \underline{0.96 \text{ 百万円}}$
 ※税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○地方税分

・法人住民税 $21.9 \text{ 百万円} \times 12.9\% \approx \underline{2.8 \text{ 百万円}}$
 ※税率は、総務省指定の率。

・事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$363.8 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \approx 4.55 \text{ 百万円}$

※税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$4.55 \text{ 百万円} \times 54.7\% \approx 2.49 \text{ 百万円}$

※税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$4.55 \text{ 百万円} + 2.49 \text{ 百万円} \approx \underline{7.04 \text{ 百万円}}$

(6) 以上、減収見込額 (指定寄附金化による) は、以下のとおり。

○国税: $21.9 \text{ 百万円} + 0.96 \text{ 百万円} \approx \underline{22.86 \text{ 百万円}} \approx \underline{23 \text{ 百万円}}$

○地方税: $2.8 \text{ 百万円} + 7.04 \text{ 百万円} \approx \underline{9.84 \text{ 百万円}} \approx \underline{10 \text{ 百万円}}$

2. 税額控除の導入について

(1) 国税庁の申告所得税標本調査結果 (平成24年度分) を基に、寄附控除の申告を行った納税者 (計:426,927人) について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人あたりの平均寄附金額を算出した。(表1参照)

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額 (百万円)	1人当たり寄附額 (推計) (円)	表2の 対応
(a)	0～150万円以下	12,257	6.9	384	33,329	—
(b)	～300万円以下	32,372	18.1	1,213	39,471	(あ)
(c)	～500万円以下	28,131	15.7	1,435	53,011	(い)
(d)	～800万円以下	25,735	14.4	1,810	72,332	(う)
(e)	～1,000万円以下	10,535	5.9	937	90,942	(え)
(f)	～2,000万円以下	32,433	18.1	4,253	133,132	(お)
(g)	2,000万円以上	37,387	20.9	18,319	491,983	(か)
		178,850		28,349		

※1人当たり寄附額 (推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

※小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある。

<表2> (一般の税率)

	課税対象となる所得の額	税率
(あ)	195万円未満の金額	5%
(い)	195万円以上 330万円未満の金額	10%
(う)	330万円以上 695万円未満の金額	20%
(え)	695万円以上 900万円未満の金額	23%
(お)	900万円以上 1,800万円未満の金額	33%
(か)	1,800万円以上の金額	40%

(2) 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に (表2参照)、所得控除方式と税額控除方式 (2,000円を超える寄附について40%控除) による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

(算出例) → (税額控除額 - 所得控除額) = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定

b $\{[(39,471 - 2,000) \times 0.4] - [(39,471 - 2,000) \times 0.05]\} = \underline{13,115 \text{ 円}}$

c $\{[(53,011 - 2,000) \times 0.4] - [(53,011 - 2,000) \times 0.1]\} = \underline{15,303 \text{ 円}}$

d $\{[(72,332 - 2,000) \times 0.4] - [(72,332 - 2,000) \times 0.2]\} = \underline{14,066 \text{ 円}}$

e $\{[(90,942 - 2,000) \times 0.4] - [(90,942 - 2,000) \times 0.23]\} = \underline{15,120 \text{ 円}}$

f $\{[(133,132 - 2,000) \times 0.4] - [(133,132 - 2,000) \times 0.33]\} \times = \underline{9,179 \text{ 円}}$

g $\{[(491,983 - 2,000) \times 0.4] - [(491,983 - 2,000) \times 0.4]\} \times = \underline{0 \text{ 円}}$

※gは、差額0円

文化振興型法人への個人寄附における平均年間増加件数をもとに、27年度の個人寄附件数を推算した。また、その際、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び文化振興型法人の寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加する仮定 (※3) して、文化振興型法人への予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

【文化振興型法人の個人寄附者数】

- ▶ 文化振興型法人への個人寄附件数における平均年間増加件数
 - ・ 21年度実績 323件
 - ・ 25年度実績 543件
 - ・ 平均年間増加件数： $(543 - 323) \div 5 = 44$ 件
- ▶ 27年度個人寄附金件数推算：25年度実績 + 26年度増加分 + 27年度増加分 $\times 1.8$ (※3)
： 543 (件) + 44 (件) + $(44 \times 1.8) \approx \underline{666}$ 件

(※3) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率 (1.8倍) と同様に件数についても増加があると仮定。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

- a → 所得税非課税のため算出しない
- b $(666 \text{人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{円} = 1,580,961 \text{円}$
- c $(666 \text{人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{円} = 1,600,112 \text{円}$
- d $(666 \text{人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{円} = 1,348,986 \text{円}$
- e $(666 \text{人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{円} = 594,125 \text{円}$
- f $(666 \text{人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{円} = 1,106,492 \text{円}$
- g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した $6,230,676 \text{円} \approx \underline{6 \text{百万円}}$ が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税6)(法人税:義、所得税:外)(地方税9)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	<p>【新設】</p> <p>国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。</p> <p>(※)「国立研究開発法人」とは、平成 27 年4月施行の改正独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第2条第3項に定める法人をいう。</p>
3	担当部局	科学技術・学術政策局政策課
4	評価実施時期	平成 26 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 26 年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を要望。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>厳しい財政事情の下、国立研究開発法人に対しては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。</p> <p>このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この観点について、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」(平成 26 年6月 24 日閣議決定)では、各法人への寄附付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成 25 年5月 14 日)では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化</p>

		し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>文部科学省の平成 26 年度政策評価体系において、政策目標7「科学技術・学術政策の総合的な推進」の施策目標7-2「イノベーション創出に向けた産業連携の推進及び地域科学技術の振興」や7-3「科学技術システム改革の先導」を達成するために有効な施策である。また、平成 26 年度政策目標8「基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備」及び9「科学技術の戦略的重点化」における国立研究開発法人の活動に密接に関連した施策目標の達成にも貢献する。</p> <p>また、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。</p> <p>指定寄附金化について、本年6月に成立した改正独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義づけられることとなった。さらに、その名称から、国を代表して、研究開発を行う公的機関であることも端的に示されることになるなど、国の科学技術イノベーションを担うことが明確化された。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが2年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、国立研究開発法人への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで 1.4 倍(約 1,662 百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や</p>

			国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	国立研究開発法人に移行予定の31法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される 法人：508法人 個人：1,136人 ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。
		② 減収額	国立研究開発法人に移行予定の31法人において、 国税：平年度 105 地方税：平年度 39 (単位：百万円) ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加

			が得られることが十分に期待・予測できる。 この結果、144百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は475百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。 (※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額1,187百万円が、1.4倍に増加するものとして試算
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。 本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。 一双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄附収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。
10	有識者の見解		我が国の国際競争力を維持・強化してゆくためには発展途上の国との技術的差別化がキーである。常に一步先へゆく技術開発が必要である。公的資金が十分とはいえない現状で、民間資金を大いに活用できる仕組みとして、本案はきわめて意味のある試作と考える。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
適用見込数の試算について

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210件、H22: 1,201件、H23: 1,205件、H24: 1,218件、H25: 1,148件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表1・表2参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	—
b	～300万円	32,372	18.1%	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	い
d	～800万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件(※1)をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定(※2)して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数 : 874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数(適用見込数)については、

- ・ 表中a(表2の「一」に該当)の階層は、所得税非課税のため除外、
- ・ g(表2の「か」に該当)については、税額控除を選択しても減税とならない(税額控除率と所得税率が40%と同率)ため除外、

よって、残りのb~fの階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\frac{18.1\%}{b} + \frac{15.7\%}{c} + \frac{14.4\%}{d} + \frac{5.9\%}{e} + \frac{18.1\%}{f} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額(総額)】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129百万円(国税:90百万円、地方税:39百万円)

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15百万円(国税のみ)

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成24年度分)に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円(※1)をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定(※2)して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附金額は、H21: 592,762千円、H22: 678,682千円、H23: 1,362,756千円、H24: 960,711千円、H25: 1,498,003千円

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

(法人寄附金見込額)

$$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円 (約 } 1,426 \text{ 百万円)}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・ 法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% (\text{税率}) \doteq \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・ 地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \doteq \underline{3.8 \text{ 百万円}}$

※ 税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・ 法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \doteq \underline{11.1 \text{ 百万円}}$

※ 税率は、総務省指定の率。

・ 事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \doteq 17.8 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \doteq 9.7 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \doteq \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額 (指定寄附金化による) は、以下の通り。

○ 国 税: $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \doteq \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税: $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \doteq \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標準調査結果 (平成24年度分) を基に、寄附控除の申告を行った納税者 (計: 426,927人) について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。(表1参照)

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある
(※2) 1人あたり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10% - 97,500円
う	330万円～695万円	20% - 427,500円
え	695万円～900万円	23% - 636,000円
お	900万円～1800万円	33% - 1,536,000円
か	1800万円～	40% - 2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

税額控除額 - 所得控除額 = 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されないため）

$$b \quad [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{ 円}$$

$$c \quad [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{ 円}$$

$$d \quad [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{ 円}$$

$$e \quad [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{ 円}$$

$$f \quad [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{ 円}$$

$$g \quad [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = \underline{\hspace{1cm}} 0 \text{ 円}$$

※gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{ 円} = 3,734,011 \text{ 円}$$

$$c \quad (1,573 \text{ 人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{ 円} = 3,779,244 \text{ 円}$$

$$d \quad (1,573 \text{ 人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{ 円} = 3,186,118 \text{ 円}$$

$$e \quad (1,573 \text{ 人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{ 円} = 1,403,242 \text{ 円}$$

$$f \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{ 円} = 2,613,381 \text{ 円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	文部科学省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税8)(所得税:外、法人税:義)
2	要望の内容	○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 ーオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 ー総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課
4	評価実施時期	平成26年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) ○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化

		<p>する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 政策目標7-3 科学技術システム改革の先導
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(「日本再興戦略」改定2014)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押</p>

			<p>し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)）</p> <p>①減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円(16億円)</p> <p>平成23年度 2,848億円(45億円)</p> <p>平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p>平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円(164億円)</p> <p>平成23年度 224億円(222億円)</p> <p>平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>平成25年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成23年度 0.4億円(0.1億円)</p> <p>平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 2,611(504)</p> <p>平成23年度 2,793(705)</p> <p>平成24年度 3,297(842)</p>

			<p>平成25年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p><中小企業基盤強化税制></p> <p>平成22年度 4,029(4,026)</p> <p>平成23年度 4,603(4,585)</p> <p>平成24年度 4,706(4,686)</p> <p>平成25年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 91(28)</p> <p>平成23年度 91(27)</p> <p>平成24年度 100(32)</p> <p>平成25年度 100(32)(見込み)</p> <p>平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバ一率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)</p> <p>なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜</p>
--	--	--	---

詳し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円
 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
 平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)

- ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円

試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円
平成29年度		
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	29,541百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 (総額型控除上限20%→30%適用企業)
 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額 ○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))

<総額型>

			<p>平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲27億円 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。) ※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入</p>
--	--	--	---

			<p>(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 ≪政策目的の実現状況≫(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットィングを確保することを通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																												
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																												
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																												
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																												
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																												
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																												
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																												
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																												
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																												

〈租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況〉(分析対象期間:平成19年～平成29年)

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標
官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

〈今後の達成予測〉

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

〈租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響〉

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

〈税収減を是認するような効果の有無〉(分析対象期間:平成19年～平成29年)

日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効

果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)

現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)

- ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別格化(法人税の10%)
- ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

- ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)
- ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
- ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円
- ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円

			<p>・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果</p> <p>・研究開発投資押し上げ額 63億円 ↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算)</p> <p>・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

			<p>(参考)</p> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみは国はない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは国はない。</p> <table border="1"> <caption>主要国の研究開発税制の動向</caption> <tr> <th>国</th> <th>税制</th> <th>動向</th> <th>1999年時点</th> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加拠出金率を引上げ(25%→30%) 2009-2012 中小企業向け追加拠出金率を引上げ(50%→75%) 2013 大企業向けの特種控除制度の導入</td> <td>税額型 総額型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設</td> <td>増加型 総額型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久措置 ※重点分野は 特種措置 租税特別措置法</td> <td>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>総額型と増加型の選択制 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に投資の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>特種措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公布された予算法案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>	国	税制	動向	1999年時点	英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠出金率を引上げ(25%→30%) 2009-2012 中小企業向け追加拠出金率を引上げ(50%→75%) 2013 大企業向けの特種控除制度の導入	税額型 総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設	増加型 総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 特種措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	総額型と増加型の選択制 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に投資の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	総額型	米国	特種措置 国内歳入法	※2014年3月に公布された予算法案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※増加型と総額型の特性をもった制度。
国	税制	動向	1999年時点																								
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠出金率を引上げ(25%→30%) 2009-2012 中小企業向け追加拠出金率を引上げ(50%→75%) 2013 大企業向けの特種控除制度の導入	税額型 総額型																								
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設	増加型 総額型																								
韓国	恒久措置 ※重点分野は 特種措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	総額型と増加型の選択制 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制																								
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に投資の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	総額型																								
米国	特種措置 国内歳入法	※2014年3月に公布された予算法案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※増加型と総額型の特性をもった制度。																								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に</p>																								

			取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		アジアをはじめとする新興国との競争で相当の部分で劣勢に立たされつつある現状を考えれば、我が国にとっては先んじた技術の開発こそが国力の源泉である。これを支える本施策の維持強化をはかることが必須と考える。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
(大企業)

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
(大企業)

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15,7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7+14.6/33+59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12+9/64+68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10/15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	府省名	文部科学省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充(地方税11) (法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットingを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課
4	評価実施時期	平成26年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率 6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p>

		<p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに、 ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。 <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上に</p>

		<p>するとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進</p> <p>政策目標 7-3 科学技術システム改革の先導</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定2014)</p> <p>また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベ</p>

			<p>ーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件 平成21年度 3,807件 平成22年度 4,530件 平成23年度 5,290件 平成24年度 5,528件</p> <p>【平成 20～22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○国税利用実績</p> <p>①減収額実績 ()内が中小企業者分(資本金1億円以下)</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円) 平成25年度 278億円(275億円)(見込み) 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円) 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み) 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数</p>

<p><総額型></p> <p>平成22年度 2,611(504)</p> <p>平成23年度 2,793(705)</p> <p>平成24年度 3,297(842)</p> <p>平成25年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 4,029(4,026)</p> <p>平成23年度 4,603(4,585)</p> <p>平成24年度 4,706(4,686)</p> <p>平成25年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 91(28)</p> <p>平成23年度 91(27)</p> <p>平成24年度 100(32)</p> <p>平成25年度 100(32)(見込み)</p> <p>平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>○地方税影響額実績</p> <p>平成23年度 43億円</p> <p>平成24年度 43億円</p> <p>平成25年度 43億円(見込み)</p> <p>平成26年度 43億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した</p>
--

<p>数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)</p> <p>なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。)</p> <p>・平成24年度見込み</p> <p>3,783件 12,032百万円(国税)</p> <p>3,783件 2,082百万円(地方税)</p> <p>・平成25年度見込み</p> <p>3,783件 12,594百万円(国税)</p> <p>3,783件 2,179百万円(地方税)</p> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)</p> <p>平成24年度(実績)</p> <p>5,528件 25,064百万円(国税)</p> <p>※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)</p> <p>平成24年度(実績)</p> <p>影響額 4,252万円(地方税)</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 461,786百万円(4,801百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 619百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 27,846百万円(27,509百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 3,549百万円</p>

<p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,749百万円(310百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 40百万円</p> <p>平成28年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 475,640百万円(4,945百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 638百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 28,681百万円(28,334百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,655百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,831百万円(319百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 41百万円</p> <p>平成29年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 489,909百万円(5,093百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 657百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 29,541百万円(29,184百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,765百万円</p>

<p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,916百万円(329百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 42百万円</p> <p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。</p> <p>(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種</p> <p>(総額型控除上限20%→30%適用企業)</p> <p>平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。</p> <p>【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>2919</td> <td>1893</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>423</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>366</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>243</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>224</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>190</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>152</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>136</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属</td> <td>102</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>102</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>73</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼</td> <td>73</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>63</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>772</td> <td>581</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成</p> <p>(オープンイノベーション型)</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	2919	1893	化学	423	237	電気機器	366	203	精密機器	243	174	医薬品	224	116	食料品	190	145	輸送用機器	152	58	機械	136	87	非鉄金属	102	58	金属製品	102	87	建設業	73	29	鉄鋼	73	58	卸売業	63	58	その他	772	581
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																											
総計	2919	1893																																											
化学	423	237																																											
電気機器	366	203																																											
精密機器	243	174																																											
医薬品	224	116																																											
食料品	190	145																																											
輸送用機器	152	58																																											
機械	136	87																																											
非鉄金属	102	58																																											
金属製品	102	87																																											
建設業	73	29																																											
鉄鋼	73	58																																											
卸売業	63	58																																											
その他	772	581																																											

平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

1. 減収額について

○地方税における減収額
影響額実績

平成20年度 43億円
平成21年度 23億円
平成22年度 30億円
平成23年度 43億円
平成24年度 43億円

【平成 20～22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成 23～24 年度:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考)国税における減収額
減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成20年度 2,881億円(246億円)
平成21年度 2,565億円(131億円)
平成22年度 3,726億円(174億円)
平成23年度 3,395億円(234億円)
平成24年度 3,952億円(223億円)

○増加型・高水準型における減収額
減収額実績

平成20年度 2.4億円
平成21年度 1.0億円
平成22年度 1.7億円
平成23年度 2.1億円
平成24年度 2.3億円

(参考)減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)

平成20年度 178億円(14億円)
平成21年度 133億円(6億円)
平成22年度 224億円(10億円)
平成23年度 232億円(増加型116億円、高水準型116億円)(12億円)
平成24年度 266億円(増加型173億円、高水準型93億円)(14億円)

【平成 20～22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成 23～24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

2. 利用実績について
国税及び地方税における中小企業利用実績

平成20年度 4,899件
平成21年度 3,807件
平成22年度 4,530件
平成23年度 5,290件
平成24年度 5,528件

【平成 20～22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成 23～24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○増加型利用実績

平成23年度 1,228件
平成24年度 1,447件

○高水準型利用実績

平成23年度 83件

		<p>平成24年度 81件</p> <p>【平成 23～24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>	
		<p>○将来推計</p> <p>平成27年度</p> <p>総額型 ▲562億円(▲12.4億円)</p> <p>オープンイノベーション型 ▲27億円(▲3.1億円)</p> <p>(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>	
		<p>※平成 27 年度推計の根拠</p> <p>総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p>	
		<p>※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)</p>	
		<p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算</p>	

		<p>に含めないこととした。</p>																																																																														
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>≪政策目的の実現状況≫(分析対象期間:平成 19 年～平成 29 年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国</p> <p>(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測></p> <p>主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>≪租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況≫(分析対象期間:平成 19 年～平成 29 年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標</p> <p>官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> <td>3.09</td> <td>3.40</td> </tr> </tbody> </table>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																										
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																																										
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																																										
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																																										
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																																										
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																																										
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																																										
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																																										
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																																										
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																										
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40																																																																										

日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)
 <今後の達成予測>
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>>
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年～平成29年)
 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の

増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットリングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。
 また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税込減以上の高い効果があると考えられる。

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)(中小企業者:12.4億円)【地方税:1.6億円】
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円(中小企業者:29億円)【地方税 3.7億円】
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(562億円分(中小企業者:12.4億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす
 ①GDP押し上げ効果:5,627億円(中小企業者:124億円)【地方税:16億円】
 ②雇用創出効果:約6.7万人(中小企業者:約1,500人)【地方税:約190人】
 ③税込減効果:約927億円(中小企業者:約20億円)【地方税:約2.6億円】

・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)(中小企業者:3.1億円)【地方税0.4億円】
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)

			<p>・単年度の減収(27億円分(中小企業者:3.1億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす</p> <p>①GDP押し上げ効果:270億円(中小企業者:31億円)【地方税:4億円】</p> <p>②雇用創出効果:約0.3万人(中小企業者:約340人)【地方税:約44人】</p> <p>③税収効果:約44億円(中小企業者:約5.1億円)【地方税:約0.7億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

			<p>(参考)</p> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。 ○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみは少ない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは少ない。</p> <p style="text-align: center;">主要国の研究開発税制の動向</p> <table border="1"> <tr> <td>英国</td> <td></td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加拠出割合を引上げ(20%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加拠出割合を引上げ(50%→75%; 2008f~→100%; 2011f~→125%; 2012f) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型 総額型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td></td> <td>恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>増加型 総額型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td></td> <td>恒久措置 ※重点分野は 特選措置 租税特別措置法</td> <td>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 以前は、大企業と同率 ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型と増加型の選択制 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td></td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・開発に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>現行制度</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td></td> <td>特選措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公表された予算書では、税額控除制度の恒久的及び控除率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型とハイブリッド型の選択制 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与えられる税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>	英国		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠出割合を引上げ(20%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加拠出割合を引上げ(50%→75%; 2008f~→100%; 2011f~→125%; 2012f) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型	仏国		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型	韓国		恒久措置 ※重点分野は 特選措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 以前は、大企業と同率 ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択制 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制	中国		恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・開発に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型	米国		特選措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算書では、税額控除制度の恒久的及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択制 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。
英国		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠出割合を引上げ(20%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加拠出割合を引上げ(50%→75%; 2008f~→100%; 2011f~→125%; 2012f) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型																												
仏国		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型																												
韓国		恒久措置 ※重点分野は 特選措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用 以前は、大企業と同率 ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択制 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制																												
中国		恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・開発に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型																												
米国		特選措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算書では、税額控除制度の恒久的及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択制 ハイブリッド型※ ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。																												
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に</p>																														

			取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		アジアをはじめとする新興国との競争で相当の部分で劣勢に立たされつつある現状を考えれば、我が国にとっては先んじた技術の開発こそが国力の源泉である。これを支える本施策の維持強化をはかることが必須と考える。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
(大企業)

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
(大企業)

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7+14.6/33+59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12+9/64+68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10/15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9% = 619.3百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額 = 法人税の減収額 × 税率12.9% (※)

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9% = 3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9% = 40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

厚生労働省

番号	制度名
厚生労働省	
厚労01	女性の活躍促進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置
厚労02	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設
厚労03	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長
厚労04	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労05	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労06	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
厚労07	非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置
厚労08	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開発税制総額型）の対象の拡充
厚労09	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
厚労10	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充
厚労11	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置
厚労12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
厚労13	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
厚労14	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
厚労15	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
厚労16	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長
厚労17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
厚労18	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
厚労19	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充
厚労20	社会保険診療報酬に係る非課税措置
厚労21	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置
厚労22	特定の医療法人の法人税率の特例
厚労23	特定の協同組合等の法人税率の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	女性の活躍促進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- ・ 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- ・ 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	女性の活躍推進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置 (国税1)(法人税:義)(所得税:外)
2	要望の内容	女性の活躍推進に関する新たな法律の制定に伴い必要な税制上の措置を講ずる(新設)。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性の能力をより十分に発揮することができる仕組みを構築し、女性の活躍推進を迅速かつ重点的に図ることが、我が国の社会の活力の向上及び持続的な発展のためにも重要である。 このため、女性の活躍推進に関する法律を制定し、税制優遇措置による経済的なインセンティブを付与することにより、女性の活躍推進に取り組む企業を増やし、より一層女性がその能力を十分に発揮し、活躍できる雇用環境の整備の実現を図る。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日本再興戦略」改訂 2014—未来への挑戦(平成26年6月24日閣議決定) 第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 2—2 女性の活躍推進 (3)新たに講ずべき具体的施策 <p>⑥ 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築</p> <p>「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、女性の活躍推進の取組を一過性のものに終わらせず、着実に前進させるための新たな総合的枠組みを検討する。</p> <p>具体的には、国・地方公共団体、民間事業者における女性の登用の現状把握、目標設定、目標達成に向けた自主行動計画の策定及びこれらの情報開示を含め、各主体がとるべき対応等について、検討することとされており、さらに、各主体の取組を促進するため、認定などの仕組みやインセンティブの付与など実効性を確保するための措置を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第14回日本経済再生本部(平成26年7月25日)安倍内閣総理大臣発言 秋の臨時国会に向けて、地方の創生と女性の活躍に係る法案を準備していきたい。また、具体的な制度設計に当たっては、改革内容が、いわゆる「骨抜き」となることが断じてないよう、各大臣はリーダーシップを発揮していただきたい。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
		<p>施策大目標VI-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p> <p>施策中目標VI-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること</p>
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
8 有効性等	① 適用数等	
	② 減収額	
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
		《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
		《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
		《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)

9	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③	地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解			—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	若者育成認定企業（仮称）に係る割増償却制度の創設	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	⊗
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について年度が不明なため、分析対象期間の年度ごとに適用件数及び適用額を明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について年度が不明なため、分析対象期間の年度ごとに減収額を明らかにする必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数については304件と推計（注）し、適用見込額は約2,459百万円と推計している。

平成25年度及び26年度の若者応援企業数から、若者育成認定企業（仮）として認定される企業数を1,200社と推計し、そのうち研修に活用することができる施設・設備を充実させる見込みのある企業数を、若者応援企業へのアンケートから41%の492社（建物：246社、OA機器：172社、専用機材・その他：74社）と推計した。

しかし、租税特別措置の適用件数見込みについては、適用対象を取得価格20万円以上の建物・設備としていることから、20万円未満の購入も見込まれる「OA機器」や「専用機材、その他」に関しては、認定訓練助成事業の購入資産20万円以上の企業の割合を基に「OA機器：33社」及び「専用機材、その他：25社」とした上で、「建物：246社」を合計して304件と推計した。

（注）適用件数に関しては、便宜上事務方で推計した数値であり、労働政策審議会職業安定分科会等における議論により、変更の可能性がある。

なお、各資産に関する適用額の推計は以下のとおり。

【建物】

くるみん税制の適用実績を参考に、1社当たりの適用額を991万7,214円とし、246社への適用が見込まれることから約2,440百万円。

【OA機器】

認定訓練助成事業において、購入された20万円以上の資産の平均価格は約44万円であり、OA機器の償却期間を5年とした場合、償却率は50%となり、普通償却額が22万円、割増償却額が7万円となる。それらを合計し1社当たりの適用額を29万円とした上で、33社への適用が見込まれることから約9.6百万円。

【専用機材、その他】

認定訓練助成事業において、購入された20万円以上の資産の平均価格は約120万円であり、専用機材の償却期間を10年とした場合、償却率は25%となり、普通償却額が30万円、割増償却額が9.6万円となる。それらを合計し1社当たりの39.6万円とした上で、25社への適用が見込まれることから約9.9百万円。

「1,200社の推計」について

東京労働局平成25年度若者応援企業宣言企業（1,028社）の実績に基づき、認定要件を設定したところ、それらの要件を達成した企業が101事業所あり、サンプルの約1割に該当することから、27年度の若者応援企業宣言企業数の1割が若者育成認定企業（仮称）となると推計した。

なお、平成25年4月の求人数（約210万）と26年4月との求人数（約238万）を比較したところ、約1.14倍であり、25年度若者応援企業宣言企業数（約5,700社）に同比率を当てはめ26年度の若者応援企業宣言企業数を算出した上で、更にその数値に同比率を掛け27年度の若者応援企業宣言企業を推計したところ、約7,500社となる。

また、平成27年度から、民間求人にも若者応援企業宣言事業を拡大することを考えている。

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）求人数と民間求人数との比較をすると、民間求人数はハローワーク求人の36%であるため、平成25年度若者応援企業宣言企業数約5,700社の36%に、1.14という増加率を掛け、26年度の若者応援企業宣言企業数を出し、更にその数値に同比率を掛けたところ、民間求人における27年度の若者応援企業宣言企業数は約2,700社になると推計した。

これらを足し上げ、平成27年度の求人数は約1万社となり、その1割の1,000社が若者育成認定企業（仮称）になると推計している。

なお、その1,000社以外に、「若者の雇用管理に課題がある業界等の自主的な雇用管理改善の促進」事業、新卒ハローワーク及びわかものハローワークにおける重点雇用管理改善指導の結果として、約200社が応援企業になると推計し、合計1,200社と推計した。

《200社の推計方法》

平成27年度若者応援企業宣言企業1万社の1割に働き掛け・支援を行い、成功率を2割と仮定し200社としている。

なお、2割の根拠は以下のとおり。

出典：JILPT「構造変化の中での企業経営と人材のあり方に関する調査」結果（2013）

<http://www.jil.go.jp/institute/research/2013/111.htm>

（注）企業に対し、「従業員の持てる能力を最大限発揮させるため、重要であると考えられる雇用管理事項は何か。その中で現在、貴企業が実際に取り組んでいるものはあるか」について複数回答にて調査。

企業が重要であると考えられる雇用管理事項と、実際に取り組んでいるものとの差（重要だと考えているが、実際には取り組めていない割合）に着目すると、両者の大きい順に、以下のとおりとなっている。

1位：「上司と部下のコミュニケーションや職場の人間関係の円滑化」（20.4ポイント差）

2位：「能力・成果等の評価に見合った昇格・昇進や賃金アップ」（18.0ポイント差）

3位：「安定した（安心して働ける）雇用環境の整備」（16.6ポイント差）

すなわち、コミュニケーション・人間関係、昇格・昇進、安定した雇用環境の整備について、重要と認識しているものの、実際に取り組めていない企業が、全体の約2割存在する。当該2割の企業は、重要性の認識は持っているため、国による働き掛け・支援を行えば、改善が進む可能性が高い。

以上を根拠として、応援宣言企業の1割に働き掛け・支援を行った結果の成功率を2割と仮定したものである。

「くるみんの適用実績」について

平成24年「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、くるみん税制を活用した社のうち中小企業は14社あり、その適用総額は1億3,884万1,000円であった。そこから1社当たりの適用額を991万7,214円と計算した。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

適用額を基に、建物についての減収額を約151百万円、OA機器についての減収額を約0.59百万円、専用機材・その他についての減収額を約0.61百万円と推計し、総額約152百万円と算定した。

【建物】 1社当たりの適用額 991万7,214円のうち、割増償却額 240万4,173円
 2,404,173円 × 246社 =591,426,558円
 591,426,558円 × 0.255 =150,813,772円 (約151百万円)

【OA機器】

70,000円 × 33社 =2,310,000円
 2,310,000円 × 0.255 =589,050円 (約0.59百万円)

【専用機材、その他】

96,000円 × 25社 =2,400,000円
 2,400,000円 × 0.255 =612,000円 (約0.61百万円)

(注) 適用件数に関しては、便宜上事務方で推計した数値であり、労働政策審議会職業安定分科会等における議論により、変更の可能性がある。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性 (評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明)

企業内人材育成の方法・内容は業界や企業規模等によって様々であり、その多様かつ自主的な取組を促進・支援するためには、特定の事業を促進させる補助金や規制ではなく、税制上の優遇措置によることが効果的である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	若者育成認定企業(仮称)に係る割増償却制度の創設 (国税2)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	企業における若者の人材確保・育成に係る取組をより一層推進するため、若者育成認定企業(仮称)が取得等した研修施設等の建物やOA機器等の設備についての割増償却制度を創設する。
3	担当部局	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室
4	評価実施時期	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子高齢化による人口減少社会の中で経済成長を実現していくためには、意欲と能力のある若者のより一層の活躍が不可欠である。 少子高齢化による人口構造の変化により、若者をはじめとした労働力不足が顕在化しつつある中、若者の採用・育成に積極的な中小企業等は多く存在するが、これらの企業が求人を充足したり、雇い入れた従業員の育成を図ったりすることに困難な面があることは否定できない状況にある。こうした企業の人材確保・育成の取組について、一層の支援を図ることは、中長期的に見た場合、企業の成長を後押しするものであると同時に、より多くの若者の育成・活躍にも資するものであり、日本経済の発展に寄与するものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 現在、厚生労働省では、一定の労働管理の体制が整備されており、若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業について積極的にPR等を行う「若者応援企業宣言」事業を実施しているところだが、当該事業を抜本的に強化することも含めて、次期通常国会への提出に向けて「若者雇用対策法」(仮称)を検討している。 本法では若者の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表し、離職率や所定外労働時間数、人材育成等の一定の要件を満たした中小企業等については、「若者育成認定企業(仮称)」として厚生労働大臣が認定する仕組みを設けている。こうして認定を受けた中小企業等への人材確保・育成の取組を経済的に支援することが、中小企業等への若者の定着を促し、中長期的成長を促進する上で極めて重要である。 なお、「日本再興戦略」改訂2014においても、当該事業の抜本的強化が求められているとともに、自民党・公明党からも認定企業に対する優遇措置についての検討が求められている。</p>

		<p>○日本再興戦略 改訂 2014—未来への挑戦—（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定） 第 II 3 つのアクションプラン 一、日本産業再興プラン 2 雇用制度改革・人材力の強化 2-2 女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用 (3) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 若者・高齢者等の活躍推進 ① 未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策の推進 就職準備段階から、就職活動段階、就職後のキャリア形成に至るまでの若者雇用対策が社会全体で推進されるよう、以下の施策をはじめとする総合的な対策について検討を行い、法的整備が必要なものについては、次期通常国会への法案提出を目指す。 ・ 「若者応援企業宣言」事業の抜本的な強化を図り、優良な中小企業の情報発信・採用を支援する。</p> <p>○自民党 雇用問題調査会 提言 「若者の雇用対策に関する提言—未来を創る若者雇用・育成の総合的対策を—」（4 月 23 日取りまとめ） 「若者応援企業宣言」事業を若者の適切な企業選択に積極的に協力する中小企業等の認定制度として、認定を受けた企業には各種の優遇措置を検討するなど、抜本的な強化を図る必要がある。」</p> <p>○公明党 雇用・労働問題対策本部 青年委員会 提言 「若者が生き生きと働ける社会の実現に向けて」（5 月 7 日取りまとめ） 「若者応援企業宣言」事業を引き続き積極的に実施するとともに、・・・認定制度として拡充し、認定企業への支援措置を新設すべきである。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標Ⅳ-3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策中目標Ⅳ-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 今後の労働政策審議会の議論により、定着率を含めた認定要件等が決められるため、現時点では達成目標の設定は困難。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 今後の労働政策審議会の議論により、定着率を含めた認定要件等が決められるため、現時点では測定指標の設定は困難。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 —</p> <p>② 減収額 平年度の減収見込額：152 百万円 制度自体の減収額：0 百万円</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 割増償却制度により、若者育成認定企業（仮称）における研修施設等の建物や OA 機器等の設備の取得等を支援することは、中長期的に見た場合、企業の成長を後押しするものであると同時に、より多くの若者の育成・活躍にも資するものであり、日本経済の発展に寄与するものである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 今後の労働政策審議会の議論に応じて達成目標が設定されるため、現時点では推計が困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 若者の採用・育成に積極的な中小企業等において、求人充足や雇い入れた従業員の育成が進まず、企業の成長の足かせになると同時に、日本経済の発展が損なわれるおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 若者の採用・育成に積極的な中小企業等を支援することは、「日本再興戦略」改訂 2014」にも記載されており、政府全体として取り組むべき課題である。本税制優遇措置により若者育成認定企業（仮称）の人材確保・育成の取組について、一層の支援を図ることは、企業の成長を後押しするものであると同時に、より多くの若者の育成・活躍にも資するものであり、日本経済の発展に寄与するものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 企業内人材育成の方法・内容は業界や企業規模等によって様々であり、企業が独自で研修施設等の建物や OA 機器等の設備を整備し、自社固有のニーズに応じた研修を行えるようにすることは、効果的な人材育成・定着及び企業の中長期的成長に資すると考えられる。 若者の採用・育成に積極的であり、かつ今後成長が見込まれる中小企業等について、業種を問わず幅広い企業を対象とし、企業の固有の人材育成ニーズに応じた研修施設等の建物や OA 機器等の設備の整備に係る取組を後押しするためには、税制上の優遇措置によって経済的インセンティブを与えることが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 キャリア形成促進助成金は訓練・研修を実施する場合に訓練経費（部外講師への謝金、教材費など）や訓練期間中に支払った賃金の一部を助成するものであるが、本税制では、中小企業等自らが自前の研修施設等をもって訓練・研修を実施する際に必要となる施設の取得等に関する支援を想定している。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 —</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標（法定雇用率 2.0%の達成、工賃向上計画に基づく目標工賃（集計中）の達成）がいまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がなされていないため、当該原因を分析することにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（法定雇用率 2.0%の達成、障害者に支払われる工賃の向上）は、他の租税特別措置や経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用数等について租特透明化法等に基づき把握される情報を用いている場合、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて同情報（上位 10 社の適用額合計の割合等）を用いて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置により、発注側に対し、障害者就労施設等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「当該税制措置の適用効果もあり、雇用障害者数及び実雇用率は過去最高となっているが、平成 25 年 6 月 1 日現在の民間企業（50 人以上）の障害者の実雇用率は 1.76%であり、法定雇用率には達していない状況である。また、当該税制措置の導入以降、平均工賃は毎年増加しており、その伸び率も導入前と比較すると高くなっている（平成 19 年度の対前年度伸び率は 3.1%であるが、平成 24 年度の対前年度伸び率は 4.4%）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測

定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「民間企業における障害者の実雇用率は、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と法定雇用率の 2.0%を下回っているものの、雇用障害者数は、年々増加し、10 年連続で過去最高となっており、障害者雇用は今後も着実に進展する見込みである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「民間企業における障害者の実雇用率は、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と法定雇用率の 2.0%を下回っているものの、雇用障害者数は、年々増加し、10 年連続で過去最高となっており、障害者雇用は今後も着実に進展する見込みである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

所期の目標である「法定雇用率 2.0%の達成」については、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と未達成となっているが、着実な増加が見込まれている。また、同じく所期の目標である「工賃向上計画に基づく目標工賃（集計中）の達成」については、集計結果が「障害者基本計画における平成 26 年度の実績目標 15,773 円」であり、目標達成に向けて着実に工賃が伸びている。

以上から、今後とも引き続き発注側に対し取引額を増加していくインセンティブを付与することが必要である。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」を基に、平成 28 年度の適用件数及び適用額を予測した場合、適用件数は 84 件、適用額（割増償却額）は 693,425 千円となる。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」を基に、平成 28 年度の減収額を予測した場合、減収額は 176,823 千円となる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成 24 年度の平均工賃は 14,190 円であるが、平均工賃の伸び率（平成 24 年度の対前年伸び率は 104.4%）は毎年増加している状況である。

民間企業における障害者の実雇用率は、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と法定雇用率の 2.0%を下回っているものの、雇用障害者数は、年々増加し、10 年連続で過去最高となっており、障害者雇用は今後も着実に進展する見込みである。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により算出した減収額は、平成 25 年度及び 26 年度は、それぞれ 116,687 千円、143,642 千円となることを見込んでおり、発注額、工賃等の増が見込まれる。

民間企業における障害者の実雇用率は、平成 25 年 6 月 1 日現在で 1.76%と法定雇用率の 2.0%を下回っているものの、雇用障害者数は、年々増加し、10 年連続で過去最高となっており、障害者雇用は今後も着実に進展する見込みである。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長 (国税3)(法人税・義、所得税・外)
2	要望の内容	企業(個人事業主含)が、障害者就労施設等に対して物品及び役務の発注を行った場合に、一定期間内に取得した減価償却資産について、上限の範囲内で前年度からの発注増加額と同額の割増償却(固定資産の普通償却限度額の30%を限度)を認める現行の措置を平成27年度以降も延長する措置(2年間の延長)を講ずる。 ※障害者就労施設等 障害者総合支援法における就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型・B型)、生活介護事業所、障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う事業所)、地域活動支援センター並びに障害者雇用促進法の特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度税制改正要望において、障害者の「働く場」に対する発注等促進税制の創設として要望し、要望内容・適用期間を修正の上、現行の形で認められた。 また、平成25年度には、適用対象となる発注先の拡大とともに、5年間の延長を要望したが、発注先の拡大は認められず、延長期間も2年間に短縮となった上で認められた。
6	適用又は延長期間	2年間の時限措置とする。 ・ 企業(法人):平成27年4月1日～平成29年3月31日 ・ 個人事業主:平成28年1月1日～平成29年12月31日
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 障害者総合支援法や障害者雇用促進法の趣旨に鑑み、働く意欲や能力のある障害者の就労を支援し、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進する。 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。 就労継続支援事業所等で働く障害者の工賃は、非常に低い水準に留まっていることから(注)、工賃向上が重要な課題の一つとなっているところであり、現在、工賃向上計画に基づき、就労継続支援事業所等で働く障害者に対する支援を推進してきているところであるが、工賃向上にあたっては、就労継続支援事業所等が提供する物品等の質を向上させるとともに、就労継続支援事業所等が提供する物品等に対し、一般企業の需要を増進することが効果的である。 また、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%となっており、法定雇用率の2.0%を下回っていることから、障害者雇用促進法に基づく特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所が提供

		<p>する物品等に対し、一般企業の需要を増進することで、障害者雇用がより促進される。</p> <p>さらに、平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」(障害者優先調達推進法)において、国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとしてしている。 (参考: 障害者優先調達推進法) 附則第3条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(注) 平均工賃の推移 平成20年度 12, 587円 平成21年度 12, 695円 平成22年度 13, 079円 平成23年度 13, 586円 平成24年度 14, 190円</p> <p>《政策目的の根拠》 ○ 障害者雇用促進法第43条(一般事業主の雇用義務等) ○ 障害者雇用促進法第46条(一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画) ○ 障害者優先調達推進法附則第3条(税制上の措置) ○ 「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること 1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 1-2 障害者の雇用を促進すること</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・ 法定雇用率2.0%の達成 ・ 障害者に支払われる工賃の向上</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・ 「障害者雇用状況報告」(年1回実施)による、民間企業における障害者の実雇用率 ・ 毎年5月末日までに都道府県から報告される工賃(賃金)実績</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率2.0%を依然として下回っている。しかし、雇用障害者数は10年連続で過去最高を更新している。当該特例措置により、一般企業による障害者就労施設等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、障害者雇用の維持・拡大に寄与している。</p>

8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度実績</th> <th>平成25年度見込</th> <th>平成26年度見込</th> <th>平成27年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>44件</td> <td>50件</td> <td>57件</td> <td>65件</td> <td>74件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) ※ 平成25年度以降については、対前年増加率を用いて推計</p> <p>本税制は、企業が障害者就労施設等に対して物品等の発注を行い、その発注額が前年度よりも増加した場合に活用が可能となるものであり、景気が低迷し経費節減を行っている状況を踏まえれば、適用件数が僅少であるとは必ずしも言えない。</p> <p>また、適用業種の状況を見ると、「サービス業 39.1%」、「運輸通信公益事業 33.6%」、「料理飲食旅館業 9.3%」の順となっていることから、特定の業種に偏ることなく活用されていると言える。</p>	適用年度	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度見込	平成26年度見込	平成27年度見込	適用件数	44件	50件	57件	65件	74件					
	適用年度	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度見込	平成26年度見込	平成27年度見込													
	適用件数	44件	50件	57件	65件	74件													
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用年度</th> <th>平成23年度実績</th> <th>平成24年度実績</th> <th>平成25年度見込</th> <th>平成26年度見込</th> <th>平成27年度見込</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割増償却額</td> <td>245,371 千円</td> <td>301,972 千円</td> <td>371,728 千円</td> <td>457,597 千円</td> <td>563,302 千円</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>73,611 千円</td> <td>90,592 千円</td> <td>94,791 千円</td> <td>116,687 千円</td> <td>143,642 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省) ※ 平成25年度以降については、対前年増加率を用いて推計。減収額については、基本法人税率(平成24年までは30%、平成25年以降は25.5%)により算定。</p> <p>(参考:前回要望時における見込額) 平成22年度減税額 1,280百万円 平成23年度減税額 1,776百万円 ※ 前回要望時における減収見込額は、租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報がなかったため、アンケート調査から推計したものであり、アンケート調査において、取引先が当該税制を活用していると回答した事業所の取引額総額に法人税率を乗じて算出したものである。 したがって、前年度からの増加額に法人税率を乗じたものではないため、今回の見込額と大きな乖離が生じている。</p>	適用年度	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度見込	平成26年度見込	平成27年度見込	割増償却額	245,371 千円	301,972 千円	371,728 千円	457,597 千円	563,302 千円	減収額	73,611 千円	90,592 千円	94,791 千円	116,687 千円	143,642 千円
適用年度	平成23年度実績	平成24年度実績	平成25年度見込	平成26年度見込	平成27年度見込														
割増償却額	245,371 千円	301,972 千円	371,728 千円	457,597 千円	563,302 千円														
減収額	73,611 千円	90,592 千円	94,791 千円	116,687 千円	143,642 千円														
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年6月1日) 雇用障害者数は10年連続で過去最高となっているが、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率には達していない状況。 また、平成24年度の平均工賃は14,190円となっている。</p>																		

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年6月1日) 当該税制措置の適用効果もあり、雇用障害者数及び実雇用率は過去最高となっているが、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率には達していない状況である。 平成20年6月1日～平成25年6月1日の間に、特例子会社数は242社から380社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から20,478.5人に増加している。 特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしている一方、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。 そこで、本措置により、発注側に対し、障害者就労施設等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。 また、当該税制措置の導入以降、平均工賃は毎年増加しており、その伸び率も導入前と比較すると高くなっている(平成19年度の対前年度伸び率は3.1%であるが、平成24年度の対前年度伸び率は4.4%)。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年6月1日) 租税特別措置が延長されない場合、障害者就労施設等との取引金額が減少し、結果として、障害者就労施設等における工賃の減少や雇用機会の喪失といった影響が生じることが考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年6月1日) 雇用障害者数及び実雇用率は過去最高となっているが、平成25年6月1日現在の民間企業(50人以上)の障害者の実雇用率は1.76%であり、法定雇用率には達していない状況である。 平成20年6月1日～平成25年6月1日の間に、特例子会社数は242社から380社に増加しており、特例子会社における雇用障害者数も11,960.5人から20,478.5人に増加している。 特例子会社及び重度障害者多数雇用事業所は、一定割合の障害者を雇用することを要件としていることから、障害者の雇用を創出する場として重要な役割を果たしているが、重度障害者を雇用することは、多額の設備投資を要するなど負担が大きい。 そこで、本措置により、発注側に対し、障害者就労施設等との取引金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、これらの企業への発注が拡大され、経営基盤が安定し、障害者雇用の創出に貢献している。 障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するためには、工賃向上を図るとともに、障害者の雇用を促進していくことが必要である。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>障害者就労施設等へ発注する企業に対して補助金を支給することとした場合、数ある一般企業から就労継続支援事業者等への発注額は予測できないことから、予算を適切に手当することは不可能であり、一般企業において、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要を推進するにあたっては、補助金等の手段での措置は困難である。障害者就労施設等は全国にあることから、広く一般企業を対象とした税制措置により、幅広い効果を発揮させることが</p>

		<p>適当である。</p>
	<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>障害者を多数雇用する事業主に対する税制上の支援措置として、「障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却(法人税、所得税)」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る軽減措置(不動産取得税、固定資産税)」、「心身障害者を多数雇用する事業所等に係る課税標準の特例措置(事業所税)」がある。</p> <p>また、障害者を多数雇用することを要件として、施設整備等に対する支援を行う助成金として「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」及び「中小企業障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」がある。</p> <p>これらの税制上の支援措置及び助成金は、事業主の税負担の軽減や設備投資に係る負担軽減を目的としている。しかし、そもそも安定的な仕事が確保できなければ、これらの事業所の存続自体が危ぶまれることとなるため、発注側である一般企業に対する施策を講じることが重要である。</p> <p>そこで、本税制措置により、発注側の企業に対し、障害者就労施設等との金額を増加させるためのインセンティブを付与することで、障害者就労施設等における障害者雇用の維持・拡大を図る必要がある。</p>
	<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>障害者基本法第6条では、国及び地方公共団体の責務として「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する」とされている。</p> <p>また、障害者雇用に関しては、①地方公共団体には障害者雇用の促進に必要な施策の総合的かつ効果的な推進を行う責務が課されていること(障害者雇用促進法第6条)、②障害者支援に係る費用は地域社会においても平等に負担すべきこと等から、地方税においても障害者就労施設等に対する障害者の雇用の促進を図ることが必要である。</p> <p>当該税制上の特例措置を全国一律に適用させることにより、一般企業による障害者就労施設等との取引を促進し、取引金額を増加させることに対するインセンティブを付与することで、障害者就労施設等における障害者雇用の維持・拡大につながる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（医療機器購入金額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことが説明されているが、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことについても説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用数等について租特透明化法等に基づき把握される情報を用いている場合、適用数等が想定外に僅少でないことについて同情報を用いて説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「高額医療機器の国内出荷額について、平成22年度475,648百万円、平成23年度391,997百万円、平成24年度473,556百万円」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について説明されているが、平成25年度が把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明

する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
本措置は、全ての医療機関が高額な医療機器を導入する際に対象となる制度であり、対象の偏りはないと考える。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
評価書に記載している適用件数及び適用額の過去の実績のとおり、平成23年度から25年度までの適用件数等に大きな変化はないため、26年度以降においても、25年度の推計値にて推移すると見込んでいる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
評価書に記載している減収額の過去の実績のとおり、平成23年度から25年度までの減収額に大きな変化はないため、26年度以降においても、25年度の推計値にて推移すると見込んでいる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
同様の政策目的に係る他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税8)(法人税:義、所得税:外)																																																															
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の 12%の特別償却が現行認められているが、この制度を平成 27 年度以降も2年間延長する。																																																															
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課																																																															
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月																																																															
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 54 年創設以降、償却率・取得価格の下限を見直しながら2年毎に延長。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和 54 年(創設)</td><td>25%</td><td>800 千円</td></tr> <tr><td>昭和 56 年</td><td>20%</td><td>1,100 千円</td></tr> <tr><td>昭和 58 年</td><td>18%</td><td>1,400 千円</td></tr> <tr><td>昭和 60 年</td><td>16%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>昭和 62 年</td><td>同上</td><td>1,600 千円</td></tr> <tr><td>平成元年</td><td>15%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成3年</td><td>同上</td><td>1,800 千円</td></tr> <tr><td>平成4年</td><td>同上</td><td>2,000 千円</td></tr> <tr><td>平成5年</td><td>同上</td><td>2,200 千円</td></tr> <tr><td>平成6年</td><td>14%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>12%</td><td>2,400 千円</td></tr> <tr><td>平成9年</td><td>14%</td><td>4,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 11 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 13 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 15 年</td><td>同上</td><td>5,000 千円</td></tr> <tr><td>平成 17 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 19 年</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 21 年 ※1</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 23 年 ※2</td><td>12%</td><td>同上 千円</td></tr> <tr><td>平成 25 年 ※3</td><td>同上</td><td>同上 千円</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 平成 21 年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は指定を受けてから2年以内のものに限定。 ※2 平成 23 年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。 ※3 平成 25 年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。</p>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和 54 年(創設)	25%	800 千円	昭和 56 年	20%	1,100 千円	昭和 58 年	18%	1,400 千円	昭和 60 年	16%	同上 千円	昭和 62 年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円	平成4年	同上	2,000 千円	平成5年	同上	2,200 千円	平成6年	14%	同上 千円	平成7年	12%	2,400 千円	平成9年	14%	4,000 千円	平成 11 年	同上	同上 千円	平成 13 年	同上	同上 千円	平成 15 年	同上	5,000 千円	平成 17 年	同上	同上 千円	平成 19 年	同上	同上 千円	平成 21 年 ※1	同上	同上 千円	平成 23 年 ※2	12%	同上 千円	平成 25 年 ※3	同上	同上 千円
年度	償却率	取得価格の下限																																																															
昭和 54 年(創設)	25%	800 千円																																																															
昭和 56 年	20%	1,100 千円																																																															
昭和 58 年	18%	1,400 千円																																																															
昭和 60 年	16%	同上 千円																																																															
昭和 62 年	同上	1,600 千円																																																															
平成元年	15%	同上 千円																																																															
平成3年	同上	1,800 千円																																																															
平成4年	同上	2,000 千円																																																															
平成5年	同上	2,200 千円																																																															
平成6年	14%	同上 千円																																																															
平成7年	12%	2,400 千円																																																															
平成9年	14%	4,000 千円																																																															
平成 11 年	同上	同上 千円																																																															
平成 13 年	同上	同上 千円																																																															
平成 15 年	同上	5,000 千円																																																															
平成 17 年	同上	同上 千円																																																															
平成 19 年	同上	同上 千円																																																															
平成 21 年 ※1	同上	同上 千円																																																															
平成 23 年 ※2	12%	同上 千円																																																															
平成 25 年 ※3	同上	同上 千円																																																															
6	適用又は延長期間	平成 27 年4月1日から平成 29 年3月 31 日まで																																																															
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、本特例措置を適用することにより、医学医術の進歩に応じた、高度又は先進的な機器の																																																															

		新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心で安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。																																																
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること																																																
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機器購入金額 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られることにより、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進され、地域において良質かつ適切な医療が提供される。																																																
8	有効性等	① 適用数等 適用件数及び特別償却額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">(法人税)</th> <th colspan="2">(所得税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>964件</td> <td>3817百万円</td> <td>380件</td> <td>1507百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1015件</td> <td>3604百万円</td> <td>419件</td> <td>1486百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>990件</td> <td>3711百万円</td> <td>387件</td> <td>1496百万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> *「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計(別紙参照) ② 減収額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">(法人税)</th> <th colspan="2">(所得税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>974百万円</td> <td>380百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>919百万円</td> <td>369百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>946百万円</td> <td>374百万円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> *「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計(別紙参照) ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22～24 年度) 医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器を新規取得、買い換えが促進されたことにより、病業の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。			(法人税)		(所得税)		平成23年度	964件	3817百万円	380件	1507百万円		平成24年度	1015件	3604百万円	419件	1486百万円		平成25年度	990件	3711百万円	387件	1496百万円				(法人税)		(所得税)		平成23年度	974百万円	380百万円				平成24年度	919百万円	369百万円				平成25年度	946百万円	374百万円			
		(法人税)		(所得税)																																														
平成23年度	964件	3817百万円	380件	1507百万円																																														
平成24年度	1015件	3604百万円	419件	1486百万円																																														
平成25年度	990件	3711百万円	387件	1496百万円																																														
		(法人税)		(所得税)																																														
平成23年度	974百万円	380百万円																																																
平成24年度	919百万円	369百万円																																																
平成25年度	946百万円	374百万円																																																

【別紙】

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22～24年度)</p> <p>租税特別措置の実績の把握が困難であるため、租税特別措置の対象となる高額医療機器の国内出荷額を記載</p> <p>平成22年度 475,648百万円 平成23年度 391,997百万円 平成24年度 473,556百万円</p> <p>*「薬事高生産動態統計」「医療機器産業実態調査」「商業統計」より推計</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>医学技術の進歩に応じて医療用機器が日々進歩している実情等を踏まえ、医療機関における高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが遅れ、良質かつ適切な医療の提供に支障が出る。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国民に良質かつ適切な医療を提供するためには、医学技術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。</p> <p>また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

高額な医療用機器の特別償却制度 適用実績、減収見込額推計

(単位:千円)

【平成23年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	17,917	5,712	102,341,904	89 8%	91,903,030	71 7%	3,817,131	25 5%	973,368
	診療所	1,984	36,859	73,128,256	38 5%	28,154,379				
	歯科	1,688	11,074	18,692,912	41 1%	7,682,787				
個人	病院	7,242	373	2,701,266	89 8%	2,425,737	28 3%	1,506,622	16 4%	247,086
	診療所	1,285	46,227	59,401,695	38 5%	22,869,653				
	歯科	1,077	56,481	60,830,037	41 1%	25,001,145			8 8%	132,583
合計		31,193	156,726	317,096,070		178,036,731	100 0%			1,353,037

【適用件数の推計】

適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	964	71 7%
所得税	28 3%	380

【別表1】平成23年所得

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率	
病院	17,900	1000～ 2000万円	16 4%
診療所	13,095	500～ 1000万円	8 8%
歯科	6,125	500～ 1000万円	8 8%

【平成24年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	15,917	5,709	90,870,153	89 8%	81,601,397	70 8%	3,603,918	25 5%	918,999
	診療所	1,975	37,706	74,469,350	38 5%	28,670,700				
	歯科	1,751	11,481	20,103,231	41 1%	8,262,428				
個人	病院	7,704	348	2,680,992	89 8%	2,407,531	29 2%	1,486,362	16 2%	240,791
	診療所	1,268	45,645	57,877,860	38 5%	22,282,976				
	歯科	1,048	56,378	59,084,144	41 1%	24,283,583			8 6%	127,827
合計		29,663	157,267	305,085,730		167,508,615	100 0%			1,287,617

【適用件数の推計】

適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	1,015	70 8%
所得税	29 2%	419

【別表2】平成24年所得

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率	
病院	18,325	1000～ 2000万円	16 2%
診療所	13,445	500～ 1000万円	8 6%
歯科	6,249	500～ 1000万円	8 6%

【平成25年度】

経営体	区分	減価償却費① (医療機器)	施設数②	③ (①×②)	500万円以上の 医療機器割合④	基準額 ⑤ (③×④)	⑥合計に 占める割合	特別償却額⑥	基準税率	減収見込額
医療法人	病院	16,917	5,722	96,799,074	89 8%	86,925,568	71 9%	3,710,525	25 5%	946,194
	診療所	1,980	38,544	76,317,120	38 5%	29,382,091				
	歯科	1,720	11,914	20,492,080	41 1%	8,422,245				
個人	病院	7,473	320	2,391,360	89 8%	2,147,441	28 1%	1,496,492	16 3%	243,928
	診療所	1,277	45,006	57,472,662	38 5%	22,126,975				
	歯科	1,063	56,170	59,708,710	41 1%	24,540,280			8 7%	130,195
合計		30,430	157,676	313,181,006		173,544,600	100 0%			1,320,307

*施設数は、平成25年10月1日現在のものを使用
*減価償却費、特別償却額は、平成23年度と平成24年度の平均値を使用

【適用件数の推計】適用件数は平成23、24年度の平均値

適用件数	⑥合計に 占める割合	推計件数
法人税	990	71 9%
所得税	28 1%	387

【別表3】平成23、24年所得の平均値

課税前所得	区分 (所得階級)	所得税負担率	
病院	18,113	1000～ 2000万円	16 3%
診療所	13,270	500～ 1000万円	8 7%
歯科	6,187	500～ 1000万円	8 7%

【出典】

- ・第19回医療経済実態調査結果(減価償却費(医療機器)、課税前所得)
- ・医療施設調査結果(施設数)
- ・医療機関等の設備投資に関する調査結果(500万円以上の医療機器割合)
- ・租税特別措置法の適用実態調査結果(特別償却額、適用件数)
- ・申告所得税本調査結果(区分(所得階級)、所得税負担率)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（医療安全に資する医療機器の国内販売台数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される設備数の所期の想定と比較して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「対象機器の普及率をもって目標としており、特別償却制度により、ヒューマンエラー防止に配慮した医療機器の導入、買い換えが促進され、対象機器の普及が進んだものと考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用者数の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用者数について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年度については、平成24年度と同様に普及率を算出したところ、人工呼吸器42.3%、シリンジポンプ70.7%であり、人工呼吸器については、普及効果が確認できなかった。これは普及率算出にあたり、導入が必要とされる対象機器数の増加によるものであり、販売台数については毎年増加していることから、それ相当の需要が見込まれ、今後も本制度を利用した医療機器の普及効果が期待できる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑨ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「対象機器の普及率をもって目標としており、特別償却制度により、ヒューマンエラー防止に配慮した医療機器の導入、買い換えが促進され、対象機器の普及が進んでおり、今後も進むものと考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用者数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用者数について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

医療の安全の確保は全て医療機関に求められるものであって、本制度は、ヒューマンエラーの防止に配慮した本制度の対象となる医療機器（以下「対象医療機器」という。）は、全ての医療機関に導入されることが望ましい。

しかしながら、医療機関によって、病床数、病床利用率、職員の配置状況、患者の重篤度等医療安全を取り巻く状況は様々で、その実態に照らして妥当ではないことから、平成24年度要望時においては、病床利用率が約8割であることから、対象医療機器が必要と料される台数の8割を普及することを目標としており、達成したのから順次租税特別措置の対象外としている。また、人工呼吸器及びシリンジポンプ8割を普及させることを、即達成するのは困難と見込まれ、平成22年度における本制度の延長要望の際、24年度の目標普及率をおおむね4～5割と定めており、同年度普及率が人工呼吸器58.4%、シリンジポンプ65.5%で、中間目標を達成し、普及効果を認めており、今後も相当の需要が見込まれ、今後も本制度を利用した医療機器の普及効果が期待できるため、本制度の延長が必要となる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成25年度税制改正要望により本租税特別措置の対象機器等に変更があったことから、租特透明化法に基づき把握される情報（適用実態調査等）を用いることは困難である。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

対象機器の普及率をもって目標としており、特別償却制度により、ヒューマンエラー防止に配慮した医療機器の導入、買い換えが促進され、対象機器の普及が進んだものと考えている。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

対象機器の普及率をもって目標としており、特別償却制度により、ヒューマンエラー防止に配慮した医療機器の導入、買い換えが促進され、対象機器の普及が進んでおり、今後も進むものと考えている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税9)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療用機器を取得した場合に、取得価格の16%の特別償却を認める特別措置について、その適用期限を2年間延長する要望を行うもの。 ○既存対象医療機器 人工呼吸器、シリンジポンプ (租税特別措置法第12条の2第1項第2号、第45条の2第1項第2号、第68条の29第1項第2号、厚生労働省告示第248号)
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課医療安全推進室 厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度税制改正要望により創設、平成17年度、平成19年度、平成21年度、平成23年度及び平成25年度に2年毎の適用期限の延長を行った。 ○平成15年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の創設」 対象機器等:人工呼吸器、輸液ポンプ、シリンジポンプ、生体情報モニタ、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台 ○平成17年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:新規追加医療機器等は、分娩監視装置、生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置(輸液ポンプを除外) ○平成19年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に伴う税制優遇措置の延長・拡充」 延長:2年間 拡充:未成立(輸液ポンプ) ○平成21年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間 ○平成23年度税制改正要望 「医療安全に資する医療機器等の導入に係る税制優遇措置の延長」 延長:2年間(対象機器等から、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、特殊寝台、生体情報モニタ連動ナースコール制御機を除外。) ○平成25年度税制改正要望

6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日				
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 《政策目的の根拠》 医療法(昭和23年法律第205号)において、「国並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下、「都道府県等」)は、医療の安全に関する情報の提供、研修の実施、意識の啓発その他の医療の安全の確保に関し必要な措置を講じるよう努める」とこととされており、平成18年の医療法改正により、全ての医療機関に医療安全管理体制が義務付けられたところ。				
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を推進すること 3-2 医療安全確保対策の推進を図ること				
8	有効性等	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療事故を防止し、もって安心かつ質の高い医療サービスの提供を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療安全に資する医療機器の国内販売台数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する医療機器の購入を促進することで、医療現場においてこれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できる。				
		① 適用数等 本制度の適用者を全数把握することは困難であるが、本制度の対象機器等を販売する販売会社及び「薬事工業動態調査(厚生労働省医政局総務課)」の国内販売額より推計した結果、平成26年度の適用見込みは以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>特別償却対象金額 (百万円)</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器</td> <td>5,493</td> </tr> <tr> <td>シリンジポンプ</td> <td>2,878</td> </tr> </table> ② 減収額 平成23年 537.8(百万円) 平成24年 306.7(百万円) 平成25年 188.9(百万円) 平成26年 142.3(百万円) 平成27年 117.6(百万円) 平成28年 102.8(百万円) ※ 算定根拠は別紙参照 なお、平成25年度税制改正要望により本租税特別措置の対象機器等に変更があったことから、租税透明化法に基づき把握される情報(適用実態調査等)を用いることは困難である。		特別償却対象金額 (百万円)	人工呼吸器	5,493
	特別償却対象金額 (百万円)					
人工呼吸器	5,493					
シリンジポンプ	2,878					

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療安全に資する機器等の購入を促進したことにより、医療現場においてこれらの機器が普及し、ヒューマンエラーを防止又は万一ヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい環境が整うことで、安心かつ質の高い医療サービスが提供できている。</p>
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>本制度の目標設定は、各対象医療機器における望ましい普及目標台数の80%を普及させることであるが、即達成するのは困難と見込まれ、平成22年度における本制度の延長要望の際、平成24年度の目標普及率を概ね4～5割と定めており、平成24年度普及率が、人工呼吸器58.4%、シリンジポンプ65.5%で、中間目標を達成し、普及効果を認めたところ。</p> <p>しかしながら、平成25年度については、平成24年度と同様に普及率を算出したところ、人工呼吸器42.3%、シリンジポンプ70.7%であり、人工呼吸器については、普及効果が確認できなかった。これは、普及率算出にあたり、導入が必要とされる対象機器数の増加によるものであり、販売台数については毎年増加していることから、それ相当の需要が見込まれ、今後も本制度を利用した医療機器の普及効果が期待できる。</p>

	税制優遇対象施設のH25年度普及実績		導入が必要とされる対象機器数(台) ^{注2)}
	対象施設でのH15～25年度販売台数実績 ^{注1)}	普及率(%)	
人工呼吸器	48,846	42.3%	115,343
シリンジポンプ	185,531	70.7%	262,267

注1)販売台数実績は対象機器販売会社の調査より推計
注2)導入が必要とされる対象機器数は医療施設動態調査及び患者調査より推計

<参考1> 対象医療機器の販売台数実績の推移

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
人工呼吸器	5,473	5,459	2,514	1,448	1,028
シリンジポンプ	20,611	22,745	17,872	18,020	19,026

<参考2> 導入が必要とされる対象機器数(台)

	H24年度
人工呼吸器	81,830
シリンジポンプ	254,139

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)

医療機関の経営等に悪影響が生じることから、医療安全に資する医療機器の購入が困難になり、医療安全の質が低下し、安心かつ質の高い医療サービスの提供が困難となる。

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>医療の安全の確保に関し必要な措置を講ずることは、医療法に明記された国及び地方公共団体の責務であり、医療の安全の確保は医療政策における最も必要な課題の一つである。本制度によって、医療機器等に起因した医療事故等を一定程度防止することが可能であることから、本制度によって医療機関等の医療安全に資する医療機器等の購入に係る経費負担を軽減することは効果的である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ヒューマンエラーの防止に配慮した医療機器は割高であり高価であるため、医療機関におけるそれらの導入を促進するためには、その経費負担を軽減することが効果的である。</p> <p>また、上記の政策目標を達成するには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に投資促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮しつつ所管省庁が交付決定を行う補助金ではなく、税制により措置することが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>平成16年より、(公財)日本医療機能評価機構においては、医療法施行規則により報告が義務づけられた医療機関等から医療事故情報等を収集・分析し、情報提供を行う医療事故情報収集等事業を実施しているところ。</p> <p>また、平成13年より、医療安全管理者等を対象とした、医療安全ワークショップを開催し、医療安全に関する先駆的な取組や他分野の安全対策について教授するとともに、事例を用いて安全対策に関する討議・検討を行っているところ。</p> <p>さらに、平成18年度診療報酬改定において、医療安全対策加算の措置がなされ、急性期医療の高度化・複雑化に対応できる医療安全管理対策が評価され、平成22年度診療報酬改定においては更なる評価がなされているところ。</p> <p>これら予算上の措置等は、医療従事者の教育や医療安全体制の強化を図り、安心して質の高い医療サービスの提供を目的としているが、本税制措置は、ヒューマンエラーが起きにくい又はヒューマンエラーが起きた場合にも事故につながりにくい安全対策がとられた医療機器等の導入を促進し、上記支援策だけでは防ぎ得ない医療現場において一定程度の割合で起こるヒューマンエラーの減少を目的としたものである。</p> <p>これらの医療の質の向上という観点を重視した医療安全確保対策を総合的に推進することで医療の安全の確保を図り、もって効率的で安心かつ質の高い医療サービスが提供できるといえる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		<p>平成13年5月、厚生労働省に設置された「医療安全対策検討会議」において、医療機器の構造や操作性がヒューマンエラーにつながる大きな原因の一つであることが指摘されており、平成17年6月には、安全な医療の提供と、患者、国民から信頼される医療の実現を目指していくため、早急に対応すべき課</p>

	<p>題と施策として、今後の医療安全対策について「医療の質と安全性の向上」が掲げられたところ。</p> <p>さらに、平成19年3月には、本会議における集中治療室(ICU)における安全管理指針検討作業部会において、「集中治療室における安全管理指針」が策定され、医療の安全を確保するため生体情報監視装置やシリンジポンプなどの医療安全に資する機器の整備について提言されたところ。</p>
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

【別紙】

医療安全に資する医療機器の導入による減税見込

1. 特別償却対象額等の推計

○ 特別償却対象額

対象機器等	人工呼吸器			シリンジポンプ			合計
	販売金額 (百万円)	対象機器 の割合 (%)	特別償却 対象金額 (百万円)	販売金額 (百万円)	対象機器 の割合 (%)	特別償却 対象金額 (百万円)	
平成23年度	20,130	100	20,130	2,217	100	2,217	22,347
24年度	12,625	100	12,625	2,200	100	2,200	14,825
25年度	8,469	100	8,469	2,638	100	2,638	11,107
26年度	5,493	100	5,493	2,878	100	2,878	8,370
27年度	3,623	100	3,623	3,291	100	3,291	6,914
28年度	2,370	100	2,370	3,676	100	3,676	6,046

(注) 1 人工呼吸器については、平成23年度及び24年度の販売金額は、薬事工業生産動態調査の「成人用人工呼吸器」、「小児用人工呼吸器」、「その他の人工呼吸器」及び「閉鎖循環式麻酔機」を対象と仮定して集計し、25年度以降の販売金額は、過去3年間の変化率の相乗平均を乗じて推計(計算時には平成22年のデータも使用している)。

2 シリンジポンプについては、23年度から25年度までの販売金額は、対象機器販売会社からの聞き取りによるものであり、26年度以降の販売金額は、過去3年間の変化率の相乗平均を乗じて推計

○ 公益法人換算率、医療法人換算率及び個人換算率

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
公益法人換算率	4.4%	4.4%	3.8%	3.3%	3.3%	3.3%
医療法人換算率	66.3%	66.6%	66.9%	67.2%	67.2%	67.2%
個人換算率	4.5%	4.2%	3.8%	3.6%	3.6%	3.6%

(注) 1 公益法人換算率、医療法人換算率および個人換算率は、平成25年4月末の医療施設動態調査による総施設数に対する割合。

2 27年度及び28年度は26年度のデータを使用。

○ 利益計上法人率

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
利益計上法人率	53.1%	53.1%	55.0%	55.4%	55.4%	55.4%

(注) 1 利益計上法人の割合は、平成23年の会社標本調査(国税庁)による。

2 27年度及び28年度は26年度のデータを使用。

2. 特別償却による減収見込額の推計

○ 減収見込額の計算式

特別償却による減収見込額は、下記①～③の合計となる。
① 公益法人における対象機器の取得総額(推計) × 特別償却割合 × 税率 × 利益計上法人率 = 特別償却対象金額 × 公益法人換算率(A) × 16% × 19% [※] × 利益計上法人率
② 医療法人における対象機器の取得総額(推計) × 特別償却割合 × 税率 × 利益計上法人率 = 特別償却対象金額 × 医療法人換算率(B) × 16% × 25.5% [※] × 利益計上法人率
③ 個人における対象機器の取得総額(推計) × 特別償却割合 × 税率 × 利益計上法人率 = 特別償却対象金額 × 個人換算率(C) × 16% × 40% [※] × 利益計上法人率 (※法人税率、所得税率、平成23年のみ改正前税率で計算)

○ 減収見込額の計算結果

(百万円)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
減収見込額	537.8	306.7	188.9	142.3	117.6	102.8

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（社会医療法人の認定取消件数及び社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、社会医療法人の認定制度における、認定要件や認定取消時の一括課税の見直しを行うものであり、補助金や規制などの他の政策手段によることなく、租税特別措置によるべき制度である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税10)(法人税:義) (地税法5)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	社会医療法人は、平成18年医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって、不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業の法人税及び救急医療等確保事業を行う病院・診療所の固定資産税等が非課税という税制措置が図られている。 このため、社会医療法人の認定にあたっては、役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること、定款又は寄付行為において、解散時の残余財産を国等に帰属する旨定めていること、救急医療等確保事業を実施していることなどが、その認定要件となっている。 しかしながら、救急医療等確保事業に関する実績要件については、周辺環境の変化等により要件を満たすことができなくなると認定を取り消されるため、社会医療法人の運営において不安定な要素となっている。 また、認定を取り消された場合、それまでの収益全額を取消年度の益金に算入されることにより、地域医療の中核を担っていた社会医療法人のその後の運営が困難となり、結果として、地域における医療の確保に支障をきたし、国民の生活に多大な影響を与える恐れがある。 そこで、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。」とされており、時代に合った認定要件への見直しを行うにあたり、現在、社会医療法人に適用されている非課税措置等について、その認定要件の見直しを行った場合においても引き続き適用する。 また、周辺環境の変化等により要件を満たすことができなくなり、認定を取り消された場合であっても、社会医療法人における公的な法人運営に関する要件(社会診療報酬に係る収入金額が全収入金額の8割を超えること、理事等に対する報酬について支給の基準を定めて公開していることなど)を引き続き満たすこと等を条件として、それまでの収益全額を取消年度の益金に算入する取扱いを免除する措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 社会医療法人が設置する医療機関は、地域医療の確保について重要な役割を担っていることから、地域の実情を踏まえた認定要件とすることにより、安易に認定取り消しされることなく、法人経営の安定を図り、地域住民に対して良質かつ適切な医療を継続的に提供していく。 《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。」とされている。

	② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域において必要不可欠な医療を担っている社会医療法人が設置する医療機関の経営の安定化を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 社会医療法人の認定取消件数及び社会医療法人であった医療法人の倒産件数、解散件数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により医療機関の経営破綻を防ぐことにより、地域住民に必要な不可欠な医療を継続して提供できる。
	8 有効性等	① 適用数等 — ② 減収額 — ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 — 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～) 認定取消によりこれまでの収益全額を益金算入されて課税されることで、社会医療法人が経営破綻に追い込まれ、地域で必要とされる医療の提供に支障をきたすおそれがある。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年4月～) 社会医療法人が経営する医療機関は、救急医療等確保事業など公益性の高い医療を担っており、その存続・発展を図ることは公益の増進に資する。 租税特別措置により、社会医療法人の設置する医療機関の経営基盤が安定化し、地域医療の確保が図られるものであり、多くの地域住民に効果が及ぶ。
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき	社会医療法人は、平成18年度医療法改正において、民間の高い活力を活かしながら、地域住民にとって不可欠な救急医療等確保事業を担う、公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、租税特別措置法による税制上の優遇措置により、社会医療法人の運営の安定化を図り、地域の医療提供

		妥当性等	体制を確保する必要がある。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	医療法人による医療施設の施設・設備の整備等に対する助成は行っているが、社会医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「社会医療法人の一層の普及を図るため、地域の実情を踏まえた認定要件とする。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）の設立数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税11)(法人税:義) (地方税6)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	「社会保障制度改革国民会議報告書」(平成25年8月6日)において、「医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要がある。」との指摘がされた。 それを踏まえて、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療・介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理(平成25年12月26日)の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)への多様な非営利法人の参画(自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む)、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。 また、日本再興戦略において、「医療法人の分割:会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。 このため、「医療法人の事業展開等に関する検討会」において、非営利ホールディングカンパニー型医療法人制度(仮称)及びその他の事業再編(医療法人の分割等)に関する制度見直しについて検討を進め、法改正について検討するとともに必要な税制措置を講じていく。
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率のかつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するためには、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)等を踏まえて、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていくことが必要である。

		《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療・介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理(平成25年12月26日)の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)への多様な非営利法人の参画(自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む)、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。 また、日本再興戦略において、「医療法人の分割:会社法の会社分割と同様のスキームを医療法人について認める。」ことについて、「年内に検討し、その結果に基づいて、制度的措置を速やかに講ずる。」とされた。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標) 1 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 複数の医療法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)を創設することにより、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていく。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)の設立数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により、非営利ホールディングカンパニー型法人の設立が促進され、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていく。
8	有効性等	① 適用数等 — ② 減収額 — ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 — 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 —

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～)</p> <p>地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携が強化できず、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築が進まなくなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年4月～)</p> <p>地域の医療機関等が、競争よりも協調を進めることによって、医療機能の分化・連携などを進め、共同購入や人材交流などによる事業の効率化を図りながら、連携して医療提供体制の構築等を行っていきけるようになるための仕組みを地域の選択肢として設けるためには、非営利ホールディングカンパニー型法人制度を創設し、その促進を図る観点から租税特別措置等が必要である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	非営利ホールディングカンパニー型法人制度は、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進めていくものであり、規制の一定程度の緩和や政策融資等と併せて非営利ホールディングカンパニー型法人制度の促進を図り、法人運営を支援する観点から必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	規制の一定程度の緩和や政策融資等を検討していく。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、「地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療・介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)』を創設する。その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理(平成25年12月26日)の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人(仮称)への多様な非営利法人の参画(自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む)、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。」とされた。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置（研究開発税制総額型）の対象の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（オーファンドラッグ等の製造販売承認数を増加させる）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（オーファンドラッグ等の製造販売承認数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される事業者数の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「租税特別措置等により難病等のように患者数が少ない疾病を対象としたオーファンドラッグ等の研究開発を通じて、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現することが可能である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「オーファンドラッグ等の製造販売承認数の実績 平成23年度:19品目、平成24年度:13品目、平成25年度:7品目」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
オーファンドラッグ等の試験研究費は特別試験研究費の一部であり、正確な実数を示すことは困難である。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
オーファンドラッグ等の試験研究費は特別試験研究費の一部であり、正確な実数を示すことは困難である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置(研究開発税制総額型)の対象の拡充(国税12)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>薬事法第二条第十五項に規定する希少疾病医薬品又は希少疾病用医療機器(以下「オーファンドラッグ等」という。)に関する試験研究費に係る費用については、平成18年度税制改正により、研究開発税制における「特別試験研究費」の一部に計上されており、法人税額の12%を控除されることとなっている。</p> <p>今般、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)が成立したことを踏まえ、オーファンドラッグ等の指定範囲の拡大を検討しており、本特別措置の適用対象もそれに付随して拡大する。</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成18年度 特別共同試験研究費(研究開発税制総額型)の範囲に、希少疾病医薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究費を加える。
6	適用又は延長期間	期限なし。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 希少疾病の治療に必要とされる医薬品及び医療機器の研究開発の支援を通じて、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「オーファンドラッグ等」とは、薬事法第七十七条の二及び同法施行規則第二百五十一条の規定により、対象となる患者が国内で5万人に満たない疾病の治療に必要とされる医薬品及び医療機器のことを指すが、これらは対象患者数が少ないことから、市場性、採算性が低いこと等の問題があるため、製薬企業等が積極的に研究開発を行うことが厳しい状況にある。</p> <p>しかし、希少疾病の治療に必要とされる医薬品及び医療機器ができるだけ早く医療の現場に提供されるよう、その研究開発を支援することは、国民の保健医療水準をより一層向上させるために必要不可欠である。</p> <p>このため、製薬企業等に対して、独立行政法人医薬基盤研究所による助成金交付等の支援策を講ずるとともに、薬事法第七十七条の二の三において、「租税特別措置法で定めるところにより、オーファンドラッグ等の試験研究を促進するため必要な措置を講ずるものとする。」と規定されており、税制上も他の試験研究費に上乘せして優遇措置を講ずる必要がある。</p>

	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標1 安心・信頼にかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標8-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p>																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 オーファンドラッグ等の製造販売承認数を増加させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 オーファンドラッグ等の製造販売承認数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等によりオーファンドラッグ等の研究開発を促進させ、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現する。</p>																								
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○利用実績 平成23年度:4品目、2社 平成24年度:8品目、4社 平成25年度:9品目、3社</p> <p>○将来推計 オーファンドラッグ等の指定基準の拡大範囲について検討中のため、現時点では困難であるが、少なくとも増加する見込みである。</p>																								
	② 減収額	<p>○減収額実績 平成23年度:2,652万 平成24年度:5,268万 平成25年度:7,704万 ＜各年度における医薬基盤研究所が認定した希少疾病医薬品等の試験研究費及び品目数(社数)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定実績</th> <th colspan="2">医薬品</th> <th colspan="2">医療機器</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>2.21億円</td> <td>4品目(2社)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2.21億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>4.08億円</td> <td>7品目(3社)</td> <td>0.31億円</td> <td>1品目(1社)</td> <td>4.39億円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>6.42億円</td> <td>9品目(3社)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>6.42億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 医薬基盤研究所における希少疾病用医薬品等開発振興事業より抜粋。</p> <p>上記記載の実質的な試験研究費は、(試験研究費-助成額)を示す。 ただし、平成24年度以降は、患者数がより少ない(1000人未満)ウルトラオーファン品目に対し、助成対象経費の原則50%になるよう助成金を算出した上で、ウルトラオーファン以外の品目について、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器の開発支援事業の予算の範囲内で、各企業、助成率が同程度になるように分配している。</p> <p>特別試験研究費における控除率は12%であることから、各年度における控除額は ・平成23年度 2.21億円×0.12=2652万円</p>	認定実績	医薬品		医療機器		合計	平成23年度	2.21億円	4品目(2社)	0	0	2.21億円	平成24年度	4.08億円	7品目(3社)	0.31億円	1品目(1社)	4.39億円	平成25年度	6.42億円	9品目(3社)	0	0	6.42億円
認定実績	医薬品		医療機器		合計																					
平成23年度	2.21億円	4品目(2社)	0	0	2.21億円																					
平成24年度	4.08億円	7品目(3社)	0.31億円	1品目(1社)	4.39億円																					
平成25年度	6.42億円	9品目(3社)	0	0	6.42億円																					

		<p>・平成 24 年度 4.39 億円×0.12=5268 万円</p> <p>・平成 25 年度 6.42 億円×0.12=7704 万円 となる。</p> <p>○将来推計 オーファンドラッグ等の指定基準の拡大範囲について検討中のため、現時点では推計困難であるが、少なくとも増加する見込みである。</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) オーファンドラッグ等は平成 23 年度には 4 品目、平成 24 年度には 8 品目、平成 25 年度には 9 品目と承認されており、難病等のように患者数が少ない疾病を対象としたオーファンドラッグ等の研究開発を通じて、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 23 年度～平成 25 年度) ○オーファンドラッグ等の製造販売承認数の実績 平成 23 年度:19 品目 平成 24 年度:13 品目 平成 25 年度: 7 品目</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 難病等のように患者数が少ない疾病を対象とするオーファンドラッグ等については、医療上の必要性が高いにもかかわらず、治験の困難さや市場規模の小ささ等により十分に研究開発が進まない現状がある。租税特別措置等が拡充されなかった場合、更なる研究開発の停滞につながりかねない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 難病等のように患者数が少ない疾病を対象とするオーファンドラッグ等については、医療上の必要性が高いにもかかわらず、治験の困難さや市場規模の小ささ等により十分に研究開発が進まない現状がある。 しかし、租税特別措置等により難病等のように患者数が少ない疾病を対象としたオーファンドラッグ等の研究開発を通じて、国民の保健医療水準のより一層の向上と危機管理体制の強化を実現することが可能である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発投資の大部分を企業が負担している(98.2%)</p> <p>③政府による企業等への直接支援は少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要である。特に、希少疾病に対する医薬品の開発・承認の増加を促すには、オーファンドラッグ等の試験研究費に係る特別措置の対象の拡充をすることが必要かつ効果的である。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の施策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相応性	-
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設の増加を通じ、個々の事業者の経営基盤の強化を図る）がまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がされず、また、租税特別措置等を継続する理由が示されていないため、当該原因を分析することにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（租税特別措置適用設備数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本租税措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。

る。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況について、「本租税措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた」と説明されているが、効果が把握されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化（税収の増大）に寄与」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「複数の組合において、人材の能力活用や生産性・効率性の向上に向けた取組が進んでおり、これらに対して本措置を適用することで、事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化を後押しする」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）は、第1条の中で、「衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進する」ことが明記されており、これを踏まえて、同法第3条に基づき、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、生活衛生同業組合を組織している。
また、同法第56条の2に基づき、厚生労働大臣は、業種を指定して営業の振興に必要な事項に関する指針を定めることができ、当該指針に基づいて、同法第56条の3により、生活衛生同業組合等は、組合員たる営業者が営業の振興を図るために必要な事業に関する計画を立てることができる。これらの認定された計画に係る共同施設について、同法56条の5において特別償却に関する規定が定められているところであり、これら共同施設は、生活衛生関係営業者が、衛生施設の改善向上を図る上で、必要不可欠なものとなっている。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
前回要望時の達成目標は、「生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る」であるが、営業者の経営基盤の強化を図るためには、一つの指標として、生活衛生関係営業の業況D Iがプラスに転じることが必要であると考えられる。現在の生活衛生関係営業の業況判断D Iは低調（▲29.1＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1－3月期）となっており、依然として経営状況は厳しいため、引き続き本特別措置を適用する必要性があると考えられる。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第186回提出）では、平成23年度に1件、24年度は0件とされている。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
ここ数年は、経済情勢の悪化の影響を受け、利用件数が少なくなっているが、経済情勢の回復を受けて、今後は、件数が増えるものと見込まれる。また、振興計画に係る共同利用施設にのみ適用される特別償却制度であることから、想定外に特定の者に偏ることはないと考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本税制は、対象となる組合等が共同利用施設を設置する場合に広く適用することを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長(国税21)(法人税)
2	要望の内容	生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、適用期限を平成28年度末までの2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成24年度)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日まで (平成27年度～平成28年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。 生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。 本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。 《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況 DI がプラスに転じる必要がある。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数

8	有効性等	① 適用数等 (対象施設数)(特別償却対象設備取得額)(特別償却実施額)	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 生活衛生関係営業(全産業545万事業所のうち20.2%、全従業者5,584万人のうち12.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生充実等を強力に推進する必要がある。 現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調(▲29.1=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期)で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。 このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資(共同利用施設取得)を誘因する必要がある。</p>																
		② 減収額 (減収額)	<table border="1"> <tr> <td>22年度</td> <td>2</td> <td>9.4百万円</td> <td>0.8百万円</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2</td> <td>170.0百万円</td> <td>10.2百万円</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>2</td> <td>81.3百万円</td> <td>6.5百万円</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>1</td> <td>0.7百万円</td> <td>0.1百万円</td> </tr> </table> <p>中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断DIがマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にある。</p>	22年度	2	9.4百万円	0.8百万円	23年度	2	170.0百万円	10.2百万円	24年度	2	81.3百万円	6.5百万円	25年度	1	0.7百万円	0.1百万円
		22年度	2	9.4百万円	0.8百万円														
23年度	2	170.0百万円	10.2百万円																
24年度	2	81.3百万円	6.5百万円																
25年度	1	0.7百万円	0.1百万円																
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 資材価格高騰、消費者の節約志向等の低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。 しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的とした「すし共同研修棟」が建設されたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設の建設やクリーニング共同工場が建設されるなど、人材の</p>																		

		<p>能力活用や生産性・効率性の向上に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現を図っていく。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(創設時～平成29年3月) 本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた。 また、後継者育成の観点から若手すし食肉の人材育成を目的とした「すし共同研修棟」が建設されたり、美容業の複数の組合において共同美容研修施設の建設やクリーニング共同工場が建設されるなど、人材の能力活用や生産性・効率性の向上に向けた取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化を後押しする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の強化に資する設備投資(共同利用施設の取得)が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化や国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルなどを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸念があるほか、少子高齢化、子育て・共働き世帯の増による社会的孤立の懸念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・社会的に必要なニーズに則することができなくなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:創設時～平成29年3月) 本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた営業者の経営基盤の強化(税込の増大)に寄与。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>生活衛生関係営業(全産業545万事業所のうち20.2%、全従業者5,584万人のうち12.2%)は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策として事業の持続的発展を図るという視点は特に重要である。</p> <p>共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の</p>

		<p>環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域のセーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性はある。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書(平成24年7月とりまとめ公表)』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成25年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成24年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成24年7月19日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（男性の育児休業取得率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される認定企業数の所期の想定と比較して説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の適用数等について租特透明化法等に基づき把握される情報を用いている場合、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて同情報（上位10社の適用額合計の割合等）を用いて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「…現状においては、くるみ認定企業数は順調に増加し、くるみ税制による効果が得られていることがうかがわれるものの、男性の育児休業取得率はいまだ低水準であること、所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上があまり進んでいないこと、出産を機に離職する女性が依然として多いことといった課題が指摘されていることから、本税制の延長・拡充を図ることが必要である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「…平成23年度の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置（以下「くるみ税制」という。）創設以降、男性の育児休業取得率は上昇し、平成24年度に落ち込んだものの、平成25年度には、再び上昇している。一方で、くるみ認定企業数は、順調に増加している。このことから、くるみ税制による効果が得られていることがうかがわれる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「女性の活躍が推進されることは、「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）で「とりわけ我が国最

大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計（平成27年度から29年度まで）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「…くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定を取得する経済的なインセンティブとしてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長することで、積極的に取り組む企業が増え、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、他の両立支援策とあいまって、社会全体として企業における取組が進展することで、政策目標が達成されることが期待されるものである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成25年に実施した本措置に係る政策評価において、26年度までに「くるみん」取得企業数を2,000社とするとしている。同数値は、平成26年7月末時点で1,932社となっており、「くるみん」取得企業数は、順調に増加していることから、今年度中には目標を達成する見込みである。

しかし、依然として、①男性の育児の育児休業取得率はいまだ低水準であること、②所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上が余り進んでいないこと、③出産を機に離職する女性が多いことから、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境整備など、事業主の自立的な取組を一層推進するため、くるみん認定及びプラチナくるみん（仮称）認定を取得する経済的なインセンティブとなるくるみん税制を拡充・延長し、引き続き「くるみん」取得企業数を拡大する必要がある。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>欄への補足説明）

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、2020年までの数値目標として「第1子出産前後の女性の継続就業率55%、男性の育児休業取得率13%」が定められていること、本租税特別措置は、当該数値目標を実現するための重要な手段であることから、当該数値目標を、達成目標として設定したところである。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

≪平成25年度の適用件数（推計）≫

平成25年度適用数（推計）：43件

次世代法認定企業数の増加率の平均：123%

545 （平成25年度実績） \div 447 （平成24年度実績） $\times 100 = 121.92 \approx 122\%$

447 （平成24年度実績） \div 363 （平成23年度実績） $\times 100 = 123.14 \approx 123\%$

$(122+123) \div 2 = 122.5 \approx 123\%$

35 （平成24年度実績） $\times 123\% = 43.05 \approx$ 43

≪平成25年度の適用額（推計）≫

平成25年度割増償却の適用額（推計）：9,073,086（千円）

平成25年度適用数（推計）：43件

$43 \times 211,002$ （千円）※ = 9,073,086（千円）

（注）平成24年度の適用額（総額）を適用件数で割り戻して算出

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

≪適用件数の将来推計≫

○くるみん

平成27年度 適用見込み件数：178件

平成28年度 適用見込み件数：267件

平成 29 年度 適用見込み件数：400 件

平成 27～29 年度の適用見込み件数：178+267+400 = 845 ≒ 850 件

(注) くるみん税制の周知強化により認定企業数の前年度比が上昇 (150% (※平成 25 年度は前年度比 123%増)) し、利用率も上昇する (10.0% (※平成 24 年度実績 7.83%)) と仮定し、また対象資産の拡大による適用数の増加も考慮し、推計。

○プラチナくるみん (仮称)

平成 27 年度 適用見込み件数：7 件

平成 28 年度 適用見込み件数：9 件

平成 29 年度 適用見込み件数：11 件

平成 27～29 年度の適用見込み件数：7+9+11 = 27 ≒ 30 件

(注) くるみん認定の実績を考慮し、平成 27 年度におけるプラチナくるみん (仮称) 認定取得企業数は 150 社、その後の増加率を 123%、税制優遇制度の利用率を 4.96% (くるみん税制創設時のくるみん税制適用割合) と仮定し、推計。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

平成 25 年度減収額 (推計)：2,313,637 (千円)

(算出根拠)

割増償却の適用額 平成 25 年度 (推計)：9,073,086 (千円)

法人税率 平成 25 年度 25.5%

(減収額計算式)

$9,073,086 \times 25.5\% = 2,313,636.93 \approx \underline{2,313,637 (千円)}$

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測 (評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明)

「日本再興戦略」改訂 2014 に掲げられた数値目標に基づき達成目標を設定している。ただし、当該指標については、経済状況など外部要因も想定されるため、定性的な記述にとどまるが、評価書中「8 有効性等③効果・達成目標の実現状況」において記述したとおり、くるみん認定及びプラチナくるみん (仮称) 認定を取得する経済的なインセンティブとしてくるみん税制は有効であり、これを拡充・延長することで、積極的に取り組む企業が増え、男女ともに仕事と子育てが両立できるような雇用環境の整備に向けた機運が醸成され、他の両立支援策とあいまって、社会全体として企業における取組が進展することで、政策目標が達成されることが期待されるものである。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

「日本再興戦略」改訂 2014 に掲げられた数値目標に基づき達成目標を設定している。ただし、当該指標については、経済状況など外部要因も想定されるため、定性的な記述にとどまるが、評価書中「8 有効性等③効果・達成目標の実現状況」において記述したとおり、本税制優遇措置により政策目標が達成され、女性の活躍が推進されることは、「日本再興戦略」改訂 2014 で「とりわけ我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである。

⑭ 他の政策手段との役割分担 (評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

両立支援等助成金は、所内保育施設や短時間勤務制度といった特定の施設や制度に注目したものと及び中小企業を対象にしているもので構成されているが、本租税特別措置は、特定の施設や制度の整備を促進するものではなく、また大企業・中小企業を問わず適用されるものであり、企業の実情に応じた両立支援のための自主的な取組を促進させるために必要な措置である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充 (国税24)(法人税:義)、(所得税:外)
2	要望の内容	企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。また、企業がさらなる両立支援にかかる取組を行い、プラチナくるみん(仮称)認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。 ※くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得するためには、男性の育児休業に係る基準を満たさなければならず、プラチナくるみん(仮称)認定においては、女性の継続就業率向上のための基準を設けることとしている。
3	担当部局	雇用均等・児童家庭局 職業家庭両立課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度創設 平成26年度適用期限延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 少子化の背景には、就労と出産・子育てに関する希望と現実が乖離し、仕事と子育ての二者択一を迫られるような状況が存在している。また、育児休業取得率に関し、女性は83.0%であるのに対し、男性は2.03%にとどまっている。こうした現状において、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境の改善・充実を通じ、国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会経済環境を整備するため、本租税特別措置を講じるものである。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—(平成26年6月24日閣議決定) 第Ⅱ 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 2-2.女性の活躍推進／若者・高齢者等の活躍推進／外国人材の活用 (3)新たに講ずべき具体的施策 i)女性の活躍推進 ⑥女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築 「改正次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定等を受ける事業主に対するインセンティブ付与の検討、男性の育児参画促進等、仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業主への支援などを拡充する」 ・「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に対する附帯決議」参議院厚生労働委員会(平成26年4月15日) 「次世代育成支援対策に関する計画に定めた目標を達成したこと等の基準</p>

		を満たした一般事業主に付与される認定マーク(くるみんマーク)の認知度が低いことに鑑み、現行の認定マーク及び特例認定制度に基づく新たな認定マークについて周知徹底を図り、あわせて、一般事業主の更なる取組を促進するため、有効な措置を講ずること」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標VI-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること 施策中目標VI-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・第1子出産後の女性の継続就業率 55%(2020年) ・男性の育児休業取得率 13%(2020年) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・第1子出産後の女性の継続就業率:国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 ・男性の育児休業取得率:厚生労働省「雇用均等基本調査」 ※当該指標については、経済状況など外部要因が影響するため、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得企業数の動向なども考慮する必要がある。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により、くるみん認定、プラチナくるみん(仮称)認定の取得促進を図り、認定取得企業を増加させることは、第1子出産後の女性の継続就業率及び男性の育児休業取得率を向上させ、ひいては社会全体の両立支援を促進することに寄与することとなる。
8	有効性等	① 適用数等 割増償却の適用件数 平成23年度:18件(連結法人含む) 平成24年度:35件(連結法人含む) 資料出所:財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」 平成25年度:43件(連結法人含む) 平成26年度:52件(連結法人含む) *平成25年度認定企業数は、545社(前年度比123%)。平成26年度も前年度比は平成25年度並み、認定企業数のうち、7.83%が税制優遇措置を利用(平成24年度の実績より)していることから、平成25、26年度は平成24年度並みの利用率と仮定し、推計 平成27~29年度 850社(くるみん)(連結法人含む。) ※平成27年度以降は、くるみん税制の周知強化により認定企業数の前年度比も上昇(150%)し、利用率も上昇する(10.0%)と仮定し、また対象資産の拡大による適用数の増加も考慮し、推計 30社(プラチナくるみん(仮称)) ※くるみん認定の実績を考慮し、平成27年度におけるプラチナくるみん(仮称)認定取得企業数は150社、その後の増加率を123%、税制優遇制度の利用率を4.96%(くるみん税制創設時のくるみん税制適用割合)と

		仮定し、推計
②	減収額	<p>割増償却の適用額 平成23年度：2,253,877千円 平成24年度：7,385,081千円 資料出所：財務省「租税特別措置の適用実態の結果に関する報告書」 平成23年度減収額：6億7,616万3,100円 (算出根拠) 割増償却の適用額 平成23年度：22億5,387万7,000円 法人税率 平成23年度：30% (減収額計算式) $2,253,877,000 \times 0.3 = 676,163,100$ 平成24年度減収額：18億8,319万5,655円 (算出根拠) 割増償却の適用額 平成24年度：73億8,508万1,000円 法人税率 平成24年度：25.5% (減収額計算式) $7,385,081,000 \times 0.255 = 1,883,195,655$</p> <p>減収額の推計は、本租税特別措置の具体的内容を現在精査中のため困難</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日) 仕事と家庭の両立支援を促進するためには、育児等の取得によるマンパワー不足を補うため、企業全体で業務効率化・生産性の向上を図り、労働環境が改善・向上されることが必要である。これに資する減価償却資産は企業によって様々であるが、保育所を含む建物、機械及び装置並びに車両及び運搬具については、業務効率化・生産性向上のための設備投資資産の中でもその割合が高くニーズがあると考えられるものである。 これらの資産を取得した場合に、割増償却を可能とすることにより、くるみん及びプラチナくるみん(仮称)の取得を促し、企業における仕事と家庭の両立支援を促進する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日) 男性の育児休業取得率は、 平成22年度：1.38% 平成23年度：2.63% 平成24年度：1.89% 平成25年度：2.03% となっており、平成23年度の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置(以下「くるみん税制」という。)創設以降、男性の育児休業取得率は上昇し、平成24年度に落ち込んだものの、平成25年度には、再び上昇している。 一方で、くるみん認定企業数は、順調に増加している。このことから、くるみん税制による効果が得られていることがうかがわれる。 なお、女性の継続就業率については、データ出典である出生動向基本調査は、5年周期に実施のため、租税特別措置導入後の数値の動向は把握されていない。</p>

		<p>《参考：くるみん認定企業数》 平成21年6月末 717社 平成22年6月末 920社 平成23年6月末 1,095社 平成24年6月末 1,275社 平成25年6月末 1,588社 平成26年6月末 1,904社</p> <p>しかしながら、 ① 男性の育児休業取得率はいまだ低水準であること ② 所定外労働の削減や年次有給休暇取得率の向上があまり進んでいないこと ③ 出産を機に離職する女性が依然として多いこと といった課題が指摘されている。このため男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境整備など、事業主の自立的な取組を一層推進し、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得する経済的なインセンティブとなるくるみん税制は有効であり、拡充・延長する必要がある。 なお、仕事と家庭の両立のためには、業務効率化や生産性の向上を図り、労働環境が改善・向上されることが必要であり、これらに資する減価償却資産の割増償却を可能にすることは、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を受けた企業の労働環境の改善を支援することとなる。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成23年4月1日～平成30年3月31日) くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定を取得するインセンティブが失われ、くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得が進まず、女性の活躍促進や仕事と家庭の両立支援に係る企業の取組が停滞し、労働力不足が深刻化することにより、日本の経済成長の足かせとなる。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日) 本税制優遇措置によりくるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定の取得を促進することで、男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備など、事業主の自立的な取組をより一層推進し、働き続けながら子育てしやすい環境が整備され、女性の継続就業が増加する。 女性の活躍が推進されることは、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日)で「とりわけ我が国最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるものである」等と提言されているとおり、日本経済の活性化に寄与し、租税減収額を上回る経済効果につながるものである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 次世代法に基づく認定(くるみん認定及びプラチナくるみん(仮称)認定)は、特定の取組の促進を目的としたものではなく、企業の実情に応じた両立支援の取組を促進させるものであり(例えば、一般事業主行動計画に盛り込まれた両立支援に係る取組の達成、育児休業の取組、所定外労働の制限に関する</p>

		<p>制度の整備など)、その取組内容は次世代法によって強制的に決められるものではない。このため、特定の事業を促進させる補助金や規制ではなく、税制上の優遇措置によって、自主的な取組を促進させることが有効である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 8 月 (平成 26 年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、個人住民税、個人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（企業年金等の加入者数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
当該政策目的の根拠については、下記のとおり法令等において明記されている。

<確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第1条>

この法律は、少子高齢化の進展、高齢期の生活の多様化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定拠出年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

<確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第1条>

この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

<「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）（抄）>

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

5. 立地競争力の更なる強化

5-2 金融・資本市場の活性化、公的・準公的資金の運用等

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 金融・資本市場の活性化

③豊富な家計資産が成長マネーに向かう循環の確立

・確定拠出年金の一層の普及等を図るため、国民の自助努力促進の観点から確定拠出年金制度全体の運用資産選択の改善、ライフスタイルの柔軟性への対応等（マッチング拠出における事業主拠出額以下との制限の取扱いや中小企業への確定拠出年金制度の普及等）について、3階部分も含めた公的年金制度全体の見直しとあわせて検討を行う。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

企業年金制度等の枠組みにおいて、本租税特別措置等のほかに、補助金等による支援措置は採っていない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 (国税25 法人税:義、所得税:外) (地方税21 法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外、個人事業税:外)
2	要望の内容	確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略 改訂2014」においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。
3	担当部局	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置を要望
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 上乗せ年金の制度改善を図り、多様な制度設計が可能な仕組みとするとともに、企業年金等の普及・拡大を図り、公的年金と上乗せ年金を組み合わせ、老後の所得確保を支援すること。</p> <p>《政策目的の根拠》 先般の法改正により長らく我が国の企業年金制度の柱であった厚生年金基金制度については縮小・廃止方向に向かうことなどにより、中小企業を中心として企業が企業年金を実施・継続するための制度改善の要望が多く寄せられている。 また、若年層や女性を中心に、ライフコースの多様化に伴い、働き方も長期間一つの職場で継続して就労する形態に加え、職場を変えて継続して就労する形態、ある時期は就労・ある時期は家庭(在宅)など、複線化・多様化が顕著になっている。他方で、現在の上乗せ年金制度は、職場や働き方ごとに縦割りとなっており、職場や働き方に応じて加入できる制度や給付・掛金・加入限度額が変動するなど自助努力による老後の所得確保策として改善すべき点がある。 加えて、公的年金の給付水準の調整が予定されている中で企業年金等の役割は高まる傾向にあり、諸外国においても、公的年金と私的年金の組み合わせによって老後の所得確保を図る方向で制度設計を行う流れとなっている。こうしたことから、企業年金制度等について、各制度の普及・拡大を促進するとともに、国民の老後の所得保障策を充実させるため、全般的な見直しをする必要がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付	IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること 1-3 企業年金等の健全な育成を図ること

		け	1-4 企業年金等の適正な運営を図ること	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 企業年金等の加入者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 企業年金等が普及・拡大することにより、国民の老後の所得保障の充実が促進され、老後における生活の安定が図られる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	—	
		② 減収額	—	
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p> <p>—</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>企業年金制度等は税制上の措置を講ずることで、国として国民の老後の所得確保を支援することを基本としている。企業年金制度等は、本来私的に任意で行うものについて、受給権の保護等を定めた確定給付企業年金法等の法に基づく形式に沿って実施する場合にのみ税優遇を与える制度である。したがって、税優遇等の一定の支援措置がない場合には企業年金制度等を実施するインセンティブは著しく減少することが想定されるものであり、法改正等の手法を用いた制度改正による健全な育成に加えて、税制上の支援措置は必須</p>	

			<p>の支援策である。なお、諸外国における企業年金制度への支援策においても、税制上の措置によるものが圧倒的に多い。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>法律において、企業年金制度等の運営に係る受託者の責任について規定しているほか、確定給付企業年金制度においては積立金の確保や受給権の保護に係る義務付け等を、確定拠出年金制度においては事業主等による投資教育の実施や商品提供に係る義務付け等を、それぞれ行っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>住民の老後の所得保障の充実による老後における生活の安定は地方公共団体においても重要であり、地方公共団体においても協力することが相当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税 27)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションへの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みを検討する。</p> <p>－総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の 30%)の恒久化を図る。</p> <p>－オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <p>・控除率の大幅引き上げ(5 倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の 10%)</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を追加)</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>・増加型:昭和 42 年度創設</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設</p> <p>・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成 5 年度創設</p> <p>・総額型:平成 15 年度創設</p> <p>・高水準型:平成 20 年度創設</p> <p>・平成 25 年度税制改正にて、総額型の控除上限を 20%から 30%に引上げ(2 年間の時限措置)</p> <p>・平成 26 年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を 3 年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○総額型の控除上限の引き上げ措置の恒久化</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除)の拡充(恒久措置)</p> <p>・控除率の大幅引き上げ(5 倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の 10%)</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成 24 年度:17.3 兆円)の約 7 割(同:12.2 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成 28 年度までに対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す。数値水準としては、対 GDP 比 3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p>

		<p>特に、高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業は、資源の乏しい我が国にとって経済成長を担う重要な産業であり、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品等を国民に迅速に提供することが期待されている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比 4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼にかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 8-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比 4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第 4 期科学技術基本計画(平成 23~27 年度)(平成 23 年 8 月閣議決</p>

			<p>定) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略 2014(平成 26 年 5 月 23 日閣議決定) 第 3 章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ① 新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比 3% 以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定 2014)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対 GDP 比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75% の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績(うち中小企業分(資本金 1 億円以下)) ① 減収額実績(うち、税法上の中小企業分) <総額型> 平成 22 年度 3,337 億円(16 億円) 平成 23 年度 2,848 億円(45 億円) 平成 24 年度 3,017 億円(42 億円)</p>

			<p>平成 25 年度 4,618 億円(48 億円)(見込み) 平成 26 年度 4,618 億円(48 億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 22 年度 165 億円(164 億円) 平成 23 年度 224 億円(222 億円) 平成 24 年度 212 億円(209 億円) 平成 25 年度 278 億円(275 億円)(見込み) 平成 26 年度 278 億円(275 億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 22 年度 0.6 億円(0 億円) 平成 23 年度 0.4 億円(0.1 億円) 平成 24 年度 0.6 億円(0 億円) 平成 25 年度 0.6 億円(0 億円)(見込み) 平成 26 年度 0.6 億円(0 億円)(見込み)</p> <p>② 適用事業者(法人)数 <総額型> 平成 22 年度 2,611 社(504 社) 平成 23 年度 2,793 社(705 社) 平成 24 年度 3,297 社(842 社) 平成 25 年度 3,636 社(972 社)(見込み) 平成 26 年度 3,636 社(972 社)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成 22 年度 4,029 社(4,026 社) 平成 23 年度 4,603 社(4,585 社) 平成 24 年度 4,706 社(4,686 社) 平成 25 年度 5,430 社(5,412 社)(見込み) 平成 26 年度 5,430 社(5,412 社)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成 22 年度 91 社(28 社) 平成 23 年度 91 社(27 社) 平成 24 年度 100 社(32 社) 平成 25 年度 100 社(32 社)(見込み) 平成 26 年度 100 社(32 社)(見込み)</p> <p>※平成 22 年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成 23、24 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成 22 年度実績は、「平成 25 年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成 23 年度、平成 24 年度の活用実績を「平成 23、24 年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照) ※平成 25、26 年度については、「平成 26 年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用</p>
--	--	--	---

実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)
 (平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)
 なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992 事業年度 3,639 億円
 平成25年度見込み(") 3,135 事業年度 4,052 億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
 平成24年度(実績) 総額型 3,297 事業年度 3,017 億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)
 ・総額型(20%~30%部分) 3,636/事業年度 461,786 百万円
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846 百万円
 ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749 百万円
 試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型(20%~30%部分)	3,636/事業年度	475,640 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681 百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831 百万円
平成29年度		
・総額型(20%~30%部分)	3,636/事業年度	489,909 百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	29,541 百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916 百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。
 ※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。
 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 (総額型控除上限20%→30%適用企業)
 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

			<p>② 減収額</p> <p>○減収額実績（うち中小企業分（資本金1億円以下））</p> <p><総額型> 平成22年度 3,337億円（16億円） 平成23年度 2,848億円（45億円） 平成24年度 3,017億円（42億円）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円（164億円） 平成23年度 224億円（222億円） 平成24年度 212億円（209億円）</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円（0億円） 平成23年度 0.4億円（0.1億円） 平成24年度 0.6億円（0億円）</p> <p>（出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）</p> <p>○将来推計 平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲27億円 （平成26年度経産省アンケート調査結果による試算） ※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査（大企業）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。（中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。） ※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査（大企業）において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。） なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は</p>
--	--	--	---

			<p>売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率（70.3%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p><政策目的の実現状況>（分析対象期間：平成19年～平成29年） 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率（単位：%）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 （出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資のGDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準（第1位）に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p><租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>（分析対象期間：平成19年～平成29年） 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標（4%以上）から、政府分（1%）を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																												
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																												
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																												
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																												
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																												
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																												
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																												
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																												
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																												

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

＜今後の達成予測＞
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、我が国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、我が国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。
 なお、控除限度額が法人税額の20%までと縮小された場合、研究開発投資率が高い医薬品産業は、投資に見合った控除を十分に受けることができない等の弊害が生じる。また、時限措置では、長期安定的な研究開発投資の計画立案を行うことが困難である。

＜税収減を是認するような効果の有無＞(分析対象期間:平成19年～平成29年)

○日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)
 また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の恒久化
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

- ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
- ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円
- ・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
- ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
- ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・恒久化が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・恒久化することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>(参考)</p> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみは少ない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは少ない。</p> <table border="1" data-bbox="405 798 994 1061"> <thead> <tr> <th colspan="4">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 818 504 863">英国</td> <td data-bbox="504 818 593 863">恒久措置 法人税法</td> <td data-bbox="593 818 869 863">2009 大企業向け追加乗算率割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%:2008fy→100%:2011fy)→125%:2012fy) 2013 大企業向けの積算控除制度の導入</td> <td data-bbox="869 818 994 863">1999年時点 総額型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 863 504 908">仏国</td> <td data-bbox="504 863 593 908">恒久措置 フランス税法</td> <td data-bbox="593 863 869 908">2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に果たした一定の支出に対して20%の積算控除の新設</td> <td data-bbox="869 863 994 908">1999年時点 増加型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 908 504 978">韓国</td> <td data-bbox="504 908 593 978">恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法</td> <td data-bbox="593 908 869 978">2009 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する積算控除率の新設 2013 中堅企業の競争力を図るため、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年9月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td data-bbox="869 908 994 978">1999年時点 総額型と増加型の混在 現行制度 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 978 504 1010">中国</td> <td data-bbox="504 978 593 1010">恒久措置 法人所得税法</td> <td data-bbox="593 978 869 1010">2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td data-bbox="869 978 994 1010">現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1010 504 1054">米国</td> <td data-bbox="504 1010 593 1054">時限措置 内閣議入法</td> <td data-bbox="593 1010 869 1054">※2014年3月に公布された手続教書では、積算控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td data-bbox="869 1010 994 1054">1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型 ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究</p>	主要国の研究開発税制の動向				英国	恒久措置 法人税法	2009 大企業向け追加乗算率割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%:2008fy→100%:2011fy)→125%:2012fy) 2013 大企業向けの積算控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に果たした一定の支出に対して20%の積算控除の新設	1999年時点 増加型 現行制度 総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法	2009 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する積算控除率の新設 2013 中堅企業の競争力を図るため、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年9月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 総額型と増加型の混在 現行制度 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型	米国	時限措置 内閣議入法	※2014年3月に公布された手続教書では、積算控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型 ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。
主要国の研究開発税制の動向																											
英国	恒久措置 法人税法	2009 大企業向け追加乗算率割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%:2008fy→100%:2011fy)→125%:2012fy) 2013 大企業向けの積算控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 総額型																								
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に果たした一定の支出に対して20%の積算控除の新設	1999年時点 増加型 現行制度 総額型																								
韓国	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別措置法	2009 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する積算控除率の新設 2013 中堅企業の競争力を図るため、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年9月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 総額型と増加型の混在 現行制度 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択制																								
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型																								
米国	時限措置 内閣議入法	※2014年3月に公布された手続教書では、積算控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型 ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。																								

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 25 年 9 月

別紙①

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30% の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20% を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 310 \text{ 百万円}$$

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。

3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。

4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。

5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{ 社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税28)(法人税:義、所得税:外)(地方税23)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	<p>【新設】</p> <p>国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。</p> <p>(※)「国立研究開発法人」とは、平成27年4月施行の改正独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第3項に定める法人をいう。</p>
3	担当部局	大臣官房厚生科学課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を要望。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>厳しい財政事情の下、国立研究開発法人については、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。</p> <p>このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この観点について、「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)では、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化</p>

		し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>厚生労働省の平成26年度政策体系において、基本目標X1「国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること」の施策大目標2「研究を支援する体制を整備すること」を達成するために有効な施策である。</p> <p>また、「科学技術イノベーション総合戦略2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。</p> <p>指定寄附金化について、本年6月に成立した改正独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義づけられることとなった。さらに、その名称から、国を代表して、研究開発を行う公的機関であることも端的に示されることになるなど、国の科学技術イノベーションを担うことが明確化された。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが2年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、国立研究開発法人への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約1,662百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民</p>

			間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	国立研究開発法人に移行予定の31法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される 法人：508法人 個人：1,136人 ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。
		② 減収額	国立研究開発法人に移行予定の31法人において、 国税：平年度 105 地方税：平年度 39 (単位：百万円) ※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。
		《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できる。	

			この結果、144百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は475百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。 (※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額1,187百万円が、1.4倍に増加するものとして試算
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。 本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。 双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄附収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
適用見込数の試算について

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210件、H22: 1,201件、H23: 1,205件、H24: 1,218件、H25: 1,148件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表1・表2参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	—
b	～300万円	32,372	18.1%	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	い
d	～800万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件(※1)をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定(※2)して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数 : 874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数(適用見込数)については、
 ・ 表中a(表2の「一」に該当)の階層は、所得税非課税のため除外、
 ・ g(表2の「か」に該当)については、税額控除を選択しても減税とならない(税額控除率と所得税率が40%と同率)ため除外、
 よって、残りのb~fの階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\frac{18.1\%}{b} + \frac{15.7\%}{c} + \frac{14.4\%}{d} + \frac{5.9\%}{e} + \frac{18.1\%}{f} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額(総額)】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129百万円(国税:90百万円、地方税:39百万円)

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15百万円(国税のみ)

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成24年度分)に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円(※1)をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定(※2)して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附金額は、H21: 592,762千円、H22: 678,682千円、H23: 1,362,756千円、H24: 960,711千円、H25: 1,498,003千円

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

(法人寄附金見込額)

$$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円 (約 1,426 百万円)}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・ 法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% (\text{税率}) \doteq \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・ 地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \doteq \underline{3.8 \text{ 百万円}}$

※ 税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・ 法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \doteq \underline{11.1 \text{ 百万円}}$

※ 税率は、総務省指定の率。

・ 事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \doteq 17.8 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \doteq 9.7 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \doteq \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額 (指定寄附金化による) は、以下の通り。

○ 国 税 : $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \doteq \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税 : $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \doteq \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標準調査結果 (平成24年度分) を基に、寄附控除の申告を行った納税者 (計: 426,927人) について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。(表1参照)

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある
(※2) 1人あたり寄附額(推計) = 寄附金控除額 / 人数 + 2,000円

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10% - 97,500円
う	330万円～695万円	20% - 427,500円
え	695万円～900万円	23% - 636,000円
お	900万円～1800万円	33% - 1,536,000円
か	1800万円～	40% - 2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

$$\text{税額控除額} - \text{所得控除額} = \text{各所得階層1人当たりの減収見込額}$$

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されないため）

$$b \quad [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{円}$$

$$c \quad [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{円}$$

$$d \quad [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{円}$$

$$e \quad [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{円}$$

$$f \quad [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{円}$$

$$g \quad [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = \underline{\hspace{1cm}} 0 \text{円}$$

※gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：19件、H22：239件、H23：224件、H24：2,446件、H25：1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{円} = 3,734,011 \text{円}$$

$$c \quad (1,573 \text{人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{円} = 3,779,244 \text{円}$$

$$d \quad (1,573 \text{人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{円} = 3,186,118 \text{円}$$

$$e \quad (1,573 \text{人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{円} = 1,403,242 \text{円}$$

$$f \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{円} = 2,613,381 \text{円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、住民税（利子割）、固定資産税、事業所税、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 法人税、法人住民税及び法人事業税については、利子収入や特許収入等に課税され得るが、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の業務運営方針が固まっていないこと、日本版ガイドライン規定（注）の適用が想定されること等から、ここでは、減収見込みはないものと試算している。
 （注） 政府資金による委託研究開発から派生した特許権等を受託先に帰属させ得ることとするもの。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 税制及び財政措置を行うことによって、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、医療分野における基礎から実用化までの一貫した研究開発等を推進させるもの。
 このうち、財政措置は、医療分野研究開発推進計画に掲げる研究開発プロジェクトを推進するとともに、実用化等の支援を目的としている。
 一方、本租税措置は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の公共性に鑑み、納税に係る事務を軽減し、機構内における事務・事業の円滑かつ効率的な実施の実現を目的としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置 (国税29)(法人税:義)(所得税、消費税、印紙税:外) (地法税24)(法人住民税、事業税:義)(住民税(利子割)、固定資産税、事業所税、地方消費税:外) 【新設・延長・拡充】			
2	要望の内容	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立(平成27年4月1日予定)に伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。 【国税】 ・所得税(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適用) ・法人税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用) ・消費税(公共法人等(所得税法別表第一)として課税方法の特例を適用(別表第三)) ・印紙税(非課税措置を適用(印紙税法別表第二)) 【地方税】 ・法人住民税(法人税割)(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用) ・住民税(利子割)(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適用) ・事業税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用) ・固定資産税(償却資産の課税標準の特例を適用) ・事業所税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用) ・地方消費税※消費税(国税)と連動した要望			
3	担当部局	厚生労働省大臣官房厚生科学課			
4	評価実施時期	平成26年8月			
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—			
6	適用又は延長期間	恒久措置			
7	必要性等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;">①</td> <td>政策目的及びその根拠</td> <td> 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。 ----- 《政策目的の根拠》 健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号) (独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割) 第19条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究開発の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。 </td> </tr> </table>	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。 ----- 《政策目的の根拠》 健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号) (独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割) 第19条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究開発の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。
①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。 ----- 《政策目的の根拠》 健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号) (独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割) 第19条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究開発の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。			

		<p>独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号） （機構の目的）</p> <p>第3条 独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化までの研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われる環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下この条において単に「研究機関」という。）の能力を活用して行う医療分野の研究開発その環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>厚生労働省の平成26年度政策体系において、基本目標XI「国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること」の施策大目標2「研究を支援する体制を整備すること」を達成するために有効な施策である。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成27年4月1日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構を設立し、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を行い、健康・医療戦略推進本部が定める医療分野研究開発推進計画を実施する。 ※上記の目標は、租税特別措置等に加え、国からの財源措置等と相まって達成しようとするもの。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標については、今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 世界最高水準の医療の提供、ひいては健康長寿社会の実現に資する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 1法人（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）</p> <p>② 減収額 国税：▲1百万円（初年度）、▲1百万円（平年度） 地方税：▲11百万円（初年度）、▲32百万円（平年度）</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成27年4月～） 医療分野の研究開発を戦略的に推進し、世界最高水準の医療を実現するとともに、健康・医療に係る産業を戦略産業として育成していくことにより、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するため、内閣に健康・医療戦略推進本部を設置すること等を定める健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）及び同本部の下で医療分野の研究開発の研究費の配分等を行う法人を設立するための独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）が平成26年5月30日に公布された。 独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づき国立研究開発法人日本医療研究開発機構（※）を平成27年4月1日に設立することを予定している。 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等によ</p>

		<p>り、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 （※）「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第67号）により、平成27年4月1日より、法人の名称は「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等により、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 なお、測定指標は今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定することとしており、測定指標を用いて、将来における租特等の直接的な効果を現時点で予測することは困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成27年4月～） 仮に税制上の措置を講じない場合には、現状の厳しい財政事情の中にあつて、研究に必要な予算が不足することが予想され、医療分野の研究開発の推進による世界最高水準の医療の提供、そして、健康長寿社会の実現という政策実現に支障が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成27年4月～） 減収見込み額の算定根拠は別紙のとおりであり、平年度において国税及び地方税併せて33百万円の税収減が見込まれるが、他方、租税特別措置等により、医療分野の研究開発について必要な予算で研究費の配分等を行うことにより、革新的な医薬品等の開発につながり、世界最高水準の医療を実現し、健康長寿社会を形成するとともに、我が国経済の成長にも資するものとなる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、自ら収益事業を行わない極めて公共性の高い独立行政法人であり、税制上の措置は、医療分野の研究開発の推進等による世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の実現に必要である。 なお、他の独立行政法人は、税制上の優遇措置を受けていることから、国立研究開発法人日本医療研究開発機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くことになる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 税制上の特例措置だけではなく、国の財源措置など他の支援措置を一体として実施することで、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、必要な予算によって、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進し、世界最高水準の医療を実現し、ひいては、健康長寿社会を形成することに資する。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 健康・医療戦略推進法においては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、国との役割分担の下、地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定・実施する責務を有しており、地方公共団体が協力する相当がある。また、日本医療研究開発機構が研究費を配分する研究機関は、全国各地に存在するため、当該地域における医療分野の研究開発の発展、ひいては、健康・医療の向上に資すると考えられることから、地方公共団体の協力</p>

		する相当性がある。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

日本医療研究開発機構に関する税制改正要望に係る減税見込み額
(試算)

国税

〈初年度及び平年度〉

○印紙税：1,401,600円

- ・請負契約書等に係る印紙税を算出
- ・内訳は以下のとおり。

【2号文書（請負に関する契約書）】

10万円（契約金額が1億円を超え5億円以下）×5=50万円

6万円（契約金額が5千万円を超え1億円以下）×9=54万円

2万円（契約金額が1千万円を超え5千万円以下）×15=30万円

1万円（契約金額が500万円を超え1千万円以下）×4=4万円

2千円（契約金額が300万円を超え500万円以下）×2=4千円

1千円（契約金額が200万円を超え300万円以下）×3=3千円

400円（契約金額が100万円を超え200万円以下）×9=3千600円

200円（契約金額が1万円を超え100万円以下）×15=3千円

【7号文書（継続的取引の基本となる契約書）】

4千円×2=8千円

○所得税（利子所得等）：僅少

以上

日本医療研究開発機構に関する税制改正要望に係る減税見込み額
(試算)

地方税

<初年度>

○住民税（利子割）：僅少

○固定資産税：0円（平成26年1月1日に保有する固定資産はなしであるため）

○事業所税：11,042,242円

・内訳は以下のとおり※資産割は最大値を使用

－資産割：(6,100㎡～6,700㎡)×600円＝3,660,000～4,020,000円

－従業者割：2,952,897,000円(303人想定)×税率0.25%＝7,382,242円

<平年度>

○住民税（利子割）：僅少

○固定資産税：20,846,736円

・平成26年度新独法移管対象事業の事業費（1,390億円）の規模で運営すると仮定したとき、平年度で所有する固定資産（日本医療研究開発機構に当たっては、研究機関等への研究委託費の支給に伴って取得・所有する研究用の器具及び備品が太宗）及び当該固定資産に係る課税標準額を過去の実績をベースに試算

・具体的には以下のとおり。

特例措置なしの固定資産税額：

2,503,073,673円（課税標準額）×1.4%＝35,043,031円（A）

特例措置（当初5年課税標準額を1/3に軽減、以降5年課税標準額を2/3に軽減）

ありの場合の固定資産税額：

1,014,021,081円（課税標準額）×1.4%＝14,196,295円（B）

減税見込み額：（A）－（B）＝20,846,736円

○事業所税：11,042,242円

・内訳は以下のとおり※資産割は最大値を使用

－資産割：(6,100㎡～6,700㎡)×600円＝3,660,000～4,020,000円

－従業者割：2,952,897,000円(303人想定)×税率0.25%＝7,382,242円

以上

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input type="checkbox"/> 把握あり		<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 ＜生活衛生同業組合等＞
 ② 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標（貸倒れリスクを軽減し、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること）がいまだ達成されていないとしているが、所期の目標が達成されていない原因の分析がされず、また、租税特別措置等を継続する理由が示されていないため、当該原因を分析することにより、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 ＜生活衛生同業組合等＞
 ③ 本租税特別措置等の達成目標（貸倒れリスクの軽減及び経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（12%割増繰入限度額）は、租税特別措置等による繰入限度額そのものであり、達成目標を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 ＜消費生活協同組合等＞
 ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（経営剰余率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 ＜生活衛生同業組合等＞
 ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される生活衛生同業組合等の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 ＜消費生活協同組合等＞
 ・ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少でないことが説明されているが、所期の想定と比較して想定外に特定の者に偏っていないことについても説明する必要がある。
 (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]
 ＜生活衛生同業組合等＞
 ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現

状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特別措置は活用されており、零細な中小企業により構成されている生活衛生同業組合の経営基盤の安定のために必要不可欠な制度であると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

<生活衛生同業組合等>

④ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、「アンケート調査」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

<消費生活協同組合等>

・ 本租税特別措置等の適用者数の過去の実績（平成23年度から25年度まで）についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の適用者数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等>

⑦ 本租税特別措置等の法人税の減収額の過去の実績（平成23年度から25年度まで）についてそれぞれ「0.0573百万円、0.0462百万円、0.0301百万円」と、法人住民税及び法人事業税の減収額の過去の実績（平成23年度から25年度まで）についてそれぞれ「0.0117百万円、0.0095百万円、0.0062百万円」とされているが、算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、把握する必要がある。

<消費生活協同組合等>

・ 法人住民税及び法人事業税について、本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の法人税の減収額の過去の実績について平成25年度しか把握されていないため、23年度及び24年度の減収額を明らかにする必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「繰入限度額 平成23年度2.2百万円、24年度1.8百万円、25年度1.2百万円」、「経常剰余率 1.3%（平成25年度速報値）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

<生活衛生同業組合等>

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本租税特別措置等の適用期限が延長されなかった場合、生活衛生同業組合等…の経営基盤が不安定になり、地域社会へ与える影響は大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

<生活衛生同業組合等>

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について平成27年度しか把握されていないため、26年度及び28年度の適用件数を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「アンケート調査」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

⑧ 法人住民税及び法人事業税について、本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等>

・ 本租税特別措置等の法人税の減収額の将来推計について平成27年度しか予測されていないため、26年度及び28年度の減収額を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の法人税の減収額の将来推計（平成27年度）について、「0.0446百万円」とされているが、算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「繰入限度額 平成27年度1.95百万円」、「経常剰余率について、0.8%（平成22年度）、1.3%（23年度）、1.1%（24年度）、1.3%（25年度速報値）」と改善が図られている傾向が維持され、貸倒リスクの軽減及び財政経営基盤の安定強化が図られている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

<生活衛生同業組合等>

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成28年度が予測されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第1条において、法の目的として、「公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、…（中略）営業者の組織の自主的活動を促進するとともに…（中略）公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。」と規定されている。この法目的を達成するために、生活衛生同業組合（同法第3条）、生活衛生同業小組合（同法第52条の4）及び生活衛生同業組合連合会（同法第53条）を法律上位置付け、自主的に、衛生措置の基準の遵守と衛生施設の改善向上を図ることとしており、これらは、生活衛生の振興のために必要不可欠な組織である。

<消費生活協同組合等>

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第1条で「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民の生活の安定と生活文化の向上を期する」とその目的を規定している。また、第9条における生協の事業につき組合員への「最大奉仕の原則」として「営利を目的としてその事業を行ってはならない」とし、第10条第1項に掲げるような供給・利用事業や組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業などを通し、その社会的役割、公共的役割について目的を果たしている。

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

前回要望時の達成目標は、「貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、生活衛生関係営業の業況判断D Iがプラスに転じることが必要。」であるが、現在の生活衛生関係営業の業況判断D Iは低調（▲29.1＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期）となっており、依然として経営状況は厳しいところである。

<消費生活協同組合等>

経営基盤の安定・強化を図る指標として今回は生協として明確な指標を持っていなかったため生活衛生関係営業の業況判断D Iがプラスに転じることを上げていたが、業況判断D Iは依然として低調であり、リスクに対する安定的な抵抗力を確保したとはいえないと思われる。

今回指標として設定している経常剰余率であるが、一般的に健全な企業は安定して2%を確保することが望ましいとされており、生協については平成22年度0.8%、23年度1.3%、24年度1.1%、25年度1.3%（速報値）と改善傾向にあるが、依然として健全な事業運営が安定的に確保されたとはいえない状況である。

この要因としては、1世帯当たりの1か月の消費支出が平成22年度と比較し、23年度は98%、24年度は98.1%、25年度は99.7%とやや減少傾向で推移しており、消費動向は依然回復傾向にあるとはいえないことや、過疎地域の事業展開等が経営に影響していると考えられる。

このため、本租税特別措置等を適用することにより、経営基盤の安定・強化を一層図ることが必要である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等>

租特透明化法に基づき把握される適用実態調査においては、貸倒引当金全体の額しか明記されておらず、当組合分をそのまま使用することは困難。

適用者数及び適用額の過去の実績については、関係団体を通じてアンケート調査を実施することにより、売掛金等の金額より実績を推計している。

（適用者数）（繰入限度額）（12%割増繰入限度額）

平成23年度	47件	2.2百万円	2.5百万円
24年度	47件	1.8百万円	2.0百万円
25年度	47件	1.2百万円	1.3百万円

また、算定の基となった売掛金の額は下記のとおりである。

（売掛金）

平成23年度	374百万円
24年度	301百万円
25年度	196百万円

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績については、以下のとおりであり、全体の約6割の組合が貸倒引当金を見積もっており、このうち、約8割以上の組合が特例措置を利用している。

平成23年度	特例利用組合数	503組合
24年度	特例利用組合数	507組合
25年度	特例利用組合数	483組合、2,950百万円（集計中のため見込値）
26年度	特例利用組合数	431組合、2,731百万円（集計中のため見込値）

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の適用数等は過去の実績等から大きくかい離はしておらず、適用実態を踏まえた延長要望がなされていると思われる。

前回延長要望時（平成22年度）の適用実績等は、平成22年度においては、全体の約5割の組合が貸倒引当金を見積もり、このうちの約9割以上の組合に本租税特別措置の利用があった（特例利用組合数 422組合）。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

適用者数及び適用額の過去の実績については、関係団体を通じてアンケート調査を実施することにより、売掛金等の金額より実績を推計している。

（適用者数）（繰入限度額）（12%割増繰入限度額）

平成27年度	47件	1.7百万円	1.95百万円
--------	-----	--------	---------

また、算定の基となった売掛金の額は下記のとおりである。

(売掛金)
平成 27 年度 291 百万円

<消費生活協同組合等>

適用件数、適用者数及び適用額の将来推計（平成 27 年度及び 28 年度）については、近年の傾向を踏まえ、平成 25 年度及び 26 年度の平均値を用いる手法を採用し、以下の算式により算出した数値を将来推計値とする。

(算式)

・適用組合数

(平成 25 年度 483 組合 + 26 年度 431 組合) ÷ 2 ≒ 457 組合

・適用額

(平成 25 年度 2,950 百万円 + 26 年度 2,731 百万円) ÷ 2 ≒ 2,841 百万円

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

法人税の減収額については、各年の「12%割増繰入限度額」のうち、法定繰入率（12%）に係る分を算出し、さらに適用法人税率（19%）を乗ずることにより算出している。

平成 23 年度 減収額 0.0573 百万円

24 年度 減収額 0.0462 百万円

25 年度 減収額 0.0301 百万円

法人住民税については、国税の減収額に都道府県民税（5%）及び市町村民税（12.3%）を乗ずることにより算出している。また、事業税においては、国税の減収額に 1/2 を乗じ、課税標準割合である 2.7%及び 3.6%を乗ずることにより算出している。法人住民税及び事業税を合計し、地方税として算出している。

平成 23 年度 減収額 0.0117 百万円

24 年度 減収額 0.0095 百万円

25 年度 減収額 0.0062 百万円

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等による減収額の実績については、本特例による割増額（特例繰入額の 12%）に法人税率 19%を乗じて算出しており、過去の実績は以下のとおりである。

平成 25 年度 減収額 60 百万円（集計中のため見込値）

26 年度 減収額 56 百万円（集計中のため見込値）

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

平成 27 年度 減収額 0.0446 百万円（推計額）

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成 27 年度及び 28 年度）については、近年の傾向を踏まえ、平成 25 年度及び 26 年度の平均値を用いる手法を採用し、以下の算式により算出した数値を将来推計値とする。

(算式)

・減収額

(平成 25 年度 60 百万円 + 26 年度 56 百万円) ÷ 2 ≒ 58 百万円

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

平成 23 年度 2.2 百万円

24 年度 1.8 百万円

25 年度 1.2 百万円

<消費生活協同組合等>

経常剰余率について、1.3%（平成 25 年度速報値）。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

平成 27 年度 1.95 百万円

<消費生活協同組合等>

経常剰余率について、0.8%（平成 22 年度）、1.3%（23 年度）、1.1%（24 年度）、1.3%（25 年度速報値）と改善が図られている傾向が維持。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

本特別措置は活用されており、零細な中小企業により構成されている生活衛生同業組合の経営基盤の安定のために必要不可欠な制度であると考えられる。

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の適用により、税収が平成 25 年度 60 百万円（集計中のため見込値）、26 年度 56 百万円（集計中のため見込値）と減少している。

現在設定している指標である経常剰余率については、依然として目標である 2%に到達していないものの、平成 22 年度で 0.8%、23 年度で 1.3%、24 年度で 1.1%、25 年度で 1.3%（速報値）と改善傾向を示しており、経営基盤の安定・強化が図られつつある。その結果として、宅配事業を行う組合が事業と一体的に高齢者等の見守りを行う地域見守り協定の締結件数は著しく増加しており、地域福祉の重要な役割を担っている。本租税特別措置等の適用により、税収減があったとしても、それを是認できる効果が上がっていると思われる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

<消費生活協同組合等>

本租税特別措置等の減収額の将来推計について、近年の傾向を踏まえ、平成 25 年度及び 26 年度の平均値を用いる手法を採用し、以下の算式により算出した 58 百万円を将来推計値とする。

(算式)

・減収額

(平成 25 年度 60 百万円 + 26 年度 56 百万円) ÷ 2 ≒ 58 百万円

現在設定している指標である経常剰余率については、依然として目標である 2%に到達していないものの、平成 22 年度で 0.8%、23 年度で 1.3%、24 年度で 1.1%、25 年度 1.3%と改善傾向を示

しており、経営基盤の安定・強化が図られつつあり、本件特例措置を継続することで、貸倒リスクが軽減され、リスクへの抵抗力が確保されると推測される。

組合の財務状況が改善することで、社会貢献活動や公共的な役割を担うことにも積極的に取り組めるようになり、地域福祉分野における重要な役割を今後も担っていくものと思われる。

上記のごとく、今後も、本租税特別措置等の適用により税収減があったとしても、将来的にも、相互扶助組織として地域の福祉向上に重要な役割を果たすという数値には還元できない効果が上がっていると思われる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

本税制は、対象となる組合等が売掛金等が生じた場合に広く適用することを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。また、年度末の税務処理の際に計算するものであり、補助金のように交付申請から支出決定までの手続を経ることは、本租税特別措置を利用する目的にもそぐわないものと考えられる。

<消費生活協同組合等>

政策目的実現のための手段として本租税特別措置等を採用しているのは、各組合に幅広く政策の効果を波及させるためである。補助金等の手段では、申請等の煩雑な作業を行う特定の組合にしか当該政策目的の効果を及ぼせないためである。また、消費生活協同組合は自主的な運営に委ねられており、それを前提として支援を行うという観点から、租税特別措置での支援が望ましい。貸倒リスクの軽減や経営基盤の安定・強化を図るといふ政策目的との関係では租税特別措置を採用するのが適切と考える。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

<生活衛生同業組合等>

株式会社日本政策金融公庫においては、組合が、衛生水準の向上や事業の改善向上のための共同利用施設を設置するなど積極的な事業に取り組む場合に、これらをサポートするために政策金融による資金供給を行うものである。他方、本租税特別措置は、売掛金（貸倒）の発生などによる経営リスクの低減のための措置であることから、他の措置との役割分担はできているものと考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長(国税30:地方税30)(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金入限度額の特例措置(通常の112%相当額)の適用期限を平成28年度末までの2年間延長する。 (租税特別措置法第57条の9、同施行令 第33条の7)
3	担当部局	健康局生活衛生課、社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和41年 期限切れごとに延長要望(直近は、平成23年度)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日 (平成27年度～平成28年度)
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係事業者の衛生施設の改善向上、経営の健全化等のために共同施設事業、共済事業、福利厚生事業等を行っている。消費生活協同組合等は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような組合の事業活動を推進するために、特別措置によってこれらの団体の財政基盤の充実を図る必要がある。 ----- 《政策目的の根拠》 本税制措置は生活衛生関係事業者及び消費生活協同組合等の経営基盤の充実・強化を通じて、組合の健全な発展、経済の持続的成長を図るとともに、当該産業による雇用の増加に資することを目的に創設されたものであり、施策体系のなかで、生活衛生関係事業者等の活性化を図るための重要な手段として位置づけられているもの。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[生活衛生関係事業者等] 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること [消費生活協同組合等] 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること

		<p>施策目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (生活衛生同業組合等)</p> <p>貸倒が発生した場合の事業運営リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>貸倒リスクを軽減し、かつ、経営基盤の安定・強化を図ることにより、リスクに対する十分な抵抗力を確保すること。ただし、ひとつの指標として、安定的に2%の経常剰余率が確保されることが必要。</p>
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 12%割増繰入限度額</p>
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 (生活衛生同業組合等)</p> <p>生活衛生同業組合等は、「自主的に、衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため」に組織されており、共同事業や資金の斡旋に係る事業等を行っている。生活衛生関係営業の業況判断 DI は非常に低調(▲29.1=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成26年1-3月期)であり、中小企業者や各種組合を取り巻く状況は依然として厳しいため、共同事業等を行っている当該資金の回収先の組合員は、中小零細な事業者であり、回収リスクが極めて高い。組合事業を利用する中小事業者の事業は、組合事業と密接に関係しているところであり、貸倒引当金の引当が十分に行われていない状況で、貸倒が発生し、これにより、組合事業が停滞した場合、組合員である中小事業者の事業継続に重大な影響を及ぼすことが考えられる。</p> <p>また、生活衛生同業組合等においては、財政的基盤の充実・強化を図ることは、組合の健全な発展につながるものであり、種々の施策をパッケージ化して講じる必要があることから、株式会社日本政策金融公庫の融資も合わせて行っているところである。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>消費生活協同組合等は、「組合員の生活の文化的・経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、のべ6,680万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。大部分の消費生活協同組合(963組合中611組合)が行う、供給事業において、売上金が回収不能な未収金となることがある。貸倒引当金の引当てが十分に行われていない状況で貸倒が発生し、これにより組合事業が停滞した場合、多くの組合員や国民の生活に多大な影響を及ぼすこと</p>

			<p>が考えられる。</p> <p>以上のことから、貸倒引当金は、事業年度末現在の売掛金等についてその貸倒見込額を計上するものであるが、太宗の生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等は、財政基盤が脆弱なため、貸倒引当金に関する租税特別措置法に基づく特例措置を継続することにより、引き続き、財政・経営基盤の強化を図る必要がある。</p> <p>また、本政策目的を達成するためには、一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立かつ広範に引当て促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当である。</p> <p>本制度は長期措置となっているが、景気は緩やかな回復基調にあるが零細な中小企業者にとっては依然として厳しく、引き続き措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>12%割増繰入限度額</p> <p>平成27年度 1.95百万円</p> <p>※(一社)全国生活衛生同業組合中央会調べ</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>12%割増繰入限度額</p> <p>平成27年度 2,385.8百万円</p> <p>※厚生労働省調べ</p>
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>実績に基づく見込額 453.3 百万円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年4月~平成29年3月)</p> <p>(生活衛生同業組合等)</p> <p>本税制措置を活用した、貸倒の際の事業運営リスクの軽減及び財政基盤の安定強化により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の健全な発展と衛生水準の向上を支援する生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が見込まれるため、引き続き、本措置を講じる必要がある。</p> <p>(消費生活協同組合等)</p> <p>主に地域で供給事業を行う組合の経常剰余率は、0.8%(平成22年度、から、1.3%(23年度)、1.1%(24年度)と推移しており(出所:日本生活協同組合連合会「2012年度生協の経営統計」)、本税制の特例措置により、貸倒リスクの軽減及び財政経営基盤の安定強化が図られており、引き続き本措置を講じて組合の経営の安定を促進する必要がある。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成27年4月～平成29年3月) 貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長により、貸倒リスクを軽減及び財政経営基盤の安定化を図ることができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成27年4月～平成29年3月) 国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の財政基盤の充実・強化が行えなかった場合、多くの組合員や国民生活に影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成27年4月～平成29年3月) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等は、我が国の経済活動の中で一定の規模があり、雇用面でも大きな役割を担っており、貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長がなされなかった場合、経営基盤が不安定になり、地域社会へ与える影響は大きい。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>(生活衛生同業組合等) 国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係営業は、我が国の経済活動の中で相当な規模を占めており、雇用面でも大きな役割になっている。これらの健全な発展と衛生水準の向上を図るためには、生活衛生同業組合の事業基盤の安定化が必要であり、制度延長が必要である。</p> <p>(消費生活協同組合等) 消費生活協同組合等は、消費者である地域住民自らが組織する「組合員の生活の文化的・経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的、公共的な役割を果たし続けるためには、経営基盤の確立が重要である。 また、本政策的目的を達成するためには、一定の要件を満たす主体に対し、公平・中立かつ適正に引当促進等の動機付けを与える必要があることから、制度延長が適当であると考えられる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>景気は緩やかな回復基調にあるが零細な中小企業者にとっては依然として厳しいこともあり、株式会社日本政策金融公庫による低利融資及び本税制措置により財政基盤の充実・強化を促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。 (消費生活協同組合は、融資制度対象外)</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長	府省名	厚生労働省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（売上額D I）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小商業・サービス業の平成25年度の売上高D Iは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置の効果として、…設備投資が売上げの安定化や向上に資する」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、28年度までの売上額D Iが予測されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

所期における具体的な目標は「平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上額D Iを安定的に向上させていくことである。

この点において、中小企業景況調査（独立行政法人中小企業基盤整備機構）によれば、平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iは次のとおり。

	平成26年第1四半期	26年第2四半期
卸売業	▲2.9	▲34.4
小売業	▲19.9	▲37.5
サービス業	▲12.1	▲18.2

（注）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

平成26年第2四半期は、消費税率引上げの影響により売上額D Iのマイナス幅が大きくなっている。本措置が導入された平成25年度の各四半期の売上額D Iは、25年第1四半期のものに比べていずれも上回っているなど、本措置導入後、売上額D Iは安定的な向上が認められたところであり、更なる消費税率の引上げを見据え、引き続き本措置が必要。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

平成27年10月には消費税率10%への引上げが検討されているところ、27年3四半期の中小商業・サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上高D Iを安定的に向上させていくことを目標とする。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

経済産業省試算。算定方法は、別添1のとおり。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年に評価を実施した際は、25年度に2万3,819件の適用実績を予測していたところ。対して、25年度の適用数の推計は1万4,528件であり、24年における予測値の約6割の適用があった。ただし、評価実施時点での設計していた制度から、対象業種が限定されたことや、経営改善指導等を設備取得前に受けること等の変更があったことを考慮すれば、想定外の僅少であるとはいえないと考えている。

中小4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）が平成25年度に発行した証明書は、サービス業（約6割）、小売業（約3割）、卸売業・その他（約1割）となっている。この割合は、中小商業・サービス業の企業数の比率（注）と同程度となっており、適用者が想定外に偏っていることはないと考えている。

(注) サービス業 約68%
 小売業 約25%
 卸売業 約7% (出所：平成21年経済センサス基礎調査)

(別添1)

⑥ 適用数等の将来予測 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)
 経済産業省試算。算定方法は、別添1のとおり。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)
 平成25年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は次のとおり。
 法人住民税 33億円 (190億円×0.173)
 法人事業税 79億円 (190億円÷0.23 (法人税率) ×0.096)

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)
 法人税の減収額は別添2のとおり。
 法人住民税・法人事業税の減収額は次のとおり。

	平成26年度	27年度	28年度
法人住民税	21億円	16億円	16億円
法人事業税	51億円	51億円	51億円

法人住民税 (平成26年度) 12,172×0.173

(平成27年度及び28年度) 12,172×0.129

法人事業税 (平成26年度) (52,922 (注1) ×0.053) + (2,805 (注2) ×0.81)

(平成27年度及び28年度) (52,922 (注1) ×0.067) + (3,546 (注2) ×0.432)

(注) 1 52,922=12,172 (国税減収見込額) ÷0.23 (法人税率)

2 2,805=52,922×0.053

3,546=52,922×0.067

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

設備投資が売上げの安定化や向上に資すると考えられる。

1. 適用件数の過去の実績について

(1) 平成25年4月から26年3月までの証明書発行枚数を、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会経由で各地商工会議所、商工会等における証明書発行枚数を確認。
 4団体計 662枚・・・【a】

(2) 全認定経営革新等支援機関 (平成26年1月17日段階で20,440機関) のメーリングリストを用いて、平成25年4月から12月までの証明書発行枚数を確認 (平成26年2月20日から27日までの期間)。
 回答数：1,987 認定経営革新等支援機関・・・【b】
 発行枚数：990 枚・・・【c】
 1認定支援機関当たり約0.5枚 (【c】 / 【b】)・・・【d】

これらのデータから、全認定経営革新等支援機関 (平成26年2月24日段階で20,873機関) の証明書発行枚数を推計 (【d】 ×20,873=10,400枚・・・【e】)

(3) (2) の証明書発行枚数は、9か月分となるため、12か月分に引き延ばし、
 【e】 ÷9 ×12=13,866枚 (認定経営革新等支援機関の証明書発行枚数)・・・【f】

(4) (1) の4団体の証明書発行件数と (3) 認定経営革新等支援機関の証明書発行枚数を合算
 【a】 + 【f】 =14,528枚・・・(平成25年度の証明書発行枚数)

2. 平成26年度から28年度までの適用件数について

平成25年度：14,528件

26年度：12,204件

14,528件 (平成25年度実績推計) ×▲16.0% (投資伸び率) (注)

(注) 日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額 (除く土地投資額)」における平成25年度から26年度への投資伸び率 (計画)

27年度：12,204件

28年度：12,204件

(平成27年度及び28年度は、26年度と同程度と推定。)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長 (国税31・地方税31(自動連動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上)又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。
3	担当部局	厚生労働省健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度創設
6	適用又は延長期間	2年間(平成28年度末まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合等の卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業(以下「中小商業・サービス業」という。))について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの魅力向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について (平成24年3月30日閣議決定) ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)」(平成24年10月26日) ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>

平成26年度から28年度までの減収額について

(別添2)

単位:百万円

番号	項目	平成26年度	27年度	28年度	備考
①	建物・構築物・建物附属設備、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額(資本金1億円以下)	1,183,134	1,183,134	1,183,134	①平成25年中小企業実態基本調査報告書から24年度の左記項目投資額を算出。 ②平成25年度以降については、日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)」から試算。24→25年度の増減率(+19.6%)、25→26年度の増減率(計画)(-16.0%)から26年度を算出。
②	①に占める建物附属設備、工具・器具・備品購入額の割合	36%	36%	36%	平成24年度民間企業投資・除却調査結果
③	建物附属設備、工具・器具・備品購入額(①×②)	425,928	425,928	425,928	
④	要件価額以上の取得割合	0.84	0.84	0.84	中小企業税制に関するアンケート調査結果
⑤	適用対象となる取得価額(③×④)	357,780	357,780	357,780	
⑥	⑤のうち、特別償却利用額(⑤×0.84)	300,535	300,535	300,535	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑦	⑤のうち、税額控除利用額(⑤×0.16)	57,245	57,245	57,245	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑧	特別償却の減収分(⑥×0.3(注1)×0.23(注2)×0.5(注3))	10,368	10,368	10,368	(注)1 特別償却30% (注)2 法人税率 (注)3 利益法人割合
⑨	税額控除の減収分(⑦×0.07(注1)×0.5(注3)×0.9(注4))	1,803	1,803	1,803	(注)1 税額控除7% (注)3 利益法人割合 (注)4 有効控除割合
⑩	減収分合計(⑧+⑨)	12,172	12,172	12,172	

(注)平成27年度及び28年度については、26年度と同程度と推定。

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上高DIの変動</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度: 14,528 件 平成 26 年度: 12,204 件 平成 27 年度: 12,204 件</p>
		② 減収額	<p>平成 25 年度: 190 億円 (平成 25 年度税制改正の大綱)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本税制は、利用に当たり生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、平成 25 年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 1 月～平成 26 年 6 月) 中小商業・サービス業の平成 25 年度の売上高DIは、平成 24 年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている。</p>

			<p>＜中小商業・サービス業の売上高DIの推移＞</p> <p>(出典: 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月) 本特例措置が延長されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本税制は、利用に当たり生活衛生同業組合等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、平成 25 年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、全般的な商業・サービス業の経営状況の底上げを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。 なお、設備投資に当たり、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としているとともに、対象設備は限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、機械・装置の投資促進を目的としている。 これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としており、制度の目的及び対象設備が異なる。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	府省名	厚生労働省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（個人事業者の事業承継の円滑化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「中小企業庁試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
出典は「中小企業庁試算」。算定根拠は、別紙のとおり。なお、平成29年度分（制度創設要望年度から3年目）の適用数については、27年度及び28年度の算定と同様のものとした。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
⑥の項目と同じ。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。
(予算措置の役割)
予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのものである。具体的には、一般経営者向けセミナー等の普及啓発活動などを行っており、相続税・贈与税の納税負担を軽減する要望事項とは役割が異なる。
(措置名)
・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）（平成26年度予算額2.3億円）
(金融支援の役割)
金融支援は、事業承継に際し事業用資産等の購入に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先や売上高の減少などに苦しむ事業者の資金繰り対策にも資するものである。したがって、相続税・贈与税の納税負担を軽減する本特例措置とは役割が異なる。
・金融支援（信用保証制度）

個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（減収見込額）

1. 減収見込額
(1) 贈与税分
贈与時は相続時精算課税を適用し、その後5年間要件を満たした場合に相続税の課税価格が減額される。そのため、贈与時は減収額なし。
- (2) 相続税分
1 個人事業者当たり事業用資産額×適用見込件数×80%
×相続税負担割合（注1）（6.8%）
=7,352万円×610×0.8×0.068=243,968万円
2. 1 個人事業者当たり事業用資産額（注2）
①事業用資産（土地）平均額
4,702万円
②事業用資産（建物）平均額
1,541万円
③事業用資産（機械装置等）平均額
1,109万円
④平均額合計
7,352万円
3. 適用見込件数
(1) 個人事業者の人数
(総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」再編加工)
217万5,262人
(2) 事業用資産の継承予定の有無（注2）
47.5%
(3) 贈与・譲渡により事業承継を検討している人の割合（注2）
19.9%
(4) 贈与のうち相続時精算課税を適用した人の割合
(国税庁「平成24年分贈与税統計年報」)
12.9%
(5) 1年以内に事業承継を行いたい個人事業者の割合（注2）
2.3%
(6) 適用見込件数
(1) × (2) × (3) × (4) × (5)
=2,175,262×0.475×0.199×0.129×0.023=610

(注) 1 財務省ホームページ「相続税の負担割合の推移」

2 平成26年度中小企業庁委託「個人事業主が所有する事業用資産及び事業承継に関するアンケート調査」による（n=2,271）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (国税32)(相続税:外、贈与税:外)
2	要望の内容	<p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定された。これを踏まえ、小規模事業者の約6割を占める個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税について、負担軽減措置として以下のような措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受けた個人事業者が活用していた特定の資産に係る贈与税については、相続時精算課税を適用する。 ・当該贈与から5年間(又は贈与者が死亡するまでのどちらか短い方)、引き続き一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受け続けた場合には、贈与者が死亡した場合において生じる相続税の計算において、贈与時の課税価格を軽減する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の経済や雇用を支える個人事業者の事業承継を円滑化することにより、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。 当省が所管する生活衛生関係営業を営む事業者は、地域住民に密接に関係する事業を営む地域コミュニティの核となる事業者であり、また、小規模事業者がその大宗を占めている。その事業用資産の円滑な承継により引き続きその地域で事業を営めるようにすることは、日本の貴重な財産である地域コミュニティを維持、活性化し、また、地域の雇用を維持する上でも、極めて重要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○小規模企業振興基本法(抜粋) 第3条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の经济社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第16条第2項 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるおそれがある個人事業者が、将来相続の時点で本特例を利用することにより、個人事業者の事業承継の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置を適用するための前提となる経済産業大臣の確認を受けた者の数とする。</p>
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例は、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成27年度 610人 平成28年度 610人</p>
		② 減収額	<p>平成27年度 24億円 平成28年度 24億円</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 個人事業者の数は、平成21年経済センサスでは約242万者であったが、平成24年経済センサスでは約217万者となっており、約25万者の減少となっている。 また、個人事業者の常用雇用者数も、平成21年経済センサスでは約338人であったが、平成24年経済センサスでは約295万人となっており、約46万人の減少となっている。 本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業は国内経済の付加価値を作り出し、雇用の受け皿役になる等、経済社会の重要な役割を担っており、所有と経営が一致しがちな中小企業であっても、経営者の交代如何を問わず、事業継続させていくことが必要である。このため、事業承継を円滑に実現させることが必要である。</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、個人事業者が事業承継時に相続する事業用資産は事業の継続のために必要不可欠なものであり、担税力が乏しいことに鑑み、措置を講じようとするものである。したがって、要望の措置は妥当である。</p> <p>実際に、事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している(出典:中小企業庁委託アンケート)。</p> <p>また、本特例措置の目的は、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、贈与時から5年間引き続き一定の要件を達成していることの確認を要件に課している。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定されている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	府省名	厚生労働省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の目標達成時期が、その延長期間を超えて「再生可能エネルギーについては、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準（2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%（1,414億kWh）及び2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割（2,140億kWh）を更に上回る水準の導入を目指す」と設定されているが、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少ではないことについて、過去の実績に言及されておらず、所期の想定との比較が不十分なため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の見込みと乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、資源エネルギー庁ホームページ（URL）と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「…太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込み数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
算定根拠については、資源エネルギー庁ホームページ「再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について」（http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html）より運転開始件数を採用。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成25年度要望当時、太陽光及び風力の適用事業者数については、24年1,821件、25年2,291件を想定していたところ、固定価格買取制度に基づく運転開始件数（事業者数は把握できず）は想定数を上回っている。また、本税制措置の利用者について、財務省公表の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、製造業、建設業、サービス業、不動産業等幅広い業種で比較的均等に利用実績があり、特定の者に偏っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成27年度の適用件数（見込み）は103,068件。算定根拠は、太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標を102億kWhとした場合、平成25年度は22.5億kWhを導入と試算している。同様に平成26年度及び27年度を試算すると、以下のとおり。
太陽光：平成26年度、27年度とも25年度と同程度の74億kWh
風力：平成26年度 27.2万kWh×24時間×365日×0.2＝4億8千万kWh
27年度 20.2万kWh×24時間×365日×0.2＝3億5千万kWh
平成26年度：78億8千万kWh×30％＝23.6億kWh
平成27年度：77億5千万kWh×30％＝23.2億kWh
したがって、[75億kWh＋78億8千万kWh＋77億5千万kWh]×30％＝69.4億kWh
目標値102億kWhに対して、本税制措置により3年間で69.4億kWhの導入が予測される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長(グリーン投資減税) (国税 33)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	○次の設備の即時償却の適用期限を1年間延長する(平成28年3月末まで)。 ・太陽光発電 ・風力発電
3	担当部局	厚生労働省医政局地域医療計画課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度 創設 (対象期間は平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで) 平成 24 年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 (平成 24 年 5 月 29 日から平成 25 年度 3 月 31 日までの 1 年間) 平成 25 年度 拡充・延長 ①太陽光発電設備(10kW以上)、風力発電設備(1万kW以上)の7%税額控除(中小企業者)又は即時償却について、コージェネレーション設備を対象に追加する。 ②ハイブリッド建設機械、電気自動車、電気自動車専用急速充電器等の7%税額控除(中小企業者)又は30%特別償却について、新たに中小水力発電設備、下水熱利用設備、定置用蓄電設備、LED照明、高効率空調、高断熱窓を対象設備に追加する。 適用期限を、①は平成 27 年 3 月 31 日まで、②については平成 28 年 3 月 31 日までの措置とする。 平成 26 年度 縮減 熱電併給型動力発生装置、熱併給型動力発生装置、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式誘導加熱炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、ガス冷房装置、高断熱窓設備、水蓄熱式冷凍機組込空気調和機、高効率照明設備を対象から削除する。
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭

		<p>素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>震災以降の原子力発電停止による火力発電の増加に伴い、温室効果ガス排出量は 2010 年度から 2 年で約 7%増加している。加えて、原発依存度を可能な限り低減させていく、という政権の方針の下、再生可能エネルギー導入の推進は極めて重要である。本年 4 月 11 日に閣議決定された新たな「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーについて、「2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」と掲げられており、その目標値については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指」すとされている。再生可能エネルギーの導入を最大限加速するためにも、他の施策と同様に本税制措置が必要。</p> <p><太陽光発電> 太陽光は 2012 年 7 月に開始された固定価格買取制度(FIT)により導入が進んだが、今後は①メガソーラー用地減少による中小規模へのシフト、②適地減少による追加費用発生、等を背景に導入ペースが鈍化する可能性もある。このような状況下で、今後も中小企業者等から再エネ全体の牽引役である太陽光発電への積極的投資を促すには、初期費用軽減効果の高い措置が必要である。</p> <p><風力発電> FIT 開始と同時期に大規模風力発電設備が環境アセス法の対象に追加されたこと(環境アセスの手続きには3~4年の期間が必要)、及び地域的に脆弱な送電網の問題等が要因となり、1万kW以上の風力の導入実績は年間 25万kW程度から5万kW程度に停滞。風力は大規模開発すれば火力並みの発電コスト(10円/kWh)が可能のため、今後の再エネの主たる担い手として重要であり、即時償却を延長することで、事業者に対し引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された今次エネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」と、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指」すことを明記。</p> <p>※2009 年 8 月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」「(2020 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は 13.5%(1,414 億 kWh))」及び 2010 年 6 月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030 年のエネルギー需給の姿」(2030 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約 2 割(2,140 億 kWh))。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I： 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1： 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1： 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 先般閣議決定されたエネルギー基本計画における、再生可能エネルギーの開発・利用を最大限加速化、を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 将来のエネルギーミックスに関しては、省エネルギーの取組の進展、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼働の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通しなどを見極めて示すこととしているが、再生可能エネルギーについては、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指」すことをエネルギー基本計画に明記。</p> <p>※2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%(1,414億 kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億 kWh))。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)がはかられ、再生可能エネルギーの導入が更に促進する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数</p> <p>平成24年度(実績) 17,410件 平成25年度見込み 103,064件 平成26年度見込み 103,074件</p> <p>※FITによる認定を受けて運転を開始した件数又は開始が見込まれる件数(太陽光10kW以上及び風力1万kW以上)</p>
		② 減収額	<p>平成23年度 232億円 平成24年度 271億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」) ※グリーン投資減税の対象設備全体の減収額。上記適用実態調査結果にはグリーン投資減税とエネ革税制の両方が記載されているので、あわせて示す。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成25年) 再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、その推移は下記のとおり。</p> <p>再生可能エネルギー累積導入量(設備容量:kW) 2011年度 1,860万kW 2012年度 2,242万kW 2013年度 2,960万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>太陽光発電累積導入量(設備容量:kW) 2011年度 531万kW 2012年度 728万kW 2013年度 1,432万kW</p>

			<p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>風力発電累積導入量(設備容量:kW) 2011年度 256万kW 2012年度 264万kW 2013年度 269万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年)</p> <p>グリーン投資減税の創設当時、目標で示された「再生可能エネルギー導入量の約1%」を「2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合21%(長期エネルギー需給見通し)」の内の1%であるとする、達成すべき数値は以下のとおり。</p> <p>$2,140 \text{ 億kWh} \div 21 = 102 \text{ 億kWh}$</p> <p>これを平成25年度から平成27年度の3年間で達成することとしている。平成25年度の導入実績を発電電力量に換算すると以下のとおり。</p> <p>太陽光: $704 \text{ 万kW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.12 = 74 \text{ 億kWh}$ 風力: $5 \text{ 万kW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 8,700 \text{ 万kWh}$</p> <p>上記約75億kWhのうちグリーン投資減税の直接的な寄与度はアンケート結果等より約3割と想定されることから、$75 \text{ 億kWh} \times 0.3 = 22.5 \text{ 億kWh}$</p> <p>従って、3年間のうち最初の1年では目標の約22%を達成した状況といえる。今後はより一層の加速的導入が必要である。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>上記計算結果から、平成25年度の即時償却の効果は22億kWhと見込まれることから、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の発電電力量が導入されることが想定される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度~平成25年度)</p> <p>本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。平成25年度の委託調査でFIT認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、事業者の約4割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しており、特に即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末まで</p>

			に約 27,000 件、約 4,000 億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	府省名	厚生労働省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充 (地方税 26) (法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットィングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みを検討する。</p> <p>○総額型の控除上限の引き上げ措置の恒久化(法人税額の 30%)を図る。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る。(恒久措置)</p> <p>・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の 10%)</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p>
3	担当部局	厚生労働省医政局経済課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 60 年度 創設(税額控除率 6%)</p> <p>昭和 63 年度 2 年間延長</p> <p>平成 2 年度 3 年間延長</p> <p>平成 5 年度 2 年間延長</p> <p>平成 7 年度 2 年間延長</p> <p>平成 9 年度 1 年間延長</p> <p>平成 10 年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成 11 年度 1 年間延長</p> <p>平成 12 年度 1 年間延長</p> <p>平成 13 年度 1 年間延長</p> <p>平成 14 年度 1 年間延長</p> <p>平成 15 年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の 3% 上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成 18 年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)の拡充</p> <p>税額控除率 3% 上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成 20 年度 増加額に係る税額控除(増加額の 5%)または売上高の</p>

			<p>10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成 21 年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成 21、22 年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の 20%から 30%へ引上げるとともに②平成 21、22 年度に生じる税額控除超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成 22 年度 2 年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成 24 年度 2 年間延長(同上)</p> <p>平成 25 年度 総額型の控除上限を 20%から 30%に引き上げ(2 年間の時限措置)</p> <p>平成 26 年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を 3 年間延長するとともに、増額型の控除率を定率 5%から 5%～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変わる仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間		<p>○総額型の控除上限の引き上げ措置の恒久化</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <p>・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の 10%)</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p>
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資額(平成 24 年度 17.3 兆円)の約 7 割(同 12.2 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成 28 年度までに対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す。数値水準としては、対 GDP 比 3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>特に、高付加価値型・知識集約型の医薬品・医療機器産業は、資源の乏しい我が国にとって経済成長を担う重要な産業であり、国民の生命・健康の維持・増進の観点から、世界最高水準の医薬品等を国民に迅速に提供することが期待されている。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比 4%以上)及び政府研究開発</p>

		<p>投資として目指す水準(対GDP比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 8 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 8-1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>○日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の 1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比 4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比 1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第 4 期科学技術基本計画(平成 23~27 年度)(平成 23 年 8 月閣議決定) II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略 2014(平成 26 年 5 月 23 日閣議決定) 第 3 章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3)イノベーションを結実させる</p>

			<p>①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている。」</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比 3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定 2014) また、中小企業は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対 GDP 比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金として企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	①	<p>適用数等</p> <p>国税及び地方税における中小企業利用実績 平成 20 年度 4,899 件 平成 21 年度 3,807 件 平成 22 年度 4,530 件 平成 23 年度 5,290 件 平成 24 年度 5,528 件</p> <p>【平成 20~22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23~24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (注)平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>

○国税利用実績
①減収額実績 ()内が中小企業者分(資本金1億円以下)
<総額型>
平成22年度 3,337億円(16億円)
平成23年度 2,848億円(45億円)
平成24年度 3,017億円(42億円)
平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)
平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)
<中小企業技術基盤強化税制>
平成22年度 165億円(164億円)
平成23年度 224億円(222億円)
平成24年度 212億円(209億円)
平成25年度 278億円(275億円)(見込み)
平成26年度 278億円(275億円)(見込み)
<オープンイノベーション型>
平成22年度 0.6億円(0億円)
平成23年度 0.4億円(0.1億円)
平成24年度 0.6億円(0億円)
平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)
平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)
②適用事業者(法人)数
<総額型>
平成22年度 2,611(504)
平成23年度 2,793(705)
平成24年度 3,297(842)
平成25年度 3,636(972)(見込み)
平成26年度 3,636(972)(見込み)
<中小企業技術基盤強化税制>
平成22年度 4,029(4,026)
平成23年度 4,603(4,585)
平成24年度 4,706(4,686)
平成25年度 5,430(5,412)(見込み)
平成26年度 5,430(5,412)(見込み)
<オープンイノベーション型>
平成22年度 91(28)

平成23年度 91(27)
平成24年度 100(32)
平成25年度 100(32)(見込み)
平成26年度 100(32)(見込み)
○地方税影響額実績
平成23年度 43億円
平成24年度 43億円
平成25年度 43億円(見込み)
平成26年度 43億円(見込み)
※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)
※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)
(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)
なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。
平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。
・平成24年度見込み
3,783件 12,032百万円(国税)
3,783件 2,082百万円(地方税)
・平成25年度見込み
3,783件 12,594百万円(国税)
3,783件 2,179百万円(地方税)

			<p>※平成 25 年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)</p> <p>平成 24 年度(実績)</p> <p>5,528 件 25,064 百万円(国税)</p> <p>※平成 25 年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)</p> <p>平成 24 年度(実績)</p> <p>影響額 4,252 万円(地方税)</p> <p>平成 24 年度適用件数及び適用金額については、平成 25 年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成 27 年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 461,786 百万円(4,801 百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 619 百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 27,846 百万円(27,509 百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 3,549 百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額>(別紙①、別紙②参照)</p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,749 百万円(310 百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照)</p> <p>事業年度 40 百万円</p> <p>平成 28 年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 475,640 百万円(4,945 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 638 百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 28,681 百万円(28,334 百万円)</p>
--	--	--	--

			<p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,655 百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,831 百万円(319 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 41 百万円</p> <p>平成 29 年度</p> <p>・総額型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 489,909 百万円(5,093 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 657 百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 29,541 百万円(29,184 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,765 百万円</p> <p>・オープンイノベーション型</p> <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,916 百万円(329 百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 42 百万円</p> <p>※平成 28、29 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成 27 年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3%増加する見込みであることから、平成 28 年度見込みについては、平成 27 年度見込みの 103%に相当する額、平成 29 年度についても平成 28 年度見込みの 103%に相当する額とした。</p> <p>(平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種</p> <p>(総額型控除上限 20%→30%適用企業)</p> <p>平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。</p> <p>【総額型控除上限 20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">業種名</th> <th style="width: 30%;">適用企業数</th> <th style="width: 40%;">(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>2919</td> <td>1893</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>423</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>366</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>243</td> <td>174</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	2919	1893	化学	423	237	電気機器	366	203	精密機器	243	174
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																
総計	2919	1893																
化学	423	237																
電気機器	366	203																
精密機器	243	174																

	医薬品	224	116
	食料品	190	145
	輸送用機器	152	58
	機械	136	87
	非鉄金属	102	58
	金属製品	102	87
	建設業	73	29
	鉄鋼	73	58
	卸売業	63	58
	その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

1. 減収額について
○地方税における減収額
影響額実績
平成 20 年度 43 億円
平成 21 年度 23 億円
平成 22 年度 30 億円
平成 23 年度 43 億円
平成 24 年度 43 億円

【平成 20～22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成 23～24 年度:総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考)国税における減収額
減収実績(うち、税法上の中小企業分)
平成 20 年度 2,881 億円(246 億円)
平成 21 年度 2,565 億円(131 億円)
平成 22 年度 3,726 億円(174 億円)
平成 23 年度 3,395 億円(234 億円)
平成 24 年度 3,952 億円(223 億円)

○増加型・高水準型における減収額
減収額実績
平成 20 年度 2.4 億円
平成 21 年度 1.0 億円
平成 22 年度 1.7 億円
平成 23 年度 2.1 億円
平成 24 年度 2.3 億円

(参考)減収実績額(うち、税法上の中小企業分)
平成 20 年度 178 億円(14 億円)
平成 21 年度 133 億円(6 億円)
平成 22 年度 224 億円(10 億円)
平成 23 年度 232 億円{増加型 116 億円、高水準型 116 億円}(12 億円)
平成 24 年度 266 億円{増加型 173 億円、高水準型 93 億円}(14 億円)

【平成 20～22 年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成 23～24 年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】

(減収額の算出方法)
「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

		<p>2. 利用実績について</p> <p>国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成 20 年度 4,899 件 平成 21 年度 3,807 件 平成 22 年度 4,530 件 平成 23 年度 5,290 件 平成 24 年度 5,528 件</p> <p>【平成 19～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型利用実績</p> <p>平成 23 年度 1,228 件 平成 24 年度 1,447 件</p> <p>○高水準型利用実績</p> <p>平成 23 年度 83 件 平成 24 年度 81 件</p> <p>【平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成 27 年度 総額型 ▲562 億円(▲12.4 億円) オープンイノベーション型 ▲27 億円(▲3.1 億円) (平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成 27 年度推計の根拠</p> <p>総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイ</p>
--	--	--

		<p>バージョン型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成 24 年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年)</p> <p>我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="1478 861 2103 1149"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 カ国 (出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」) リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																											
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																											
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																											
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																											
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																											
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																											
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											

水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年)

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標
官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

《今後の達成予測》
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。
なお、控除限度額が法人税額の20%までと縮小された場合、研究開発投資率が高い医薬品産業は、投資に見合った控除を十分に受けることができない等の弊害が生じる。また、時限措置では、長期安定的な研究開発投資の計画立案を行うことが困難である。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年～平成29年)

○日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上にする」の達成にむけ、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。
また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の恒久化
現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別格化(法人税10%)
・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)(中小企業者:12.4億円)【地方税1.6億円】
↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
・研究開発投資押し上げ額 1,309億円(中小企業者:29億円)【地方税:3.7億円】
↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
・単年度の減収(562億円分(中小企業者:12.4億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす

		<p>①GDP押し上げ効果: 5.627 億円(中小企業者: 124 億円)【地方税: 16 億円】</p> <p>②雇用創出効果: 約 6.7 万人(中小企業者: 約 1,500 人)【地方税: 約 190 人】</p> <p>③税収効果: 約 927 億円(中小企業者: 約 20 億円)【地方税: 約 2.6 億円】</p> <p>・平成 27 年度減収見込額 27 億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)(中小企業者: 3.1 億円)【地方税 0.4 億円】</p> <p>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</p> <p>・研究開発投資押上げ額 63 億円</p> <p>↓ GDP 押し上げ効果(マクロモデルによる計算)</p> <p>・単年度の減収(27 億円分(中小企業者: 3.1 億円))が、平成 27 年度～平成 36 年度までの 10 年間に及ぼす</p> <p>①GDP押し上げ効果: 270 億円(中小企業者: 31 億円)【地方税: 4 億円】</p> <p>②雇用創出効果: 約 0.3 万人(中小企業者: 約 340 人)【地方税: 約 44 人】</p> <p>③税収効果: 約 44 億円(中小企業者: 約 5.1 億円)【地方税: 約 0.7 億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
<p>相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・恒久化が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活する」という目標を達成するためには、今後 3 年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>(参考)</p>

		<p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。</p> <p>○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用27ヶ国のうち増加型のみは国はない。</p> <p>○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは国はない。</p> <table border="1" data-bbox="1478 239 2103 558"> <thead> <tr> <th colspan="4">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1478 271 1568 319"> </td> <td data-bbox="1568 271 1657 319"> </td> <td data-bbox="1657 271 1926 319"> 恒久措置 法人税法 </td> <td data-bbox="1926 271 2103 319"> 2008 大企業向け追加拠入金割合を引上げ(25%→30%) 2008-2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向け税額控除制度の導入 1999年時点 総額型 現行制度 総額型 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 319 1568 367"> </td> <td data-bbox="1568 319 1657 367"> </td> <td data-bbox="1657 319 1926 367"> 恒久措置 フランス税法 </td> <td data-bbox="1926 319 2103 367"> 2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除を創設 1999年時点 増加型 現行制度 総額型 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 367 1568 446"> </td> <td data-bbox="1568 367 1657 446"> </td> <td data-bbox="1657 367 1926 446"> 恒久措置 ※重点分野は 特例措置 租税特別措置法 </td> <td data-bbox="1926 367 2103 446"> 2008 重点分野(新成長動力及び産業技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。 1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②重点分野 総額型と増加型の選択制 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 446 1568 494"> </td> <td data-bbox="1568 446 1657 494"> </td> <td data-bbox="1657 446 1926 494"> 恒久措置 法人所得税法 </td> <td data-bbox="1926 446 2103 494"> 2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加 現行制度 総額型 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1478 494 1568 542"> </td> <td data-bbox="1568 494 1657 542"> </td> <td data-bbox="1657 494 1926 542"> 特例措置 内国歳入法 </td> <td data-bbox="1926 494 2103 542"> ※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。 1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型 ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>	主要国の研究開発税制の動向						恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金割合を引上げ(25%→30%) 2008-2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向け税額控除制度の導入 1999年時点 総額型 現行制度 総額型			恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除を創設 1999年時点 増加型 現行制度 総額型			恒久措置 ※重点分野は 特例措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び産業技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。 1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②重点分野 総額型と増加型の選択制			恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加 現行制度 総額型			特例措置 内国歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。 1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型 ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。
主要国の研究開発税制の動向																										
		恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金割合を引上げ(25%→30%) 2008-2012 中小企業向け追加拠入金割合を引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向け税額控除制度の導入 1999年時点 総額型 現行制度 総額型																							
		恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除を創設 1999年時点 増加型 現行制度 総額型																							
		恒久措置 ※重点分野は 特例措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び産業技術研究開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。 1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野 総額型 ②重点分野 総額型と増加型の選択制																							
		恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加 現行制度 総額型																							
		特例措置 内国歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。 1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型 ※ 増加型と総額型の特性をもった制度。																							
<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>		<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に</p>																								

			取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年9月

平成25年度、平成26年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成24年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673百万円（うち中小企業：4,163百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164百万円（うち中小企業：20,901百万円）

オープンイノベーション型：平成23年度適用件数：91（27）

平成23年度適用総額：41百万円（8）

平成24年度適用件数：100（32）

平成24年度適用総額：63百万円（4）

○平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成24年度実績）

総額型 平成24年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271百万円（カバー率：60.75%）

（平成24、25年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成25年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535百万円

平成25年度推計件数：548÷15.07%=3,636

総額：280,535百万円÷60.75%=461,786百万円

うち、中小企業分（平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績）

総額型 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成25年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746百万円

平成25年度推計件数：164÷16.86%=972

総額：746百万円÷15.54%=4,801百万円

オープンイノベーション型：平成25年度適用件数 100社

平成25年度適用総額 63百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成24年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績）

平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成25年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866百万円

平成25年度推計件数：164÷3.02%=5,430

総額：866百万円÷3.11%=27,846百万円

うち資本金1億円以下

平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成25年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866百万円

平成25年度推計件数：164÷3.03%=5,412

総額：866百万円÷3.15%=27,509百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7+14.6/33+59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12+9/64+68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10/15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9% = 619.3百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額 = 法人税の減収額 × 税率12.9% (※)

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9% = 3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9% = 40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	社会保険診療報酬に係る非課税措置	府省名	厚生労働省
税目	法人事業税、個人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（医療機関数の推移）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について平成23年度及び24年度しか把握されていないため、25年度の適用額を明らかにする必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成23年度及び24年度しか把握されていないため、25年度の減収額を明らかにする必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本措置の適用により、平成21年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本措置の適用により、平成21年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、「地域における医療提供体制を維持する。」という本措置により達成しようとする目標は達成できていると考えられる。今後においても、地域における医療提供体制を維持するためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効であると考えられることから、恒久措置として本措置を継続することが妥当である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別添資料のとおり。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は、国民皆保険の下、社会保険診療を行う全ての医療機関等に適用されるため、その適用に当たり偏りが無いことは明白である。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づく適用実態調査結果として課税標準額が掲載されているため、引用したところ。医療法人と個人の事業税率を乗じて算出すると以下のとおり。

平成24年度 【単位：百万円】

開設主体	課税標準額	事業税率	減税額
医療法人	774,715	6.6%	51,131
個人	1,328,084	5.0%	66,404
合計	2,102,799		117,535

平成23年度 【単位：百万円】

開設主体	課税標準額	事業税率	減税額
医療法人	753,311	6.6%	49,719
個人	1,335,956	5.0%	66,798
合計	2,089,267		116,517

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

平成25年10月1日現在の医療施設動態調査の結果を反映した測定指標は以下のとおり。

	H21.10.1	H22.10.1	H23.10.1	H24.10.1	H25.10.1
医療機関数	176,471	176,878	176,308	177,191	177,769

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、社会保険診療を行う全ての医療機関等に適用されるため、地域における医療提供体制を維持するという政策目的を達成する上で、補助金等に比べて有効であることが明らかである。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

社会保険診療を行う全ての医療機関を対象とした同様の政策は他にない。

④ 適用数等の実績把握(評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)

単位:千円

開設主体	病院		診療所	
	医療法人	個人	医療法人	個人
医療収入(年間)①	1,598,850	851,421	104,052	91,835
社会保険診療報酬(年間)②	1,492,095	783,321	138,718	79,394
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	93.3%	92.0%	84.6%	86.5%
医療費用(年間)④	1,541,044	761,244	154,216	64,798
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	1,437,794	700,345	130,467	56,050
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	54,301	82,977	8,251	23,344
開設者別施設数⑦	5,708	348	37,706	45,645
黒字率⑧:注1	72.4%	92.9%	70.1%	95.1%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	4,133	323	26,432	43,408
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	224,403,377	25,888,138	218,086,634	887,429,507
事業税率⑪	6.6%	5.0%	6.6%	5.0%
減税額⑫	14,810,838	1,284,407	14,384,378	44,371,475

開設主体	産科診療所	
	医療法人	個人
医療収入(年間)①	75,738	42,318
社会保険診療報酬(年間)②	59,188	35,891
社会保険診療収入率(年間)③=②/①	78.1%	84.8%
医療費用(年間)④	70,639	31,354
(うち社会保険診療のための費用(年間))⑤	55,203	26,592
社会保険診療による医療収支差額(年間)⑥=②-⑤	3,985	9,299
開設者別施設数⑦	11,481	56,378
黒字率⑧:注1	62.4%	95.7%
開設者別利益計上・黒字施設数⑨=⑦×⑧	7,164	53,954
社会保険診療による医療収支差額合計(年間)⑩=⑥×⑨:注2	28,547,570	345,242,169
事業税率⑪	6.6%	5.0%
減税額⑫	1,884,140	17,282,108

減税額の合計 (病院、診療所、産科診療所の合計)	94,017,144
要項の措置の適用対象見込み (各表⑫の合計)	135,414

出典:「平成25年実施第19回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告」(厚生労働省)・「平成24年医療施設動態調査」(厚生労働省)

注1: 医療法人・個人の黒字率は平成25年実施第19回医療経済実態調査(医療機関等調査)報告「機能別集計表-損益率の分布を基に施設毎の黒字率を算出。

注2: 個人が開設者の場合は、⑩=⑥×⑨-事業主控除290万円×⑨にて算出

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	社会保険診療報酬に係る非課税措置(地方税)(法人事業税:義、個人事業税:外)
2	租税特別措置等の内容	社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税を非課税とする。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国民皆保険制度の下で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格により、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 (医療法第1条の3) 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療機関数の推移。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。</p>

8	有効性等	①: 適用数等	135,414件/年 ※平成25年11月実施第19回医療経済実態調査及び平成24年医療施設調査より推計								
		②: 減収額	地方税法に基づく適用実態調査結果 平成24年度 課税標準額 2,102,799百万円 (個人事業税 1,328,084百万円) (法人事業税 774,715百万円) 平成23年度 課税標準額 2,089,267百万円 (個人事業税 1,335,956百万円) (法人事業税 753,311百万円)								
		③: 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21~24年度) 本措置の適用により、平成21年度以降、医療機関数は横ばいで推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>医療機関数</td> <td>176,471</td> <td>176,878</td> <td>176,308</td> <td>177,191</td> </tr> </table> <small>※医療施設動態調査から(各年10月1日現在)</small> 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20~25年度) 労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中で、地域における良質かつ必要な医療提供体制を確保していくためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効である。		21	22	23	24	医療機関数	176,471	176,878
	21	22	23	24							
医療機関数	176,471	176,878	176,308	177,191							
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本措置による下支えが必要である。								
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—								
		③: 地方公共団体が協力する相当性	—								
10	有識者の見解	—									
11	評価結果の反映の方向性	—									
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—									

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置	府省名	厚生労働省
税目	法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（医療法人数の推移）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置の目的は、地域における医療提供体制を維持することであり、医療法人が開設主体である医療機関数の推移を見る限り、微増で推移していることから、幅広く医療法人の経営基盤の下支えがなされていることが分かる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成23年度及び24年度しか把握されていないため25年度の減収額を明らかにする必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本措置の適用により、平成21年度以降、医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

本措置の適用により、平成21年度以降、開設者が医療法人の医療機関数は横ばいで推移しており、「地域における医療提供体制を維持する」という本措置により達成しようとする目標は達成できていると考えられる。今後においても、地域における医療提供体制を維持するためには、極めて高い公共性を有する医療について、本措置による下支えが有効であると考えられることから恒久措置として本措置を継続することが妥当である。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

「平成24年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）第9表（企業組合及び医療法人）」において記載されている、利益を計上している医療法人数の合計を適用件数として用いている。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

本措置は、全ての医療法人を対象として適用されるものであり、その適用に当たり偏りはなく、地域における医療提供体制を維持するという政策目的を達成する上で、有効である。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成25年10月1日現在の医療施設動態調査の結果を反映した測定指標は以下のとおり。

	H21.10.1	H22.10.1	H23.10.1	H24.10.1	H25.10.1
開設者が医療法人の医療機関数	51,473	52,356	53,645	54,896	56,180

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

本措置の目的は、地域における医療提供体制を維持することであり、医療法人が開設主体である医療機関数の推移を見る限り、微増で推移していることから、幅広く医療法人の経営基盤の下支えがなされていることが分かる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本措置は、全ての医療法人を対象として適用されるため、地域における医療提供体制を維持するという政策目的を達成する上で、補助金等に比べて有効であることが明らかである。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

全ての医療法人を対象とした同様の政策は他にない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置（地方税）（法人事業税：義）
2	租税特別措置等の内容	医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年400万円を超える金額について軽減措置を講じる。
3	担当部局	厚生労働省医政局総務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和27年度創設 毎年要望の結果、存続
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。 《政策目的の根拠》 医療法において、国民の健康の保持に寄与するため、国及び地方公共団体の責務として「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る」ことが規定されている。 （医療法第1条の3） 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 医療法人数の推移。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地域における医療提供体制が維持される。
8	有効性等	① 適用数等 31,196件/年 ※平成24年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）より推計
		② 減収額 地方税法に基づく適用実態調査結果 平成24年度 税額 1,724百万円 平成23年度 税額 1,791百万円

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 地域における医療提供体制が維持されている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21～24年度)</p> <p>本措置の適用により、平成21年度以降、医療法人数は微増で推移しており、地域における医療提供体制が維持されている。</p> <table border="1" data-bbox="472 323 958 387"> <thead> <tr> <th></th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設者が医療法人の医療機関数</td> <td>51,473</td> <td>52,356</td> <td>53,645</td> <td>54,896</td> </tr> </tbody> </table> <p>※医療施設動態調査から(各年10月1日現在)</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成20～25年度)</p> <p>医療は労働集約型で他の法人に比べて人件費の負担が重くならざるを得ないという経営上の制約の中、地域における良質かつ適切な医療提供体制を確保していくためには、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分について、本措置による経営の下支えが有効である。</p>		21	22	23	24	開設者が医療法人の医療機関数	51,473	52,356	53,645	54,896
	21	22	23	24								
開設者が医療法人の医療機関数	51,473	52,356	53,645	54,896								
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>医療提供体制の中核を担う医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには、医療従事者が萎縮することなく安定した経営ができるよう、他の営利法人とは異なる医療法人への本措置による経営の下支えが必要である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>										
10	有識者の見解	—										
11	評価結果の反映の方向性	—										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—										

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の医療法人の法人税率の特例	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		○
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（事業の内容が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営される医療法人の助成を図る）の根拠が租税特別措置法とされているが、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。
 - 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（特定の医療法人の承認件数）は、租税特別措置等による適用数等そのものであり、達成目標を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される特定の医療法人の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- 【過去の実績】
- 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「特定医療法人の承認数は増加しており、本税制措置は公的に運営される医療法人の助成に資するものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について平成 25 年度しか把握されていないため分析対象期間の年度ごとに適用件数を明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「特定医療法人数は、230（平成9年3月末）から375（平成25年3月末）に増加している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
本措置については、「特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する」ことを達成目標とし、昭和39年に制度が創設された。本措置創設後、法人数が増加してきたところであるが、平成19年度に社会医療法人制度が創設されて以降、20年3月の412法人をピークに、その法人数は徐々に減少し、ここ3年間は、375法人と横ばいの状況である。
法人数の減少については、社会医療法人への移行によるものが主な理由であるが、その一方で、過去3年間における特定医療法人の新規認定数は11～15法人あり、特定医療法人へのニーズはあると考えられることから、達成目標が達成しているものと考えられる。
引き続き地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供するためには、特定医療法人の経営基盤の支援を図ることが必要であると考えられることから、恒久措置として本措置の継続が必要である。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
特定医療法人の平成25年度末の数は375法人となる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
本措置は、全ての特定医療法人を対象として適用されるため、「事業の内容が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営される医療法人の助成を図る」という政策目的を達成する上で、補助金等に比べて有効であることが明らかである。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の医療法人の法人税率の特例 (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	医療法人は、法人税法上、普通法人として扱われるが、財団たる医療法人又は社団たる医療法人で持分の定めのないものうち、公益の増進に著しく寄与する等の要件を備えるものとして、国税庁長官の承認を受けたもの(社会医療法人を除く。)については、法人税率を公益法人等並の19%(連結:20%)とする。 <特定医療法人の承認要件(措令39の25)> (1) 各事業年度において、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の厚生労働大臣の証明書の交付を受けること。 (2) 法人の運営組織が適正であるとともに、役員等の総数のうち特殊関係のある者の占める割合が3分の1以下であること。 (3) 設立者、役員、その他の関係者に対し、特別の利益を与えないこと。 (4) 解散した場合の残余財産が、国、地方公共団体又は他の財団たる医療法人若しくは持分の定めのない社団たる医療法人に帰属する旨を定めていること。 (5) 法令に違反する事実、その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠べし、又は仮装して記録又は記載をしている事実その他公益に反する事実がないこと。
3	担当部局	厚生労働省医政局医療経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 事業の内容が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営される医療法人の助成を図る 《政策目的の根拠》 租税特別措置法第67条の2、68条の100 租税特別措置法施行令第39条の25
		② 政策体系における政策目的の位置付け (基本目標) I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標) 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること (施策目標) 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定の医療法人の承認件数
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により特定医療法人の経営基盤の支援を図ることができ、地域住民に必要な医療を継続して提供できる。
8	有効性等	① 適用数等 特定医療法人の承認数:375法人(平成25年3月末)
		② 減収額 48,776,013千円(平成23年度) 59,427,513千円(平成24年度)
	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~24年度) 軽減税率(19%)を適用することにより、税負担が軽減され、経営基盤の支援に資するものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~24年度) 特定医療法人数は、230(平成9年3月末)から375(平成25年3月末)に増加している。 《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度~24年度) 特定医療法人の承認数は増加しており、本税制措置は公的に運営される医療法人の助成に資するものである。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本税制措置は、医療提供体制のより安定的な確保に資するものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 医療法人に対する医療施設の施設・設備の整備等に対しての助成は行っているが、特定医療法人が設置する医療機関の経営安定化のための補助金等はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性 —
10	有識者の見解	—
11	評価結果の反映の方向性	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の協同組合等の法人税率の特例	府省名	厚生労働省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（消費生活協同組合等の財政基盤の安定・強化を図ることにより、地域社会への貢献等、相互扶助組織の社会的、公共的役割の持続的な実施を確保する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（自治体との「地域見守り等に関する協定」締結状況）は、地方公共団体の実施する見守りに係る取組等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「本租税特別措置等により、本来の課税より一定額の減収が生じていますが、その結果として、経営基盤所安定・強化が図られつつあり、「消費生活協同組合等と地域見守り協定を締結した自治体数が平成24年7月末：59、25年3月末：296、26年3月末：677」と増加している。高齢化が進んでいる地域社会において、単身高齢者等の見守りは重要な課題であり、地域見守り協定の締結を通じてきめ細かい社会的、公共的役割を果たす基盤が形成されている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用者数の過去の実績について平成22年度から24年度までしか把握されていないため、25年度の適用者数を明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「消費生活協同組合等と地域見守り協定を締結した自治体数が平成24年7月末：59、25年3月末：296、26年3月末：677」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄の補足説明）
消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）は第1条で「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民の生活の安定と生活文化の向上を期する」とその目的を規定している。また、第9条における生協の事業につき組合員への「最大奉仕の原則」として「営利を目的としてその事業を行ってはならない」とし、第10条第1項第1号に掲げるような供給・利用事業や組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業などを通し、その社会的役割、公共的役割について目的を果たしている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
国税庁統計年報書によれば、本租税特別措置等の適用者数の実績については、平成22年度670組合、23年度661組合、24年度648組合となる。
- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
本租税特別措置等により、本来の課税より一定額の減収が生じているが、その結果として、経営基盤所安定・強化が図られつつあり、「消費生活協同組合等と地域見守り協定を締結した自治体数が平成24年7月末：59、25年3月末：296、26年3月末：677」と増加している。高齢化が進んでいる地域社会において、単身高齢者等の見守りは重要な課題であり、地域見守り協定の締結を通じてきめ細かい社会的、公共的役割を果たす基盤が形成されている。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の協同組合等の法人税率の特例 (国税)(法人税:義) (地方税)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	租税特別措置等の内容	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(消費生活協同組合等が含まれる。)について、各事業年度の所得に対する法人税の額は19%となっているが、租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する一定の協同組合(消費生活協同組合等が含まれる。以下「大規模協同組合」という。)の所得のうち10億円を超える金額については、税率を22%とする。 (平成11年度改正より前は、大規模協同組合の所得のうち10億円を超える金額に係る特例税率は30%であった。)
3	担当部局	社会・援護局地域福祉課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 平成11年
6	適用期間	期限なし(法人税法本則)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《特例により実現しようとする政策目的》 協同組合の非営利の相互扶助組織としての社会的役割、公共的役割を果たし続けるための財政基盤の確立。 《政策目的の根拠》 法人税法第66条第3項
		② 政策体系における政策目的の位置付け 基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標2 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標1 地域社会のセーフティーネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		③ 達成目標及び測定指標 《特例により達成しようとする目標》 消費生活協同組合等は人と人のとの結合による組織であり、組合員のニーズを満たすことを目的として活動している。 また、組合員のニーズのみならず地域社会のニーズに取り組む相互扶助組織として、食育、子育て支援、福祉活動等の取組といった社会的役割、自治体との地域見守り支援や災害発生時の支援等の協定といった公共的な役割を果たしている。 こういった消費生活協同組合等の財政基盤の安定・強化を図ることにより、地域社会への貢献等、相互扶助組織の社会的、公共的役割の持続的な実施を確保する 《特例による達成目標に係る測定指標》 消費生活協同組合等の社会的取組の充実 (参考)自治体との「地域の見守り等に関する協定」締結状況 平成24年度末 57組合が296自治体と締結(自治体の重複含む) 平成25年度末 80組合が677自治体と締結(") 《政策目的に対する特例の達成目標実現による寄与》 法人税率の軽減により、協同組合の経営基盤の安定・強化を図ることがで

8	有効性等	① 適用数等 (消費生活協同組合等) 全国の消費生活協同組合等数 963(平成23年度末)										
		② 減収額 -										
		③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》 軽減税率(19%)を適用により、財政基盤の安定化が確保され、社会的取組の充実に図られているものとする。 《特例による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成24年7月～平成26年3月) 社会的取組の一例としての自治体との地域見守り協定の推移 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H24.7末</td> <td>H25.3末</td> <td>H26.3末</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>23</td> <td>57</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>締結自治体数</td> <td>59</td> <td>296</td> <td>677</td> </tr> </table> 《税收減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成24年7月～平成26年3月) 主に宅配事業を行う組合が自治体と締結し、事業と一体的に行っている地域見守り協定の締結数は、2年半の間で実施組合数、締結自治体数ともに増大しており、消費生活協同組合等が行う社会的、公共的取組の充実に、地域社会に大きく寄与している。		H24.7末	H25.3末	H26.3末	組合数	23	57	80	締結自治体数	59
	H24.7末	H25.3末	H26.3末									
組合数	23	57	80									
締結自治体数	59	296	677									
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 消費生活協同組合等は、利用者である地域住民自らが組織する自主自立の「組合員の生活の文化的・経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。 補助金等による助成ではなく税負担の軽減措置の継続により、組合の自主的な運営が確保されつつ、安定的な財政基盤が確保され、ひいては、組合事業と一体的に取り組んでいる「高齢者等の見守り支援」等の社会貢献活動の充実に図ることができる。										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 消費生活協同組合等の経営安定化のための助成、補助金等はない。										
		③ 地方公共団体が協力する相当性 消費生活協同組合等は、組合員のニーズのみならず地域社会のニーズに取り組む相互扶助組織として、食育、子育て支援、福祉活動等の取組といった社会的役割、自治体との地域見守り支援や災害発生時の支援等の協定といった公共的な役割を果たしており、各地方公共団体における地域福祉の充実に貢献している存在である。										
10	有識者の見解	-										
11	評価結果の反映の方向性	-										
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-										

農林水産省

番号	制度名
農林水産省	
農水01	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（（1）食品企業者関係）
農水02	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）
農水03	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）
農水04	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）
農水05	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）
農水06	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
農水07	振興山村における工業用機械等の特別償却
農水08	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
農水09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
農水10	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
農水11	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
農水12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例
農水13	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長
農水14	技術研究組合の所得計算の特例

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（（1）食品企業者関係）	府省名	農林水産省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（売上額D I）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて、過去の実績と所期の想定を比較せず、制度が説明されているにとどまるため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小商業・サービス業の平成25年度の売上高D Iは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置の効果として、…設備投資が売上げの安定化や向上に資する」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、28年度までの売上額D Iが予測されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

所期における具体的な目標は「平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上額D Iを安定的に向上させていくことである。

この点において、中小企業景況調査（独立行政法人中小企業基盤整備機構）によれば、平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iは次のとおり。

	平成26年第1四半期	26年第2四半期
卸売業	▲2.9	▲34.4
小売業	▲19.9	▲37.5
サービス業	▲12.1	▲18.2

（注）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

平成26年第2四半期は、消費税率引上げの影響により売上額D Iのマイナス幅が大きくなっている。本措置が導入された平成25年度の各四半期の売上額D Iは、25年第1四半期のものに比べていずれも上回っているなど、本措置導入後、売上額D Iは安定的な向上が認められたところであり、更なる消費税率の引上げを見据え、引き続き本措置が必要。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

平成27年10月には消費税率10%への引上げが検討されているところ、27年第3四半期の中小商業・サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上高D Iを安定的に向上させていくことを目標とする。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別添1のとおり。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年に評価を実施した際は、25年度に2,620件の適用実績を予測していたところ。対して、平成25年度の適用数の推計は2,688件であり、ほぼ想定どおりの適用実績があったといえる。

なお、制度自体が一定業種だけを適用の対象としており、一定の業種だけにしか適用されていない実績は想定しているとおりの事象。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成28年度適用件数

平成28年度：2,257件

試算根拠は別添1のとおり。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成25年度の法人税の減収額（食品企業者関係）

3,621百万円

試算根拠は別添1のとおり。

平成25年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は次のとおり。

法人住民税 6億円（190億円×0.173×0.185^(注)）

法人事業税 15億円（190億円÷0.23（法人税率）×0.096×0.185^(注)）

^(注) 食料品卸・小売・サービス業種割合

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

法人税の減収額の将来推計額（食品企業者関係）

平成26年度 2,252百万円

27年度 2,252百万円

28年度 2,252百万円

試算根拠は別添2のとおり。

法人住民税・法人事業税の減収額は次のとおり。

	平成26年度	27年度	28年度
法人住民税	4億円	3億円	3億円
法人事業税	9億円	9億円	9億円

法人住民税（平成26年度） 2,252×0.173

（平成27年度及び28年度） 2,252×0.129

法人事業税（平成26年度） (9,791^(注1)×0.053) + (519^(注2)×0.81)

（平成27年度及び28年度） (9,791^(注1)×0.067) + (656^(注2)×0.432)

^{(注) 1} 9,791=2,252（国税減収見込額）÷0.23（法人税率）

² 519=9,791×0.053

656=9,791×0.067

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

設備投資が売上げの安定化や向上に資すると考えられる。

適用実績等積算資料

（別添1）

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除
（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（(1)食品企業者関係）

（根拠条項：租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5の3、第42条の12の3、第68条の15の4）

1. 適用件数見込み

(1) 平成26年度：2,688件^(注1) × ▲16.0%^(注2) = 2,257件

(2) 平成27年度及び28年度：26年度と同程度と推定。

^{(注) 1} 平成25年度適用件数推計

² 平成26年度の投資額増減率（対前年度比）見込み（出典：日銀短観）

2. 平成25年度適用件数（推計）

(1) 中小商業・サービス業全体の平成25年度適用実績（経済産業省推計）

14,528枚・・・（平成25年度の証明書発行枚数）【a】

(2) (1)の内の食料品卸・小売・サービス業種の証明書発行枚数を推計

【a】×18.5%^(注) = 2,688枚

^(注) 食料品卸・小売・サービス業種割合（平成25年度中小企業実態基本調査より推計）

3. 適用件数（単位：件）

区分	平成25年度 （推計）	26年度 （見込み）	27年度 （見込み）	28年度 （見込み）
適用件数	2,688	2,257	2,257	2,257

4. 平成25年度適用実績額（推計）

20,000百万円^(注1) - 427百万円^(注2)

= 19,573百万円【b】（商業・サービス業の適用実績額（推計））

【b】×18.5%^(注3) = 3,621百万円

^{(注) 1} 平成25年度税制改正の大綱における減収見込額

² 平成27年度税制改正要望書「特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（(2)農林水産業関係）」における平成25年度適用実績

³ 食料品卸・小売・サービス業種割合（平成25年度中小企業実態基本調査より推計）

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制） （（１）食品企業者関係） （国税12・地方税22（自動連動））（所得税：外、法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。
3	担当部局	食料産業局企画課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年度創設
6	適用又は延長期間	2年間（平成28年度末まで）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの魅力向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成24年10月26日） ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

平成26年度から28年度までの減収額について(食品企業者関係)

(別添2)

単位:百万円

番号	項目	平成26年度	27年度	28年度	備考
①	建物・構築物・建物附属設備、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額(資本金1億円以下)	1,183,134	1,183,134	1,183,134	①平成25年中小企業実態基本調査報告書から24年度の左記項目投資額を算出。 ②平成25年度以降については、日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)」から試算。24→25年度の増減率(+19.8%)、25→26年度の増減率(計画)(-16.0%)から26年度を算出。
②	①に占める建物附属設備、工具・器具・備品購入額の割合	36%	36%	36%	平成24年度民間企業投資・除却調査結果
③	建物附属設備、工具・器具・備品購入額(①×②)	425,928	425,928	425,928	
④	要件価額以上での取得割合	0.84	0.84	0.84	中小企業税制に関するアンケート調査結果
⑤	適用対象となる取得価額(③×④)	357,780	357,780	357,780	
⑥	⑤のうち、特別償却利用額(⑤×0.84)	300,535	300,535	300,535	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑦	⑤のうち、税額控除利用額(⑤×0.16)	57,245	57,245	57,245	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑧	特別償却の減収分(⑥×0.3(注1)×0.23(注2)×0.5(注3)×0.185(注4))	1,918	1,918	1,918	(注1)特別償却30% (注2)法人税率 (注3)利益法人割合 (注4)食料品卸・小売・サービス業種割合(平成25年度中小企業実態基本調査より推計)
⑨	税額控除の減収分(⑦×0.07(注1)×0.5(注3)×0.9(注5)×0.185(注4))	334	334	334	(注1)税額控除7% (注3)利益法人割合 (注4)食料品卸・小売・サービス業種割合(平成25年度中小企業実態基本調査より推計) (注5)有効控除割合
⑩	減収分合計(⑧+⑨)	2,252	2,252	2,252	

※平成27年度及び28年度については、26年度と同程度と推定。

		<p>《中目標》 食料の安定供給の確保 《政策分野》 食品産業の持続的な発展</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上高DIの変動</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 平成25年度:2,688件 平成26年度:2,257件 平成27年度:2,257件 (農林水産省試算)(食品企業者関係)</p> <p>② 減収額 平成25年度:200億円 (平成25年度税制改正の大綱等)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、平成25年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年1月～平成26年6月) 中小商業・サービス業の平成25年度の売上高DIは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている。</p> <p>＜中小商業・サービス業の売上高DIの推移＞</p> <p>出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～平成29年3月) 本特例措置が延長されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成26年3月) 本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、平成25年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。 また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本税制は、全般的な商業・サービス業の経営状況の底上げを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。 なお、設備投資に当たり、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としているとともに、対象設備は限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。</p>

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、機械・装置の投資促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としており、制度の目的及び対象設備が異なる。</p> <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、事業税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係） （国税13）（地方税23）（法人税、法人住民税、事業税：義、所得税：外）
2	要望の内容	農林漁業者及び中小企業者（農業協同組合等を含む。以下「農林漁業者等」という。）が経営改善設備を取得した場合の以下の特別償却及び税額の特別控除の選択適用制度を2年延長する。 【制度の概要】 （1）対象業種：農業、林業、漁業、協同組合等 （2）対象事業者：青色申告書を提出する農林漁業者等 （3）対象設備：①建物附属設備（取得価額1台60万円以上） ②器具・備品（取得価額1台30万円以上） （4）特例内容：取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用
3	担当部局	生産局農産部農産企画課、畜産部畜産企画課／経営局協同組織課／林野庁経営課、木材産業課／水産庁水産経営課 （参考：要望取りまとめ：水産庁水産経営課）
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設：平成25年度
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成27年10月に予定されている消費税の引上げに伴う駆け込み需要やその反動等による経営への悪影響を最小限に抑え、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林漁業者等の経営の安定と活性化を図る。 《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成24年3月30日閣議決定） ・中小企業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。

		○消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部決定） V. 税制上・予算上の措置等 ・その他、消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	[大目標] 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 [中目標] 食料の安定供給の確保 農業の持続的な発展 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 [政策分野] 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 林業の持続的かつ健全な発展 林産物の供給及び利用の確保 漁業経営の安定
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成27年10月に予定されている消費税の引上げに伴う事務負担の増加や消費税引上げ前の駆け込み需要と引き上げ後の反動での需要減少などの状況が考えられるなかで、消費税の税率引上げに伴う価格の上昇について消費者の納得感が得られるよう、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することにより、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備し、消費税率引上げに伴う影響への対応を行う。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 上記の《租税特別措置等により達成しようとする目標》により、設備の導入・更新が促進されることから、本特例措置を受けた投資額を測定指標とする。 なお、当該測定指標は、経済情勢など他の要因の影響を受けるものであることから、本特例措置の寄与の度合いを定量的に特定することは困難である。 また、本特例措置は、平成25年度に創設されて1年余りしか経過して

			<p>おらず、アンケート調査による寄与度を調査した場合もサンプル数が少なく、正確で信頼性の高い寄与度を設定することが困難である。</p> <p>このため、今後の方針として、本特例措置の期間（2年間）で一定のサンプル数が確保された上で農林漁業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置を受けた投資額について、本特例措置がなかった場合と比較した増加分を分析することにより、本特例措置の直接的な効果（寄与度）を事後検証することとする。</p> <p>なお、アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備導入の目的、導入した設備名 ・本特例措置が、設備導入の動機（きっかけ）となったか ・今後も本特例措置を活用したいか など <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>25年度 （実績）</th> <th>26年度 （見込）</th> <th>27年度 （見込）</th> <th>28年度 （見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>投資額</td> <td>6,375</td> <td>6,375</td> <td>6,375</td> <td>6,375</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 25年度の協同組合に係る投資額については、農林水産省調査の集計値（実績値）。</p> <p>※ 25年度の法人経営体に係る投資額については、1台当たりの取得価額に適用件数を乗じて計算した推計値。（取得価額及び適用件数の考え方については、別添2-2、3-3、4-2参照）</p> <p>※ 26～28年度の投資額については、25年度の実績・推計値を基に算出している。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られることによって、農林漁業者等の経営改善が図られ、売上げの維持・向上によって経営の安定・地域の活性化に寄与している。</p>	区分	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	投資額	6,375	6,375	6,375	6,375
区分	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）									
投資額	6,375	6,375	6,375	6,375									
8	有効性等	① 適用数等	<p style="text-align: right;">（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25年度 （実績）</th> <th>26年度 （見込）</th> <th>27年度 （見込）</th> <th>28年度 （見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>256</td> <td>256</td> <td>256</td> <td>256</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠については、別添2～4参照。</p> <p>※ 所得税については、農林漁業の個人事業者について把握するのは困難であるため、協同組合を対象に調査を行ったところである。</p> <p>適用件数については、25年度の制度要望時においては、約58千件を適用見込件数としていたが、これは要望時において、①適用見込件数に個人事業者（所得税）等が含まれていたこと、②対象設備に機械・装置（取得価額1台30万円以上）が含まれていたことにより適用見込件数が過大であったことが考えられる。</p> <p>このため、</p> <p>① 農林水産省では、政策評価法上で事前評価が義務付けられた法人税関係の租税特別措置のみ、新設、拡充、延長時にそれぞれ評価を行っているが、25年度の制度要望時は、所得税（個人事業者）の適</p>	年度	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	適用件数	256	256	256	256
年度	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）									
適用件数	256	256	256	256									

			<p>用見込件数を含んでいたため、今回の評価に当たっては所得税分の適用見込件数（約35千人）は除外する。</p> <p>② 前回の適用見込件数に含まれていた食品企業者（約7千人）については、別途事前評価書が作成されるため、当該農林漁業者等の適用見込件数からは除外する。</p> <p>③ 対象外となった対象設備（機械・装置）については、「第110回中小製造業設備投資動向調査（2013年度実績）」（株）日本政策金融公庫2014年6月公表）により、設備投資全体額に占める器具・備品等の割合（約10%）を元に適用見込額を推計する。</p> <p>の方法によって、再度適用見込件数を算出することとし、その計算結果から所期の想定は約1,600件が適当である。</p> <p>この結果、今年度の適用見込実績は256件と適用見込件数の16%に止まっているが、この要因としては、消費税引上げに伴う経済対策及び成長力強化のために前倒しで決定された「民間投資活性化のための税制改正大綱」（平成25年10月）において「生産性向上設備投資促進税制の創設」や「中小企業投資促進税制の拡充」など設備投資を促進する新たな税制が措置されたことで、事業者が設備投資減税の選択肢が増え、より節税効果の高い税制を利用したことが考えられる。</p> <p>本特例措置の適用対象は、農林漁業者等であるが、実績として想定外に特定の者に偏っているものではない。</p> <p>本特例措置は、25年度に創設されたものであり、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いることが出来ないため、25年度の適用件数については、農林水産省調査によって集計した実績値及び推計値を使用している。また、26年度から28年度までの適用見込件数については、25年度の実績値・推計値を基に算出している。</p>															
		② 減収額	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>25年度 （実績）</th> <th>26年度 （見込）</th> <th>27年度 （見込）</th> <th>28年度 （見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国 税</td> <td>417</td> <td>436</td> <td>441</td> <td>441</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>82</td> <td>85</td> <td>67</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 算定根拠については、別添2～4参照。</p> <p>本特例措置は、25年度に創設されたものであり、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いることが出来ないため、25年度の減収額については、農林水産省調査によって集計した実績値及び推計値を使用している。また、26年度から28年度までの減収見込額については、25年度の実績値・推計値を基に算出している。</p>	年度	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）	国 税	417	436	441	441	地方税	82	85	67	67
年度	25年度 （実績）	26年度 （見込）	27年度 （見込）	28年度 （見込）														
国 税	417	436	441	441														
地方税	82	85	67	67														
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：25年度～28年度） 本特例措置によって、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進され、農林漁業者等の売上げを維持・向上することによって経営の安定及び地域の活性化が図られている。</p>															

<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間：25年度～28年度) 本特例措置により、農林漁業者及び協同組合等が行った投資額 (単位：百万円)</p>				
年度	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
投資額	6,375	6,375	6,375	6,375
<p>25年度の創設要望時においては、約700億円の投資見込額を目標値としていたが、これは、上記「8 有効性等 ①適用数等」に記載した理由によるものであり、再度投資額を算出することとし、その計算結果から所期の想定は約34億円が適当である。 この結果、今年度の投資額は64億円と所期の投資見込額を達成している。引き続き、農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を図るため、本特例措置を継続する必要がある。</p>				
<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間：25年度～28年度) 本特例措置が延長されなかった場合、農林漁業者等が行う農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が抑制され、農林漁業者等の売上げの減少が見込まれる。 その結果、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担っている農林漁業者等の経営の安定及び地域の活性化に影響が及ぶこととなる。</p>				
<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：25年度～28年度) 本特例措置の適用件数(減収額)に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。 (単位：百万円)</p>				
年度	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	499	521	508	508
投資額	6,375	6,375	6,375	6,375
経済波及効果	16,627	16,627	16,627	16,627
寄与度	40%	40%	40%	40%
本特例措置の 経済波及効果	6,651	6,651	6,651	6,651
<p>※ 経済波及効果の計算方法として、農林水産省調査によって得られた投資額及び取得設備等の情報を用いるとともに、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用している。 ※ 消費転換計数は0.73で算出。 ※ 経済波及効果は2次波及効果まで算定。 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添5参照。 ※ 投資額が国税・地方税に切り分けられないため、減収額、投資額、経済波及効果については、国税、地方税を合算して比較している。 ※ 寄与度については、「7 必要性等 ③達成目標及び測定指標」において記載したとおり、現時点で定量的に特定することは困難である。 このため、今回は、中小企業庁が行った委託事業(※)によって税制</p>				

			<p>措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることによって約4割の企業の投資判断を後押しするとのアンケート結果があり、本アンケートが対象とした税制措置と本措置には設備投資の促進及び主たる調査対象が中小企業者という点から一定の関連があると考えられることから、本措置も4割の押上げに寄与(寄与率4割)していると仮定して効果を算出した。(※平成24年度中小企業関係税制の効果に関する調査研究報告書)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、農林水産物等の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新を支援するとともに、値札張り替えなどの事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入を支援することを目標としており、本特例措置において導入される対象設備はレジスターや陳列棚の外、看板や電子計算機など多様であり、補助対象が限定される補助金等ではなく、農林漁業者等を幅広く支援できる租税特別措置によることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等における設備投資の促進を目的とする税制としては、中小企業投資促進税制があるが、当該税制は、機械・装置の投資促進によって主として生産性の向上を目的としている。 これに対して、本特例措置は、農林漁業者等の経営の安定化・活性化を目的としており、対象設備も、建物附属設備や器具・備品としていることから、制度の目的及び対象設備が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置によって、地域経済において基礎的かつ重要な役割を担う農林漁業者等による設備の導入が促進され、売上げを維持・向上することによって経営の安定及び地域の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解		<p>本措置の期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		<p>平成25年度税制改正要望時</p>

別添1

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係） 【総括表】	平成27年度減税見込額 国 税 440.9百万円 地方税 66.6百万円
--	--

(根拠条項: 措10の5の3, 42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算
別添2～4のとおり。

2. 適用見込み (事業体、百万円)

区 分	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数	11,972	11,972	11,972	11,972
協同組合	3,295	3,295	3,295	3,295
経営体(法人)	8,677	8,677	8,677	8,677
適用件数	256	256	256	256
特別償却	65	65	65	65
協同組合	20	20	20	20
経営体(法人)	45	45	45	45
税額控除	191	191	191	191
協同組合	133	133	133	133
経営体(法人)	58	58	58	58
減税額	498.8	520.7	507.5	507.5
国 税	416.9	435.6	440.9	440.9
法人税	416.9	435.6	440.9	440.9
特別償却	16.0	19.4	24.7	24.7
協同組合	12.1	15.5	19.7	19.7
経営体(法人)	3.9	3.9	5.0	5.0
税額控除	400.9	416.2	416.2	416.2
協同組合	389.9	405.2	405.2	405.2
経営体(法人)	11.0	11.0	11.0	11.0
地方税	81.9	85.1	66.6	66.6
法人住民税	72.8	75.7	57.3	57.3
特別償却	3.1	3.6	3.5	3.5
協同組合	2.3	2.8	2.7	2.7
経営体(法人)	0.8	0.8	0.8	0.8
税額控除	69.7	72.1	53.8	53.8
協同組合	67.7	70.1	52.4	52.4
経営体(法人)	2.0	2.0	1.4	1.4
法人事業税	9.1	9.4	9.3	9.3
特別償却	9.1	9.4	9.3	9.3
協同組合	6.6	6.9	6.9	6.9
経営体(法人)	2.5	2.5	2.4	2.4

3. 適用税率の考え方

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
法人税				
協同組合	15.0%	15.0%	19.0%	19.0%
経営体(法人)	15.0%	15.0%	19.0%	19.0%
法人住民税 (法人税割)				
協同組合	17.3%	17.3%	12.9%	12.9%
経営体(法人)	17.3%	17.3%	12.9%	12.9%
法人事業税 (所得割)				
協同組合	3.6%	3.6%	4.6%	4.6%
経営体(法人)	5.3%	5.3%	6.7%	6.7%
地方法人特別税				
協同組合	81.0%	81.0%	43.2%	43.2%
経営体(法人)	81.0%	81.0%	43.2%	43.2%

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係） 【農業関係】	平成27年度減税見込額 国 税 421.9百万円 地方税 61.5百万円
---	--

(根拠条項: 措10の5の3, 42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算
別添2-1～4のとおり。

2. 適用見込み (事業体、百万円)

区 分	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数	3,436	3,436	3,436	3,436
農業協同組合	731	731	731	731
農業経営体(法人)	2,705	2,705	2,705	2,705
適用件数	173	173	173	173
特別償却	40	40	40	40
農業協同組合	13	13	13	13
農業経営体(法人)	27	27	27	27
税額控除	133	133	133	133
農業協同組合	116	116	116	116
農業経営体(法人)	17	17	17	17
減税額	475.1	497.0	483.4	483.4
国 税	399.0	417.7	421.9	421.9
法人税	399.0	417.7	421.9	421.9
特別償却	12.0	15.4	19.6	19.6
農業協同組合	11.0	14.4	18.3	18.3
農業経営体(法人)	1.0	1.0	1.3	1.3
税額控除	387.0	402.3	402.3	402.3
農業協同組合	386.0	401.3	401.3	401.3
農業経営体(法人)	1.0	1.0	1.0	1.0
地方税	76.1	79.3	61.5	61.5
法人住民税	69.4	72.3	54.5	54.5
特別償却	2.2	2.7	2.6	2.6
農業協同組合	2.0	2.5	2.4	2.4
農業経営体(法人)	0.2	0.2	0.2	0.2
税額控除	67.2	69.6	51.9	51.9
農業協同組合	67.0	69.4	51.8	51.8
農業経営体(法人)	0.2	0.2	0.1	0.1
法人事業税	6.7	7.0	7.0	7.0
特別償却	6.7	7.0	7.0	7.0
農業協同組合	6.0	6.3	6.3	6.3
農業経営体(法人)	0.7	0.7	0.7	0.7

減税見込額積算資料

[法人税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（農業協同組合関係）	平成27年度減税見込額 419.6百万円
---	-------------------------

(根拠条項：措法42の12の3、68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用見込組合数（農業協同組合）

129組合（平成25年度実績）

(2) 減税見込額等

平成26年度から平成28年度までの適用法人数、総取得価格及び特別償却と税額控除の割合が平成25年度実績と同じと仮定して推計を実施。

(平成26年度)

<前提>

- ・税率は、法人税率15%
- ・措置を適用する機械等の総取得価格は、6,053百万円（平成25年度実績）
- ・特別償却と税額控除の適用割合は、5.3%、94.7%（平成25年度実績）

① 特別償却

$$6,053\text{百万円} \times 5.3\% \times 30\% \times 15\% = \underline{14.4\text{百万円}}$$

② 税額控除

$$6,053\text{百万円} \times 94.7\% \times 7\% = \underline{401.3\text{百万円}}$$

(平成27年度及び平成28年度)

<前提>

- ・税率は、法人税率19%
- ・措置を適用する機械等の総取得価格は、6,053百万円（平成25年度実績）
- ・特別償却と税額控除の適用割合は、5.3%、94.7%（平成25年度実績）

① 特別償却

$$6,053\text{百万円} \times 5.3\% \times 30\% \times 19\% = \underline{18.3\text{百万円}}$$

② 税額控除

$$6,053\text{百万円} \times 94.7\% \times 7\% = \underline{401.3\text{百万円}}$$

2. 適用見込み

(単位：法人、百万円)

区 分		25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
適用法人数	特別償却	13	13	13	13
	税額控除	116	116	116	116
減税額	特別償却	11	14	18	18
	税額控除	386	401	401	401

注)平成25年度実績は、全総合農協を対象とした「租税特別措置等の利用状況調査」により把握した法人税の減税額（回答があった額）に基づき記載。

減税見込額積算資料

[法人税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（農業経営体（法人）関係）	平成27年度減税見込額 2.3百万円
--	-----------------------

(根拠条項：措法42の12の3、措法68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数 … 2.7千経営体 (※1)

(※1) 年間販売金額1千万円以上の経営体数262,657に法人経営体比率（個人経営体98.97%、法人経営体1.03%）を乗じて算出（「2010年世界農林業センサス」（農水省）より）。

(2) 適用件数

総合農協数728農協（平成26年4月1日現在）のうち、抽出による281農協（約4割）へ傘下組合員（農業経営体（個人））の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件数5件、取得価額約420万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体（個人）の適用状況を推計するとともに、これに個人企業に対する中小企業法人の設備投資比率を乗じて農業経営体（法人）の適用件数を推計

$$\text{適用件数} \dots 5\text{件} \times (728\text{農協} / 281\text{農協}) \times 1.275\text{(} \ast 2) \times 2.654\text{(} \ast 3) = \underline{44\text{件}}$$

(※2) 農協組合員でない農家人口の比率

販売農家人口数5,864.8千人（「平成24年農業構造動態調査」（農水省）より）から農協の正組合員数（個人）4,599,727人（「平成24事業年度総合農協統計表」（農水省）より）を除いて算出。

(※3) 個人企業に対する法人企業の設備投資比率

設備投資を行った中小企業法人数271,180社から設備投資を行った個人企業数102,196社（「平成24年度中小企業実態基本調査（全業種合計）（中企庁）より）を除いて算出。

① 特別償却

・適用件数のうち特別償却の割合 (※4) … 779件 / 1,257件 = 62%

・特別償却の適用件数 … 44件 × 62% = 27件

② 税額控除

・適用件数のうち税額控除の割合 (※4) … 478件 / 1,257件 = 38%

・税額控除の適用件数 … 44件 × 38% = 17件

(※4) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（平成26年2月）」（財務省）の「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（中小企業投資促進税制）」における適用件数（平成25年度：業種は農林水産業）の特別償却と税額控除の割合を使用

(3) 減税見込額

- ① 1台当たり取得価額 …平成25年度適用実績による平均値
= 84万円と仮定
- ② 特別償却による減税見込額
27件 (適用件数) × 84万円 (1台当たり取得価額) × 30% (特別償却の率) × 19% (※5) (法人税率)
= 1.3百万円
(※5) 平成25年度の法人税率については15%
- ③ 税額控除による減税見込額
17件 (適用件数) × 84万円 (1台当たり取得価額) × 7% (税額控除の率)
= 1.0百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：事業体、百万円)

区 分		25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数		2.7千	2.7千	2.7千	2.7千
適用件数	特別償却	27件	27件	27件	27件
	税額控除	17件	17件	17件	17件
減税見込額	特別償却	1.0	1.0	1.3	1.3
	税額控除	1.0	1.0	1.0	1.0

注1) 平成26年度については、平成25年度の推計値と同数とした。

注2) 平成28年度については、平成27年度の見込みと同数とした。

減税見込額積算資料

[法人住民税、法人事業税]	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (農業協同組合関係)	平成27年度減税見込額 <u>60.5百万円</u>
(根拠条項： —)	

1. 減税見込額等の積算

(1) 適用見込組合数 (農業協同組合)

129組合 (平成25年度実績)

(2) 減税見込額等

平成26年度から平成28年度までの適用法人数、総取得価格及び特別償却と税額控除の割合が平成25年度実績と同じと仮定して推計を実施。

(平成26年度)

<前提>

- ・税率は、法人税割税率17.3%、事業税率3.6%、地方法人特別税率81%
- ・措置を適用する機械等の総取得価格は、6,053百万円 (平成25年度実績)
- ・特別償却と税額控除の適用割合は、5.3%、94.7% (平成25年度実績)

① 住民税 (法人税割)

・特別償却

$$(A) \times 17.3\% = \underline{2.5百万円}$$

・税額控除

$$(B) \times 17.3\% = \underline{69.4百万円}$$

※ 法人税の減税見込額

・特別償却

$$6,053百万円 \times 5.3\% \times 30\% \times 15\% = \underline{14.4百万円} \dots (A)$$

・税額控除

$$6,053百万円 \times 94.7\% \times 7\% = \underline{401.3百万円} \dots (B)$$

② 事業税

・特別償却

①法人事業税

$$6,053百万円 \times 5.3\% \times 30\% \times 3.6\% = \underline{3.5百万円}$$

②地方法人特別税

$$3.5百万円 \times 81\% = \underline{2.8百万円}$$

(平成27年度及び平成28年度)

<前提>

- ・税率は、法人税割税率12.9%、事業税率4.6%、地方法人特別税率43.2%
- ・措置を適用する機械等の総取得価格は、6,053百万円 (平成25年度実績)
- ・特別償却と税額控除の適用割合は、5.3%、94.7% (平成25年度実績)

① 住民税 (法人税割)

・特別償却

$$(A) \times 12.9\% = \underline{2.4百万円}$$

・税額控除

$$(B) \times 12.9\% = \underline{51.8百万円}$$

※ 法人税の減税見込額

・特別償却

$$6,053百万円 \times 5.3\% \times 30\% \times 19\% = \underline{18.3百万円} \dots (A)$$

・税額控除

$$6,053百万円 \times 94.7\% \times 7\% = \underline{401.3百万円} \dots (B)$$

② 事業税

・特別償却

①法人事業税

$$6,053百万円 \times 5.3\% \times 30\% \times 4.6\% = \underline{4.4百万円}$$

②地方法人特別税

$$4.4百万円 \times 43.2\% = \underline{1.9百万円}$$

2. 適用見込み

(単位：法人、百万円)

区 分		25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	
適用法人数	特別償却	13	13	13	13	
	税額控除	116	116	116	116	
減税額	住民税	特別償却	2	3	2	2
		税額控除	67	69	52	52
	事業税	特別償却	6	6	6	6
		税額控除				

注) 25年度実績は、全総合農協を対象とした「租税特別措置等の利用状況調査」により把握した法人税の減税額(回答があった額)を基に税率(住民税17.3%、事業税3.6%、地方法人特別税81.0%)を乗じて推計。

減税見込額積算資料

	[法人住民税、法人事業税] 平成27年度減税見込額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(農業経営体(法人)関係)	0.9百万円

(根拠条項：一)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数

・農業経営体(法人)

農業経営体のうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数…2.7千経営体(※1)

(※1) 年間販売金額1千万円以上の経営体数262,657に法人経営体比率(個人経営体98.97%、法人経営体1.03%)を乗じて算出(「2010年世界農林業センサス」(農水省)より)。

(2) 適用件数

・農業経営体(法人)

総合農協数728農協(平成26年4月1日現在)のうち、抽出による281農協(約4割)へ傘下組合員(農業経営体(個人))の適用状況を聞き取り調査した結果、適用件数5件、取得価額約420万円の実績あり。

上記実績から全農業経営体(個人)の適用状況を推計するとともに、これに個人企業に対する中小企業法人の設備投資比率を乗じて農業経営体(法人)の適用件数を推計

適用件数…5件×(728農協/281農協)×1.275(※2)×2.654(※3)=44件

(※2) 農協組合員でない農家人口の比率

販売農家人口数5,864.8千人(「平成24年農業構造動態調査」(農水省)より)から農協の正組合員数(個人)4,599,727人(「平成24事業年度総合農協統計表」(農水省)より)を除いて算出。

(※3) 個人企業に対する法人企業の設備投資比率

設備投資を行った中小企業法人数271,180社から設備投資を行った個人企業数102,196社(「平成24年度中小企業実態基本調査(全業種合計)(中企庁)より)を除いて算出。

①特別償却

・適用件数のうち特別償却の割合(※4)…779件/1,257件=62%

・特別償却の適用件数…44件×62%=27件

②税額控除

・適用件数のうち税額控除の割合(※4)…478件/1,257件=38%

・税額控除の適用件数…44件×38%=17件

(※4)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(平成26年2月)」(財務省)の「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)」における適用件数(平成25年度：業種は農林水産業)の特別償却と税額控除の割合を使用

(3) 減税見込額(小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と計が一致しない場合がある。)

・農業経営体(法人)

(ア) 住民税(法人税割)

法人税の減税見込額×法人税割税率

①特別償却による減取見込額

=1.3百万円(※5)×12.9%(※6)

=0.2百万円

②税額控除による減税見込額

=1.0百万円×12.9%(※6)

=0.1百万円

(※5) 平成25年度の法人税減税見込額は1.0百万円

(※6) 平成25年度の住民税率については17.3%

(イ) 事業税

① 法人事業税

所得の減収額×事業税率 = 6.8百万円(※7) × 6.7%(※8) = 0.5百万円

② 地方法人特別税

法人事業税額×地方法人特別税率=0.5百万円×43.2%(※9) = 0.2百万円

(※7) 法人適用数(27)×取得価額(84万円)×特別償却率(30%)

(※8) 平成25年度の事業税率については5.3%

(※9) 平成25年度の地方法人特別税率については81.0%

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：事業体、百万円)

区 分		25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数(法人)		2.7千	2.7千	2.7千	2.7千
法人	適用件数	特別償却	27件	27件	27件
		税額控除	17件	17件	17件
	減税見込額	住民税(特別償却)	0.2	0.2	0.2
		住民税(税額控除)	0.2	0.2	0.1
		事業税(特別償却)	0.7	0.7	0.7

注1) 平成26年度については、平成25年度の推計値と同数とした。

注2) 平成28年度については、平成27年度の見込みと同数とした。

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(農林水産業関係) 【林業関係】	平成27年度減税見込額 国 税 0.9百万円 地方税 0.6百万円
---	---

(根拠条文指10の5の3.42の12の3.68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

別添3-1~4のとおり。

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区 分	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数	1,617	1,617	1,617	1,617
森林組合	645	645	645	645
林業事業体(法人)	972	972	972	972
適用件数	11	11	11	11
特別償却	3	3	3	3
森林組合	1	1	1	1
林業事業体(法人)	2	2	2	2
税額控除	8	8	8	8
森林組合	3	3	3	3
林業事業体(法人)	5	5	5	5
減税額	1.5	1.5	1.5	1.5
国 税	0.9	0.9	0.9	0.9
法人税	0.9	0.9	0.9	0.9
特別償却	0.3	0.3	0.3	0.3
森林組合	0.1	0.1	0.1	0.1
林業事業体(法人)	0.2	0.2	0.2	0.2
税額控除	0.6	0.6	0.6	0.6
森林組合	0.2	0.2	0.2	0.2
林業事業体(法人)	0.4	0.4	0.4	0.4
地方税	0.6	0.6	0.6	0.6
法人住民税	0.4	0.4	0.4	0.4
特別償却	0.2	0.2	0.2	0.2
森林組合	0.1	0.1	0.1	0.1
林業事業体(法人)	0.1	0.1	0.1	0.1
税額控除	0.2	0.2	0.2	0.2
森林組合	0.1	0.1	0.1	0.1
林業事業体(法人)	0.1	0.1	0.1	0.1
法人事業税	0.2	0.2	0.2	0.2
特別償却	0.2	0.2	0.2	0.2
森林組合	0.2	0.2	0.2	0.2
林業事業体(法人)	0.0	0.0	0.0	0.0

減税見込額積算資料

[法人税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【森林組合】	平成27年度減税見込額 国税 0.3百万円
---	--------------------------

(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数、適用件数、取得価額

○特別償却・税額控除別の適用実績

森林組合の平成25年度適用実績は次のとおり(※1)。H26以降も同程度と仮定する。

- ・森林組合数… 645組合
- ・特別償却適用状況… 件数: 1件 取得価額: 129万円
- ・税額控除適用状況… 件数: 3件 取得価額: 268万円

(※1) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H25)

(2) 減税見込額等(H27及びH28)

※H25及びH26の減税額は、法人税率15%として算出。

○法人税の減税額

- ・特別償却
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 19% = 0.1百万円
- ・税額控除
268万円 × 税額控除率 7% × = 0.2百万円

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区分		平成25年度 (推計)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数		645	645	645	645
適用件数	特別償却	1	1	1	1
	税額控除	3	3	3	3
減税額	法人税 特別償却	0.1	0.1	0.1	0.1
	法人税 税額控除	0.2	0.2	0.2	0.2

減税見込額積算資料

[法人住民税、法人事業税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【森林組合】	平成27年度減税見込額 地方税 0.4百万円
---	---------------------------

(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数、適用件数、取得価額

○特別償却・税額控除別の適用実績

森林組合の平成25年度適用実績は次のとおり(※1)。H26以降も同程度と仮定する。

- ・森林組合数… 645組合
- ・特別償却適用状況… 件数: 1件 取得価額: 129万円
- ・税額控除適用状況… 件数: 3件 取得価額: 268万円

(※1) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H25)

(2) 減税見込額等(H27及びH28)

※H25及びH26の減税額は、法人税率15%、事業税率3.6%、地方法人特別税率81%として算出。

○法人税の減税額

- ・特別償却
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 19% = 0.1百万円
- ・税額控除
268万円 × 税額控除率 7% × = 0.2百万円

○住民税(法人税割)の減税額

- ・特別償却
0.1百万円 × 税率 12.9% = 0.1百万円
- ・税額控除
0.2百万円 × 税率 12.9% = 0.1百万円

○事業税の減税額

- ・法人事業税
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 4.6% = 0.1百万円
- ・地方法人特別税
0.1百万円 × 税率 43.2% = 0.1百万円

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区分		平成25年度 (推計)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数		645	645	645	645
適用件数	特別償却	1	1	1	1
	税額控除	3	3	3	3
減税額	住民税 特別償却	0.1	0.1	0.1	0.1
	住民税 税額控除	0.1	0.1	0.1	0.1
事業税(地方法人特別税を含む)		0.2	0.2	0.2	0.2

減税見込額積算資料	〔法人税〕
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【林業事業体（法人）】	平成27年度減税見込額 国税 0.6百万円
(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)	

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数及び適用件数(各年共通)

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定する… 1,816事業体 (※1)

○林業事業体(素材生産量1,000m3以上)のうち、法人の割合(※2)

・個人事業体数… 584事業体 ・法人事業体数… 673事業体
673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5%

○本特例の対象者数(事業収入1,000万円以上の法人事業体) ※全法人を青色申告者と仮定
1,816事業体 × 53.5% = 972事業体

○特別償却・税額控除別の適用件数

森林組合における本特例の適用実績(※3)により、適用者の割合を推計。

・森林組合数… 645組合
・特別償却適用者数及びその割合… 1組合 → 0.2%
・税額控除適用者数及びその割合… 3組合 → 0.5%

以上の割合から、本特例の対象者のうち、適用者は次のように見込まれる。

・特別償却適用者数… 972事業体 × 0.2% = 2事業体
・税額控除適用者数… 972事業体 × 0.5% = 5事業体

(※1) 2010世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上
(※2) 2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m3以上
(※3) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H25)

(2) 減税見込額等(H27及びH28)

※H25及びH26の減税額は、法人税率15%として算出。

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※3)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 129万円
・税額控除の取得価格… 89万円

○法人税の減税額

・特別償却
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 19% × 2事業体 = 0.2百万円
・税額控除
89万円 × 税額控除率 7% × 5事業体 = 0.4百万円

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区分		平成25年度 (推計)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数		972	972	972	972
適用件数	特別償却	2	2	2	2
	税額控除	5	5	5	5
減税額	法人税	0.2	0.2	0.2	0.2
	税額控除	0.4	0.4	0.4	0.4

減税見込額積算資料	〔法人住民税、法人事業税〕
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（林業関係）【林業事業体（法人）】	平成27年度減税見込額 地方税 0.2百万円
(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)	

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数及び適用件数(各年共通)

○本特例の対象者を事業収入1,000万円以上の者と仮定する… 1,816事業体 (※1)

○林業事業体(素材生産量1,000m3以上)のうち、法人の割合(※2)

・個人事業体数… 584事業体 ・法人事業体数… 673事業体
673事業体 / (584事業体 + 673事業体) = 53.5%

○本特例の対象者数(事業収入1,000万円以上の法人事業体) ※全法人を青色申告者と仮定
1,816事業体 × 53.5% = 972事業体

○特別償却・税額控除別の適用件数

森林組合における本特例の適用実績(※3)により、適用者の割合を推計。

・森林組合数… 645組合
・特別償却適用者数及びその割合… 1組合 → 0.2%
・税額控除適用者数及びその割合… 3組合 → 0.5%

以上の割合から、本特例の対象者のうち、適用者は次のように見込まれる。

・特別償却適用者数… 972事業体 × 0.2% = 2事業体
・税額控除適用者数… 972事業体 × 0.5% = 5事業体

(※1) 2010世界農林業センサス 林業作業の受託料金収入規模別経営体数1,000万円以上
(※2) 2010世界農林業センサス 組織形態別素材生産規模別林業サービス事業体1,000m3以上
(※3) 森林組合等を対象とした税制特例措置利用状況等調査による適用実績(H25)

(2) 減税見込額等(H27及びH28)

※H25及びH26の減税額は、法人税率15%、法人税割税率17.3%として算出。

○器具・備品等1台当たりの取得価額

森林組合における本特例の適用実績(※3)を用いて試算。

・特別償却の取得価格… 129万円
・税額控除の取得価格… 89万円

○法人税の減税額

・特別償却
129万円 × 特別償却率 30% × 税率 19% × 2事業体 = 0.2百万円
・税額控除
89万円 × 税額控除率 7% × 5事業体 = 0.4百万円

○住民税(法人税割)の減税額

・特別償却
0.2百万円 × 税率 12.9% = 0.1百万円
・税額控除
0.4百万円 × 税率 12.9% = 0.1百万円

2. 適用見込み

(事業体、百万円)

区分		平成25年度 (推計)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数		972	972	972	972
適用件数	特別償却	2	2	2	2
	税額控除	5	5	5	5
減税額	住民税	0.1	0.1	0.1	0.1
	税額控除	0.1	0.1	0.1	0.1
事業税(地方法人特別税を含む)		-	-	-	-

※法人事業税において林業は非課税となっている。

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係） 【漁業関係】	平成27年度減税見込額 国 税 18.1百万円 地方税 4.5百万円
---	--

(根拠条項: 措10の5の3, 42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算
別添4-1~4のとおり。

2. 適用見込み (事業体、百万円)

区 分	平成25年度 (実績)	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)
対象者数	6,919	6,919	6,919	6,919
漁業協同組合	1,919	1,919	1,919	1,919
漁業経営体(法人)	5,000	5,000	5,000	5,000
適用件数	72	72	72	72
特別償却	22	22	22	22
漁業協同組合	6	6	6	6
漁業経営体(法人)	16	16	16	16
税額控除	50	50	50	50
漁業協同組合	14	14	14	14
漁業経営体(法人)	36	36	36	36
減税額	22.2	22.2	22.6	22.6
国 税	17.0	17.0	18.1	18.1
法人税	17.0	17.0	18.1	18.1
特別償却	3.7	3.7	4.8	4.8
漁業協同組合	1.0	1.0	1.3	1.3
漁業経営体(法人)	2.7	2.7	3.5	3.5
税額控除	13.3	13.3	13.3	13.3
漁業協同組合	3.7	3.7	3.7	3.7
漁業経営体(法人)	9.6	9.6	9.6	9.6
地方税	5.2	5.2	4.5	4.5
法人住民税	3.0	3.0	2.4	2.4
特別償却	0.7	0.7	0.7	0.7
漁業協同組合	0.2	0.2	0.2	0.2
漁業経営体(法人)	0.5	0.5	0.5	0.5
税額控除	2.3	2.3	1.7	1.7
漁業協同組合	0.6	0.6	0.5	0.5
漁業経営体(法人)	1.7	1.7	1.2	1.2
法人事業税	2.2	2.2	2.1	2.1
特別償却	2.2	2.2	2.1	2.1
漁業協同組合	0.4	0.4	0.4	0.4
漁業経営体(法人)	1.8	1.8	1.7	1.7

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業協同組合関係）	平成27年度減税見込額 5.0 百万円
---	------------------------

(根拠条項: 措42の12の3, 68の15の4)

[法人税]

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数 (※1)

1,919漁協 (平成25年3月31日現在)

(2) 適用件数 (※1)

20件 (平成25年度実績)
・特別償却 . . . 6件
・税額控除 . . . 14件

(3) 総取得価額 (※1)

76百万円 (平成25年度実績)
・特別償却 . . . 23百万円
・税額控除 . . . 53百万円

(4) 減税見込額 (H27及びH28)

・特別償却 . . . 23百万円×30% (特別償却率) ×19% (税率※2) = 1.3百万円
・税額控除 . . . 53百万円×7% (税額控除率) = 3.7百万円

(※1) H26以降の対象者数、適用件数及び総取得価額も同程度と仮定する。

(※2) H25及びH26は、法人税率15%として算出する。

2. 適用見込み

(単位: 件、百万円)

区 分	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数	1,919	1,919	1,919	1,919
適用件数				
特別償却	6	6	6	6
税額控除	14	14	14	14
減税額				
特別償却	1.0	1.0	1.3	1.3
税額控除	3.7	3.7	3.7	3.7

減税見込額積算資料

[法人税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業経営体（法人）関係）	平成27年度減税見込額 13.1 百万円
--	-------------------------

(根拠条項：措42の12の3, 68の15の4)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数 (※1)

- ・漁業経営体のうち、法人経営体 (※2) … 7 千経営体
- ・そのうち、年間販売金額 1 千万円以上の経営体数 (※3) … 5 千経営体

(2) 適用件数 (※1)

- ・平成25年度の漁協における適用実績から適用件数及び特別償却と税額控除の割合を使用
 - ・漁業協同組合数…1,919 法人
 - ・適用件数…5,000×20件÷1,919 = 52 法人
 - ・適用件数のうち特別償却の割合… 6件÷20件 = 30.0%
 - ・特別償却の適用件数…52法人×30.0% = 16 法人
 - ・適用件数のうち税額控除の割合…14件÷20件 = 70.0%
 - ・税額控除の適用件数…52法人×70.0% = 36 法人

(3) 減税見込額 (H27及びH28)

- 器具・備品等 1 件当たり取得価額…平成25年度の漁協における適用実績から算出
 - ・特別償却 23 百万円 ÷ 6件 = 3.8 百万円
 - ・税額控除 53 百万円 ÷ 14件 = 3.8 百万円
- 法人税の減税額
 - ・特別償却 3.8 百万円 × 30% (特別償却率) × 19% (税率※4) × 16 法人 = 3.5 百万円
 - ・税額控除 3.8 百万円 × 7% (税額控除率) × 36 法人 = 9.6 百万円

- (※1) H26以降の対象者数及び適用件数も同程度と仮定する。
- (※2) 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))のうち個人経営体以外の数値
- (※3) 「2008年漁業センサス」(農林水産省)の漁業経営体数(全国(海面漁業及び内水面漁業))のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業のうち湖沼漁業に関しては、団体経営体について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額 1 千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。
- (※4) H25及びH26は、法人税率15%として算出する。

2. 適用見込み

(単位：法人、百万円)

区 分	25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数	5,000	5,000	5,000	5,000
適用件数	特別償却	16	16	16
	税額控除	36	36	36
減税額	特別償却	2.7	2.7	3.5
	税額控除	9.6	9.6	9.6

減税見込額積算資料

[法人住民税、法人事業税]

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業協同組合関係）	平成27年度減税見込額 1.1 百万円
---	------------------------

(根拠条項： -)

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数 (※1)

1,919 漁協 (平成25年 3 月 31 日現在)

(2) 適用件数 (※1)

20 件 (平成25年度実績)
 ・特別償却 …… 6 件
 ・税額控除 …… 14 件

(3) 総取得価額 (※1)

76 百万円 (平成25年度実績)
 ・特別償却 …… 23 百万円
 ・税額控除 …… 53 百万円

(4) 減税見込額 (H27及びH28)

- 法人税の減税額
 - ・特別償却 …… 23 百万円 × 30% (特別償却率) × 19% (税率※2) = 1.3 百万円
 - ・税額控除 …… 53 百万円 × 7% (税額控除率) = 3.7 百万円
- 住民税 (法人税割) の減税額
 - ・特別償却 …… 1.3 百万円 × 12.9% (税率※2) = 0.2 百万円
 - ・税額控除 …… 3.7 百万円 × 12.9% (税率※2) = 0.5 百万円
- 事業税の減税額 (特別償却)
 - ・法人事業税 …… 23 百万円 × 30% (特別償却率) × 4.6% (税率※2) = 0.3 百万円
 - ・地方法人特別税 …… 0.3 百万円 × 43.2% (税率※2) = 0.1 百万円

- (※1) H26以降の対象者数、適用件数及び総取得価額も同程度と仮定する。
- (※2) H25及びH26は、法人税率15%、法人税割税率17.3%、事業税率3.6%、地方法人特別税率81.0%として算出する。

2. 適用見込み

(単位：件、百万円)

区 分		25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数		1,919	1,919	1,919	1,919
漁	適用件数	特別償却	6	6	6
		税額控除	14	14	14
協	減 税 額	住民税 (特別償却)	0.2	0.2	0.2
		住民税 (税額控除)	0.6	0.6	0.5
		事業税 (特別償却)	0.4	0.4	0.4

減税見込額積算資料

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（漁業経営体（法人）関係）	平成27年度減税見込額 3.4百万円
〔法人住民税、法人事業税〕	
（根拠条項：ー）	

1. 減税見込額等の積算

(1) 対象者数（※1）

- ・漁業経営体のうち、法人経営体（※2）…7千経営体
- ・そのうち、年間販売金額1千万円以上の経営体数（※3）…5千経営体

(2) 適用件数（※1）

- ・平成25年度の漁協における適用実績から適用件数及び特別償却と税額控除の割合を使用
 - ・漁業協同組合数…1,919法人
 - ・適用件数…5,000×20件÷1,919= 52法人
 - ・適用件数のうち特別償却の割合…6件÷20件= 30.0%
 - ・特別償却の適用件数…52法人×30.0%= 16法人
 - ・適用件数のうち税額控除の割合…14件÷20件= 70.0%
 - ・税額控除の適用件数…52法人×70.0%= 36法人

(3) 減税見込額（H27及びH28）

- 器具・備品等1件当たり取得価額…平成25年度の漁協における適用実績から算出
 - ・特別償却 23百万円÷6件= 3.8百万円
 - ・税額控除 53百万円÷14件= 3.8百万円
- 法人税の減税額
 - ・特別償却 3.8百万円×30%（特別償却率）×19%（税率※4）×16法人= 3.5百万円
 - ・税額控除 3.8百万円×7%（税額控除率）×36法人= 9.6百万円
- 住民税（法人税割）の減税額
 - ・特別償却 3.5百万円×12.9%（税率※4）= 0.5百万円
 - ・税額控除 9.6百万円×12.9%（税率※4）= 1.2百万円
- 事業税の減税額（特別償却）
 - ・法人事業税 3.8百万円×30%（特別償却率）×6.7%（税率※4）×16法人= 1.2百万円
 - ・地方法人特別税 1.2百万円×43.2%（税率※4）= 0.5百万円

（※1）H26以降の対象者数及び適用件数も同程度と仮定する。

（※2）「2008年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業）のうち個人経営体以外の数値）

（※3）「2008年漁業センサス」（農林水産省）の漁業経営体数（全国（海面漁業及び内水面漁業）のうち販売金額別経営体数の数値である。内水面漁業のうち湖沼漁業に関しては、団体経営体について販売金額別データが存在しなかったため、団体経営体数に湖沼漁業者に占める年間販売金額1千万円以上の経営体数の割合を乗じて推計した。）

（※4）H25及びH26は、法人税率15%、法人税割税率17.3%、事業税率5.3%、地方法人特別税率81.0%として算出する。

2. 適用見込み

（単位：件、百万円）

区 分		25年度 (推計)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数		5,000	5,000	5,000	5,000
法	適用件数	特別償却	16	16	16
		税額控除	36	36	36
人	減 税 額	住民税（特別償却）	0.5	0.5	0.5
		住民税（税額控除）	1.7	1.7	1.2
		事業税（特別償却）	1.8	1.8	1.7

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位：百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)
19年度			
20年度			
21年度			
22年度			
23年度			
24年度			
25年度	電気機械 (281)	その他の機械 (6,094)	
26年度	電気機械 (281)	その他の機械 (6,094)	
27年度	電気機械 (281)	その他の機械 (6,094)	
28年度	電気機械 (281)	その他の機械 (6,094)	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（系統金融機関における農業融資残高）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成25年度では、対象となる農業協同組合等753組合のうち、723組合が12%割増の特例の適用を受けている。金額では4,135百万円のコスト（国税と地方税の合計減収額）により166,588百万円分の融資余力が生じている。」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年度の系統金融機関における農業融資残高（推計額）として合計211,106億円（農協系統分180,286億円）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成28年（推計）対象者数として742人、適用法人数として701法人、特例適用額として10,287百万円、減税見込額として3,035百万円、融資余力として128,588百万円」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成28年度の系統金融機関における農業融資残高（推計額）として合計208,508億円（農協系統分177,394億円）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効

果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(農業協同組合) (国税 18、地方税 24)(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	期末資本金が1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、農業協同組合については、さらに法定繰入率の12%増しとすることができることが認められており、当該特例について2年間の延長
3	担当部局	経営局協同組織課・金融調整課
4	評価実施時期	平成26年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和41年創設 昭和55年度 割増率の引下げ(20%→16%) 以後適用期限2年延長 平成10年度 適用期限3年間延長 平成12年度 対象法人から中小企業を除外 以後適用期限2年延長 平成24年度 割増率引き下げ(16%→12%)の上で3年延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 天候等の影響を受け易く貸倒れが不均衡に発生する農業融資の特性や、農協による農産物の買取販売の拡大を通じた農業者の所得向上を目指す必要性を踏まえ、農協の財務基盤を高めることにより貸付や農産物の買取販売の拡大に係るリスク担保力を強化し、農業・農村分野における金融機能の維持・強化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六号) (農業の持続的な発展) 第四条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。 系統金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農業の持続的な発展 《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 農協等の財務基盤を強化することにより農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 系統金融機関における農業融資残高</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制措置により、財務基盤を高め貸付に係るリスク担保力を強化することにより、担い手への資金調達の円滑化が図られている。</p>																					
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>○租税特別措置法第 57 条の9</p> <p>適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合の適用額を特定することが困難であることから農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施した。</p> <p>また、地方税の適用件数については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、農業協同組合等を特定することが困難である。このため、農業協同組合等における適用組合数を把握する必要性があり農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施したところである。</p> <table border="1" data-bbox="432 746 972 863"> <caption>単位：件、百万円</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>749</td> <td>717</td> <td>723</td> <td>715</td> <td>705</td> <td>701</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>16,092</td> <td>13,420</td> <td>13,327</td> <td>11,774</td> <td>11,011</td> <td>10,287</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査(全国 47 都道府県の農協は総合農協、連合会は信用・共済・経済連等の全てを対象)の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定</p>	年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	適用件数	749	717	723	715	705	701	適用額	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287
年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																	
適用件数	749	717	723	715	705	701																	
適用額	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287																	
	<p>② 減収額</p>	<p>○減収額</p> <p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、農業協同組合の減収額を特定することが困難であることから農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施した。</p> <p>また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、農業協同組合等を特定することが困難である。このため、農業協同組合等における減収額を把握する必要性があり農業協同組合等を対象に利用状況調査を実施したところである。</p> <p>【国税】</p> <table border="1" data-bbox="432 1270 987 1342"> <caption>(単位：百万円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>3,540</td> <td>2,816</td> <td>2,822</td> <td>2,237</td> <td>2,092</td> <td>2,057</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査(農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連全て、農林中金を対象)の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定</p>	年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	法人税	3,540	2,816	2,822	2,237	2,092	2,057							
年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																	
法人税	3,540	2,816	2,822	2,237	2,092	2,057																	

	<p>※算定根拠は別添 1</p> <p>【地方税】</p> <table border="1" data-bbox="1518 244 2085 384"> <caption>(単位：百万円)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人住民税</td> <td>612</td> <td>443</td> <td>444</td> <td>387</td> <td>270</td> <td>265</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>579</td> <td>483</td> <td>480</td> <td>424</td> <td>507</td> <td>498</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td>468</td> <td>391</td> <td>389</td> <td>343</td> <td>219</td> <td>215</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査(農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連全て、農林中金を対象)の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定</p> <p>※算定根拠は別添 1</p>	年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	法人住民税	612	443	444	387	270	265	法人事業税	579	483	480	424	507	498	地方法人特別税	468	391	389	343	219	215
年度	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)																							
法人住民税	612	443	444	387	270	265																							
法人事業税	579	483	480	424	507	498																							
地方法人特別税	468	391	389	343	219	215																							
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23～28年度) 農協等の協同組合は、課税後利益の積上げによるほか、自己資本を充実させる手段が少ない中で、本税制措置により、財務基盤を高め貸付に係るリスク担保力を強化することにより、担い手への資金調達の円滑化が図られている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23～28年度)</p> <p>系統金融機関における農業融資残高 (単位：億円、%)</p> <table border="1" data-bbox="1491 730 1928 970"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th colspan="2">農協系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>212,817(100)</td> <td>182,124(86)</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>212,412(100)</td> <td>181,577(85)</td> </tr> <tr> <td>H25(推計)</td> <td>211,106(100)</td> <td>180,286(85)</td> </tr> <tr> <td>H26(推計)</td> <td>210,307(100)</td> <td>179,347(85)</td> </tr> <tr> <td>H27(推計)</td> <td>209,477(100)</td> <td>178,431(85)</td> </tr> <tr> <td>H28(推計)</td> <td>208,508(100)</td> <td>177,394(85)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※データは、農林中央金庫調べ(日銀 Web サイトデータを基にした農林漁業金融統計より)。なお、合計については、農協系統数値に他業態農業・林業貸出金を加えたもの。括弧は構成割合を示している。また、平成 25 年度から 28 年度までは、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27～28年度) 貸倒引当金の割増特例が無くなった場合、自己資本の積み上げの手段が減ることにより、農協における貸出への消極化が進み、農業融資拡大の阻害要因となる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成23～28年度) 農協の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、担い手への資金調達の円滑化を図ることができる。</p> <p>本措置の効果として、平成 25 年度では、対象となる農業協同組合等 753 組合のうち、723 組合が 12%割増の特例の適用を受けている。金額では 4,135 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 166,588 百万円分の融資余力が生じている。</p> <p>(単位：件、百万円)</p>	年度	合計		農協系統		H23	212,817(100)	182,124(86)	H24	212,412(100)	181,577(85)	H25(推計)	211,106(100)	180,286(85)	H26(推計)	210,307(100)	179,347(85)	H27(推計)	209,477(100)	178,431(85)	H28(推計)	208,508(100)	177,394(85)					
年度	合計																												
	農協系統																												
H23	212,817(100)	182,124(86)																											
H24	212,412(100)	181,577(85)																											
H25(推計)	211,106(100)	180,286(85)																											
H26(推計)	210,307(100)	179,347(85)																											
H27(推計)	209,477(100)	178,431(85)																											
H28(推計)	208,508(100)	177,394(85)																											

区分	H23	H24	H25	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)
対象者数	769	743	753	749	742	742
適用法人数	749	717	723	715	705	701
特例適用額	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287
減税見込額	5,199	4,133	4,135	3,391	3,088	3,035
融資余力	201,150	167,750	166,588	147,175	137,638	128,588

※農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査（農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連全て、農林中金を対象）の結果を基に各年、過去3年間の実績を基に伸び率を推定して算定。
※融資余力は、特例適用額を0.08（農協等が貸出金等の資産に対し、保有が義務づけられている自己資本の割合8%（一般貸倒引当金を含む。））で除したものである。

9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	農協の自己資本の充実が図られ、リスク担保力を強化することにより、担い手への資金調達の円滑化が図られるようになる。 なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	農業協同組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを分散させ経営基盤の強化を図り、農業協同組合の財務基盤を高めることにより農業者等への安定的な資金供給を可能とし、これにより山村地域の主要産業である農業の経済活性化を促進することができる。

10 有識者の見解	協同組合等に特化した措置であり、不公平税制といわれぬように十分な説明が必要。（平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員）
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時

中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）の2年延長	平成27年度減税見込額 2,092百万円
-----------------------------	-------------------------

（根拠条項：措法57の9）

1. 減税見込額等の積算

① 農業協同組合

$$10,191\text{百万円} \times (11,169\text{百万円} + 9,210\text{百万円} + 10,391\text{百万円}) / (10,994\text{百万円} + 11,169\text{百万円} + 9,210\text{百万円}) = 9,867\text{百万円}$$

（平成27年度特例適用見込み額）

② 農業協同組合連合会・農林中央金庫

$$1,583\text{百万円} \times (4,210\text{百万円} + 2,937\text{百万円} + 1,583\text{百万円}) / (4,923\text{百万円} + 4,210\text{百万円} + 2,937\text{百万円}) = 1,145\text{百万円}$$

（平成27年度特例適用見込み額）

※同様の考え方で28年度見込みも推定

③ 減税試算額

$$\begin{aligned} \text{繰入額} &= 9,867\text{百万円} + 1,145\text{百万円} = 11,012\text{百万円} \\ \text{減税額} &= 11,012\text{百万円} \times 0.19 \text{ (法人税率)} = 2,092\text{百万円} \end{aligned}$$

地方農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査（農協は全総合農協、連合会は信用・共済・経済連の全て、農林中金を対象）の結果を基に、23年度・24年度実績・25年度及び26年度見込からその伸び率を推定し算定。なお、同調査に基づき、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査について報告を行っている。

2. 適用実績及び適用見込み

（単位：件、百万円）

区 分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数	766	769	743	753	749	742	742
適用法人数	751	749	717	723	715	705	701
準備金積立額 (当期繰入額)	419,070	381,379	389,980	338,578	316,450	298,228	272,555
損金算入額 (16% (12%) 割増繰入限度額)	179,046	178,223	178,675	170,563	167,864	164,558	160,075
特例適用額	24,254	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287
減税見込額	5,336	3,540	2,816	2,822	2,237	2,092	2,057

中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）の2年延長	平成27年度減税見込額
	996百万円
	法人住民税270百万円
	法人事業税507百万円

地方法人特別税219百万円
(根拠条項：措法57条の9)

1. 減税見込額積算

地方農政局及び都道府県等を通じて実施した、利用状況調査（農協は総合農協、連合会は信用・共済・経済連等を対象）の結果を基に、23年度・24年度実績・25年度見込及び26年度見込からその伸び率を推定し算定。なお、同調査に基づき、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査について報告を行っている。

① 農業協同組合

$$10,191\text{百万円} \times (11,169\text{百万円} + 9,210\text{百万円} + 10,391\text{百万円}) / (10,994\text{百万円} + 11,169\text{百万円} + 9,210\text{百万円}) = 9,867\text{百万円}$$

(平成27年度特例適用見込み額)

② 農業協同組合連合会・農林中央金庫

$$1,583\text{百万円} \times (4,210\text{百万円} + 2,937\text{百万円} + 1,583\text{百万円}) / (4,923\text{百万円} + 4,210\text{百万円} + 2,937\text{百万円}) = 1,145\text{百万円}$$

(平成27年度特例適用見込み額)

※同様の考え方で28年度見込みも推定

③ 減税試算額

繰入額 9,867百万円 + 1,145百万円 = 11,012百万円
 減税額 11,012百万円 × 0.19 (法人税率) × 0.129 (法人住民税) = 270百万円
 減税額 11,012百万円 × 0.046 (法人事業税率) = 507百万円
 減税額 507百万円 × 0.432 (地方法人特別税率) = 219百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：件、百万円)

区分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数	766	769	743	753	749	742	742
適用件数	751	749	717	723	715	705	701
特例適用額	24,254	16,092	13,420	13,327	11,774	11,011	10,287
減税見込額	法人住民税	923	612	443	444	387	270
	法人事業税	873	579	483	480	424	498
	地方法人特別税	707	468	391	389	343	215

注) 対象者数は、全総合農協及び信用・共済・経済連合会の全て、農林中金としている。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人事業税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(森林組合等)(国税 19 及び地方税 25) (法人税:義、法人事業税:義、法人住民税:義)
2	要望の内容	本制度の適用期限の2年延長 (1)対象者 森林組合等 (2)特例措置 森林組合等の協同組織等については貸倒引当金の繰入限度額の12%割増引当ができる。 【現行制度】 本則:法人税法(昭和40年法律第34号)第52条第2項 内国法人が、所有する金銭債権に対し損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、過去3年間の実績により算出した繰入限度額の範囲内で損金に算入することができる。 特例:租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の10、第68条の59 中小企業等(森林組合等を含む)の繰入限度額の算出は、貸倒実績率又は法定繰入率(卸売・小売業1%、金融業0.3%等。一括評価債権に限る。)のどちらかの選択適用が認められ、さらに森林組合等については、選択した繰入限度額のさらに12%割増の範囲内で損金に算入できる。 【2年間延長の理由】 租税特別措置の見直しに関する基本方針において、期限の定めのある措置について存続を検討する場合には原則3年以内とされるところである。さらに、本特例は過去の延長にあたって、協議の中で必要性及び効果等について2年間で再検討すべきとされてきた経緯があり、今回2年の延長とする。 ※ 森林組合等:森林組合、森林組合連合会を指す。
3	担当部局	林野庁林政部経営課
4	評価実施時期	平成26年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設:昭和41年度 昭和55年度 繰入限度額の割増を20%から16%に引下げ 平成10年度 資本金1億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成12年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成24年度 繰入限度額の割増を16%から12%に引下げ
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図り、適切な森林整備の推進及び林業・山村地域の活性化、及び森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的とする。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号) (林業の持続的かつ健全な発展)</p> <p>第三条 林業については、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることにかんがみ、林業の担い手が確保されるとともに、その生産性の向上が促進され、望ましい林業構造が確立されることにより、その持続的かつ健全な発展が図られなければならない。</p> <p>(望ましい林業構造の確立)</p> <p>第十九条 国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立するため、地域の特性に応じ、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、機械の導入その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(林業生産組織の活動の促進)</p> <p>第二十二條 国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>○森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)</p> <p>第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</p> <p>2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策</p> <p>(1)望ましい林業構造の確立</p> <p>平成27年、平成32年における木材供給量及び用途別の利用量の目標は、第1に掲げた目標を踏まえ、第3に掲げる施策の適切な実施により、各般の課題が解決された場合に実現可能なものとなる。</p> <p>なお、総需要量に占める国産材利用量の割合は、平成32年には50%になると見込まれる。</p> <p>5 団体の再編整備に関する施策</p> <p>森林組合の合併や経営基盤の強化、内部牽制機能の確保や法令遵守意識の徹底による業務執行体制の安定強化に向けて指導する。</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)</p> <p>「思い切った投資によるイノベーションを可能とするよう、収益力の飛躍的な向上に向けた戦略的・抜本的な事業再編(スピンオフ・カーブアウトを含む。)を強力に促進し、こうした事業再編を推進する企業に対する税制措置や金融支援などの支援策を検討し、必要な措置を講ずる。」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p>

	<p>〔中目標〕</p> <p>4 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>〔政策分野〕</p> <p>13 林業の持続的かつ健全な発展</p>																																				
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本措置により、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化、基盤強化を図る。</p> <p>このため、本措置を活用し債権回収のリスクに備え、森林所有者の負託に応え得る財務、組織基盤を有する中核組合が、平成 32 年度までに都道府県内の7割を占めることを目標とする。</p> <p>※ 中核組合：森林組合のうち、健全な財務基盤と的確な経営判断のできる体制が整備され、森林所有者の負託に応えうる自立的経営を実現できる森林組合として都道府県知事から認定を受けた組合。(別添1)</p>																																				
	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>〔測定指標：本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額及びそれに伴う森林組合における中核組合の割合〕</p>																																				
	(単位：％、百万円)																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> <th>H29 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td> <td>180</td> <td>89</td> <td>70</td> <td>71</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額(B)</td> <td>1,305</td> <td>648</td> <td>657</td> <td>667</td> <td>657</td> <td>657</td> <td>657</td> <td>657</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>13.8%</td> <td>13.7%</td> <td>10.7%</td> <td>10.6%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> <td>11.7%</td> </tr> </tbody> </table>	年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)	貸倒引当金の繰入増加額(A)	180	89	70	71	77	77	77	77	貸倒引当金繰入額(B)	1,305	648	657	667	657	657	657	657	A/B	13.8%	13.7%	10.7%	10.6%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)																													
貸倒引当金の繰入増加額(A)	180	89	70	71	77	77	77	77																													
貸倒引当金繰入額(B)	1,305	648	657	667	657	657	657	657																													
A/B	13.8%	13.7%	10.7%	10.6%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%																													
	<p>※ 算定根拠は別添2参照。</p> <p>本措置による貸倒リスクへの対応力強化の効果として、約 12%の貸倒引当金の積増しに寄与している。(平成 23 年度までは割増率は約 14%)</p> <p>※ 平成 26 年度推計値については、3カ年(平成 23～25 年度)実績の平均値を記載している。</p> <p>※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。</p> <p>※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)</p>																																				

	(単位：％)								
	年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (推計)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
	中核組合の割合	44	47	49	52	54	56	59	61
	年度 区分	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H33 (推計)				
	中核組合の割合	63	65	68	70				
	<p>中核組合は、健全な財務基盤等を有していることが必須条件となっている。健全な財務基盤を維持するため、債権回収のリスクを軽減できる本特例措置を適用していると考ええる。</p> <p>上記「租税特別措置等により達成しようとする目標」で述べたとおり、都道府県内の森林組合の7割程度の森林組合が中核組合となるようその育成を図ることに努めるものとする。</p> <p>※ 中核組合の割合については、出典元である森林組合統計が、平成 23 年度までしか発行されていないため、平成 24 年度以降は推計となる。</p> <p>※ 目標値が平成 33 年となっているのは、森林組合により決算時期が異なっており平成 32 年度末に中核組合が7割まで増加することを想定しているためである。</p>								
	<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>森林組合等では、組合員等に対する貸付金の固定化や取引先に対する回収不能の売掛金が発生しているところであり、特に、主に取引を行っている素材生産・製材業者などは、厳しい経営状況となっている。</p> <p>貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、林業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、林業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという森林組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。</p> <p>中核組合に位置づけられるためには、累積欠損金が生じていないこと、健全な財務基盤に資する一定の出資規模が確保されているなどが必須の要件であり、本措置により貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することにより、森林組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた森林経営の安定に寄与する。</p> <p>また、森林組合等は、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等も担っており、特に経営基盤が安定している中核組合の育成は、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健</p>								

		全な発展に寄与することが期待される。																																																			
8 有効性等	①: 適用数等	<p>対象組合数(うち貸倒引当金計上組合) 適用組合数 適用率 (単位: %, 組合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> <th>H26 (推計)</th> <th>H27 (推計)</th> <th>H28 (推計)</th> <th>H29 (推計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象組合数</td> <td>725</td> <td>718</td> <td>706</td> <td>691</td> <td>686</td> <td>674</td> <td>663</td> <td>651</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金計上組合数</td> <td>579</td> <td>588</td> <td>596</td> <td>529</td> <td>525</td> <td>516</td> <td>507</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>適用組合数</td> <td>579</td> <td>588</td> <td>596</td> <td>529</td> <td>525</td> <td>516</td> <td>507</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>適用率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 26 年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合数に乗じた推計値を記載している。 ※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。 適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。 また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。 このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。 全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りは無い。</p>							年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)	対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651	貸倒引当金計上組合数	579	588	596	529	525	516	507	480	適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	480	適用率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)																																												
対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651																																													
貸倒引当金計上組合数	579	588	596	529	525	516	507	480																																													
適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	480																																													
適用率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%																																													
	②: 減収額	<p>国税の減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>																																																			

		〔国税〕 (単位: 百万円)							
	年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
	減税見込額	40	20	15	15	15	15	15	15
		<p>※ 算定根拠は別添2参照。 ※ 平成 26 年度推計値については、3力年(平成 23～25 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の推計を行った。 地方税の減収額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>							
		〔地方税〕 (単位: 百万円)							
	年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
	減税見込額	16	8	6	6	7	7	7	7
		<p>※ 算定根拠は別添3参照。 ※ 平成 26 年度推計値については、3力年(平成 23～25 年度)実績の平均値を推計値として記載している。 ※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同じ値を記載している。 ※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課) ※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推計を行った。</p>							
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 22～29 年度) 貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用し、貸倒リスクが軽減されることにより、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の経営の健全化・基盤強化に貢献している。 また、当該租税特別措置の活用により、財務、組織基盤の優れた、中核組合の割合は着実に増加している。これらは適切な森林整備の推進や林業・山村地域の活性化につながり森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展に寄与することが期待される。</p>								

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》

(分析対象期間:平成 22～29 年度)

[本特例措置による貸倒引当金の繰入増加額]

(単位: %、百万円)

年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
貸倒引当 金の繰入 増加額(A)	180	89	70	71	77	77	77	77
貸倒引 当金繰 入額(B)	1,305	648	657	667	657	657	657	657
A/B	13.8%	13.7%	10.7%	10.6%	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%

※ 算定根拠は別添2参照。

※ 平成 26 年度推計値については、3力年(平成 23～25 年度)実績の平均値を記載している。

※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。

※ 出典:「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」(林野庁林政部経営課)

[森林組合における中核組合の割合]

(単位: %)

年度	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (推計)	H25 (推計)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
中核組合 の割合	44	47	49 (99%)	51 (98%)	52 (96%)	53 (95%)	55 (94%)	57 (94%)

年度	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)	H33 (推計)
中核組合 の割合	59 (93%)	61 (93%)	63 (93%)	65 (93%)

※ 下段()については、所期の目標に対する達成度合の実績値及び推定値。

なお、前回要望時に目標としていた中核組合の割合増加は、平成 22 年度時点の 44%を平成 26 年度末時点で7割とするものであったが、実績は 52%にとどまると推計されている。これは、木材価格の低迷などの外的要因によるものがある。

こうした中、本措置により引き続き、地域における森林整備と管理の中核的な役割を担う森林組合等の貸倒リスクの軽減により、経営の健全化・基盤強化、中核組合の育成を図っていく必要がある。

[木材価格]

(単位:円)

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
スギ中丸太 (円/m)	12,700	13,000	12,200	10,900	11,800	12,300	11,400	11,500
スギ正角 (円/本)	1,340	1,412	1,402	1,379	1,376	1,442	1,412	1,607

※ 出典:「木材価格」(農林水産省)

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

(分析対象期間:平成 22～29 年度)

森林組合等では、組合員等に対する貸付金の固定化や取引先に対する回収不能の売掛金が発生しているところであり、特に、主に取引を行っている素材生産・製材業者などは、厳しい経営状況となっている。森林組合等が積極的な事業展開を行うためには、経営基盤の強化・安定化が不可欠であり、貸倒引当金を計上する森林組合等の全てが本措置を適用している中、債権回収のリスクを軽減できる本措置の延長が必要である。

仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する森林組合等の全てにおいて貸倒リスクが増大することになり、森林組合等の経営の健全化・基盤強化への取組に支障が生じる。

《税込減を是認するような効果の有無》

(分析対象期間:平成 22 年度～平成 29 年度)

本措置の効果として、平成 25 年度では、対象となる森林組合等 691 組合のうち、529 組合が貸倒引当金を計上し、全てが 12%割増の特例の適用を受けている。金額では 21 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 71 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。

このように、過去及び将来において、税込減を是認できる効果がある。

(単位:組合、百万円)

年度 区分	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	H26 (推計)	H27 (推計)	H28 (推計)	H29 (推計)
対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651
適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	480
貸倒引当金計 上組合数	579	588	596	529	525	516	507	480
減収 見込 額	国税	40	20	15	15	15	15	15
	地方税	16	8	6	6	7	7	7
	計	56	28	21	21	22	22	22
貸倒引当金の 繰入増加額	180	89	70	71	77	77	77	77

※ 算定根拠は別添2及び別紙3参照。

※ 平成 26 年度推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合数に乗じた推計値を記載している。

都道府県において中核組合を位置付ける場合の基準例

- 1 組織体制に関する基準例
 - ① 的確な経営判断能力を有する常勤理事として1名以上が配置されていること
 - ② 適正な事業実施に必要な常勤役職員として7名以上が確保されていること
- 2 事業実施に関する基準例
 - ① 累積欠損金等が生じていないこと（累積欠損金等がある場合にはその解消が確実に見込まれること）
 - ② 健全な財務基盤に資する一定の出資規模（払込済出資金4千万円以上）が確保されていること
 - ③ 事業総利益に占める事業管理費が適正（事業管理費が事業総利益の範囲内）であること

		<p>※ 平成 27～29 年度推計値については、平成 26 年度推計値と同様の推計方法により値を記載している。</p> <p>※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）</p> <p>※ 林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。</p> <p>適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。</p> <p>また、地方税の適用額については、「地方税法」に定められた地方税法における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難である。</p> <p>このため、森林組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に調査したところである。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、他の支援措置や予算措置もなく適切な措置といえる。</p> <p>また、森林所有者等への販売・購買事業等を支えている森林組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本措置は、森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを可能とし、森林所有者である組合員の負託に応えた積極的な事業展開の促進に資する重要かつ効率的な措置であり、予算措置や融資制度もなく唯一の支援措置である。</p> <p>また、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>なお、森林組合等の経営基盤の安定に大きなインセンティブとなり、中核組合への移行が図られる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>森林組合等の貸倒引当金の割増引当を行うことにより、債権回収のリスクを軽減させ経営基盤の強化を図ることを目的とし、効率的かつ安定的な林業経営の育成が図られ、地域における林業ないし森林管理や過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の推進等山村地域の経済活性化を促進する。</p>
10	有識者の見解	協同組合等に特化した措置であり、不公平税制といわれないように十分な説明が必要。（平成 26 年8月農林水産省政策評価第三者委員）
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年度税制改正要望時

別添2

減税見込額積算資料(国税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※1	58	47	50	
	調査回収率(%)※2	83%	82%	84%	
	特例適用額(百万円)※3	71	58	60	63
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※1	18	12	11	
	調査回収率(%)※2	94%	96%	96%	
	特例適用額(百万円)※3	19	13	12	14
計(①+②)					(ア) 77

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

- ① 森林組合 (58百万円/83%+47百万円/82%+50百万円/84%)/3 ≒ 63百万円※3
- ② 森林組合連合会 (18百万円/94%+12百万円/96%+11百万円/96%)/3 ≒ 14百万円※3
- ③ 計(①+②) (63百万円+14百万円) ≒ 77百万円※3

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

- ① 特例適用額 (ア) 77百万円
- ② 特例適用減税額 (ア) 77百万円×19%(法人税額:19%) ≒ 15百万円…(イ)′
- ③ 減税見込額 (ア)′ ≒ 15百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (推計)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)
対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651
適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	498
準備金積立額 (当期繰入額)	2,196	1,637	1,628	1,533	1,599	1,599	1,599	1,599
損金算入額 (12%・16%割増繰入額)	1,305	648	657	667	657	657	657	657
特例適用額	180	89	70	71	77	77	77	77
減税見込額	40	20	15	15	15	15	15	15

※1 対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2 適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3 適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。

※4 平成26年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、上記1に基づき3年平均(23~25年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

※5 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

別添3

減税見込額積算資料(地方税)

1. 減税見込額等の積算

(1) 特例分繰入額

		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	3年平均
① 森林組合	特例適用額(実数)(百万円)※1	58	47	50	
	調査回収率(%)※2	83%	82%	84%	
	特例適用額(百万円)※3	71	58	60	63
② 森林組合連合会	特例適用額(実数)(百万円)※1	18	12	11	
	調査回収率(%)※2	94%	96%	96%	
	特例適用額(百万円)※3	19	13	12	14
計(①+②)					(イ) 77

〔算出過程:①及び②の3年平均値を合計〕

- ① 森林組合 (58百万円/83%+47百万円/82%+50百万円/84%)/3 ≒ 63百万円※3
- ② 森林組合連合会 (18百万円/94%+12百万円/96%+11百万円/96%)/3 ≒ 14百万円※3
- ③ 計(①+②) (63百万円+14百万円) ≒ 77百万円※3

※1 特例適用額(実数)は、各都道府県を通じ毎年実施している森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※2 調査方法については、抽出調査であり、調査母数が全数となるよう換算するために調査回収率を把握している。

※3 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

(2) 国税減税額試算

- ① 特例適用額 (イ) 77百万円
- ② 特例適用減税額 (イ) 77百万円×19%(法人税額:19%) = 15百万円…(イ)′
- ③ 減税見込額 (イ)′ = 15百万円

(3) 地方税減税額試算

(平成26年度)

(平成27年度)

- ④ 法人住民税額 (ウ) 15百万円×17.3% ≒ 3百万円 (カ) 15百万円×12.9% ≒ 2百万円
- ⑤ 法人事業税額 (エ) 77百万円×2.7% ≒ 2百万円 (キ) 77百万円×4.6% ≒ 4百万円
- ⑥ 地方法人特別税 (オ) 77百万円×2.7%×81% ≒ 2百万円 (ク) 4百万円×43.2% ≒ 2百万円
- ⑦ 減税見込額 (ウ)+(エ)+(オ) ≒ 7百万円 (カ)+(キ)+(ク) ≒ 7百万円

2. 適用実績及び適用見込み

(単位:百万円)

区分	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (推計)	27年度 (推計)	28年度 (推計)	29年度 (推計)
対象組合数	725	718	706	691	686	674	663	651
適用組合数	579	588	596	529	525	516	507	498
準備金積立額 (当期繰入額)	2,196	1,637	1,628	1,533	1,599	1,599	1,599	1,599
損金算入額 (12%・16%割増繰入額)	1,305	648	657	667	657	657	657	657
特例適用額	180	89	70	71	77	77	77	77
国税減税見込額	40	20	15	15	15	15	15	15
減税見込額	法人住民税	7	3	3	3	3	2	2
	法人事業税	5	2	2	2	2	4	4
	地方法人特別税	4	2	2	2	2	2	2
	合計	16	8	6	6	6	7	7

※1 対象組合数については、対象となる森林組合及び森林組合連合会の数の合計である。

※2 適用組合数は、税制特例措置利用状況等調査の集計値(実数)(林野庁調べ)である。

※3 適用組合の推計値については、対象者である森林組合の合併状況を把握し、前年との増減比を適用組合に乗じた推計値を記載している。

※4 平成26年度以降については、推計としている。対象組合数、適用組合数を除き各区分とも、上記1に基づき3年平均(23~25年度)により算出した。四捨五入により計が一致しない場合がある。

※5 平成27年度(推計)以降は税率が変更されている。

※6 計算の過程において小数点以下の実数を使用しており計が一致しない場合がある。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人事業税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例(漁業協同組合等) (国税 20 及び地方税 26) (法人税:義)(法人事業税、法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>〈制度の概要〉 中小企業等(漁業協同組合等を含む。)が、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額を基礎として貸倒引当金を繰り入れる際の限度額の算出について、過去3年間の実績に基づく貸倒実績率又は法定繰入率のどちらかの選択適用が認められ、さらに漁業協同組合等についてはそれぞれの繰入限度額の12%割増の範囲内とすることができる。</p> <p>〈要望の内容〉 漁業協同組合等の貸倒引当金の特例(繰入限度額の12%割増)の2年延長</p>
3	担当部局	水産庁漁政部水産経営課
4	評価実施時期	平成 26 年 4 月～8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和 41 年度 創設 昭和 55 年度 繰入限度額の割増を 20%から 16%に引下げ 平成 10 年度 資本金 1 億円超の内国法人(公益法人及び協同組合等は除く)については法定繰入率を廃止 平成 12 年度 16%割増の特例を公益法人及び協同組合等に限定 平成 24 年度 繰入限度額の割増を 16%から 12%に引下げ</p>
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	①: 必要性等	<p>政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定</p> <p>《政策目的の根拠》 水産基本計画(平成 24 年 3 月閣議決定)の「9 水産関係団体の再編整備等」において、「漁協が今後とも漁業者の生産活動を支え、漁業者の期待に応えていけるようにするため、(中略)、組織再編を含む漁協の自主的な経営・事業改革を促進する」旨規定しており、本特例措置の目的と合致している。</p>
		<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 《政策分野》 漁業経営の安定</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 漁業者の安定的な生産活動のため、これを支える漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を図る。(政策目的と同趣旨)</p>

		<p>(平成 27 年度及び平成 28 年度の2年間に本特例措置により漁協等が繰り入れる貸倒引当金の割増額: 790 百万円(各年度の貸倒引当金繰入額全体の 1.9%))</p>																																											
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による貸倒引当金の繰入増加額</p> <p style="text-align: right;">(単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td> <td>604</td> <td>584</td> <td>552</td> <td>414</td> <td>377</td> <td>402</td> <td>398</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額(B)</td> <td>21,263</td> <td>25,806</td> <td>23,176</td> <td>21,629</td> <td>20,241</td> <td>21,682</td> <td>21,184</td> <td>21,036</td> </tr> <tr> <td>A/B</td> <td>2.8%</td> <td>2.3%</td> <td>2.4%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> <td>1.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置による貸倒リスクへの対応力強化の効果として、約 2% の貸倒引当金の積増しに寄与している。(平成 23 年度までは割増率は 16%。)</p> <p>※貸倒引当金繰入額の実績は、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」の集計値(実数)。繰入額の見込(平成 26～28 年度)は直近 3 ヶ年の平均値。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 漁業協同組合等及び取引先である水産業関連事業者は、経営基盤が他の産業と比較して零細であり、かつ、その経営は燃油価格や災害等の外的要因に大きく影響を受けやすい。このことから、漁業協同組合等は、販売・購買事業未収金や貸出金の回収が困難となって経営が圧迫されるリスクが高い。 貸倒引当額を上回る貸倒が発生した場合には、組合事業の円滑な運営に支障が出るほか、その損失や取引不安が組合や組合員はもとより組合の債権者等にまで連鎖的に波及し、漁業者の経営に甚大な影響を及ぼす可能性があり、漁業者の育成・確保につながる安定的な生産活動を支えるという漁業協同組合等の本来の役割を果たすことが困難となる。 本措置により貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化することにより、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化を通じた漁業経営の安定に寄与する。</p>								区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	貸倒引当金の繰入増加額(A)	604	584	552	414	377	402	398	392	貸倒引当金繰入額(B)	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036	A/B	2.8%	2.3%	2.4%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																																					
貸倒引当金の繰入増加額(A)	604	584	552	414	377	402	398	392																																					
貸倒引当金繰入額(B)	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036																																					
A/B	2.8%	2.3%	2.4%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%																																					
8: 有効性等	①: 適用数等	<p>対象組合数(うち貸倒引当金計上組合) 適用組合数 適用率</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>2,270 組合(762 組合)</td> <td>575 組合</td> <td>75.5%</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>2,224 組合(715 組合)</td> <td>589 組合</td> <td>82.4%</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>2,210 組合(647 組合)</td> <td>532 組合</td> <td>82.2%</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>2,175 組合(721 組合)</td> <td>621 組合</td> <td>86.1%</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>2,163 組合(773 組合)</td> <td>664 組合</td> <td>85.9%</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>2,136 組合(714 組合)</td> <td>606 組合</td> <td>84.9%(見込)</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>2,109 組合(736 組合)</td> <td>630 組合</td> <td>85.6%(見込)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>2,082 組合(741 組合)</td> <td>633 組合</td> <td>85.4%(見込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添 1 及び 2 参照。</p>								平成 21 年度	2,270 組合(762 組合)	575 組合	75.5%	平成 22 年度	2,224 組合(715 組合)	589 組合	82.4%	平成 23 年度	2,210 組合(647 組合)	532 組合	82.2%	平成 24 年度	2,175 組合(721 組合)	621 組合	86.1%	平成 25 年度	2,163 組合(773 組合)	664 組合	85.9%	平成 26 年度	2,136 組合(714 組合)	606 組合	84.9%(見込)	平成 27 年度	2,109 組合(736 組合)	630 組合	85.6%(見込)	平成 28 年度	2,082 組合(741 組合)	633 組合	85.4%(見込)				
平成 21 年度	2,270 組合(762 組合)	575 組合	75.5%																																										
平成 22 年度	2,224 組合(715 組合)	589 組合	82.4%																																										
平成 23 年度	2,210 組合(647 組合)	532 組合	82.2%																																										
平成 24 年度	2,175 組合(721 組合)	621 組合	86.1%																																										
平成 25 年度	2,163 組合(773 組合)	664 組合	85.9%																																										
平成 26 年度	2,136 組合(714 組合)	606 組合	84.9%(見込)																																										
平成 27 年度	2,109 組合(736 組合)	630 組合	85.6%(見込)																																										
平成 28 年度	2,082 組合(741 組合)	633 組合	85.4%(見込)																																										

	<p>適用組合数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、公益法人又は協同組合等の全体が適用実態調査の対象となっており、漁業協同組合等を特定することが困難である。また、漁業協同組合等全体の適用組合数を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における適用組合数を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p> <p>本措置の適用対象者は全ての漁業協同組合等であり、実績としても想定外に特定の者への偏りはない。</p>																																				
② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>減収額(国税)</th> <th>減収額(地方税)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>109 百万円</td> <td>59 百万円</td> <td>168 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>105 百万円</td> <td>56 百万円</td> <td>161 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>99 百万円</td> <td>53 百万円</td> <td>152 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>79 百万円</td> <td>41 百万円</td> <td>120 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>72 百万円</td> <td>37 百万円</td> <td>109 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 26 年度</td> <td>76 百万円</td> <td>40 百万円</td> <td>116 百万円(見込)</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>76 百万円</td> <td>36 百万円</td> <td>112 百万円(見込)</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>75 百万円</td> <td>35 百万円</td> <td>110 百万円(見込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1及び2参照。</p> <p>減収額については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書においては、公益法人又は協同組合等の全体が適用実態調査の対象となっており、漁業協同組合等を特定することが困難である。また、漁業協同組合等全体の減収額を把握することも困難であるため、漁業協同組合等における減収額を把握する必要性があり、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に調査したところである。</p>		減収額(国税)	減収額(地方税)	合計	平成 21 年度	109 百万円	59 百万円	168 百万円	平成 22 年度	105 百万円	56 百万円	161 百万円	平成 23 年度	99 百万円	53 百万円	152 百万円	平成 24 年度	79 百万円	41 百万円	120 百万円	平成 25 年度	72 百万円	37 百万円	109 百万円	平成 26 年度	76 百万円	40 百万円	116 百万円(見込)	平成 27 年度	76 百万円	36 百万円	112 百万円(見込)	平成 28 年度	75 百万円	35 百万円	110 百万円(見込)
	減収額(国税)	減収額(地方税)	合計																																		
平成 21 年度	109 百万円	59 百万円	168 百万円																																		
平成 22 年度	105 百万円	56 百万円	161 百万円																																		
平成 23 年度	99 百万円	53 百万円	152 百万円																																		
平成 24 年度	79 百万円	41 百万円	120 百万円																																		
平成 25 年度	72 百万円	37 百万円	109 百万円																																		
平成 26 年度	76 百万円	40 百万円	116 百万円(見込)																																		
平成 27 年度	76 百万円	36 百万円	112 百万円(見込)																																		
平成 28 年度	75 百万円	35 百万円	110 百万円(見込)																																		
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 28 年度)</p> <p>貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が本措置を適用し、これらの漁業協同組合等の貸倒リスクの軽減により、損失金の発生を未然に防ぎ、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に貢献している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成 21 年度～平成 28 年度)</p> <p>本措置による貸倒引当金の繰入増加額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金の繰入増加額(A)</td> <td>604</td> <td>584</td> <td>552</td> <td>414</td> <td>377</td> <td>402</td> <td>398</td> <td>392</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰</td> <td>21,263</td> <td>25,806</td> <td>23,176</td> <td>21,629</td> <td>20,241</td> <td>21,682</td> <td>21,184</td> <td>21,036</td> </tr> </tbody> </table>	区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	貸倒引当金の繰入増加額(A)	604	584	552	414	377	402	398	392	貸倒引当金繰	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036									
区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																													
貸倒引当金の繰入増加額(A)	604	584	552	414	377	402	398	392																													
貸倒引当金繰	21,263	25,806	23,176	21,629	20,241	21,682	21,184	21,036																													

入額(B)								
A/B	2.8%	2.3%	2.4%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%

なお、前回要望時に目標としていた当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合の増加は、平成 20 年度末時点の 70.7%を平成 25 年度末時点で 75.5%とするものであったが、実績見込は 69.0%に留まる。これは、資源状況の低迷や漁業者の減少等に加え、近年の燃油価格の高騰や災害等の外的要因により、漁業協同組合等の経営の改善及び基盤強化が十分に進んでいないことによる。

よって、本措置により引き続き、漁業協同組合等の貸倒リスクの軽減により、損失金の発生を未然に防ぎ、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持を進める必要がある。

(当期損失金が発生していない沿海地区漁協の割合)

平成 20 年度末時点 70.7% (759 組合 / 1,073 組合)
 平成 21 年度末時点 67.8% (692 組合 / 1,021 組合)
 平成 22 年度末時点 69.8% (688 組合 / 986 組合)
 平成 23 年度末時点 68.5% (673 組合 / 982 組合)
 平成 24 年度末時点 69.5% (673 組合 / 969 組合)
 平成 25 年度末時点 69.0% (651 組合 / 943 組合)(見込)

※平成 25 年度末時点の見込は、平成 20～24 年度末時点の平均減少数(当期損失金が発生していない組合数:年 22 組合、全体の組合数:年 26 組合)をもとに算出。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
(分析対象期間:平成 21 年度～平成 28 年度)

貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が本措置を適用しており、本措置が延長されなかった場合、これらの漁業協同組合等の貸倒リスクの増大により損失金が増加し、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。

《税収減を是認するような効果の有無》
(分析対象期間:平成 21 年度～平成 28 年度)

本措置の効果として、平成 25 年度では、対象となる漁業協同組合等 2,163 組合のうち、773 組合が貸倒引当金を計上し、そのうちの約 9 割に当たる 664 組合が 12%割増の特例の適用を受けており、金額では 109 百万円のコスト(国税と地方税の合計減収額)により 377 百万円分の貸倒リスクへの対応力が強化されている。

このように、本措置には税収減を是認できる効果があるといえる。

(単位:組合、百万円)

区分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
対象組合数	2,270	2,224	2,210	2,175	2,163	2,136	2,109	2,082
貸倒引当金計上組合数	762	715	647	721	773	714	736	741
適用組合数	575	589	532	621	664	606	630	633
減収見	168	161	152	120	109	116	112	110

		込額								
		貸倒引 当金の 繰入増 加額	604	584	552	414	377	402	398	392
※算定根拠は別添1及び2参照。										
9	相当性	①: 租税特別 措置等によるべき 妥当性等	<p>漁業者への金融機能及び販売・購買事業等を支えている漁業協同組合等の貸倒リスクへの対応力を広く維持・強化するためには、本措置による対応が効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、各事業年度終了時において所有する金銭債権の額は予め予測できないことから、補助金等では予算を適切に手当することは不可能であり、その他の手段での公平な措置は困難である。</p> <p>仮に本措置が延長されなかった場合、本措置を適用する貸倒引当金を計上する漁業協同組合等のうち約8割が貸倒リスクの増大により損失金が増加し、経営の健全化・基盤強化への取組と漁業者の安定的な生産活動の維持に支障が生じる。</p>							
		②: 他の支援 措置や義務付け等 との役割 分担	なし							
		③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	<p>水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第127条において、都道府県の地区を超えない漁業協同組合等への指導・監督は都道府県の自治事務(信用事業実施組合については法定受託事務)とされている。</p> <p>また、漁業協同組合等の経営の健全化・基盤強化は、漁業等の振興及び地域の活性化にも貢献する。</p>							
10	有識者の見解	協同組合等に特化した措置であり、不公平税制といわれないように十分な説明が必要。(平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)								
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度税制改正要望時								

別添1:減税見込額積算資料(国税)

[貸倒引当金の特例措置：法人税：特例措置]

中小企業等の貸倒引当金の特例の2年延長(漁業協同組合等)	平成27年度減税見込額 76百万円
------------------------------	----------------------

(根拠条項：措法57の9、68の59)

1. 減税見込額等の積算 (単位：百万円)

(当期割増特例繰入額－当期繰入限度額) × 法人税率 = 減税額
※16%又は12%を超える割増繰入分を除いて算出。

平成21年度

漁業協同組合	1,899	－	1,637	=	262	百万円
漁業協同組合連合会	401	－	346	=	55	百万円
水産加工業協同組合	45	－	39	=	6	百万円
信用漁業協同組合連合会	2,037	－	1,756	=	281	百万円
合計					604	百万円
					× 18%	= 109 百万円

平成22年度

漁業協同組合	1,685	－	1,453	=	232	百万円
漁業協同組合連合会	368	－	317	=	51	百万円
水産加工業協同組合	32	－	28	=	4	百万円
信用漁業協同組合連合会	2,150	－	1,854	=	297	百万円
合計					584	百万円
					× 18%	= 105 百万円

平成23年度

漁業協同組合	1,531	－	1,320	=	211	百万円
漁業協同組合連合会	471	－	406	=	65	百万円
水産加工業協同組合	37	－	32	=	5	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,966	－	1,695	=	271	百万円
合計					552	百万円
					× 18%	= 99 百万円

平成24年度

漁業協同組合	1,680	－	1,500	=	180	百万円
漁業協同組合連合会	370	－	330	=	40	百万円
水産加工業協同組合	37	－	33	=	4	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,771	－	1,581	=	190	百万円
合計					414	百万円
					× 19%	= 79 百万円

平成25年度

漁業協同組合	1,514	－	1,352	=	162	百万円
漁業協同組合連合会	346	－	309	=	37	百万円
水産加工業協同組合	19	－	17	=	2	百万円
信用漁業協同組合連合会	1,640	－	1,464	=	176	百万円
合計					377	百万円
					× 19%	= 72 百万円

平成26年度(見込) ※直近3ヵ年の平均額、ただし法人税率は19%で再計算。
(99 × 12/16 × 19/18) + 79 + 72) / 3
= 76 百万円

平成27年度(見込) ※直近3ヵ年の平均額、ただし法人税率は19%で再計算。
(79 + 72 + 76) / 3
= 76 百万円

平成 28 年度（見込）※直近 3 ヲ年の平均額、ただし法人税率は 19 % で再計算。
 $(72 + 76 + 76) / 3$
 = 75 百万円

※平成年度減税見込額（平成 27 年度（見込）及び平成 28 年度（見込）の平均）= 76 百万円

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）に対する調査による本特例措置を適用した繰入限度額及び当該年度に適用された法人税率から減税見込額を推計。

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	2 1 年度 (実績)	2 2 年度 (実績)	2 3 年度 (実績)	2 4 年度 (実績)	2 5 年度 (実績)	2 6 年度 (見込み)	2 7 年度 (見込み)	2 8 年度 (見込み)
対象組合数	2,270	2,224	2,210	2,175	2,163	2,136	2,109	2,082
貸倒引当金 計上組合数	762	715	647	721	773	714	736	741
適用組合数	575	589	532	621	664	606	630	633
減税見込額	109	105	99	79	72	76	76	75

注) 減税見込額の単位は百万円である。

適用実績は、漁協、漁連、加工協に対する調査の集計値(実数)である。
 対象者数は、漁協、漁連及び加工協の総数である。(平成 26 ~ 28 年度(見込み)は平成 21 年~平成 25 年の平均減少数(年間 27 組合)をもとに算出)
 貸倒引当金計上の組合数は、対象者数の中で当該年度に貸倒引当金を計上した組合数である。(平成 26 ~ 28 年度(見込み)は直近 3 ヲ年の平均値)
 適用法人数は、本特例措置を利用した組合数(実数)である。(平成 26 ~ 28 年度(見込み)は直近 3 ヲ年の平均値)

(参考 1) 25 年度(実績)

	貸倒引当金計上組合				適用法人数			
	漁協	加工協	漁連	信漁連	漁協	加工協	漁連	信漁連
(1) 実績	5	0	1	0	4	0	1	0
(2) 法定	674	34	29	30	577	23	29	30
(計)	679	34	30	30	581	23	30	30
(合計)	773				664			

(参考 2) 貸倒リスクへの対応力の算出

(平成 26 年度)

$$((552 \times 12/16) + 414 + 377) / 3 = 402 \text{ 百万円}$$

(平成 27 年度)

$$(414 + 377 + 402) / 3 = 398 \text{ 百万円}$$

(平成 28 年度)

$$(377 + 402 + 398) / 3 = 392 \text{ 百万円}$$

別添 2: 減税見込額積算資料(地方税)

[貸倒引当金の特例措置: 法人住民税・法人事業税・法人特別税: 特例措置]

中小企業等の貸倒引当金の特例の 2 年延長(漁業協同組合等)	平成 2 7 年度減税見込額 3 6 百万円
--------------------------------	---------------------------

(根拠条項: 地法 51、72 の 24 の 7、314 の 4 等)

1. 減税見込額等の積算

平成 21 年度
 法人住民税 109 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 19 百万円
 法人事業税 604 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 22 百万円
 法人特別税 22 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 18 百万円
 合計 59 百万円

平成 22 年度
 法人住民税 105 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 18 百万円
 法人事業税 584 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 21 百万円
 法人特別税 21 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 17 百万円
 合計 56 百万円

平成 23 年度
 法人住民税 99 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 17 百万円
 法人事業税 552 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 20 百万円
 法人特別税 20 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 16 百万円
 合計 53 百万円

平成 24 年度
 法人住民税 79 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 14 百万円
 法人事業税 414 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 15 百万円
 法人特別税 15 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 12 百万円
 合計 41 百万円

平成 25 年度
 法人住民税 72 百万円(国税の減税額) × 17.3% = 12 百万円
 法人事業税 377 百万円(特例措置による所得額の減額) × 3.6% = 14 百万円
 法人特別税 14 百万円(法人事業税の減税額) × 81% = 11 百万円
 合計 37 百万円

平成 26 年度(見込) ※直近 3 ヲ年の減税見込額より算出

$$(改① 23 年度 41 百万円 + 24 年度 41 百万円 + 25 年度 37 百万円) / 3 = 40 百万円$$

※ 23 年度の額は、法人税率 18%、貸倒引当金繰入限度額の割増率 16% として算出した額であるため、法人税率 19%、貸倒引当金繰入限度額の割増率 12% として以下により再計算した額を用いて算出した。

$$改① 23 年(99 \times 12/16 \times 19/18 \times 17.3\%) + (552 \times 12/16 \times 3.6\%) + (552 \times 12/16 \times 3.6\% \times 81\%) = 41 \text{ 百万円}$$

平成 27 年度(見込) ※直近 3 ヲ年の減税見込額より算出

$$(改 24 年度 37 百万円 + 改 25 年度 34 百万円 + 改 26 年度 36 百万円) / 3 = 36 百万円$$

※ 実質的に 27 年度より各税率が変更となることから、平成 23 年度以降の各年度について、27 年度以降適用される税率で再計算した額を用いて算出した。

$$改② 23 年(99 \times 12/16 \times 19/18 \times 12.9\%) + (552 \times 12/16 \times 4.6\%) + (552 \times 12/16 \times 4.6\% \times 43.2\%) = 37 \text{ 百万円}$$

$$改 24 年(79 \times 12.9\%) + (414 \times 4.6\%) + ((414 \times 4.6\%) \times 43.2\%) = 37 \text{ 百万円}$$

$$改 25 年(72 \times 12.9\%) + (377 \times 4.6\%) + ((377 \times 4.6\%) \times 43.2\%) = 34 \text{ 百万円}$$

$$改 26 年(改② 23 年度 37 百万円 + 改 24 年度 37 百万円 + 改 25 年度 34 百万円) / 3 = 36 百万円$$

平成 28 年度(見込) ※直近 3 ヲ年の減税見込額より算出

$$(改 25 年度 34 百万円 + 改 26 年度 36 百万円 + 改 27 年度 36 百万円) / 3 = 35 百万円$$

※平年度減税見込額（平成27年度（見込）及び平成28年度（見込）の平均）＝36百万円

（減税見込額等の算出基礎としたデータについて）

漁業協同組合（以下「漁協」）、水産加工業協同組合（以下「加工協」）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」）に対する調査による本特例措置を適用した繰入限度額及び当該年度に適用された法人税額から減税見込額を推計。

※四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しないことがある。

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象組合数	2,270	2,224	2,210	2,175	2,163	2,136	2,109	2,082
貸倒引当金 計上組合数	762	715	647	721	773	714	736	741
適用組合数	575	589	532	621	664	606	630	633
減税見込額	59	56	53	41	37	40	36	35

注) 減税見込額の単位は百万円である。

適用実績は、漁協、漁連、加工協に対する調査の集計値(実数)である。

対象者数は、漁協、漁連及び加工協の総数である（平成26～28年度（見込み）は平成21年～平成25年の平均減少数（年間27組合）をもとに算出）。

貸倒引当金計上の組合数は、対象者数の中で当該年度に貸倒引当金を計上した組合数である。（平成26～28年度（見込み）は直近3カ年の平均値）

適用法人数は、本特例措置を利用した組合数（実数）である。（平成26～28年度（見込み）は直近3カ年の平均値）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額）は、交付金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が適切に分析されていないことから、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、適切な適用数等の実績に基づいて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 - ④ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、適用件数、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「25年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は、農用地で93.3%、農業用機械等で92.5%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、定性的に「26年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地取得等」に貢献していくものと見込まれる」と説明されているが、本租税特別措置等の

直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
 - 食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定）
 - 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 2 農業の持続的発展に関する施策
 - (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
 - ① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保
 - ア 家族農業経営の育成・確保

戸別所得補償制度の実施に併せ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、経営規模の拡大や農業経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組による経営改善を促す。その際、農業者の自主的な申請に基づき市町村等地域の関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして定着・普及している、認定農業者制度の活用を推進する。活用にあたっては、制度の趣旨や仕組みについて理解を深めるための周知を徹底するとともに、各地域での効果的な制度運用を推進する。
 - イ 集落営農の育成・確保

地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する。このため、地域における新たな組織づくりに必要な合意形成を促進するとともに、地域の実情を勘案し、集落営農の法人化や6次産業化、地域農業・農地の維持等の取組を推進する。
 - ウ 法人経営の育成・確保

農業経営を継続・発展させる意欲と能力を有する法人経営は、地域における雇用創出や農業生産活動の活性化、農地の保全と有効な活用に寄与していることから、その育成・確保を図る。このため、人材の育成、施設・機械の整備、資金調達の円滑化等を推進するとともに、法人化を目指す農業者や農業への参入を希望する会社、NPO（非営利団体）等に対する情報提供等の取組を推進する。また、経営の多角化・複合化等の6次産業化の取組を推進する。

今回の拡充要望については、以下の事項のような政策の方向性に沿って行うものである。

- 「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）

第I. 総論

5. 「成長への道筋」に沿った主要施策例

(1) 民間の力を最大限に引き出す

⑤ 農林水産業を成長産業にする

<成果目標>

- ◆ 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用され、産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減し、法人経営体数を5万法人とする

第II. 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

(2) 個別の社会像と実現に向けた取組

① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

II) 解決の方向性と戦略分野（市場・産業）及び重要施策

農林水産業を成長産業とし、今後10年間で6次産業化を進める中で、農業・農村全体の所得を倍増させる戦略を策定し、実行に移す。その着実な推進のため、官邸に設置した「農林水産業・地域の活力創造本部」において、今後の政策の方向性を「農林水産業・地域の活力創造プラン（仮称）」として、できるだけ早期に取りまとめる。

本措置は、交付された交付金を原資として準備金を積み立て、農業用固定資産を取得するものであることから、その適用は、対象交付金の予算額の範囲内で行われるものである（適用法人数が増えても、対象交付金の予算額を超えて措置が適用されることはない。）。

このため、その減収額は、前年の適用実績額（準備金の積立額及び準備金又は交付金をそのまま活用して農業用固定資産を取得した額）に、対象交付金の予算額の増減率と税率を乗じる方法により推計しており、この結果、平成25年度から26年度までにかけては、適用法人数が増加しているにもかかわらず、減収額は減少となっている。

これらのことから、予算額が見通せない平成28年度については、直近の傾向を踏まえて、27年度推計値と同等として記載することとした。

「減収額 平成28年度（見込み） 4,062百万円」を追記。

○ 農林水産業・地域の活力創造プラン

（平成26年6月24日改訂農林水産業・地域の活力創造本部）

III 政策の展開方向

3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。

〈中略〉多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。その際、女性農業経営者の能力の積極的な活用を図る。

これにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図る。

〈目標〉

- 今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
- 今後10年間で、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
- 今後10年間で、法人経営体数を5万法人に増加

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回延長時にも「本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを目指す」との目標を掲げており、各年度ともおおむね達成をしてきている。

本措置は、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図ることが目的であり、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に掲げられている「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」等をとってみても、その目標達成のためには引き続き本措置の実施が必要である。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成27年度までと同様の考え方で算出する。
「平成28年度（見込み） 6,800法人」を追記。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

予算額が見通せない平成28年度については、直近の傾向を踏まえて、27年度推計値と同等として記載する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例 (国税2、地方税2)(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義、 所得税:外、個人住民税:外)
2	要望の内容	<p>〔制度の概要(現行)〕</p> <p>① 経営所得安定対策等及び環境保全型農業直接支援対策の交付金を交付された農業者(青色申告を行う認定農業者等)が、自ら作成する農業経営改善計画等に従って、農業用固定資産(農用地、農業用機械等)を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を損金に算入することができる。</p> <p>(計算例) 農業収入金額 900 農業経営費等 530 農業経営基盤強化準備金繰入額 250 課税対象所得=(収入)-(損金) =900-(530+250)=120 ※準備金は損金算入</p> <p>② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該事業年度分の所得に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、損金に算入することができる。</p> <p>(計算例) 積み立てた準備金取崩額1000と当該年の受領交付金250を用いて価額1500の農業用固定資産を取得した場合 固定資産の帳簿価額=1500-(1000+250)=250 ※取得に充てた準備金取崩額1000と交付金の額250を圧縮記帳し、損金に算入</p> <p>〔要望内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象固定資産に農業用建物、中古農機等を追加 対象者に認定新規就農者を追加 適用期限(H27.3.31)の2年延長
3	担当部局	経営局経営政策課
4	評価実施時期	平成26年4月～8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成19年度 創設</p> <p>平成21年度 2年延長・拡充</p> <p>① 適用対象法人に農業生産法人以外の特定農業法人を追加(法人税)</p> <p>② 特別障害者に該当する認定農業者からの事業の全部譲渡による引継ぎ措置の創設(所得税)</p> <p>平成22年度 拡充・縮減</p> <p>① 対象交付金等に戸別所得補償制度実証事業交付金を追加</p> <p>② 適用対象法人の範囲から特定農業団体及びこれに準じる組織を除外</p>

		平成23年度 2年延長・対象交付金の見直し 平成25年度 2年延長・対象交付金の名称変更 平成26年度 対象交付金の見直し										
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月										
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた農業者に対し、本特例を措置することにより、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進し、競争力のある経営体の育成・確保を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 農業の持続的発展に関する施策 (3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 ① 意欲ある多様な農業者による農業経営の育成・確保</p>										
		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進 農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大といった大きな節目を迎える中で、農業の競争力を強化し、持続可能なものとするためには、農業の構造改革を加速化することが必要である。 このため、都道府県ごとに整備される農地中間管理機構を活用して、農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速化するとともに、経済界の知識や知見も活用しながら、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しすることによって、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現する。</p>										
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農業用固定資産(農用地、農業用機械等)を取得した実績の当該計画に対する達成率が、農用地、農業用機械等それぞれ各年度80%以上となることを目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置の適用実績 法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本支援措置により農業経営改善計画に従って着実に農業用固定資産への投資が実現することにより、農業者の経営基盤が強化され、競争力のある経営体の育成・確保に寄与する。</p>											
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,945 法人</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>2,172 法人</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>2,865 法人</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>3,535 法人</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>3,745 法人</td> </tr> </table>	平成21年度	1,945 法人	22年度	2,172 法人	23年度	2,865 法人	24年度	3,535 法人	25年度	3,745 法人
平成21年度	1,945 法人											
22年度	2,172 法人											
23年度	2,865 法人											
24年度	3,535 法人											
25年度	3,745 法人											

	<p>26年度(見込) 4,569 法人 27年度(見込) 5,574 法人 ・算定根拠は別添参照。</p> <p>25年度の適用数3,745法人は、適用対象者数(農業生産法人等の数:14,362)の約26%であり、農業法人の黒字割合(26.4%:24年度国税庁統計による農業)を勘案すれば低い適用率とはなっていない(本特例は、事業年度において所得がある場合に適用可)。また、本制度は、対象者を、認定農業者等であること、関連する交付金を受領していること、青色申告していること等を要件としており、適用者が特定の者に偏ったものとなっていない。</p>
② 減収額	<p>平成21年度 2,951百万円 22年度 3,554百万円 23年度 4,204百万円 24年度 4,809百万円 25年度 4,755百万円 26年度(見込) 3,994百万円 27年度(見込) 4,062百万円 ・算定根拠は別添参照。</p>
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H21~H27年度) 競争力のある経営体の育成・確保を図るためには、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資を促進する必要がある。 本制度は、経営所得安定対策等の交付金を受領した農業者が、積み立てた準備金や受領した交付金を用いて農業用固定資産を取得することを支援するものであり、上記政策の実現に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H21~H27年度) 測定指標である「法人が取得した農用地の面積、農業用機械等の台数及び取得金額」を用いてこの達成目標の実現状況を見ると、25年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は、農用地で93.3%、農業用機械等で92.5%となっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。</p> <p>このように、25年度においては目標を達成している結果となっているが、経営改善計画は、その目標年次を5年後として計画的に農業経営の改善を図るものであり、計画に基づく固定資産の取得も複数年にわたることから、引き続き本制度を措置し、計画的な農業経営改善の取組を支援していく必要がある。</p> <p>(1) 固定資産の取得計画(農業経営改善計画)と取得実績(25年度)</p> <p>① 農用地 取得計画面積 1,084 ha A 取得実績 1,011 ha B 達成率(B/A) 93.3%</p> <p>② 農業用機械等 取得計画台数 3,024台 A 取得実績 2,797台 B 達成率(B/A) 92.5%</p>

(2) 準備金による固定資産の取得実績の推移					
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
農地面積	594ha	537ha	634ha	1,041ha	1,011ha
(取得価格)	17億円	13億円	16億円	22億円	23億円
農業用機械等	793台	1,096台	1,641台	2,313台	2,797台
(取得価格)	32億円	43億円	63億円	87億円	105億円

	26年度 (推計)	27年度 (推計)
農地面積	934ha	950ha
(取得価格)	21億円	22億円
農業用機械等	2,584台	2,628台
(取得価格)	97億円	99億円

(注) (1)及び(2)の25年度までの実績値は、農政局等を通じて毎年度行っている租制特例適用実績調査(悉皆調査)による。

本措置は19年度に創設したものであり、準備金による固定資産の取得実績に多少の増減はありつつも取得実績が伸びている。26年度以降も対象交付金の増減などに影響を受けながら、担い手の農用地取得等に貢献していくものと見込まれる。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》
(分析対象期間:H25~H27年度)
本措置の今後の活用計画(平成25年度末ベース)は、以下のとおり。

農地の取得計画	5,012ha	145億円
農業用機械等の取得計画	7,633台	450億円
計		595億円
準備金積立残高		416億円
今後の積立等必要額		179億円

(注) 1 租制特例適用実績調査(悉皆調査)による。
2 「本措置の今後の活用計画(平成25年度末ベース)」とは、25年度に本措置を活用した者の農業経営改善計画の残りの計画期間における農地等の取得計画の合計値である。

本措置が延長されない場合には、投資意欲の減退により上記計画の達成が困難となり、農用地を取得することにより農業経営の規模を拡大して、農業経営の基盤を強化するための農業用固定資産への投資の促進を通じた競争力のある経営体の育成・確保に大きな支障が生じるものと推測される。

《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H19~H27年度)
＜経済波及効果の試算＞
ある要件を満たした場合の農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合の損金算入及び農用地等を取得した場合の圧縮記帳が認められる場合、農地への投資が2,300百万円、農業用機械等への投資が10,500百万円、減収額

が4,755百万円となる(いずれも25年度)。
 農地及び農業用機械等への投資によってもたらされる経済波及効果は、生産誘発額として30,838百万円となる。

生産誘発額の内訳

第1次波及効果

・(直接効果)対象農地・機械等の生産増加額 12,800百万円

・(間接効果)鉄鋼・非鉄・金属製品等で11,879百万円

第2次波及効果

・商業等で6,159百万円

(単位:百万円)

年度	19	20	21	22	23
国税	844	2,297	2,951	3,554	4,204
地方税	477	1,298	1,668	2,008	2,783
減収額計	1,321	3,595	4,619	5,562	6,987
波及効果 (総額)	1,328	6,787	10,763	13,118	18,803

年度	24	25	26(見込)	27(見込)
国税	4,809	4,755	3,994	4,062
地方税	3,417	3,378	3,070	3,122
減収額計	8,226	8,133	7,064	7,184
波及効果 (総額)	25,953	30,838	28,454	29,118

減収額が4,755百万円となるが、農地、農業用機械等への投資による波及効果は30,838百万円と減収額を上回るため、是認できる。(当該措置は準備金、圧縮記帳による課税の繰り延べであるため、国に入るはずであった「初年度の税込」が後年度に入るものとして考えた場合、国が失う損失は「機会費用」と考えられるため、比較する対象としては、「国は税収が足りない場合は国債を発行する」際の費用として国債の最低金利保証(0.05%)を減収額に乗じた金額等と考えられる。なお、その場合、5年間の国の損失費用は減収額の1%にも満たず、その費用を上乗せしたとしてもなお、波及効果が減収額を上回る。)

※ 当該措置が農業用機械等の購入理由かどうかを判別するためには、この措置の適用者に対し調査する必要があるが、別途調査を行うのは多大な費用が掛かる。

措置の適用を受けないで投資をすることも可能な中、適用可能な者の約9割を超える者が本措置を活用していることを勘案すれば、設備投資理由の一つに、この措置があると考えることが妥当であると考え、措置を適用して、設備投資等を行っている措置については、当該措置がインセンティブの一つとなっているとして計算している。

・適用対象者数(25年度) 14,362法人(農業生産法人等の数) A

・うち黒字法人数(A×27.5%) 3,950法人 B

		(黒字割合(27.5%)は24年度国税庁統計による農林水産業) ・本措置の適用者数(25年度) 3,745法人 C ・C/B 95% ※ 経済波及効果の計算方法として、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業連関表(101部門)」を使用 ※消費転換係数は0.73で算出
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は、経営所得安定対策等の農業経営の安定等を目的に交付された交付金が、更に、農地や農業用機械等の農業用固定資産への投資に充てられるよう誘導・支援するものであるが、これらの農業用固定資産の導入のための投資額は多額となることから、その投資額を蓄積する必要がある。 租税特別措置である準備金は、将来の支出に備えて、複数年に亘り今の所得を積み立て、損金算入することを認めるものであることから、経営発展に向けた計画的な大型投資を支援する措置としては、補助金等に比べて政策効果が高い。 ③ 他の支援措置や義務付け等との役割分担 経営所得安定対策等の交付金は、その使途を限定せず、一定の農業所得が確保されることを担保することによって、農業経営の安定を図ることを目的としている。 一方、本措置は、これらの交付金を農業経営基盤強化促進法に基づく認定計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、積み立てる場合に特例措置を講じるものである。
		④ 地方公共団体が協力する相当性 -
10	有識者の見解	本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年度税制改正要望時

(法人税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成27年度減税見込額 4,062百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

① 交付金増減率：(665,244百万円-720,318百万円)÷720,318百万円≒▲7.6%
対象交付金(予算)総額の25→26年度の増減率

(676,884百万円-665,244百万円)÷665,244百万円≒1.7%
対象交付金(予算)総額の26→27年度の増減率

② 適用件数の算出 5ヵ年増加率平均

平成20年度 1,418 (1,945-1,418)/1,418= 37.2%
平成21年度 1,945 (2,172-1,945)/1,945= 11.7%
平成22年度 2,172 (2,865-2,172)/2,172= 31.9%
平成23年度 2,865 (3,535-2,865)/2,865= 23.4%
平成24年度 3,535 (3,745-3,535)/3,535= 5.9%
平成25年度 3,745 (37.2%+11.7%+31.9%+23.4%+5.9%) / 5 ≒22.0%

③ 減税見込額の算出(単位：百万円)

(26年度)
28,818百万円(平成25年度適用実績額)×(100%-7.6%)(①の交付金増加率25→26年度)
=26,628百万円(平成26年度適用見込額)
26,628百万円×15%=3,994百万円
(27年度)
26,628百万円(平成26年度適用見込額)×(100%+1.7%)(①の交付金増加率26→27年度)
=27,081百万円(平成27年度適用見込額)
27,081百万円×15%=4,062百万円

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

特例措置の適用を受けるための大臣証明を集計(全数調査)。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：百万円)

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数注1	16,127	16,952	17,754	12,279	12,967	13,720	14,362	15,034	15,824
適用件数注2	626	1,418	1,945	2,172	2,865	3,535	3,745	4,569	5,574
減税見込額	844	2,297	2,951	3,554	4,204	4,809	4,755	3,994	4,062

注1) 対象者数は、農業生産法人数(ただし、平成21年度は、経営安定対策申請者数に占める集落営農組織を含む。)。また、27年度は認定新規就農者のうち対象となる法人数を加えた。

注2) 平成26年度の適用法人数は、平成25年度実績3,745に、1の②で算出した『適用件数5ヵ年の増加率平均 約22.0%』を乗じて算出した。平成27年度についても、同様の方法で算出した。

(法人住民税、法人事業税)

農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	平成27年度減税見込額 3,122百万円
--------------------------------	-------------------------

(根拠条項：措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65)

1. 減税見込額等の積算

① 対象交付金増減率：(665,244百万円-720,318百万円)÷720,318百万円≒▲7.6%
対象交付金(予算)総額の25→26年度の増減率

(676,884百万円-665,244百万円)÷665,244百万円≒1.7%
対象交付金(予算)総額の26→27年度の増減率

② 適用件数の算出 5ヵ年増加率平均

平成20年度 1,418 (1,945-1,418)/1,418= 37.2%
平成21年度 1,945 (2,172-1,945)/1,945= 11.7%
平成22年度 2,172 (2,865-2,172)/2,172= 31.9%
平成23年度 2,865 (3,535-2,865)/2,865= 23.4%
平成24年度 3,535 (3,745-3,535)/3,535= 5.9%
平成25年度 3,745 (37.2%+11.7%+31.9%+23.4%+5.9%) / 5 ≒22.0%

③ 減税見込額の算出(単位：百万円)

(26年度)
28,818百万円(平成25年度適用実績額)×(100%-7.6%)(①の交付金増加率25→26年度)
=26,628百万円(平成26年度適用見込額)
(法人税の減収額) 26,628百万円×15%=3,994百万円
(住民税の減収額) 3,994百万円×12.9%=515百万円
(事業税の減収額) 26,628百万円×6.7%=1,784百万円
1,784百万円×43.2%=771百万円
1,784百万円+771百万円=2,555百万円
(地方税の減税見込額) 515百万円+2,555百万円=3,070百万円
(27年度)
26,628百万円(平成26年度適用見込額)×(100%+1.7%)(①の交付金増加率26→27年度)
=27,081百万円(平成27年度適用見込額)
(法人税の減収額) 27,081百万円×15%=4,062百万円
(住民税の減収額) 4,062百万円×12.9%=524百万円
(事業税の減収額) 27,081百万円×6.7%=1,814百万円
1,814百万円×43.2%=784百万円
1,814百万円+784百万円=2,598百万円
(地方税の減税見込額) 524百万円+2,598百万円=3,122百万円

(減税見込額等算出の基礎としたデータについて)

特例措置の適用を受けるための大臣証明を集計(全数調査)。

2. 適用実績及び適用見込み

(単位：百万円)

区分	19年度 (実績)	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)
対象者数注1	16,127	16,952	17,754	12,279	12,967	13,720	14,362	15,034	15,824
適用件数注2	626	1,418	1,945	2,172	2,865	3,535	3,745	4,569	5,574
減税見込額	477	1,298	1,668	2,008	2,783	3,417	3,378	3,070	3,122

注1) 対象者数は、農業生産法人数(ただし、平成21年度は、経営安定対策申請者数に占める集落営農組織を含む。)。また、27年度は認定新規就農者のうち対象となる法人数を加えた。

注2) 平成26年度の適用法人数は、平成25年度実績法人数3,745に、1の②で算出した『適用件数5ヵ年の増加率平均 約22.0%』を乗じて算出した。平成27年度についても、同様の方法で算出した。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	振興山村における工業用機械等の特別償却	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

測定指標は変更せず、本特例措置の期間（2年間）で一定のサンプル数が確保された上で、本特例措置を利用して設備投資を行い雇用を増加させた事業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した増加分を分析することにより、本特例措置の直接的な効果（寄与度）を事後検証します。

なお、アンケート調査項目については、現時点で以下のような内容を考えています。

- ・ 設備投資の目的、導入した設備名
- ・ 本特例措置が、設備投資を行い、雇用を増加させる動機（きっかけ）となったか
- ・ 今後も本特例措置を活用したいかなど。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

区分	平成23年度	24年度	25年度
適用額（千円）	46,984	24,144	69,281

（注）平成23年度及び24年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）からの抜粋、25年度は、農林水産省中山間地域振興課が実施した振興山村市町村へのアンケート調査により判明した本特例適用企業の適用額を合計。本アンケート調査は、都道府県及び市町村を通じて対象となる事業者等（製造業及び旅館業）にアンケートを配布し、資本金、設備投資額、増加雇用人数等を記載してもらい、それを回収・集計したものである。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額（推計。別紙「適用額の積算について」参照）

平成27年度 67百万円

28年度 134百万円

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額

平成23年度＝46,984千円（適用額（注）×0.15（法人税率））＝7百万円

24年度＝24,144千円（適用額（注）×0.15（法人税率））＝4百万円

25年度＝69,281千円（適用額（注）×0.15（法人税率））＝10百万円

（注）「本租税特別措置等の適用額」の略。

（別紙）

適用額の積算について

$$\frac{\text{適用額 平成27年度}}{\text{28年度①及び新規分}} = 67\text{百万円}\cdots\text{①}$$

$$\text{28年度①及び新規分} = 134\text{百万円}$$

（注）計算の前提は「減収額及び適用件数の積算について」と同じ。

○ 適用額についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)=67.204百万円 改め 67百万円）

(1) 製造業に係る適用額の計算（①+②+③）＝5,875.541

①資本金1千万円以下の製造業に係る適用額（イ+ロ）＝653.248

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝625.118

a 取得価額(500万円)×償却率(0.1)×割増償却率(0.32)

b 山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×建物・機械装置比率
31,825 ×0.186 ×0.7 ×0.3 ×0.9

c 山村計画策定率(0.5)×制度利用率(0.5)×制度適用率(0.14)

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝28.130

a 取得価額(500万円)×償却率(0.027)×割増償却率(0.48)

b 山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×建物・機械装置比率
31,825 ×0.186 ×0.7 ×0.3 ×0.1

c 山村計画策定率(0.5)×制度利用率(0.5)×制度適用率(0.14)

（以下、項目名は省略。）

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業に係る適用額（イ+ロ）＝1,753.618

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝1,678.103

a 1,000×0.1×0.32

b 28,390×0.391×0.5×0.3×0.9

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝75.515

a 1,000×0.027×0.48

b 28,390×0.391×0.5×0.3×0.1

c 0.5×0.5×0.14

③資本金5千万円以上の製造業に係る適用額（イ+ロ）＝3,468.675

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝3,319.306

a 11,300×0.1×0.32

b 4,044×0.48×0.5×0.3×0.9

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝149.369

a 11,300×0.027×0.48

b 4,044×0.48×0.5×0.3×0.1

c 0.5×0.5×0.14

(2) 旅館業に係る適用額の計算（①+②+③）＝727.914

①資本金1千万円以下の旅館業に係る適用額（イ+ロ）＝314.709

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝102.700

a 500×0.1×0.32

b 18,576×0.157×0.7×0.3×0.3

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝212.009

a 500×0.059×0.48

b 18,576×0.157×0.7×0.3×0.7

c 0.5×0.5×0.14

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業に係る適用額（イ+ロ）＝240.624

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝78.507

a 1,000×0.1×0.32

b 6,214×0.251×0.5×0.3×0.3

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝162.117

a 1,000×0.059×0.48

b 6,214×0.251×0.5×0.3×0.7

c 0.5×0.5×0.14

③資本金5千万円以上の旅館業に係る適用額（イ+ロ）＝172.581

イ 機械・装置に係る適用額（a×b×c）＝56.307

a 2,700×0.1×0.32

b 786×0.526×0.5×0.3×0.3

c 0.5×0.5×0.14

ロ 建物に係る適用額（a×b×c）＝116.274

a 2,700×0.059×0.48

b 786×0.526×0.5×0.3×0.7

c 0.5×0.5×0.14

(3) 農林水産物等販売業の適用額の計算 (イ+ロ) = 47.582

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 17.913 ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 29.669
 a 500 × 0.112 × 0.32 a 500 × 0.053 × 0.48
 b 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.3 b 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.7
 c 0.5 × 0.5 × 0.14 c 0.5 × 0.5 × 0.14

(4) 電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の適用額 = 69.344

・ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 69.344
 a 550 × 0.059 × 0.32
 b 636 × 0.3
 c 0.5 × 0.5 × 0.14

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の特別償却（所得税・法人税）								
2	要望の内容	<p>〈制度の概要〉</p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等（取得価額 2,000 万円超）を取得した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却（機械及び装置 10/100（旅館業を除く）、建物及びその附属設備 6/100）ができる制度。</p> <p>〈要望の内容〉</p> <p>振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取等した場合に、取得価額要件の下限額を 500 万円以上に引き下げ、その事業の年度において通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を割増償却（5 年間、償却限度額・機械・装置 普通償却限度額の 32/100、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48/100）に改組し、対象業種に農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。）を追加する等制度を見直した上で、適用期間を2年延長する。</p> <p>1. 製造業・旅館業</p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>資本金の規模</td> <td>1,000 万円以下</td> <td>1,000 万円超 5,000 万円以下</td> <td>5,000 万円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500 万円以上</td> <td>1,000 万円以上</td> <td>2,000 万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。）</p> <p>(1) 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ② 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 <p>(2) 取得価額の下限值</p> <p>一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 500 万</p>	資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超	取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上
資本金の規模	1,000 万円以下	1,000 万円超 5,000 万円以下	5,000 万円超							
取得価額	500 万円以上	1,000 万円以上	2,000 万円以上							

		円以上である場合
3	担当部局	農林水産省 農村振興局 農村政策部 中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和 40 年5月 11 日法律第 64 号)第3条第3号 (略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇を増大する</p> <p>○同法第4条 国は、前条の目的を達成するため、(略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年 12 月3日法律第 67 号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年 11 月 22 日法律第 81 号)第1条 土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、(略)農山漁村の活性化を図る(略)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2014 (平成 26 年 6 月閣議決定)</p>

		<p>第1章アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題</p> <p>4. 日本の未来像に係わる制度・システムの改革 (望ましい未来像に向けた政策推進)</p> <p>④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる</p> <p>第2章経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生</p> <p>(3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化)</p> <p>過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。 (長期的な観点からの取組)</p> <p>地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。</p> <p>(4) 農林水産業・地域の活力創造 改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を着実に実施し、今後 10 年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。</p> <p>○「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日改訂)</p> <p>第一総論</p> <p>II 改訂戦略における鍵となる施策</p> <p>4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革</p> <p>(1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 特色ある地域資源を活かせば、付加価値の高いビジネスを行うことも十分に可能である。(略)多様な地域資源を活用した地域ぐるみの農林水産業の 6 次産業化の推進、(略)地域に魅力ある雇用の場を創り出すことができる。</p> <p>(2) 地域の経済構造改革 地域に根ざした中堅・中小企業・小規模事業者等の挑戦によって農業や観光を含めた特色のある産業が全国津々浦々で育成され、地域経済を引っ張っていくことが重要である。</p> <p>IV. 改訂戦略の主要施策例</p> <p>4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革</p> <p>① 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>○地域ぐるみの農林水産業の 6 次産業化、酪農家の創意工夫・多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの 6 次産業化を推進</p>
--	--	--

		<p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>人口減少の厳しい現実を受け止め、(略)若者・女性の創業促進やふるさとの特色ある地域資源の活用など、いわばローカルアベノミクスについて、実行可能な政策から直ちに具体化し実行していく。その際、中小企業・小規模事業者向けの支援策について、確定検査の簡素化や広報の強化をはじめ、使い勝手の更なる向上を図る。</p> <p>(地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)</p> <p>③ふるさと名物応援</p> <p>観光(自然、文化、産業遺産等)や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。</p> <p>(地域の経済構造改革)</p> <p>⑥総合的な政策推進体制の整備</p> <p>人口急減・超高齢化を克服し、活力ある地域経済構造を実現するためには、地方自治対をはじめ地域それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう政策手段等の大胆な見直しに着手しつつ、地域資源を活用するなど「個性を活かした地域戦略」を推進する。</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>エネルギー分野の様々な制度改革の実現もあり、民間においてエネルギー関連投資は大幅に増加し、雇用が生まれている。引き続き、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に向けた取組を進める。</p> <p>特に、まず、再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。</p> <p>また、…木質バイオマスエネルギーの利用…を進める。</p> <p>テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会</p> <p>テーマ4-①：世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 国内バリューチェーンの連結</p> <p>農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値をより多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。</p>
--	--	---

		<p>○農林水産業・地域の活力創造プラン</p> <p>(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂)</p> <p>II 基本的考え方</p> <p>森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>III 政策の展開方向</p> <p>2. 6次産業化等の推進</p> <p>農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する</p> <p>6. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を掘発するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産作業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、(略)生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 農業・農村の6次産業化</p> <p>農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、(略)「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。これらの取組により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築する。</p> <p>①「地域資源」を活用した「産業」の創造</p>
--	--	---

		<p>農林水産業・農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林水産業を軸とした地場産業を活性化する(略)様々な資源活用の可能性を追求する。</p> <p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>① 農村コミュニティの維持・保全</p> <p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>[大目標]</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>[中目標]</p> <p>農村の振興(産業、農村機能)</p> <p>[政策分野]</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の活用によって事業者の振興山村への立地や設備投資が促され、地域の雇用が確保されることを通じ、地域コミュニティの活性化に資することから、振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>測定指標:振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数</p> <p>目標値:本特例の適用期間中(平成27~28年度)の新規雇用者数54名(2年間)</p> <p>(根拠)</p> <p>①平成21~25年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約85百万円となっている。</p> <p>②今回、500万円に限度額を下げ対象事業を追加することとしており、推計では、本特例を利用した年間総投資額は2,253百万円となり、①を踏まえれば(2,253百万円÷85百万円)、増加する雇用者は27人となる。</p> <p>③以上を踏まえ、平成27、28年度においては、27×2=54人の新規雇用者を増加させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>1 山村振興対策を推進していく上で、これまででは、域外の製造業又は旅館業を誘致するという発想に立って、2000万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきたところ。</p> <p>この措置については、利用した企業が実際に雇用を増やすなどの成果を上げており、振興山村における経済活動の実態を踏まえれば、目標の達成に向けて一定の有効性があると評価できる。</p>

		<p>(雇用増加の一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果を出している有効な手段と考えられる。)</p> <p>2 今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績を踏まえて、雇用の創出を図るために振興山村に立地する民間事業者の設備投資をさらに拡大しようとするものであり、以下の効果が見込まれる。</p> <p>① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限を2000万円としているが、当課が実施したアンケート結果によれば、500万円~2,000万円以下の設備投資が2,000万円超の設備投資と同数程度存在する。このため、取得価額要件を2,000万円から500万円に引き下げることによって、500万円~2,000万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。</p> <p>② また、同アンケート結果によれば、農産物、水産物、林産物をはじめとした豊富な地域資源を活かした、農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)に取り組みようとする民間事業者が見られる。このため、新たにこの2業種を税制優遇措置の対象とすることで、これらの者の事業開始・拡大を後押しする効果が生じる。</p> <p>③ なお、特別償却を割増償却に変更することで、これまでは単年度しか計上できなかったが、複数年に渡り割り増しして減価償却費用を計上できることとなるため、民間事業者の資金繰りを複数年に渡ってサポートできる効果が生じる。</p> <p>3 これらの効果により、事業者の振興山村への設備投資がさらに促進され、新規雇用の創出等を通じて、農山漁村の振興や集落機能の維持に寄与するものである。</p>														
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>154</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典【H23.24】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)</p> <p>【H25】都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を行い把握</p> <p>※H26-28の算定根拠は別添1参照。</p> <p>適用件数については、前回要望時(平成24年度)には、24年度:26件、25年度:43件の適用を想定し、それぞれ実績値は24年度:4件、25年度:6件となったが、人口減少が顕著化する等山村を取り巻く厳しい状況の下で、事業者の経済活動も厳しい状況にあると考えられる中であっては、平均5件以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少ではなく、振興山村の活性化</p>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	適用数	6	4	6	17	154	308
	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)										
適用数	6	4	6	17	154	308										

	<p>に一定の貢献をしていると考えられる。また、振興山村の民間事業者の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充等が要望どおり位置付けられ、本特例措置の周知浸透が図られることにより、更なる適用の増加が期待される。</p> <p>適用の偏りについては、本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。））を対象とするものであり、木材、木製品製造業、通信機械器具製造業、清涼飲料水製造工場、電気・電子機器製造業、食品製造業等幅広い業種で活用されており、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p>																								
<p>② 減収額</p>	<p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> <th>25年度 (実績)</th> <th>26年度 (見込)</th> <th>27年度 (見込)</th> <th>28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">45</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※算定根拠は別添1.参照 （補足：H23.24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」（農林水産省 中山間地域振興課調べ）に基づき算定）</p>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	減収額	7	4	10	45	10	20										
	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																			
減収額	7	4	10	45	10	20																			
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成21年度～平成28年度） 「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成25年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.36%に対し、△0.32%、中山間農業地域において目標値△0.59%に対し△0.52%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本特例は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td style="text-align: center;">△0.19</td> <td style="text-align: center;">△0.19</td> <td style="text-align: center;">△0.31</td> <td style="text-align: center;">△0.32</td> <td style="text-align: center;">△0.32</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農村振興局 中山間地域振興課調べ）</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減少率</td> <td style="text-align: center;">△0.38</td> <td style="text-align: center;">△0.38</td> <td style="text-align: center;">△0.45</td> <td style="text-align: center;">△0.49</td> <td style="text-align: center;">△0.52</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農村振興局 中山間地域振興課調べ）</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。</p>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																				
減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32																				
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																				
減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52																				

<p>一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の貢献をしている有効な手法と考えられる。</p> <p>引き続き本特例の活用により、振興山村への企業立地や設備投資が促され、雇用確保を通じて地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>										
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成21年4月～平成29年3月）</p> <p>本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う新規雇用者（雇用増加者）数としては、平成24年度に18人、平成25年度に12人の新たな雇用が確認されている。前回要望時の目標（振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出等に伴う各年度の新規雇用者数80名）には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている本制度は、振興山村の活性化の観点から、有効な施策であると考えられる。</p> <p>効果検証の観点から、平成24年度に適用した4業者に対し調査を行ったところ、1業者から、施設立地の検討にあたって、本税制の優遇措置を考慮した旨回答を得ており、本制度が振興山村における投資及び雇用に効果を及ぼしていることが確認されている。（同社では、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用。）</p> <p>○ 雇用効果の状況</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用増加数</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（農林水産省 中山間地域振興課調べ）</p> <p>推計による今後の雇用増加数は以下のとおりであり、今後、振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、目標は達成されると考えている。</p> <p>平成27年度：27人、平成28年度：27人</p> <p>（根拠） ①平成21～25年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約85百万円となっている。 ②推計では、各年度の年間総投資額は、2,253百万円（H27.28（※））となり、①を踏まえれば、増加する雇用者数は、それぞれ、27人（H27.28）となる。 ※算定根拠は別添1.参照</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度						
雇用増加数	11	0	18	12						

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成29年3月)

山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の保全等の様々な機能を有しており、これらの機能は広く国全体に及ぶ公益的なものである。

特に、近年、降雨量の増加に伴う水害の増加傾向等を踏まえれば、上流に存在する広大な森林を適切に手入れすることで森林の保水力を保持することがますます重要となっており、それには、森林を中心に据えた山村の暮らしを持続可能なものとする必要があると考えられる。

他方、近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14歳)が同年比で約4割に減少(99万人→43万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることと確実である。

しかしながら、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体については、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。また、振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

このような状況を踏まえ、政府は、平成26年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2014において、「人口急減・超高齢化」の流れを止めるため、地域における民間事業者の経済活動を活性化することで地域に雇用を創出し、暮らし続けられる地域の創出を目指す方針を打ち出している。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域においても立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。その際、民間事業者の設備投資の拡大を支援することは、事業の拡大を促す上で有効であると考えられる。

今回要望する税制優遇措置の拡充は、取得価額要件の引き下げ、対象業種の追加、償却期間を延長する割増償却への変更といったものであり、これまでの税制優遇措置を拡充し、民間事業者の設備投資の促進を図るものであることから、まさに現在、政府が積極的に講じる必要のある施策のひとつであると考えられる。

本特例の拡充等がなされない場合、振興山村において中・小規模の事業者が利用できる、投資に対するインセンティブ措置が失われ、振興山村における事業者の投資意欲が削がれるとともに、山村における経済活動の低迷やそれに伴う雇用機会の喪失等につながり、振興山村の地域コミュニティ維持・存続を大きく阻害することとなる。

以上のように、本特例は必要不可欠なものであり、今回の特例措置の拡充等を実施し、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:23～28)

本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりである。本試算では、本特例措置が活用された投資の中には、必ずしも本特例措置の有無が、投資・雇用等の主体的なインセンティブとなっていない場合があり得ることも想定し、特例適用事業者への聞き取り調査結果を踏まえて、投資額の25%のみを用いて経済効果を試算している。この場合においても、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回っており、本特例措置には税込減を是認するに足る経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位:百万円)

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	7	4	10	45	10	20
投資額	470	241	749	3,237	2,253	2,253
経済波及効果	205	119	417	2,486	1,407	1,407

※減収額、投資額の算定根拠は別添1参照
 (補足:H23.24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)
 ※経済波及効果については、「振興山村における設備投資等に関する調査」に基づく投資額をもとに、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用して算出。
 ※また、平成24年度に本特例を適用した4事業者に聞き取り調査を行った結果、そのうち1事業者から、本特例の有無が設備投資の決定に影響した旨回答があったことを踏まえ、本特例適用分の25%において、本特例が設備投資の直接的なインセンティブになったと仮定し、投資額の25%を用いて経済波及効果を算出。間接的影響を含めた過大な試算となることを避けている。なお、減収額は、全投資額を基に試算している。
 ※経済波及効果の算定に使用した部門は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「振興山村における設備投資等に関する調査」を参考に選定。(別添2参照)
 ※消費転換係数は0.73で算出。
 ※経済波及効果は2次効果まで算定。

また、雇用については、以下の新規雇用が確認されている。前回要望時の目標には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている。減収額との比較においては、平成24年は、減収額4百万円に対し18人、平成25年は減収額10百万円に対し12人となっている。調査

		<p>により、立地検討に辺り税制面等の特例措置を考慮したとの企業も見られており、本特例措置は、山村の活性化の観点から、減収の是認に足る効果ある施策と考えられる。</p> <p>今後、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、一層の効果の拡大が期待される。</p> <p>○過去4年間の雇用への効果</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用増加数</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度								
雇用増加数	11	0	18	12								
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。））を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限で的確な措置となっている。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど制約があること</p> <p>から、同様に誘導効果が発生するにもかかわらず、本特例の方が政府・事業者の双方にとって負担の少ない措置である。</p> <p>本特例が拡充されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者が負担なく利用できるインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、今回の特例措置の拡充等により、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。</p>										
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割</p> <p>H27年度予算要求において、「山村振興交付金」（新規）を要求中。</p> <p>同交付金は、</p> <p>① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p>										

		分担	<p>② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む</p> <p>市町村を支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このため、両者は、山村振興交付金により組織作りや人材育成等を支援し、その中から実際に地場産品の販売等を行う動きが生じた際の設備投資について、本税制特例で支援するという関係にある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解		本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年度税制改正要望時

別添1

1. 減税見込額等の積算

(1) 平成26年度（製造業及び旅館業の事業者）

○ 振興山村において、平成23～25年度に本特例の対象となる資産を取得した実績(※1)を基に、平成26年度も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額等の見込みを算出。

$$\begin{array}{ccccccc} & 23年度 & 24年度 & 25年度 & 平均 & & \\ \text{機械等} & (10,281) & + & 17,229 & + & 28,215 & \div 3 = 18,575 \text{ 百万円} \cdots \textcircled{1} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} & 23年度 & 24年度 & 25年度 & 平均 & & \\ \text{建物等} & (3,589) & + & 5,816 & + & 4,238 & \div 3 \approx 4,548 \text{ 百万円} \cdots \textcircled{2} \end{array}$$

○ 対象資産を取得した事業者のうち、14%が本特例を適用すると仮定し(※2)、投資額、減収見込額等を算出。

			適用率※2			
機械等	①	×	14%		≒	2,600 百万円 ……③
建物等	②	×	14%		≒	637 百万円 ……④
合計						3,237 百万円

			特別償却率		法人税率	
機械等	③	×	10%	×	15%	≒ 39 百万円
建物等	④	×	6%	×	15%	≒ 6 百万円
合計						45 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータ)

※1 都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握。

※2 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者(関心がある者)の中で(49%)、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの5割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 $49\% \times 58\% \times 1/2 \approx 14\%$

(2) 平成27、28年度（製造業、旅館業及び農林水産物等販売業、再生可能エネルギー供給業）

(投資額)

平成27年度・・・2,253百万円
 平成28年度・・・2,253百万円
 (※積算は別紙参照)

(減税見込額)

平成27年度・・・10百万円
 平成28年度・・・20百万円(10百万円(28年度新規分)+10百万円(27年度継続分))
 (※積算は別紙参照)

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数 (社(者))	103	125	135	122	1078	1078
適用件数 (件)	6	4	6	17	154	308
減税見込額 (百万円)	7	4	10	45	10	20

注) 1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。

(23～25年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施して把握。

(26年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値(23～25年度実績の平均値)。

$$\text{【計算式】} (103 + 125 + 139) \div 3 \approx 122 \text{ (社(者))}$$

(27、28年度)

1078件
 (※積算は別紙参照)

2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(23、24年度)

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)による。

(25年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施して把握。

(26年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。
 対象者数(122事業者)の14%(アンケート提出者(関心がある者)のうち、本特例の活用を検討者28%)の5割)が本特例を適用すると仮定。
 【計算式】 $122 \times 0.14 = 17$ (件)

(27、28年度)

平成27年度・・・154件
 平成28年度・・・308件(154件(28年度新規分)+154件(27年度継続分))
 (※積算は別紙参照)

(別紙)

減収額及び適用件数の積算について

減収額 10 百万円
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度①及び新規分}} = 10 \text{ 百万円} \cdots \text{①}$
 平成 28 年度①及び新規分 = 20 百万円

適用件数 154 件
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度①及び新規分}} = 154 \text{ 件}$
 平成 28 年度①及び新規分 = 308 件

対象者数 1,078 件
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度}} = 1,078 \text{ 件}$
 平成 28 年度 = 1,078 件

※ 以下の計算については、小数点第 3 位まで記述することとし、第 4 位以下については四捨五入することとする。

1 減収額についての積算根拠((1)+(2)+(3)+(4)=10百万円)

(1)製造業に係る減収額 (①+②+③) = 881 331 万円

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る減収額 (イ+ロ) = 97 988 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 93 768 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算定
 取得価額(※ 1) × 償却率(※ 2) × 割増償却率(※ 3) × 法人税率
 $500 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※ 1 資本金額が 1,000 万円未満の製造業者の 1 件当たりの平均投資額は 113 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 食料品製造業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。償却率及び耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) による (以下同じ)。食料品製造業は、振興山村における製造業者の中で最も多い (平成 25 年度振興山村現状分析 (平成 26 年三菱 UFJ コンサルティング)) ため採用 (以下同様に計算。)

※ 3 割増償却率は平成 27 年度税制改正要望内容を反映 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数(※ 1) × 設備投資実施率(※ 2) × 500 万円以上の投資実施率(※ 3) × 黒字比率(※ 4)
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率(※ 5)
 × 0.9

※ 1 経済センサス 2011 (総務省) のデータを用いて推計 (以下同様に計算。)

※ 2 資本金額が 1 千万円以下の製造業者 216,084 事業者のうち投資を行った事業者が 40,102 事業者であること (中小企業実態基本調査 (平成 25 年報告書。経産省)) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 3 中山間地域振興課実施アンケート調査 (平成 26 年 3 ~ 5 月実施。以下略。) における、製造業者からの回答によれば、80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答している。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、そこから 10 ポイント

程度減じた値を算出 ((1)①ロ b において同じ。)

※ 4 国税庁 HP 「平成 24 年度における法人税の申告実績の概要」 における黒字申告割合を利用 (以下同様に計算。)

※ 5 製造業の機械・装置設備投資額の総計 : 建物設備投資額の総計 = 0.9 : 0.1 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

c その他係数
 山村計画策定率(※ 1) × 制度利用率(※ 2) × 制度適用率(※ 3)
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

※ 1 現在の山村計画の作成率は約 50 % (以下同様に計算。)

※ 2 山村計画の策定市町村のうち税制関連計画事項を記述する市町村を約 50 % と仮定 (以下同様に計算。)

※ 3 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者 (関心がある者) の中で (49%)、 「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58% が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの 5 割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 $0.49 \times 0.58 \times 0.5 = 0.14\%$ (以下同様に計算。)

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 4 22 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \times 0.15$

※ 鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの建物 (工場用 (その他)) の償却率 (耐用年数 38 年) を利用 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500 万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.1$

c その他係数
 山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

②資本金 1 千万円 ~ 5 千万円未満の製造業者に係る減収額 (イ+ロ) = 263 042 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 251 715 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出
 取得価額(※) × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※ 1 千万円 ~ 5 千万円未満の資本金を有する製造業者の 1 件当たり平均投資額は 814 万円程度 (平成 24 年経済センサス)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 1,000 万円まで引き上げることを想定。

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000 万円以上の投資実施率(※) × 黒字比率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率
 × 0.9
 ※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 11 327 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 1,000 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 & & \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{ 万円以上の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \\ 28,390 & \times 0.391 & \times 0.5 \\ \times \text{建物・機械装置比率} & & \times 0.3 \\ \times 0.1 & & \end{array}$$

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

③ 資本金 5 千万円以上の製造業者に係る減収額 (イ + ロ) = 520 301 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 497 896 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} (\text{※}) \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.1 & \times 0.32 & \times 0.15 \end{array}$$

※ 資本金 5000 万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は 11,300 万円 (平成 24 年経済センサス (総務省。)) であるため、この数字を利用 (以下同様に計算。))。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,300 \text{ 万円の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 & \times 0.48 & \times 0.5 \\ & & \times 0.3 \quad \times 0.9 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 22 405 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 & & \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,300 \text{ 万円の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 & \times 0.48 & \times 0.5 \\ & & \times 0.3 \quad \times 0.1 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

(2) 旅館業に係る減収額 (① + ② + ③) = 109 182 万円

① 資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る減収額 (イ + ロ) = 47 201 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 15 4 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} (\text{※} 1) \times \text{償却率} (\text{※} 2) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} & \times 0.1 & \times 0.32 \quad \times 0.15 \end{array}$$

※ 1 1,000 万円未満の資本金額の旅館業者の 1 件当たり平均投資額は 266 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省。))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 宿泊業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} (\text{※} 1) \times \text{黒字比率} \\ 18,576 & \times 0.157 & \times 0.7 \\ \times \text{建物・機械装置比率} (\text{※} 2) & & \times 0.3 \end{array}$$

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、旅館業者の 80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、10 ポイント程度減じた値を算出。

※ 2 旅館業の機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算。))。

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 31 801 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{ccc} \text{取得価額} \times \text{償却率} (\text{※}) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \times 0.059 & \times 0.48 & \times 0.15 \end{array}$$

※ 木造又は合成樹脂の建物 (旅館用、ホテル用又は病院用) の償却率 (耐用年数 17 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 18,576 & \times 0.157 & \times 0.7 \\ & & \times 0.3 \quad \times 0.7 \end{array}$$

c その他係数

$$\begin{array}{ccc} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 & \times 0.5 & \times 0.14 \end{array}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る減収額（イ+ロ）＝36,094万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 11,776$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円の投資実施率(※) × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.3$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 24,318$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{万円} \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円以上の投資実施率 × 黒字比率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率
 $\times 0.7$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る減収額（イ+ロ）＝25,887万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 8,446$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $2,700 \text{万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※資本金5,000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出（平成24年経済センサス（総務省））。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700万円の投資実施率(※) × 黒字比率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率
 $\times 0.3$

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 17,441$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $2,700 \text{万円} \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700万円の投資実施率(※) × 黒字比率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率
 $\times 0.7$

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

(3)農林水産物等販売業の減収額（イ+ロ）＝7,137万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 2,687$ 万円）

a 取得価額500万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{万円} \times 0.12 \times 0.32 \times 0.15$

※ 飲食料品小売業設備の償却率（償還期間9年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率(※1) × 黒字比率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率(※2)
 $\times 0.3$

※1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、農林水産物等販売業者の60%程度の者が500万円以上の投資を実施する予定があると回答していることを踏まえて算出（以下同様に計算）。

※2 農林水産物の販売所においては、建物への投資が機械・装置よりも多いと想定し、旅館業と同様の数値（機械・装置の設備投資額の総計：建物の設備投資額の総計＝0.3：0.7）を利用。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 4,45$ 万円）

a 取得価額500万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{万円} \times 0.053 \times 0.48 \times 0.15$

※金属造りの建物（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）の償却率（耐用年数27年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.7$

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の減収額＝10 402 万円

・ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 10 402$ 万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※1)×償却率(※2)×割増償却率×法人税率

550 万円 × 0.059 × 0.32 × 0.15

※1 振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 kw 以下の発電設備。
この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム
構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間
についての委員長案」）を乗じて算出。

※2 電気業用設備（その他の設備。主として金属製のもの）の償却率（耐用年数 17 年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※)×黒字比率

636 × 0.3

※ 振興山村における 10kw 以上の太陽光発電設備の新規設置数（年間）を資源エネルギー庁HPの
市町村別の「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」を用いて算出。

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率

0.5 × 0.5 × 0.14

2 適用件数についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)=154）

(1)製造業に係る適用件数（①+②+③=112）

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 43 507
× 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円～5 千万円未満の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 58 277
× 0.5 × 0.14

③資本金 5 千万円以上の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 10 19
× 0.5 × 0.14

(2)旅館業に係る適用件数（①+②+③=32）

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 21 435
× 0.5 × 0.14

②資本金 1 千万円～5 千万円未満の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 8 188
× 0.5 × 0.14

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.5
×制度利用率×制度適用率= 2 17
× 0.5 × 0.14

(3)農林水産物等販売業に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率= 3 328
 $\times 0.5 \times 0.14$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る適用件数

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率×制度適用率= 6 678
 $636 \times 0.3 \times 0.5 \times 0.5 \times 0.14$

3 対象者数についての積算根拠 ((1)+(2)+(3)+(4)=1,078)

(1)製造業に係る対象者数 (①+②+③= 799 127)

①資本金1千万円以下の製造業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 310 078
 $\times 0.5$

※ 対象者数は実際に制度を適用できうる者の数として整理。その際の事業者の属性は、振興山村に立地し、投資を行い、その投資額が取得価額要件以上であって、さらに黒字であるもの。市町村の属性は、山村計画を策定するとともに、税制関連事項も記述している市町村。
 これを満たす投資の計算式は、2の適用者数に制度適用率である0.14を乗じてないものとなる。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 416 196
 $\times 0.5$

③資本金5千万円以上の製造業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $4,044 \times 0.48 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 72 853
 $\times 0.5$

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 226 71)

①資本金1千万円以下の旅館業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $18,576 \times 0.157 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 152 780
 $\times 0.5$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 58 413
 $\times 0.5$

③資本金5千万円以上の旅館業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 15 517
 $\times 0.5$

(3)農林水産物等販売業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率=23,801
 ×0.5

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る対象者数

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率=28,620
 $636 \times 0.3 \times 0.5 \times 0.5$

4 投資額についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)=2,253百万円）

(1)製造業に係る適用額（①+②+③=195,177）

①資本金1千万円以下の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=21,753万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 500 \text{万円}$

※ 資本金額が1,000万円未満の製造業者の1件当たりの平均投資額は113万円程度（平成24年経済センサス（総務省））。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=58,277万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 1,000 \text{万円}$

※ 1千万円～5千万円未満の資本金を有する製造業者の1件当たり平均投資額は814万円程度（平成24年経済センサス）。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を1,000万円まで引き上げることを想定。

③資本金5千万円以上の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $4,044 \times 0.48 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=115,147万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 11,300 \text{万円}$

※資本金5000万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は11,300万円（平成24年経済センサス（総務省））であるため、この数字を利用（以下同様に計算）。

(2)旅館業に係る投資額（①+②+③=24,765）

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $18,576 \times 0.157 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=10,718万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 500 \text{万円}$

※ 1,000万円未満の資本金額の旅館業者の1件当たり平均投資額は266万円程度（平成24年経済センサス（総務省））。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 8,188万円
 × 0.5 × 0.14 × 1,000万円

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 5,859万円
 × 0.5 × 0.14 × 2,700万円

※資本金5000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出(平成24年経済センサス(総務省))。

(3)農林水産物等販売業に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額= 1,664万円
 × 0.5 × 0.14 × 500万円

(4)電気業・熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る)に係る投資額

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 3,673万円
 636 × 0.3 × 0.5 × 0.5 × 0.14 × 550万円

※振興山村に設置される10kw以上の太陽光発電設備1,392のうち1,272が50kw以下の発電設備。
 この50kw以下の発電設備の平均出力が20kwとなることから、これに1kw=27.5万円のシステム構築費用(平成26年3月7日第15回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間についての委員長案」)を乗じて算出。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)	④投入部門 (金額)	⑤投入部門 (金額)
19年度					
20年度					
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械・同装置 (6.5)		
22年度	電気機械 (40.5)				
23年度	輸送用機械 (69)	金属製品製造 (43)	商業 (6)		
24年度	通信機械 (40)	不動産業 (15)	製材業 (5)		
25年度	でん粉 (109)	合板 (22)	電気機械 (22)	冷凍魚介類 (17)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (17)
26年度	電気機械 (600)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (300)	建築 (34)		
27年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		
28年度	電気機械(269)	建築(150)	電気・ガス・水道 (150)		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

平成24年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検過程において示した説明のとおり、達成目標の目標値及び達成時期については、「平成26年度に、直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）の状況より向上すること」を目的としていたところである。

「工場立地件数」及び「雇用増加人員」における直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）はそれぞれ88件、1,529人、平成26年度の実績（見込み）はそれぞれ130件、1,519人であった。目標の達成状況については、いまだ明らかになっていないところであるが、おおむね達成する見込みである。

延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられることから、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される過疎地域における工業用機械等の特別償却の適用者数及び適用額については、平成23年度が102件、24億円、24年度が76件、23億円となっている。なお、適用件数については、租特透明化法における適用実態調査では把握されていない。

所期の見込みとかい離して高い適用実態が明らかになったところであるが、かい離の原因は、所期の見込みが過疎対策室が地方公共団体を通じて行った調査の結果に基づいて算出されたものであることにある。地方公共団体では企業の国税に係る実態を把握できない状況にあるため、所期の見込みが僅少になったものと考ええる。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期に想定していた適用者数は、製造業、旅館業、コールセンターそれぞれ平成24年度（見込み）が50件、2件、0件で合計52件、25年度（見込み）が53件、2件、0件で合計55件、26年度（見込み）が50件、1件、0件で合計51件であった。

実際のところ、適用者数は、平成24年度が76件、25年度（見込み）が89件、26年度（見込み）が89件であった。所期に想定していた適用者数を上回る適用者数であり、想定外に僅少とはいえない。

（注）平成25年度（見込み）及び26年度（見込み）の適用者数は租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報による23年度適用件数102件、24年度適用件数76件の2か年平均から算出している。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される過疎地域における工業用機械等の特別償却の適用額については、平成23年度が24億円、24年度が23億円となっている。

減収額については、事前評価書の積算方法を踏襲して、平成23年度が7億円、24年度が6億円、25年度（見込み）から28年度（見込み）までも6億円となる。

所期の見込みとかい離して高い適用実態が明らかになったところであるが、かい離の原因は、所期の見込みが過疎対策室が地方公共団体を通じて行った調査の結果に基づいて算出されたものであることにある。地方公共団体には企業の国税に係る実態を把握できない状況にあるため、所期の見込みが僅少になったものと考ええる。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

納税義務者1人当たりの総所得金額は過疎地域においては2.46億円である（総務省「平成24年度市町村税課税状況等の調」による）。したがって、1.95億円～3.3億円の課税所得の場合の所得税率10%を用いて、過疎地域の納税義務者1人当たりの所得税額は0.25億円（2.46億円×0.1）と考えることができる（ただし、所得控除額等は考慮していない）。したがって、これまでの実績では、雇用増加人員が平成23年度1,660人、24年度1,717人、25年度1,179人いたことから、所得税による増収額は23年度415億円、24年度430億円、25年度295億円と考えることができる。

一方、減収額は平成23年度7億円、24年度6億円、25年度6億円である。

よって、減収額と達成目標の実現状況を対比した場合、過疎地域の雇用の確保、産業の振興に確実な効果をもたらしているほか、減収額のおおむね半分の所得税額の増収効果が見込まれ、波及的に消費税、地方税等の増収効果も見込まれる。したがって、過去における税収減を是認するような効果があるといえる。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

納税義務者1人当たりの総所得金額は過疎地域においては2.46億円である（総務省「平成24年度市町村税課税状況等の調」による）。したがって、1.95億円～3.3億円の課税所得の場合の所得税率10%を用いて、過疎地域の納税義務者1人当たりの所得税額は0.25億円（2.46億円×0.1）と考えることができる（ただし、所得控除額等は考慮していない）。平成26年度から28年度までの雇用増加人員は4,380人と見込んでいることから、26年度から28年度までの所得税による増収額は1,095億円（0.25億円×4,380人）と見込まれる。

一方、平成26年度から28年度までの減収合計額は18億円である。

よって、減収額と達成目標の実現状況を対比した場合、過疎地域の雇用の確保、産業の振興に確実な効果をもたらすことが予想されるほか、減収額のおおむね半分の所得税額の増収効果が見込まれ、波及的に消費税、地方税等の増収効果も見込まれる。したがって、将来における税収減を是認するような効果があるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (国税14)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。 延長:2年間 根拠法令:過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、同法第45条第1項の表の第1号、同法第68条の27、同法施行令第6条の3、同法施行令第28条の9、第39条の56 特別償却率:機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100) 取得価額:2,000万円超
3	担当部局	農村振興局農村政策部中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近14年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長 平成25年度:適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。 《政策目的の根拠》 ○過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事

		業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」 ○租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56 ○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。 ○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定) Ⅲ政策の展開方向 5. 農山漁村の活性化 高齢化や人口減少の進展により集落機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘(略)関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに(略)地域コミュニティを活性化する。 ○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・保全 農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を

		<p>図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興(産業、農村機能)</p> <p>《政策分野》</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>																																																							
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>																																																							
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">適用件数(件)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>436</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>383</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>295</td> <td>8</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H26(見込み)</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>371</td> <td>5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H27(見込み)</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H28(見込み)</td> <td>40</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>339</td> <td>7</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H26(見込み)についてはH23～25の3年平均で算出。 H27(見込み)についてはH24～26(見込み)の3年平均で算出。 H28(見込み)についてはH25～27(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少な物ではない。 また、適用者数の内訳を見ると、平成25年度の実績のあった適用者数42件のうち、適用者町村は、36団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>		適用者数(件)			適用件数(件)			製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H23	47	-	-	436	-	-	H24	39	3	-	383	8	-	H25	38	4	-	295	8	-	H26(見込み)	41	2	-	371	5	-	H27(見込み)	39	3	-	350	7	-	H28(見込み)	40	3	-	339	7	-
	適用者数(件)			適用件数(件)																																																					
	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																			
H23	47	-	-	436	-	-																																																			
H24	39	3	-	383	8	-																																																			
H25	38	4	-	295	8	-																																																			
H26(見込み)	41	2	-	371	5	-																																																			
H27(見込み)	39	3	-	350	7	-																																																			
H28(見込み)	40	3	-	339	7	-																																																			
	② 減収額	<p>平成23年度 3.1億円</p> <p>平成24年度 2.8億円</p> <p>平成25年度 2.9億円</p> <p>平成26年度(見込み) 2.8億円</p> <p>平成27年度(見込み) 2.8億円</p> <p>平成28年度(見込み) 2.8億円</p>																																																							

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。</p> <p>これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>また、本特例措置の拡充延長により、平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されることである。</p> <p><small>・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。</small></p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成23年度3.1億円、平成24年度2.8億円、平成25年度2.9億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23～H25)</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べであり、基本的に減収効果は発生しない。</p> <p>一方で、本特例措置は、過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、将来的にも平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、効果があると言える。</p> <p><small>・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。</small></p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、基本的に減収効果は発生しない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、補助金は公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業所による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まない。</p>

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置としての補助金は、地方公共団体等が公共性の高い事業を行うために支援するものである。 一方、本特例措置は、民間事業者等に対して直接的に課税の繰り延べを認め、初期投資の負担を軽減するとともに、「事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置」によって、地方自治体が地方税減免措置した場合の減収を補填することで、民間事業者等に対して間接的に支援している。 多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げるものである。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
1 0	有識者の見解	本措置の期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
1 1	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月

減収見込額積算根拠

(平成26年度見込み)	275百万円
(平成27年度見込み)	280百万円
(平成28年度見込み)	280百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度	391	1,099,339
平成25年度	303	1,117,809
平成26年度(見込み) ※平成23年度～25年度平均	376	1,079,849
平成27年度(見込み) ※平成24年度～26年度平均	357	1,098,999
平成28年度(見込み) ※平成25年度～27年度平均	346	1,098,886

・平成26年度減収見込額

$$1,079,849 \times 0.255 = 275,361 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成27年度減収見込額

$$1,098,999 \times 0.255 = 280,245 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

・平成28年度減収見込額

$$1,098,886 \times 0.255 = 280,216 \quad (\text{千円})$$

(特別償却実績額平均) (法人税率)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（奄美群島の総人口、宿泊観光客数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される企業数等の所期の想定と比較して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 24 年度末時点の奄美群島の総人口は 116,908 人（対前年度比△1,174 人）であった」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について説明されているが、平成 25 年度末時点の奄美群島の総人口が把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「平成 26 年度から 28 年度は

25年度の設備投資額（赤字のため制度適用なし）及び26年度の適用見込額について地元自治体に聞き取った結果等を基に算出」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度末推計では115千人となり、前回の目標値である26年度末114千人以上を若干上回る見込みである」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について説明されているが、平成28年度末時点の奄美群島の総人口の見込みが把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
- 平成26年3月に改正した奄美群島振興開発特別措置法（平成26年法律第6号）が成立し、奄美群島振興開発特別措置法の期限が30年度末までと延長されたことから、本租税特別措置等の目標達成時期を、「平成30年度末」に設定した。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 奄美群島内の各市町村に対して聞き取り調査を行い、投資額、投資時期、償却率を把握し、投資設備ごとに減収額を算出している。
- 平成25年度は、設備投資件数5件（赤字のため制度適用なし）、投資額1,325百万円であり、次年度以降の4年間については、25年度投資分として、制度適用による減収額19.5百万円が見込まれる。
 - 平成26年度は、適用見込件数12件（平成25年度：5件+26年度：7件）、投資額1,539百万円（平成25年度：1,325百万円+26年度：214百万円）、減収額23.2百万円（平成25年度：19.5百万円+26年度：3.7百万円）、次年度以降の4年間については、26年度投資分として、制度適用による減収額7.0百万円が見込まれる。
 - 平成27及び28年度分の適用見込件数及び投資額は、26年度分と同程度と見込まれるため、制度適用による減収額は、初年度3.7百万円、次年度以降の4年間は7.0百万円である。よって、平成27年度の減収額は30.2百万円（平成25年度：19.5百万円+26年度：7.0百万円+27年度：3.7百万円）、28年度の減収額は37.2百万円（平成25年度：19.5百万円+26年度：7.0百万円+27年度：7.0百万円+28年度：3.7百万円）である。
- 具体的な試算としては、平成25年度の制度適用対象となる投資額（計5件、計1,325百万円）×設備ごとの耐用年数に応じた償却率（0.03～0.16）を乗じて普通償却限度額を算出し、それに種別ごとの割増限度額（32%又は48%）を乗じた額の総和として、2年目以降の減収額19.5百万円（平成27年度、28年度）を算出している。
- 平成26年度分については、市町村から聞き取りをした投資額（計7件、計214百万円）に対して同様の試算を行った結果、7.0百万円と見込んでいる。平成27及び28年度分については、26年度分と同程度の投資額と予測しているが、投資初年度に限り、設備の稼働月数に応じた割引率（6/12～12/12）を乗じる必要があるため、初年度の減収額は3.7百万円を見込んでおり、2年目以降の4年間は各年度7.0百万円と見込んでいる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (国税17)(法人税:義・所得税:外)
2	要望の内容	奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局農村政策部中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設(機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等7/100) 平成12年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成13年度 適用期限の3年延長 (機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超) 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) " 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外) 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ(機械等10/100 建物等6/100) 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超) 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等10/100 建物等6/100) 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外) 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成26年度 適用期限の1年延長 " 産業振興促進計画認定制度の創設(奄美法)
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	①政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳

		<p>しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>・第1条(目的)</p> <p>この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>・第24条(農林水産業の振興)</p> <p>国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、奄美群島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要課題</p> <p>3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生</p> <p>(3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化)</p> <p>過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集約の活性化を図る。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)</p> <p>Ⅲ政策の展開方向</p> <p>5. 農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少の進展により集約機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘(略)関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに(略)地域コミュニティを活性化する。</p>
--	--	--

		<p>○食料・農業・農村基本計画(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>① 農村コミュニティの維持・保全</p> <p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>農村の振興（産業、農村機能）</p> <p>《政策分野》</p> <p>農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成 30 年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 24 年度末現在 117 千人)</p> <p>目標値 宿泊観光客数 平成 30 年度末 737 千人 (平成 24 年度末現在 567 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	①: 適用数等
		<p>平成 23 年度 適用件数: 3 件、適用額: 185 百万円</p> <p>平成 24 年度 適用件数: 1 件、適用額: 232 百万円</p> <p>平成 25 年度 適用件数: 0 件、適用額: 0 百万円</p> <p>平成 26 年度 適用件数: 12 件、適用額: 1,539 百万円</p> <p>平成 27 年度 適用件数: 19 件、適用額: 1,753 百万円</p> <p>平成 28 年度 適用件数: 26 件、適用額: 1,967 百万円</p>

		<p>※平成 23、24 年度は特別償却、25～28 年度は割増償却</p> <p>※平成 23～25 年度については、地元自治体より聞き取った結果</p> <p>※平成 25 年度の設備投資件数は 5 件であるが、赤字のため(干ばつによるさとうきびの不作等)制度適用はないが、次年度以降、制度適用が見込まれるため、平成 26 年度の設備投資見込み件数 7 件(地元自治体より聞き取り)とあわせて、制度適用見込み件数は 12 件である。平成 27、28 年度の設備投資件数については、平成 26 年度と同程度を想定している。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った奄美群島のみ値を用いている。</p>
	②: 減収額	<p>平成 23 年度 減収額: 6 百万円</p> <p>平成 24 年度 減収額: 4 百万円</p> <p>平成 25 年度 減収額: 0 百万円</p> <p>平成 26 年度 減収額: 23 百万円</p> <p>平成 27 年度 減収額: 30 百万円</p> <p>平成 28 年度 減収額: 37 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25～28 年度は割増償却</p> <p>※平成 26～28 年度は平成 25 年度の設備投資額(赤字のため制度適用なし)及び平成 26 年度の適用見込み額について地元自治体に聞き取った結果等をもとに算出。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った奄美群島のみ値を用いている。</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: H18～25 年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の 7 割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: H24～26 年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 24 年度末時点の奄美群島の総人口は 116,908 人(対前年度比△1,174 人)であった。</p> <p>平成 26 年度末推計では 115 千人となり、前回の目標値である平成 26 年度末 114 千人以上を若干上回る見込みであるが、今回の目標値である平成 28 年度末総人口 113 千人以上を達成するためには、地域の内発的発展による就業機会の拡充が必要であり、そのためには各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H27~28)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23~28)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>該当なし</p>
10	有識者の見解	<p>本措置の期限を延長することが妥当。</p> <p>(平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成25年8月(平成26年度税制改正要望時)</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率、半島地域における納税義務者1人当たりの課税対象所得額の変化率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特例措置対象業者においては約2,114百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成24における22年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値99.2%に対し、半島地域では99.4%となっており、全国を上回っており、また、25年度における納税義務者1人当たりの課税対象所得額対前年比は、全国値100%に対し、半島地域でも100%となっている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が平成26年度以降も25年度と同様の効果が見込まれると説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分

析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、①半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、全国の変化率（対前年比）を継続的（2年連続）に上回ること、②半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）について全国の変化率を継続的に上回ることである。

①半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率は、平成23年は全国の変化率を上回ったものの、24年は下回り、目標は達成されてない。②半島地域における観光入込客数の変化率は、平成23年、24年とも全国の変化率を上回り、目標は達成されている。

①については、半島地域を始めとした地方部において景気回復に遅れが見られること、②については、東日本大震災の被災地を有しない半島地域において震災の影響が比較的少なかったことが原因として考えられる。①については、本措置が延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際や地元企業が設備投資を決定する際の重要な要件を失うこととなり、半島地域への企業進出や地元企業の設備投資に影響があるものと考えられる。また、②については、本措置の延長により半島地域への観光入込客数を引き続き確保していくため、引き続き本措置を継続する必要がある。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

特別償却制度の延長要望を行った前回延長要望時においては、過去の特別償却制度の適用実績に基づいて平均値を推計し、平成25年度以降は平均64件程度と適用見込みを算出した。平成25年度より、特別償却制度から割増償却制度へと制度拡充したことから、特別償却制度を前提とした適用見込み数と割増償却制度における適用数を単純に比較することは適切でないと考えている。

なお、平成25年度は、市町村長が産業の振興に関する計画を作成し、市町村長が計画に適合すると確認した工業用機械等が適用可能な制度に変更された初年度であり、計画策定のための期間や制度周知に一定の期間を要することから、特別償却制度の適用実績からの減少も想定されたが、10件以上の適用があることから想定外に僅少ではない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの適用件数については、本租税特別措置が割増償却制度（5か年間）であることから、当該年度に新規に取得した工業用機械等の適用件数に過年度の適用件数を加え、算出している。

なお、当該年度に新規取得した適用件数については、平成26年度は同年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果である14件とし、27年度から28年度までは26年度の適用見込み（14件）に、新規に産業振興計画を策定する市町村における適用や制度周知による適用増の見込み（1件）を加えた15件とした。過年度の適用件数等については、過年度の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込んで算出している。

平成26年度：26件（新規取得 14件^注）＋ 過年度取得 12件）

27年度：41件（新規取得 15件^注）＋ 過年度取得 26件）

28年度：56件（新規取得 15件^注）＋ 過年度取得 41件）

また、平成26年度から28年度までの適用額（取得価額）については、当該年度に新規取得した資産の価額のみを記載しており、25年度の適用額（取得価額）である2,114百万円に、当該年度の

新規適用件数増加率（当該年度に新規取得した適用件数（注）／平成25年度の適用件数）を乗じて算出している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの減収額については、本租税特別措置が割増償却制度（5か年間）であることから、当該年度に新規に取得した工業用機械等の適用額（取得価額）に係る減収額に過年度の減収額を加え、算出している。

なお、当該年度の新規取得に係る減収額については、以下により算出した平成25年度の減収額（14百万円）に当該年度の適用件数増加率（当該年度の適用件数／25年度の適用件数）を乗じ、過年度の減収額については、過年度の設備投資により前年度に本措置の適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込んで算出している。

平成26年度：31百万円（新規取得分 16百万円 + 過年度取得分 14百万円）
 27年度：48百万円（新規取得分 18百万円 + 過年度取得分 31百万円）
 28年度：66百万円（新規取得分 18百万円 + 過年度取得分 48百万円）

（注）四捨五入により、合計値が一致しない場合がある。

（平成25年度の減収額の算出方法）

建物・付属設備及び機械・装置の取得価額×（1/耐用年数）×割増償却率×法人税率

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長（国税15）（法人税：義・所得税：外）
2	要望の内容	半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「産業投資促進計画」という。）に係る地区として関係大臣が指定する地区における法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局農村政策部中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超） 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長（1,900万円超） 平成6年度 適用期間の1年延長（機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超） 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長（2,300万円超） 平成10年度 特別償却率引下げ（機械等14/100→13/100） 平成11年度 適用期限の2年延長（機械等12/100 建物等 6/100） 平成13年度 適用期限の2年延長（機械等12/100→11/100） 平成15年度 適用期限の2年延長（2,500万円超） 平成17年度 適用期限の2年延長（機械等11/100→10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等7/100） 平成19年度 適用期限の2年延長（旅館業：建物等7/100→6/100 2,000万円超） 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上）
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 なお、達成目標として、半島地域における観光入込客数※の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること、半島地域における納

	<p>税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ることを設定する。 ※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p> <p>《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和60年法律第63号) ・第1条(目的) この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 ・第13条の2(農林水産業の振興) 国及び地方公共団体は、半島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進、鳥獣による被害の防止並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 ・第16条(税制措置) 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定) 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定) Ⅲ政策の展開方向 5. 農山漁村の活性化 高齢化や人口減少の進展により集落機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘(略)関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに(略)地域コミュニティを活性化する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・保全 農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農</p>
--	---

		<p>村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農村の振興(産業、農村機能) 《政策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p>						
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・半島地域における観光入込客数[*]の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること ※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ること</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率</p> <p>測定指標として、それぞれの実数ではなく、半島地域の変化率を全国の変化率と比較するという手法を採用することにより、経済状況等の全国レベルで影響を及ぼす要因による変動を除いた効果の計測が可能であると考えている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p>						
8 有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数) (適用額(取得価額))</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度:47件</td> <td>12,100百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度:40件</td> <td>7,295百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度:12件</td> <td>2,114百万円</td> </tr> </table>	平成23年度:47件	12,100百万円	平成24年度:40件	7,295百万円	平成25年度:12件	2,114百万円
平成23年度:47件	12,100百万円							
平成24年度:40件	7,295百万円							
平成25年度:12件	2,114百万円							

		<p>平成 26 年度: 26 件 2,466 百万円 平成 27 年度: 41 件 2,642 百万円 平成 28 年度: 56 件 2,642 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。 ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の適用件数、適用額(取得価額)は当該年度に取得した資産の価額のみを記載。 ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p> <p>適用件数は、特別償却の時期も含めて十件以上で推移しており、適用数について想定外に僅少ではない。また、事業者の業種についても、食品製造業、木材加工業、建築用金属製品製造業、ゴム製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 なお、平成 25 年度については、割増償却へ改組した初年度であったこと、各市町村において産業振興促進計画を策定する必要があったこと等により、前年度と比較して件数が減少していると考えられる。</p>
②: 減収額		<p>平成 23 年度: 343 百万円 平成 24 年度: 179 百万円 平成 25 年度: 14 百万円 平成 26 年度: 31 百万円 平成 27 年度: 48 百万円 平成 28 年度: 66 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25 年～28 年度は割増償却。 ※平成 26 年度～28 年度の適用件数は過年度(25 年度～)に取得した資産の 2 年目～4 年目の適用も含めた当該年度の減収額。 ※平成 23～25 年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成 26～28 年度は平成 25 年度の適用実績及び平成 26 年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p> <p>建物・付属設備及び機械・装置の設備投資額×(1/耐用年数)×割増償却率×法人税率</p> <p>なお、平成 25 年度から割増償却に改組され、特別償却では単年度で行われていた償却額が 5 年間で行われることから、単純に比較することはできない。</p>

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年度～平成 26 年度)</p> <p>本特例措置の活用により、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、半島地域の事業者の競争力の強化や半島地域と地域外との交流が促進され、雇用の確保、若年層の人口流出の抑制につながっていると考えられる。 過去の事例によれば、食品製造業者が、本特例措置を活用して新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られるところであり、本特例は半島地域の経済活性化につながっていると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年度～平成 25 年度)</p> <p>平成 24 年における、平成 22 年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値 99.2%に対し、半島地域では 99.4%となっており、全国を上回っており、また、平成 25 年度における納税義務者 1 人あたりの課税対象所得額対前年比は、全国値 100%に対し、半島地域でも 100%となっているが、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行している半島地域において、就業機会の確保が課題であり、本措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 28 年度)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞し、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、半島地域からの若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年度)</p> <p>本特例措置による減収額 14 百万円(25 年度)に対し、特例措置対象者においては約 2.114 百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれ、これらの効果は 26 年度以降も見込まれることから、税收減を是認する効果はあると考えられている。</p>
9 相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、半島振興対策地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業投資促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。 また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限での確実な措置と考えられる。 さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。 本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和 61 年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成 25 年には割増償却に改組された。この間、適</p>

		<p>用件数は安定的に推移している。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえると、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内での経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。なお、半島地域を対象とした予算措置として、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>該当なし</p>
10	有識者の見解	<p>本措置の期限を延長することが妥当。</p> <p>(平成 26 年 8 月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 24 年 9 月(平成 25 年度税制改正要望時)</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	農林水産省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（離島振興対策実施地域の人口、離島振興対策実施地域を訪れる観光客数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「これまでの本租税特別措置等により、前回要望時には、平成26年度の離島振興対策実施地域の人口を382千人としていたところ、現時点での26年度の推計人口は394千人となり、要望時の達成目標を上回る見込みである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成22年の人口は420千人であった。平成26年の人口を推計すると、394千人となり」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「平成26年度から28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値」と算定に用いた数値の典拠が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「当該措置は、離島振興対策実施地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

特別償却制度の延長要望を行った前回延長要望時においては、過去の特別償却制度の適用実績等に基づいて平成25年度以降の平均適用見込件数（25年度の適用見込件数は3件）を算出した。平成25年度より、特別償却制度から割増償却制度へと制度拡充したことから、特別償却制度を前提とした適用見込件数と割増償却制度における適用数（25年度の実際の適用数は0件）を単純に比較することは適切でないと考えている。

なお、平成25年度において市町村が「産業投資促進計画」を策定していれば割増償却の適用を受けられた設備投資は14件あった。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- 適用件数の算出根拠は以下のとおり（適用件数＝適用者数とした。）。

【製造業、旅館業、情報サービス業等】

（新規適用見込み）（過年度からの継続適用見込み）（適用見込み（件））

平成26年度	3	+	0	=	3
27年度	2	+	3	=	5
28年度	2	+	5	=	7

(注) 1 当該年度の設備投資

平成26年度：同年度の適用見込みについて、関係都道府県から聞き取った結果。

平成27年度・28年度：過去の年間平均適用件数が2件であったため、2件を見込む。

2 過年度（平成25～）の設備投資

過年度（平成25～）の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込む。

【農林水産物等販売業】

（新規適用見込み）（過年度からの継続適用見込み）（適用見込み（件））

平成26年度	10	+	0	=	10
27年度	10	+	10	=	20
28年度	10	+	20	=	30

(注) 1 当該年度の設備投資

平成26年度：同年度の適用見込みについて、関係都道府県から聞き取った結果。

平成27年度・28年度：平成26年度と同程度の投資があると見込む。

2 過年度（平成25～）の設備投資

過年度（平成25～）の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込む。

【合計】

	製造業等		農林水産物販売業等		新規の設備投資	適用見込み（件）
平成26年度	3	+	10	+	0	= 13
27年度	5	+	20	+	(0 + 3)	= 28
28年度	7	+	30	+	(0 + 3 + 3)	= 43

(注) 新規の設備投資

新規に産業振興計画を策定する市町村における適用や制度周知による適用増として、年間3件を見込む。

- 取得価格の算出根拠は以下のとおり。

【製造業、旅館業、情報サービス業等】（機械・装置）

	適用見込み (件)		1 件当たりの取得価格 (円)		取得価格 (円)
平成 26 年度	2 (件)	×	11,205,111	=	22,410,222
27 年度	3 (件)	×	11,205,111	=	33,615,333
28 年度	4 (件)	×	11,205,111	=	44,820,444

これまでの本租税特別措置等により、前回要望時には、平成 26 年度の離島振興対策実施地域の人口を 382 千人としていたところ、現時点での 26 年度の推計人口は 394 千人となり、要望時の達成目標は上回る見込みである。

(注) 1 適用見込み (件)

機械・装置、建物・構築物の内訳は、関係都道府県から聞き取った結果 (以下同じ)。

2 1 件当たりの取得価格

関係都道府県から平成 25 年度の取得価格について聞き取った結果を基に算出 (以下同じ)。

【製造業、旅館業、情報サービス業等】(建物・構築物)

	適用見込み (件)		1 件当たりの取得価格 (円)		取得価格 (円)
平成 26 年度	1 (件)	×	10,904,733	=	10,904,733
27 年度	2 (件)	×	10,904,733	=	21,809,466
28 年度	3 (件)	×	10,904,733	=	32,714,199

【農林水産物等販売業】(機械・装置)

	適用見込み (件)		1 件当たりの取得価格 (円)		取得価格 (円)
平成 26 年度	8 (件)	×	3,292,750	=	26,342,000
27 年度	16 (件)	×	3,292,750	=	52,684,000
28 年度	24 (件)	×	3,292,750	=	79,026,000

【農林水産物等販売業】(建物・構築物)

	適用見込み (件)		1 件当たりの取得価格 (円)		取得価格 (円)
平成 26 年度	2 (件)	×	8,537,500	=	17,075,000
27 年度	4 (件)	×	8,537,500	=	34,150,000
28 年度	6 (件)	×	8,537,500	=	51,225,000

【合計】

平成 26 年度	76,731,955 (円)
27 年度	142,258,799 (円)
28 年度	207,785,643 (円)

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

減収額の根拠は以下のとおり。

	割増償却による減価償却上乗せ額 (円)		税率		減収額 (円)
平成 26 年度	5,806,196	×	30%	=	1,741,859
27 年度	15,540,223	×	30%	=	4,662,067
28 年度	28,416,514	×	30%	=	8,524,954

(注) 税率は 30%としている。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

過去の減収額については以下のとおり (平成 23 年度・24 年度は特別償却制度)。

平成 23 年度	0 件	0 百万円
24 年度	5 件	66 百万円
25 年度	0 件	0 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(国税14)(法人税:義・所得税:外)
2	要望の内容	離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	農村振興局農村政策部中山間地域振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加) 平成11年度 適用期限の2年延長 平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外) 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ) 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業等を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外) 平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本金規模によって異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地域に拡充)
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月

7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等に関する地域格差の是正を図り、離島等の地理的及び自然的特性を活かした創意工夫のある自立的发展を図るとともに、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○離島振興法 ・第14条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。 2 国及び地方公共団体は、離島における水産業の重要性に鑑み、離島振興対策実施地域の漁業者がその周辺の海域の漁場において、安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改ざんについて適切な配慮をするものとする。 ・第19条 租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定) 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重要課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (3)観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。</p> <p>○農林水産業・地域の活力創造プラン (平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定) Ⅲ政策の展開方向 5. 農山漁村の活性化 高齢化や人口減少の進展により集落機能が低下しつつある農山漁村の活性化を図るためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用して新たな需要を発掘(略)関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに(略)地域コミュニティを活性化する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 3. 農村の振興に関する施策 (4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全 ① 農村コミュニティの維持・保全 農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等で</p>
---	------	--

			は、地域資源の保全管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。																												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 農村の振興(産業、農村機能) 《政策分野》 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全																													
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。 離島振興対策実施地域の人口 平成25年度:400千人 → 平成28年度目標値:381千人 離島振興対策実施地域を訪れる観光客数を増加させる。 離島振興対策実施地域を訪れる観光客数 平成15年度:10,925千人 → 平成22年度:11,039千人 平成24年度:9,718千人 → 平成28年度目標値:9,777千人 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 離島振興対策実施地域の人口 離島振興対策実施地域を訪れる観光客数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。																													
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>企業数</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・平成23年度</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>・平成24年度</td> <td>5件</td> <td>5</td> <td>65,993千円</td> </tr> <tr> <td>・平成25年度</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度</td> <td>13件</td> <td>13</td> <td>76,732千円</td> </tr> <tr> <td>・平成27年度</td> <td>28件</td> <td>28</td> <td>142,259千円</td> </tr> <tr> <td>・平成28年度</td> <td>43件</td> <td>43</td> <td>207,786千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23～24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成23～25年度は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果。 平成26～28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った離島振興対策実施地域のみ値を用いている。</p>		件数	企業数	取得価格	・平成23年度	0件	0	0円	・平成24年度	5件	5	65,993千円	・平成25年度	0件	0	0円	・平成26年度	13件	13	76,732千円	・平成27年度	28件	28	142,259千円	・平成28年度	43件	43	207,786千円
	件数	企業数	取得価格																												
・平成23年度	0件	0	0円																												
・平成24年度	5件	5	65,993千円																												
・平成25年度	0件	0	0円																												
・平成26年度	13件	13	76,732千円																												
・平成27年度	28件	28	142,259千円																												
・平成28年度	43件	43	207,786千円																												

	② 減収額	<p>・平成23年度 0百万円 ・平成24年度 66百万円 ・平成25年度 0百万円 ・平成26年度 1.7百万円 ・平成27年度 4.7百万円 ・平成28年度 8.5百万円</p> <p>※平成23～24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成23～25年度は減収額について関係都道府県より聞き取った結果。 平成26～28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った離島振興対策実施地域のみ値を用いている。 計算式:建物・附属設備、構築物、機械・装置の設備投資額×割増償却率×税率</p>	
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～28年度) 離島地域の総人口の推移を見ると、高齢化の進展と人口流出により人口減少傾向に歯止めがかかっている状況であり、平成22年の人口は420千人であった。平成26年の人口を推計すると、394千人となり、目標値382千人を上回るものの、高齢化の進展と人口減少が続く中、経済の活性化及び就業機会の確保等、人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策が必要であり、本税制特例措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～28年度) これまでの当該措置等により、離島振興対策実施地域の人口の目標値を平成26年時点で382千人としていたところ、推計ではあるが394千人となる見込みである。 以上のことから鑑みても、当該措置は、離島振興対策実施地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27～28年度) 当該措置が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、従来にも増して人口減少が進捗する傾向になるものと想定される。また、離島振興法においても人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることが国の責務として明記されているところ。本税制特例措置を継続し、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27～28年度) 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行い事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施</p>

		策として、当該措置が妥当である。 また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限度の特例措置である。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解	本措置の期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例(国税11)(法人税:義)
2	要望の内容	我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 ① オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 ② 総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 農林水産省食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更(3年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) ○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 「民間の積極的な研究開発投資の促進に加え、自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速し、実用化・事業化へとつながる科学技術イノベーションの好循環を生み出す。」

		<p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》</p> <p>1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 3 農村の振興 6 横断的に関係する政策</p> <p>《政策分野》</p> <p>③ 食品産業の持続的な発展 ⑦ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備 ⑨ 農業・農村における6次産業化の推進 ⑩ 農林水産分野の研究開発</p> <p>○日本再興戦略</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>「民間の積極的な研究開発投資の促進に加え、自前主義からオープンイノベーションへの展開を加速し、実用化・事業化へとつながる科学技術イノベーションの好循環を生み出す。」</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度) (平成23年8月閣議決定)</p> <p>Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p>

			<p>(1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p> <p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針) (平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>第1章 デフレ脱却・日本経済再生と目指すべき姿</p> <p>2. デフレからの早期脱却と「再生の10年」に向けた基本戦略</p> <p>(3) 第三の矢「民間投資を喚起する成長戦略」 「安倍内閣の「日本再興戦略」を早期に推進し、「チャレンジ」、「オープン」、「イノベーション」を具体化していかなければならない。」</p> <p>第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現</p> <p>1. 成長戦略の基本設計</p> <p>(1) 生産性の向上を生む科学技術イノベーションなどの基盤強化 (日本産業再興プラン)</p> <p>①民間投資の拡大等 「民間設備投資や研究開発投資の拡大、事業再編・事業組換えを促進し、産業の新陳代謝を進める。」</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定2014)</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比べて企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効率的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下))</p> <p>①減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円(16億円)</p> <p>平成23年度 2,848億円(45億円)</p> <p>平成24年度 3,017億円(42億円)</p>

			<p>平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円(164億円)</p> <p>平成23年度 224億円(222億円)</p> <p>平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>平成25年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成23年度 0.4億円(0.1億円)</p> <p>平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 2,611(504)</p> <p>平成23年度 2,793(705)</p> <p>平成24年度 3,297(842)</p> <p>平成25年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 4,029(4,026)</p> <p>平成23年度 4,603(4,585)</p> <p>平成24年度 4,706(4,686)</p> <p>平成25年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 91(28)</p> <p>平成23年度 91(27)</p> <p>平成24年度 100(32)</p> <p>平成25年度 100(32)(見込み)</p> <p>平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とし</p>
--	--	--	--

た。) なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992/事業年度 3,639億円
平成25年度見込み(") 3,135/事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
平成24年度(実績) 総額型 3,297/事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)

- ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円

試算根拠:別紙②参照

適用企業数 適用金額(百万円)

平成28年度

- ・総額型 3,636/事業年度 475,640百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 28,681百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,831百万円

平成29年度

- ・総額型 3,636/事業年度 489,909百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 29,541百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
(総額型控除上限20%→30%適用企業)
平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
-----	-------	----------

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額 ○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))

<総額型>
平成22年度 3,337億円(16億円)
平成23年度 2,848億円(45億円)
平成24年度 3,017億円(42億円)

<中小企業技術基盤強化税制>

	<p>平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲ 27億円 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数値と財務省租税特別措置の適用実態調査の数値と比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。) ※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数値を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数値と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)</p> <p>なお、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p> <p>○政策目的の実現状況(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </table>		2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																								
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																										
③ 効果・達成目標の実現状況	<p><今後の達成予測> 主要先進国等において研究開発費が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発費の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 * 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> <td>3.09</td> <td>3.40</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> <td>2.60</td> <td>2.57</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.97</td> <td>1.96</td> <td>1.87</td> <td>1.89</td> <td>1.95</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> <td>1.96</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.09</td> <td>1.09</td> <td>1.10</td> <td>1.08</td> <td>1.13</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> <td>1.39</td> <td>1.51</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.68</td> <td>0.66</td> <td>0.66</td> </tr> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p><今後の達成予測> 主要先進国等において研究開発費が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40	日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57	アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95	ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02	フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48	イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10	中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51	ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																										
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40																																																										
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57																																																										
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95																																																										
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02																																																										
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48																																																										
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10																																																										
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51																																																										
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66																																																										

	<p>韓国 3.21 3.36 3.56 3.74 4.04 4.36 日本 3.46 3.47 3.36 3.25 3.38 3.35 アメリカ 2.63 2.77 2.82 2.74 2.76 2.79 ドイツ 2.53 2.69 2.82 2.80 2.89 2.98 フランス 2.08 2.12 2.27 2.24 2.25 2.29 イギリス 1.75 1.75 1.82 1.77 1.78 1.73 中国 1.40 1.47 1.70 1.76 1.84 1.98 ロシア 1.12 1.04 1.25 1.13 1.09 1.12</p> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発費の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発費の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進国等において研究開発費が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発費の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 * 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> <td>3.09</td> <td>3.40</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> <td>2.60</td> <td>2.57</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.97</td> <td>1.96</td> <td>1.87</td> <td>1.89</td> <td>1.95</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> <td>1.96</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.09</td> <td>1.09</td> <td>1.10</td> <td>1.08</td> <td>1.13</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> <td>1.39</td> <td>1.51</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.68</td> <td>0.66</td> <td>0.66</td> </tr> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p><今後の達成予測> 主要先進国等において研究開発費が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40	日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57	アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95	ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02	フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48	イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10	中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51	ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																										
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40																																																										
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57																																																										
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95																																																										
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02																																																										
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48																																																										
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10																																																										
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51																																																										
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66																																																										

	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成19年～平成29年) 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円) また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○総額型の控除上限引上げ措置(30%)の恒久化(平成28年度まで) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットingの確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。 ○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小企業者等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税收減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、
--	--

	<p>9 相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>③ 税收効果:約927億円 ・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 63億円 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税收効果:約44億円</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。 特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <div data-bbox="1489 1018 2089 1082" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国はない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみ国はない。</p> </div> <table border="1" data-bbox="1489 1090 2089 1396"> <caption>主要国の研究開発税制の動向</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>税制</th> <th>特徴</th> <th>年次</th> <th>内容</th> <th>現行制度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英国</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加乗算率を引上げ(25%→30%) 2009-2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%・2009年→100%・2011年→135%・2012年) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型 総額型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>増加型 総額型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久措置 ※重点分野は 新設措置 租税特別制限法</td> <td>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の税額を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型と増加型の選択 ①重点分野:総額型 ②非重点分野:総額型と増加型の選択</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>現行制度</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>新設措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公布された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型とハイブリッド型の選択 ①R&D型 ②:増加型と総額型の特長をもった制度。</td> </tr> </tbody> </table>	国	税制	特徴	年次	内容	現行制度	英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加乗算率を引上げ(25%→30%) 2009-2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%・2009年→100%・2011年→135%・2012年) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 新設措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の税額を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野:総額型 ②非重点分野:総額型と増加型の選択	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型	米国	新設措置 国内歳入法	※2014年3月に公布された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ①R&D型 ②:増加型と総額型の特長をもった制度。
国	税制	特徴	年次	内容	現行制度																												
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加乗算率を引上げ(25%→30%) 2009-2012 中小企業向け追加乗算率割合を引上げ(50%→75%・2009年→100%・2011年→135%・2012年) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型																													
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型																													
韓国	恒久措置 ※重点分野は 新設措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除の新設 2013 中堅企業の税額を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同等) ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野:総額型 ②非重点分野:総額型と増加型の選択																													
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型																													
米国	新設措置 国内歳入法	※2014年3月に公布された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ①R&D型 ②:増加型と総額型の特長をもった制度。																													

		<p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD 平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	<p>本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年度税制改正要望時

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査 (財務省：平成 24 年度実績)

総額型：適用件数：3,297 (うち中小企業：842)
適用総額：301,673 百万円 (うち中小企業：4,163 百万円)
中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706 (うち中小企業：4,686)
適用総額：21,164 百万円 (うち中小企業：20,901 百万円)
オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91 (27)
平成 23 年度適用総額：41 百万円 (8)
平成 24 年度適用件数：100 (32)
平成 24 年度適用総額：63 百万円 (4)

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査 (大企業) (平成 24 年度実績)

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497 (租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%)
適用総額：183,271 百万円 (カバー率：60.75%)
(平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算)
平成 25 年度集計結果 適用件数：548
適用総額：280,535 百万円
平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636
総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分

(平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査 (平成 24 年度実績))

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142 (カバー率：16.86%)
適用総額：647 (カバー率：15.54%)
平成 25 年度集計結果 適用件数：164
適用総額：746 百万円
平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972
総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円
オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社
平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査 (平成 24 年度実績)

平成 24 年度集計結果：適用件数：142 (カバー率：3.02%)
適用総額：658 (カバー率：3.11%)
平成 25 年度集計結果 適用件数：164
適用総額：866 百万円
平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430
総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142 (カバー率：3.03%)
適用総額：658 (カバー率：3.15%)
平成 25 年度集計結果 適用件数：164
適用総額：866 百万円
平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412
総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

(大企業)

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

(大企業)

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

カバー率：16.7+14.6/33+59 = 34.0%
4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。
カバー率：12+9/64+68 = 15.9%

$$\text{適用事業者数} : 10/15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長	府省名	農林水産省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長 (地方税21)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要 法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容 我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 ○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) ○総額型の控除上限の引き上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課 農林水産省食料産業局新事業創出課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化) 税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充 税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに ②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、</p>

		<p>平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <p>・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p> <p>○総額型の控除上限の引き上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資額(平成24年度 17.3兆円)の約7割(同 12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」 ○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 1 食料の安定供給の確保 2 農業の持続的な発展 3 農村の振興 6 横断的に関係する政策</p>

		<p>《政策分野》</p> <p>③ 食品産業の持続的な発展</p> <p>⑦ 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備</p> <p>⑨ 農業・農村における6次産業化の推進</p> <p>⑩ 農林水産分野の研究開発</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを旨とし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対 GDP 比の1%にすることを旨とすることとする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>② 産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p> <p>V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充</p> <p>「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、…民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年5月23日閣議決定)</p> <p>第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出</p> <p>3. 重点的取組</p> <p>(3)イノベーションを結実させる</p> <p>①新規事業に取り組む企業の活性化</p> <p>「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。(日本再興戦略改定2014)</p> <p>また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業</p>

			<p>者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p> <p>なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件</p> <p>平成21年度 3,807件</p> <p>平成22年度 4,530件</p> <p>平成23年度 5,290件</p> <p>平成24年度 5,528件</p> <p>【平成20～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」平成23～24年度:財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○国税利用実績</p> <p>①減収額実績 (内が中小企業者分(資本金1億円以下))</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円(16億円)</p> <p>平成23年度 2,848億円(45億円)</p> <p>平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p>平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円(164億円)</p> <p>平成23年度 224億円(222億円)</p> <p>平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>平成25年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成23年度 0.4億円(0.1億円)</p> <p>平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p>

<p>・オープンイノベーション型 <国税における減収額> 件数 373(115) 事業年度 2,831百万円(319百万円) <地方税における減収額> 事業年度 41百万円</p> <p>(平成29年度)</p> <p>・総額型 <国税における減収額> 件数 3,636(972) 事業年度 489,909百万円(5,093百万円) <地方税における減収額> 事業年度 657百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額> 件数 5,430(5,412) 事業年度 29,541百万円(29,184百万円) <地方税における減収額> 事業年度 3,765百万円</p> <p>・オープンイノベーション型 <国税における減収額> 件数 373(115) 事業年度 2,916百万円(329百万円) <地方税における減収額> 事業年度 42百万円</p> <p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>

<p>○利用業種 (総額型控除上限20%→30%適用企業) 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>2919</td> <td>1893</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>423</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>366</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>243</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>224</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>190</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>152</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>136</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属</td> <td>102</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>102</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>73</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼</td> <td>73</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>63</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>772</td> <td>581</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成</p> <p>(オープンイノベーション型) 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【オープンイノベーション型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>100</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>窯業・土石製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機械製造業</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>11</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>運輸通信公益事業</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>35</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より</p>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	2919	1893	化学	423	237	電気機器	366	203	精密機器	243	174	医薬品	224	116	食料品	190	145	輸送用機器	152	58	機械	136	87	非鉄金属	102	58	金属製品	102	87	建設業	73	29	鉄鋼	73	58	卸売業	63	58	その他	772	581	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	100	32	食料品	6	0	化学工業	12	2	窯業・土石製品	3	1	機械製造業	5	2	電気機械器具	8	3	卸売業	11	5	小売業	3	3	運輸通信公益事業	4	0	サービス業	13	8	その他	35	8
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																																																															
総計	2919	1893																																																																															
化学	423	237																																																																															
電気機器	366	203																																																																															
精密機器	243	174																																																																															
医薬品	224	116																																																																															
食料品	190	145																																																																															
輸送用機器	152	58																																																																															
機械	136	87																																																																															
非鉄金属	102	58																																																																															
金属製品	102	87																																																																															
建設業	73	29																																																																															
鉄鋼	73	58																																																																															
卸売業	63	58																																																																															
その他	772	581																																																																															
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																																																															
総計	100	32																																																																															
食料品	6	0																																																																															
化学工業	12	2																																																																															
窯業・土石製品	3	1																																																																															
機械製造業	5	2																																																																															
電気機械器具	8	3																																																																															
卸売業	11	5																																																																															
小売業	3	3																																																																															
運輸通信公益事業	4	0																																																																															
サービス業	13	8																																																																															
その他	35	8																																																																															

②	減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額 影響額実績</p> <p>平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 43億円 平成24年度 43億円</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額 減収実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円) 平成24年度 3,952億円(223億円)</p> <p>○増加型・高水準型における減収額 減収額実績</p> <p>平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円 平成24年度 2.3億円</p> <p>(参考)減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円) 平成24年度 266億円[増加型173億円、高水準型93億円](14億円)</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について</p> <p>国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件 平成21年度 3,807件 平成22年度 4,530件 平成23年度 5,290件 平成24年度 5,528件</p>
---	-----	---

		<p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型利用実績</p> <p>平成23年度 1,228件 平成24年度 1,447件</p> <p>○高水準型利用実績</p> <p>平成23年度 83件 平成24年度 81件</p> <p>【平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度 総額型 ▲562億円(▲12.4億円) オープンイノベーション型 ▲27億円(▲3.1億円) (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成27年度推計の根拠</p> <p>総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>
--	--	--

③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成29年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> <td>3.09</td> <td>3.40</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> <td>2.60</td> <td>2.57</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.97</td> <td>1.96</td> <td>1.87</td> <td>1.89</td> <td>1.95</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.77</td> <td>1.86</td> <td>1.91</td> <td>1.88</td> <td>1.96</td> <td>2.02</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.31</td> <td>1.33</td> <td>1.40</td> <td>1.42</td> <td>1.44</td> <td>1.48</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.09</td> <td>1.09</td> <td>1.10</td> <td>1.08</td> <td>1.13</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.01</td> <td>1.08</td> <td>1.25</td> <td>1.29</td> <td>1.39</td> <td>1.51</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.72</td> <td>0.66</td> <td>0.78</td> <td>0.68</td> <td>0.66</td> <td>0.66</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40	日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57	アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95	ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02	フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48	イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10	中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51	ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66
			2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																																																								
		韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																																																																																								
		日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																																																																																								
		アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																																																																																								
		ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																																																																																								
		フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																																																																																								
		イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																																																																																								
		中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																																																																																								
		ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																																																																																								
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																																																										
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40																																																																																																																										
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57																																																																																																																										
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95																																																																																																																										
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02																																																																																																																										
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48																																																																																																																										
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10																																																																																																																										
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51																																																																																																																										
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66																																																																																																																										

		<p>限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的なイノベーションの創出が滞り、我が国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年～平成29年)</p> <p>日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。 なお、研究論文(kasahara et al. (2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。 また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○総額型の控除上限の引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)</p> <p>我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p>
--	--	--

			<p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、収税減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)(中小企業者:12.4億円)【地方税1.6億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,309億円(中小企業者:29億円)【地方税3.7億円】 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(562億円分(中小企業者:12.4億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ① GDP押上げ効果:5,627億円(中小企業者:124億円)【地方税:16億円】、 ② 雇用創出効果:約6.7万人(中小企業者:約1,500人)【地方税190人】、 ③ 収税効果:約927億円(中小企業者:約20億円)【地方税:約2.6億円】 <p>・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)(中小企業分 3.1億円)【地方税0.4億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発投資押上げ額 63億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(27億円分(中小企業者:3.1億円))が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ① GDP押上げ効果:270億円(中小企業者:31億円)【地方税:4億円】、 ② 雇用創出効果:約0.3万人(中小企業者:340人)【地方税:約44人】、 ③ 収税効果:約44億円(中小企業者:約5.1億円)【地方税:約0.7億円】 <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	①	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。 <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。</p> <p>また研究開発投資にはスピルオーバー効果があり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p>

			<p>(参考)</p> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16か国中4か国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用国27か国のうち増加型のみは少ない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは少ない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英国</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加拠出金率引上げ(25%→30%) 2008→2012 中小企業向け追加拠出金率引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型 総額型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 既存の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>増加型 総額型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久措置 ※重点分野は 特選措置 租税特別措置法</td> <td>2008 重点分野(新成長動力及び資源技術開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型と増加型の選択 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>現行制度</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>特選措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型とハイブリッド型の選択 ハイブリッド型 ※: 増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>	主要国の研究開発税制の動向					英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠出金率引上げ(25%→30%) 2008→2012 中小企業向け追加拠出金率引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013 既存の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 特選措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び資源技術開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型	米国	特選措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ハイブリッド型 ※: 増加型と総額型の特性をもった制度。
主要国の研究開発税制の動向																																	
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠出金率引上げ(25%→30%) 2008→2012 中小企業向け追加拠出金率引上げ(50%→75%; 2008fy→100%; 2011fy→125%; 2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型																													
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 既存の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型																													
韓国	恒久措置 ※重点分野は 特選措置 租税特別措置法	2008 重点分野(新成長動力及び資源技術開発)に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択																													
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型																													
米国	特選措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ハイブリッド型 ※: 増加型と総額型の特性をもった制度。																													

10	有識者の見解	本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成26年度税制改正要望時

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
(大企業)

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
(大企業)

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{ 百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

- 2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
- 3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
- 4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
- 5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{社}$$

- 6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

- 1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
- 2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
- 3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

カバー率：16.7+14.6/33+59 = 34.0%
- 4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
- 5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

- 5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
- 6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。
カバー率：12+9/64+68 = 15.9%

$$\text{適用事業者数} : 10/15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9%＝619.3百万円

（参考）法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9%＝3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9%＝40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例	府省名	農林水産省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

直近の延長要望を行った際の達成目標は、「1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること」であり、平成24年度の対前年比伸び率実績は18.2%、同じく25年度は0.9%であったため、目標を達成している。その上で、租税特別措置としての目標の達成状況にかかわらず、本措置は他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図るために必要なものであることから、租税特別措置でなく法人税法（昭和40年法律第34号）本則化を要望しているもの。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

毎年度1組合当たりの事業費である研究開発費を増加させることを具体的達成目標としている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用額の過去の実績は以下のとおり。

(単位：百万円)

FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
12,170	6,536	820	1,035	2,531

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込み

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
2 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の実績については以下のとおり。

区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
適用額（百万円）	12,170	6,536	820	1,035	2,531
減収額（百万円）	3,651	1,961	246	264	645
			適用額×法人税率30%		適用額×法人税率25.5%

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度以降については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込み

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 ⑥に掲載した表を再掲。
2 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
3 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

(注) ⑥に掲載した表を再掲。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成25年度の単年度の減税（645百万円）により、事業費に関し9,620百万円の効果が推計され、これによって26年度の事業費見込み49,780百万円（対前年度伸び率26.5%、1組合当たり839百万円）の実現に寄与している。したがって、税収減を是認するような効果が発現している。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計されるため、税収減を是認する効果が見込まれており、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例（国税21）（法人税：義）
2	要望の内容	技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する制度について、法人税法本則上の措置とする。
3	担当部局	農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定（昭和60年3月31日まで） 昭和60年度 適用期限延長（2年間） 昭和62年度 適用期限延長（2年間） 平成元年度 適用期限延長（2年間） 平成3年度 適用期限延長（2年間） 平成5年度 適用期限延長（2年間） 平成7年度 適用期限延長（2年間） 平成9年度 適用期限延長（2年間） 平成11年度 適用期限延長（2年間） 平成13年度 適用期限延長（2年間） 平成15年度 適用期限延長（2年間） 平成17年度 適用期限延長（2年間） 平成19年度 適用期限延長（2年間） 平成21年度 適用期限延長（2年間） 〔平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成23年度 適用期限延長（2年間） 平成25年度 適用期限延長（2年間）
6	適用又は延長期間	法人税法本則上の恒久的な措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月閣議決定） 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進～などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 「官民合わせた研究開発投資の目標（対 GDP 比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対 GDP 比1%）が掲げられている日</p>

		<p>本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>																																	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済成長 イノベーション 《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 6 横断的に関係する政策 《政策分野》 ⑩ 農林水産分野の研究開発</p>																																	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合について、他の法人形態と税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合制度の活用を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p>																																	
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>前回要望時には、16件、211組合員(24年度)の適用を想定しており、実績は25年度にて14件、211組合員となっていることから、想定外に僅少ではない。また、化学、電機、石油・窯業、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>211</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合に対する調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合に対する経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>② 減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>246</td> <td>264</td> <td>645</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table>	区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	組合数	9	15	17	8	14	14	組合員数	105	167	-	-	211	239	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	3,651	1,961	246	264	645	463
区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																													
組合数	9	15	17	8	14	14																													
組合員数	105	167	-	-	211	239																													
FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																														
3,651	1,961	246	264	645	463																														

		<p>・21年度及び22年度については、全組合に対する調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合に対する経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>																									
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度) 技術研究組合について、他の法人形態と税制上のイコールフットイングを図り、これを通じた共同研究及び研究開発投資の促進により、持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成23～26年度) 1組合当たりの事業費の伸び率は、平成24年度増加、平成25年度は微増、26年度は増加となっており、目標達成できている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>30,562</td> <td>36,118</td> <td>36,449</td> <td>49,780</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>556</td> <td>657</td> <td>663</td> <td>844</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>18.2%</td> <td>0.9%</td> <td>36.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成26年4月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (平成23～26年度) 租税特別措置が延長されない場合、他の法人形態に比べて税制上不利な状況が発生することから、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、共同研究及び研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。 《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27～36年度) ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約3.55倍となる。 ※H26 経産省アンケート調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、技術研究組合の設備投資に関する効果(1,643百万円)を通じ、10年間累計で約65億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。</p> <p>○また、技術研究組合の過去の実績から、設備投資費と事業費の比率は、およそ1:4.2の関係となっていることから、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、事業費に関し、900百万円の効果が推計され、達成目標(技術研究組合を利用した共同研究等の促進)の実現に寄与していることから、税收減を是認する効果が認められる。 ※経産省所管組合のH21-H25の事業費、設備投資費合計から算出。</p>	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)	事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780	組合数	55	55	55	59	1組合当たり事業費	556	657	663	844	対前年度伸び率		18.2%	0.9%	36.6
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)																							
事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780																							
組合数	55	55	55	59																							
1組合当たり事業費	556	657	663	844																							
対前年度伸び率		18.2%	0.9%	36.6																							

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。</p> <p>他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金(賦課金)が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。</p> <p>このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく法人税法本則(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められている。</p> <p>以上を踏まえ、技術研究組合と、出資制法人や、非出資制の協同組合等との税負担のイコールフットイングを図る観点から圧縮記帳は必要。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">法人区分</th> <th colspan="3">課税計算</th> </tr> <tr> <th>構成員の拠出金 A</th> <th>固定資産 B</th> <th>AとBの差に係る課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術研究組合</td> <td>賦課金(益金)</td> <td>圧縮記帳(損金) [租特法66の10]</td> <td>無し</td> </tr> <tr> <td>非出資制の協同組合(漁業協同組合、農業協同組合等)</td> <td>賦課金(益金)</td> <td>圧縮記帳(損金) [法人税法46]</td> <td>イコールフットイング</td> </tr> <tr> <td>出資制の協同組合、株式会社等</td> <td>資本金(損益無関係)</td> <td>圧縮無(損益無関係)</td> <td>無し</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">イコールフットイング</p> <p>本措置は、制度創設後10年を越えているが、技術研究組合が法人として運営していく上で、必要な最小限の措置であり、引き続き存置させることが必要。</p>	法人区分	課税計算			構成員の拠出金 A	固定資産 B	AとBの差に係る課税	技術研究組合	賦課金(益金)	圧縮記帳(損金) [租特法66の10]	無し	非出資制の協同組合(漁業協同組合、農業協同組合等)	賦課金(益金)	圧縮記帳(損金) [法人税法46]	イコールフットイング	出資制の協同組合、株式会社等	資本金(損益無関係)	圧縮無(損益無関係)	無し
		法人区分	課税計算																			
			構成員の拠出金 A	固定資産 B	AとBの差に係る課税																	
技術研究組合	賦課金(益金)	圧縮記帳(損金) [租特法66の10]	無し																			
非出資制の協同組合(漁業協同組合、農業協同組合等)	賦課金(益金)	圧縮記帳(損金) [法人税法46]	イコールフットイング																			
出資制の協同組合、株式会社等	資本金(損益無関係)	圧縮無(損益無関係)	無し																			
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。																					
③ 地方公共団体が協力する相当性	—																					
10	有識者の見解	本措置を拡充することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)																				
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年度税制改正要望時																				

經濟産業省

番号	制度名
経済産業省	
経産01	中小企業者等の法人税率の特例の拡充
経産02	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充
経産03	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長
経産04	車体課税の抜本的見直し
経産05	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置
経産06	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置
経産07	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置
経産08	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置
経産09	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置
経産10	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長
経産11	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設
経産12	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長
経産13	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
経産14	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
経産16	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
経産17	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長
経産18	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置
経産19	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長
経産20	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設
経産21	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置
経産22	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産23	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更
経産24	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鋳さいバラス製造業）
経産25	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）
経産26	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）

番号	制度名
経産27	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）
経産28	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）
経産29	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）
経産30	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）
経産31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）
経産32	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長
経産33	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長
経産34	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
経産35	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の法人税率の特例の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（中小企業の業況判断DI及び中小企業の資金繰り判断DI）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大84万円のキャッシュフローが生じるため、資金繰りの改善等の効果が期待できる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で32万円。中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大84万円のキャッシュフローが生じるため、資金繰りの改善等の効果が期待できる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が見込まれるかについて説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。

注2 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注3 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

本措置は、中小企業者等が地域経済の柱として雇用の大半を担っている存在であることを踏まえ、その活性化や競争力の向上を図るために講じられているものである。具体的には、厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業者等の経営基盤を強化し、その活性化・競争力の強化を通じて、安定的な経済成長につなげていくことを目標としており、その参考指標として、前回要望時には、「中小企業の資金繰り判断BSI（「法人企業景気予測調査」財務総合政策研究所）」の数値等を用いることとしている。

この参考指標について見ると、中小企業の資金繰りBSIは平成26年7～9月期で▲5.7といまだ厳しい状況となっている。

他方、足下では、本年4月に実施された消費税率の引上げに伴う駆け込み需要の反動減が長続きすること、更なる消費税率の引上げも予定されていることなど、中小企業の資金繰りを始めとした経営環境が逼迫するリスクがあることから、引き続き本租税特別措置を講ずることが必要となっている。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数は以下のとおり。

平成25年度 704,491件（直前実績と同程度並と推計）

租特透明化法に基づいて把握できる適用額は以下のとおり。

平成23年度 23,541億円

24年度 24,979億円

25年度 24,979億円（直前実績と同程度並と推計）

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数は以下のとおり。

平成26年度 704,491件（直前実績と同程度並と推計）

27年度 704,491件（同上）

28年度 704,491件（同上）

適用額は以下のとおり。

平成26年度 24,979億円（直前実績と同程度並と推計）

27年度 24,979億円（同上）

28年度 24,979億円（同上）

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

法人税の減収額は以下のとおり（軽減税率分（▲4%）を適用額に乗じている。）。

平成23年度 $23,541 \times 0.04 = 942$ 億円

24年度 $24,979 \times 0.04 = 999$ 億円

25年度 $24,979 \times 0.04 = 999$ 億円

法人住民税の減収額は以下のとおり（法人住民税率分（▲17.3%）を減収額に乗じている。）。

平成 23 年度 942×0.173＝163 億円
 24 年度 999×0.173＝173 億円
 25 年度 999×0.173＝173 億円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の法人税率の特例の拡充 (国税2・地方税2(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義)
2	要望の内容	中小企業者等に係る法人税の軽減税率(年800万円以下の所得金額に適用。本則19%・租税特別措置15%)について、法人実効税率の引下げの検討状況を踏まえつつ、その引下げを目指す。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成21年度改正 創設(本則22%・租特18%) 平成23年度改正 拡充(本則22%→19%、租特18%→15%)
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は、我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であることから、その活性化や競争力の向上を図るため、中小企業者等に係る法人税の軽減税率について、法人実効税率の引下げの検討状況を踏まえつつ、その引下げを目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第24条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p> <p>4. 中小・地域 4-2 事業環境整備</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>厳しい経営環境の中で必死に利益を上げている中小企業を支援するため、軽減税率引下げを含めた中小企業政策を一体的に展開することにより、中小企業の経営基盤を強化し、その成長力を高め、地域経済の活性化を図り、日本経済の自立的な経済成長に貢献する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>上記目標達成のため、法人税の軽減税率の特例を含めた中小企業関連税制等諸施策を通じて中小企業者等に係るキャッシュフローの改善や経営基盤の強化を図ることを当面の目標とし、その達成度を検討するため、具体的には、「中小企業の業況判断DI」や「中小企業の資金繰り判断DI」(いずれも中小企業景況調査)の数値等を参考にする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国経済は緩やかな回復を続けているものの、消費税率引上げに伴う経済への影響や、円安による原材料費の高騰など、経済の下振れリスクが存在している。外部経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業にとって、このよ</p>

		<p>うな現在の経済状況は予断を許すものではなく、経営基盤の安定・強化を図ることが喫緊の課題となっている。特に、消費税率は段階的な引上げの最中であり、更なる引上げが予定されている。消費税の転嫁が困難な中小企業にとって、消費税率の引上げは更なる資金繰り圧迫、利益の圧縮にも繋がり、我が国経済に大きな影響を与えるおそれがある。</p> <p>中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱として、多くの雇用を担う存在であることから、中小企業者等に係る法人税の軽減税率の引下げにより、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じ、その活性化や競争力の維持・向上を図ることが必要である。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>年 800 万円以下の所得金額を有する全ての中小企業者等が適用対象となる。</p> <p>※過去 5 年間の適用件数 ・平成 20 年度:726,325 件 ・平成 21 年度:697,692 件 ・平成 22 年度:688,997 件 ・平成 23 年度:677,525 件 ・平成 24 年度:704,491 件 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」等</p>
		<p>② 減収額</p> <p>【減収額試算】 ・平成 23 年度(22%→18%):942 億円 ・平成 24 年度(19%→15%):999 億円</p> <p>(出典:租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)</p>
		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 22 年 1 月～平成 26 年 6 月) 我が国経済の緩やかな回復基調の中、中小企業の資金繰り等も改善しつつあるが、いまだ「良い」とは言えない状況。円安による原材料費の高騰や、消費税率の更なる引上げにより先行きの見通しは極めて不透明な状態。こうした状況下においてキャッシュフローの改善や財務基盤の安定を図るためにも、軽減税率の引下げが必要。</p>

		<p>中小企業の業況判断DIの推移</p> <p>(出典)中小企業業況調査 業況判断DI=「好転」-「悪化」</p>
		<p>中小企業の資金繰りDIの推移</p> <p>(出典)中小企業業況調査 業況判断DI=「好転」-「悪化」</p>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。25.5%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 84 万円のキャッシュフローが生じるため、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月) 中小企業者等を取り巻く外部環境が厳しい中において、資金繰りのショートを引き金に財務基盤の安定性が損なわれ、中小企業者等の経営基盤を脅かし、更なる地域経済の停滞が生じることが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本制度により得られる税負担軽減効果は、最大で 32 万円。25.5%の法人税率が適用される中小企業者等以外の法人の場合との差額として最大 84 万円のキャッシュフローが生じるため、資金繰りの改善等の効果が期待できる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき</p> <p>我が国経済は緩やかな回復を続けているものの、消費税率引上げに伴う経済への影響や、円安による原材料費の高騰など、経済の下振れリスクが存在。このような経済状況は全ての中小企業者等に影響するものである。そのた</p>

	妥当性等	め、全ての中小企業者等を対象にした租税特別措置によって対策を実施することが妥当であり、特定の企業を対象とした補助金やその他の措置では十分な効果を期待できない。なお、租税負担能力に着目して、中小企業者等とそれ以外の法人の法人税率に差異を設けた制度であることから、課税の公平原則に照らしても、必要最小限の妥当な措置となっている。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例と同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置は、地域経済の柱として多くの雇用を担う存在であり、また経営環境の変化に特に影響を受けやすい中小企業者等の経営基盤の強化を図るためのものであることから、中小企業者等の法人税率に併せて法人住民税についても同様の効果を適用することが相当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充	府省名	経済産業省
税目	贈与税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の達成目標（贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じる中小企業の事業承継の円滑化を図ることにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげる）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのかが不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、適用件数ではなく、認定件数に基づいて説明されているため、適切に説明する必要がある。
- 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が確認されているかについて説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、「国税庁統計年報」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

[将来の見込み]

- 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置が講じられないことにより、362人の雇用が喪失するおそれがある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成 26 年度の相続認定見込み：97 件、贈与認定見込み：70 件」と説明されているが、平成 27 年度以降が把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
本特例措置を規定している租税特別措置法第 70 条の 7 第 1 項において、本特例措置の対象を中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号。以下「経営承継円滑化法」という。）第 12 条第 1 項に規定する経済産業大臣の認定を受けた会社の代表権を有していた者の株式の贈与に限定している。
経営承継円滑化法第 12 条で経済産業大臣が認定をする目的、背景については、経営承継円滑化法第 1 条において「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継がその事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、（中略）中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資することを目的とする。」と定められている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）
本租税特別措置の適用件数及び適用額は以下のとおり（出典：国税庁統計年報）。

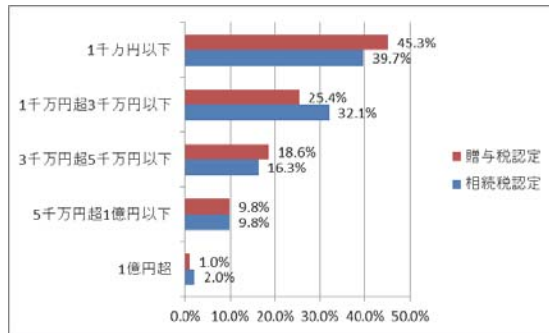
	適用件数	適用額
平成 22 年度	63 件	56 億円
23 年度	77 件	77 億円
24 年度	72 件	45 億円
25 年度	72 件	60 億円

 （25 年度の件数は、経済産業大臣の認定数から同数と推定。25 年度の適用額は、減収見込額を活用）
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）
事業承継の開始（特に本要望の対象としている、原贈与者が存在する中で受贈者が再贈与をすること）の時期を予測することは必ずしも容易でなく、経営者の世代交代のタイミングはそれぞれの会社によっても異なる中、本特例措置は、贈与税の負担による事業承継の問題が顕在化した企業経営者の利用を想定しているものであり、制度創設から 307 件の利用は想定外に僅少であるものではない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充 (国税3)(贈与税:外)
2	要望の内容	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度について、活用を更に促進するため、以下の拡充を行う。 ・贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者が、一定の要件の下で株式を再贈与した場合に、当該再贈与に係る贈与税に対して贈与税の納税猶予制度が適用できるよう、贈与税の納税猶予制度を拡充する。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度改正 平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定(税制改正大綱) 平成21年度改正 平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設 平成22年度改正 特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成23年度改正 風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 平成25年度改正 事前確認の廃止、親族外承継の対象化、雇用8割維持要件の緩和等
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 多様な就業の機会を提供すること等により我が国の経済の基盤を形成している中小企業の事業承継を円滑化することにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげる。 《政策目的の根拠》 ・『中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律』 中小企業における経営の承継の円滑化を図り、もって中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。)が平成20年10月(一部は平成21年3月)に施行された。 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度の適用は、経営承継円滑化法第12条第1項の経済産業大臣の認定を受けることが前提とされており、また、当該制度の適用の継続に当たっては、相続税・贈与税の申告期限から5年間、後継者が代表を継続する等の要件が経営承継円滑化法施行規則(平成21年経済産業省令第22号)によって課されている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 4. 中小・地域 4-2 事業環境整備

③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置は、贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じる中小企業の事業承継の円滑化を図ることにより、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目標とする。 〈達成目標〉 本特例措置の活用を促進するための方策を講ずることにより、贈与税負担によって事業活動の継続に支障が生じるとされる者が、将来贈与の時点で本特例措置を利用し、事業承継の円滑化が図られることを目標とする。 〈目標達成時期〉 経営者の世代交代のタイミングはそれぞれの会社によっても異なる。年月の経過により、常に高齢人口に新たに加わっていく世代がいることも踏まえると、事業承継問題は短期的に解決するものではなく、将来にわたり長期継続的に対処していく課題であると言える。 このため、本特例措置は長期継続的に適用数を評価していくことが必要である。																					
	《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置を適用するための前提となる経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定を受けた者の数とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、適用者に対して、贈与税の申告期限から5年間、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。																					
⑧: 有効性等	①: 適用数等 《表1》経営承継円滑化法に基づく認定件数の実績と見込み(出典:中小企業庁調べ) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21fy (実績)</th> <th>H22fy (実績)</th> <th>H23fy (実績)</th> <th>H24fy (実績)</th> <th>H25fy (実績)</th> <th>H26fy (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続認定</td> <td>153</td> <td>133</td> <td>63</td> <td>67</td> <td>123</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>贈与認定</td> <td>29</td> <td>67</td> <td>73</td> <td>69</td> <td>69</td> <td>70</td> </tr> </tbody> </table> ・平成21年度は平成20年10月～平成22年3月まで。 ・平成26年度は過去4年の実績値を用いて推計した見込数。 (参考1)偏りの無いことの説明 ○認定企業の資本金別分布 認定企業の資本金別の分布《図1》を見ると、幅広く利用されていることがうかがえる。 (集計期間:平成20年10月～平成26年3月) 《図1》		H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (実績)	H25fy (実績)	H26fy (見込)	相続認定	153	133	63	67	123	97	贈与認定	29	67	73	69	69	70
	H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (実績)	H25fy (実績)	H26fy (見込)																
相続認定	153	133	63	67	123	97																
贈与認定	29	67	73	69	69	70																

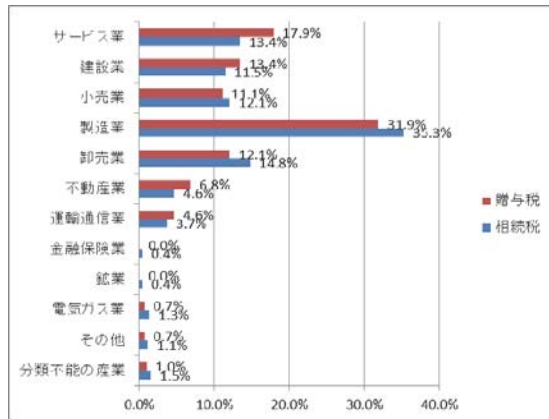


(出典：中小企業庁調べ)

(参考2) 認定企業の業種別分布

ほぼ全ての業種が本特例措置の適用対象となっており、認定企業の業種別分布を(図2)を見ると、幅広く利用されていることがうかがえる。

(集計期間：平成20年10月～平成26年3月)



(出典：中小企業庁調べ)

② 減収額

《表2》相続税・贈与税の納税猶予適用額

(単位：億円)

	H20	H21	H22	H23	H24
相続税	56	43	41	22	67
贈与税	-	-	56	77	45

(出典：国税庁「税務統計」)

(注1) 平成20～21年の贈与税は非公表のため不明。

(注2) 平成20年は10月から12月までに限る。

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H20年10月～H26年3月)

本特例措置は、適用者に対して、贈与税の申告期限から5年間、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課していることから、政策目的である中小企業の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与するものである。

相続税の納税猶予と合わせると、制度創設から約5年半で、経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣の認定件数は合計850件程度となっており、当該認定企業の事業活動の継続が実現していると考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：H21年度～H26年度)

《表1(再掲)》経営承継円滑化法に基づく認定件数の実績と見込み

(出典：中小企業庁調べ)

	H21fy (実績)	H22fy (実績)	H23fy (実績)	H24fy (実績)	H25fy (実績)	H26fy (見込)
相続認定	153	133	63	67	123	97
贈与認定	29	67	73	69	69	70

・平成21年度は平成20年10月～平成22年3月まで。

・平成26年度は過去4年の実績値を用いて推計した見込数。

これまでの認定企業における雇用者数は合計約4万8,000人であり、これらの雇用の維持にもつながったと考えられる。

《表3》認定企業における雇用者数(現在認定中の企業における相続・贈与時点の人数)

(出典：中小企業庁調べ)

	相続税認定企業 (539件)	贈与税認定企業 (307件)	合計 (846件)
総数	28,068人	20,586人	48,654人
1社平均	52.1人	67.1人	57.5人
中間値	21.0人	24.0人	22.0人

(分析対象期間：平成20年10月～平成26年3月)

さらに、相続税又は贈与税の申告期限から1年後の時点における認定企業の雇用状況を見ると、相続・贈与時と比べて平均で増加(+865人)しており、雇用者数が継続的に確保されている。

《表4》認定企業の雇用者数の推移(現在認定中の企業のうち、相続税・贈与税の申告期限から1年後(報告基準日)を迎えた認定企業の雇用者数の推移)

(出典：中小企業庁調べ)

	相続税認定 (316件)	贈与税認定 (210件)	合計 (526件)
①相続・贈与時	17,083人	14,130人	31,213人
②報告基準日	17,321人	14,757人	32,078人
増減	+238人	+627人	+865人

(分析対象期間：平成20年10月～平成26年3月)

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業は国内経済の付加価値を作り出し、雇用の受け皿役になる等、経済社会の重要な役割を担っており、所有と経営が一致しがちな中小企業であっても、経営者の交代如何を問わず、事業継続させていくことが必要である。このため、事業承継を円滑に実現させることが必要である。</p> <p>現在、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者のうち、次の代への株式の再贈与ができないことにより円滑な事業承継に影響が生じると答えている割合は、57.8% (中小企業庁委託「事業承継税制に関するアンケート」) である。</p> <p>贈与税の納税猶予制度の認定を受けているこれらの企業では、贈与時から1年後の報告基準日までの間に627人の雇用者が増加していることから、本特例措置が講じられないことにより、362人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
			<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>現在、贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者のうち、次の代への株式の再贈与ができないことにより円滑な事業承継に影響が生じると答えている割合は、57.8% (中小企業庁委託「事業承継税制に関するアンケート」) である。</p> <p>贈与税の納税猶予制度の認定を受けているこれらの企業では、贈与時から1年後の報告基準日までの間に627人の雇用者が増加していることから、本特例措置が講じられないことにより、362人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、非上場株式等が流動性の低いものであり、後継者が贈与により非上場株式等を取得した場合の贈与税の納税資金確保が困難であることにかんがみ、特別に軽減措置を講じようとするものである。したがって、租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>実際に、事業承継をする際の課題として、中規模企業の約4割、小規模事業者の約3割が「相続税、贈与税の負担」を挙げている(出典:平成25年中小企業白書)。</p> <p>また、本特例措置の目的は、中小企業の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、雇用の平均8割以上を確保する等の要件を課すことにより贈与税の納税を猶予している。このため、申告時点で税負担を免除する方式ではなく、申告時には納税猶予とし、事業継続の要件を満たさなくなった場合に納税させる納税猶予方式を探っている。</p> <p>さらに、課税の公平性の観点から、事業用資産を持たない者や、主に個人事業主向けである小規模宅地の特例とのバランスなどを踏まえて、非上場株式等の課税価格の100%に対応する相続税の納税を猶予するのではなく、80%に対応する相続税の納税を猶予している。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。</p> <p>〈予算措置の役割〉</p> <p>予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばき的なものである。具体的には、施策説明会による普及啓発活動などを行っており、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業事業承継円滑化支援事業(施策説明会等)(平成26年度予算額2.3億円)

			<p>〈法律の役割〉</p> <p>経営承継円滑化法に基づく民法の特例は、事業承継の際に後継者以外の者による遺留分減殺請求によって、中小企業の株式が分散し経営の安定が損なわれるリスクを事前に低減するものであり、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺留分に関する民法特例
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>〈金融支援の役割〉</p> <p>金融支援は、事業承継に際し事業用資産や株式等の購入資金に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先の減少や売上高の減少などに苦しむ会社の資金繰り対策にも資するものである。さらに、税制措置とは異なり、個人事業主の事業承継にも活用できることが大きな特徴である。したがって、相続税・贈与税の納税を猶予する本特例措置とは役割が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融支援(信用保証制度、日本政策金融公庫) ・企業再建・事業承継支援資金(日本政策金融公庫)
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、個人所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（中心市街地の経済活力の向上（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）を相当程度増加させること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定をうけた中心市街地での通行量、居住人口、就業者数、年間小売販売額、空き店舗率、施設入込数、公共交通機関利用者数等の統計調査等）は、補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成26年度から32年度まで）について、「平成26年度 2.4百万円、平成27年度 45.7百万円、平成28年度 97.6百万円、平成29年度 86.8百万円、平成30年度 77.7百万円、平成31年度 69.7百万円、平成32年度 36.4百万円」とされているが、算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「本租税特別措置の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられた

ものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①<政策目的の根拠>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

○政策体系における政策目的の位置付けについて

4. 中小・地域

4-3 経営安定・取引適正化

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）の目的については、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（中心市街地活性化）」とされており、さらに、「中心市街地の活性化のための特別な措置」として、法第 50 条に「特定民間中心市街地経済活力向上事業」が位置付けられている。また、本事業の必要性については、法第 8 条において政府が定めることとされている「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（基本方針）」の第 11 章において記載されている。

<法及び基本方針の関連部分（抜粋）>

○中心市街地の活性化に関する法律 一部抜粋

第一章 総則

（定義）

第七条 略

2～12 略

13 この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であつて、民間事業者が行うものをいう。

第二章 基本方針

第八条 政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

二～六 略

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

八～十二 略

3～7 略

第四章 中心市街地の活性化のための特別な措置

第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置

(特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定)

第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあっては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあっては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。

3 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容
- 二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期
- 三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 四 第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

4～9 略

2～3 略

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）別紙1参照

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

○減収額（見込み）
平成26年度 : 2.4 百万円

○減収額の算定について（見込み）

【平成26年度】

・建物
(取得見込額) 208,000,000円×(償却率) 0.031×(割増率) 0.3×(税率) 0.2025
=391,716円 ∴10万円未満四捨五入 0.4百万円

・建物付属設備
(取得見込額) 188,000,000円×(償却率) 0.154×(割増率) 0.3×(税率) 0.2025
=1,758,834円 ∴10万円未満四捨五入 1.8百万円

・構築物
(取得見込額) 2,300,000円×(償却率) 0.118×(割増率) 0.3×(税率) 0.2025
=164,876円 ∴10万円未満四捨五入 0.2百万円

【平成27年度以降】

別紙2参照

○中心市街地の活性化を図るための基本的な方針 一部抜粋

第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

1. 目標設定の意義

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。

こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。

割増償却制度の減収額試算

平成 26 年 8 月 18 日
経済産業省 商務流通保安 G
中心市街地活性化室

(計算方法)

[取得価額] × [定額法or定率法の償却率] × [30%割増償却] × [法人税率] × [件数]

①平成27年度に実施される事業

【建物】

(大企業) 430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30 % × 25.50 % × 8 件 = 8.2 百万円

(中小企業) 430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30 % × 20.25 % × 4 件 = 3.2 百万円

【建物付属設備】

(大企業) 230 百万円 × 0.154 (定率法) × 30 % × 25.50 % × 8 件 = 21.7 百万円

(中小企業) 230 百万円 × 0.154 (定率法) × 30 % × 20.25 % × 4 件 = 8.6 百万円

【構築物】

(大企業) 40 百万円 × 0.118 (定率法) × 30 % × 25.50 % × 8 件 = 2.9 百万円

(中小企業) 40 百万円 × 0.118 (定率法) × 30 % × 20.25 % × 4 件 = 1.1 百万円

②平成28年度に実施される事業

【建物】

(大企業) 430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30 % × 25.50 % × 10 件 = 10.2 百万円

(中小企業) 430 百万円 × 0.031 (定額法) × 30 % × 20.25 % × 5 件 = 4.0 百万円

【建物付属設備】

(大企業) 230 百万円 × 0.154 (定率法) × 30 % × 25.50 % × 10 件 = 27.1 百万円

(中小企業) 230 百万円 × 0.154 (定率法) × 30 % × 20.25 % × 5 件 = 10.8 百万円

【構築物】

(大企業) 40 百万円 × 0.118 (定率法) × 30 % × 25.50 % × 10 件 = 3.6 百万円

(中小企業) 40 百万円 × 0.118 (定率法) × 30 % × 20.25 % × 5 件 = 1.4 百万円

(①②合計)

平成27年度に実施される事業 45.7 百万円

平成28年度に実施される事業 57.1 百万円

(試算の基礎)

- ・ 特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、平成25年度補正 商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)の調査事業を行っているもののうち、調査事業後、平成27年度に商業施設等の整備を実施する見込みがある事業を適用見込数とした。また、平成27年度以後は、今般の法改正により、中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和し、裾野拡大によって、より多くの市町村がより多様な事業を基本計画に定めることが可能となることから、重点支援が可能な効果が高い民間プロジェクトが今後増加する見込み。このため、平成27年度は大企業が8件、中小企業が4件の計12件、28年度は大企業が10件、中小企業が5件の計15件が実施されると仮定した。(根拠:現在当該整備を実施見込みのある企業を確認したところ、おおむね大企業と中小企業の割合は2:1であったため。)
・ 各年度の取得価額は、特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、中心市街地再興戦略事業費補助金を活用予定である2事業の取得金額の平均値(建物の取得金額:430百万円、建物附属設備の取得金額:230百万円、構築物の取得金額:40百万円)とした。(詳細は注1を参照)
・ 建物の平均耐用年数は33年間と仮定(定額法)(詳細は注1を参照)
・ 建物附属設備の平均耐用年数は13年間と仮定(定率法)(詳細は注1を参照)
・ 構築物の平均耐用年数は17年間と仮定(定率法)(詳細は注1を参照)
・ 法人税率は、大企業は25.5%、中小企業は2区分(25.5%、15%)の税率の平均値を取り20.25%と仮定。

<注1> 中心市街地再興戦略事業費補助金を活用予定である2事業における建物・建物附属設備・構築物の取得価額及び耐用年数

Table with 4 columns: A事業者, B事業者, 平均取得価格(百万円), 平均耐用年数(年). Rows include 建物, 建物附属設備, 構築物.

Table with 11 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円), 税収減額計(百万円). Rows for 平成27年度.

Table with 11 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円), 税収減額計(百万円). Rows for 平成28年度.

Table with 11 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円), 税収減額計(百万円). Rows for 平成29年度.

Table with 11 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円), 税収減額計(百万円). Rows for 平成30年度.

Table with 11 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円), 税収減額計(百万円). Rows for 平成31年度.

Table with 11 columns: 減収年度, 事業年度, 部位, 税率分類, 取得価額(円), 定額法or定率法の償却率, 割増率, 法人税率, 件数, 所得減収額(円), 控除収額(円), 税収減額計(百万円). Rows for 平成32年度.

合計 413.9
年度平均 68.9833333

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長 (国税4)(法人税:義、個人所得税:外)
2	要望の内容	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づいて行われる特定民間中心市街地経済活力向上事業により整備される建築物及び構築物の取得に対する割増償却(5年間 割増率30%)の適用期限(平成27年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室
4	評価実施時期	平成26年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度 創設
6	適用又は延長期間	2年間(平成27年4月～平成29年3月)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。 (参考) 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第11章 抜粋</p> <p>《政策目的の根拠》 中心市街地の活性化については、平成10年に中心市街地活性化法を制定し、平成18年にまちなか居住や都市機能整備も含め総合的な対策を講じるため同法の見直しを行ってきたが、平成18年度から平成24年度末までに市町村が策定する中心市街地活性化の基本計画期間が終了した44中心市街地において、各市が自己評価を実施したところ、目標達成率が約3割となっており、中心市街地が十分に活性化しているとは言えない状況であり、この要因の一つとして、中心市街地活性化に対する民間投資が不十分であったことが挙げられる。 こうした状況を踏まえ、民間投資を喚起するため、民間事業者の事業採算性を向上させ、事業実施を決断させるインセンティブを与える必要がある。そのため、建物等の取得時における割増償却制度を活用することにより、ランニングコストの低減化を図り、魅力ある商業施設の整備を強力に促し、中心市街地の活性化につなげるための本租税特別措置を延長する必要がある。 (参考) 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第1章 抜粋</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経営安定・取引適正化 (参考) 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律第50条</p>

③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本租税特別措置等は、自治体からの強いコミットメントを受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施に必要な建物等の取得に係るコストを低減することで、当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるための措置。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために必要な投資負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を付けさせ、担い手を呼び込むことを目的としている。 事業立ち上げ段階では予算、低利融資、規制緩和等による支援を実施することとなるが、波及効果をもたらす上で事業継続が不可欠となり、こうしたランニングコストを低減することで採算性を向上させることとなるため、担い手を呼び込むことを目指す。 本租税特別措置等が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業により、中心市街地の経済活力の向上(来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価)を相当程度増加させることを目指す。</p> <p>(参考) 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件をともに満たすものとして設定されなければならない。 (1)意欲的な数値指標 以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。 ①「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の4倍以上であること。 ②「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の1%以上であること。 ③「年間平均雇用人数」が、50人以上であること。 (2)周辺地域の経済活力を向上させる波及効果 来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定をうけた中心市街地での通行量、居住人口、就業者数、年間小売販売額、空き店舗率、施設入込数、公共交通機関利用者数等の統計調査等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中心市街地活性化法における施策は、「日本再興戦略」に掲げられている居住や都市機能の「コンパクト化」を目指す上で、これまで蓄積されてきた生活機能やインフラがある中心市街地を第一候補として位置付け、超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の拠点を形成するもの。都市機能立地の緩やかなコントロールを図る「都市再生特別措置法」及び持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を目指す「地域公共交通活性化再生法」と一体となって、アベノミクスを地域に浸透させることとしている。 中でも、中心市街地活性化法に基づき経済産業大臣が認定する「特定民間中心市街地経済活力向上事業」は、民間投資を一層喚起するために、来訪者・売上高・就業者を相当程度増加させるなど効果が高く、かつ地元住民や自治体の強いコミットメントがある民間プロジェクトに限って重点支援を実施するもの。当該プロジェクトの実施及び継続を中心市街地活性化の起爆剤として民</p>
--------------	--

			<p>間投資を喚起し、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果をもたらす拠点形成を目標としている。</p> <p>当該事業は、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出すものである。民間投資によって街並みの連続性が再生し、個店の魅力が向上することで、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現に寄与する。</p>
8	有効性等	①：適用数等	<p>(適用件数)</p> <p>平成 27 年度 : 12 件 平成 28 年度 : 15 件 (経済産業省推計)</p>
		②：減収額	<p>(減収額)</p> <p>平成 27 年度 : 45.7 百万円 平成 28 年度 : 97.6 百万円 平成 29 年度 : 86.8 百万円 平成 30 年度 : 77.7 百万円 平成 31 年度 : 69.7 百万円 平成 32 年度 : 36.4 百万円 (経済産業省推計)</p>
		③：効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:改正中心市街地活性化法施行前1年間)</p> <p>平成 18 年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識して、ア. 基本計画に対する内閣総理大臣認定制度の導入、イ. まちづくり会社や商工会議所等が関与する中心市街地活性化協議会の法制化、ウ. 公共公益施設の集約促進・まちなか居住の推進、エ. 大規模小売店舗立地法の特例等の措置を講じたところである。</p> <p>しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。</p> <p>商店街への来街者数の減少を分析すると、「魅力ある店舗の減少」、「業種・業態の不足」や「近郊の大型店の進出」等の要因があり、このような問題に対応するためには、民間投資を誘発し、個店の魅力を高め、集客力を増加させる取組が必要となっている。</p>

【商店街への来街者数の減少要因(3選択肢まで回答)】

要因	割合 (%)
魅力ある店舗の減少	55.2
業種・業態の不足	52.2
近郊の大型店の進出	50.3
地域の人口減少	42.1
駐輪場・駐車場の不足	13.8

出典:平成24年度商店街実態調査(中小企業庁委託事業/平成25年3月発行)

そこで、地域経済を牽引する市町村の中心市街地において、その中で効果の高い民間プロジェクトを絞り込んで重点的に手厚い支援を行うことで、個店の改装・販売促進活動・新商品の提供等に係る設備の導入等により個店の魅力を高めていくことが有効である。

本租税特別措置等は、意欲的な数値目標(来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価)を達成できる魅力ある商業施設等を整備しやすくなるための措置の一つとして、ランニングコストの軽減を図っていくもの。

本租税特別措置等により、中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体を活性化させ、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成の実現を図る。

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、今般の法改正により新たに創設された事業であり、本租税特別措置等は当該事業計画の認定に基づいて適用措置される。(改正法の施行は平成26年7月3日)

平成26年度においては、すでに特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、中心市街地再興戦略補助金を活用予定の案件が3件あり、また今後も年間で少なくとも10件程度、本租税特別措置等の適用が見込まれる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:改正中心市街地活性化法施行前1年間)

中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

【中心市街地活性化基本計画の達成状況】

	通行量	居住人口等	総収入込額等	販売額等	公共交通機関利用	空き店舗等	その他	計
設定数	45	28	25	18	6	10	13	145
目標達成数	12	5	11	2	2	2	8	42
目標達成率	27%	18%	44%	11%	33%	20%	62%	29%
基準値改善数	26	13	20	3	5	5	11	83
基準値改善率	58%	46%	80%	17%	83%	50%	85%	57%

出典:第1回中心市街地活性化評価・調査委員会資料(内閣官房地域活性化統合本部作成)より経済産業省作成

		<p>今般、改正中心市街地活性化法が平成 26 年 7 月 3 日に施行されたことを受け、地元住民や自治体等による強いコミットメントを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業について、政策資源を選択・集中させる特定民間中心市街地経済活力向上事業として認定し、本租税特別措置の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起を通じて中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本租税特別措置等がない場合には、中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の活用は進まず、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図ることはできない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 減収額の将来推計は、平成 27 年度以降、約 70 百万円／年と推計される。一方、平成 18 年の中心市街地活性化法改正において、人口減少・高齢化という新たな課題を意識した制度の措置を講じたところである。 しかし、中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価したところによれば、目標達成率は約 3 割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約 1 割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。 今般、新たに行った中心市街地活性化法改正において創設された、特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞りにて重点支援を行うことで、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るものである。本租税特別措置等も当該事業の認定により適用される。 本租税特別措置等がない場合には、中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の活用は進まず、ますます中心市街地が衰退していくと推察されるため、地域経済を牽引する中心市街地について、当該市町村に居住する住民だけでなく、近隣市町村に居住する住民の利用や、それ以外の地域から出かけてくる人々の利用も視野に入れた高度な機能を有する施設を整備するような取組に対して大胆かつ集中的に、予算、税、融資等の優遇措置を講じて支援し、中心市街地全体に波及する効果を生み出す必要がある。</p>	
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>意欲的な数値目標(来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価)を達成できる魅力ある商業施設等を整備しやすくするための措置の一つとして、予算や融資面からは、イニシャルコストの軽減を図り、税制面からは、ランニングコストの軽減を図っていくものである。</p> <p>民間投資を喚起するために実施する事業者への措置の中で、予算、低利融資、規制緩和等は事業立ち上げ段階の支援措置となるが、事業の波及効果をもたらす上では事業継続が不可欠となり、事業の採算性を向上させるには本税制措置が有効であると考えられる。</p> <p>また、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするのではなく、地元の強いコミットメントがあり、経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んでいるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るうえで、必要最小限の特例</p>

		<p>措置となっている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する税制措置は、以下の措置を創設、または要望中。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減(租税特別措置法第 81 条の 2 / 登録免許税 / 平成 26 年度創設) ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、当該事業の用に供する土地・建物の取得等を行った場合の課税標準の特例措置の創設(固定資産税等 / 平成 27 年度要望中) <p><税制の役割> まちづくり事業の収益性と比較して土地保有に関連したコストが高く、事業を躊躇している事業者インセンティブを与え、増加している空き店舗・未利用地の活用を促進させる。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、当該事業の用に供する土地・建物の取得等を行った場合の課税標準の特例措置の創設(固定資産税等 / 平成 27 年度要望中) <p><予算の役割> 近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備への支援や地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証するため省エネルギー施設の導入を支援する。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地再興戦略事業費補助金 ・戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金 <p><融資の役割> 財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活力強化貸付(中小・国民)
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域経済を牽引する市町村の中心市街地では、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図るために、中心市街地における民間投資の拡大や空き店舗・未利用地の活用を促進させることが必要であることから、本租税特別措置等を利用した場合の個人住民税・法人住民税・法人事業税における手当をすること(個人住民税・法人住民税・法人事業税の自動連動)が相当</p>

		である。
10	有識者の見解	<p>(参考)</p> <p>中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成 25 年 6 月 4 日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	車体課税の抜本的見直し	府省名	経済産業省
税目	自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

＜エコカー減税及び自動車税グリーン化特例＞

③ 本租税特別措置等の達成目標（（1）自動車取得税の廃止及び自動車重量税、自動車税についての一層のグリーン化、（2）自動車市場の拡大を通じた日本経済全体の活性化）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合及び自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。

＜エコカー減税及び自動車税グリーン化特例＞

⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

＜エコカー減税＞

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成 21 年度から 24 年度までしか把握されていないため、25 年度の減収額を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の

見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「…環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。(平成25年度の新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合は82.5%)」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

<自動車税グリーン化特例>

- ⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「平成24年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、…環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、「国土交通省試算、平成24年度以降は経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について平成20年度から24年度までしか把握されていないため、25年度の減収額を明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「平成22年度までは国土交通省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成24年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、…環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

<エコカー減税及び自動車税グリーン化特例>

- ⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が見込まれるかについて説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中 8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

租税特別措置等により達成しようとする目標として、前回要望時において、2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%としているところ。

達成状況については、平成21年度11%、22年度12%、23年度16%、24年度21%、25年度23%となっており、目標の達成に向けて進捗しているところであり、引き続き施策を実施していくことが必要。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	車体課税の抜本的見直し (国税5)(自動車重量税:外) (地方税3)(自動車取得税:外、自動車税:外、軽自動車税:外)
2	要望の内容	平成26年度与党税制改正大綱を踏まえ、以下の要望を行う 1. 平成27年4月時点での措置 ・自動車取得税のエコカー減税、中古車特例の基準切替え、延長 ・自動車重量税のエコカー減税の基準切替え、拡充、恒久化 ・自動車重量税の当分の間税率の廃止を前提とした税制の一層のグリーン化 ・自動車税の初年度月割課税の廃止、税率引下げ ・軽自動車税の軽減措置の導入 ・軽自動車税における二輪車の取扱いの検討 2. 消費税率10%への引上げ時点(平成27年10月予定)での措置 ・自動車取得税の廃止 ・自動車税の環境性能割の導入 ・自動車税のグリーン化特例の基準切替え、拡充
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<エコカー減税(自動車取得税、自動車重量税)の経緯> ○平成21年度創設 ○平成24年度 ・平成27年度燃費基準値に見直し ・軽減措置拡充(燃費基準+20%達成車を免税対象に追加、免税対象車は2回目車検時の重量税▲50%軽減を追加) ○平成26年度 ・軽減措置拡充(取得税について、燃費基準+10%達成車は▲75%→▲80%、燃費基準達成車は▲50%→▲60%。重量税について、2回目車検時の▲50%→免税。) <自動車税のグリーン化特例の経緯> ○平成13年度創設 ○平成15年度 ・平成12年排出ガス基準達成車のうち☆車、☆☆車を軽減対象から除外 ・軽減措置を新規登録から2年間から1年間に短縮

		<ul style="list-style-type: none"> ○平成 16 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 17 年排出ガス基準値に見直し ○平成 18 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・燃費基準超過達成値を+20%及び+10%に変更 ○平成 20 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・メタノール自動車を除外 ・燃費基準超過達成値を+25%及び+15%に変更 ○平成 22 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・プラグインハイブリッド自動車を追加 ・燃費基準+15%超過達成車を対象から除外 ○平成 24 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度燃費基準値に見直し ・軽減率を▲25%及び▲50%と段階的に設定 ○平成 26 年度 <ul style="list-style-type: none"> ・構造要件にクリーンディーゼル自動車を追加 ・構造要件に該当する自動車及び燃費基準+20%達成車(平成 32 年度燃費基準達成車に限る)は▲75%、燃費基準+10%達成車は▲50%に変更。(燃費基準達成車(+10%未満)は対象から除外)
6	適用又は延長期間	平成27年度～
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>① 平成 26 年度与党税制改正大綱を踏まえ、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車取得税のエコカー減税について対象車の基準を 2020 年度燃費基準へ切替え。 ○自動車取得税について消費税率 10%への引上げ時点(平成 27 年 10 月予定)で廃止。 ○自動車重量税については対象車の基準を 2020 年度燃費基準へ切替え、軽減措置の拡充、恒久化を図る。当分の間税率(旧暫定税率)について廃止を前提としつつ、税制の一層のグリーン化を図る。 ○自動車税について、環境性能課税(環境性能割)を、環境性能に優れた車以外(2020 年度燃費基準未達成車)に対するパッド課税との考え方で導入する。排気量割については、初年度月割課税を廃止、コンパクト一等の税率を引き下げる。(排気量 1,000cc 以下の負担水準を軽自動車の 2 倍程度にする等) ○自動車税のグリーン化特例について、対象車の基準を 2020 年度燃費基準へ切替え、軽減措置の拡充を図る。 ○四輪車等に係る軽自動車税については、環境性能に優れた車に対して軽減措置を導入する。 ○二輪車等に係る軽自動車税については、新規車両及び既存車両の識別可能性を考慮しつつ、税率の引上げが平成27年度以後に新規取得される新車から適用することとされた四輪車等(軽自動車)との均衡を図る観点から、必要な見直しを行う。

		<ul style="list-style-type: none"> 点から、必要な見直しを行う。 ② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに自動車取得税の廃止、自動車重量税の負担の軽減等の見直しを行い、消費税増税による自動車需要の落ち込みと日本経済への悪影響を回避する。 ③ 消費税率 10%引上げ時の自動車取得税の廃止に伴う自動車取得税のエコカー減税の廃止後においても、環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。特に次世代自動車は、我が国自動車産業が先行して開発、市場投入しており、有望な成長分野。その普及拡大により更なる競争力強化を図る。 <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得税法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律 13 号)附則第 104 条第 3 項 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率(租税特別措置法及び地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。 ○社会保障・税一体改革大綱(平成 24 年 2 月)自動車取得税及び自動車重量税については、「廃止、抜本的な見直しを強く求める」とした平成 24 年度税制改正における与党の重点要望に沿って、国及び地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う。 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律案(議員修正後)(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)第七条 カ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化(環境への負荷の低減に資するための施策をいう。)の観点から、見直しを行う。 ○社会保障・税一体改革に関する三党実務者間会合合意文書(平成 24 年 6 月 15 日)自動車取得税及び自動車重量税については、第 7 条第 1 号ワ(※法案修正後はカ)の規定に沿って抜本の見直しを行うこととし、消費税率(国・地方)の 8%への引上げ時まで結論を得る。 ○平成 25 年度与党税制改正大綱(平成 25 年 1 月)自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法第 7 条第 1 号カにおいて、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行うこととされている。 イ 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成 26 年度税制
--	--	--

	<p>改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ)自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税 10%の時点で廃止する。消費税 8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化する。必要な財源は別途措置する。</p> <p>(ロ)消費税 10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない。</p> <p>□自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成 26 年度税制改正で具体的な結論を得る。</p> <p>(イ)エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。消費税 8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講ずる。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討する。</p> <p>(ロ)自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連している。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行う。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。</p> <p>○民間投資活性化等のための税制改正大綱(平成 25 年 10 月) 自動車取得税及び自動車重量税については、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、税制抜本改革法第 7 条第 1 号力に基づき、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化を図る観点から、見直しを行う。</p> <p>○平成 26 年度与党税制改正大綱(平成 25 年 12 月) 税制抜本改革法第 7 条第 1 号力の規定及び平成 25 年度与党税制改正大綱、さらには、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」を踏まえ、経済情勢に配慮する観点から、消費税率引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の緩和も視野に入れ、国、地方を通じ、車体課税について、以下のように見直すこととする。</p> <p>①自動車取得税については、消費税率 8%への引上げ時において、平成 22 年度燃費基準を満たした自動車等の取得に係る税率を引き下げることとし、自家用自動車については 5%から 3%、営業用自動車及び軽自動車については 3%から 2%にそれぞれ引き下げるとともに、平成 26 年度までの措置であるエコカー減税の軽減率を拡充する。エコカー減税については、平成 27 年度税制改正において基準の切替えと重点化を図る。 自動車取得税は、消費税率 10%への引上げ時(平成 27 年 10 月予定)に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率 10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。</p> <p>②自動車税については、平成 25 年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替</p>
--	---

	<p>えと重点化、拡充を行った上で 2 年間延長する。</p> <p>また、消費税率 10%段階において、平成 25 年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成 27 年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。</p> <p>イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成 32 年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。</p> <p>ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。</p> <p>ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽減を強化する。</p> <p>ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。</p> <p>③軽自動車税については、平成 27 年度以降に新たに取得される四輪車等の税率を、自家用乗用車にあっては 1.5 倍に、その他の区分の車両にあっては農業者や中小企業者等の負担を考慮し約 1.25 倍にそれぞれ引き上げる。</p> <p>また、軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した四輪車等について、平成 28 年度から約 20%の重課を行うこととし、併せて軽減についても検討を行うこととする。二輪車等については、税率を約 1.5 倍に引き上げた上で、2,000 円未満の税率を 2,000 円に引き上げる。</p> <p>④自動車重量税については、エコカー減税を拡充するとともに、その財源の確保及び一層のグリーン化等の観点から、経年車に対する課税の見直しを行う。</p> <p>平成 27 年度税制改正において、現行エコカー減税の期限到来に併せ、エコカー減税の基準の見直しを行うとともに、エコカー減税制度の基本構造を恒久化する。</p> <p>自動車重量税については、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、その原因者負担・受益者負担としての性格を踏まえる。また、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意する。</p> <p>○低炭素社会づくり行動計画(平成 20 年 7 月) 次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG 自動車等)について、2020 年までに新車販売のうち 2 台に 1 台の割合で導入するという野心的な目標の実現を目指す。</p> <p>○新成長戦略(平成 22 年 6 月) ・次世代自動車(エコカー等)の普及促進 ・購入補助や環境負荷に応じた税制上のインセンティブの付与 ・新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で 50%に</p>
--	---

		<p>○日本再生戦略(平成24年7月) 2020年までに実現すべき成果目標として、新車販売に占める次世代自動車の割合を最大で50%</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月) 2030年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。</p> <p>○平成26年度経済財政報告(平成26年7月) 今回は、駆け込み需要と反動減を平準化させるための施策がとられた。具体的には、自動車販売に係る平準化措置として、消費税率引上げ後に自動車取得税の引下げやエコカー減税の拡充等の施策が実施されたが、前述のとおり、自動車販売の伸びは前回よりもかなり大きかった。これは、既に取得税が免税・減税となっているエコカーの割合が自動車販売全体に占める割合が高かったことや、エコカー減税の拡充等による負担軽減分が、消費税率引上げによる負担増加分に比べてかなり小さかったことから、平準化の効果が発揮されにくかったためと考えられる。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業 1-1 経済基盤</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>①平成26年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税について消費税率10%への引上げ時点(平成27年10月予定)で廃止や、自動車重量税、自動車税について一層のグリーン化を図る。</p> <p>② 自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図る。</p> <p>③ 消費税率10%時の自動車取得税の廃止に伴う自動車取得税のエコカー減税の廃止後においても、環境・エネルギー制約に対応するため、次世代自動車をはじめとする環境性能に優れた自動車の普及促進を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合></p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9% 平成24年度 73.9% 平成25年度 82.5%</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度以降は経済産業省試算)></p> <p>平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台</p>

		<p>平成24年度 205万台 平成25年度 233万台</p> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)></p> <p>平成21年度 11% 平成22年度 12% 平成23年度 16% 平成24年度 21% 平成25年度 23%</p> <p><国内自動車販売台数の推移(日本自動車工業会データベース)></p> <p>平成20年度 470万台 平成21年度 488万台 平成22年度 460万台 平成23年度 475万台 平成24年度 521万台 平成25年度 569万台</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9% 平成24年度 73.9% 平成25年度 82.5%</p> <p>○平成24年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度以降は経済産業省試算)></p> <p>平成20年度 118万台 平成21年度 220万台 平成22年度 177万台 平成23年度 200万台 平成24年度 205万台 平成25年度 233万台</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成21年度 65.1% 平成22年度 76.7% 平成23年度 81.9% 平成24年度 73.9% 平成25年度 82.5%</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度以降は経済産業省試算)></p> <p>平成20年度 118万台</p>

		<p>平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 205 万台 平成 25 年度 233 万台</p> <p>本措置の適用数量は想定以上に僅少ではなく、また適用要件を満たす全ての自動車対象であるため、特定の者に偏ってはいない。</p>
②	減収額	<p><エコカー減税> ○自動車取得税 ○自動車重量税 平成 21 年度 ▲1,390 億円 平成 21 年度 ▲1,020 億円 (20 年度登録) 平成 22 年度 ▲1,395 億円 平成 22 年度 ▲724 億円 (21 年度登録) 平成 23 年度 ▲1,417 億円 平成 23 年度 ▲1,018 億円 (22 年度登録) 平成 24 年度 ▲1,620 億円 平成 24 年度 ▲347 億円 (23 年度登録) (総務省試算) (財務省試算)</p> <p><自動車税グリーン化特例> ○過去5年間の軽減額試算 ○過去5年間の重課額試算 平成 20 年度 ▲192 億円 平成 20 年度 203 億円 (19 年度登録) 平成 21 年度 ▲224 億円 平成 21 年度 205 億円 (20 年度登録) 平成 22 年度 ▲249 億円 平成 22 年度 211 億円 (21 年度登録) 平成 23 年度 ▲313 億円 平成 23 年度 237 億円 (22 年度登録) 平成 24 年度 ▲346 億円 平成 24 年度 250 億円 (23 年度登録) (平成 22 年度までは国土交通省試算、平成 23 年度以降は総務省試算)</p>
③	効果・達成 目標の実 現状況	<p>《政策目的の実現状況》 ○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 <新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)> 平成 21 年度 65.1% 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.9% 平成 25 年度 82.5%</p> <p>○平成 24 年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。 <自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)> 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 205 万台 平成 25 年度 233 万台</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 ○エコカー減税(平成 21 年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。 <新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)> 平成 21 年度 65.1% 平成 22 年度 76.7% 平成 23 年度 81.9% 平成 24 年度 73.9% 平成 25 年度 82.5%</p> <p>○平成 24 年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。 <自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成 24 年度は経済産業省試算)> 平成 20 年度 118 万台 平成 21 年度 220 万台 平成 22 年度 177 万台 平成 23 年度 200 万台 平成 24 年度 205 万台 平成 25 年度 233 万台</p>																								
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 ○日本再興戦略等において、2030 年までに新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目標に掲げているが、これは必要政策支援を積極的に講じた場合の目標であるため、本措置が講じられなかった場合は、この目標の達成は困難。次世代自動車戦略研究会において、2020 年と 2030 年の車種別普及見通し(新車販売台数に占める割合)について、メーカーが燃費改善、次世代自動車開発等に最大限の努力を行った場合の民間努力ケースについて、検討を行い整理した結果、2030 年の新車販売台数に占める次世代自動車の割合は 30%～40%であった。 <2020～2030 年の乗用車車種別普及見通し(民間努力ケース)(次世代自動車戦略 2010)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2020 年</th> <th>2030 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従来車</td> <td>80%以上</td> <td>60～70%</td> </tr> <tr> <td>次世代自動車</td> <td>20%未満</td> <td>30～40%</td> </tr> <tr> <td>ハイブリッド自動車</td> <td>10～15%</td> <td>20～30%</td> </tr> <tr> <td>電気自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車</td> <td>5～10%</td> <td>10～20%</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>僅か</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>クリーンディーゼル自動車</td> <td>僅か</td> <td>～5%</td> </tr> </tbody> </table> <p><新車販売台数に占める次世代自動車の割合(経済産業省調べ)> 平成 21 年度 11% 平成 22 年度 12% 平成 23 年度 16% 平成 24 年度 21% 平成 25 年度 23%</p>		2020 年	2030 年	従来車	80%以上	60～70%	次世代自動車	20%未満	30～40%	ハイブリッド自動車	10～15%	20～30%	電気自動車			プラグインハイブリッド自動車	5～10%	10～20%	燃料電池自動車	僅か	1%	クリーンディーゼル自動車	僅か	～5%
	2020 年	2030 年																								
従来車	80%以上	60～70%																								
次世代自動車	20%未満	30～40%																								
ハイブリッド自動車	10～15%	20～30%																								
電気自動車																										
プラグインハイブリッド自動車	5～10%	10～20%																								
燃料電池自動車	僅か	1%																								
クリーンディーゼル自動車	僅か	～5%																								

		<p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでいる。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成21年度 65.1%</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p> <p>○自動車税グリーン化の導入により、環境性能に優れた自動車の普及は着実に進展しており、平成24年度では、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっている。本措置が講じられなかった場合には、これまでの水準の維持は困難。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度は経済産業省試算)></p> <p>平成20年度 118万台</p> <p>平成21年度 220万台</p> <p>平成22年度 177万台</p> <p>平成23年度 200万台</p> <p>平成24年度 205万台</p> <p>平成25年度 233万台</p>	
		<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>○エコカー減税(平成21年度から措置)の導入により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による普及促進効果は大きい。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p> <p>平成21年度 65.1%</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度 73.9%</p> <p>○平成24年度において、新車登録(登録車)の約8割が自動車税グリーン化の軽減対象車となっており、エコカー減税とあわせて、環境性能に優れた自動車の普及に大きな効果を発揮している。</p> <p><自動車税グリーン化の軽減対象車新規登録台数(国土交通省試算、平成24年度は経済産業省試算)></p> <p>平成20年度 118万台</p> <p>平成21年度 220万台</p> <p>平成22年度 177万台</p> <p>平成23年度 200万台</p> <p>平成24年度 205万台</p> <p>平成25年度 233万台</p>	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>○エコカー減税(平成21年度から措置)等により、環境性能に優れた自動車の普及が進んでおり、税負担の軽減による効果は大きい。そのため、税制上の優遇措置を講じることが妥当。</p> <p><新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合(自動車工業会公表情報)></p>

		<p>平成21年度 65.1%</p> <p>平成22年度 76.7%</p> <p>平成23年度 81.9%</p> <p>平成24年度 73.9%</p> <p>平成25年度 82.5%</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>○クリーンエネルギー自動車等導入促進対策補助金</p> <p>ー平成26年度予算額：300億円</p> <p>ー電気自動車等の購入者に対し、ベース車両(同格のガソリン車)との価格の一部を補助</p> <p>環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等の普及促進を図る。</p> <p>税制改正要望の目的は自動車市場の拡大を通じて自動車産業ひいては日本経済全体の活性化を図るため、車体課税についてグリーン化を強化するとともに自動車取得税の税率引下げ、自動車重量税の負担の軽減等の見直しを行い、消費税増税による自動車需要の落ち込みと日本経済への悪影響を回避しつつ、環境性能に優れた自動車の普及を進めることにある。一方で、上記補助金の目的は、環境性能に優れた自動車の中でも特に、従来車との価格差が大きい電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車について、初期需要を促すために購入補助を行うものである。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>①道路特定税源の廃止により、自動車取得税及び自動車重量税は課税根拠を喪失したにも関わらず、取得段階では消費税と自動車取得税の二重課税となっており、保有段階でも自動車重量税のほかに自動車税(又は軽自動車税)の2つの税が課されており、複雑かつ過大な負担を強いっている。特に移動手段を車に依存せざるをえず、複数台を保有する場合は多い地方ほど負担が重い。</p> <p>②自動車産業は裾野が広く、他産業への波及効果も極めて大きい。また、関連産業を含めて500万人超(全就業人口の約1割)の雇用を生み出している基幹産業。自動車産業の活性化は、関連産業全体の活性化につながり、ひいては地方を含む日本経済全体の活性化につながる。</p> <p>③上記のとおり、車体課税の負担軽減、環境対応車の普及促進を通じた国内自動車市場の活性化は、地方経済の活性化にも資する。</p> <p>④また、環境性能に優れた自動車の普及は、国全体で取り組むべき温暖化対策や、地域住民の生活に直結する大気汚染防止の観点からも重要な施策であることから、地方公共団体に協力を求めることは妥当。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成19年度事後評価書 (26. エネルギーの高度利用・エネルギー源の多様化)</p> <p>平成20年度事後評価書 (15. ものづくり産業振興)</p>

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、登録免許税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり	<input type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（送配電部門の中立性の一層の確保が図られた企業形態を採る企業の増加数）は、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 - ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編による税務上の負担の発生を回避することにより、電気事業法の改正に伴う送配電部門の中立性の一層の確保を円滑に実施することが期待できる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

 - ⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、適用件数、適用者数及び適用額が定量的に予測されていない適切な理由を明らかにする必要がある。
 - ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について年度ごとに予測されていないため、分析対象期間の年度ごとに減収額を明らかにする必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編による税務上の負担の発生を回避することにより、電気事業法の改正に伴う送配電部門の中立性の一層の確保を円滑に実施することが期待できる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - ⑭ 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合

には他の政策手段との役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）
送配電部門の中立性の一層の確保が図られた企業形態を採る企業の増加数として定量的に把握することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置 (国税7)(法人税:義、登録免許税:外) (地方税5)(法人住民税:義、法人事業税:義)
2	要望の内容	電気事業法の改正に伴い実施される送配電部門の中立性の一層の確保に向けて、所要の税制措置を講じる。
3	担当部局	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部政策課 電力改革推進室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	・登録免許税の非課税措置等: 電力システム改革の第3段階実施まで(各社1度のみ適用) ・租税特別措置法上の準備金に係る引継規定の創設:恒久措置 ・使用済燃料再処理等既発電費相当の収入金額の控除:平成31年度まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>1. 電気の安定供給の確保 東日本大震災以降、多様な電源の活用が不可欠な中で、需要家の選択による需要抑制、広域的な電力融通を促進し、需給ひっ迫への備えを強化する。</p> <p>2. 電気料金の最大限抑制 競争の促進や全国大で安い電源から順に使うこと(メリットオーダー)の実現、需要家の選択による需要抑制を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制する。</p> <p>3. 需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大 需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○電力システムに関する改革方針(平成25年4月2日閣議決定) ○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 二. テーマ2②「広域系統運用の拡大、小売及び発電の全面自由化、送配電部門の中立性の一層の確保を3つの柱として、60年ぶりの抜本改革となる電力システム改革を進める。」 ○電気事業法の一部を改正する法律【第1弾】(平成25年11月13日成立) ○新・総合特別事業計画(平成25年12月27日原子力損害賠償支援機構・東京電力株式会社、平成26年1月15日認定) ○エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定) 第3章第6節1. 電力システム改革の断行 ○電気事業法等の一部を改正する法律【第2弾】(平成26年6月11日成立) ○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 一. 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 ②電力システム改革の断行</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電力システム改革の実現(平成30年から平成32年までを目標) 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 送配電部門の中立性の一層の確保 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 送配電部門の中立性の一層の確保を可能とすることにより、電力システム改革を実現し、政策目的の達成に寄与する。
		8 有効性等
	① 適用数等	現在の一般電気事業者等
	② 減収額	・登録免許税の非課税措置:最大35,080百万円/件(各社1度のみ) ・使用済燃料再処理等既発電費相当の収入金額の控除:373百万円/年
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年~)</p> <p>送配電部門の中立性の一層の確保を可能とすることにより、電力システム改革を実現し、政策目的の達成を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年~)</p> <p>送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編による税務上の負担の発生を回避することにより、電気事業法の改正に伴う送配電部門の中立性の一層の確保を円滑に実施することが期待できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年~)</p> <p>組織再編により税務上の負担が生じるため、送配電部門の中立性の一層の確保を実施することができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年~)</p> <p>送配電部門の中立性の一層の確保に係る組織再編による税務上の負担の発生を回避することにより、電気事業法の改正に伴う送配電部門の中立性の一層の確保を円滑に実施することが期待できる。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国の政策として進められた過去の企業組織再編の事例を見ても、税務上の負担を生じさせないよう措置が講じられている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>	
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、登録免許税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、事業所税等		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（①ガス小売の自由化範囲の拡大、②ガス供給インフラ（導管等）のアクセス向上と整備促進及び③簡易ガス事業制度のあり方等の論点に係る見直し等に応じた整備）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、租税特別措置等の整備そのものであり、達成目標を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が見込まれるかについて説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、定性的に「ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行うことにより、適切な課税関係を維持することができる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、そ

の分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

政策目的を実現するためには政策手段としてガス事業法（昭和29年法律第51号）の改正が必要である。これに連動して技術的な税制上の整備を中立的立場で行うものであり、基本的には政策目的実現のための手段としての本租税特別措置等に変更を加えるものではない。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

政策目的を実現するためには政策手段としてガス事業法改正が必要である。これに連動して技術的な税制上の整備を中立的立場で行うものであり、基本的には政策目的実現のための手段としての本租税特別措置等に変更を加えるものではない。ガス事業法改正に連動して行う技術的な税制上の整備であり、その役割は分担されている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置 (国税8)(法人税:義、所得税:外、登録免許税:外、消費税:外 等) (地方税6)(法人住民税:義、事業税:義、固定資産税:外、事業所税:外 等)												
2	要望の内容	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置を講じる。												
3	担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課												
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月												
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—												
6	適用又は延長期間	—												
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電力システム改革と相まって、ガスが低廉かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が提示されるように、小売の全面自由化、天然ガスの導管による供給インフラのアクセス向上と整備促進、簡易ガス事業制度の在り方などの、ガスシステム改革を推進する。 《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月 11 日閣議決定) 第3章第6節 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進 2. ガスシステム及び熱供給システム改革の推進 (1) 低廉かつ安定的な供給を実現するガスシステムの構築に向けた改革												
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電気・ガス												
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ガスシステム改革の推進によるガス事業法の改正に応じた現行の税制措置の整備。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ① ガス小売の自由化範囲の拡大 ② ガス供給インフラ(導管等)のアクセス向上と整備促進 ③ 簡易ガス事業制度のあり方等の論点に係る見直し等に応じた整備。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行うことにより、ガスシステム改革の着実な実行が期待できる。												
8	有効性等	① 適用数等 ・事業類型の見直しによる新たなガス小売事業者、ガス導管事業者等が対象 (一般ガス事業者数(民営)) <table border="1"> <tr> <td>年度</td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>事業者数</td> <td>181</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>180</td> <td>181</td> </tr> </table>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	事業者数	181	180	180	180	181
		年度	H21	H22	H23	H24	H25							
事業者数	181	180	180	180	181									
② 減収額	—													

	③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年~) ガスが低廉かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービスなど多様な選択肢が提示されるようなガスシステム改革の着実な実行を図る。このため、ガス事業法の改正が必要となる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年~) ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行うことにより、適切な課税関係を維持することができる。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年~) ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行わなければ、適切な課税ができなくなる。 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年~) —	
		9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等 ガス事業法の改正に応じて、現行の税制措置について整備を行わなければ、適切な課税ができなくなる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、登録免許税、消費税、法人住民税、事業税、個人住民税、固定資産税、事業所税、地方消費税等		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（熱供給システム改革の着実な実行）については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準及び達成時期を設定する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（エネルギー供給の効率的な実施、エネルギー市場の垣根の撤廃や、異業種からの参入促進）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が見込まれるかについて説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、定性的に「熱供給システム改革に伴い、現行の税制措置について整理を行うことにより、適切な課税関係を維持することができる」と説明されているが、測定指標を用いて説明しておらず、また、設定している測定指標では本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の政策措置等はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置 (国税9)(法人税:義、所得税、登録免許税、消費税:外等) (地方税7)(法人住民税:義、事業税:義、個人住民税:外、固定資産税:外、事業所税:外、地方消費税:外等)
2	要望の内容	「熱供給事業」とは、ある建物から、導管を通じて、複数の建物に対して、熱(蒸気、温水、冷水等)を供給する事業。 本年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び本年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014」を踏まえ、電力・ガスのシステム改革と併せて、エネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。 この熱供給システム改革に伴い、所要の税制措置について継続措置を講じる。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部熱供給産業室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	法人税法(第45条第1項第4号)昭和47年(熱供給事業法制定時) 法人税法施行令(第13条第8号)昭和48年(熱供給事業法制定時) 地方税法(第349条の3第18項)昭和47年(熱供給事業法制定時) 地方税法(第701条の34第3項第15号)昭和50年(左記条項制定時) 地方税法施行令(第56条の31)昭和50年(左記条項制定時) 所得税法施行令(第6条第8号)昭和48年(熱供給事業法制定後) 消費税法施行令(第5条第8号)昭和63年(左記政令制定時) 登録免許税法(別表第1第103号)等
6	適用又は延長期間	恒久措置(既存措置と同様)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めていくことにより、エネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。 《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定) 第3章 エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 第6節 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進 2. ガスシステム及び熱供給システム改革の推進 (2)熱・電利用の効率化を促すための熱供給市場の構造改革

		電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めていくことにより、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。 ○「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定) 5-3. 環境・エネルギー制約の克服 (3)新たに講ずべき具体的施策 ③ガスシステム及び熱供給システム改革の推進 電力・ガスのシステム改革と併せて、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、熱供給事業の在り方の見直しを検討する。												
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス												
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 熱供給システム改革の着実な実行 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・エネルギー供給の効率的な実施 ・エネルギー市場の垣根の撤廃や、異業種からの参入促進 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 熱供給システム改革を着実に実行するとともに、エネルギー供給の効率的な実施、エネルギー市場の垣根の撤廃、異業種からの参入促進という政策目標の実現を図る。												
8	有効性等	① 適用数等 ・熱供給事業法に基づく熱供給事業者が対象(熱供給事業者数) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者数</td> <td>87</td> <td>84</td> <td>81</td> <td>81</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> ※年度末現在。 ② 減収額 - ③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度~) エネルギー供給の効率的な実施が施され、またエネルギー市場の垣根を撤廃することによる異業種からの参入促進を図る。 このためには熱供給システム改革後も現行の税制措置について、継続的な運用が必要。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度~) 熱供給システム改革に伴い、現行の税制措置について整理を行うことにより、適切な課税関係を維持することができる。	年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	事業者数	87	84	81	81	78
年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度									
事業者数	87	84	81	81	78									

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～)</p> <p>参入規制の緩和等の熱供給システム改革により、高度な公益性を有する熱供給事業の業務に係る負担が増大することになれば、かえって、新規参入を阻害するおそれがある。</p> <p>また、結果として、需要家負担の増加につながることとなれば、システム改革によって需用家負担が増加するという、本末転倒な結果となるおそれがある。</p> <p>さらに、上述の論理によって、業界が熱供給システム改革そのものに対して、反対姿勢を取るおそれがある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年～)</p> <p>—</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	熱供給システム改革に伴い、現行の税制措置について整理を行うものであり、現行の税制措置の拡充等ではない。また、電気・ガス等の異業種との間での相互参入の促進等を狙いとした改正であり、熱供給事業の公益性について変更を伴うものではないため、引き続き適切な税制措置を行うことが必要。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、登録免許税、印紙税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を測るための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「NEXIによる貿易保険事業の政策的効果は、これまで、独立行政法人評価委員会において厳格に評価されてきており、NEXIの特殊会社への移行後においても、透明性ある形で貿易保険事業の意義について評価を行う予定」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には他の政策手段との役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、直近の独立行政法人日本貿易保険（以下「NEXI」という。）の平成24年度末の決算等を根拠とし算出。なお、今後、我が国輸出、海外投資の増減による保険料収入の変化や、突発的な巨額の保険金支払事故の発生等により減収額についても大きく変動する可能性がある。

(注) NEXIの特殊会社への移行は、平成28年度末までに行われることとされており、表中の27年度減収額とは、特殊会社への移行初年度における減収額として試算したものである。

◎ 特殊会社への移行初年度

(1) 法人税

- ・ 13,718百万円 (注1) × 法人税率 (25.5%) = 3,498百万円
- ・ 3,498百万円 - 774百万円 (注2) = 2,724百万円

(注) 1 NEXIの平成24年度決算を基に当期利益に貸倒引当金、退職手当引当等に係る税務調査を行った。
ただし、保険金支払動向等により大きく変動し得る。
2 所得税額

(2) 所得税

- ・ 5,056百万円 (注1) × 所得税率 (15.315%) (注2) = 774百万円

(注) 1 平成24年度決算におけるNEXIの預金利息・有価証券利息の受取利息。
2 税率は、復興特別所得税を含む。

(3) 登録免許税(特殊会社への移行時)

- ・ 247,754百万円 (注) × 登録免許税率 (0.7%) = 1,734百万円

(注) NEXIの平成24年度末現在の資本金及び資本剰余金。
貿易再保険特別会計を廃止し、その資産及び負債をNEXIに承継した後の資本金は更に増える見込み。

(4) 印紙税

- ・ 27百万円 (注1) + 1百万円 (注2) = 28百万円

(注) 1 保険証券：133,995件 (過去5年間の平均付保件数) × 印紙税率 (0.0002百万円/件) = 27百万円
2 請負契約：1百万円 (平成24年度の請負契約件数等を基に算出)

◎ 次年度以降については、法人税、所得税、印紙税について初年度と同額の減収額を見込み、3,526百万円とした。

⑨ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

諸外国においても、貿易保険制度は国の事業として行われており、貿易保険に対する課税は行われていない。我が国の貿易収支が悪化しているという状況を踏まえれば、我が国が先に述べたインフラ輸出を含めた輸出面において国際競争力を維持するためには、貿易保険における利用者負担を増加させないことが極めて重要である。

NEXIの特殊会社化に伴う税制措置は、利用者負担の増加を防止することを目的としており、それ自体が直接の政策効果を有するものではないが、NEXIによる貿易保険事業の政策的効果は、これまで、独立行政法人評価委員会において厳格に評価されてきており、NEXIの特殊会社への移行後においても、透明性ある形で貿易保険事業の意義について評価を行う予定（詳細は法改正後に具体化予定）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置 (国税10)(法人税:義、所得税:外、登録免許税:外、印紙税:外)
2	要望の内容	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)(以下、「基本的方針」という。)に基づき、日本貿易保険が独立行政法人から全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにするため、以下に掲げる措置を講ずる。 ①将来の保険金の支払に充てるため、十分な責任準備金を積み立てるための損金算入を認める措置を講ずる ②新会社の設立に係る登記及び増資の登記に関する登録免許税の免税措置を講ずる ③NEXIの資産運用による利子所得に対する所得税の免税措置を講ずる ④その他、日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制上の措置を講ずる ※ 経済産業省としては、本要望については、租税特別措置法による措置ではなく、各税法又は貿易保険法による措置を要望している。
3	担当部局	経済産業省貿易経済協力局貿易保険課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 独立行政法人日本貿易保険が、基本的方針に基づき全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにする。 《政策目的の根拠》 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) 【日本貿易保険、貿易再保険特別会計】 ○ 国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。 ○ 貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。 ○ 全額政府出資の特殊会社化に当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえた経済産業大臣による指揮監督、本法人の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、必要な税制措置、予算

		管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を検討する。 なお、本法人が保有する将来の保険金支払いのための準備金については、定期的に規模の妥当性を検証し、その結果も踏まえ、保険料率等の見直しの措置を講ずる。 平成21年度税制改正の要綱(平成21年1月23日閣議決定) ○九 その他 16 独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることに伴い、次の措置を講ずる。 (1) 貿易保険に係る責任準備金の損金参入制度を創設するとともに、国庫納付金の損金算入ができることとする等所要の措置を講ずる。 (2) 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例の適用対象に、株式会社日本貿易保険を加える。 (3) 株式会社日本貿易保険が受ける設立に係る登記等及び増資の登記に対する登録免許税の免税措置を講ずる。 (4) 株式会社日本貿易保険を印紙税法別表第二(非課税法人の表)に加える。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 対外経済 3-3 貿易投資
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貿易保険の円滑かつ的確な実施を確保し、日本企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、対外取引に伴うリスク軽減を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
8	有効性等	① 適用数等 1法人(日本貿易保険) ② 減収額 平成27年度 5,260百万円(推計) (1)所得税 774百万円 (2)法人税 2,724百万円 (3)登録免許税 1,734百万円 (4)印紙税 28百万円 ③ 効果・達成目標の実現状況 —

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本措置が講じられなかった場合、保険料の高騰につながり、我が国企業の国際競争力を損なうおそれがある。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>—</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>独立行政法人から特殊会社に移行することとなるが、移行後においても、①国の事業として行われるべき貿易保険事業のみを実施する法人であること、②政府により日本貿易保険の株式は常時全額保有されること、保険金支払債務等に係る政府保証が付与されることなどにより、引き続き国の責任と関与の下で運営されることなどが想定されていることから、日本貿易保険の公共的性格に何ら変わりはない。よって、現行の独立行政法人形態と同様、税制上の所要の措置を講ずることは妥当である。</p> <p>—</p> <p>本措置の対象税目には地方税も含まれているが、貿易保険による国際展開支援によって、地域企業が事業を拡大させ成長することは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、登録免許税、消費税、法人住民税、法人事業税、不動産取得税、住民税（利子割）、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

- ③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（互助会の経営破綻時における役務等の施行の保護、解約への返金対応による権利保護の実現、権利保護の強化による経営破綻の防止）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「税制における優遇措置をとることで、消費者保護という本来の目的を達成するための新制度への柔軟な移行を図るとともに、加入者に対して効率的な運用益な配分を行う」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「互助会が経営破綻に至ってしまった場合に・・・施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。互助会契約の・・・権利保護を強化することにより、このような事態を生じさせないこと」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

互助会加入者の権利保護が必要な根拠は、割賦販売法（昭和36年法律第159号）の目的規定（第1条）の「（略）購入者等が受けることのある損害の防止（略）を講ずることにより、割賦販売等に係る取引の健全な発達を図るとともに、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を円滑にし、もつて国民経済の発展に寄与する」ことから導かれる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、税制改正要望の中で、以下の試算を提示している。

<試算根拠 国税>

○前提

新設する基金は、10年間で500億円の積立てを行うものとし、うち100億円は業界団体から当初出捐する。したがって基金規模の推移は以下のイメージ。なお、期間中に救済が発生した場合、基金の額が減ずるが、この場合、積立期間を延長することで、500億円を目指すこととする（＝毎年の基金への負担金額は変化しない。）。

(億円単位)

年数	当初	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
額	100	140	180	220	260	300	340	380	420	460	500

救済発生時の、登録免許税等については、過去、業界内で行った救済と同程度の救済が発生すると仮定して、実績額の概数を計上する。

平成27年度 : 4,782.5百万円

平成28年度及び29年度以降の平均 : 2,232.5百万円

内 訳

- ①基金に係る法人税 1096.5百万円（10年間の額の一年当たり平均）

$30,000\text{百万円} \times 1\%$ （運用利回り） $\times 25.5\% = 76.5\text{百万円}$

$4,000\text{百万円}$ （各年の負担金収入） $\times 25.5\% = 1,020\text{百万円}$

- ②負担金の損金算入による業界各社の法人税 1,020百万円

$4,000\text{百万円} \times 25.5\% = 1,020\text{百万円}$

（注）全事業者が黒字と仮定

- ③登録免許税 116百万円

過去3年の実績値の平均

- ④当初出捐に係る法人税（平成27年度のみ）

$10,000\text{百万円} \times 25.5\% = 2,550\text{百万円}$

<試算根拠 地方税>

○前提

新設する基金は、10年間で500億円の積立てを行うものとし、うち100億円は業界団体から当初出捐する。したがって基金規模の推移は以下のイメージ。なお、期間中に救済が発生した場合、基金の額が減ずるが、この場合、積立期間を延長することで、500億円を目指すこととする（＝毎年の基金への負担金額は変化しない。）。

(億円単位)

年数	当初	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
額	100	140	180	220	260	300	340	380	420	460	500

救済発生時の、不動産取得税については、過去、業界内で行った救済と同程度の救済が発生すると仮定して、実績額の概数を計上する。

平成27年度 : 1946.5百万円

平成28年度及び29年度以降の平均 : 947.5百万円

内 訳

- ①基金に係る法人住民税 141.4百万円（10年間の額の一年当たり平均）

1096.5 （法人税減収額） $\times 12.9\% = 141.4$ 百万円

- ②負担金の損金算入による業界各社の法人住民税 132百万円

$1,020$ 百万円（法人税減収額） $\times 12.9\% = 132$ 百万円

（注）全事業者が黒字と仮定

- ③基金に係る法人事業税 124.5百万円

300 （ $=30,000 \times 1\%$ ）百万円 $\times 6.7\% = 20.1$ 百万円

$4,000$ 百万円 $\times 6.7\% = 268$ 百万円

$(20.1\text{百万円} + 268\text{百万円}) \times 43.2\% = 124.5$ 百万円

- ④負担金の損金算入による業界各社の法人事業税 339.56百万円

$4,000$ 百万円 $\times 5.3\% = 212$ 百万円

212 百万円 $\times 54.7\% = 115.96$ 百万円

$4,000$ 百万円 $\times 0.29\% = 11.6$ 百万円

- ⑤不動産取得税 210百万円

過去3年の実績値の平均

- ⑥当初出捐に係る法人住民税（平成27年度のみ）

$2,550$ 百万円 $\times 12.9\% = 328.9$ 百万円

- ⑦当初出捐に係る法人事業税（平成27年度のみ）

$10,000$ 百万円 $\times 6.7\% = 670$ 百万円

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本件は、互助会事業者の負担金の下で、加入者の権利保護を実現し、互助会取引の信頼性を強化するため、互助会事業者に互助会加入者保護機構（仮称）への加入を義務付けつつ、所要の税制措置を行うものであり、同一目的を実現できる他の政策手段は存在しない（例えば、予算措置では支援対象を限定する必要あり）。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

本件は、互助会事業者の負担金の下で、加入者の権利保護を実現し、互助会取引の信頼性を強化するため、互助会事業者に互助会加入者保護機構（仮称）への加入を義務付けつつ、所要の税制措置を行うものであり、同一目的を実現できる他の政策手段は存在しない（例えば、予算措置では支援対象を限定する必要あり）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置（国税11）（法人税：義）（所得税、登録免許税、消費税：外）（地方税9）（法人住民税、法人事業税：義）（不動産取得税、住民税（利子割）、地方消費税：外）
2	要望の内容	<p>割賦販売法（以下「割賦法」という。）に基づく許可事業者である冠婚葬祭互助会（以下「互助会」という。）の会員の権利保護を強化すべく、経営危機に至った互助会及び当該互助会を救済する（会員との契約に係る前受金及び役務提供の義務を引き継ぐこと）互助会に対して資金支援を行い、ひいては救済される互助会の会員保護を図ることを目的として、新設を検討している互助会加入者保護機構（仮称）（以下「機構」という。）について、非課税法人等とする措置を講じる（法人税法別表第2、所得税法別表第1、消費税法別表第3）。</p> <p>また、機構が上記業務を行うための基金を拡充するために、互助会事業者が負担する負担金の損金算入を認める措置を講じる（租税特別措置法施行令第39条の22第2項）。</p> <p>当該機構または機構が設立する受皿会社が会員の権利を保護するに際して、互助会が有する不動産（いわゆる葬儀会館等）や互助会が割賦法上保全義務を課されている供託金を取得することが想定されるところ、これらの取得にかかる登録免許税の非課税措置を講じる。</p> <p>当該機構については、地方税法第72条の5第1項第5号に追加し法人事業税を非課税とする措置を講じる。また、当該機構又は機構が設立する受皿会社が、会員の権利を保護するに際して、冠婚葬祭互助会が有する不動産（いわゆる葬儀会館等）を取得することが想定されるところ、この不動産取得に係る不動産取得税を非課税とする措置を講じる（地方税法第73条の7第1項追加指定及び当該取得は土地の譲渡に該当しないとする規定の新設（割賦販売法での措置を想定））。</p>
3	担当部局	経済産業省 商務流通保安グループ 商取引監督課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>互助会とは、割賦法に定める前払式特定取引に該当する、冠婚葬祭に係る役務等を提供する事業者であり、法に基づく許可事業者。加入者から60～120回程度に分けて、毎月3000円～5000円程度の前受金の支払いを受け、冠婚葬祭が必要になった際に、儀式に必要な役務物品の一部を提供（いわゆる「施行」）する。</p> <p>前述のとおり、役務の提供を受ける前に加入者から金銭の支払いを受けるため、割賦販売法において、支払いを受けた金銭の50%を保全する義務（法務局への現金等の供託又は指定受託機関（互助会保証株式会社及び銀行等）による供託委託契約による）が課されている。しかし、保全が50%にとどまることや保険や預金と異なり金銭を返</p>

		<p>還するより冠婚葬祭の施行を提供する方が加入者の意向に沿う場合もあることから、互助会からの負担金により基金を造成し、互助会の経営悪化時に加入者の権利保護を行う。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>近年、会員契約の増加に伴う前受金残高の伸び率が頭打ちとなる中で、過去の過大な施行施設等への投資負担から、財務面で経営に行き詰まる互助会が生じることが懸念される。</p> <p>従来、互助会が経営不振となった場合には、近隣の互助会が加入者と関係する負債を引き受け、加入者の権利を保護してきたが、(破綻に至った場合、法が義務付ける保全割合である前受金残高の50%を超える分に関する会員の権利が保護できないケースが多い)業界全体としての伸びが見込みにくくなる中、引受けによる権利保護は今後、限界を迎えるおそれがある。</p> <p>こうした厳しい状況のなか、機構を割取法上に位置づけ、同機構による加入者保護の強化を図る。具体的には、①互助会に対し、同機構に加入し負担金を納付することを義務付け、②機構は負担金をもとに基金を造成、互助会が破綻した場合において、加入者の権利を保護(他社への契約移転、施行を希望する加入者へ役務物品の提供(機構を通じた他社への取次)及び返金を希望する加入者への返金)する。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>6. 保安・安全</p> <p>6-3 商取引安全</p>
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。 ・互助会契約の急激な契約解除が生じると解除に伴う資金流出により、経営状況に問題のない互助会も破綻するおそれがあるところ、権利保護を強化することにより、このような事態を生じさせないこと。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>現在、年間数件程度の破綻・引受対応が行われており、今後、更に増加するおそれがある。当該機構の設立により、互助会破綻時においても他の事業者により同等の役務等を提供することが可能となり、加入者の保護が図られる。また、加入者は既に支払った金額について保護を受けられることから、安心して契約を継続することが可能となり、結果的に契約の解除に伴う資金流出による経営破綻を防止することにつながる。(加入者も所期の役務を受けられる。)</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>互助会加入者保護機構(仮称)</p> <p>互助会</p>
	②: 減収額	<p>国税 ▲2,232百万円</p> <p>地方税 初年度 ▲1,946百万円</p> <p>平年度 ▲947百万円</p>

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度以降)</p> <p>互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度以降)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・互助会が経営破綻に至ってしまった場合に、他の事業者により同等の役務等を提供することで施行を100%保護する。また、解約への返金対応により、権利の保護を実現。 ・互助会契約の急激な契約解除が生じると解除に伴う資金流出により、経営状況に問題のない互助会も破綻するおそれがあるところ、権利保護を強化することにより、このような事態を生じさせないこと。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>上述のとおり、今後は業界全体の需要が縮小していくことが見込まれ、経営不振に陥る事業者が増加していくことが予想される。業界主導による契約者保護の取組にも限界が生じ、これまで、業界により事実上、保護されてきた加入者の権利が毀損される事態が生じかねない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>機構が、冠婚葬祭互助協会有する資産の一部を取得することが想定されるところ、税制における優遇措置をとることで、消費者保護という本来の目的を達成するための新制度への柔軟な移行を図るとともに、加入者に対して効率的な運用益な配分を行う。所要の税制措置が講ぜられなければ、機構が加入者の権利を十分保護できないことにより、互助会事業者の深刻な経営不振を招き、却って消費者被害への対応に大きな負担が生じたり、経営状況に問題のない事業者からの税収を減じたりすることにもなりかねない。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、加入者の権利保護のみを事業内容とする機構について、国税にあっては法人税、所得税等、権利保護に係る事業に関する非課税措置等、地方税にあっては法人住民税、事業税等、権利保護に係る事業に関する非課税措置等を講じるものであり、必要最小限なものとなっている。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>互助会事業者は各地方において冠婚葬祭を提供する役割を果たしており、互助会事業者の破綻等が生じれば、当該互助会の営業圏において、消費者トラブルが生じるおそれがある。加入者の権利保護を通じ、消費者トラブルを防ぐこと自身が地方公共団体における消費者保護に資することはもちろん、地方公共団体におけるトラブルへ対策等の負担を減少させることにもつながる。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長	府省名	経済産業省
税目	登録免許税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

(別紙)

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
算定根拠は別紙のとおり。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
算定根拠は別紙のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
算定根拠は別紙のとおり。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
算定根拠は別紙のとおり。

◆ 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長
(適用件数・適用実績の見込み試算)

①有担保保証実績(一般社団法人全国信用保証協会連合会)

	前年度比増減率	
	件数	金額
平成24年度	① 90.4%	② 90.3%
25年度	③ 94.1%	④ 93.9%

②租特の適用実績(法務省 民事・訴訟・人権統計年報)

	件数	減収額(百万円)
平成24年度	ア 1,929	イ 105

(注) ②の減収額試算方法 (単位:百万円)

	登録免許税 納付額(軽減後)	減収額	【参考】 軽減措置なし(4/1000)の 場合の登録免許税納付額
平成20年度	274	823	1,097
21年度	88	263	350
22年度	61	183	244
23年度	69	137	206
24年度	63	105	167

(数値の根拠)

・登録免許税の軽減適用件数、納付額:法務省「民事・訟務・人権統計年報」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touki.html

・減収額:不動産等登記と仮定して試算(減収額=登録免許税納付額×軽減税率)

(注) 平成20~22年度は(減収額=登録免許税納付額×3)
(不動産登記の税率 本則[4/1000]-本措置[1/1000]=軽減税率[3/1000])

(注) 平成23年度は4~6月と7~3月の軽減措置率が異なるので、次のとおり減収額を試算
=登録免許税納付額×(4/1000-1/1000)×3/12+同納付額/1.5×(4/1000-1.5/1000)×9/12

	減収年間相当額	減収額
H23.4~6	206	52
H23.7~H24.3	115	86

(注) 平成24年度は(減収額=登録免許税納付額/1.5×2.5)

(不動産登記の税率 本則[4/1000]-本措置[1.5/1000]=軽減税率[2.5/1000])

③見込試算

	件数	減収額(百万円)	改善率	
			件数	金額
平成25年度見込み	ウ=ア×③ 1,814	エ=イ×④ 98	⑤=③/① 104%	⑥=④/② 104%
26年度見込み	オ=ウ×⑦ 1,775	カ=エ×⑧ 96	⑦=③×⑤ 98%	⑧=④×⑥ 98%
27年度見込み	キ=オ×⑨ 1,805	ク=カ×⑩ 97	⑨=⑦×⑤ 102%	⑩=⑧×⑥ 102%
28年度見込み	ケ=キ×⑪ 1,910	コ=ク×⑫ 103	⑪=⑨×⑤ 106%	⑫=⑩×⑥ 106%

④1件当たり軽減額試算

	軽減額(千円)
平成25年度試算	エ×1,000/ウ 54
26年度試算	カ×1,000/オ 54
27年度試算	ク×1,000/キ 54
28年度試算	コ×1,000/ケ 54

(注) 計算式:③における「減収額/件数」

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

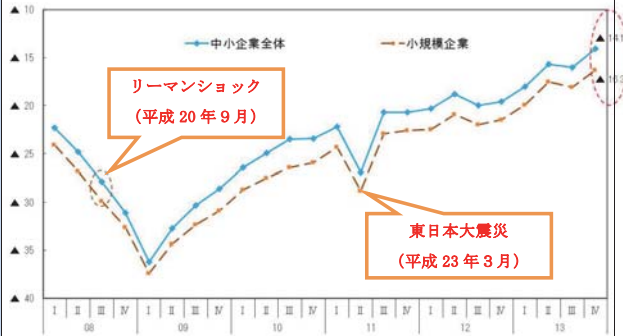
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長 (国税21)(登録免許税:外)
2	要望の内容	本特例措置は、信用保証協会がその保証に係る担保として抵当権の設定登記等を行う際の登録免許税について、担保物件の内容にかかわらず一律1.5/1,000に軽減する制度である。 保証に係る担保としての抵当権の設定登記等に係る登録免許税は、実務上、保証制度を利用する中小企業者等に対して負担を求めているところ、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、一律に軽減措置を講じているものである。 ついで、本特例措置の適用期限を2年間延長する。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部金融課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和46年度に創設 ・以後2年ごとに単純延長 ・平成23年度に軽減率を縮減して延長 (担保物件によらず一律1/1,000に軽減 → 1.5/1,000) ※ただし、「所得税法等の一部を改正する法律案」が年度末までに成立しなかったため、平成23年4月1日～6月30日までは1/1,000、平成23年7月1日～平成27年3月31日までは1.5/1,000 平成25年度は単純延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 信用補完制度の利用を通じて、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、幅広く中小企業者等の資金繰りを支援する。 ※本政策は、信用補完制度に加えて政府系金融機関による融資も併せて実行することにより達成を目指すものである。 (指標:保証承諾実績、資金繰りDI) 《政策目的の根拠》 中小企業基本法では、「国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする」と明記されている。また、平成22年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」の行動指針においては、政府が具体的に取組を進めることの一つに「中小企業向けの金融を円滑化する」ことが明記され、その政策的重要性が改めて示されている。 信用補完制度は、平成25年度に約9兆3,068億円の保証承諾をしており、平成25年度末に約29兆7,785億円の保証債務残高があるなど、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている。信用補完制度は「信用保証協会法」及び「中小企業信用保険法」に基づくものであり、中小企業者等に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険(日本政策金融公庫による信用保険)によって中小企業者等の信用力を補完し、中小企業者等の資金繰りの円滑化を図っている。 本特例措置は中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、中小企業者等の資金繰り円滑化に寄与する必要不可欠な施策である。

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備																																				
	③: 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例措置等により、中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業の資金繰りを支援する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置の適用件数 ※保証承諾件数及び有担保保証の割合については、中小企業者等を取り巻く経済状況、中小企業者等の資金調達環境、中小企業者等の資金繰り対策等、本特例措置以外の要因により大きく変動するため、あらかじめ正確に予測することは困難である。しかし、こうした時々の状況変化が生じても、本特例措置を通じて中小企業者等の信用補完制度の利用負担を一定程度軽減し、信用補完制度の利用を通じて幅広く中小企業者等の資金繰りを支援することが重要であるため、本指標を設定している。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業者等が信用保証協会に担保を提供する際、保証料のほか、登録免許税についても負担する必要がある。 本特例措置により、中小企業者等の登録免許税の負担が4/1,000等から一律1.5/1,000に軽減されることから、本特例措置は有担保保証に係る中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減し、資金繰り円滑化に寄与している。																																				
8	有効性等	①: 適用数等 [適用件数の推移] (単位:件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件</td> <td>3,058</td> <td>1,995</td> <td>2,046</td> <td>1,929</td> <td>1,814</td> <td>1,775</td> <td>1,805</td> <td>1,910</td> </tr> </tbody> </table> ※出典: H21～H24(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」 H25～H28(推計) 経済産業省試算 本特例措置は、保証付き融資のうち有担保の場合であって、信用保証協会が担保の抵当権を新規に設定登記等する場合(下記③等)に適用される措置である。このため、信用補完制度を利用する全ての中小企業に適用されるものではないことから、上記適用件数は僅少ではない。 <平成25年度の例>(出典:(社)全国信用保証協会連合会調べ) ① 保証承諾件数・・・約73.2万件 ② ①のうち、信用保証協会が担保設定した件数・・・約1.4万件 ③ ②のうち、当該年度で新規に抵当権設定登記等をした件数・・・約1,800件 また、信用保証協会の利用対象者は、信用保証協会法第20条第1項に基づく「中小企業者等」とされているため、本特例措置が特定の者に偏って適用されているわけではない。 ②: 減収額 [減収額の推移] (単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>額</td> <td>263</td> <td>183</td> <td>137</td> <td>105</td> <td>98</td> <td>96</td> <td>97</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table> ※出典: H21～H24(実績) 法務省「民事・訟務・人権統計年報」の登録免許税実績額より経済産業省推計 H25～H28(推計) 経済産業省試算	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	件	3,058	1,995	2,046	1,929	1,814	1,775	1,805	1,910	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	額	263	183	137	105	98	96	97	103
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																														
件	3,058	1,995	2,046	1,929	1,814	1,775	1,805	1,910																														
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																														
額	263	183	137	105	98	96	97	103																														

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成20年~平成25年12月)
 中小企業の資金繰りは、平成20年9月のリーマンショックや平成23年3月の東日本大震災の影響を受けたが、「緊急保証」(平成20年10月31日~平成23年3月31日)や「東日本大震災復興緊急保証」(平成23年5月23日~)等の対策により下支えしており、足元は改善傾向にある。
 信用補完制度は中小企業者等の資金繰り支援という政策目標に対して、相当の効果があったものと考えられる。

【資金繰りDI】



(出典:中小企業景況調査(中小企業庁))

【保証承諾実績】



(出典:(社)全国信用保証協会連合会)

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年度~平成25年度)
 平成20年9月のリーマンショック以降、急激に景気が悪化し、信用補完制度の重要性が高まる中、政府では平成20年10月に緊急保証(保証枠36兆円)を措置し、中小企業者等の資金繰りを下支えてきた。
 緊急保証の効果により、平成20~22年度の保証承諾実績は対平成19年度比で大きく増加しているが、緊急保証では無担保保証について、一般枠に

加えて別枠での利用が可能だったため、有担保保証はそれほど増加せず、本特例措置の適用件数は減少した。

また、平成23年3月の東日本大震災後、政府では平成23年5月に東日本大震災復興緊急保証を措置するなど、直接被害を受けた中小企業者等に加えて全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意した(対象となる中小企業は、無担保保証について、一般枠に加えて別枠での利用が可能)。

平成25年度は平成24年度と比べて、セーフティネット保証の利用は大きく減少し、保証承諾実績そのものも減少しているが、一般保証の利用割合が増加しているため、今後相対的に有担保保証割合が増加することも考えられる。

[適用件数の推移] (単位:件)

年度	H22	H23	H24	H25
件	1,995	2,046	1,929	1,814

(出典:法務省「民事・訴訟・人権統計年報」)
 ※H25(推計) 経済産業省試算

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成20年度~平成28年度)

信用保証協会は担保力に乏しい中小企業者等に対しては無担保で保証を実施しているが、中小企業者等としては担保の提供によってさらなる資金調達が可能となる。

信用補完制度の利用者には、小規模・零細事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者が多い実態を踏まえると、本特例措置の効果は高い(利用者の85%弱が、従業員20人以下の小規模企業者)。

このため、本特例措置が延長されなかった場合、中小企業者等の資金繰りの円滑化に大きな役割を果たしている信用補完制度について、中小企業者等の利用負担の実質的な引上げとなり、中小企業者等の資金繰り支援という政策目標を阻害することになる。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度~平成28年度)

本特例措置は、中小企業者等の信用補完制度の利用負担を軽減(※)し、資金繰り円滑化に寄与する。

※本措置による登録免許税の軽減額は、保証料の負担と比較するとその1/10、金利の負担と比較するとその1/20に相当すると見込まれる。

※本特例措置による1件当たり軽減額(=上記「減収額」/「適用件数」)

[1件当たり軽減額の推移] (単位:千円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
額	86	92	88	82	54	54	54	54

(経済産業省試算)

信用補完制度の利用者には、小規模・零細事業者や個人事業主などの経営基盤が脆弱な者が多い実態を踏まえると、本特例措置の効果は大きい(利用者の85%弱が、従業員20人以下の小規模企業者)。

本特例措置は、予算措置と異なり、予算の制約を受けずに、中小企業者等が有担保による保証を利用する場合には一律に適用されるというメリットがある。利用者全ての利用負担を等しく公平に軽減する措置は、税制措置以外にない。

また、政府系金融機関である日本政策金融公庫の登録免許税が非課税であることを勘案すると、同様に公的金融を担う信用保証協会の登録免許税を軽減することは、国民の納得できる必要最小限の特例措置である。

さらに、中小企業者等の信用リスクが高いが担保の提供があれば保証が可

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

		<p>能となる場合や、無担保枠を超えた保証付き融資を利用する場合等、中小企業者等の資金調達の手円滑化に関して、担保は重要な役割を果たしている。このため、本特例措置は、信用力に乏しい中小企業者等や、より大きな資金を調達したい中小企業者等の信用補完制度の利用負担軽減を図るものとして継続的に措置されており、適用期限の延長は必要不可欠である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>信用補完制度に係る支援措置には、本特例措置のほかに、①<税制>特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(信用保証協会)、②<補助金>経営安定関連保証等対策費補助金、③<補助金>資金供給円滑化信用保証協会等補助金がある。</p> <p>①は信用保証協会の財政基盤の強化を通じて保証債務額の限度拡大に資するものであり、②及び③は信用保証協会に対する損失補償である。</p> <p>本特例措置は、有担保保証に係る中小企業の信用補完制度の利用負担を軽減するものであり、上記①～③と明確に役割分担ができています。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	府省名	経済産業省
税目	相続税、贈与税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（個人事業者の事業承継の円滑化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「中小企業庁試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
別紙のとおり。なお、平成29年度分（制度創設要望年度から3年目）の適用数については、27年度及び28年度の算定と同様のものとした。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
⑥の項目と同じ。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
中小企業の事業承継円滑化のための総合的支援策として、以下の措置を講じている。
(予算措置の役割)
予算措置は、事業承継に係る各制度の普及啓発のためであり、法律・税制・金融に係る制度利用の前さばきのものである。具体的には、一般経営者向けセミナー等の普及啓発活動などを行っており、相続税・贈与税の納税負担を軽減する要望事項とは役割が異なる。
(措置名)
・中小企業事業承継円滑化支援事業（施策説明会等）（平成26年度予算額2.3億円）
(金融支援の役割)
金融支援は、事業承継に際し事業用資産等の購入に係る資金貸付のみならず、経営者交代による取引先や売上高の減少などに苦しむ事業者の資金繰り対策にも資するものである。したがって、相続税・贈与税の納税負担を軽減する本特例措置とは役割が異なる。
・金融支援（信用保証制度）

個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設（減収見込額）

1. 減収見込額
(1) 贈与税分
贈与時は相続時精算課税を適用し、その後5年間要件を満たした場合に相続税の課税価格が減額される。そのため、贈与時は減収額なし。
- (2) 相続税分
1 個人事業者当たり事業用資産額×適用見込件数×80%
×相続税負担割合（注1）（6.8%）
=7,352万円×610×0.8×0.068=243,968万円
2. 1 個人事業者当たり事業用資産額（注2）
①事業用資産（土地）平均額
4,702万円
②事業用資産（建物）平均額
1,541万円
③事業用資産（機械装置等）平均額
1,109万円
④平均額合計
7,352万円
3. 適用見込件数
(1) 個人事業者の人数
(総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」再編加工)
217万5,262人
(2) 事業用資産の継承予定の有無（注2）
47.5%
(3) 贈与・譲渡により事業承継を検討している人の割合（注2）
19.9%
(4) 贈与のうち相続時精算課税を適用した人の割合
(国税庁「平成24年分贈与税統計年報」)
12.9%
(5) 1年以内に事業承継を行いたい個人事業者の割合（注2）
2.3%
(6) 適用見込件数
(1) × (2) × (3) × (4) × (5)
=2,175,262×0.475×0.199×0.129×0.023=610

(注) 1 財務省ホームページ「相続税の負担割合の推移」

2 平成26年度中小企業庁委託「個人事業主が所有する事業用資産及び事業承継に関するアンケート調査」による（n=2,271）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設 (国税23)(相続税:外、贈与税:外)
2	要望の内容	<p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定された。これを踏まえ、小規模事業者の約6割を占める個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税について、負担軽減措置として以下のような措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受けた個人事業者が活用していた特定の資産に係る贈与税については、相続時精算課税を適用する。 ・当該贈与から5年間(又は贈与者が死亡するまでのどちらか短い方)、引き続き一定の要件を達成していることについて、経済産業大臣の確認を受け続けた場合には、贈与者が死亡した場合において生じる相続税の計算において、贈与時の課税価格を軽減する。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設要望
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 地域の経済や雇用を支える個人事業者の事業承継を円滑化することにより、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○小規模企業振興基本法(抜粋) 第3条 小規模企業の振興は、人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、国内の需要が多様化し、若しくは減少し、雇用や就業の形態が多様化し、又は地域の産業構造が変化する中で、顧客との信頼関係に基づく国内外の需要の開拓、創業等を通じた個人の能力の発揮又は自立的で個性豊かな地域社会の形成において小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、個人事業者をはじめ自己の知識及び技能を活用して多様な事業を創出する小企業者が多数を占める我が国の小規模企業について、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。</p> <p>第16条第2項 国は、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>

	②: 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-2 事業環境整備
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 相続税負担によって事業活動の継続に支障が生じるおそれがある個人事業者が、将来相続の時点で本特例を利用することにより、個人事業者の事業承継の円滑化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本特例措置を適用するための前提となる経済産業大臣の確認を受けた者の数とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例は、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持に寄与する。</p>
	8: 有効性等	<p>①: 適用数等 平成27年度 610人 平成28年度 610人 (出典)中小企業庁委託調査アンケート等より中小企業庁試算。</p> <p>②: 減収額 平成27年度 24億円 平成28年度 24億円 ※中小企業庁試算。</p> <p>③: 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 個人事業者の数は、平成21年経済センサスでは約242万者であったが、平成24年経済センサスでは約217万者となっており、約25万者の減少となっている。 また、個人事業者の常用雇用者数も、平成21年経済センサスでは約338人であったが、平成24年経済センサスでは約295万人となっており、約46万人の減少となっている。 本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 本特例により、適用者に対して、事業用資産の贈与から5年間、一定の要件を課すことによって、政策目的である個人事業者の事業活動の継続の実現と、それに伴う雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。</p>

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業は国内経済の付加価値を作り出し、雇用の受け皿役になる等、経済社会の重要な役割を担っており、所有と経営が一致しがちな中小企業であっても、経営者の交代如何を問わず、事業継続させていくことが必要である。このため、事業承継を円滑に実現させることが必要である。</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度)</p> <p>中小企業に該当する個人事業者の平均常用雇用者数は約11人(総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」より推計)であり、推計適用人数が610人であることから、本特例措置が講じられないことにより、6,710人の雇用が喪失するおそれがある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、個人事業者が事業承継時に相続する事業用資産は事業の継続のために必要不可欠なものであり、担税力が乏しいことに鑑み、措置を講じようとするものである。したがって、要望の措置は妥当である。</p> <p>実際に、事業承継を考えている個人事業者の約4割が「相続税の負担が不安である」と回答している(出典:中小企業庁委託アンケート)。</p> <p>また、本特例措置の目的は、個人事業者の事業活動の継続を実現し、雇用の確保や地域経済の活力維持につなげることであり、この目的に資する税制とするため、贈与時から5年間引き続き一定の要件を達成していることの確認を要件に課している。</p>	
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>小規模企業の活力を発揮していく必要性が増大していることから、小規模企業について事業の持続的な発展を図ることを目的として、「小規模企業振興基本法」が制定されている。</p>	
		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>本税制措置は地方税に係る租税特別措置等ではない。</p>	
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長	府省名	経済産業省
税目	所得税、法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（売上額D I）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「中小商業・サービス業の平成25年度の売上高D Iは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置の効果として、…設備投資が売上げの安定化や向上に資する」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、平成26年第2四半期までの売上額D Iが説明されているが、28年度までの売上額D Iが予測されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

所期における具体的な目標は「平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上額D Iを安定的に向上させていくことである。

この点において、中小企業景況調査（独立行政法人中小企業基盤整備機構）によれば、平成26年第1四半期と第2四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額D Iは次のとおり。

	平成26年第1四半期	26年第2四半期
卸売業	▲2.9	▲34.4
小売業	▲19.9	▲37.5
サービス業	▲12.1	▲18.2

(注) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

平成26年第2四半期は、消費税率引上げの影響により売上額D Iのマイナス幅が大きくなっている。本措置が導入された平成25年度の各四半期の売上額D Iは、25年第1四半期のものに比べていずれも上回っているなど、本措置導入後、売上額D Iは安定的な向上が認められたところであり、更なる消費税率の引上げを見据え、引き続き本措置が必要。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄への補足説明）

平成27年10月には消費税率10%への引上げが検討されているところ、27年第3四半期の中小商業・サービス業の前期比売上額D Iの変動幅を可能な限り小さいものとする」とともに、売上高D Iを安定的に向上させていくことを目標とする。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別添1のとおり。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年に評価を実施した際は、25年度に2万3,819件の適用実績を予測していたところ。対して、25年度の適用数の推計は1万4,528件であり、24年における予測値の約6割の適用があった。ただし、評価実施時点での設計していた制度から、対象業種が限定されたことや、経営改善指導等を設備取得前に受けること等の変更があったことを考慮すれば、想定外の僅少であるとはいえないと考えている。

中小4団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）が平成25年度に発行した証明書は、サービス業（約6割）、小売業（約3割）、卸売業・その他（約1割）となっている。この割合は、中小商業・サービス業の企業数の比率（注）と同程度となっており、適用者が想定外に偏っていることはないと考えている。

(注) サービス業 約68%
 小売業 約25%
 卸売業 約7% (出所：平成21年経済センサス基礎調査)

(別添1)

⑥ 適用数等の将来予測 (評価書中8①「適用数等」欄への補足説明)
 別添1のとおり。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)
 平成25年度の法人住民税及び法人事業税の減収額は次のとおり。
 法人住民税 33億円 (190億円×0.173)
 法人事業税 79億円 (190億円÷0.23 (法人税率) ×0.096)

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中8②「減収額」欄への補足説明)
 法人税の減収額は別添2ととおり。
 法人住民税・法人事業税の減収額は次のとおり。

	平成26年度	27年度	28年度
法人住民税	21億円	16億円	16億円
法人事業税	51億円	51億円	51億円

法人住民税 (平成26年度) 12,172×0.173

(平成27年度及び28年度) 12,172×0.129

法人事業税 (平成26年度) (52,922 (注1) ×0.053) + (2,805 (注2) ×0.81)

(平成27年度及び28年度) (52,922 (注1) ×0.067) + (3,546 (注2) ×0.432)

(注) 1 52,922=12,172 (国税減収見込額) ÷0.23 (法人税率)

2 2,805=52,922×0.053

3,546=52,922×0.067

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み (評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)
 設備投資が売上げの安定化や向上に資すると考えられる。

1. 適用件数の過去の実績について

(1) 平成25年4月から26年3月までの証明書発行枚数を、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会経由で各地商工会議所、商工会等における証明書発行枚数を確認。
 4団体計 662枚・・・【a】

(2) 全認定経営革新等支援機関 (平成26年1月17日段階で20,440機関) のメーリングリストを用いて、平成25年4月から12月までの証明書発行枚数を確認 (平成26年2月20日から27日までの期間)。
 回答数：1,987 認定経営革新等支援機関・・・【b】
 発行枚数：990 枚・・・【c】
 1認定支援機関当たり約0.5枚 (【c】 / 【b】)・・・【d】

これらのデータから、全認定経営革新等支援機関 (平成26年2月24日段階で20,873機関) の証明書発行枚数を推計 (【d】 ×20,873=10,400枚・・・【e】)

(3) (2) の証明書発行枚数は、9か月分となるため、12か月分に引き延ばし、
 【e】 ÷9 ×12=13,866枚 (認定経営革新等支援機関の証明書発行枚数)・・・【f】

(4) (1) の4団体の証明書発行件数と (3) 認定経営革新等支援機関の証明書発行枚数を合算
 【a】 + 【f】 =14,528枚・・・(平成25年度の証明書発行枚数)

2. 平成26年度から28年度までの適用件数について

平成25年度：14,528件

26年度：12,204件

14,528件 (平成25年度実績推計) ×▲16.0% (投資伸び率) (注)

(注) 日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額 (除く土地投資額)」における平成25年度から26年度への投資伸び率 (計画)

27年度：12,204件

28年度：12,204件

(平成27年度及び28年度は、26年度と同程度と推定。)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長 （国税 24・地方税 33（自動連動））（所得税：外、法人税：義、法人住民税：義、法人事業税：義）
2	要望の内容	適用期限を2年間延長する。 【制度概要】 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。
3	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 25 年度 創設
6	適用又は延長期間	2年間（平成 28 年度末まで）
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの魅力向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について（平成 24 年 3 月 30 日閣議決定） ・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部「消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針（中間整理の具体化）」（平成 24 年 10 月 26 日） ・消費税率の引上げに伴う中小企業等への影響を勘案して事務負担軽減等の支援に万全を期すため、予算編成や税制改正等において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を具体化する。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化</p>

平成26年度から28年度までの減収額について

(別添2)

単位:百万円

番号	項目	平成26年度	27年度	28年度	備考
①	建物・構築物・建物附属設備、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品購入額(資本金1億円以下)	1,183,134	1,183,134	1,183,134	①平成25年度中小企業実態基本調査報告書から24年度の左記項目投資額を算出。 ②平成25年度以降については、日銀短観「ソフトウェアを含む設備投資額(除く土地投資額)」から試算。24→25年度の増減率(+19.6%)、25→26年度の増減率(計画)(-16.0%)から26年度を算出。
②	①に占める建物附属設備、工具・器具・備品購入額の割合	36%	36%	36%	平成24年度民間企業投資・除却調査結果
③	建物附属設備、工具・器具・備品購入額(①×②)	425,928	425,928	425,928	
④	要件価額以上の取得割合	0.84	0.84	0.84	中小企業税制に関するアンケート調査結果
⑤	適用対象となる取得価額(③×④)	357,780	357,780	357,780	
⑥	⑤のうち、特別償却利用額(⑤×0.84)	300,535	300,535	300,535	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑦	⑤のうち、税額控除利用額(⑤×0.16)	57,245	57,245	57,245	平成25年度中小企業税制に関するアンケート
⑧	特別償却の減収分(⑥×0.3(注1)×0.23(注2)×0.5(注3))	10,368	10,368	10,368	(注)1 特別償却30% (注)2 法人税率 (注)3 利益法人割合
⑨	税額控除の減収分(⑦×0.07(注1)×0.5(注3)×0.9(注4))	1,803	1,803	1,803	(注)1 税額控除7% (注)3 利益法人割合 (注)4 有効控除割合
⑩	減収分合計(⑧+⑨)	12,172	12,172	12,172	

(注)平成27年度及び28年度については、26年度と同程度と推定。

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 売上高DⅠの変動</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成 25 年度:14,528 件 平成 26 年度:12,204 件 平成 27 年度:12,204 件 (経済産業省試算)</p>
		② 減収額	<p>平成 25 年度:190 億円 (平成 25 年度税制改正の大綱)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、平成 25 年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p> <p>また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 24 年 1 月～平成 26 年 6 月) 中小商業・サービス業の平成 25 年度の売上高DⅠは、平成 24 年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている。</p>

			<p>＜中小商業・サービス業の売上高DⅠの推移＞</p> <p>(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月) 本特例措置が延長されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、平成 25 年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p> <p>また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制は、全般的な商業・サービス業の経営状況の底上げを目的としている。そのため、予算の制約がなく、要件を満たすものが全て対象となる租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>なお、設備投資に当たり、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としているとともに、対象設備は限定されていることから、租税特別措置としても妥当なものとなっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、機械・装置の投資促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としており、制度の目的及び対象設備が異なる。</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化・活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなる。そのため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当(本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動)をすることが相当である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税25)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>ーオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 ー総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。
3	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 経済産業</p> <p>1-3 イノベーション</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>②産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」Ⅴ. 社会とともに創り進める政策の展開</p>

		<p>4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改定2014）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下）） ①減収額実績（うち、税法上の中小企業分） ＜総額型＞ 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p>

		<p>＜中小企業技術基盤強化税制＞ 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円) 平成25年度 278億円(275億円)(見込み) 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円) 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み) 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数 ＜総額型＞ 平成22年度 2,611(504) 平成23年度 2,793(705) 平成24年度 3,297(842) 平成25年度 3,636(972)(見込み) 平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>＜中小企業基盤強化税制＞ 平成22年度 4,029(4,026) 平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照) ※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p>
--	--	--

(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円
 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
 平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)

- ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円

試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円
平成29年度		
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5430/事業年度	29,541百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 (総額型控除上限20%→30%適用企業)
 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

②	減収額	<p>○減収額実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)）</p> <p><総額型> 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲27億円 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)なお、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国にお</p>
---	-----	---

		<p>ける欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>																																																															
③	効果・達成目標の実現状況	<p><政策目的の実現状況>(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することを通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p><<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																											
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																											
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																											
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																											
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																											
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																											
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

<今後の達成予測>
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットィングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

<税収減を是認するような効果の有無>(分析対象期間:平成19年～平成29年)
 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)
 また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約

5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットィングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円

・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等
 我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。
 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。
 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。
 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。

特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。

(参考)

○本国は研究開発税制の拡充策を遂行。
 OECD加盟国で比較すると、1999年当時(研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国は11、
 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。

主要国の研究開発税制の動向

国	税制	動向	2013年時点	1999年時点
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け経費削減率を引上げ(15%→30%) 2008~2012 中小企業向け経費削減率を引上げ(3%→7%；2007年→10%；2011年→12%；2012年) 2013 大企業向けの経費削減率の拡大	増進型	増進型
法国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が高付加価値技術開発に課した一定の支出に対して25%の税額控除の創設	増進型	増進型
韓国	恒久措置 ※重点分野は 時間措置 額控除削減制度	2008 重点分野(新成長動力及び雇用技術開発)に対する税額控除の新創 2013 中堅企業の研究開発、産学連携等に適用(対象は、大企業と同等) ※2014年8月に公費された産学協働支援では、重点分野の額控除をさらに拡大する方針。	増進型	増進型
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の導入・管理費用や新製品の研究・開発に關する費用が追加	増進型	増進型
韓国	時間措置 内閣輸入法	※2014年3月に公費された予算案では、産学連携制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	増進型	増進型

また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD 平均 5.0%の約半分と低水準)

すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。

加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。

		<p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

別紙①

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20%超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 310 \text{ 百万円}$$

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{ 社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{ 百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	府省名	経済産業省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

直近の延長要望を行った際の達成目標は、「1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること」であり、平成24年度の対前年伸び率実績は18.2%、同じく25年度は0.9%であったため、目標を達成している。その上で、租税特別措置としての目標の達成状況にかかわらず、本措置は他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図るために必要なものであることから、租税特別措置でなく法人税法（昭和40年法律第34号）本則化を要望しているもの。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

毎年度1組合当たりの事業費である研究開発費を増加させることを具体的達成目標としている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用額の過去の実績は以下のとおり。

（単位：百万円）

FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
12,170	6,536	820	1,035	2,531

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込み

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
2 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の実績については以下のとおり。

区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
適用額（百万円）	12,170	6,536	820	1,035	2,531
減収額（百万円）	3,651	1,961	246	264	645
			適用額×法人税率30%		適用額×法人税率25.5%

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度以降については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 ⑥に掲載した表を再掲。
2 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
3 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

(注) ⑥に掲載した表を再掲。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成25年度の単年度の減税（645百万円）により、事業費に関し9,620百万円の効果が推計され、これによって26年度の事業費見込み49,780百万円（対前年度伸び率26.5%、1組合当たり839百万円）の実現に寄与している。したがって、税収減を是認するような効果が発現している。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計されるため、税収減を是認する効果が見込まれており、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の本則化（国税26）（法人税：義）
2	要望の内容	技術研究組合が、賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する制度について、法人税法本則上の措置とする。
3	担当部局	産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定（昭和60年3月31日まで） 昭和60年度 適用期限延長（2年間） 昭和62年度 適用期限延長（2年間） 平成元年度 適用期限延長（2年間） 平成3年度 適用期限延長（2年間） 平成5年度 適用期限延長（2年間） 平成7年度 適用期限延長（2年間） 平成9年度 適用期限延長（2年間） 平成11年度 適用期限延長（2年間） 平成13年度 適用期限延長（2年間） 平成15年度 適用期限延長（2年間） 平成17年度 適用期限延長（2年間） 平成19年度 適用期限延長（2年間） 平成21年度 適用期限延長（2年間） 〔平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成23年度 適用期限延長（2年間） 平成25年度 適用期限延長（2年間）
6	適用又は延長期間	法人税法本則上の恒久的な措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月閣議決定） 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進～などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策 「官民合わせた研究開発投資の目標（対 GDP 比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対 GDP 比1%）が掲げられている日</p>

		<p>本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>																																	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済産業 1-3 イノベーション																																	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の活用を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p>																																	
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>前回は、16件、211組合員(24年度)の適用を想定しており、実績は25年度にて14件、211組合員となっていることから、想定外に僅少ではない。また、化学、電機、石油・窯業、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>211</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>② 減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>246</td> <td>264</td> <td>645</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租税透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	組合数	9	15	17	8	14	14	組合員数	105	167	-	-	211	239	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	3,651	1,961	246	264	645	463
区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																													
組合数	9	15	17	8	14	14																													
組合員数	105	167	-	-	211	239																													
FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																														
3,651	1,961	246	264	645	463																														

③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度) 技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて共同研究及び研究開発投資の促進により、持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度) 1組合当たりの事業費の伸び率は、平成24年度増加、平成25年度は微増、26年度は増加となっており、目標を達成。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>30,562</td> <td>36,118</td> <td>36,449</td> <td>49,780</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>556</td> <td>657</td> <td>663</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>18.2%</td> <td>0.9%</td> <td>26.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成26年4月までに設立された経済産業省所管の全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成23～26年度) 租税特別措置が延長されない場合、他の法人形態に比べて税制上不利な状況が発生することから、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、共同研究及び研究開発投資の促進に支障が生ずるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26～35年度) ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約3.55倍となる。 ※H26 経産省アンケート調査における、経産省所管各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、技術研究組合の設備投資に関する効果(1,643百万円)を通じ、10年間累計で約65億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 ※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。</p> <p>○また、技術研究組合の過去の実績から、設備投資費と事業費の比率は、およそ1:4.2の関係となっていることから、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、達成目標(技術研究組合を利用した共同研究等の促進)の実現に寄与していることから、税収減を是認する効果が認められる。 ※経産省所管組合のH21-H25の事業費、設備投資費合計から算出。</p>	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)	事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780	組合数	55	55	55	59	1組合当たり事業費	556	657	663	839	対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)																						
事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780																						
組合数	55	55	55	59																						
1組合当たり事業費	556	657	663	839																						
対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5																						

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。</p> <p>他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金(賦課金)が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。</p> <p>このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合等については、租税特別措置ではなく法人税法本則(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められている。</p> <p>以上を踏まえ、技術研究組合と、非出資制の協同組合等や出資制法人との税制上のイコールフットイングを図る観点から圧縮記帳は必要。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">法人区分</th> <th colspan="3">課税計算</th> </tr> <tr> <th>収益 A (構成員からの拠出金)</th> <th>費用 B (固定資産の取得時)</th> <th>AとB差に係る課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非出資制</td> <td>技術研究組合</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>非出資制の協同組合等</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>出資制</td> <td>出資制の協同組合等 株式会社</td> <td>資本金 ↓ (益金不算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化</td> <td>(損益無関係) ↓ 課税なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"> イコールフットイング </p> <p>本措置は、制度創設後10年を越えているが、技術研究組合が他の法人形態との税制上のイコールフットイングの下で、組織として継続的な運営をしていく上で、必要な最小限の措置であり、引き続き存置させることが必要。</p>	法人区分		課税計算			収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税	非出資制	技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし	出資制	出資制の協同組合等 株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし
		法人区分				課税計算																			
				収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税																			
非出資制	技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし																					
	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし																					
出資制	出資制の協同組合等 株式会社	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし																					
② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。																								
③ 地方公共団体が協力する相当性	—																								
10	有識者の見解	—																							
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年8月																							

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取付した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の目標達成時期が、その延長期間を超えて「再生可能エネルギーについては、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準（2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%（1,414億kWh）及び2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割（2,140億kWh）を更に上回る水準の導入を目指す」と設定されているが、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少ではないことについて、過去の実績に言及されておらず、所期の想定との比較が不十分なため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の見込みと乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

・ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、資源エネルギー庁ホームページ（URL）と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「…太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込み数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
算定根拠については、資源エネルギー庁ホームページ「再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について」（http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html）より運転開始件数を採用。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成25年度要望当時、太陽光及び風力の適用事業者数については、24年1,821件、25年2,291件を想定していたところ、固定価格買取制度に基づく運転開始件数（事業者数は把握できず）は想定数を上回っている。また、本税制措置の利用者について、財務省公表の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、製造業、建設業、サービス業、不動産業等幅広い業種で比較的均等に利用実績があり、特定の者に偏っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成27年度の適用件数（見込み）は103,068件。算定根拠は、太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標を102億kWhとした場合、平成25年度は22.5億kWhを導入と試算している。同様に平成26年度及び27年度を試算すると、以下のとおり。
太陽光：平成26年度、27年度とも25年度と同程度の74億kWh
風力：平成26年度 $27.2 \text{ 万 kWh} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 4 \text{ 億 8 千万 kWh}$
27年度 $20.2 \text{ 万 kWh} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 3 \text{ 億 5 千万 kWh}$
平成26年度：78億8千万kWh $\times 30\% = 23.6 \text{ 億 kWh}$
平成27年度：77億5千万kWh $\times 30\% = 23.2 \text{ 億 kWh}$
したがって、 $[75 \text{ 億 kWh} + 78 \text{ 億 8 千万 kWh} + 77 \text{ 億 5 千万 kWh}] \times 30\% = 69.4 \text{ 億 kWh}$
目標値102億kWhに対して、本税制措置により3年間で69.4億kWhの導入が予測される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長(グリーン投資減税) (国税 27)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	○次の設備の即時償却の適用期限を1年間延長する(平成 28 年 3 月末まで)。 ・太陽光発電 ・風力発電
3	担当部局	資源エネルギー庁長官官房総合政策課需給政策室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度 創設 (対象期間は平成 23 年 6 月 30 日から平成 26 年 3 月 31 日まで) 平成 24 年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 (平成 24 年 5 月 29 日から平成 25 年度 3 月 31 日までの 1 年間) 平成 25 年度 拡充・延長 ①太陽光発電設備(10kW 以上)、風力発電設備(1 万 kW 以上)の 7%税額控除(中小企業者)又は即時償却について、コージェネレーション設備を対象に追加する。 ②ハイブリッド建設機械、電気自動車、電気自動車専用急速充電器等の 7%税額控除(中小企業者)又は 30%特別償却について、新たに中小水力発電設備、下水熱利用設備、定置用蓄電設備、LED 照明、高効率空調、高断熱窓を対象設備に追加する。 適用期限を、①は平成 27 年 3 月 31 日まで、②については平成 28 年 3 月 31 日までの措置とする。 平成 26 年度 縮減 熱電併給型動力発生装置、熱併給型動力発生装置、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式誘導加熱炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、ガス冷房装置、高断熱窓設備、水蓄熱式冷凍機組込型空調機、高効率照明設備を対象から削除する。
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成 22 年 6 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭

		<p>素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する制度として創設され、平成 23 年 6 月 30 日に施行された。省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>震災以降の原子力発電停止による火力発電の増加に伴い、温室効果ガス排出量は 2010 年度から 2 年で約 7%増加している。加えて、原発依存度を可能な限り低減させていく、という政権の方針の下、再生可能エネルギー導入の推進は極めて重要である。本年 4 月 11 日に閣議決定された新たな「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーについて、「2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」と掲げられており、その目標値については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指」すとされている。再生可能エネルギーの導入を最大限加速するためにも、他の施策と同様に本税制措置が必要。</p> <p><太陽光発電> 太陽光は 2012 年 7 月に開始された固定価格買取制度(FIT)により導入が進んだが、今後は①メガソーラー用地減少による中小規模へのシフト、②適地減少による追加費用発生、等を背景に導入ペースが鈍化する可能性もある。このような状況下で、今後も中小企業者等から再エネ全体の牽引役である太陽光発電への積極的投資を促すには、初期費用軽減効果の高い措置が必要である。</p> <p><風力発電> FIT 開始と同時期に大規模風力発電設備が環境アセス法の対象に追加されたこと(環境アセスの手続きには 3~4 年の期間が必要)、及び地域的に脆弱な送電網の問題等が要因となり、1 万 kW 以上の風力の導入実績は年間 25 万 kW 程度から 5 万 kW 程度に停滞。風力は大規模開発すれば火力並みの発電コスト(10 円/kWh)が可能のため、今後の再エネの主たる担い手として重要であり、即時償却を延長することで、事業者に対し引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成 26 年 4 月 11 日に閣議決定された今次エネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーについては、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」と、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指」すことを明記。</p> <p>※2009 年 8 月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」「(2020 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は 13.5%(1,414 億 kWh))」及び 2010 年 6 月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030 年のエネルギー需給の姿」(2030 年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約 2 割(2,140 億 kWh))。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-2 新エネルギー・省エネルギー 5-3 電力・ガス 5-4 環境
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 先般閣議決定されたエネルギー基本計画における、再生可能エネルギーの開発・利用を最大限加速化、を実現する。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>将来のエネルギーミックスに関しては、省エネルギーの取組の進展、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼働の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通しなどを見極めて示すこととしているが、再生可能エネルギーについては、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指すことをエネルギー基本計画に明記。</p> <p>※2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%(1,414億kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億kWh))。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)がはかられ、再生可能エネルギーの導入が更に促進する。</p>
8	有効性等	①:適用数等	<p>適用件数</p> <p>平成24年度(実績) 17,410件 平成25年度見込み 103,064件 平成26年度見込み 103,074件</p> <p>※FITによる認定を受けて運転を開始した件数又は開始が見込まれる件数(太陽光10kW以上及び風力1万kW以上)</p>
		②:減収額	<p>平成23年度 232億円 平成24年度 271億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※グリーン投資減税の対象設備全体の減収額。上記適用実態調査結果にはグリーン投資減税とエネ革税制の両方が記載されているので、あわせて示す。</p>
		③:効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年～平成25年)</p> <p>再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、その推移は下記のとおり。</p> <p>再生可能エネルギー累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 1,860万kW 2012年度 2,242万kW 2013年度 2,960万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>太陽光発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 531万kW 2012年度 728万kW 2013年度 1,432万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p>

			<p>風力発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 256万kW 2012年度 264万kW 2013年度 269万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年)</p> <p>グリーン投資減税の創設当時、目標で示された「再生可能エネルギー導入量の約1%」を「2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合21%(長期エネルギー需給見通し)」の内の1%であるとする、達成すべき数値は以下のとおり。</p> <p>$2,140 \text{ 億kWh} \div 21 = 102 \text{ 億kWh}$</p> <p>これを平成25年度から平成27年度の3年間で達成することとしている。平成25年度の導入実績を発電電力量に換算すると以下のとおり。</p> <p>太陽光: $704 \text{ 万kW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.12 = 74 \text{ 億kWh}$ 風力: $5 \text{ 万kW} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 8,700 \text{ 万kWh}$</p> <p>上記約75億kWhのうちグリーン投資減税の直接的な寄与度はアンケート結果等より約3割と想定されることから、$75 \text{ 億kWh} \times 0.3 = 22.5 \text{ 億kWh}$</p> <p>従って、3年間のうち最初の1年では目標の約22%を達成した状況といえる。今後はより一層の加速的導入が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>上記計算結果から、平成25年度の即時償却の効果は22億kWhと見込まれることから、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の発電電力量が導入されないことが想定される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成25年度)</p> <p>本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。平成25年度の委託調査でFIT認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、事業者の約4割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しており、特に即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる。</p>
--	--	--	---

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（中小企業者の資金繰りDI）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を知るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成21年度から25年度までで見ると、3,189百万円のコスト（減収額実績）により、10,198百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績において税収減を是認するような効果が確認される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている」と説明されているが、測定指標（中小企業者の資金繰りDI）を用いて説明しておらず、また、設定している測定指標では本租税特別措置等の直接的な効果を知る事ができないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成26年度から28年度までで見ると、1,266百万円のコスト（減収額見込み）により、4,512百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されると推計されることから、税収減を是認するような効果が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

所期（前回評価時）の達成目標（中小企業の基盤の安定化及び組合の取引活動の円滑化（組合の貸倒引当率を中小企業法人全般並に引き上げる））に対して、組合の貸倒引当率は、中小企業と比較すると、卸小売業を除き、依然として低い水準にとどまっている。

	中小企業 (法人全般)	組 合 (平成25年度)
卸小売業	1.70%	1.84%
製造業	1.84%	1.69%
サービス業	1.35%	0.73%
建設業	1.29%	1.20%
運輸業	0.98%	0.79%

(注) 1 中小企業（法人全般）：民間データベース等の法人情報（平成25年1～12月に決算期到来法人情報）を基に中小企業庁推計

2 組合：全国中央会調査

組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額の振れは大きく、また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な貸倒引当金の繰入れが困難な状況になっている。

【貸倒発生組合数等の推移】（金額単位：百万円）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
発生組合数	911	486	326	683	653
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669

(注) 全国中小企業団体中央会調査による推計

よって、貸倒れに係るリスク担保力を確保するとともに、経営基盤の安定・強化を図るため、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年8月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、25年度において全体の約3割（8,826組合）の組合が貸倒引当金を見積もっており、このうちほぼ全ての組合（8,552組合）が本税制措置を利用している。所期の実績（前回延長要望時の平成21年度実績）においても、貸倒引当金を見積もっている組合のうち9割が本税制措置を利用していたことから、適用実績は想定外に僅少でない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成27年度及び28年度の適用件数の推計は以下のとおり。

27年度 貸倒引当金繰入組合数：8,826組合
本税制措置利用組合数：8,552組合

28年度 貸倒引当金繰入組合数：8,826 組合
 本税制措置利用組合数：8,552 組合

平成26年度から28年度までの適用件数は、過去の適用件数の実績が大きく増減しており実績から適用件数を推計することは困難であること、また、金銭債権の相手先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多いことから倒産の予測可能性の見極めも困難であることから、25年度実績と同様に推移すると仮定している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額は、全国中小企業団体中央会のサンプル調査結果から推計した適用実績に基づき算定している。算定方法は別添のとおり（法人住民税及び法人事業税分を含む。）。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成27年度及び28年度の減収額の推計は以下のとおり。

27年度 286百万円（国税） 136百万円（地方税）

28年度 286百万円（国税） 136百万円（地方税）

法人税については、平成26年度から28年度までの減収額は、過去の適用件数の実績が大きく増減しており、実績から減収額を推計することは困難であること、また、金銭債権の相手先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多いことから倒産の予測可能性の見極めも困難であることから、25年度減収額と同様に推移すると仮定している。法人住民税及び法人事業税については、別添のとおり。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置の効果として、平成25年度では、8,826組合が貸倒引当金を計上し、そのほぼ全ての組合（8,552組合）が12%割増の特例の適用を受けている。金額では、平成21年度から25年度までで見ると、3,189百万円のコスト（減収額実績）により、10,198百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績において税収減を是認するような効果が確認される。

（金額単位：百万円）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
減税額実績(国税)	742	484	319	316	286
(地方税)	350	229	151	164	148
繰入実施組合数	9,204	5,926	5,181	8,958	8,826
特例利用組合数	8,807	5,778	4,963	8,761	8,552
特例繰入限度額	24,448	15,970	10,536	15,524	14,034
(うち割増額)	(3,373)	(2,203)	(1,454)	(1,664)	(1,504)

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置の効果として、平成26年度から28年度までは、8,826組合が貸倒引当金を計上し、そのほぼ全ての組合（8,552組合）が12%割増の特例の適用を受けると推計される。金額では、平成26年度から28年度までで見ると、1,266百万円のコスト（減収額見込み）により、4,512百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されると推計されることから、税収減を是認するような効果が見込まれる。

（金額単位：百万円）

	平成26年度	27年度	28年度
減税額見込(国税)	286	286	286
(地方税)	136	136	136
繰入実施組合数	8,826	8,826	8,826
特例利用組合数	8,552	8,552	8,552
特例繰入限度額	14,034	14,034	14,034
(うち割増額)	(1,504)	(1,504)	(1,504)

(別添)

中小企業等の貸倒引当金の特例による減収額算出方法

《平成 25 年度減収額》【国税】

$(14,034 \text{ 百万円} - 12,529 \text{ 百万円}) \times 19.0\% = 286 \text{ 百万円}$

[貸倒引当金の特例利用状況 (平成 26. 8 全国中小企業団体中央会サンプル調査結果)]

- ・ 貸倒引当金繰入実施率 29.4% (553 組合 / 1,875 組合)
- ・ 12%割増利用組比率 96.9% (536 組合 / 553 組合)
- ・ 12%割増貸倒引当金繰入限度額 1,641 千円 (879,827 千円 / 536 組合)
- ・ 通常貸倒引当金繰入限度額 1,465 千円 ((879,827 千円 / 112%) / 536 組合)

[上記より推計 (全組合での利用状況推計)]

- ・ 組合数 30,020 組合
- ・ 12%割増利用見込組合数 8,552 組合 (30,020 組合 × 29.4% × 96.9%)
- ・ 12%割増貸倒引当金繰入見込額 14,034 百万円 (1,641 千円 × 8,552 組合)
- ・ 通常貸倒引当金繰入見込額 12,529 百万円 (1,465 千円 × 8,552 組合)

(注) 平成 21 年度から 24 年度までについても同様の方法 (各年度の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果に基づき全組合での利用状況を推計。ただし、平成 21 年度から 23 年度までについては、貸倒引当金割増率 16%、法人税率 22%(にて算出) により推計。

《平成 25 年度減収額》【地方税】

$49.4 \text{ 百万円 (注1)} + 99.3 \text{ 百万円 (注2)} = 148.7 \text{ 万円}$

(注) 1 法人住民税

$286 \text{ 百万円} \times 17.3\% = 49.4 \text{ 百万円}$

2 法人事業税 (旧税率を利用)

$(14,034 \text{ 百万円} - 12,529 \text{ 百万円}) \times 6.6\% = 99.3 \text{ 百万円}$

(注) 平成 21 年度から 24 年度までについても、各年度の国税減収額に基づき算定。

《平成 26～28 年度減収額 (見込み)》【国税】

平成 26～28 年度見込みは 25 年度と同様に推移するとして算定。

《平成 26～28 年度減収額》【地方税】

$36.9 \text{ 百万円 (注1)} + 99.1 \text{ 百万円 (注2)} = 136 \text{ 百万円}$

(注) 1 法人住民税

$286 \text{ 百万円} \times 12.9\% = 36.9 \text{ 百万円}$

2 法人事業税

① $(14,034 \text{ 百万円} - 12,529 \text{ 百万円}) \times 4.6\% = 69.2 \text{ 百万円}$

② $69.2 \text{ 百万円} \times 43.3\% = 29.9 \text{ 百万円}$

③ ①+②=99.1 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長 (国税 28・地方税 34(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合(事業協同小組合及び協同組合連合会を含む)及び商工組合(商工組合連合会を含む)(以下「組合」という。)については、さらに繰入限度額を12%増しとすることが認められているところ。 本税制の割増措置の適用期限を2年間(平成28年度末まで)延長する。
3	担当部局	中小企業庁 経営支援部 経営支援課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和25年度 貸倒準備金制度創設 ○昭和39年度 貸倒引当金への変更 ○昭和41年度 中小企業等の特例創設(割増率20%) ○昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減(割増率20%→16%) ○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 ○平成17年度 2年延長 ○平成19年度 2年延長 ○平成21年度 2年延長 ○平成23年度 1年延長 ○平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業の経営基盤の強化を図るため、組合の貸倒れに係るリスク担保力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 《政策目的の根拠》 中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。 中小企業基本法において、共同化の推進(第18条)として「中小企業者の事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。 組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権(共同販売・共同受注)、貸付債権(資金の貸付)等を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のプレが大きくなる傾向にある。仮に取

	引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。																								
② 政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化																								
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、ひとつの指標として、中小企業者の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。</p> <p>【資金繰りDIの推移(前年同月比)】 ○平成23年 3月期 ▲36.0 ○平成23年 6月期 ▲31.3 ○平成23年 9月期 ▲28.6 ○平成23年12月期 ▲25.4 ○平成24年 3月期 ▲22.2 ○平成24年 6月期 ▲20.9 ○平成24年 9月期 ▲23.2 ○平成24年12月期 ▲23.1 ○平成25年 3月期 ▲19.2 ○平成25年 6月期 ▲17.5 ○平成25年 9月期 ▲13.2 ○平成25年12月期 ▲ 8.2 ○平成26年 3月期 ▲ 5.8 ○平成26年 6月期 ▲13.3 (出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」) (調査対象：2,600組合の役員)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。 また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレも大きくなっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>911</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,186</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>5,878</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計)</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	発生組合数	911	486	326	683	653	発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918	貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																				
発生組合数	911	486	326	683	653																				
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918																				
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669																				

8 有効性等	① 適用数等	<p>①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(第186回国会提出)の適用件数は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中小企業者等の貸倒引当金の特例</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>9,293の内数</td> <td>8,994の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p>②「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」に記載された数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した適用件数等は次のとおり。 (金額単位：百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>39,165</td> <td>33,482</td> <td>31,211</td> <td>30,574</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数 (実施割合)</td> <td>9,204 (23.5%)</td> <td>5,926 (17.7%)</td> <td>5,181 (16.6%)</td> <td>8,958 (29.3%)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>8,807</td> <td>5,778</td> <td>4,963</td> <td>8,761</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (1組合平均)</td> <td>24,448 (2.8)</td> <td>15,970 (2.8)</td> <td>10,536 (2.1)</td> <td>15,524 (1.8)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25年度</th> <th>H26年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合総数</td> <td>30,020</td> <td>30,020</td> </tr> <tr> <td>繰入実施組合数 (実施割合)</td> <td>8,826 (29.4%)</td> <td>8,826 (29.4%)</td> </tr> <tr> <td>特例利用組合数</td> <td>8,552</td> <td>8,552</td> </tr> <tr> <td>特例繰入限度額 (1組合平均)</td> <td>14,034 (1.6)</td> <td>14,034 (1.6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：全国中小企業団体中央会調査による試算・推計) 注)全国中小企業団体中央会が毎年度実施している貸倒引当金利用実態調査結果の貸倒引当金実施比率・特例利用実施比率により、組合全体での利用数を推計(組合総数×貸倒引当金実施比率(特例利用実施比率))。平成26年度見込みは平成25年度と同様に推移すると仮定して計算。</p> <p>③貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」(18.0%)、「共同販売事業」(10.5%)が組合の重点事業となっていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。</p> <p>【組合の重点事業の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同受注事業</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>債務保証事業</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」有効回収組合数：2,379組合)</p>	中小企業者等の貸倒引当金の特例	23年度	24年度	適用件数	9,293の内数	8,994の内数		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	組合総数	39,165	33,482	31,211	30,574	繰入実施組合数 (実施割合)	9,204 (23.5%)	5,926 (17.7%)	5,181 (16.6%)	8,958 (29.3%)	特例利用組合数	8,807	5,778	4,963	8,761	特例繰入限度額 (1組合平均)	24,448 (2.8)	15,970 (2.8)	10,536 (2.1)	15,524 (1.8)		H25年度	H26年度(見込)	組合総数	30,020	30,020	繰入実施組合数 (実施割合)	8,826 (29.4%)	8,826 (29.4%)	特例利用組合数	8,552	8,552	特例繰入限度額 (1組合平均)	14,034 (1.6)	14,034 (1.6)		重点事業としている組合の割合	共同受注事業	18.0%	共同販売事業	10.5%	事業資金の貸付事業	4.7%	債務保証事業	1.6%
中小企業者等の貸倒引当金の特例	23年度	24年度																																																								
適用件数	9,293の内数	8,994の内数																																																								
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																																						
組合総数	39,165	33,482	31,211	30,574																																																						
繰入実施組合数 (実施割合)	9,204 (23.5%)	5,926 (17.7%)	5,181 (16.6%)	8,958 (29.3%)																																																						
特例利用組合数	8,807	5,778	4,963	8,761																																																						
特例繰入限度額 (1組合平均)	24,448 (2.8)	15,970 (2.8)	10,536 (2.1)	15,524 (1.8)																																																						
	H25年度	H26年度(見込)																																																								
組合総数	30,020	30,020																																																								
繰入実施組合数 (実施割合)	8,826 (29.4%)	8,826 (29.4%)																																																								
特例利用組合数	8,552	8,552																																																								
特例繰入限度額 (1組合平均)	14,034 (1.6)	14,034 (1.6)																																																								
	重点事業としている組合の割合																																																									
共同受注事業	18.0%																																																									
共同販売事業	10.5%																																																									
事業資金の貸付事業	4.7%																																																									
債務保証事業	1.6%																																																									

	<p>【引当実施組合の業種別割合の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>34.9%</td> <td>31.4%</td> <td>30.1%</td> <td>28.6%</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>13.6%</td> <td>15.4%</td> <td>17.9%</td> <td>15.7%</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>7.8%</td> <td>7.2%</td> <td>8.4%</td> <td>9.0%</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>7.5%</td> <td>8.8%</td> <td>5.9%</td> <td>9.5%</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>13.9%</td> <td>13.8%</td> <td>14.6%</td> <td>13.4%</td> <td>13.4%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>16.2%</td> <td>14.2%</td> <td>15.8%</td> <td>12.4%</td> <td>13.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査)</p>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	製造業	34.9%	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%	建設業	13.6%	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%	運輸業	7.8%	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%	卸売業	7.5%	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%	小売業	13.9%	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%	サービス業	16.2%	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																																						
製造業	34.9%	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%																																						
建設業	13.6%	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%																																						
運輸業	7.8%	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%																																						
卸売業	7.5%	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%																																						
小売業	13.9%	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%																																						
サービス業	16.2%	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%																																						
② 減収額	<p>①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(平成24年度)を基に試算した減収額(実績推計)は、▲66億円の内数。</p> <p>②「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」に記載された数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の減収額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した減収額は次のとおり。</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>742</td> <td>484</td> <td>319</td> <td>316</td> <td>286</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table>		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	減収額	742	484	319	316	286	286																												
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)																																					
減収額	742	484	319	316	286	286																																					
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>上記のとおり、組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>また、中小企業の倒産比率は次のとおり推移しており、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【中小企業倒産比率の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年</th> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.58%</td> <td>1.45%</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:中小企業白書、法務省「登記統計」の情報に基づき算出)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレが大きくなっている。また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】</p> <p>(金額単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>911</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,186</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>5,878</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>本税制措置が廃止された場合には、割増前の貸倒引当金繰入額を超える部分の金額が有税となるが、組合は中小企業が出資して組織される相互扶助団体であり、経営基盤が脆弱である。そのため、有税での引当となった場合には、引当水準の低下が懸念される。引当水準が低下した場合には、実際に貸倒れが発生した際に内部留保が毀損しかねず、このことが共同事業の取引先や金融機関等に対する信用力の低下に直結し、組合の事業継続に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p>		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	倒産比率	1.58%	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	発生組合数	911	486	326	683	653	発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918	貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669						
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年																																						
倒産比率	1.58%	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%																																						
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																																						
発生組合数	911	486	326	683	653																																						
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918																																						
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669																																						

		<p>また、組合事業の停滞が、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にするおそれもある。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>中小企業の倒産比率は上記のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。</p> <p>また、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるが、貸倒引当金は、組合が各事業年度に貸倒実績等に基づき引当額を見込み、損失処理するものであることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額と比較することは困難である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>①組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>②本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合(平成25年度特例利用組合数(推計)8,552組合)に同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。</p> <p>なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の19%(年800万円以下の所得には15%)の軽減税率が適用されている等、各般の税制上の支援措置が講じられている。</p> <p>法人税率の19%の軽減税率は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2)組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>本税制措置(貸倒引当金の特例)については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。</p> <p>これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。 また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、低未利用地の面積：平成15年度13.1万ha→25年度13.1万ha、土地取引件数：平成22年115万件→26年150万件である。

前回要望時の目標のうち、低未利用地の面積については、平成20年度時点で12.1万haとなっており、13.1万haより減少しているが、達成目標の趣旨は人口減少等により引き続き低未利用地の増加が懸念される中、低未利用地の水準を増やすことなく、少なくとも維持していくことであり、今後は平成20年時点の12.1万haを維持していくことが求められる（なお、低未利用地の面積の算出については、国土交通省において5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査」を基にしており、平成25年度の調査結果については集計中のため、最新の値は20年度のものとなる）。土地取引件数については、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により大きく減少し、若干の回復傾向にあるものの、25年時点で128万件と、リーマンショック前の件数と比較して依然として低迷している。

以上のように、前回要望時の目標である土地取引件数の目標が達成できていない状況にあるため、本特例により、低未利用地の面積の現状維持を図るとともに、引き続き土地取引件数の目標の達成を図る必要がある。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

本特例措置は、長期保有土地等の譲渡益を活用した新規投資需要を喚起することにより、土地取引の活性化及び土地の有効利用の促進を図るものであることから、低未利用地の面積及び土地取引件数を測定指標とすることが適切である。

本特例による直接的な効果としては、平成26年度に国土交通省・経済産業省が行ったアンケートにより把握した24年度の適用実績に基づき推計した本特例による土地取引件数及び有効利用された土地の面積が参考となる。各数値は以下のとおり（アンケートでは平成24年度・25年度の実績を把握、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では23年度・24年度の数値が把握できるため、共通となる24年度について推計）。

○土地取引件数

平成24年度に特例を適用した法人は43法人。

うち、土地の譲渡を行った法人数は41法人、譲渡件数は289件。また取得を行った法人数は22法人、取得件数は41件。

アンケートの比率を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第186回国会報告）」により把握された平成24年度の適用法人数818法人に換算すると、

- ・土地の譲渡を行った法人は780社、土地の譲渡件数は5,498件
- ・土地の取得を行った法人は419社、土地の取得件数は780件

よって、合計で6,278件の土地取引が本特例により行われたと推計され、平成24年の土地取引件数は120万件であることから、本特例の寄与度としては0.52%となる。

○有効利用された土地の面積

平成26年度の国土交通省「土地保有移動調査（平成24年取引分）」によると、平成24年の法人間の土地取引件数は7万5,255件、取引面積は3,307万373㎡であり、1件当たり439㎡となる。

上記のアンケート結果から推計した、本特例による土地取引件数は、6,278件であることから、439㎡×6,278件＝275.9haの土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推察される。

また、前述のアンケートにより把握した平成24年度に本特例を適用した43法人について、「買換特例が廃止又は縮小された場合の影響」について意向を確認したところ、「新規設備投資にマイナスの影響を与える」と回答した法人は、63%であった。

質問事項は、今後特例がなくなった場合の影響についてはあるが、本特例の適用があった法人に対して確認したものであり、平成24年度における意志決定においても、アンケート結果と同様の判断がなされたと仮定すると、43法人中63%に当たる27法人については、本特例が買換えを行う要因となったと推測され、上記に記載の土地取引件数に対する寄与度0.52%のうち63%に当たる0.33%、有効利用された土地の面積275.9haのうち63%に当たる173.8haについては、本特例が直接的に寄与したと考えられる。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時、本特例に係る評価書に記載されていた適用件数（見込み）は、平成23年度：809件の内数、24年度：809件の内数であり、実績については、23年度：810件、24年度：818件であった（「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による）。したがって、想定していた適用数よりも僅少となつてはいない。また、同報告書の実績によると本特例は、製造業、不動産業、卸売業、運輸通信公益事業、建設業等と多岐にわたる事業者において活用されており、適用に偏りはない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前述の補足説明③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、本特例により、平成24年度には、6,278件×63%＝3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなる。また、平成25年度についても、24年度と同等の適用があったと見込んでいることから、本特例により、約4,000件の土地取引が行われ、約180haの土地が有効に利用されたと推定される。このため、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測されるところ、本租税特別措置により、達成目標の実現に一定の成果が上がっていることが把握される。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前述の補足説明③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、平成24年度には、本特例により6,278件×63%＝3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測される。平成26年度から29年度までについても、24年度と同程度の適用があると見込んでいるところ、26年度から29年度までの各年度においても約4,000件の土地取引が行われ、約180haの土地がより有効に利用されることが見込まれ、本租税特別措置により、達成目標の実現に向けて一定の成果が予測される。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本特例により、長期保有土地等の譲渡益を活用した新規投資が喚起され、土地の有効利用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られているところであり、③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、例えば、平成24年度には、本特例により6,278件×63%=3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測される。本租税特別措置により、達成目標の実現に一定の成果が上がっていることが把握され、その効果は税込減(平成22年度:391億円、23年度:1,155億円、24年度:711億円、25年度:711億円(見込み))に比して大きいことから、税込減を是認することができる。

⑫ 税込減是認の効果の将来見込み(評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

本特例を延長することにより、長期保有土地等の譲渡益を活用した新規設備投資が喚起され、土地の有効利用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られるところであり、③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、平成24年度には、本特例により6,278件×63%=3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測される。平成26年度から29年度までについても、24年度と同程度の適用があると見込んでいるところ、26年度から29年度までの各年度においても約4,000件の土地取引が行われ、約180haの土地がより有効に利用されることが見込まれ、本租税特別措置により、達成目標の実現に向けて一定の成果が予測されることから、26年度以降に見込まれる減収額(711億円)に比して大きいことから、税込減を是認することができる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性(評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明)

特に企業の長期保有土地等の事業用資産を活用した設備投資需要を喚起する政策目的を達成するため、企業規模の大小や業種・分野を問わず利便性高く活用できる租特により、その政策効果を最大限に活用することができる。

⑭ 他の政策手段との役割分担(評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明)

事業者の所有する遊休不動産を始めとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素の一つとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例を講ずることにより、直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。

なお、平成23年度補正予算事業において、サプライチェーンの中核となる代替の効かない部素材分野と雇用を支える投資促進を目的として国内立地推進事業費補助金(経済産業省)が措置されるとともに、26年度税制改正により、先端設備や生産ライン・オペレーション改善に資する設備導入時の税制措置として生産性向上設備投資促進税制が新設されているところ。しかしながら、これらの補助金及び租税特別措置とは異なり、本特例は、企業が所有する長期保有土地等の譲渡益を活用した事業用資産の買換えによる新規投資が喚起された結果、土地の有効利用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られるものであり、本特例を引き続き措置する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長 (国税31)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%)を認めている現行措置(平成26年12月31日まで)を3年3ヶ月間延長する。
3	担当部局	経済産業省製造産業局参事官室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減
6	適用又は延長期間	3年3ヶ月間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の所有する長期保有土地等の事業用資産を活用した設備投資需要を喚起することにより、企業の事業再編の促進、産業空洞化の防止を図るとともに、土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進する。 《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、「激んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく」と、『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「激んでいたヒト・モノ・カネが成長に向かって動き始めた」、「この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力(=収益力)」を強化していくことが不可欠である。」と述べられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014~デフレ脱却から好循環拡大へ~」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「この経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組む。同時に、需給ギャップが縮小してきた今こそ、新たなチャレンジの好機であり、絶え間なくイノベーションが起こり、次々に高付加価値の財・サービスを生み出し、成長する経済を目指す」と掲げられており、本特例はデフレからの早期脱却と経済再生の実現に向けて全力で取り組む政府の方針に沿う特例である。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 1. 経済産業 1-2 新陳代謝

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年:13.1万ha→平成29年:現状維持(平成20年:12.1万ha)) ・土地取引件数(平成25年:128万件→平成29年:141万件) <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年:13.1万ha→平成29年:現状維持(平成20年:12.1万ha)) ・土地取引件数(平成25年:128万件→平成29年:141万件) <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成22年度 件数 343件(推計) 損金算入額 1,303億円(推計)</p> <p>平成23年度 件数 810件 損金算入額 3,850億円</p> <p>平成24年度 件数 818件 損金算入額 2,790億円</p> <p>平成25年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成26年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成27年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成28年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>平成29年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」より平成23年度の実績から、買換特例全体に占める当該項目の比率を算出し、国税庁「会社標本調査結果」を元に推計。平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による。 ※※平成25年度以降は平成24年度実績による。 本特例は、長期保有土地等を譲渡して新たに事業用資産を取得する事業者を対象とするものであり、適用数が想定外に僅少ではない。また、国土交通省が実施したアンケートによると、本特例は多様な業種の事業者に活用されており、適用に偏りはない。</p>

		② 減収額	<p>平成22年度 391億円(推計) 平成23年度 1,155億円(法人税率30%として推計) 平成24年度 711億円(法人税率25.5%として推計) 平成25年度 711億円(見込み) 平成26年度 711億円(見込み) 平成27年度 711億円(見込み) 平成28年度 711億円(見込み) 平成29年度 711億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」より平成23年度の実績から、買換特例全体に占める当該項目の比率を算出し、国税庁「会社標本調査結果」を元に推計。平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による。 ※※平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による適用総額に法人税率を乗じて推計。 ※※※平成25年度以降は、平成24年度実績による。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年:13.1万ha→平成25年:現状維持(平成20年:12.1万ha)) ・土地取引件数(平成15年:161万件→平成25年:128万件) <p>いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成24年以降増加しており、平成29年には土地取引件数が141万件まで回復する見込みである。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本特例により、企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要が喚起され、順調に低未利用地の面積が減少している。 他方、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成24年以降増加しており、平成29年には土地取引件数が141万件まで回復する見込みである。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本特例が実施されなかった場合、土地取引件数が減少するとともに、低未利用地が増加し、地域経済の停滞等に繋がることとなる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化、土地の有効利</p>

			<p>用の促進、産業の空洞化防止等の本特例の目的を達成するために効果的である。</p> <p>本特例により、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、土地の有効活用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られているところであり、その効果は、税込減(平成22年度:402億円の内数、平成23年度:1,155億円の内数、平成24年度:711億円の内数)に比して大きいことから、税込減を是認することができる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進、産業の空洞化の防止等のために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
10	有識者の見解		<ul style="list-style-type: none"> ・成長性の高い土地利用に転換していく社会的ルールを作るべきであるところ、買換特例は一つの大きなツールである。 ・不動産関係の税制に関して、不動産は多くの取引を行うことによって適正価格がつくものであり、優遇措置をとり、補助金を付けてでも取引を促進すべき。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	府省名	経済産業省
税目	法人税、所得税、消費税、印紙税、法人住民税、事業税、住民税（利子割）、固定資産税、事業所税、地方消費税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	/
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	/
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	/
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- ・ 課題欄に斜線を付した点検項目については、必要な分析がなされていない。
- ・ 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。
- ・ 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

一定の仮定の下に、以下のような試算を行っている。

（国税）

- 所得税、法人税については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）の業務運営方針が固まっていないが、ここでは、減収見込みは想定していない。
- 消費税については、減収に係る要望は行っていない。
- 印紙税については、平成27年度の機構に係る概算要求ベースの金額を基に、27年度において機構が作成する請負契約書等に係る印紙税を、契約金額の区分ごとの印紙税額（200円～10万円）に契約本数（見込み）を乗じることによる試算値。

（地方税）

- 法人住民税（法人税割）、住民税（利子割）、事業税については、機構の業務運営方針が固まっていないが、ここでは、減収見込みは想定していない。
- 事業所税については、資産割（事務所の床面積6,700m²（注）×600円/m²）と従業者割（従業者給与総額の見込み約29億53百万円×税率0.25%）の合算による試算値。
（注）想定される最大値を使用。
- 固定資産税については、機構が所有する見込みの固定資産（研究用の器具・備品等）に係る課税標準額×税率（1.4%）による試算値。
具体的には、以下のとおり。
固定資産税額（特例なし）：約25億3百万円（課税標準額）×1.4%＝約35百万円（A）
固定資産税額（特例あり（注））：約10億14百万円（課税標準額）×1.4%＝約14百万円（B）
減収見込み：（A）－（B）＝約21百万円
（注）当初5年は課税標準額を1/3に軽減。以降5年は課税標準額を2/3に軽減。
- 地方消費税については、減収に係る要望を行っていない。

法人税、法人住民税及び法人事業税については、利子収入や特許収入等に課税され得るが、機構の業務運営方針が固まっていないこと、日本版バイドール規定（注）の適用が想定されること等から、ここでは、減収見込みはないものと試算している。

（注）政府資金による委託研究開発から派生した特許権等を受託先に帰属させ得ることとするもの。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

税制及び財政措置を行うことによって、機構において、医療分野における基礎から実用化までの一貫した研究開発等を推進させるもの。

このうち、財政措置は、医療分野研究開発推進計画に掲げる研究開発プロジェクトを推進するとともに、実用化等の支援を目的としている。

一方、本租税措置は、機構の公共性に鑑み、納税に係る事務を軽減し、機構内における事務・事業の円滑かつ効率的な実施の実現を目的としている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置 （国32）（法人税：義）（所得税、消費税、印紙税：外） （地41）（法人住民税、事業税：義）（住民税（利子割）、固定資産税、事業所税、地方消費税：外） 【新設・延長・拡充】
2	要望の内容	国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立（平成27年4月1日予定）に伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。 【国税】 ・所得税（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ・法人税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・消費税（公共法人等（所得税法別表第一）として課税方法の特例を適用（別表第三）） ・印紙税（非課税措置を適用（印紙税法別表第二）） 【地方税】 ・法人住民税（法人税割）（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・住民税（利子割）（公共法人等（所得税法別表第一）として非課税措置を適用） ・事業税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・固定資産税（償却資産の課税標準の特例を適用） ・事業所税（公共法人（法人税法別表第一）として非課税措置を適用） ・地方消費税※消費税（国税）と連動した要望
3	担当当局	経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》 健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号） （独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割） 第19条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究開発の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。</p>

		<p>独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号） （機構の目的）</p> <p>第3条 独立行政法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化までの研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われる環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画（健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。）に基づき、大学、研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第8項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下この条において単に「研究機関」という。）の能力を活用して行う医療分野の研究開発その環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>2. 個別産業 2-1 ものづくり 2-2 サービス</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成27年4月1日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構を設立し、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を行い、健康・医療戦略推進本部が定める医療分野研究開発推進計画を実施する。 ※上記の目標は、租税特別措置等に加え、国からの財源措置等と相まって達成しようとするもの。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標については、今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 世界最高水準の医療の提供、ひいては健康長寿社会の実現に資する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等 1法人（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）</p> <p>② 減収額 国税：▲1百万円（初年度）、▲1百万円（平年度） 地方税：▲11百万円（初年度）、▲32百万円（平年度）</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況 《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成27年4月～） 医療分野の研究開発を戦略的に推進し、世界最高水準の医療を実現するとともに、健康・医療に係る産業を戦略産業として育成していくことにより、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するため、内閣に健康・医療戦略推進本部を設置すること等を定める健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）及び同本部の下で医療分野の研究開発の研究費の配分等を行う法人を設立するための独立行政法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）が平成26年5月30日に公布された。 独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づき国立研究開発法人日本医療研究開発機構（※）を平成27年4月1日に設立することを予定している。 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等によ</p>

		<p>り、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 （※）「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第67号）により、平成27年4月1日より、法人の名称は「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等により、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。 なお、測定指標は今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定することとしており、測定指標を用いて、将来における租特等の直接的な効果を現時点で予測することは困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成27年4月～） 仮に税制上の措置を講じない場合には、現状の厳しい財政事情の中にあつて、研究に必要な予算が不足することが予想され、医療分野の研究開発の推進による世界最高水準の医療の提供、そして、健康長寿社会の実現という政策実現に支障が生じる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成27年4月～） 平年度において国税及び地方税併せて33百万円の税収減が見込まれるが、他方、租税特別措置等により、医療分野の研究開発について必要な予算で研究費の配分等を行うことにより、革新的な医薬品等の開発につながり、世界最高水準の医療を実現し、健康長寿社会を形成するとともに、我が国経済の成長にも資するものとなる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、自ら収益事業を行わない極めて公共性の高い独立行政法人であり、税制上の措置は、医療分野の研究開発の推進等による世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の実現に必要である。 なお、他の独立行政法人は、税制上の優遇措置を受けていることから、国立研究開発法人日本医療研究開発機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くことになる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 税制上の特例措置だけでなく、国の財源措置など他の支援措置を一体として実施することで、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、必要な予算によって、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進し、世界最高水準の医療を実現し、ひいては、健康長寿社会を形成することに資する。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 健康・医療戦略推進法においては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、国との役割分担の下、地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定・実施する責務を有しており、地方公共団体が協力する相当がある。また、日本医療研究開発機構が研究費を配分する研究機関は、全国各地に存在するため、当該地域における医療分野の研究開発の発展、ひいては、健康・医療の向上に資すると考えられることから、地方公共団体の協力</p>

			する相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長	府省名	経済産業省
税目	石油石炭税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成24年度には前回要望時に想定していた、1kWh当たり0.25円を上回る1kWh当たり0.28円の電力料金の低減を実現し、沖縄における電気の安定的かつ適切な供給の確保という目標を達成している。

他方で、沖縄の電気料金はいまだ他地域と比べて割高であり、県民生活の向上と産業振興のためには、引き続き本措置を講ずることが必要である。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

	平成26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)
石炭消費量 (千t)	2,605	2,021	2,045	1,854	1,860	1,887
LNG消費 量(千t)	198	330	330	380	380	380

(注) 平成26年度から31年度までの数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)から聴取

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
平成31年度の減収額について以下のとおり記載する。

	平成31年度(見込み)
石炭免税額(百万円)	2,585
LNG免税額(百万円)	707
合計	3,292

(注) 数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)から聴取

算定式は、以下のとおり

【石炭免税額】

沖縄電力(株)及び電源開発(株)の石炭使用量×石油石炭税の税率(平成26年4月～28年3月:1,140円/t、28年4月～:1,370円/t)

【LNG免税額】

沖縄電力(株)のLNG使用量×石油石炭税の税率(平成26年4月～28年3月:1,600円/t、28年4月～:1,860円/t)

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれておらず、全額県民の電気料金負担軽減につながっている(平成21～25年度合計で10,105億円の減収額)。

具体的には、平成21年度から25年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.27円の電力料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与しており、税収減を是認する効果があった。

□減収額実績

	平成21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)
減収額 (百万円)	1,722	1,976	1,843	2,040	2,524
販売電力量 (百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556
影響額 (円/kWh)	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33

(注) 1 数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)から聴取

2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

「減収額の実績と達成目標の達成状況(効果)」について、下記に記載する。

本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれず、全額県民の電気料金負担軽減につながる(平成27～31年度合計で16,039億円の減収額の見込み)。

具体的には、平成27年度から31年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.41円の電力料金の低減が見込まれ、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与することが見込まれ、将来においても税収減を是認する効果があると見込まれる。

沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、今後とも電気の安定的な供給及び電気料金の低廉化は必要不可欠である。継続性のより高い政策手段である本租税特別措置を行うことが必要かつ適切である。

□減収額の将来推計と達成目標の実現状況の将来予測

	平成27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)
減収額 (百万円)	2,831	3,415	3,247	3,254	3,292
販売電力量 (百万kWh)	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878
影響額 (円/kWh)	0.37	0.45	0.42	0.42	0.42

(注) 1 数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)から聴取

2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を抱えていること等の電力供給面における構造的な不利性を抱えている。

このような中、燃料費を抑制し、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、本租税特別措置等を講じてきたところであり、沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、継続性のより高い政策手段である本租税特別措置に基づく支援が必要である。

また、補助金等の予算措置では、あらかじめ必要な額の予測ができず、必要な補助金額が確保されないおそれがあることから、本租税特別措置の手段を採ることは必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長 (国税34)(石油石炭税:外)
2	要望の内容	一般電気事業者又は卸電気事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する天然ガス又は石炭にかかる石油石炭税の免除について適用期限を5年間延長する。 また、電気事業法第2弾改正の小売全面自由化に併せて行う電気事業法上の事業類型の見直しに伴う、所要の整理を行う。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 5年間の延長 平成24年度 3年間の延長及び免税対象へのLNGの追加
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)では、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給(Economic Efficiency)を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。 特に沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的な特殊性を抱えていることから、本措置により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。 《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年3月31日法律第14号)(以下、沖振法)「第7節電気の安定的かつ適正な供給の確保」中、第65条第2項において、「一般電気事業者又は卸電気事業者(電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。)が沖縄にある事業場において発電の用に供する石炭等(石油石炭税法(昭和五十三年法律第二十五号)第二条第三号に規定するガス状炭化水素であって関税率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第二七一一・一一号に掲げる天然ガスに該当するもの及び同条第四号に規定する石炭をいう。)については、租税特別措置法で定めるところにより、その石油石炭税を免除する。」と規定されている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電力市場環境の整備を図ることにより、電力の安定供給の確保を実現する。 特に、沖振法に基づいて策定された「沖縄振興基本方針」及び「沖縄振興計画」に基づき、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保することにより、沖縄県民の生活及び産業界における沖縄振興のための電力の安定的な

8	有効性等	① 適用数等	供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善を目指す。																																												
			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による免税額分が電気料金に与える影響</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租特の目標である「電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善」を実現することで、政策目的である「効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進」及び「沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上」に寄与する。</p>																																												
		② 減収額	<p>適用件数：2社（一般電気事業者1社、卸電気事業者1社） 本措置によって、構造上の問題に伴う発電コストを抑えることが可能となることから、本措置は手段としての確であり、他地域との電気料金の格差を是正するための必要最小限の措置である。 なお、電気料金は省令に基づいて算定されており、本措置による石油石炭税の免税額分については料金原価に織り込まれていないことから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。</p> <p>○適用量</p> <p>適用量：石炭（単位：千t）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,461</td> <td>2,823</td> <td>2,634</td> <td>2,377</td> <td>2,460</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>石炭消費量</td> <td>2,605</td> <td>2,021</td> <td>2,045</td> <td>1,854</td> <td>1,860</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※平成21年度～平成25年度は実績値、平成26年度～平成30年度は見込み値を記載（下記の減収額についても同様）。</p> <p>適用量：LNG（単位：千t）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LNG消費量</td> <td>131</td> <td>196</td> <td>198</td> <td>330</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <td></td> </tr> <tr> <td>LNG消費量</td> <td>330</td> <td>380</td> <td>380</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取 ※平成24年度～平成25年度は実績値、平成26年度～平成30年度は見込み値を記載（下記の減収額についても同様）。</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	石炭消費量	2,461	2,823	2,634	2,377	2,460	年度	H26	H27	H28	H29	H30	石炭消費量	2,605	2,021	2,045	1,854	1,860	年度	H24	H25	H26	H27	LNG消費量	131	196	198	330	年度	H28	H29	H30		LNG消費量	330	380	380	
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																										
石炭消費量	2,461	2,823	2,634	2,377	2,460																																										
年度	H26	H27	H28	H29	H30																																										
石炭消費量	2,605	2,021	2,045	1,854	1,860																																										
年度	H24	H25	H26	H27																																											
LNG消費量	131	196	198	330																																											
年度	H28	H29	H30																																												
LNG消費量	330	380	380																																												
			<p>○減収額</p> <p>免税額：石炭（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>1,722</td> <td>1,976</td> <td>1,843</td> <td>1,882</td> <td>2,262</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>免税額</td> <td>2,969</td> <td>2,303</td> <td>2,801</td> <td>2,540</td> <td>2,547</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	免税額	1,722	1,976	1,843	1,882	2,262	年度	H26	H27	H28	H29	H30	免税額	2,969	2,303	2,801	2,540	2,547																				
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																										
免税額	1,722	1,976	1,843	1,882	2,262																																										
年度	H26	H27	H28	H29	H30																																										
免税額	2,969	2,303	2,801	2,540	2,547																																										

③	効果・達成目標の実現状況	<p>免税額：LNG（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>158</td> <td>262</td> <td>317</td> <td>528</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <td></td> </tr> <tr> <td>免税額</td> <td>614</td> <td>707</td> <td>707</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は沖縄電力(株)より聴取</p>	年度	H24	H25	H26	H27	免税額	158	262	317	528	年度	H28	H29	H30		免税額	614	707	707																															
		年度	H24	H25	H26	H27																																														
免税額	158	262	317	528																																																
年度	H28	H29	H30																																																	
免税額	614	707	707																																																	
		<p>《政策目的の実現状況》 （分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月）</p> <p>本措置により、平成21年度から平成25年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.27円の電力料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じる必要がある。</p> <p><電気料金に与える影響（実績）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量（百万kWh）</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,440</td> <td>7,314</td> <td>7,556</td> </tr> <tr> <td>影響額（円/kWh）</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.25</td> <td>0.28</td> <td>0.33</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※影響額は、免税額/販売電力量により算出</p> <p><電気料金の推移>（単位：円/kWh）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>20.14</td> <td>19.90</td> <td>21.07</td> <td>21.44</td> <td>22.08</td> </tr> <tr> <td>9社平均</td> <td>15.98</td> <td>15.87</td> <td>16.80</td> <td>17.92</td> <td>19.79</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>4.16</td> <td>4.03</td> <td>4.27</td> <td>3.52</td> <td>2.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>※電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力（自由化対象需要分を含む）の販売電力量（kWh）で除したものの。</p> <p>（参考） 沖縄電力(株)はこれまで、効率化の推進により逐次料金改定を行っているが、構造的不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。</p> <p>（単位：%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17.7</th> <th>H18.7</th> <th>H20.9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金改定率</td> <td>▲3.27</td> <td>▲3.24</td> <td>▲0.45</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	販売電力量（百万kWh）	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556	影響額（円/kWh）	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33	年度	H21	H22	H23	H24	H25	沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08	9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79	単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29		H17.7	H18.7	H20.9	料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																															
販売電力量（百万kWh）	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556																																															
影響額（円/kWh）	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33																																															
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																															
沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08																																															
9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79																																															
単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29																																															
	H17.7	H18.7	H20.9																																																	
料金改定率	▲3.27	▲3.24	▲0.45																																																	

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>本措置による免税額分については、料金原価に織り込まれていないことから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。</p> <p>＜電気料金に与える影響(実績)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量 (百万 kWh)</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,440</td> <td>7,314</td> <td>7,556</td> </tr> <tr> <td>影響額 (円/kWh)</td> <td>0.23</td> <td>0.26</td> <td>0.25</td> <td>0.28</td> <td>0.33</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	販売電力量 (百万 kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556	影響額 (円/kWh)	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33			
年度	H21	H22	H23	H24	H25																		
販売電力量 (百万 kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556																		
影響額 (円/kWh)	0.23	0.26	0.25	0.28	0.33																		
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:平成27年4月～平成32年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乗せされることになるため、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。</p> <p>なお、本措置により、平成27年度は標準家庭(300kWh)で月額約111円の料金低減効果が見込まれる。</p> <p>＜電気料金に与える影響(見込み)＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量 (百万 kWh)</td> <td>7,564</td> <td>7,636</td> <td>7,667</td> <td>7,737</td> <td>7,808</td> <td>7,878</td> </tr> <tr> <td>影響額 (円/kWh)</td> <td>0.43</td> <td>0.37</td> <td>0.45</td> <td>0.42</td> <td>0.42</td> <td>0.42</td> </tr> </tbody> </table> <p>※沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※影響額は、免税額/販売電力量により算出。</p>	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	販売電力量 (百万 kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878	影響額 (円/kWh)	0.43	0.37	0.45	0.42	0.42	0.42
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31																	
販売電力量 (百万 kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878																	
影響額 (円/kWh)	0.43	0.37	0.45	0.42	0.42	0.42																	
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間:平成27年4月～平成32年3月)</p> <p>本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、免税されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。</p> <p>なお、本措置により、平成27年度は標準家庭(300kWh)で月額約111円の料金低減効果が見込まれる。</p>																					
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>沖縄における電気事業については、 1) 地理的・地形的な制約や需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料(特に石炭、LNG)に大きく依存せざるを得ない、 2) ①多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要(離島部門は構造的な収支不均衡)、②他の電力会社との電力相互融通が不可能であるため、高い供給予備力が必要、③地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資が必要、等の理由から設備投資負担が大きい、 等の構造的不利性があり、電力料金が他社より割高となっている。</p>																					

		<p>このような構造的不利性がある中、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、政策的支援が必要となる。</p> <p>特に、沖縄においては、今後とも、石炭等の化石燃料による火力発電が、基幹電源としての役割を担うことが見込まれるため、電気料金の抑制のためには、本措置による化石燃料の発電コストの抑制が必要不可欠である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>沖振法等に基づく支援措置として、沖縄振興開発金融公庫からの融資、沖縄電力(株)に係る課税標準の特例、産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の課税の特例がある。</p> <p>まず、産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の課税の特例は、沖縄県における産業高度化や事業革新の促進を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>また、沖縄振興開発金融公庫からの融資は、設備形成を促すため、より条件の良い資金の確保を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>更に、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置は、政策的に一定の類似性が見られるものであるが、沖縄が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持たざるを得ないこと等に鑑み、設備投資負担の軽減等を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>—</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設	府省名	経済産業省
税目	固定資産税、都市計画税、不動産取得税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（本特例措置等が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業により、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指す）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（中心市街地における空き店舗率及び歩行者通行量）は、他の措置、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「経済産業省推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値の根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値の根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成27年度～35年度）について、別紙2のとおり示されているが、原単位となる適用数等の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「本特例措置等の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起及び空き店舗・未利用地の流動化を通じて、中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認

められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

○ 政策体系における政策目的の位置付けについて

4. 中小・地域

4-3 経営安定・取引適正化

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）の目的については、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上（中心市街地活性化）」とされており、さらに、「中心市街地の活性化のための特別な措置」として、法第50条に「特定民間中心市街地経済活力向上事業」が位置付けられている。また、本事業の必要性については、法第8条において政府が定めることとされている「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（基本方針）」の第11章において記載されている。

<中心市街地活性化法及び基本方針の関連部分（抜粋）>

○ 中心市街地の活性化に関する法律 一部抜粋

第一章 総則

（定義）

第七条 略

2～12 略

13 この法律において「特定民間中心市街地経済活力向上事業」とは、中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指した中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業及び第十一項第一号に掲げる事業であつて、民間事業者が行うものをいう。

第二章 基本方針

第八条 政府は、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中心市街地の活性化の意義及び目標に関する事項

二～六 略

七 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の中心市街地における経済活力の向上のための事業及び措置に関する基本的な事項

八～十二 略

3～7 略

第四章 中心市街地の活性化のための特別な措置

第三節 認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置

(特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定)

第五十条 特定民間中心市街地経済活力向上事業（認定基本計画に記載されたものに限る。）を実施しようとする者（第七条第七項第五号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者とし、同項第六号に定める事業を実施しようとする場合にあつては同号に掲げる会社を設立しようとする中小小売業者を、同項第七号に定める事業を実施しようとする場合にあつては特定会社を設立しようとする者を、同条第八項に規定する事業及び同条第十一項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。第四項において「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下この条及び次条において「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

- 2 前項の規定による認定の申請は、市町村を経由して行わなければならない。この場合において、市町村は、当該特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に関し意見を付すことができる。
- 3 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標及び内容
 - 二 特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施時期
 - 三 特定民間中心市街地経済活力向上事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 第五十八条第一項に規定する大規模小売店舗立地法の特例の適用を受けようとする場合にあつては、その旨及び当該特例の適用を受けて設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項

4～9 略

○ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針 一部抜粋

第11章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の中心市街地への来訪者又は中心市街地の就業者若しくは小売業の売上高の増加の目標の設定に関する事項

1. 目標設定の意義

特定民間中心市街地経済活力向上事業は、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに対して、経済産業大臣が認定した場合に重点的な支援を講じるものである。限られた政策支援を重点化するに相応しい事業に絞り込んで、予算措置の拡充、税制措置の創設、低利融資措置の創設、地元が望む場合には大規模小売店舗立地法の特例措置の創設などの政策支援を集中させることで、中心市街地への民間投資を強力に喚起していくことが必要である。

こうした中心市街地の活性化の起爆剤となる民間プロジェクトは、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、就業者、売上高のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指して実施されなければならない。また、こうした目標を達成する成功率を高めるための取組が併せて実施されなければならない。

2～3 略

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

別紙1参照

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別紙2参照

要望措置適用見込数の推計資料・減収見込額の積算根拠(平成27年度地方税制改正要望)

平成26年8月作成

(別紙1)

租税特別措置の適用件数の将来推計について

(特定民間中心市街地経済活力向上事業の認定数試算)

経済産業省 中心市街地活性化室

	26fy	27fy	28fy	29fy
中心市街地活性化 基本計画の 認定見込み数	121	177	229	273
特定民間中心市街地 経済活力向上事業の 認定見込み数	12	26	33	39
租税特別措置の 適用見込み数	12	26	33	33

○中心市街地活性化基本計画の認定見込み数は、現在の認定数及び近年の新規認定数から試算

$$\text{認定見込み数} = \text{現在の認定数} - \text{終了予定数} + \text{新規認定数}$$

○特定民間中心市街地経済活力向上事業の認定見込み数は、中心市街地活性化基本計画の認定数に26fy事業計画予定割合を乗じて試算

(26fyにおける経済活力向上計画の事業計画割合は、14.45% ※)

$$\text{経済活力向上事業認定予定数} = \text{基本計画認定数} \times 14.45\%$$

※ H26.8.1時点におけるデータを元に計算

1. 適用見込数の推計

特定民間中心市街地経済活力向上事業を見据えて、平成25年度補正商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)の調査事業を行っているものうち、調査事業後、平成27年度に商業施設等の整備を実施する見込みがある事業を適用見込み数とした。
平成27年度以後は、今般の法改正により、中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和し、裾野拡大によって、より多くの市町村がより多様な事業を基本計画に定めることが可能となることから、重点支援が可能な効果が高い民間プロジェクトが今後増加する見込み。
税目ごとの適用見込数を表1に、各年各税目ごとの適用有無を表2に整理する。なお、整理にあたって設定した事業スケジュールは以下のとおりである。

【事業スケジュール】
平成27.4月、平成28.4月、平成29.4月 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画を認定
平成27.7月、平成28.7月、平成29.7月 事業用地の確保、施設整備着工(新築)
平成28.3月、平成29.3月、平成30.3月 施設整備完了、取得

＜表1＞

対象	税目名	適用見込数(件)		
		27年度事業	28年度事業	29年度事業
土地	不動産取得税	12	26	33
	固定資産税	12	26	33
	都市計画税	12	26	33
家屋	不動産取得税	12	26	33
	固定資産税	12	26	33
	都市計画税	12	26	33

＜表2＞

対象	税目名	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
土地	不動産取得税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	固定資産税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都市計画税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家屋	不動産取得税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	固定資産税	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	都市計画税	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)○=27年度事業 ▲=28年度事業 ◇=29年度事業

2. 減収見込額の積算根拠

(1)各年度事業分の土地・家屋の決定価格及び特例適用後の課税標準額(一事業者あたり) (単位:百万円)

年度	対象	項目名	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
27年度事業分	土地	決定価格(A)	149	149	149	149	149	149			
		課税標準額(B)=(A)×1/2	74	74	74	74	74	74			
28年度事業分	土地	決定価格(A)		230	225	220	215	210			
		課税標準額(B)=(A)×1/2		115	112.5	110	107.5	105			
29年度事業分	土地	決定価格(A)			149	149	149	148	148	148	
		課税標準額(B)=(A)×1/2			74.5	74.5	74.5	74	74	74	
	家屋	決定価格(A)				460	450	440	430	420	
		課税標準額(B)=(A)×1/2				230	225	220	215	210	
	家屋	決定価格(A)				460	450	440	430	420	
		課税標準額(B)=(A)×1/2				230	225	220	215	210	

(2)各年度事業分の土地・家屋の不動産取得税・固定資産税・都市計画税の特例適用見込数 (単位:件)

年度	対象	項目名	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
27年度事業分	土地	不動産取得税	12								
		固定資産税		12	12	12	12	12			
		都市計画税		12	12	12	12	12			
28年度事業分	土地	不動産取得税		26							
		固定資産税			26	26	26	26	26		
		都市計画税			26	26	26	26	26		
29年度事業分	土地	不動産取得税			33						
		固定資産税				33	33	33	33	33	
		都市計画税				33	33	33	33	33	
	家屋	不動産取得税						33	33	33	33
		固定資産税						33	33	33	33
		都市計画税						33	33	33	33

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
不動産取得税の減収見込額(税率4.0%)	36.0	78.0	209.4	239.2	303.6	-	-	-	-	866.2
固定資産税の減収見込額(税率1.4%)	-	12.0	76.4	192.6	297.0	293.2	352.4	207.4	95.7	1,526.7
都市計画税の減収見込額(税率0.2%)	-	1.2	9.8	26.1	41.4	38.8	34.3	26.9	13.2	191.7
本特例措置による減収見込額合計	36.0	91.2	295.6	457.9	642.0	332.0	386.7	234.3	108.9	2,584.6

【決定価格の積算基礎】

- (1)土地取得時の決定価格 = 路線価(平成25年度/国税率)×敷地面積
 - (2)翌年度以降の土地の決定価格 = 評価替えが実施される年度は前年度の決定価格×H26地価公示/H25地価公示
評価替えが実施されない年度は前年度の決定価格
 - (3)家屋取得時の決定価格 = 当該用途の構造別平均評価額(事業が属する都道府県の固定資産税評価額の平均)×延床面積×初年度の経年減点補正率
 - (4)翌年度以降の家屋の決定価格 = 当該用途の構造別平均評価額×延床面積×経過年毎の経年減点補正率
- (※1)路線価・敷地面積・延床面積・当該用途の構造別平均評価額は、5月8日時点で想定される特定民間中心市街地経済活力向上事業計画(2件)の平均値とする。
(※2)経年減点補正率は鉄筋コンクリート造、鉄骨造の平均値により算出

【減収見込額の計算方法】

- (1)不動産取得税の減収見込額:(土地・家屋の決定価格-土地・家屋の課税標準額)×4.0%×適用見込数
- (2)固定資産税の減収見込額:(土地・家屋の決定価格-土地・家屋の課税標準額)×1.4%×適用見込数
- (3)都市計画税の減収見込額:(土地・家屋の決定価格-土地・家屋の課税標準額)×0.2%×適用見込数

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設 (地方税4)(固定資産税:外、都市計画税:外、不動産取得税:外)
2	要望の内容	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、当該事業の用に供する土地・建物の取得等を行った場合に、不動産取得税・固定資産税・都市計画税における課税標準の特例措置を創設する。 ①認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画で整備される商業基盤施設又は一定の商業基盤施設と一体的に整備される商業施設(以下「商業施設等」という。)の用に供する土地及び建物の取得等に係る不動産取得税を1/2、固定資産税及び都市計画税の課税標準を5年間1/2とする。 ②認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画で整備される商業施設等の用に供するために、土地の所有者が土地の貸付を行う場合において、当該土地の固定資産税及び都市計画税の課税標準を5年間1/2とする。 (1)対象者: ①. 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定を受けた者 ②. ①に対し、認定事業の用に供するために、土地の賃貸借契約を締結した土地の所有者 (2)対象設備: ①. 土地、建築物及び構築物 ②. 土地
3	担当部局	経済産業省商務流通保安グループ中心市街地活性化室
4	評価実施時期	平成 26 年 7 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	3年間(平成 27 年 4 月～平成 30 年 3 月)
7	必要性 ① 政策目的等及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 改正中心市街地活性化法により創設された特定民間中心市街地経済活力向上事業のもと、地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。 (参考) 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第 11 章 抜粋 《政策目的の根拠》 中心市街地の活性化については、平成 10 年に中心市街地活性化法を制定し、平成 18 年にまちなか居住や都市機能整備も含め総合的な対策を講じるため同法の見直しを行ってきたが、平成 18 年度から平成 24 年度末までに市町村が策定する中心市街地活性化の基本計画期間が終了した 44 の中心市街地において、各市が自己評価を実施したところ、目標達成率が約 3 割となつて

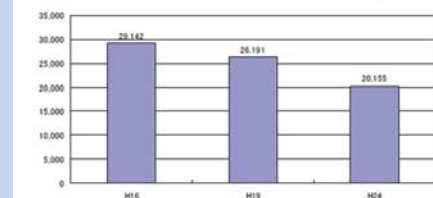
おり、中心市街地が十分に活性化しているとは言えない状況であった。この要因の一つとして、中心市街地活性化に対する民間投資が不十分であったことが挙げられる。

こうした状況を踏まえ、民間投資を喚起するためには、民間事業者の事業採算性を向上させ、事業実施を決断させるインセンティブを与える必要がある。

また、事業実施の対象となる事業用地の所有者に土地の貸付に対する決断を促し、民間事業者が一体的かつ一定規模の事業用地の確保をすることが容易になるように、土地の所有者に対するインセンティブも講じる必要がある。本取組を通じて魅力ある商業施設やその事業展開を支える各種の商業基盤施設の整備を強力に促し、中心市街地の活性化を図るため、本特例措置を講ずる必要がある。

【年間小売業販売額推移】

■中心市街地の年間販売額の動向(平成 16 年～24 年) (単位:百万円)



出典:平成 25 年度中心市街地商業等活性化支援業務「中心市街地活性化施策の効果分析・検証事業」(経済産業省委託調査事業)

(参考)
中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第 1 章 抜粋

② 政策体系における政策目的の位置付け
(参考)
中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律第 50 条

③ 達成目標及び測定指標
《租税特別措置等により達成しようとする目標》
本特例措置等は、自治体からの強いコミットメントを受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業の実施に必要な建物等の取得や保有に係るコストを低減することで、当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるための措置である。高い目標の達成というハードルを超える可能性を高めるために、必要なコストの負担を軽減することで、事業実施予定者に投資回収の算段を付けさせ、担い手を呼び込むことを目的としている。
事業立ち上げ段階では予算、低利融資、規制緩和等による支援を実施することとなるが、波及効果をもたらす上で事業継続が不可欠となり、こうしたランニングコストを低減することで採算性を向上させ、担い手を呼び込むことを目指す。
また、土地の所有者の貸付に対する決断を促すインセンティブを与えることによって、一体的かつ一定規模の事業用地の確保が容易になることで、事業実施に関する見通しが立てやすく、一層の担い手を呼び込むことも目指すものである。

	<p>本特例措置等が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業により、中心市街地の経済活力の向上（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）を相当程度増加させることを目指す。</p> <p>（参考） 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第 11 章 特定民間中心市街地経済活力向上事業の目標は、以下の二つの要件をともに満たすものとして設定する。</p> <p>(1) 意欲的な数値指標 以下のいずれかの指標を達成することが、当該事業の事業計画に照らして十分に見込まれること。 ①「年間来訪者数」が、中心市街地の居住人口の 4 倍以上であること。 ②「年間売上高」が、中心市街地の年間小売商品販売額の 1% 以上であること。 ③「年間平均雇用人数」が、50 人以上であること。</p> <p>(2) 周辺地域の経済活力を向上させる波及効果 来訪者、就業者、売上高の増加が、事業実施区域に止まらず、当該事業実施区域を含んだ中心市街地及びその周辺地域に対して、どのような形で寄与するかが明確であること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 中心市街地における空き店舗率及び歩行者通行量 ＜測定指標について＞ 中心市街地の活性化は、中心市街地に蓄積されている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストックを有効活用しつつ、地域の創意工夫を活かしながら、地域が必要とする事業等を、総合的かつ一体的に推進することにより、地域が主体となって行われるべきものである。 本特例等は、特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する土地の地権者に対して税制上のインセンティブを与えることで、土地の所有と利用の分離が進み、空き店舗・未利用地の流動化を促進することが求められるため、定量的な測定指標として、中心市街地における空き店舗率を設定する。 また、中心市街地へ居住者及び来街者を回遊させることは新規の業態や業種の導入を促し、空き店舗・未利用地の流動化を促進する効果が見込まれるため、中心市街地における歩行者通行量も指標として設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置等は、意欲的な数値目標（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）を達成できる魅力ある商業施設等を整備しやすくなるための措置の一つとして、ランニングコストの軽減を図っていくもの。 また、地権者に対する税制上のインセンティブを与えることで、土地の所有と利用の分離を図り、遊休資産の有効活用や資産の流動化促進に寄与することが出来る。</p>
<p>8 有効性 ① 適用数等等</p>	<p>（適用件数） 平成 27 年度 : 12 件 平成 28 年度 : 26 件</p>

	<p>平成 29 年度 : 33 件 （経済産業省推計）</p>																												
<p>② 減収額</p>	<p>（減収額） 平成 27 年度 : 36.0 百万円 平成 28 年度 : 91.2 百万円 平成 29 年度 : 295.6 百万円 平成 30 年度 : 457.9 百万円 平成 31 年度 : 642.0 百万円 平成 32 年度 : 332.0 百万円 平成 33 年度 : 386.7 百万円 平成 34 年度 : 234.3 百万円 平成 35 年度 : 108.9 百万円 （経済産業省推計）</p>																												
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：改正中心市街地活性化法施行前 1 年間） 中心市街地における空き店舗・未利用地の状況を見ると、中心市街地では空き店舗・未利用地が増加しており、その要因として「地権者に積極的な利活用の意思がない」、「地価と比較して賃料が高い」、「事業の収益性に対して地価に関連したコスト（取得額、固定資産税等）が高い」等の声があり、このような問題に対応するため、空き店舗・未利用地の流動化を促進していくことが必要である。</p> <p>【中心市街地における空き店舗・未利用地が活用されない理由（認定市）】</p> <table border="1"> <caption>中心市街地における空き店舗・未利用地が活用されない理由（認定市）</caption> <thead> <tr> <th>理由</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地価と比較して賃料が高い</td> <td>54.8%</td> </tr> <tr> <td>事業の収益性に対して地価に関連したコスト（取得額、固定資産税等）が高い</td> <td>45.2%</td> </tr> <tr> <td>既存建物の解体費用が払出できない</td> <td>28.0%</td> </tr> <tr> <td>耐震補強等の改修コストが高い</td> <td>20.4%</td> </tr> <tr> <td>定期借地等の、地価コストを顕在化させない手法を模索できない</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>資金調達が困難</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>その他資金調達に関すること</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>地権者に積極的な利活用の意思がない</td> <td>61.3%</td> </tr> <tr> <td>権利関係が複雑であり、合意形成に時間を要する</td> <td>43.0%</td> </tr> <tr> <td>権利調整や合意形成を促進する主体がない</td> <td>15.1%</td> </tr> <tr> <td>土地の規模や形状に問題があり、利用しづらい</td> <td>19.4%</td> </tr> <tr> <td>土地利用に関する行政的な措置がない</td> <td>4.3%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>17.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：平成 24 年度実施 経済産業省アンケート調査</p>	理由	割合	地価と比較して賃料が高い	54.8%	事業の収益性に対して地価に関連したコスト（取得額、固定資産税等）が高い	45.2%	既存建物の解体費用が払出できない	28.0%	耐震補強等の改修コストが高い	20.4%	定期借地等の、地価コストを顕在化させない手法を模索できない	8.6%	資金調達が困難	7.5%	その他資金調達に関すること	2.2%	地権者に積極的な利活用の意思がない	61.3%	権利関係が複雑であり、合意形成に時間を要する	43.0%	権利調整や合意形成を促進する主体がない	15.1%	土地の規模や形状に問題があり、利用しづらい	19.4%	土地利用に関する行政的な措置がない	4.3%	その他	17.2%
理由	割合																												
地価と比較して賃料が高い	54.8%																												
事業の収益性に対して地価に関連したコスト（取得額、固定資産税等）が高い	45.2%																												
既存建物の解体費用が払出できない	28.0%																												
耐震補強等の改修コストが高い	20.4%																												
定期借地等の、地価コストを顕在化させない手法を模索できない	8.6%																												
資金調達が困難	7.5%																												
その他資金調達に関すること	2.2%																												
地権者に積極的な利活用の意思がない	61.3%																												
権利関係が複雑であり、合意形成に時間を要する	43.0%																												
権利調整や合意形成を促進する主体がない	15.1%																												
土地の規模や形状に問題があり、利用しづらい	19.4%																												
土地利用に関する行政的な措置がない	4.3%																												
その他	17.2%																												

本特例措置は、魅力ある商業施設や事業展開を支える各種の商業基盤施設を整備しやすくするための措置の一つとして、ランニングコストの軽減や事業用地確保に関する予見性の向上を図ることにより、事業者の採算性及び事業実施に関する見通しの向上に寄与するものであり、事業者による意欲的な数値目標（来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価）の達成を図り、もって中心市街地を活性化していくもの。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：改正中心市街地活性化法施行前1年間)

中心市街地活性化基本計画に定めた期間が終了した自治体の自己評価の結果、目標達成率は約3割となっており、特に、経済活力系(販売額、空き店舗数)の目標達成率は約1割と衰退傾向に歯止めがかかっていない状況にある。

【中心市街地活性化基本計画の達成状況】

	通行量	居住人口等	施設入込数等	販売額等	公共交通機関利用	空き店舗等	その他	計
設定数	45	28	25	18	6	10	13	145
目標達成数	12	5	11	2	2	2	8	42
目標達成率	27%	18%	44%	11%	33%	20%	62%	29%
基準値改善数	26	13	20	3	5	5	11	83
基準値改善率	58%	46%	80%	17%	83%	50%	85%	57%

出典：第1回中心市街地活性化評価・調査委員会資料(内閣官房地域活性化統合本部作成)より経済産業省作成

今般、改正中心市街地活性化法が平成26年7月3日に施行されたことを受け、地元住民や自治体等による強いコミットメントを前提に、実効性のある計画を立てることができる事業について、政策資源を選択・集中させる特定民間中心市街地経済活力向上事業として認定し、本特例措置等の適用により、意欲的な目標を掲げた民間投資の喚起及び空き店舗・未利用地の流動化を通じて、中心市街地の魅力を高め、中心市街地全体が活性化し、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成が期待される。

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》

本租税特別措置等がない場合には、中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の流動化は進まず、地域の個性を生かした魅力ある中心市街地の形成を図ることはできない。

《税収減を是認するような効果の有無》

減収額の将来推計は、平成27年以降、約320百万円/年と推計される。

一方、本租税特別措置等を実施することで、中心市街地における空き店舗・未利用地の流動化が促進され、民間投資の増大が予想される。このため、当初税収の見込めなかった未利用地等が利用されることによって、民間投資が増えることにより、副次的に長期的視点では税収減による税収を補てんすることが期待される。

本租税特別措置等がない場合には、中心市街地への民間投資は依然として低迷し、空き店舗・未利用地の流動化は進まず、ますます中心市街地が衰退していくと推察されるため、特定民間中心市街地経済活力向上事業を中心市街地活性化の起爆剤として、魅力ある中心市街地の形成を図ることが必要

である。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

民間投資を喚起するために実施する事業者への措置の中で、予算、低利融資、規制緩和等は事業立ち上げ段階の支援措置となるが、事業の波及効果をもたらす上では事業継続が不可欠であるため、こうしたランニングコストを低減することで事業の採算性を向上させるには本税制措置が有効であると考えられる。

他方、民間事業者が事業実施に関する見通しをたてるうえで、事業用地に必要な一体的かつ一定規模の土地の確保を容易にするためには、土地の所有者の決断を促すインセンティブを付与することが有効であると考えられる。

本税制措置の対象となる特定民間中心市街地経済活力向上事業は、中心市街地のプロジェクト全てを対象とするのではなく、地元の強いコミットメントがあり、経済効果が高い民間プロジェクトに絞り込んでいるため、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図るうえで、必要最小限の特例措置となっている。

② 他の支援措置や義務付け等の役割分担

民間投資を一層喚起するため、経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込み、税、予算、低利融資といった支援策を思い切って集中投入するとともに規制緩和を拡充することで、中心市街地への民間投資を強力に支援していくもの。特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する税制措置は、以下の措置を創設、または要望中。

<税制の役割>

空き店舗・未利用地の流動化を促進させる。

(措置名)

- ・認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減(租税特別措置法第81条の2/登録免許税/平成26年度創設)
- ・特定再開発建築物等の割増償却制度の延長(租税特別措置法第14条の2、第47条の2、第68条の35/法人税等/平成27年度延長要望中)

<予算の役割>

近隣市町村の住民や観光客等のニーズに対応できる高度な商業等の機能の整備への支援や地域経済を牽引する先進的なまちづくりを実証するため省エネルギー設備の導入を支援する。

(措置名)

- ・中心市街地再興戦略事業費補助金
- ・戦略的中心市街地エネルギー有効利用事業費補助金

	<p><融資の役割></p> <p>財政基盤が脆弱かつ経営資源に乏しい中小小売業者や特定会社等に対して資金提供を円滑にし、経営基盤の安定・強化を図る。</p> <p>(措置名)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業活力強化貸付(中小・国民)
③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>中心市街地の活性化については、中心市街地活性化法第3条において、地域の主体性についての重要性を言及しているものの、地域における問題は一律ではなく、法第4条において総合的な施策の策定・実施について国が責務を有していることが定められており、全国一律の措置とされなければならない。</p> <p>また、本租税特別措置等が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業は、市町村が主体的に策定する基本計画に記載されている必要がある。市町村は自らの必要性に応じて計画策定を行うこととなる。</p>
10 有識者の見解	<p>(参考①)</p> <p>中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成26年4月17日、衆・参議院経済産業委員会附帯決議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。 <p>(参考②)</p> <p>中心市街地の再活性化にむけて(提言)(平成25年6月4日、産業構造審議会中心市街地活性化部会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地が活性化していないのは、民間投資が不十分であることが要因であると考えられるため、投資がより活性化するよう、施策を再構築する必要がある。 ・地権者や空き店舗・未利用地の利用者・取得者に対して、税制上の措置等の支援策を講じ、不動産の流動化を図ることを検討すべき。
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	府省名	経済産業省
税目	法人住民税、法人事業税、法人住民税利子割		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化（根拠なし） <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化（根拠なし） <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を測るための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「NEXIによる貿易保険事業の政策的効果は、これまで、独立行政法人評価委員会において厳格に評価されてきており、NEXIの特殊会社への移行後においても、透明性ある形で貿易保険事業の意義について評価を行う予定」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成27年度）について、「734万円」とされているが、算定の過程の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。
- 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 同様の政策目的に係る他の政策手段の有無について示し、他の政策手段がある場合には他の政策手段との役割分担を明らかにすることにより、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額については、直近の独立行政法人日本貿易保険（以下「NEXI」という。）の平成24年度末の決算等を根拠とし算出。なお、今後、我が国輸出、海外投資の増減による保険料収入の変化や、突発的な巨額の保険金支払事故の発生等により減収額についても大きく変動する可能性がある。

（注） NEXIの特殊会社への移行は、平成28年度末までに行われることとされており、表中の27年度減収額とは、特殊会社への移行初年度における減収額として試算したものである。

◎ 特殊会社への移行初年度

(1) 都道府県民税利子割

・ 5,054百万円（注） × 税率（5.0%） = 253百万円

（注） NEXIの平成24年度決算における預金・有価証券からの受取利息。

(2) 都道府県民税法人税割

(i) 本店（東京）

・ 3,498百万円（注1） × 136/142（注2） × 税率（16.3%） - 242百万円（注3） = 304百万円

(ii) 大阪支店

・ 3,498百万円（注1） × 6/142（注2） × 税率（4.2%） - 11百万円（注3） = ▲5百万円

（注） 1 NEXIの平成24年度決算を基に試算した所得税額控除前の法人税額
2 従業員割合（本店（東京）136名 大阪支店6名 計142名）
3 都道府県民税利子割（253百万円）を従業員割合で按分し税額控除した。

(iii) 合計

・ 304百万円 - 5百万円 = 299百万円

(3) 市町村税法人税割

(i) 本店（東京）

・ NEXIの本店は23区内に所在するため、都道府県民税に含まれる。

(ii) 大阪支店

・ 3,498百万円 × 6/142 × 税率（11.9%）（注） = 18百万円

（注） 大阪市の税率。

(4) 法人事業税（収入割）

(i) 法人事業税（収入割）

・ 40,627百万円（注1） × （40%（注2） - 10.0%（注3）） × 税率（0.965%）（注4） = 118百万円

（注） 1 NEXIの平成24年度決算を基に試算した特殊会社化後のNEXIの正味収入保険料。
2 船舶保険、運送保険、積荷保険、自賠責保険、地震保険以外の保険の課税標準（正味収入保険料の40%）
3 税制要望する課税標準の特例（正味収入保険料の10%）
4 東京都・大阪府における法人事業税の税率

(ii) 地方法人特別税額（収入割）

・ 40,627百万円 × （40% - 10%） × 0.965% × 43.2% = 51百万円

(iii) 合計

・ 118百万円 + 51百万円 = 169百万円

◎ 次年度以降についても、法人住民税、法人事業税、法人住民税利子割について初年度と同額の減収額を見込み、739百万円とした。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

諸外国においても、貿易保険制度は国の事業として行われており、貿易保険に対する課税は行われていない。我が国の貿易収支が悪化しているという状況を踏まえれば、我が国が先に述べたインフラ輸出を含めた輸出面において国際競争力を維持するためには、貿易保険における利用者負担を増加させないことが極めて重要である。

NEXIの特殊会社化に伴う税制措置は、利用者負担の増加を防止することを目的としており、それ自体が直接の政策効果を有するものではないが、NEXIによる貿易保険事業の政策的効果は、これまで、独立行政法人評価委員会において厳格に評価されてきており、NEXIの特殊会社への移行後においても、透明性ある形で貿易保険事業の意義について評価を行う予定（詳細は法改正後に具体化予定）。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置 (地方税8)(法人住民税:義、法人事業税:義、法人住民税利子割:外)
2	要望の内容	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)(以下、「基本的方針」という。)に基づき、日本貿易保険が独立行政法人から全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにするため、以下に掲げる措置を講ずる。 ① 将来の保険金の支払に充てるため、十分な責任準備金を積み立てるための損金算入を認める措置を講ずる。 ② 新会社の設立に係る登記及び増資の登記に関する登録免許税の免税措置を講ずる。 ③ NEXIの資産運用による利子所得に対する所得税の免税措置を講ずる。 ④ その他、日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制上の措置を講ずる。
3	担当部局	経済産業省貿易経済協力局貿易保険課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 独立行政法人日本貿易保険が、基本的方針に基づき全額政府出資の特殊会社に移行した後においても、我が国企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、引き続き国の事業として貿易保険を円滑かつ的確に実施できるようにする。</p> <p>《政策目的の根拠》 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定) 【日本貿易保険、貿易再保険特別会計】 ○ 国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ、経営の自由度、効率性、機動性を向上させるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。 ○ 貿易再保険特別会計は、平成28年度末までに廃止し、その資産及び負債は本法人に承継する。 ○ 全額政府出資の特殊会社化に当たっては、貿易再保険特別会計の廃止に伴い、貿易保険の特性を踏まえた経済産業大臣による指揮監督、本法人の保険金支払いに係る債務等に対する政府保証、必要な税制措置、予算管理及び組織・事務の機動性確保のための措置を検討する。 なお、本法人が保有する将来の保険金支払いのための準備金について</p>

		は、定期的に規模の妥当性を検証し、その結果も踏まえ、保険料率等の見直しの措置を講ずる。 平成21年度税制改正の要綱(平成21年1月23日閣議決定) ○九 その他 16 独立行政法人日本貿易保険が特殊会社化されることに伴い、次の措置を講ずる。 (1) 貿易保険に係る責任準備金の損金参入制度を創設するとともに、国庫納付金の損金算入ができることとする等所要の措置を講ずる。 (2) 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用の特例の適用対象に、株式会社日本貿易保険を加える。 (3) 株式会社日本貿易保険が受ける設立に係る登記等及び増資の登記に対する登録免許税の免税措置を講ずる。 (4) 株式会社日本貿易保険を印紙税法別表第二(非課税法人の表)に加える。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 対外経済 3-3 貿易投資
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貿易保険の円滑かつ的確な実施を確保し、日本企業の国際競争力や保険利用者の利便性を損なうことなく、対外取引に伴うリスク軽減を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1法人(日本貿易保険)</p> <p>② 減収額</p> <p>平成27年度 734百万円(推計) (1)都道府県民税法人税割 294百万円 (2)都道府県民税利子割 253百万円 (3)法人事業税 169百万円 (4)市町村税 18百万円</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>—</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>—</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本措置が講じられなかった場合、保険料の高騰につながり、我が国企業の国際競争力を損なうおそれがある。</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>—</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>独立行政法人から特殊会社に移行することとなるが、移行後においても、①国の事業として行われるべき貿易保険事業のみを実施する法人であること、②政府により日本貿易保険の株式は常時全額保有されること、保険金支払債務等に係る政府保証が付与されることなどにより、引き続き国の責任と関与の下で運営されることなどが想定されていることから、日本貿易保険の公共的性格に何ら変わりはない。よって、現行の独立行政法人形態と同様、税制上の所要の措置を講ずることは妥当である。</p> <p>—</p> <p>本措置の対象税目には地方税も含まれているが、貿易保険による国際展開支援によって、地域企業が事業を拡大させ成長することは、地域経済の活性化に繋がるため、地方公共団体が協力することは妥当である。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せず税収減を是認するような効果が「…税負担が減少すれば、電気料金も低減することとなる。したがって、本措置の適用によって、電気の供給を受ける需要家も裨益することとなるため、特定の業界に対する支援とはならず、有効性が認められる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について年度が不明なため、分析対象期間の年度ごとに適用者数を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について年度が不明なため、分析対象期間の年度ごとに減収額を明らかにする必要がある。

・ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「一般電気事業者 10 社の平成 25 年度の決算実績を基に資源エネルギー庁で試算した数字を記載。具体的には、平成 25 年度の一般電気事業者 10 社の、(収入割による税額×0.975%) + (付加価値割による課税標準額×0.48%) + (資本割による課税標準額×0.2%) で算出している」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値が不明なため、減収額について、算定に用いた数値を明らかにし、説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）
 エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）においては、「電力システム改革を始めとする制度改革は、エネルギー分野を開放し、優れた技術を有する異業種の事業者の参入を促進することとなり、こうした新規事業者がエネルギー分野の顧客との距離を狭め、新たな価値を見つけ出して新市場を創造していく重要な契機となるものであり、こうした取組により、エネルギー分野を我が国の経済成長を牽引する有望分野として発展させていく」と記載され、電力市場の活性化を我が国の経済成長を牽引するものとして位置付けている。
 電気事業においては、料金規制事業であることを理由とした収入金課税が継続されているが、電力自由化の進展状況に鑑み、電力市場への新規参入を促進する観点から、他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図る必要がある。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》欄への補足説明）
 他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図る税制措置が講じられれば、目標は達成される。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本措置の適用件数及び適用者数については、将来の電力市場への新規参入者数を予測することが困難であるため、平成26年8月末日時点での事業者数を記載している。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 適用額については、新規参入者数の予測が困難であることに加え、一般電気事業者についても、原子力発電所の稼働状況が不透明で、決算見通しを未定としているため、一般電気事業者10社の平成25年度の決算実績を基に資源エネルギー庁で試算した数字を記載。
 具体的には、平成25年度の一般電気事業者10社の、(収入割による税額×0.975%) + (付加価値割による課税標準額×0.48%) + (資本割による課税標準額×0.2%) で算出している。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）
 他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図る税制措置が講じられれば、目標は達成される。
- ⑭ 他の政策手段と役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 他の一般競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図ることが重要であり、本税制措置により、租税負担率を引き下げることが必要不可欠で、予算措置等の他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更（地方税19）（法人事業税：義）
2	要望の内容	電気供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の企業と同様の課税方式へと変更する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和24年に、料金統制が行われていることを根拠に、電気供給業などについては収入金課税が創設され、現在まで継続されてきた。しかし、電気供給業については、平成17年4月から高圧の全ての需要家を対象として自由化範囲が拡大され、卸電力取引所取引が開始されるなど、一般の企業と同様の競争環境が整備されつつある。また、電力システム改革（本年、第2弾の関連法案が成立）により、間もなく全面自由化を迎える。 このように自由化が進展する中で、規制料金を前提とした課税を続けることは課税の平等性を損なうものであり、負担の重い税制は自由化の進展の阻害要件になりかねない。 上記を踏まえれば、電力自由化の進展状況に鑑み、他の一般の競争下にある企業との税制面でのイコールフットイングを図ることが必要である。 なお、平成15年度から26年度の税制改正大綱においても、電気供給業をはじめとする3業種については、これらの法人に対する課税方式を引き続き検討することが明記されている。
		《政策目的の根拠》 平成26年度与党税制改正大綱において、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業に係る法人事業税の課税方式については、引き続き検討することとされている。（平成15～25年度税制改正大綱においても、同趣旨の記載有り。）
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税負担率の業種間比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 「その他の事業」と同様の課税標準が組み入れられることにより、これまで

			の重い税負担が緩和されることが想定され、それによって、政策目的を実現するための資金を確保することが可能となる。	
8	有効性等	① 適用数等	一般電気事業者(10社)、卸電気事業者(2社)、特定電気事業者(5社)及び特定規模電気事業者(300社強)、再エネ特措法における特定供給者などが対象となる。	
		② 減収額	平成25年度ベース減収額(見込): 345億円程度(一般電気事業者10社計) ※現行の外形標準課税を導入した場合。 ※一般電気事業者より聴取。	
		③ 効果ないし達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～) 設備産業である電気事業において、本措置の減税額は投資のためのキャッシュフローとして代替することが予想される。また、一般電気事業者の電気料金については、省令によって、総括原価方式が採用されているため、減額される事業税額分については料金原価に織り込まれないため、電気料金の低廉化に資することとなり、結果的に需要家に還元されることとなる。 加えて、自由化の進展の阻害要因となりうる現行の課税環境について、他の一般の企業と遜色ない状況とすることのできる本措置は、極めて有効である。 《租税特別措置等による達成目標の実現状況》 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～) 措置が新設されない場合、これまでと同様に、多大な税負担を強いられることとなる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～) 本措置の直接の適用対象となるのは、電気供給業を行う法人であるが、電気事業者が負担する法人事業税は料金原価に算入されていることから、税負担が減少すれば、電気料金も低減することとなる。したがって、本措置の適用によって、電気の供給を受ける需要家も裨益することとなるため、特定の業界に対する支援とはならず、有効性が認められる。	
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、補助金などの措置によって支援するのではなく、税制措置により支援することが適当である。	
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	料金規制の有無を背景とした収入金課税において、電力小売市場の自由化の進展度合いを鑑み、他の一般の企業における課税状況とのイコールフットイングを図る本措置は、妥当なものである。	
10	有識者の見解		—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	府省名	経済産業省
税目	法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	<input type="checkbox"/>
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的の根拠が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [将来の見込み]
 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置により、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達（安定供給、保安の確保等）に向けた公平な競争条件が整備されるため、有効性が認められる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「…恒久措置適用後はガス料金の低下につながり、ガス需要家（約2,800万件）に対してより低廉なエネルギーが供給されることとなり、結果、広く消費者利益及び産業発展に資する」と説明されているが、測定指標（租税負担率の業種間比較）を用いていないため、当該測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

本税制の課税標準が「その他の事業」と同一の扱いとなった時期が目標達成時期であり、適用の要望年度は平成27年度である。仮に要望年度の平成27年度において同一の扱いとなれば27年度が目標達成時期であり、また、段階的に同一の扱いに至れば、最終的に同一の扱いとなった時期が目標達成時期である。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

現時点で適用される私営都市ガス事業者は記載のとおり181社であり、平成28年度及び29年度についても27年度と同程度と考えられる。適用の要望年度は平成27年度である。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

適用要望年度は平成27年度である。資源エネルギー庁が業界団体にヒアリング調査を依頼し、現時点で適用される私営都市ガス事業者181社のヒアリング結果から法人事業税を集計したものである（資本金1億円超のガス事業者と資本金1億円以下のガス事業者に区分）。

本要望が認められた場合の想定減収額は、現行制度での納税額（ガス事業者集計）から、①資本金1億円超のガス事業者については、収入金課税の枠組みに外形標準課税を組み入れた場合の納税見込額（注）を、②資本金1億円以下のガス事業者については、他の産業と同様の所得課税となった場合の納税見込額を、それぞれ差し引いた額になる。

なお、現状と同様の経営環境が続くと仮定すれば、平成28年度及び29年度の減収額も27年度と同規模になる。

（注）現行の収入金額による課税のうち3/4を収入割（他の産業は所得割）とし、残りを他の産業と同様の付加価値割（税率0.48%）、資本割（税率0.2%）としたもの。

平成25年度ベースの想定減収額

	都市ガス事業者 (公営事業者除く)	うち資本金1億円超 のガス事業者	うち資本金1億円 以下のガス事業者
現行制度での納税額 (ガス事業者調査値)	476億円	462億円	14億円
要望内容での納税見込額	390億円	[収入割3/4+外形] 385億円	[全て所得課税] 5億円
想定減収額	86億円	77億円	9億円

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

適用要望年度は平成27年度である。また減収額は上記⑧に記したとおりであり、恒久措置適用後はガス料金の低下につながり、ガス需要家（約2,800万件）に対してより低廉なエネルギーが供給されることとなり、結果、広く消費者利益及び産業発展に資する。また、特に181社の私営事業

者の過半を占める中小事業者については、安定供給に向けた投資余力の確保及び経営の安定化にも寄与する。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更 (地方税20)(法人事業税:義)
2	要望の内容	ガス供給業の課税方式を、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れる。ただし、中小ガス事業者については「その他の事業」と同一の扱いとする(新設、新たな課税標準導入に伴う所要の税率の変更を含む)。
3	担当部局	資源エネルギー庁 ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>ガス供給業には、法人事業税の課税標準として収入金額が適用されていることから、「その他の事業」に比べ不公平な扱いとなっており、課税方式を改める目的は、課税の公平性を確立することである。</p> <p>したがって、ガス供給業においても、一般の競争下にある企業と同様の税制とすることが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>地方税法が3業種(電気、ガス、保険)のみ収入金課税としていることは、租税原則の「課税の公平性」に反する(その他の産業は所得課税)。</p> <p>これまで、ガス供給業の課税標準が収入金額とされている理由は、①地域独占企業で料金認可制により価格転嫁が容易であること、②料金認可制では所得が低く抑えられるため所得課税方式では事業規模に見合った税負担とならないこと、と言われているが、その前提は大きく変化している。</p> <p>具体的には、ガス事業に対する規制緩和は、大口需要に対する自由化範囲が平成16年4月から50万m3以上に、19年4月からはさらに10万m3以上(全販売量の約65%)へと拡大された。また、一方で既に、近時はLPGや灯油等との競争に加え、オール電化住宅の攻勢により競争が激化するなど、ガス事業を取り巻くエネルギー間競争は熾烈を極めており、事業税の価格転嫁が容易という状況にはない。</p> <p>さらに、現在、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会では、ガス小売事業の全面自由化等が議論されているところである。</p> <p>なお、平成15年度から平成26年度の税制改正大綱においても、現在収入金額課税を行っている電気供給業、ガス供給業及び保険業の3業種に係る法人に対する課税方式については、引き続き検討することが明記されている。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電気・ガス
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>ガス供給業は、法人事業税として収入金額(ガス売上)に課税されることから、他の一般企業と同等の課税環境を整備することを通じて、課税の公平性を図る。</p>

8	有効性等	① 適用数等	<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>租税負担率の業種間比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件を確保することが可能となる。</p> <p>本措置の適用を受けている私営都市ガス事業者約180社(うち約6割は経営基盤が脆弱な中小事業者(資本金1億円以下))。</p> <p>本措置によっても、ガス供給業を行う全ての法人が対象となるため、想定外に僅少となることはない。</p>
		② 減収額	<p>平成25年度ベース想定減収額(見込み)</p> <p>86億円程度(適用181社計)</p> <p>注1. 地方法人特別税を含む。</p> <p>注2. 出典:都市ガス事業者調べ(平成25年度決算から試算)</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: ~)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: ~)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 27年度~)</p> <p>本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業(都市ガス事業)に対する「課税の不公平」を是正するものである。</p> <p>本措置による効果は、ガス使用者に広く還元されるものであり、一個人や企業等に対して支援を行う補助金制度よりも税制による支援の方が適している。</p> <p>本措置がない場合、その他の産業との租税負担率の格差が改善されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: 27年度~)</p> <p>本措置により、その他の産業との租税負担率の格差が是正されれば、ガス使用者の利益保護や、都市ガス事業の健全な発達(安定供給、保安の確保等)に向けた公平な競争条件が整備されるため、有効性が認められる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>公正な競争条件を確保するためには、課税方式を他の一般の企業と同様とすることにより、その他の産業との租税負担率の格差を是正するものであり、税制措置により行うことが適当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金等、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>ガス事業における規制緩和は、大口需要の自由化範囲が平成19年4月から10万m3以上(全販売量の約65%)まで拡大するなど、着実に進展する中、他の一般の企業と同様の課税方式とする本措置は、公平な競争条件を確保する観点から妥当である。</p> <p>本措置の効果は、都市ガス事業者に留まらず、ガス使用者(約2,800万件)に広く還元されるものである。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（鉱さいバラス製造業者数、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO₂排出量）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「安定的な鉱さいバラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO₂削減効果を生み、加えて、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「鉱さいバラス製造業者数 17 社、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.7%、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO₂排出量 768 万t(平成25年度)」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「安定的な鉱さいバラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO₂削減効果を生み、加えて、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「鉱さいバラス製造業者数 17 社、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.4%、

鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO₂排出量 694 万 t (平成 26 年度)」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中 7 ①<政策目的の根拠>欄への補足説明）

鉱さいバラス製造業者が製造する鉄鋼スラグを活用した混合セメントの利用拡大は、2013 年 3 月 15 日開催の政府地球温暖化対策推進本部において決定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」の新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針において、「地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、新たな地球温暖化対策計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することを求めることとし、政府は、地方公共団体、事業者及び国民による取組を引き続き支援することで取組の加速を図ること」から、生産工程で二酸化炭素排出の少ない混合セメントの利用拡大や、廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の循環資源の再利用・再生利用の推進は政策的位置付けが明らかである。また、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）においても、副産物に係る再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして、鉄鋼スラグが政令で指定されている。さらに、グリーン購入法（平成 12 年法律第 100 号）においても、国等の機関が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類である「特定調達品目」として指定されている。

以上のようなことから、本要望の政策目的の優先度や緊要性が高いことは明らか。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中 8 ③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 - ・ セメント材料等へのリサイクルを通じた資源有効利用の促進の結果、リサイクル率は 99.7%と 99%台のリサイクル率をキープすることで、鉱さいバラス製造業事業は、一部中小企業においては難しい環境であるものの経営安定を維持している。
 - ・ 省エネルギー・省資源の観点からは、リサイクル率 99.7%によって年間約 4 千万トンの鉄鋼スラグが石灰石の代替材として利用された。
 - ・ リサイクル率 99.7%によって資源有効利用された鉄鋼スラグの約 46%である年間約 19 百万トンが、セメント用として利用されていることから約 768 万トンのCO₂排出削減となっている。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

地方税法第 758 条第 2 項の規定に基づき国会に提出された「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」では、地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項に基づく軽油引取税の課税免除の特例措置について、鉱さいバラス製造業に限定した適用額が記載されていないため、同報告書の適用額を用いていない。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

過去 5 年間の適用数等の平均値は件数で 17 件、軽油使用量で 16,966kL、リサイクル率 99.4%であり、前回要望時の想定適用数等である 16 件、16,928kL、リサイクル率 99.0%と比較して想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数は平成 26 年度において本租税特別措置等を利用している鉱さいバラス製造業者数を集計したもの。軽油使用量は平成 26 年度において本租税特別措置等を利用している鉱さいバラス製造業者の課税免除額の見込額を集計した額（563 百万円）を税率 32,100 円/kL で割り戻したもの。平成 27 年度、28 年度及び 29 年度における適用件数及び軽油使用量についても、26 年度見込みと同程度を予測する。

また、過去 5 年の平均値を見ても件数 17 件、軽油使用量で 16,966kL であった。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

地方税法第 758 条第 2 項の規定に基づき国会に提出された「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」では、地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項に基づく軽油引取税の課税免除の特例措置について、鉱さいバラス製造業に限定した適用額が記載されていないため、同報告書の適用額を用いていない。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）

減収額は平成 26 年度において本租税特別措置等を利用している鉱さいバラス製造業者の課税免除額の見込額を集計したもの（5.6 億円）。平成 27 年度、28 年度及び 29 年度における減収額については、26 年度見込額と同程度を予測する。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

製造される鉱さいバラスの量は鉄鋼生産量に連動するものであり、その生産量は経済情勢の変化に影響される。このため、鉱さいバラス製造業者が使用する軽油の見込量を正確に予測することは困難であり、予算措置等による対応は困難である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業） （地方税21）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内においてもつばら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1kl につき 32,100 円（32.1 円/l）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局 鉄鋼課 製鉄企画室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和39年度（創設） 課税免除対象用途は「鉱さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」 平成21年度法制改正により軽油引取税は目的税（道路特会財源）から普通税に改められたことにより、使用制限が廃止。課税免除措置については3年（平成21年度～平成23年度末）存続。さらに、平成24年度法制改正により、3年（平成24年度～平成26年度末）存続。
6	適用又は延長期間	延長 平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）
7	① 必要性等	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。 《政策目的の根拠》 幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その半数以上が中小企業者であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からリサイクル材としての役割はますます重要となっている。 さらに、セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいバラスの供給が、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである。よって、本税制措置は必要不可欠である。
		② 政策体系における政策目的の位

	置付け																								
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>鉱さいパラス製造業の経営安定及びセメント材料等へのリサイクルを通じた資源有効利用の促進、省エネルギー・省資源、CO2 排出削減。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱さいパラス製造業社数 ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>鉱さいパラスのセメント材料等への広範な有効利用により、鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率は99%であり、高炉セメント利用により1トンあたりのCO2 排出量は40%削減でき、高炉セメントは年間1,500万トン生産されていることから資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用の促進が図られている。</p>																							
	8 有効性等	<table border="1"> <tr> <td>① 適用数等</td> <td>件数</td> <td>軽油使用量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>15 件 17,290KL</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成22年度</td> <td>17 件 16,760KL</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成23年度</td> <td>17 件 17,165KL</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成24年度</td> <td>17 件 16,324KL</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成25年度</td> <td>17 件 17,290KL</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成26年度</td> <td>17 件 17,539KL</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成27年度</td> <td>17 件 17,539KL</td> </tr> </table> <p>平成26、27年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）</p>	① 適用数等	件数	軽油使用量		平成21年度	15 件 17,290KL		平成22年度	17 件 16,760KL		平成23年度	17 件 17,165KL		平成24年度	17 件 16,324KL		平成25年度	17 件 17,290KL		平成26年度	17 件 17,539KL		平成27年度
① 適用数等	件数	軽油使用量																							
	平成21年度	15 件 17,290KL																							
	平成22年度	17 件 16,760KL																							
	平成23年度	17 件 17,165KL																							
	平成24年度	17 件 16,324KL																							
	平成25年度	17 件 17,290KL																							
	平成26年度	17 件 17,539KL																							
	平成27年度	17 件 17,539KL																							
	② 減収額	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>減収額</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>5.6 億円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>5.4 億円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5.5 億円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5.2 億円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>5.6 億円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>5.6 億円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>5.6 億円</td> </tr> </table> <p>平成26、27年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）</p>		減収額	平成21年度	5.6 億円	平成22年度	5.4 億円	平成23年度	5.5 億円	平成24年度	5.2 億円	平成25年度	5.6 億円	平成26年度	5.6 億円	平成27年度	5.6 億円							
	減収額																								
平成21年度	5.6 億円																								
平成22年度	5.4 億円																								
平成23年度	5.5 億円																								
平成24年度	5.2 億円																								
平成25年度	5.6 億円																								
平成26年度	5.6 億円																								
平成27年度	5.6 億円																								

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <p>本措置により、鉱さいパラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいパラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。(鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいパラスとしてリサイクルされている)。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱さいパラス製造業社数 17社 ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいのリサイクル率 99.7% ・鉄鋼製造工程で生成される鉱さいによって削減されるCO2排出量 768万t (平成25年度) <p>平成26年度以降は推計値</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> </tr> <tr> <td>製造業者数</td> <td>15社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> <td>17社</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td>99.2</td> <td>99.2</td> <td>99.2</td> <td>99.5</td> <td>99.7</td> <td>99.4</td> <td>99.4</td> <td>99.4</td> <td>99.4</td> </tr> <tr> <td>CO2削減量(万t)</td> <td>599</td> <td>650</td> <td>705</td> <td>750</td> <td>768</td> <td>694</td> <td>694</td> <td>694</td> <td>694</td> </tr> </table>		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	製造業者数	15社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	リサイクル率	99.2	99.2	99.2	99.5	99.7	99.4	99.4	99.4	99.4	CO2削減量(万t)	599	650	705	750	768	694	694	694	694
			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度																															
		製造業者数	15社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	17社	17社																															
リサイクル率	99.2	99.2	99.2	99.5	99.7	99.4	99.4	99.4	99.4																																	
CO2削減量(万t)	599	650	705	750	768	694	694	694	694																																	
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥	<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営の悪化 <p>鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなり、省エネルギー・省資源・CO2削減効果が損なわれるおそれ。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <p>セメント、コンクリート骨材、道路路盤材等の材料として、安定的な鉱さいパラスの供給が、リサイクルを通じた省エネルギー・省資源・CO2削減効果を生み、加えて、今後の東北地方の本格的な震災復旧・復興にも大きく資するものである。</p>																																								
		<p>本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その半数以上が中小企業者である鉱さいパラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいパラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。</p>																																								

	当 性 等	
②	他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 と の 役 割 分 担	他の支援措置はなし。
③	地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性	リサイクル材として安定的な鉱さいの利用は、最終処分される廃棄物の削減となり、地方公共団体が行う廃棄物処理の負担軽減に寄与する。
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		◎
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（生コンクリート製品の円滑かつ低廉な供給による、社会資本整備等の促進を通じた我が国産業、経済の発展及び生コンクリート製造業者の経営の安定を通じた同産業での雇用の安定化）の根拠が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（生コンクリートの大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、生コンクリートの円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「生コンクリートの市場価格について、近年10年間に於いて1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が、「本税制の効果により、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ安定的な供給を継続的に行うことが可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
政策体系における政策目的の位置付けは「4. 中小・地域 4-3 経営安定化・取引適正化」であり、生コンクリートは、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設には必要不可欠な基礎資材であり、また生コンクリート製造事業者のほとんどが中小企業であることから、その経営の安定を通じ、低廉かつ安定的な供給を図ることが必要である。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。
あくまで事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており（生コンクリートの市場価格については、前回の平成23年度要望時以降も1%程度の変動で推移している。）、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回の平成23年度要望時は22年度以降の適用件数を95件と想定しており、その実績も90件程度で推移しているため、想定外に僅少とはなっていない。
また、生コンクリート製造業は中小企業比率が99%と大きいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。
さらに、生コンクリート製造業の場合、軽油引取税の課税免除の特例対象となる事業者は、地方税法施行令附則第10条の二の二第6項の規定により、「製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く」とされており、全ての生コンクリート製造事業者が対象とはなっていない。
その一方、上記の適用条件（コンクリートミキサー車を自社保有していない者）に合致した事業者での適用は決して少ないものではなく、当課で生コンクリート製造事業者を対象に実施したアンケート調査では、コンクリートミキサー車を保有していない事業者のうち、41%程度の事業者が本制度を適用しているとの回答があり、相当数の事業者が適用していると言える。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
本税制の効果により、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材である生コンクリートが、低廉な価格でかつ安定的な供給を継続的に行うことが可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共事業や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右される生コンクリートについて、その生産量をあらかじめ予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業） （地方税22）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	生コンクリート製造業を営む者の事業場内において、専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業窯業建材課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成13年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）
7	① 必要性等及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートを円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>生コンクリートは、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。</p> <p>一方、こうした生コンクリートを製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の動力等に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある生コンクリート製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠な生コンクリートの安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	経営安定・取引適正化

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材である生コンクリートの円滑で低廉な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 生コンクリートの大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しい生コンクリート製造業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑な生コンクリートの供給につながるほか、生コンクリート製造産業における雇用の維持に寄与する。</p>																														
8	有効性等	<table border="1"> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量 (kL))</th> </tr> <tr><td>平成21年度</td><td>95</td><td>2,617</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>90</td><td>864</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>93</td><td>781</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>90</td><td>809</td></tr> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成25年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))	平成21年度	95	2,617	平成22年度	90	864	平成23年度	93	781	平成24年度	90	809	平成25年度	90	809	平成26年度	90	809	平成27年度	90	809	平成28年度	90	809	平成29年度	90	809
(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))																														
平成21年度	95	2,617																														
平成22年度	90	864																														
平成23年度	93	781																														
平成24年度	90	809																														
平成25年度	90	809																														
平成26年度	90	809																														
平成27年度	90	809																														
平成28年度	90	809																														
平成29年度	90	809																														
	② 減収額	<table border="1"> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減税額 (百万円))</th> </tr> <tr><td>平成21年度</td><td>84</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>28</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>25</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>26</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>26</td></tr> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成25年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(減税額 (百万円))	平成21年度	84	平成22年度	28	平成23年度	25	平成24年度	26	平成25年度	26	平成26年度	26	平成27年度	26	平成28年度	26	平成29年度	26										
(年度)	(減税額 (百万円))																															
平成21年度	84																															
平成22年度	28																															
平成23年度	25																															
平成24年度	26																															
平成25年度	26																															
平成26年度	26																															
平成27年度	26																															
平成28年度	26																															
平成29年度	26																															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 生コンクリートの市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間に於いて1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>セメント(原料)</td> <td>生コンクリート</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>106.0%</td> <td>101.7%</td> </tr> </table>		セメント(原料)	生コンクリート	平成21年	106.0%	101.7%																								
	セメント(原料)	生コンクリート																														
平成21年	106.0%	101.7%																														

		<table border="1"> <tr> <td>平成22年</td> <td>101.7%</td> <td>103.5%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>100.0%</td> <td>99.0%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>101.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>100.0%</td> <td>101.4%</td> </tr> </table> <p>出所：(一財)経済調査会「積算資料」 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 同上</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) アンケート調査によれば、本措置が廃止された場合には、現在本措置を活用している事業者のうち6%の事業者が平均2人の従業員の削減を考えると回答している。 このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、生コンクリートの円滑な供給に大きな支障が生じる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</p> <table border="1"> <tr> <th>対応内容</th> <th colspan="2">具体的内容</th> </tr> <tr> <td>従業員の削減</td> <td>6%</td> <td>平均2人程度人員を削減</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(資料) アンケート調査</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 前記のとおり、アンケート調査によれば、6%の事業者が平均2人の従業員の削減を考えると回答しており、本措置は、昨今の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用維持に大きく貢献している。 さらに、生コンクリートの市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間に於いて1%程度の変動で推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。 したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、生コンクリートの円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>	平成22年	101.7%	103.5%	平成23年	100.0%	99.0%	平成24年	101.0%	100.0%	平成25年	100.0%	101.4%	対応内容	具体的内容		従業員の削減	6%	平均2人程度人員を削減
平成22年	101.7%	103.5%																		
平成23年	100.0%	99.0%																		
平成24年	101.0%	100.0%																		
平成25年	100.0%	101.4%																		
対応内容	具体的内容																			
従業員の削減	6%	平均2人程度人員を削減																		
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される生コンクリートの円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。 本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため、本措置はこうした事態を回避し、国民生活に直結した土木・建築工事に必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置との関係はない。</p>																		

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業である生コンクリート製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない	◎
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的（セメント製品の円滑かつ低廉供給による、社会資本整備等の促進を通じた我が国産業、経済の発展及びセメント製品製造業者の経営の安定を通じた同産業での雇用の安定化）の根拠が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、セメント製品の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「セメント製品の市場価格について、近年10年間において1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながらず」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

 - 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本税制の効果により、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ安定的な供給を継続的に行うことが可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
政策体系における政策目的の位置付けは「4. 中小・地域 4-3 経営安定化・取引適正化」であり、セメント製品は、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設には必要不可欠な基礎資材であり、またセメント製品製造事業者のほとんどが中小企業であることから、その経営の安定を通じて、低廉かつ安定的な供給を図ることが必要である。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）
国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ品切れ等がなく安定的な供給が行われることが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。
あくまで事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており（セメント製品の市場価格については、前回の平成23年度要望時以降も1%程度の変動で推移している。）、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置等を引き続き実施する必要がある。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回の平成23年度要望時は22年度以降の適用件数を1,091件と想定しており、その実績も1,011件程度で推移しているため、想定外に僅少とはなっていない。
セメント製品製造業は中小企業比率が99%と大きいいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
算定に誤りがあったため、平成23年度の減収額は552百万円となる（平成23年度の適用数量17,191 kLに軽油引取税（32,100円/kL）を乗じた）。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）
本税制の効果により、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設における重要な基礎資材であるセメント製品が、低廉な価格でかつ安定的な供給を継続的に行うことが可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
公共事業や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右されるセメント製品について、その生産量をあらかじめ予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業） （地方税23）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	セメント製品製造業を営む者の事業場内において、専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフト等の機械の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業課建材課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和56年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）
7	① 必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品を円滑かつ低廉に供給することにより、国民生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設を促進し、我が国産業、経済の発展を図るとともに、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定を通じてこれら産業での雇用の安定を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>コンクリート管やコンクリートブロック等のセメント製品は、社会資本整備や土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、道路や橋、鉄道、空港・港湾等のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。</p> <p>一方、こうしたセメント製品を製造する事業場内で使用するフォークリフトやホイールローダー等で使用する軽油は、運輸業のトラック等と異なり、他の動力等に転換することができない。また、こうした事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。</p> <p>こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にあるセメント製品製造業者に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に不可欠なセメント製品の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	経営安定・取引適正化

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定化を通じて雇用の安定を図り、また、土木・建築用の重要な基礎資材であるセメント製品の円滑で低廉な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 セメント製品の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同産業における急激な雇用減の回避。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く下流産業に価格転嫁が難しいセメント製品製造事業者の経営の安定を通じて急激な価格上昇の抑制を図ることは、円滑なセメント製品の供給につながるほか、セメント製品製造産業における雇用の維持に寄与する。</p>																														
8	有効性等	<table border="1"> <tr> <th>(年度)</th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用数量 (kL))</th> </tr> <tr><td>平成21年度</td><td>1,091</td><td>17,977</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,054</td><td>17,348</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,030</td><td>17,191</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,011</td><td>17,984</td></tr> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成25年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))	平成21年度	1,091	17,977	平成22年度	1,054	17,348	平成23年度	1,030	17,191	平成24年度	1,011	17,984	平成25年度	1,011	17,984	平成26年度	1,011	17,984	平成27年度	1,011	17,984	平成28年度	1,011	17,984	平成29年度	1,011	17,984
(年度)	(適用件数)	(適用数量 (kL))																														
平成21年度	1,091	17,977																														
平成22年度	1,054	17,348																														
平成23年度	1,030	17,191																														
平成24年度	1,011	17,984																														
平成25年度	1,011	17,984																														
平成26年度	1,011	17,984																														
平成27年度	1,011	17,984																														
平成28年度	1,011	17,984																														
平成29年度	1,011	17,984																														
	② 減収額	<table border="1"> <tr> <th>(年度)</th> <th>(減税額 (百万円))</th> </tr> <tr><td>平成21年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>557</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>572</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>577</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>577</td></tr> </table> <p>出所：総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、平成25年度以降は経済産業省試算（生産量の予測が困難なため同数と見込む。）</p>	(年度)	(減税額 (百万円))	平成21年度	577	平成22年度	557	平成23年度	572	平成24年度	577	平成25年度	577	平成26年度	577	平成27年度	577	平成28年度	577	平成29年度	577										
(年度)	(減税額 (百万円))																															
平成21年度	577																															
平成22年度	557																															
平成23年度	572																															
平成24年度	577																															
平成25年度	577																															
平成26年度	577																															
平成27年度	577																															
平成28年度	577																															
平成29年度	577																															
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) セメント製品の市場価格について、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移し、低廉で安定的な供給が行われている。また、現在のところ急激な雇用者の減少などにはつながっていない。これらは将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>セメント(原料)</th> <th>セメント製品</th> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>106.0%</td> <td>105.3%</td> </tr> </table>		セメント(原料)	セメント製品	平成21年	106.0%	105.3%																								
	セメント(原料)	セメント製品																														
平成21年	106.0%	105.3%																														

		<table border="1"> <tr> <td>平成22年</td> <td>101.7%</td> <td>101.4%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>101.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>100.0%</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>出所：(一財)経済調査会「積算資料」</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 同上</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) アンケート調査によれば、約8割のセメント製品製造業者が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、これまで税制措置を受けていた事業者のうち13%の事業者が平均2人の従業員の削減を、また、3%の事業者が平均5%の事業の縮小を考えると回答している。</p> <p>このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など当業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、セメント製品の円滑な供給に大きな支障が生じる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th colspan="2">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員の削減</td> <td>13%</td> <td>平均2人程度人員を削減</td> </tr> <tr> <td>事業縮小</td> <td>3%</td> <td>平均5%程度事業を縮小</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(資料) アンケート調査</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 前記のとおり、アンケート調査によれば、13%の事業者が平均2人の従業員の削減を、また、3%の事業者が平均5%の事業の縮小を考えると回答しており、本措置は、昨今の厳しい雇用情勢の中、地域の雇用維持に大きく貢献している。</p> <p>さらに、セメント製品の市場価格についても、主要原料であるセメントの価格変動による要因を除き比較的安定しており、近年10年間において1%程度の変動で推移していることから、製品の低廉かつ安定的な供給が確保されてきたところである。</p> <p>したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、セメント製品の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>	平成22年	101.7%	101.4%	平成23年	100.0%	100.0%	平成24年	101.0%	100.0%	平成25年	100.0%	100.0%	対応内容	具体的内容		従業員の削減	13%	平均2人程度人員を削減	事業縮小	3%	平均5%程度事業を縮小
平成22年	101.7%	101.4%																					
平成23年	100.0%	100.0%																					
平成24年	101.0%	100.0%																					
平成25年	100.0%	100.0%																					
対応内容	具体的内容																						
従業員の削減	13%	平均2人程度人員を削減																					
事業縮小	3%	平均5%程度事業を縮小																					
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用されるセメント製品の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な当該事業者の経営安定等に大きな影響がある。</p> <p>本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、製品の安定供給にも支障が生じる可能性がある。このため、本措置はこうした事態を回避し、国民生活に直結した土木・建築工事に必要な物資の安定供給と当該産業での雇用の安定化に貢献する有効な措置である。</p>																					

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業であるセメント製品製造業者の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展に大きく寄与している。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、砂利採取業等の産業における急激な雇用減の回避）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等の過去の実績が適切に分析されていないことから、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、適切な適用数等の実績に基づいて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、砂利等の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用数量の過去の実績について、「経済産業省調べ・試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数及び適用数量の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数及び適用数量について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「砂利等の市場価格については、平成21年度から25年までの平均伸び率が1%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられない」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が、「本税制の効果により、国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給が可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると

考えている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「将来においても同程度の効果があるものと想定される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）
政策体系における政策目的の位置付けは「4. 中小・地域 4-3 経営安定化・取引適正化」であり、砂利等は、生コンクリートの原料や路盤材など社会資本整備に必要な土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、また、砂利採取業者等のほとんどが中小企業であることから、その経営の安定を通じて低廉かつ安定的な供給を図ることが必要である。
また、砂利等を採取する際に適用を受ける砂利採取法（昭和43年法律第74号）や採石法（昭和25年法律第291号）においても、資材としての重要性や事業所の中小企業性等から、それらの目的（第1条）において、当該事業の健全な発達を図る旨が規定されており、その根拠は明らかとなっている。
- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給を行うことが目標であり、特定の目標値及び時期における達成状況を設定・把握することは困難である。
あくまでも事後的な評価手法として、継続的な価格の安定が図られていることをもって、安定供給がなされていることを説明しており（砂利製品等の市場価格については、前回の平成23年度要望時以降も1%程度の変動で推移している）、今後も継続的な安定供給を図るためには、本租税特別措置を引き続き実施する必要がある。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
総務省「道府県税の課税状況等に関する調」において把握されている軽油引取税の課税免除の特例措置における適用総額は、岩石及び砂利掘採業以外の事業の適用額についても合算したものであり、直接活用できないため、石灰石・鉱物掘採業及び石炭掘採業の実績値を担当部署から確認し、報告書の適用総額等から減算した値を当該業として算定している。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
前回の要望時における当該業の実績見込みは、平成22年度以降、適用件数2,025件、減収額10,399百万円と見込んでおり、実績との乖離は少ないと考えている。
また、岩石及び砂利掘採業は中小企業比率が99%と大きいため、本租税特別措置等の適用が特定の大企業に偏ったものとはなっていない。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
本税制の効果により、国民生活に直結する社会資本整備や住宅等の建設に不可欠な砂利等製品の円滑かつ低廉な供給が可能となっている。また、将来においても同程度の効果が見込まれることから、税収減を是認する効果があると考えている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共工事や民間の建築事業等の需要量に応じて生産量が左右される砂利等について、その生産量をあらかじめ予測できないことから補助金等の予算措置による対応は困難である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業） （地方税24）（軽油引取税：外）
2	要望の内容	さく岩機、動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利に限る）の掘削事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において、専らその掘削、積込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税免除の特例措置の延長。
3	担当部局	製造産業局住宅産業課建材課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和37年度 拡充 昭和46年度 拡充 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長 ・「鉱物」に「砂利」を含める。 ・対象機械を「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」から「鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械」に拡充。 「事業場」に「砂利を洗浄する場所」を含める。
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日（3年間）
	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉄鋼、セメント、木材等と並んで土木・建築用の重要な基礎資材である砂利、碎石（岩石を砕いたもの）を円滑かつ低廉に供給することにより、国民の生活を維持する社会資本整備や住宅等の建設（民生需要）を円滑に進めるとともに、中小企業である砂利採取業者や採石業者の経営の安定と雇用の安定化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 砂利等は、骨材の中核として、生コンクリートの原料や路盤材など社会資本整備に必要な土木建築分野に不可欠な基礎資材であり、住宅、ビル並びに道路、橋、トンネル、ダム、鉄道及び港湾施設のほか、各種防災、災害復旧工事など、我々の社会生活に必要な構造物の建設にとって不可欠な建設資材等である。 一方、砂利採取場や採石場で掘削などに使用されるブルドーザーや油圧ショベル等は、運輸業のトラック等と異なり、他の運送手段や動力源に転換することができない。また、事業者の殆どが経営基盤の脆弱な中小企業（中小企業比率99%）であり、軽油引取税による課税があった場合に、立場上その負担を下流のゼネコン等に価格転嫁しにくい状況にある。更に、アンケート調査によれば、生産費中に占める軽油価格の割合も平均1割を超えており極めて高い。 こうしたことから、サプライチェーンの中で弱い立場にある砂利採取業者等</p>

			<p>に自社の経営努力では回避し得ない課税を行うことは、こうした事業者の経営状態と雇用に大きな影響を与えることとなり、ひいては社会インフラ等の整備に必要な不可欠な砂利等の安定的供給に支障を及ぼす可能性がある。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け		<p>経営安定・取引適正化</p>	
	③ 達成目標及び測定指標		<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持し、土木・建築用の重要な基礎資材である砂利等の円滑かつ低廉な供給を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 砂利等価格の大幅な価格上昇の抑制や供給量の安定化、同業界における急激な雇用減の回避。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業比率が高く、下流産業に価格転嫁が難しい砂利採取業者等の経営の安定を通じて大幅な価格上昇の抑制を図ることは、砂利等の円滑で低廉な供給と砂利採取業者等における経営の安定と雇用の維持に大きく寄与する。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	適用件数	適用数量(kL)
			平成21年度	2,025
			平成22年度	1,992
			平成23年度	1,894
			平成24年度	1,911
			平成25年度	1,919
			平成26年度	1,919
			平成27年度	1,919
			平成28年度	1,919
			平成29年度	1,919
			<p>※アンケート調査によれば、8割を超える事業者が本措置を利用。 ※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算</p>	
		② 減収額	減収額(百万円)	
			平成21年度	10,399
			平成22年度	9,893
			平成23年度	9,407
			平成24年度	10,076
			平成25年度	10,153
			平成26年度	10,153
			平成27年度	10,153
			平成28年度	10,153
			平成29年度	10,153
			<p>※総務省「道府県税の課税状況等に関する調」、経済産業省調べ・試算</p>	
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年3月～平成26年3月) 砂利等の市場価格については、平成21年から平成25年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、供給も安定している。また、中小企業である砂利採取業者等において、急激な雇用の減少などは見受けられず、その</p>	

		<p>維持が図られている。これらは、将来においても同程度の効果があるものと想定される。</p>																		
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(砂利)</td> <td>(碎石)</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>100.8%</td> <td>101.4%</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>100.6%</td> <td>100.3%</td> </tr> <tr> <td>平成23年</td> <td>100.9%</td> <td>100.3%</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>101.3%</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>平成25年</td> <td>102.0%</td> <td>101.3%</td> </tr> </table> <p>※出典：一般財団法人建設物価調査会「建設物価」</p>		(砂利)	(碎石)	平成21年	100.8%	101.4%	平成22年	100.6%	100.3%	平成23年	100.9%	100.3%	平成24年	101.3%	100.0%	平成25年	102.0%	101.3%
	(砂利)	(碎石)																		
平成21年	100.8%	101.4%																		
平成22年	100.6%	100.3%																		
平成23年	100.9%	100.3%																		
平成24年	101.3%	100.0%																		
平成25年	102.0%	101.3%																		
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年3月～平成26年3月) 同上</p>																		
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年3月～平成26年3月) アンケート調査によれば、8割を超える砂利採取事業者が本措置を利用している一方で、本措置が廃止された場合には、12%の事業者が当該事業からの撤退を、また、23%の事業者は平均3人の従業員の削減を考慮としている。更に、営業利益が赤字となっている事業者の赤字幅が拡大するばかりでなく、黒字の事業者のうち50事業者が赤字に転落する状況にあるなど、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念がある。 このほか、20%の事業者は平均20%の大幅な事業縮小を考慮としている。</p> <p>このように、本措置の撤廃は、事業者の経営の安定や雇用の維持など当業界全体に大きな影響を及ぼす恐れがあり、また、こうした経営状況の悪化等により、砂利等の円滑で低廉な供給に大きな支障が生ずる可能性がある。</p> <p style="text-align: center;">税制の適用がなくなった場合の事業者の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応内容</th> <th colspan="2">具体的内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業撤退</td> <td>12%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>従業員の削減</td> <td>23%</td> <td>平均3人程度人員を削減</td> </tr> <tr> <td>事業縮小</td> <td>20%</td> <td>平均20%程度事業を縮小</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料)アンケート調査</p>	対応内容	具体的内容		事業撤退	12%		従業員の削減	23%	平均3人程度人員を削減	事業縮小	20%	平均20%程度事業を縮小						
対応内容	具体的内容																			
事業撤退	12%																			
従業員の削減	23%	平均3人程度人員を削減																		
事業縮小	20%	平均20%程度事業を縮小																		
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年3月～平成26年3月) 前記のように、アンケート調査によれば、本措置が廃止された場合には、12%の事業者が当該事業からの撤退を、また、23%の事業者は平均3人の従業員の削減を考慮としているほか、営業利益が赤字となる事業者が拡大する等、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があり、現下の雇用情勢が厳しい中、本措置は、事業者の経営の安定と地域における雇用維持に大きく貢献している。 更に、砂利等の市場価格についても、平成21年から平成25年までの5年間の平均伸び率が1%前後と低位で推移し、その円滑かつ低廉な供給が図られている。 このように、本措置は、当該事業の経営基盤の安定化に大きく寄与し、砂利等の円滑かつ低廉な供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>																		

9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>本措置の存廃は、土木・建築用の基礎資材として使用される砂利等の円滑かつ低廉な供給の確保や経営基盤が脆弱な砂利採取業者等の経営の安定等に大きな影響がある。</p> <p>仮に本措置が廃止された場合には、これら事業者の経営不安定化の要因となり、事業からの撤退や倒産等を加速させる懸念があるほか、製品の安定供給にも支障が生じ、結果的に国民生活に直結した建設業等にも多大な影響（国民の負担増）を及ぼす可能性があることから、こうした状況を回避する観点からも、本措置の継続は必要である。</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>本措置により、製品の円滑かつ低廉な供給と、中小企業者である砂利採取業者等の経営の安定と雇用の維持が図られており、地域経済の発展にも寄与している。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		○	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり			<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 ① 政策目的（国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定的な生産を図る）の根拠が不明なため、本租税特別措置等が政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして明確に位置付けられていることについて、法令や閣議決定等の名称及び該当部分の概要を明らかにし、説明する必要がある。

2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 ③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（国内石炭の安定的な生産体制の確保）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
 ・ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 ④ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 ⑦ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「石炭採掘事業者の直近年度（平成25年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約4割を占めており、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価を低減させ、事業の継続に与える影響は非常に大きく、これまで国内石炭の安定的な生産体制の確保に寄与したと考えられる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検

項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており経営に与える影響が非常に大きい。本特例措置は、引き続き、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価の低減につながり、事業の継続及び国内石炭の安定的な生産体制の確保につながるものと考えられる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

3 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分

⑬ 政策目的実現のための手段として、本租税特別措置等が必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を踏まえて、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

本特例措置は、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価を低減させ、もって、国内石炭の安定的な生産体制を確保することを目標とするもの。当年度において対象事業者は、事業を継続し、安定的採掘及び供給を続けており、所期の目標を達成しているものの、将来においても国内石炭の安定的な生産体制を確保するよう、引き続き本特例措置を存続する必要がある。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価を低減させ、事業の継続に与える影響は非常に大きく、これまで国内石炭の安定的な生産体制の確保に寄与したと考えられる。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中 8 ③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）

石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており経営に与える影響が非常に大きい。本特例措置は、引き続き、石炭採掘事業者の石炭生産における採掘原価の低減につながり、事業の継続及び国内石炭の安定的な生産体制の確保につながるものと考えられる。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8 ③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており経営に与える影響が非常に大きい。石炭採掘事業者のうち数社は減収額が利益を上回っていることから本特例措置がなければ直ちに赤字に転落し、事業継続そのものが困難となり、国内石炭の安定的な生産体制の確保に支障を来すことと考えられる。そのため、本特例措置は減収額に比して高い効果を達成していると考えられる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8 ③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

石炭採掘事業者の直近年度（平成 25 年度）における各社合計の利益のうち、本特例措置による減収額は約 4 割を占めており経営に与える影響が非常に大きく、本特例措置により、事業の継続そのものが確保され、国内石炭の安定的な生産体制の確保につながるものと期待される。そのため、本特例措置は、減収額に比して、高い政策効果を持つものと考えられる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9 ②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段は存在しない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業)(地方税25)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	【延長】 石炭の掘採事業を営む者の事業場内において石炭の採掘、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。 上記用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 石炭課
4	評価実施時期	平成26年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○ 昭和36年度(創設) 課税免除対象用途は「石炭の採掘、積み込み又は運搬のために使用する機械の動力源」。 ○ 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税(道路特定財源)から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については3年(平成24年度～平成26年度末)存続。
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内炭を生産する炭鉱構内で使用する軽油に係る軽油引取税を免除することにより、採掘原価を低減し、国内石炭の安定的な生産を図る。 《政策目的の根拠》 国内炭の生産量は国内の石炭消費の0.6%ではあるものの、主に炭鉱に隣接する石炭火力発電所向けに供給するために石炭を生産しているところ。電力会社からの燃料コスト抑制の要請により、事業者は生産原価の低減に努めているが、石炭の採掘にあたっては生産コストの低い場所から順次開発していること、近年軽油の価格が上昇(過去3年間で6%増)していること等から採掘原価は上昇基調となっている。軽油の使用量の削減にも取り組んでいるが、石炭の生産に使われるブルドーザ等には軽油に代替しうる燃料がないこと、軽油の使用量の削減は石炭生産量の減少に直接影響を与えることになり、石炭の生産の維持が困難になる。
		② 政策体系における政策目的の位置付け エネルギー・環境 資源・燃料
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国内石炭の安定的な生産を図る。

		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 国内石炭の安定的な生産体制の確保</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 軽油引取税の免税により、国内石炭事業においては、採掘原価の低減効果があり、国内石炭生産の安定化に寄与。</p>																																																						
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>平成21年度～平成25年度の適用者数は対象8社中すべてが対象(北海道のみ)、26年度から29年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p> <p>免税軽油使用量(KL)</p> <table border="1"> <tr><td>平成21年度</td><td>9,514</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>10,745</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>11,644</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>10,996</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>10,495</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>10,495</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>10,495</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>10,495</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>10,495</td></tr> </table> <p>※ 北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社合計)26年度から29年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p> <p>②: 減収額</p> <p><算出方法>北海道経済産業局の各社聞き取り実績(軽油使用数量)に免税額(32.1円/L)を乗じ算出(8社合計)。(単位:千円)</p> <table border="1"> <tr><td>平成21年度</td><td>305,399</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>344,914</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>373,772</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>352,971</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>336,881</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>336,881</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>336,881</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>336,881</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>336,881</td></tr> </table> <p>③: 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月) (石炭生産量:千トン)</p> <table border="1"> <tr><td>平成21年度</td><td>1,207</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1,135</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>1,227</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>1,233</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>1,224</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>1,224</td></tr> </table> <p>※北海道経済産業局の各社聞き取り実績(8社分)、26年度から29年度においても適用者数は同数で推移する見込み。</p>	平成21年度	9,514	平成22年度	10,745	平成23年度	11,644	平成24年度	10,996	平成25年度	10,495	平成26年度	10,495	平成27年度	10,495	平成28年度	10,495	平成29年度	10,495	平成21年度	305,399	平成22年度	344,914	平成23年度	373,772	平成24年度	352,971	平成25年度	336,881	平成26年度	336,881	平成27年度	336,881	平成28年度	336,881	平成29年度	336,881	平成21年度	1,207	平成22年度	1,135	平成23年度	1,227	平成24年度	1,233	平成25年度	1,224	平成26年度	1,224	平成27年度	1,224	平成28年度	1,224	平成29年度	1,224
平成21年度	9,514																																																							
平成22年度	10,745																																																							
平成23年度	11,644																																																							
平成24年度	10,996																																																							
平成25年度	10,495																																																							
平成26年度	10,495																																																							
平成27年度	10,495																																																							
平成28年度	10,495																																																							
平成29年度	10,495																																																							
平成21年度	305,399																																																							
平成22年度	344,914																																																							
平成23年度	373,772																																																							
平成24年度	352,971																																																							
平成25年度	336,881																																																							
平成26年度	336,881																																																							
平成27年度	336,881																																																							
平成28年度	336,881																																																							
平成29年度	336,881																																																							
平成21年度	1,207																																																							
平成22年度	1,135																																																							
平成23年度	1,227																																																							
平成24年度	1,233																																																							
平成25年度	1,224																																																							
平成26年度	1,224																																																							
平成27年度	1,224																																																							
平成28年度	1,224																																																							
平成29年度	1,224																																																							

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>軽油引取税の免税により国内石炭事業においては、平成21年度～平成25年度で1社当たり約42.8百万円/年(同期間1社当たり純利益約59.7百万円の約72%)の採掘原価の低減効果があり、国内石炭生産の安定化に寄与。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石炭の採掘事業を営む者(露天掘り7社、坑内掘1社)は、石炭採掘場、貯炭場、土捨て場等の自社事業場内において使用する重機、運送用車輛の燃料として軽油を使用。代替はできないため、軽油使用量の削減努力をしている。 ・代替燃料はなく、本措置が延長されなければ、直近5年を見ても露天石炭事業等を生業としている会社のほとんどが赤字に転落することになり、存続(倒産)に影響する会社がほとんど。 ・中小企業性も高く(8社中7社が中小)、山開発の都合上、開発当初に費用が発生するため、年度によって赤字となっている会社(約4割)がある。 ・本措置の廃止に伴う増税分を国内石炭の安定的な生産体制の確保や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無。したがって、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切であると考えられる。 <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月～平成26年3月)</p> <p>本税制は、国内石炭採掘事業者が炭鉱構内で使用する機器の動力源としての軽油にかかる措置であり、当該措置によりその採掘原価を直接、低減する実効的効果がある。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置との関係はない。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>当該業種は、中小企業割合が高く(8社中7社)、現在石炭を採掘している北海道において、雇用の確保に寄与している。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るための定性的な測定指標（100%の自給率を有する石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保）が設定されているが、定量的な測定指標が設定できない理由が示されていないため、定量的に設定できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に寄与し、鉱山資源の安定供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成21年度から24年度までの自給率は、石灰石、けい石いずれも100%で推移し、安定供給に大きく貢献している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は当該事業の経営基盤の安定化に寄与し、鉱山資源の安定供給や雇用の維持に有効な手段である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「将来においても同程度の効果があるものと想定される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結

果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄及び②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）

石灰石等鉱物は、その用途の重要性（コンクリート、鉄鋼等の製造や建設資材等として国民生活に必要不可欠な基礎物資）や、当該鉱物を原材料として使用する事業の発展が国民経済の発達と生活向上に寄与するため、合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与する鉱物資源の鉱業に関する基本的制度を定めた鉱業法（昭和25年法律第289号）の適用鉱物（法第3条第1項）となっている。

我が国における鉱業に関する法制としては、明治5年「鉱山心得」の発布、6年「日本坑法」の制定、23年「鉱業条例」の制定、38年「旧鉱業法」の制定を経て昭和25年に現行法の制定に至るといふ経緯からも近代日本の黎明期から長く続く施策を講じており、石灰石等鉱物も上述の重要性等から政策的に25年の現行法制定時に適用鉱物として追加されている。

したがって、石灰石等鉱物資源の低廉かつ安定供給は、鉱業法が目標とする公共の福祉の増進に大いに寄与するものである（鉱業法第1条に「この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによって公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。」と規定している。）。)

石灰石等鉱物資源の安定供給確保については、経済産業省の6つの政策の柱の一つである「エネルギー・環境」、その中の4つの施策の一つである「資源・燃料」において明確に位置付けられている。

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

所期の目標は、国民生活に欠かせない基本物資である石灰石等鉱物資源の中長期的な安定供給であり、過去4年間（平成21年度から24年度まで）においては、石灰石等鉱物の供給が不足に至った事実はなく（石灰石、けい石の自給率100%）、安定的な生産は維持されている。

当省が行った中小企業の掘採事業者に対する実態調査では、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると、赤字企業の割合は4割強に上昇する見込みの回答であったが、直近の経営状況は、約3割弱の赤字にとどまっており、増税になれば経営状況の悪化により、廃業・倒産が多数発生し、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。また、中小事業者の事業継続が困難になった場合、閉山時に必要な緑化修復や埋戻し工事に必要な経費が十分積み立てられないまま閉山を迎えることとなり、その結果、緑地化や補強工事が行われないまま跡地が放置され、陥没等が生じかねないこととなる。

現状においては、上記の状況に大きく陥っていないものと推測され、軽油引取税の課税免除の特例措置により所期における目標は達成し、また、引き続き目標を達成し続けるため特例措置を延長する必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において把握されている軽油引取税の課税免除の特例措置における適用総額は、石灰石・鉱物掘採業以外の事業の適用額についても合算したものであるため、直接活用することができない。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

「平成24年度免税軽油使用量（92,939kl）を、平成24年度免税軽油使用量（97,930kl）を算出」と記載されているが、記載誤りであり「平成24年度免税軽油使用量（92,939kl）を、平成25年度免税軽油使用量（91,028kl）を算出」が正しい。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」において把握されている軽油引取税の課税免除の特例措置における適用総額は、石灰石・鉱物掘採業以外の事業の適用額についても合算したものであるため、直接活用することができない。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

公共事業や民需に応じて生産量が左右される石灰石等鉱物資源について、その生産量をあらかじめ予測できないことから、補助金等の予算措置による対応は困難。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

同様の政策目的に係る他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業） （地方税26）（軽油引取税：外）	
2	要望の内容	・さく岩機及び動力付試す機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1KLにつき32,100円（32.1円/L）の課税を免除。 ・適用期限を延長する。	
3	担当部局	資源エネルギー庁 資源・燃料部 鉱物資源課	
4	評価実施時期	平成26年8月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年度（創設） ・対象用途は「さく岩機及び動力付試す機の動力源」 昭和34年度（拡充） ・対象用途に「鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」を追加 昭和36年度（拡充） ・「鉱物」に「岩石」を含める ・対象用途に「その他これらに類する機械」を追加 昭和37年度（拡充） ・「鉱物」に「砂利」を含める ・対象用途の「鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー」を「鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械」に拡充 昭和46年度（拡充） ・対象用途を「さく岩機及び動力付試す機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもつばら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に拡充 （平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正） 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長	
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日（3年間）	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保する。 《政策目的の根拠》 経済産業省設置法第3条（経済産業省の任務）
		② 政策体系における	政策軸名：鉱物資源の安定供給確保

		政策目的の位置付け																																							
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活に欠かせない基礎物資である石灰石等鉱物資源の低廉かつ中長期的な安定供給。 <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100%の自給率を有する石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保。 <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物の掘採事業者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の安定供給がなされること。 																																						
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用件数(鉱山数)</p> <table border="1"> <tr><td>平成18年度</td><td>429</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>422</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>418</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>416</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>414</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>406</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>389</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>381</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>381</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>381</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>381</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>381</td></tr> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石灰石等鉱物を掘採している鉱山では、掘採する鉱物の種類に関わらず、発破孔の穿孔、原石鉱物の積み込み、運搬等の作業には、軽油を動力源の燃料とする車両を使用していることから、全ての事業者は当該免税措置を受けているものと推定し、適用件数は稼行している鉱山数とした。 ・平成18年度～平成25年度の鉱山数は、経済産業局調べ。 ・平成26～28年度の鉱山数の見込みは、平成25年度と同数と推計。 	平成18年度	429	平成19年度	422	平成20年度	418	平成21年度	416	平成22年度	414	平成23年度	406	平成24年度	389	平成25年度	381	平成26年度	381	平成27年度	381	平成28年度	381	平成29年度	381														
		平成18年度	429																																						
平成19年度	422																																								
平成20年度	418																																								
平成21年度	416																																								
平成22年度	414																																								
平成23年度	406																																								
平成24年度	389																																								
平成25年度	381																																								
平成26年度	381																																								
平成27年度	381																																								
平成28年度	381																																								
平成29年度	381																																								
	② 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>免税軽油使用量(KL)</th> <th>減収額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>112,167</td><td>3,601</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>108,982</td><td>3,498</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>99,562</td><td>3,196</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>87,548</td><td>2,810</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>89,320</td><td>2,867</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>90,081</td><td>2,892</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>92,939</td><td>2,983</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>91,028</td><td>2,922</td></tr> </tbody> </table> <p>(算出方法・データの出所)</p> <p>(1)平成22年度免税軽油使用量の算出(推計)</p>		免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)	平成18年度	112,167	3,601	平成19年度	108,982	3,498	平成20年度	99,562	3,196	平成21年度	87,548	2,810	平成22年度	89,320	2,867	平成23年度	90,081	2,892	平成24年度	92,939	2,983	平成25年度	91,028	2,922	平成26年度	91,028	2,922	平成27年度	91,028	2,922	平成28年度	91,028	2,922	平成29年度	91,028	2,922
	免税軽油使用量(KL)	減収額(百万円)																																							
平成18年度	112,167	3,601																																							
平成19年度	108,982	3,498																																							
平成20年度	99,562	3,196																																							
平成21年度	87,548	2,810																																							
平成22年度	89,320	2,867																																							
平成23年度	90,081	2,892																																							
平成24年度	92,939	2,983																																							
平成25年度	91,028	2,922																																							
平成26年度	91,028	2,922																																							
平成27年度	91,028	2,922																																							
平成28年度	91,028	2,922																																							
平成29年度	91,028	2,922																																							

			<ul style="list-style-type: none"> ・全国石灰石等鉱物鉱山に対する実態調査から、鉱物生産量当たりの免税軽油使用量を算出。(生産量百万トン当たり 590.73KL) ・この「生産量当たりの免税軽油使用量」に平成22年度の石灰石等鉱物生産量(151,201,995トン)を乗じることで「免税軽油使用量(89,320KL)」を算出。 (2)平成23年度～平成25年度免税軽油使用量の算出(推計) ・鉱物生産量当たりの免税軽油使用量(生産量百万トン当たり 590.73KL)に平成23年度の石灰石等鉱物生産量(152,491,385トン)、平成24年度の石灰石等鉱物生産量(157,329,332トン)、平成25年度の石灰石等鉱物生産量(165,777,788トン)を乗じることで平成23年度免税軽油使用量(90,081KL)を、平成24年度免税軽油使用量(92,939KL)を、平成24年度免税軽油使用量(97,930KL)を算出。 (3)平成26年度～平成29年度の免税軽油使用量の算出(推計) ・鉱山数の見込みを平成25年度と同数と見込んでいることから、免税軽油使用量も平成25年度と同量(91,028KL)と推計。 (5)減収見込額(推計) ・上記(1)～(3)で推計算出した免税軽油使用量に軽油引取税額(32,100円/KL)を乗じ各年度の減収見込額を算出。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱物の中で生産量が多い「石灰石」及び「けい石」を例にすると、平成21年度から平成24年度までの自給率は、「石灰石」、「けい石」いずれも100%で推移し安定供給に大きく貢献しており、将来においても同程度の効果があるものと想定される。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同上 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成30年3月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格転嫁の困難性 石灰石生産会社及びセメント会社へのヒアリング結果によれば、石灰石の主要用途であるセメントの生産コストに占める、石灰石、粘土、けい石の原料コストは24%であり、焙焼の際の石炭に係る燃料コストは30%。 一般的に、石灰石生産会社とセメント会社では会社の規模が異なるため(石灰石生産会社の93%は中小企業、セメント会社の82%は大企業)、その力関係により、原材料価格の上昇等の影響を価格転嫁することは原則として困難。例外的に、石炭のように国際相場で価格が設定される燃料コストの上昇分については、その一部について製品価格に転嫁することが可能である一方で、石灰石や粘土のような原材料については、価格転嫁はほぼ不可能な状態であり、石灰石の製造コストが上昇しても、石灰石生産会社側で飲み込まざるを得ない状況にある。 ・経営・雇用への影響 石灰石、けい石等の生産会社へのヒアリングの結果、足下では中小事業者の3割弱が赤字の状態であるが、軽油引取税の減免措置の廃止により生産コストが上昇し価格転嫁が困難な結果、赤字企業の割合は中小事業者の4割強に上昇する見込みであり、増税による経営状況の悪化により廃業・倒産が多数発生することが懸念される。ヒアリング結果によれば、赤字中小企業のうち2割が事業継続が困難と回答している。 石灰石、けい石等の生産会社は地域における重要な雇用の受け皿となっており、これらの会社が廃業・倒産に至れば地域経済にも大きな影響を与える。

		<p>例えば、A県の山間部の自治体にあるB株式会社の石灰石鉱山は、現在黒字経営であるが、減免措置が継続されない場合、赤字経営に陥ることになる。当該鉱山で関連社員（下請、協力会社を含む）は当該自治体就労者数の8.1%雇用しており、当該鉱山が廃業等に追い込まれれば地域雇用に大きな影響が出る。</p> <p>・石灰石鉱山閉山に伴う影響</p> <p>中小の石灰石鉱山事業者が、軽油引取り税の減免措置の廃止により、事業継続が困難となった場合、以下の問題が生じることとなる。</p> <p>石灰石の掘削の結果、陥没、脱水等により他人に損害が生じた場合には、鉱業権者が賠償の責めを負うこととなる。これは鉱山閉山後であっても同様であり、廃止した鉱山が陥没等して他人に損害を与えた場合には、その時点でこの鉱業権者が賠償の責めを負う（鉱業法 109 条）。</p> <p>こうした事態を避けるため、石灰石鉱山の閉山後は跡地の緑地化や補強工事を行うこととなるが、通常、この閉山に係る費用は鉱山の操業期間中に積み立てて、閉山後の費用支出に備えている。この積立てについては、鉱山の可採年数、各年の収益等を勘案（軽油引取り税の減免措置があることが前提）して積立てを行うこととなるが、多くの中小事業者鉱山は依然として十分な積立てがなされていない状況にある。</p> <p>このため、軽油引取り税の減免措置が平成 27 年 3 月に廃止され、中小事業者の事業継続が困難になった場合、十分な閉山費用が積み立てられないまま閉山を迎えることとなる。その結果、緑地化や補強工事が行われないうまま跡地が放置され、陥没等が生じかねない。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成21年4月～平成30年3月）</p> <p>・石灰石、けい石等の生産会社へのヒアリングの結果、足下では中小事業者の3割弱が赤字の状態であるが、軽油引取り税の減免措置の廃止により生産コストが上昇し価格転嫁が困難な結果、赤字中小企業の割合は4割強に上昇する見込みであり、増税による経営状況の悪化により廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとってその影響度は極めて大きいことが予想される。</p> <p>・石灰石、けい石等の生産会社は地域における重要な雇用の受け皿となっており、これらの会社が廃業・倒産に至れば地域経済にも大きな影響を与える。</p> <p>・例えば、A県の山間部の自治体にあるB株式会社の石灰石鉱山は、現在黒字経営であるが、減免措置が継続されない場合、赤字経営に陥ることになる。当該鉱山で関連社員（下請、協力会社を含む）を当該自治体就労者数の8.1%雇用しており、当該鉱山が廃業等に追い込まれれば地域雇用に大きな影響が出る。</p> <p>・したがって、本措置は当該事業の経営基盤の安定化に極めて大きく寄与し、鉱物資源の安定供給や雇用の維持に有効な手段である。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の安定供給や雇用維持のために代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下においてその可能性は皆無に等しい。</p> <p>・このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>・他の支援措置との関係はない。</p>

	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>・当該業種は鉱物を掘採する事業であるため、その事業場所である鉱山はそのほとんどが地方圏にあり貴重な地場産業となっていること、また、我が国の石灰石等鉱物鉱山は381鉱山（平成25年4月1日現在）存在しているが、そのうち中小企業鉱山は9割以上の349鉱山であり中小企業割合が極めて高い業種である。</p> <p>・更に、関連する事業者も少なくなく、鉱物掘採の火薬類販売業者、掘採された鉱物をセメント工場や石灰工場等の需要先へ運搬する運送業者、鉱山で使用する車両系機械の燃料（軽油）を販売する燃料業者等、地域において貴重な雇用先が存在している。</p> <p>・したがって、仮に本措置が廃止され、経営悪化によって鉱山が閉山となった場合、鉱山のみならず連鎖的にこれらの関連する事業者の経営悪化や雇用にも影響を及ぼすことになる。</p> <p>・なお、地方公共団体からは、本措置の恒久化若しくは期間延長について申し入れがなされている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（電源について、安定的な供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保と整合したベストミックスを追求していく）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（総発電電力量に占める火力発電電力量割合及び電気料金軽減額推移）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。
- 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、過去の実績と所期の想定を比較せず、「軽油使用量は平成 24 年度及び 25 年度平均で、321,132kL であるが、所期の想定と比較して、僅少であったり、特定の者に偏っていることはない」と説明されているにとどまるため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置により、70 から 130 億円程度の減収が生じてきているが、本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれておらず、全額電気料金の低減につながっている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「火力発電は重要な電源として活用しており、火力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料（重油）と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せず、税収減を是認するような効果が「軽油を火力発電に用いることは、安定供給の確保及び環境への適合を図ることのために有効な手段であるほか、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小限にするために必要な措置である」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑩ 本租税特別措置等の軽油使用量の将来推計について平成 26 年度及び 27 年度しか予測されていないため、28 年度及び 29 年度の軽油使用量を明らかにする必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の軽油使用量の将来推計について、「平成 26 年度及び 27 年度は推計値を記載」と算定に用いた数値の出典が示されているが、軽油使用量の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、軽油使用量について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑪ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について平成 26 年度及び 27 年度しか予測されていないため、28 年度及び 29 年度の減収額を明らかにする必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の減収額の将来推計（平成 26 年度及び 27 年度）について、「平成 26 年度及び 27 年度は推計値を記載」とされているが、原単位となる軽油使用量の説明に課題があるため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
- ⑫ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中 8 ③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

「前回要望時の目標」は以下のとおり。

「安定的かつ効率的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進する。また、火力発電は、安定供給及び経済性の確保の観点に加え、再生可能エネルギー由来の電気の大量導入時の系統安定化対策において今後とも必要不可欠である。高効率化技術等による低炭素化を徹底的に進め、CO₂の排出を極力抑制しつつ、適切な活用を図る。」

①原子力発電所の停止により、火力発電による供給割合が高まる中で、軽油を助燃材料とする火力発電所における円滑な需給調整の実施、②東日本大震災後、需給が逼迫する中、軽油を燃料とするガスタービン発電による供給力の確保という形を通じて、安定的かつ効率的な供給の確保という目標達成を達成している。

また、重油等の他の燃料に比してCO₂排出量が小さい軽油を利用することがCO₂排出量の抑制につながることを通じて、環境への適合という目標を達成している。

目標については、特定の時点でのみ達成すればよいものではなく、常に追求していかなければならないものであるため、引き続き本措置が必要である。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

軽油使用量は平成 24 年度及び 25 年度平均で、321,132kL であるが、所期の想定と比較して、僅少であったり、特定の者に偏っていることはない。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8 ③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本措置により、70～130 億円程度の減収が生じてきているが、本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれておらず、全額電気料金の低減につながっている。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9 ①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

補助金等の予算措置では、あらかじめ必要な額の予測ができず、必要な補助金額が確保されないおそれがあることから、本租税特別措置の手段をとることは必要かつ適切である。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9 ②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

同様の政策目的に係る他の支援措置等はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(電気供給業) (地方税27)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 汽力発電装置の助燃(軽油燃焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る)(H27年度:41億円) ガスタービン発電装置の動力源の用途(H27年度:0.4億円) に供する軽油について、1KLにつき32,100円(32.1円/L)の課税免除。 ・特例措置の内容 電気供給業において軽油を上記の設備に使用する場合は、軽油引取税を免除とする措置を3年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和32年度創設 平成21年度3年間の期限の設定 平成24年度3年間の期限の設定
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成30年3月31日(3年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)では、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給(Economic Efficiency)を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。 《政策目的の根拠》 本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されており、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化のため、本措置を存続する必要がある。 また、原発の停止により、火力発電による電力供給割合が高まっていること等から、火力発電所の起動・停止による需給調整はさらに重要性が増している。軽油は火力発電所の起動時に多く消費されるため、軽油に対する課税措置は、火力発電所の需給調整機能を阻害することにもなりかねない。 さらに、仮に本措置がなくなると、軽油による発電単価が大幅に上昇するため、電気事業者が軽油を燃料とする発電設備を持つインセンティブが失われ、ひいては、需給逼迫時の供給力不足が懸念される事態にもつながりかねない。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス

③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 電源について、安定的な供給の確保、環境への適合、経済効率性の確保と整合したベストミックスを追求していく。 下記に示すとおり、汽力発電は重要な電源として活用しており、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料(重油)と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のもではなく、継続して行うことが重要であり、そのためには引き続き措置することが必要である。 <総発電電力量に占める電源(汽力・原子力)別発電電力量割合> (単位:%)																																	
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>汽力</td> <td>61.4</td> <td>60.3</td> <td>79.1</td> <td>89.5</td> <td>90.2</td> </tr> <tr> <td>原子力</td> <td>30.2</td> <td>31.4</td> <td>11.9</td> <td>1.9</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>水力</td> <td>8.1</td> <td>8.1</td> <td>8.7</td> <td>8.2</td> <td>8.3</td> </tr> </table> 出典:電力調査統計 ※一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者計 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 総発電電力量に占める汽力発電電力量割合及び電気料金軽減額推移 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのためであり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。 また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約40%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。		H21	H22	H23	H24	H25	汽力	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2	原子力	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1	水力	8.1	8.1	8.7	8.2	8.3									
	H21	H22	H23	H24	H25																													
汽力	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2																													
原子力	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1																													
水力	8.1	8.1	8.7	8.2	8.3																													
8	有効性等	① 適用数等 適用件数:57社(汽力発電装置:47件、ガスタービン発電装置10件) (平成24年度実績値、出典:総務省による道府県税の課税状況等に関する調査H26.4.25) 適用対象者:一般電気事業者、卸電気事業者等 <適用量について> ○汽力発電装置の用途 (単位:kℓ) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>212,274</td> <td>201,041</td> <td>156,147</td> <td>162,983</td> <td>187,706</td> <td>182,212</td> <td>128,795</td> </tr> </table> ○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位:kℓ) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> </tr> <tr> <td>使用量</td> <td>4,335</td> <td>2,129</td> <td>74,992</td> <td>247,119</td> <td>44,457</td> <td>92,700</td> <td>1,400</td> </tr> </table>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	使用量	212,274	201,041	156,147	162,983	187,706	182,212	128,795		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	使用量	4,335	2,129	74,992	247,119	44,457	92,700	1,400
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																											
使用量	212,274	201,041	156,147	162,983	187,706	182,212	128,795																											
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																											
使用量	4,335	2,129	74,992	247,119	44,457	92,700	1,400																											

	<p>※一般電気事業者及び卸電気事業者(11社)より聞き取り。 ※数値については、H21～H25年度は実績値であり、H26,H27年度は推計値(H26年8月時点)を記載。</p>																																
②: 減収額	<p>○汽力発電装置の用途 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>6,813</td> <td>6,452</td> <td>5,011</td> <td>5,231</td> <td>6,024</td> <td>5,848</td> <td>4,133</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ガスタービン発電装置の動力源の用途 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免税額</td> <td>139</td> <td>68</td> <td>2,407</td> <td>7,932</td> <td>1,427</td> <td>2,975</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一般電気事業者及び卸電気事業者より聞き取り。 ※数値については、H21～H25年度は実績値であり、H26,H27年度は推計値を記載。 ※免税額(円) = 軽油使用量 × 税率(32,100円/kl)</p>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	免税額	6,813	6,452	5,011	5,231	6,024	5,848	4,133		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	免税額	139	68	2,407	7,932	1,427	2,975	44
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																										
免税額	6,813	6,452	5,011	5,231	6,024	5,848	4,133																										
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27																										
免税額	139	68	2,407	7,932	1,427	2,975	44																										
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成29年度) 現在使用されている軽油は、温暖化対策の推進に関する法律におけるCO2排出係数が2.58tCO2/kl、他方、代替燃料として考え得る重油(A重油)を助燃燃料として用いて発電を行うとすると(同量の重油量を用いる場合及び熱量補正をかけた場合)、CO2排出係数は2.71tCO2/klとなっており、軽油を助燃燃料として用いる場合よりも多量のCO2を排出することとなり、環境への適合という側面に反する。 過去から現時点まで助燃燃料として軽油を使用してきたこと、上記理由から、継続的に政策目的を実現している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年度～平成29年度) ＜総発電電力量に占める汽力発電電力量割合(参考:原子力発電比率)＞ (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汽力発電比率</td> <td>61.4</td> <td>60.3</td> <td>79.1</td> <td>89.5</td> <td>90.2</td> </tr> <tr> <td>原子力発電比率</td> <td>30.2</td> <td>31.4</td> <td>11.9</td> <td>1.9</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典:電力調査統計月報 ※一般電気事業者・卸電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者計 ※汽力発電には地熱発電を含まない。</p> <p>上記に示すとおり、汽力発電は重要な電源として活用しており、汽力の助燃に当たっては、助燃用途として考え得る燃料(重油)と比べ排出係数の低い軽油を用い環境適合を図っている。本政策目的は一過性のものではなく、継続して行うことが需要であり、そのためには引き続き措置することが重要である。</p>	年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	汽力発電比率	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2	原子力発電比率	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1														
年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)																												
汽力発電比率	61.4	60.3	79.1	89.5	90.2																												
原子力発電比率	30.2	31.4	11.9	1.9	1.1																												

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成18年度～平成29年度) 本措置による免税額は、電気料金原価の低廉化を通じて需要家に還元されているところであり、逆に言えば、本措置が廃止された場合、免税額分を需要家が負担することとなり、負担増となる。従って、本措置については、国民生活や産業活動の基礎である電気料金の低廉化・安定化という目的のため、なお、存続する必要がある。</p> <p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成18年度～平成29年度) 軽油は、着火性が高く、始動が容易であり、燃料中に不純物を含まず粘度が適当であるため、噴霧がしやすく、汽力発電を円滑に行うために必要不可欠である。単価の安い重油ではなく、軽油を助燃用に用いているのはそのためであり、それは、安定供給を確保することと環境への適合を図ることの双方の目的を達成するための有効な手段である。 また、現在、電気事業営業費用に占める、燃料費の割合は約40%にのぼり、多額の燃料費が必要であることが確実となっている。特に、公共料金規制のある電気事業については、料金の値上げの抑制及び安定化を図り、需要家の負担を最小にする必要がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成21年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は原則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。 しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への付加等を踏まえると燃料の代替性がなく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。 また、ガスタービン発電装置については、比較的短期間での設置が可能なことなどから、東日本大震災等に伴う供給力不足対策として重要な役割を担っており、近年使用量が大幅に増加している。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 他の支援措置との関係はない。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性 本措置については、元来、道路との関連がなかったことから免税されていたが、平成21年に道路特定財源から一般財源化されたことに伴い、原料用途以外は原則により激変緩和措置的に時限措置とされたものである。 しかし、電気供給業における用途については、現在、環境への付加等を踏まえると燃料の代替性がなく、また、今後の汽力発電ニーズも引き続き高い。汽力発電の調整力・機動力の観点から、軽油は引き続き必要となる。その際の影響額も無視できるものではない。 また、ガスタービン発電装置については、比較的短期間での設置が可能なことなどから、東日本大震災等に伴う供給力不足対策として重要な役割を担っており、近年使用量が大幅に増加している。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）	府省名	経済産業省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」のいずれについても、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

平成24年度は3社の適用を想定していたが、実績は5社となっており、想定外に僅少となっていることはない。

なお、地熱発電用の井戸の性質による蒸気の減衰量の違いにより、発電所によって井戸の掘削頻度が異なるため、特例措置の適用を受ける頻度の高い事業者もあるが、想定外に特定の者に偏っていることはない。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額の過去の実績について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されている適用額は、軽油引取税の課税免除の特例措置を受けている全事業の適用額の合計となっており、地熱資源開発事業はその内数となっているため、同情報を用いることはできない。

このため、過去の適用数等の実績については、地熱資源開発事業において軽油引取税の課税免除の適用を受けた事業者に対しヒアリングを行い把握している。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成24年度は3社の適用を想定していたが、実績は5社となっており、想定外に僅少となっていることはない。

なお、地熱発電用の井戸の性質による蒸気の減衰量の違いにより、発電所によって井戸の掘削頻度が異なるため、特例措置の適用を受ける頻度の高い事業者もあるが、想定外に特定の者に偏っていることはない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成29年度の適用件数及び適用量の見込みは、以下のとおり。

適用件数：16件

適用量：2,933kL

将来推計における適用件数については、地熱発電事業者及び地熱資源開発事業者の掘削計画に基づき井戸の掘削本数を合算している。

また、適用量については、過去における掘削事業の実績より、事業者において事業規模、抗井種別を勘案し、軽油使用量の推計を行っている。なお、詳細は別紙のとおり。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

適用額の過去の実績について、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載されている適用額は、軽油引取税の課税免除の特例措置を受けている全事業の適用額の合計となっており、地熱資源開発事業はその内数となっているため、同情報を用いることはできない。

このため、過去の適用数等の実績については、地熱資源開発事業において軽油引取税の課税免除の適用を受けた事業者に対しヒアリングを行い把握している。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成29年度の減収額の見込みは、以下のとおり。

減収額：94百万円

⑥に記載した将来推計における適用量に、1kL当たり32,100円の課税免除額を乗じて算定。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

減収額の見込みは、平成27年度148百万円、28年度148百万円、29年度94百万円。本特例措置の効果として掘削コストの低減を目標としており、平成21年度から25年度までの掘削コストの削減実績より、平成27年度から29年度までにおいても約1.6%の掘削コスト低減が可能と見込まれる。

また、掘削コスト削減により地熱発電所の発電単価の低減及び調査事業における事業費の低減が見込まれるため、我が国の政策目標をさらに推し進め、電力の安定供給を図ることができる。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の実績は、平成24年度39百万円、25年度58百万円であるのに対して、21年度から25年度までの掘削コストの削減実績は約1.6%であり、達成目標を達している。このことから、本措置は、税収減を是認する効果がある。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収額の見込みは、平成27年度148百万円、28年度148百万円、29年度94百万円であるのに対して、27年度から29年度までにおいても約1.6%の掘削コスト低減が可能と見込まれていることから、本措置は、税収減を是認する効果がある。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

地熱資源の開発プロセスは、以下のとおり。

①「調査」：井戸を掘削、地下の詳細構造を把握

②「探査」：調査井を掘削し、蒸気噴出量を確認し、持続的な発電の可能性を評価

③「開発」：大口径の井戸を掘削し発電に供する蒸気を回収

④「運転」：既存の発電所の出力維持のため蒸気減衰を補充する追加の井戸を掘削

また、既存の取組において対象としている開発プロセスは以下のとおり。

・地熱資源開発調査事業：新規開発初期段階における「調査」段階の構造試験井に対する補助

・地熱発電開発費等補助金：発電所「運転」開始後の出力維持のための蒸気減衰を補充する追加の井戸掘削に対する補助

地熱発電は、開発コスト、リスクが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、既存の取組において補助を行っているが、地熱開発の促進を図り、我が国の政策目標をさらに推し進めるためには、地熱発電の総事業費に占める比率が高い掘削費用に対するの支援が必要

である。

全ての開発プロセスにおける地下資源獲得のために必要な掘削に対し、政策目的実現のためにコスト低減を行える手段は、当該特例措置以外はない。

また、本特例措置は既存の発電事業者だけでなく、調査事業者、開発事業者、蒸気供給事業者等広く適用が可能であり、地熱資源開発に有効な手段である。

免税軽油適用実績・見込

1. 免税軽油使用量 (単位：ℓ)

事業者名	実績					見込				
	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	
北海道電力(株)										
東京電力(株)										
九州電力(株)										
電源開発(株)	460,700									
東北水力地熱(株)	20,220	648,120	263,180	283,300			100,000	90,000		
三菱マテリアル(株)	194,681		429,510	229,420	428,020	195,000	214,000	657,000		
奥会津地熱(株)	156,100		85,610			229,420	62,840	141,390		
出光大分地熱(株)	81,700			151,100			291,000			
日鉄鹿兒島地熱(株)				404,000			423,000	423,000		
(株)杉乃井ホテル										
廣瀬商事(株)										
(合)九重観光ホテル										
大和紡観光(株)										
東北					588,750	883,500	400,000	366,577	366,577	
北海道					150,950	150,950	150,950	366,577	366,577	
北海道				150,950	157,241	366,577	366,577	366,577	366,577	
北海道					150,950	150,950	301,900	366,577	366,577	
東北					176,598	136,500	366,577	366,577	366,577	
東北					150,950	150,950	366,577	366,577	366,577	
九州						301,900	301,900	366,577	366,577	
九州						150,950	366,577			
北海道							150,950	366,577	366,577	
東北										
東北						150,950	366,577	366,577		
東北						301,900	366,577			
合計	913,401	648,120	778,300	1,218,770	1,803,459	3,169,547	4,596,004	4,610,586	2,932,618	
既存発電事業案件数	6	3	4	4	1	2	5	5		
新規調査事業案件数				1	8	13	18	18	16	
適用件数合計	6	3	4	5	9	15	23	23	16	

2. 減収額 (単位：百万円)

年度	実績					見込				
	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	
既存発電事業使用量	913,401	648,120	778,300	1,067,820	428,020	424,420	1,090,840	1,311,390	0	
新規調査事業使用量	0	0	0	150,950	1,375,439	2,745,127	3,505,164	3,299,196	2,932,618	
使用量合計(ℓ)	913,401	648,120	778,300	1,218,770	1,803,459	3,169,547	4,596,004	4,610,586	2,932,618	
減収額	29	21	25	39	58	102	148	148	94	

3. コスト削減率 (単位：%)

年度	実績					見込				
	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	
既存発電事業費(百万円)	2,270	1,159	1,534	2,066	831	1,153	2,059	2,446		
新規調査事業費(百万円)				305	2,716	5,420	6,923	6,771	6,018	
減収額(百万円)	29	21	25	39	58	102	148	148	94	
コスト削減率	1.27%	1.76%	1.60%	1.62%	1.61%	1.52%	1.62%	1.58%	1.54%	
コスト削減率(21~25年平均)	1.56%									

		租税特別措置等に係る政策の事前評価書
1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(地熱資源開発事業) (地方税28)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 地熱資源の開発のために使用する動力付試すい機の動力源の用途に供する軽油について、1kLにつき、32,100円(32,1円/L)の課税免除。 ・特例措置の内容 上記用途に供される軽油に係る軽油引取税の課税免除とする措置を3年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課 資源・燃料部政策課
4	評価実施時期	平成26年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和55年度 創設 平成21年度 3年間延長 平成24年度 3年間延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日(3年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国において、重要な低炭素の国産エネルギー源である再生可能エネルギーのうち、発電コストも低く、安定的に発電を行うことが可能な地熱発電の推進を図る。</p> <p>----- 《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成26年4月11日閣議決定)においては、再生可能エネルギーに係る政策の方向性において、次のとおり記載されている。</p> <p>「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする。」</p> <p>このうち、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準」については、次のとおり。</p> <p>「2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020年の発電電力量のうち再生可能エネルギー等の割合は13.5%(1,414億kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうち再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億kWh))。』</p> <p>これらにおける地熱発電の設備容量及び発電電力量は、それぞれ以下のとおり。</p>

		<p>・2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」 2020年 設備容量:53万kW 発電電力量:34億kWh</p> <p>・2010年6月の「2030年のエネルギー需給の姿」 2030年 設備容量:165万kW 発電電力量:103億kWh</p> <p>特に、地熱発電は安定的に発電が可能な「ベースロード電源」として、また、再生可能エネルギーの中でも風力と並んで、導入加速に向けた取組を強化すべき電源として位置付けられており、特に積極的な推進が必要である。</p> <p>(参考)エネルギー基本計画 抜粋 第2章 エネルギー需給に関する施策についての基本的な方針 第2節 各エネルギー源の位置付けと政策の時間軸 1. 一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向 (1)再生可能エネルギー 3)地熱 世界第3位の地熱資源量を誇る我が国では、発電コストも低く、安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源を担うエネルギー源である。 また、発電後の熱水利用など、エネルギーの多段階利用も期待される。 一方、開発には時間とコストがかかるため、投資リスクの軽減、送配電網の整備、円滑に導入するための地域と共生した開発が必要となるなど、中長期的な視点を踏まえて持続可能な開発を進めていくことが必要である。</p> <p>第3章 エネルギー需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策 第3節 再生可能エネルギーの導入加速～中長期的な自立化を目指して～ 1. 風力・地熱の導入加速に向けた取組の強化 開発規模によって経済性を確保できる可能性のある風力・地熱については、導入に向けた課題が多く、それを解決する取組を進める。 (2)地熱 地熱発電の開発には、時間とコストがかかり、風力発電と同様に、地元との調整や、環境アセスメントのほか、立地のための各種規制・制約への対応等の課題がある。 このため、地熱発電設備の導入をより短期間で、かつ円滑に実現できるよう、投資リスクの軽減、環境アセスメントの迅速化、電気事業法上の安全規制の合理化等の取組、また、必要に応じて更なる規制・制度の合理化に向けた取組等を進める。</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)において、発生電力量のうち再生可能エネルギー等の割合について、2020年で13.5%、2030年で約20%を更に上回る水準の導入を目指す。</p> <p>5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス</p>

	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地熱資源獲得を推進するため、本特例措置により掘削コストを約 1.6% 低減させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 総掘削費用に対する減収額の割合を測定指標として評価する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 地熱発電は、開発コスト、リスクが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、本特例措置による事業者の負担軽減が不可欠。また、軽油取引価格は平成 21 年度頃より高値での推移しており、本特例措置は掘削コスト低減に有効である。特例措置を講じなかった場合、掘削コストが増大し、地熱発電の推進に影響を及ぼすおそれがある。よって、我が国における再生可能エネルギーの導入促進を図る上で本税制の特例措置の延長が必要である。</p>
8 有効性等	① 適用数等	<p>平成 21 年度 6 件 913kL 平成 22 年度 3 件 648kL 平成 23 年度 4 件 778kL 平成 24 年度 5 件 1,219kL 平成 25 年度 9 件 1,803kL 平成 26 年度 15 件 3,170kL(見込み) 平成 27 年度 23 件 4,596kL(見込み) 平成 28 年度 23 件 4,611kL(見込み)</p> <p>[課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる。]</p>
	② 減収額	<p>平成 21 年度 29 百万円 平成 22 年度 21 百万円 平成 23 年度 25 百万円 平成 24 年度 39 百万円 平成 25 年度 58 百万円 平成 26 年度 102 百万円(見込み) 平成 27 年度 148 百万円(見込み) 平成 28 年度 148 百万円(見込み)</p> <p>[課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる。]</p>
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 現在、地熱発電は全国で 19 カ所、出力 52 万 kW であり、その出力の維持等に寄与している。 また、平成 26 年 3 月時点において、固定価格買取制度や地熱資源開発調査事業などの各種支援制度により、約 50 地点の調査案件(地理解段階を含む)が現在進捗しており、掘削調査段階の案件についてはコスト削減等に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本特例措置の適用により、地熱資源獲得に係る掘削コストは約 1.6% 程度減少する。また、軽油取引価格は平成 21 年度頃より上昇し、高値で推移しており、本措置は掘削コスト低減に有効である。 なお、掘削コスト削減実績は、平成 21 年度 1.27%、平成 22 年度 1.76%</p>

		<p>平成 23 年度 1.60%、平成 24 年度 1.62%、平成 25 年度 1.61%となっている。 (参考:課税免除の特例措置適用事業者へのヒアリングによる)</p> <p>・追加井 1 本の掘削コストに係る免税後における軽油コストの割合(実績) 平成 21 年度 2.34%、平成 22 年度 3.69%、平成 23 年度 3.94%、 平成 24 年度 3.90%、平成 25 年度 4.05%</p> <p>地熱発電は、開発コスト、リスクが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、本特例措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 資源エネルギー庁公益事業部発電課がとりまとめた「21 世紀に向けた発電技術懇談会地熱部会」中間報告(平成 8 年 11 月)では、坑井掘削費の全体に占める割合が 24% という大きなものであることが示されている。</p> <p>地熱資源開発においては、この掘削費用をどれだけ抑えることができるかが重要であるが、昨今の燃料及び原材料価格の高騰に伴い、坑井掘削費は上昇傾向にある。</p> <p>また、日本における掘削コストは海外に比べ割高であるため、地熱資源の開発を進めるうえで、掘削コスト低減に直接寄与する「軽油取引税の免税措置」が重要である。</p> <p>本特例措置が延長されなかった場合、建設コストの増大により、地熱発電の推進に影響を与える恐れがある。また、本措置は至近 5 年累計において 71% が東北地域において活用されており、復興再建に取り組む東北地域における電力の安定供給にも支障を生じる。地熱発電による発電量低下に伴い、化石燃料を使用する火力発電の発電量が増え、二酸化炭素排出量増加することが見込まれる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月) 本特例措置の活用により、全国で 19 カ所、出力 52 万 kW の地熱発電所の発電出力の維持に貢献している。また、本措置の適用を受けている蒸気供給業者は発電事業者へ蒸気を売却しているが、地熱資源の調査及び掘削により予定していた蒸気が得られなかった場合等の費用については、蒸気価格に反映することができず、現時点で単年度黒字でも事業全体を通して見ると過去の投資が回収できていない。</p> <p>地熱発電事業については、震災前は一部の大企業のみが携わっていたが、震災後は地熱発電開発に参画する大企業が増えている。これは国を挙げて地熱発電開発への参画を促す様々な施策が施された結果であるが、地熱資源の開発リスクは依然として高いものがあり、企業の内部では事業採算性が厳しくチェックされている。</p> <p>大企業は様々な新規事業を抱えていて常に採算性による取捨選択を行っており、地熱発電開発を担当する部署は事業が中断・廃止される選択を受けることの無いようにコスト削減による投資効率の向上を至上命題としている。</p> <p>地熱発電開発プロジェクトの採算性を向上する努力は全方位的に積み重ね</p>
--	--	---

		<p>られているが、その中で、掘削費の削減には前述の通り注目が集まっている。</p> <p>したがって、大企業に於いても資本力や会社全体の利益に関わらず、免税軽油の経過措置の継続による掘削費の削減効果への要望が強い。</p> <p>このため、既存事業の経営改善がなされれば新規の地熱発電開発を進める上で大きなインセンティブとなり、再生可能エネルギーの導入促進に効果を上げている。</p> <p>また、エネルギー基本計画における目標を達成するためにも、新規地熱開発を促進することは非常に重要である。しかしながら、初期コストが非常に高い地熱開発において、一本3～8億円程度からかかる掘削コストを、本措置の適用を受け、初期コストを少しでも低減することで、地熱発電の導入促進に繋がる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>税率の変更に伴う建設コストの増大は、地熱発電の推進に影響を及ぼすおそれがある。今後、地熱発電の導入を進めるに当たっては、延長が不可欠。</p> <p>また、本措置は至近5か年累計において71%（減収額割合ベース）が東北地域にて活用されており、東北地域における電力の安定供給及び復興支援の観点からも妥当な手段である。</p> <p>○全発電量に対する地熱発電量の割合（平成25年度）</p> <p>全電源発電量 9,397億kWh 地熱発電量 26億kWh(0.3%)</p> <p>○地熱発電所が多い東北、北海道地方の地熱発電量の割合（平成25年度）</p> <p>東北地方全電源発電量 958億kWh 東北地方地熱発電量 10億kWh(1.1%) 北海道地方全電源発電量 341億kWh 北海道地方地熱発電量 1億kWh(0.3%)</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>地熱発電は、開発コスト、リスクが高いこと、蒸気減衰等により出力が低下するという課題があるため、以下の取組を行っている。</p> <p>① 地熱発電開発費等補助金：発電所における追加掘削に対して20%を補助。平成26年度予算額843百万円。 ※後年度負担のみ</p> <p>② 地熱資源開発調査事業：新規開発のための初期段階の地質調査掘削に対して、50%を補助。平成26年度予算額6,500百万円。</p> <p>地熱発電開発費等補助金は、既存の発電所の出力維持を目的としているが、平成22年度以前に審査を受けた事業についてのみ後年度負担を行うこととなり、当該補助金は平成28年度に廃止される。</p> <p>また、地熱資源開発調査事業においては、新規開発初期段階の地熱調査掘削に対する補助であるため、新規発電所建設における掘削及び発電所運転開始後の出力維持のための追加掘削に係る補助を目的としていない。</p> <p>本特例措置は掘削に必要な燃料費負担の低減が目的であり、本特例措置を活用することにより、我が国の政策目標をさらに推し進めることができ、我が国の電力の安定供給を図ることができる。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	施設に関わる技術者、開発者等が補助対象地域に集まることにより、資材・物流・建設等の面から地域経済へ貢献する。貢献内容として、当該地域における工事の発注並びに技術者及び開発者等の滞在に伴う宿泊施設の活用等地域経済の活性化が見込まれる。
10	有識者の見解		経済性の問題を理由として事業化を見送っている事業者に対して、開発インセンティブを与える上でコスト低減策は効果的である。（地熱発電に関する研究会・平成21年6月）
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成23年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（燃料供給設備の設置状況、低公害車・次世代自動車の普及状況）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 - ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が水素充填設備や天然ガス充填設備の…導入、運営が促進された…また、こうしたインフラ整備の促進により燃料電池自動車や天然ガス自動車といった次世代自動車の普及が図られ、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も生じたと説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ④ 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績について、「経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、燃料供給設備の設置数は、平成25年度317件、新車販売（乗用車）に占める次世代自動車の割合は平成25年度23%と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目

標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が大气污染防治等に大きな効果が期待できる、新たな需要の創出等の経済効果も期待できると説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の将来推計について平成 26 年度が不明なため、26 年度の適用件数及び適用額を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「経済産業省試算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中 8 ③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

租税特別措置等により達成しようとする目標として、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 2020 年までに最大 50%と設定しており、前回要望時からは変更していない。

なお、平成 26 年 8 月に策定された「自動車産業戦略 2014」においても「政府目標では、次世代自動車の新車販売に占める割合を 2020 年に 20～50%、2030 年に 50～70%とする。」と明記されている。

達成状況については、新車販売に占める次世代自動車の割合が平成 23 年度 16%、24 年度 21%、25 年度 23%となっており、前回要望時実績（平成 23 年度）から目標の達成に近づいている。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中 7 ③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

次世代自動車の目標達成時期が 2030 年に設定されているのは、閣議決定に定められた達成時期を用いているため（「次世代自動車について、2030 年までに新車販売に占める割合を 5 割から 7 割とすることを目指す。」（エネルギー基本計画（平成 26 年 4 月閣議決定）））。

④ 適用数等の実績把握（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

過去の実績等については、業界団体等からのヒアリングを通じて実績を積み上げたもの。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

想定外に僅少であることについて、前回要望時の想定適用件数が、天然ガス充填設備は 42 件（平成 25）、58 件（平成 26）、水素充填設備は 25 件（平成 25）、53 件（平成 26）となっている。それに対して適用件数の実績は、天然ガス充填設備は 33 件（平成 25）、水素充填設備は 6 件（平成 25）となっており、天然ガス充填設備に関しては目標と同程度の実績を上げている。なお、水素充填設備に関しても、目標としている 2015 年内の 100 か所程度の整備に向けて、今年度に 41 件の実績を上げており、目標達成に向けて引き続き本租税特別措置が必要。

天然ガス自動車スタンド 300 か所（平成 25 年度末現在）のうち、ガス事業者は 150 か所、それ以外の企業等は 150 か所のスタンドを整備しており、適用に偏りがあるとはいえない。

水素充填設備については、燃料電池自動車が 2014 年度から市場投入される計画であることから、現在の設備は全て実証用であり、したがって事業者も限定されている。また、地方公共団体、財団法人、大学等が設備を導入するケースもあり、本制度が適用されないケースもある。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8 ①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数及び適用額の将来推計は以下のとおり。

（適用件数）

平成 27 年度 天然ガス充填設備：9 基、水素充填設備：100 基

28 年度 天然ガス充填設備：10 基、水素充填設備：100 基

（適用額）

平成 27 年度 天然ガス充填設備：3.2 百万円、水素充填設備：192.7 百万円
 28 年度 天然ガス充填設備：3.9 百万円、水素充填設備：170.2 百万円
 なお、適用件数の見込みについては、業界団体等からのヒアリングによるもの。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中 8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）

水素充填設備や天然ガス充填設備の設置や運営に当たっては億円規模の資金が必要であるが、百万円規模の減税インセンティブにより導入、運営が促進されたことを鑑みると政策効果は大きかったと評価できる。

また、こうしたインフラ整備の促進により燃料電池自動車や天然ガス自動車といった次世代自動車の普及が図られ、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も生じた。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中 9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

設備導入に係る経費の一部を補助する補助金制度が存在するが、本租税特別措置は設備の維持に係る負担を軽減する税制上のインセンティブを設ける措置であり、効果の発現時期が異なる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長 (地方税30)(固定資産税:外)
2	要望の内容	燃料電池自動車及び天然ガス自動車の燃料等供給設備(水素充填設備、天然ガス充填設備)に係る固定資産税の課税標準について、取得から3年間に限り2/3の額とする特例措置を2年間延長する。 (対象設備) 水素充填設備(1億5,000万円以上) 天然ガス充填設備(2,000万円以上) ※()内は対象となる設備の取得価格要件
3	担当部局	製造産業局自動車課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 9 年度 創設 ・平成 11 年度 延長 ・平成 13 年度 延長 ・平成 15 年度 対象設備の見直しを行ったうえで延長・拡充 ・平成 17 年度 延長 ・平成 19 年度 延長 ・平成 21 年度 一部見直し(充電設備の取得価額要件を 2,000 万円以上から 300 万円以上に引き下げ)のうえで延長・拡充 ・平成 23 年度 電気充電設備を対象から除外 ・平成 25 年度 一部見直し(水素充填設備の取得価額要件を 2,000 万円から 1 億 5,000 万円に引き上げ)のうえで延長
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日(2 年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○東日本大震災の教訓から、輸送用燃料の多様化が求められており、「国土強靱化政策大綱」(平成 25 年 12 月決定)においても、エネルギーセキュリティの推進のため、CNG自動車の普及等を図ることが求められている。 ○また、「総合物流施策大綱」(平成 25 年 6 月閣議決定)においては、物流分野における主要なCO2 排出源であるトラック等、輸送モードの省エネ化、低公害化が求められている。自動車からの排出ガスによる大気汚染問題への対応、地球温暖化対策に向けた政府目標を達成するためには、燃料電池自動車、天然ガス自動車といった低公害車の普及促進を図る必要がある。なお、天然ガス自動車は、SOxをほとんど発生させず、CO2 排出量もディーゼル車より約 2 割少なく環境性に優れている。 ○さらに、低公害車は、我が国自動車産業が強みを有する次世代自動車に位置づけられており、「エネルギー基本計画」(平成 26 年 4 月閣議決定)において、次世代自動車について、2030 年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目標に掲げている。 ○これらの目標を踏まえ、燃料等供給設備の普及を支援することにより、低公害車の普及促進、ひいては地球温暖化防止を図る。</p>

	<p>《政策目的の根拠》 ○エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定) ・次世代自動車について、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを旨とする。</p> <p>・次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等)の普及・拡大に当たっては、研究開発に加え、インフラ整備が不可欠である。</p> <p>・運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。</p> <p>・2014年度内に商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、四大都市圏を中心に2015年内に100ヶ所程度の水素ステーションの整備をする。</p> <p>○国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月国土強靱化推進本部決定)</p> <p>・エネルギーセキュリティの推進(CNG車両等の普及)、バスターミナルの耐震化の促進を図る。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>個別産業 — 流通・物流 エネルギー・環境 — 新エネルギー・省エネルギー、電力・ガス、環境</p>
③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○運輸部門については、自動車に係るエネルギーの消費量がその大部分を占めており、その省エネルギー化が重要である。</p> <p>○2014年度内に商業販売が始まる燃料電池自動車の導入を推進するため、規制見直しや導入支援等の整備支援によって、四大都市圏を中心に2015年内に100ヶ所程度の水素ステーションの整備をする。</p> <p>○次世代自動車について、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを旨とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ○燃料供給設備の設置状況 ○低公害車・次世代自動車の普及状況</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ○燃料電池自動車、天然ガス自動車といった次世代自動車については、燃料供給設備の整備が十分でないことが普及の障害となっており、燃料供給設備の整備が進むことにより、次世代自動車の普及を促進することができる。また、燃料供給設備の取得者に対して、税制上の特例措置による維持費用の負担を軽減することにより、燃料供給インフラの整備が進むことが期待できる。</p>

8 有効性等	① 適用数等	○適用件数(試算) (単位:件)																																																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素充填設備</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>天然ガス充填設備</td> <td>32</td> <td>30</td> <td>23</td> <td>33</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)燃料供給設備の設置状況、業界団体等へのヒアリング結果等から試算</p> <p><参考>燃料供給設備の設置数の推移(単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素充填設備</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>天然ガス充填設備</td> <td>342</td> <td>333</td> <td>321</td> <td>314</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>357</td> <td>347</td> <td>337</td> <td>330</td> <td>317</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)低公害車ガイドブック、日本ガス協会 HP 等から作成</p> <p><参考>低公害車の普及状況(単位:台)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料電池自動車</td> <td>54</td> <td>54</td> <td>52</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>天然ガス自動車</td> <td>38,861</td> <td>40,429</td> <td>41,463</td> <td>42,590</td> <td>43,601</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)日本ガス協会 HP、JHFC 資料等から作成</p> <p><参考>新車販売に占める次世代自動車の割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>16%</td> <td>21%</td> <td>23%</td> </tr> </tbody> </table>		H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	水素充填設備	4	7	10	10	6	天然ガス充填設備	32	30	23	33	33		H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	水素充填設備	15	14	16	16	17	天然ガス充填設備	342	333	321	314	300	合計	357	347	337	330	317		H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	燃料電池自動車	54	54	52	47	47	天然ガス自動車	38,861	40,429	41,463	42,590	43,601		H23FY	H24FY	H25FY		16%	21%	23%
			H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY																																																															
水素充填設備	4	7	10	10	6																																																																	
天然ガス充填設備	32	30	23	33	33																																																																	
	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY																																																																	
水素充填設備	15	14	16	16	17																																																																	
天然ガス充填設備	342	333	321	314	300																																																																	
合計	357	347	337	330	317																																																																	
	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY																																																																	
燃料電池自動車	54	54	52	47	47																																																																	
天然ガス自動車	38,861	40,429	41,463	42,590	43,601																																																																	
	H23FY	H24FY	H25FY																																																																			
	16%	21%	23%																																																																			
② 減収額	○減収額見込み																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H21FY</th> <th>H22FY</th> <th>H23FY</th> <th>H24FY</th> <th>H25FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15.8 百万円</td> <td>17.6 百万円</td> <td>18.2 百万円</td> <td>22.1 百万円</td> <td>17.3 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26FY</th> <th>H27FY</th> <th>H28FY</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90.6 百万円</td> <td>195.9 百万円</td> <td>174.1 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)経済産業省試算</p>	H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY	15.8 百万円	17.6 百万円	18.2 百万円	22.1 百万円	17.3 百万円	H26FY	H27FY	H28FY	90.6 百万円	195.9 百万円	174.1 百万円																																																					
H21FY	H22FY	H23FY	H24FY	H25FY																																																																		
15.8 百万円	17.6 百万円	18.2 百万円	22.1 百万円	17.3 百万円																																																																		
H26FY	H27FY	H28FY																																																																				
90.6 百万円	195.9 百万円	174.1 百万円																																																																				
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成28年度)</p> <p>○新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度21%、平成25年度23%(軽自動車と登録車を合わせた割合)。</p> <p>○燃料供給設備の設置数は平成25年度で317基に上っているものの、「エネルギー基本計画」における2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割という目標達成のためには、本特例措置の延長が必要。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度~平成28年度)</p> <p>○対象となる燃料供給設備の設置数は、平成25年度317件に上っている。</p> <p>○新車販売(乗用車)に占める次世代自動車の割合の推移は、平成23年度16%、平成24年度21%、平成25年度23%に増加。</p> <p>○全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況は、平成24年度において二酸化窒素:98.6%、浮遊粒子状物質:100%と全体的に改善傾向にあり、各種施策の成果が着実に現れている。</p>																																																																					

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度)</p> <p>○燃料電池自動車や天然ガス自動車といった次世代自動車の普及目標(2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とする)は、自動車メーカーの販売計画等を基に、政府が必要な政策支援を積極的に講じた場合に達成可能な数値を目標として掲げたものであり、これまで実績を上げてきた本特例措置が延長されず、支援が後退した場合、事業者の自主的な努力だけでこれら目標の達成は困難。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度)</p> <p>○燃料供給設備の整備が進展することにより、次世代自動車の普及が進むと考えられることから、大気汚染対策、CO2排出量の抑制等に大きな効果が期待できる。</p> <p>○また、次世代自動車に位置づけられる燃料電池自動車、天然ガス自動車の普及が進むことにより、新たな需要の創出、関連産業の活性化等の経済効果も期待できる。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>○燃料供給設備は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車を使用する際に必要不可欠な社会インフラであることから、設備を取得する全ての者を対象とする税制上の措置を設けることは公平な支援措置と考える。また、2014年度内に燃料電池自動車における商業販売が始まる予定であり、天然ガス自動車においては、今後普及が見込まれる大型CNGトラックについて、従来の改造車に加え2015年にメーカー車を市場投入することをトラックメーカーが表明しており、今後、次世代自動車の普及が進むと見込まれていることから、引き続き措置が必要。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車は従来車に比べ高額であることから短時間での普及は困難であり、燃料等供給設備の設置する者においては、設置当初の稼働率が低いことが予想されることから当面収益性がない。本特例措置により、燃料等供給設備の設置者の維持費用を軽減し、燃料等供給設備を設置する者に対してインセンティブが働くことになる。燃料等供給設備の設置は燃料電池自動車及び天然ガス自動車といった次世代自動車の普及促進を図るうえで前提となる社会インフラの整備であり、政策的な支援が必要不可欠。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>○大気汚染問題への対応、地球温暖化対策は、地域を問わず取り組んで行くべき課題。</p> <p>○燃料供給設備は低公害車を使用する際に必要不可欠なものであり、全国一律に設置することで自動車ユーザーの利便性が高まり、低公害車の普及が進むと考えられることから、地方税においても支援することが妥当。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年度政策評価(事前評価・事後評価) (3. エネルギー・環境)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合）は、補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから（コージェネレーションの耐用年数は15年）、効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「業界ヒアリングにより推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度から28年度まで11万kW（見込）」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目等に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄及び<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

達成しようとする目標及び測定指標としては2020年の1,400万kW、2030年の2,200万kW、うち家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約1,650万kW（2030年）の長期的計画目標を想定しており、中間目標はない。ただし、直近の2020年の1,400万kWを目安の一つとすることは可能である。

コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。このため、本特例措置を始め、あらゆる政策手段を通じてコージェネレーションの導入を促進する必要がある。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

当該税制は、創設が平成25年4月であり固定資産税課税の基準となる同年1月1日時点では適用されないことから、25年度の適用件数は測定不能とした（平成26年1月1日を固定資産税課税の基準とするものが初の適用件数となる）。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数の推計については、資源エネルギー庁が業界団体に依頼して実施した大手一般ガス事業者10社に対するヒアリング調査により情報を収集したもの。

⑧ 減税額の将来予測（評価書中8②「減税額」欄への補足説明）

別紙（減収見込額の積算内訳）のとおり。

(別紙) 減収見込額の積算内訳
(コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長)

(単位:百万円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	発電出力(kW)	90,000	110,000	110,000	110,000	110,000	
	投資額	18,000	22,000	22,000	22,000	22,000	
	件数(件)	129	157	157	157	157	
平成25年取得分	課税標準		16,722	14,347	12,310		
	減税額		39	33	29		
" 26年 "	課税標準			20,438	17,536	15,046	
	減税額			48	41	35	
" 27年 "	課税標準				20,438	17,536	15,046
	減税額				48	41	35
" 28年 "	課税標準					20,438	17,536
	減税額					48	41
" 29年 "	課税標準						20,438
	減税額						48
	減税額合計		39	81	117	124	124

特例措置の内容: 課税標準を最初の3年間5/6とする。

【試算方法】

- 各年度の発電出力、投資額、件数
 - 各年度の導入見込み(発電出力フロー)を業界ヒアリングにより推計。
 - 各年度の発電出力から発電出力1kW当たり平均単価20万円を乗じて投資額を算出。
 - 各年度の発電出力から平均発電出力700kWで除して導入件数を算出。
- 課税標準額、減税額
 - 取得の翌年度の課税標準額 = 取得価額 × (1 - (減価率0.142/2))
 - 取得の翌々年度以降の課税標準額 = 前年の評価額 × (1 - 減価率0.142)
 - 減税額 = 課税標準額 × 1.4%(標準税率) × (1 - 5/6) (最初の3年間)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長 (地方税31)(固定資産税:外)
2	要望の内容	コージェネレーション設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する(2年間延長)。
3	担当部局	資源エネルギー庁ガス市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年4月創設
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー供給構造が脆弱な我が国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、もって電源セキュリティの向上を図る(エネルギーの安定供給)。 ・また、発電の際に発生する廃熱をオンサイトで有効利用すること(エネルギーの高度利用)により、大幅な省エネルギー及び環境負荷の低減を実現し、地球温暖化問題に対応する(環境への適合)。 <p>このように、コージェネレーションは、熱と電気の一休利用や排熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省CO2を実現し、また発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さら地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、本税制措置を始め様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定) ・一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向として「地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど地域における電源の分散化や(中略)利用など、(中略)産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進」する必要がある(第2章第2節1.(4)) ・「熱と電気を組み合わせて発生させるコージェネレーションは、(中略)エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つで(中略)導入拡大を図っていくことが必要である」(第2章第2節2.(2)) ・「コージェネレーションの導入促進を図るため、導入支援策の推進」が必要とされている(第3章第8節1.(1))。</p> <p>また、国土強靱化政策大綱(平成25年12月国土強靱化推進本部決定)においても、「大規模被災時にあっても必要なエネルギー供給量を確保できるよう(中略)コージェネレーション(中略)等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」とされている。</p> <p>さらに、「総務省地域の元気創造本部」(平成25年2月8日設置)が地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するために推進している「地域の元気創造プラン」の取組の一つである「分散型エネルギーインフラプロジェクト」において、コージェネレーションを活用した計画を策定している。</p>

	②	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「コージェネを最大限普及させ、2020年に1,400万kW600億kWh、2030年に2,200万kW1,500億kWhの導入」(革新的エネルギー・環境戦略(平成24年9月))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約1,650万kW(家庭用を除く) ※出典:総合資源エネルギー調査会第20回基本問題委員会(平成24年4月26日)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制措置により、需要家の運転初期段階のランニングコストが軽減されるため、需要家の投資決断を加速させる効果が見込まれ、コージェネレーションの普及拡大が進む。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 一件(初年度見込)</p> <p>平成26年度 129件(見込)</p> <p>平成27年度 286件(見込)</p> <p>平成28年度 443件(見込)</p> <p>※出典:業界団体へのヒアリング調査</p>
		② 減収額	<p>平成25年度 一億円(初年度見込)</p> <p>平成26年度 0.4億円(見込)</p> <p>平成27年度 0.8億円(見込)</p> <p>平成28年度 1.2億円(見込)</p> <p>※出典:業界団体へのヒアリング調査</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成21年度末 440万kW 平成22年度末 440万kW 平成23年度末 441万kW 平成24年度末 467万kW 平成25年度末 474万kW ※出典:日本ガス協会調べ ※注:年度末の天然ガスコージェネレーションの現存設備容量(家庭用除く)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 平成25年度 9万kW(初年度実績見込) 平成26年度 11万kW(見込) 平成27年度 11万kW(見込) 平成28年度 11万kW(見込) ※出典:業界団体へのヒアリング調査 ※注:当該年度の対象設備の新規導入容量(家庭用除く)</p> <p>本措置創設要望時から縮減実施されたこと及び東日本大震災後の需要反動減があったことから25年度は伸び悩んだが、今後、燃料価格低下やコストダウン、自立・分散型エネルギー等の機能性能に係る再評価により、将来的に拡大していくことが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 コージェネレーションの普及拡大が遅れが生じ、2030年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO2に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、需要家は電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較を行うことになる。設備導入当初3年間の固定資産税について 5/6 の軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階3年間のランニングコスト軽減につながり、投資決断を促進する効果が期待できる。</p> <p>コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。なお、補助金は、省エネ率が高く省エネ量の多いトップランナー設備のみを対象としている。</p> <p>本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステムは、防災対策やエネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※例えば、東京都では「2020年の東京」のアクションプログラムの中で、コージェネレーションシステム等の自立・分散型電源の導入を促進することとしている。</p>
10	有識者の見解		<p>コージェネの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料)、②省CO2、③発電コストの最適化、④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	経済産業省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税32)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	中小企業庁経営支援部技術・経営革新課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p>

		<p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>

	<p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>（3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>1. 経済産業 1-3 イノベーション ○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 （3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 （1）科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（日本再興戦略改定2014） また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p>										
		<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p>										
		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>										
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,899件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>3,807件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4,530件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5,290件</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5,528件</td> </tr> </table> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>	平成20年度	4,899件	平成21年度	3,807件	平成22年度	4,530件	平成23年度	5,290件	平成24年度	5,528件
平成20年度	4,899件											
平成21年度	3,807件											
平成22年度	4,530件											
平成23年度	5,290件											
平成24年度	5,528件											

○国税利用実績

①減収額実績 () 内が中小企業者分(資本金1億円以下)

<総額型>

平成22年度 3,337億円(16億円)
 平成23年度 2,848億円(45億円)
 平成24年度 3,017億円(42億円)
 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)
 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 165億円(164億円)
 平成23年度 224億円(222億円)
 平成24年度 212億円(209億円)
 平成25年度 278億円(275億円)(見込み)
 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 0.6億円(0億円)
 平成23年度 0.4億円(0.1億円)
 平成24年度 0.6億円(0億円)
 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)
 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)

②適用事業者(法人)数

<総額型>

平成22年度 2,611(504)
 平成23年度 2,793(705)
 平成24年度 3,297(842)
 平成25年度 3,636(972)(見込み)
 平成26年度 3,636(972)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 4,029(4,026)
 平成23年度 4,603(4,585)
 平成24年度 4,706(4,686)
 平成25年度 5,430(5,412)(見込み)
 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 91(28)
 平成23年度 91(27)
 平成24年度 100(32)
 平成25年度 100(32)(見込み)
 平成26年度 100(32)(見込み)

○地方税影響額実績

平成23年度 43億円
 平成24年度 43億円
 平成25年度 43億円(見込み)
 平成26年度 43億円(見込み)

※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)

※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)

(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。

・平成24年度見込み

3,783件 12,032百万円(国税)
 3,783件 2,082百万円(地方税)

		<p>・平成25年度見込み 3,783件 12,594百万円(国税) 3,783件 2,179百万円(地方税)</p> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省) 平成24年度(実績) 5,528件 25,064百万円(国税)</p> <p>※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省) 平成24年度(実績) 影響額 4,252万円(地方税)</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計 平成27年度</p> <p>・総額型 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 3,636(972) 事業年度 461,786百万円(4,801百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 619百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 5,430(5,412) 事業年度 27,846百万円(27,509百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 3,549百万円</p> <p>・オープンイノベーション型 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 373(115) 事業年度 2,749百万円(310百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 40百万円</p> <p>平成28年度</p> <p>・総額型 <国税における減収額> 件数 3,636(972) 事業年度 475,640百万円(4,945百万円)</p>
--	--	--

		<p><地方税における減収額> 事業年度 638百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額> 件数 5,430(5,412) 事業年度 28,681百万円(28,334百万円)</p> <p><地方税における減収額> 事業年度 3,655百万円</p> <p>・オープンイノベーション型 <国税における減収額> 件数 373(115) 事業年度 2,831百万円(319百万円)</p> <p><地方税における減収額> 事業年度 41百万円</p> <p>平成29年度</p> <p>・総額型 <国税における減収額> 件数 3,636(972) 事業年度 489,909百万円(5,093百万円)</p> <p><地方税における減収額> 事業年度 657百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額> 件数 5,430(5,412) 事業年度 29,541百万円(29,184百万円)</p> <p><地方税における減収額> 事業年度 3,765百万円</p> <p>・オープンイノベーション型 <国税における減収額> 件数 373(115) 事業年度 2,916百万円(329百万円)</p> <p><地方税における減収額> 事業年度 42百万円</p> <p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29</p>
--	--	---

年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種

(総額型控除上限20%→30%適用企業)

平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)

平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事	4	0

業		
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

1. 減収額について

○地方税における減収額

影響額実績

平成20年度	43億円
平成21年度	23億円
平成22年度	30億円
平成23年度	43億円
平成24年度	43億円

【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」

平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収額

減収額実績(うち、税法上の中小企業分)

平成20年度	2,881億円(246億円)
平成21年度	2,565億円(131億円)
平成22年度	3,726億円(174億円)
平成23年度	3,395億円(234億円)
平成24年度	3,952億円(223億円)

○増加型・高水準型における減収額

減収額実績

平成20年度	2.4億円
平成21年度	1.0億円
平成22年度	1.7億円
平成23年度	2.1億円
平成24年度	2.3億円

(参考) 減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)

平成20年度	178億円(14億円)
平成21年度	133億円(6億円)
平成22年度	224億円(10億円)
平成23年度	232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)
平成24年度	266億円[増加型173億円、高水準型93億円](14億円)

		<p>【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金 1 億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <table border="0"> <tr><td>平成 20 年度</td><td>4, 899 件</td></tr> <tr><td>平成 21 年度</td><td>3, 807 件</td></tr> <tr><td>平成 22 年度</td><td>4, 530 件</td></tr> <tr><td>平成 23 年度</td><td>5, 290 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>5, 528 件</td></tr> </table> <p>【平成 20～22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型利用実績</p> <table border="0"> <tr><td>平成 23 年度</td><td>1, 228 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>1, 447 件</td></tr> </table> <p>○高水準型利用実績</p> <table border="0"> <tr><td>平成 23 年度</td><td>83 件</td></tr> <tr><td>平成 24 年度</td><td>81 件</td></tr> </table> <p>【平成 23～24 年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 (注)平成 18 年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○将来推計</p> <table border="0"> <tr><td>平成 27 年度</td><td></td></tr> <tr><td>総額型</td><td>▲562 億円 (▲12.4 億円)</td></tr> <tr><td>オープンイノベーション型</td><td>▲27 億円 (▲3.1 億円)</td></tr> </table> <p>(平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>	平成 20 年度	4, 899 件	平成 21 年度	3, 807 件	平成 22 年度	4, 530 件	平成 23 年度	5, 290 件	平成 24 年度	5, 528 件	平成 23 年度	1, 228 件	平成 24 年度	1, 447 件	平成 23 年度	83 件	平成 24 年度	81 件	平成 27 年度		総額型	▲562 億円 (▲12.4 億円)	オープンイノベーション型	▲27 億円 (▲3.1 億円)
平成 20 年度	4, 899 件																									
平成 21 年度	3, 807 件																									
平成 22 年度	4, 530 件																									
平成 23 年度	5, 290 件																									
平成 24 年度	5, 528 件																									
平成 23 年度	1, 228 件																									
平成 24 年度	1, 447 件																									
平成 23 年度	83 件																									
平成 24 年度	81 件																									
平成 27 年度																										
総額型	▲562 億円 (▲12.4 億円)																									
オープンイノベーション型	▲27 億円 (▲3.1 億円)																									

		<p>※平成 27 年度推計の根拠</p> <p>総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査（大企業）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。（中小企業者についても、平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。）</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査（大企業）において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査（大企業）の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。）</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率（70.3%（平成 24 年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年） 我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。</p>

○主要国の対GDP研究開発投資比率（単位：％）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準（第1位）に押し上げることができるものと考えられる。

<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>（分析対象期間：平成19年～平成29年）

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

*民間の研究開発費の対GDP比率の目標
官民合わせた目標（4%以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率（単位：％）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限（法人税額の30%）の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第1位）の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>

リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

《税收減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成19年～平成29年）

日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。

上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33倍）及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円（平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍＝702898百万円）。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円（平成24年度影響額4,252百万円×2.33）。

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円（平成24年度実績）は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置（30%）の延長（平成28年度まで）
現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置）
・控除率の大幅引上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税の10%）
・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化）
我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待

		<p>きる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円（総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分）（中小企業者：12.4億円）【地方税：1.6億円】 <ul style="list-style-type: none"> ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,309億円（中小企業者：29億円）【地方税 3.7億円】 <ul style="list-style-type: none"> ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（562億円分（中小企業者：12.4億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす <p>①GDP押上げ効果：5,627億円（中小企業者：124億円）【地方税：16億円】</p> <p>②雇用創出効果：約6.7万人（中小企業者：約1,500人）【地方税：約190人】</p> <p>③税収効果：約927億円（中小企業者：約20億円）【地方税：約2.6億円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 27億円（オープンイノベーション型の抜本拡充分）（中小企業者：3.1億円）【地方税0.4億円】 <ul style="list-style-type: none"> ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 63億円 <ul style="list-style-type: none"> ↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（27億円分（中小企業者：3.1億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす <p>①GDP押上げ効果：270億円（中小企業者：31億円）【地方税：4億円】</p> <p>②雇用創出効果：約0.3万人（中小企業者：約340人）【地方税：約44人】</p> <p>③税収効果：約44億円（中小企業者：約5.1億円）【地方税：約0.7億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」）を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	<p>①：租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。 ③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。

		<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>（参考）</p> <p>○各国は研究開発税制の拡充競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで、2013年現在は、研究開発税制採用27ヶ国のうち増加型のみは少ない。 ○なお、OECD非加盟の主要国（中国、ロシア、シンガポール、台湾）においても、現在増加型のみは少ない。</p> <p style="text-align: center;">主要国の研究開発税制の動向</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">英国</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">恒久増量 法人税法</td> <td style="width: 45%;">2008 大企業向け追加減価償却率を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加減価償却率を引上げ（15%→25%、2007年→10%、2011年→12%、2012年） 2013 大企業向け税制優遇の導入</td> <td style="width: 20%;">1999年時点 現行制度 増収型 税制優遇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">韓国</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">恒久増量 ※重点分野は 増収増量 租税特別措置法</td> <td>2006 重点分野（新設産業力及び未来技術研究開発）に特許登録制度を強化 2018 半導体等の産業を向け、優遇税率を適用（※対象は、大企業と中小） ※2014年9月に公布された租税特別措置法では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 増収型と増収型の増 収型 現行制度 増収型 ※重点分野 増収型 ※重点分野の優遇税</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">恒久増量 法人所得税法</td> <td>2018 対外競争に際しての競争力向上を目的として、製造業に課税する企業に研究開発費を適用</td> <td>現行制度 増収型</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米国</td> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">租税優遇 内国法人法</td> <td>※2014年5月に公布された法律に基づき、製造業に課税する企業に研究開発費を適用</td> <td>1999年時点 増収型とハイブリッド 増収型 ハイブリッド増収型 増収型と増収型の増収型</td> </tr> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準）</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p>	英国		恒久増量 法人税法	2008 大企業向け追加減価償却率を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加減価償却率を引上げ（15%→25%、2007年→10%、2011年→12%、2012年） 2013 大企業向け税制優遇の導入	1999年時点 現行制度 増収型 税制優遇	韓国		恒久増量 ※重点分野は 増収増量 租税特別措置法	2006 重点分野（新設産業力及び未来技術研究開発）に特許登録制度を強化 2018 半導体等の産業を向け、優遇税率を適用（※対象は、大企業と中小） ※2014年9月に公布された租税特別措置法では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 増収型と増収型の増 収型 現行制度 増収型 ※重点分野 増収型 ※重点分野の優遇税	中国		恒久増量 法人所得税法	2018 対外競争に際しての競争力向上を目的として、製造業に課税する企業に研究開発費を適用	現行制度 増収型	米国		租税優遇 内国法人法	※2014年5月に公布された法律に基づき、製造業に課税する企業に研究開発費を適用	1999年時点 増収型とハイブリッド 増収型 ハイブリッド増収型 増収型と増収型の増収型
英国		恒久増量 法人税法	2008 大企業向け追加減価償却率を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け追加減価償却率を引上げ（15%→25%、2007年→10%、2011年→12%、2012年） 2013 大企業向け税制優遇の導入	1999年時点 現行制度 増収型 税制優遇																		
韓国		恒久増量 ※重点分野は 増収増量 租税特別措置法	2006 重点分野（新設産業力及び未来技術研究開発）に特許登録制度を強化 2018 半導体等の産業を向け、優遇税率を適用（※対象は、大企業と中小） ※2014年9月に公布された租税特別措置法では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 増収型と増収型の増 収型 現行制度 増収型 ※重点分野 増収型 ※重点分野の優遇税																		
中国		恒久増量 法人所得税法	2018 対外競争に際しての競争力向上を目的として、製造業に課税する企業に研究開発費を適用	現行制度 増収型																		
米国		租税優遇 内国法人法	※2014年5月に公布された法律に基づき、製造業に課税する企業に研究開発費を適用	1999年時点 増収型とハイブリッド 増収型 ハイブリッド増収型 増収型と増収型の増収型																		

		<p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDレポートにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
③	地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

平成25年度、平成26年度の適用数等推計の考え方

- 租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成24年度実績）
 - 総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）
 - 適用総額：301,673百万円（うち中小企業：4,163百万円）
 - 中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）
 - 適用総額：21,164百万円（うち中小企業：20,901百万円）
 - オープンイノベーション型：平成23年度適用件数：91（27）
 - 平成23年度適用総額：41百万円（8）
 - 平成24年度適用件数：100（32）
 - 平成24年度適用総額：63百万円（4）
- 平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成24年度実績）
 - 総額型 平成24年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）
 - 適用総額：183,271百万円（カバー率：60.75%）
 - （平成24、25年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：548
 - 適用総額：280,535百万円
 - 平成25年度推計件数：548÷15.07%=3,636
 - 総額：280,535百万円÷60.75%=461,786百万円
- うち、中小企業分（平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績））
 - 総額型 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）
 - 適用総額：647（カバー率：15.54%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：746百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷16.86%=972
 - 総額：746百万円÷15.54%=4,801百万円
 - オープンイノベーション型：平成25年度適用件数 100社
 - 平成25年度適用総額 63百万円
- ※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成24年度実績と同数とした。
- 中小企業技術基盤強化税制
 - 平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績）
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.11%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.02%=5,430
 - 総額：866百万円÷3.11%=27,846百万円
- うち資本金1億円以下
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.15%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.03%=5,412
 - 総額：866百万円÷3.15%=27,509百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
(大企業)

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
(大企業)

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

(中小企業者等)

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9%=619.3百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額=法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9%=3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9%=40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円

・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円

・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円

・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	府省名	経済産業省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり			<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 [過去の実績]

 - 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用額の過去の実績について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

[将来の見込み]

 - 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
本措置の要望期間内の減収額の将来推計は以下のとおりである。

	平成26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)
減収額 (百万円)	1,274	1,236	1,215	1,192	1,162	1,124
販売電力量 (百万kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878
影響額 (円/kWh)	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14

(注) 1 数値は沖縄電力(株)から聴取
2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑩ 税込減は認の効果の実績確認（評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれておらず、全額県民の電気料金負担軽減につながっている（平成21年度から25年度までの合計で4,938億円の減収額）。

具体的には、平成21年度から25年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.13円の電力料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与しており、税込減を是認する効果があった。

	平成21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)
減収額 (百万円)	949	908	896	923	1,262
販売電力量 (百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556
影響額 (円/kWh)	0.13	0.12	0.12	0.13	0.17

(注) 1 数値は沖縄電力(株)から聴取
2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑫ 税込減は認の効果の将来見込み（評価書中8③「税込減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置による減税額分については、電気料金の原価に織り込まれず、全額県民の電気料金負担軽減につながる（平成27年度から31年度までの合計で5,929億円の減収額の見込み）。

具体的には、平成27年度から31年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.15円の電力料金の低減が見込まれ、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与すると見込まれ、将来においても税込減を是認する効果が見込まれる。

沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、今後とも電気の安定的な供給及び電気料金の低廉化は必要不可欠である。

このためには、継続性のより高い政策手段である本租税特別措置を行うことが必要かつ適切である。

減収額の将来推計と達成目標の実現状況の将来予測

	平成27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)
減収額 (百万円)	1,236	1,215	1,192	1,162	1,124
販売電力量 (百万kWh)	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878
影響額 (円/kWh)	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14

(注) 1 数値は沖縄電力(株)から聴取
2 ここでの影響額は、減収額/販売電力量により算出

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を抱えるなど、多額の設備投資が必要となること等の電力供給面における構造的な不利性を抱えている。

このような中、設備投資コストを抑制し、沖縄における電気の安定的かつ適正供給を確保するため、本租税特別措置等を講じてきたところであり、沖縄における県民生活の向上及び産業振興のためには、継続性のより高い政策手段である本租税特別措置に基づく支援が必要である。

また、補助金等の予算措置では、あらかじめ必要な額の予測ができず、必要な補助金額が確保されないおそれがあることから、本租税特別措置の手段を採ることは必要かつ適切である。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

さらに、引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税は、政策的に一定の類似性がみられるものであるが、地理的・地形的な制約や需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料（特に石炭、LNG）に大きく依存せざるを得ないことから、燃料費の軽減等を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長 (地方税35)(固定資産税:外)
2	要望の内容	・ 特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 沖縄電力株式会社が行う電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準 ・ 特例措置の内容 昭和57年度から平成26年度までの各事業年度分の固定資産税に限り、当該償却資産(事務所及び宿舍の用に供するものを除く。)に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置を5年間延長する。
3	担当部局	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和57年度 創設 昭和60年度 2年間の延長 昭和62年度 5年間の延長 平成4年度 5年間の延長 平成9年度 5年間の延長 平成14年度 5年間の延長 平成18年度 5年間の延長 平成24年度 3年間の延長
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)では、安全性(Safety)を前提とした上で、エネルギーの安定供給(Energy Security)を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給(Economic Efficiency)を実現し、同時に、環境への適合(Environment)を図ることをエネルギー政策の基本的視点とするとともに、国際的視点、経済成長の視点を重要な視点としている。これらの基本的な視点の下、“多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の実現のための電力政策を着実に推進する。 特に沖縄は、電力需要が小さく、また地理的・地形的制約等から火力発電に依存せざるを得ないこと、供給コストの高い離島を多く抱えていること等の電力供給面における構造的な特殊性を抱えていることから、本措置により、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保を図る。 《政策目的の根拠》 沖縄振興基本方針(抄)(平成24年5月11日、内閣総理大臣決定) Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項 11 社会資本の整備及び土地の利用に関する基本的な事項 (3) エネルギーの供給等 沖縄は電力供給面で構造的な不利性等の課題を有しており、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保は沖縄県民の生活及び産業界にとって非常に重要である。このため、供給コスト軽減等に取り組み、エネルギーの安定的かつ適正な供給の確保を図る。また、再生可能エネルギーの普及促進及び環境関連産業の育成を図る。

		<p>沖縄21世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画)(抄)(平成24年5月、沖縄県作成)</p> <p>2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して</p> <p>(6) 地域特性に応じた生活基盤の充実・強化 A 地域特性に応じた生活基盤の整備 島しょ地域である沖縄県の各地域の特性や社会環境の変化等に対応した、住宅、水道、電気、道路等の生活基盤の整備・拡充を図ります。～(略)～安定したエネルギーの確保については、県民生活や産業活動の重要な基盤であることから、電気事業に関する税制の特別措置を活用した液化天然ガス(LNG)の利用促進や海底ケーブルの更新・新設の促進等を図るほか、現在も駐留軍用地内に多くの電力供給設備が存在する現状を鑑み、駐留軍用地の返還に伴って生じる電力供給設備の移設等に関して支援を行うことにより、沖縄における電力の安定的かつ適正な供給の確保に努めます。また、全県的なスマートグリッドに取り組み、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーの導入促進を図り、エネルギーの多様化及び効率化を推進します。(以下、略)</p> <p>3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して</p> <p>(9) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成 ウ 安定した工業用水・エネルギーの提供 産業の振興及び持続的発展のために重要な社会資本である水資源やエネルギー等については、将来にわたり低コストでの安定供給が図られるよう取り組むとともに、地球環境問題への適切な対応を促進します。このため、工業用水については、老朽化した施設を計画的に更新し、あわせて耐震化を推進します。エネルギーについては、電気事業に関する税制の特別措置等を活用した液化天然ガス(LNG)の利用や、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等のクリーンエネルギーの導入を促進します。また、経済特区など新たな電力需要の伸びが想定される地域においては特別高圧電力供給設備等の基盤整備を促進します。あわせて、沖縄本島中南部及び宮古島に賦存する水溶性天然ガスの有効活用に向けた取組を促進します。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-3 電力・ガス
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 設備投資負担の軽減及び適正な料金水準の確保</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本措置による免税額分が電気料金に与える影響</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税の目標である「電力の安定的な供給及び適正な料金水準を確保することにより、沖縄の産業活動及び住民の生活における基礎条件の改善」を実現することで、政策目的である「効率的かつ安定的な供給の確保、環境への適合を確保するための電力政策を着実に推進」及び「沖縄県の自立型経済を構築するため、その基礎となる社会資本の整備や県民生活の向上」に寄与する。</p>

8	有効性等	① 適用数等	適用事業者：1社(沖縄電力(株))																																								
		② 減収額	(単位：百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽減額</td> <td>949</td> <td>908</td> <td>896</td> <td>923</td> <td>1,262</td> </tr> </tbody> </table> ※数値は沖縄電力(株)から聴取	年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	軽減額	949	908	896	923	1,262																												
		年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)																																				
軽減額	949	908	896	923	1,262																																						
③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》 (分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 本措置により、平成21年度から平成25年度までの5年間平均で、1kWh当たり約0.13円の電力料金の低減がなされており、電気の安定的かつ適正な供給の確保に寄与している。他方で、沖縄の電気料金は未だ他地域と比べて割高であることから、引き続き本措置を講じる必要がある。 <電気料金に与える影響(実績)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量(百万kWh)</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,440</td> <td>7,314</td> <td>7,556</td> </tr> <tr> <td>影響額(円/kWh)</td> <td>0.13</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.13</td> <td>0.17</td> </tr> </tbody> </table> ※販売電力量は沖縄電力(株)より聴取。 ※影響額は、減収額/販売電力量により算出。 <電気料金の推移> ((単位：円/kWh)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>沖縄電力(株)</td> <td>20.14</td> <td>19.90</td> <td>21.07</td> <td>21.44</td> <td>22.08</td> </tr> <tr> <td>9社平均</td> <td>15.98</td> <td>15.87</td> <td>16.80</td> <td>17.92</td> <td>19.79</td> </tr> <tr> <td>単価差</td> <td>4.16</td> <td>4.03</td> <td>4.27</td> <td>3.52</td> <td>2.29</td> </tr> </tbody> </table> ※電気料金の算定方法は、電灯・電力料収入を電灯・電力(自由化対象需要分を含む)の販売電力量(kWh)で除したものの。 (参考) 沖縄電力(株)はこれまで、効率化の推進により逐次料金改定を行っているが、構造的不利性により電源を火力発電に頼っていることから、燃料価格高騰などの外部要因により、実績単価は上昇傾向にある。 ○沖縄電力(株)の料金改定率の推移： 昭和63年1月 ▲19.62%、平成元年4月 ▲2.79%、 平成8年1月 ▲5.96%、平成10年2月 ▲3.72%、 平成12年10月 ▲3.78%、平成14年10月 ▲5.79%、 平成17年7月 ▲3.27%、平成18年7月 ▲3.24%、 平成20年9月 ▲0.45%	年度	H21	H22	H23	H24	H25	販売電力量(百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556	影響額(円/kWh)	0.13	0.12	0.12	0.13	0.17	年度	H21	H22	H23	H24	H25	沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08	9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79	単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																						
販売電力量(百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556																																						
影響額(円/kWh)	0.13	0.12	0.12	0.13	0.17																																						
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																						
沖縄電力(株)	20.14	19.90	21.07	21.44	22.08																																						
9社平均	15.98	15.87	16.80	17.92	19.79																																						
単価差	4.16	4.03	4.27	3.52	2.29																																						

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間：平成21年4月～平成26年3月) 本措置による固定資産税の軽減分は、電気料金原価に織り込まれていないことから、電気料金の低減を通じて県民負担の軽減に繋がっている。例えば、平成25年度における一般家庭のモデルケース(300kWh/月)では月額約48円の負担軽減効果がある。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21 (実績)</th> <th>H22 (実績)</th> <th>H23 (実績)</th> <th>H24 (実績)</th> <th>H25 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量(百万kWh)</td> <td>7,478</td> <td>7,521</td> <td>7,440</td> <td>7,314</td> <td>7,556</td> </tr> <tr> <td>影響額(円/kWh)</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.12</td> <td>0.16</td> </tr> </tbody> </table> ※販売電力量は沖縄電力(株)より聴取。 ※影響額は、減収額/販売電力量により算出。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間：平成27年4月～平成32年3月) 本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、軽減されない分が上乗せされることになるため、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。 <電気料金に与える影響(見込み)> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>販売電力量(百万kWh)</td> <td>7,564</td> <td>7,636</td> <td>7,667</td> <td>7,737</td> <td>7,808</td> <td>7,878</td> </tr> <tr> <td>影響額(円/kWh)</td> <td>0.17</td> <td>0.16</td> <td>0.16</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.14</td> </tr> </tbody> </table> ※沖縄電力(株)及び電源開発(株)より聴取 ※影響額は、免税額/販売電力量により算出。 《税収減を是認するような効果の有無》 (分析対象期間：平成27年4月～平成32年3月) 本措置が存在しない場合、沖縄電力(株)の需要家への料金に、軽減されない分が上乗せされることになる。上乗せされる金額は上記の通りであり、沖縄県内の一般家庭及び産業界に与える影響も大きいことから、本措置を継続することが重要である。 なお、本措置により、平成27年度は標準家庭(300kWh)で月額約48円の料金低減効果が見込まれる。	年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)	販売電力量(百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556	影響額(円/kWh)	0.12	0.12	0.12	0.12	0.16	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	販売電力量(百万kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878	影響額(円/kWh)	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14
			年度	H21 (実績)	H22 (実績)	H23 (実績)	H24 (実績)	H25 (実績)																																		
			販売電力量(百万kWh)	7,478	7,521	7,440	7,314	7,556																																		
影響額(円/kWh)	0.12	0.12	0.12	0.12	0.16																																					
年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31																																				
販売電力量(百万kWh)	7,564	7,636	7,667	7,737	7,808	7,878																																				
影響額(円/kWh)	0.17	0.16	0.16	0.15	0.15	0.14																																				
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	沖縄における電気事業については、 1) 地理的・地形的な制約や需要規模の制約から水力発電等の導入が困難であり、化石燃料(特に石炭、LNG)に大きく依存せざるを得ない、 2) ①多数の離島を抱え、ユニバーサルサービスを提供するため、多額の投資が必要(離島部門は構造的な収支不均衡)、②他の電力会社との電力相互融通が不可能であるため、高い供給予備力が必要、③地域特有の台風・塩害対策に巨額の投資が必要、等の理由から設備投資負担が大きい、 等の構造的不利性があり、電力料金が他社より割高となっている。 このような構造的不利性がある中、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保のためには、政策的支援が必要となる。																																								

		<p>特に、沖縄においては、今後とも、設備投資が大きな負担となることが見込まれるため、電気料金の抑制のためには、本措置による設備投資負担の軽減が必要不可欠である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖振法等に基づく支援措置として、沖縄振興開発金融公庫からの融資、沖縄電力(株)に係る課税標準の特例、産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の課税の特例がある。</p> <p>まず、産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の課税の特例は、沖縄県における産業高度化や事業革新の促進を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>また、沖縄振興開発金融公庫からの融資は、設備形成を促すため、より条件の良い資金の確保を目的とした施策であることから、本措置と趣旨を異にしている。</p> <p>更に、沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特別措置は、政策的に一定の類似性が見られるものであるが、沖縄が本土から遠く離れた離島であり、他の電力会社との相互融通が不可能であるため、高い供給予備力を持たざるを得ないこと等に鑑み、設備投資負担の軽減等を図るための施策であることから、本措置と明確な役割分担がなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、沖縄県内の電気料金低減に資する施策の一つであり、沖縄県民はもちろん、県内の産業政策にとっても影響は大きい。措置がないことによつて、沖縄県内の産業の空洞化を招く可能性も否定はできないことから、地方税法において、負担の軽減を図ることが重要である。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 23 年 8 月

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
国交03	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長
国交04	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
国交05	技術研究組合の所得計算の特例の本則化
国交06	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交07	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交08	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国交09	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
国交10	振興山村における工業用機械等の特別償却
国交11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長
国交12	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長
国交13	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し
国交14	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消
国交15	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
国交16	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交17	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
国交18	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
国交19	市街地再開発事業により建設された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長
国交20	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
国交21	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充
国交22	船舶に係る特別償却制度の延長

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税31)(法人税:義)
2	要望の内容	○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 ーオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 ー総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) ○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。 具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進</p> <p>施策目標41 技術研究開発を推進する</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>Ⅱ. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>②産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」Ⅴ. 社会とともに創り進める政策の展開</p>

		<p>4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改定2014）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等 ○利用実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)） ①減収額実績（うち、税法上の中小企業分） ＜総額型＞ 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)

		<p>＜中小企業技術基盤強化税制＞ 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円) 平成25年度 278億円(275億円)(見込み) 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円) 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み) 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数 ＜総額型＞ 平成22年度 2,611(504) 平成23年度 2,793(705) 平成24年度 3,297(842) 平成25年度 3,636(972)(見込み) 平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>＜中小企業基盤強化税制＞ 平成22年度 4,029(4,026) 平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社基本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照) ※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p>
--	--	--

(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)

平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円
 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
 平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)

- ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
- ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
- ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円

試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円
平成29年度		
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5430/事業年度	29,541百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 (総額型控除上限20%→30%適用企業)
 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

②	減収額	<p>○減収額実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)）</p> <p><総額型> 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲27億円 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字と比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。) ※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)なお、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国にお</p>
---	-----	---

		<p>ける欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>																																																															
③	効果・達成目標の実現状況	<p><<政策目的の実現状況>>(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><<今後の達成予測>> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することを通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。</p> <p><<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 *民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																											
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																											
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																											
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																											
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																											
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																											
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																											
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																											
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																											

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

<今後の達成予測>
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

<税収減を是認するような効果の有無>(分析対象期間:平成19年～平成29年)
 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
 なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)
 また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約

			<p>5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。</p> <p>○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで) 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置) ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円 ・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分) ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果 ・研究開発投資押し上げ額 63億円 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円 <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	①	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。

特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。

(参考)

○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。
 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみの制度であったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみの国はない。
 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみの国はない。

主要国の研究開発税制の動向

国	税制	動向	1999年時点	現行制度
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠出金算入割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加拠出金算入割合を引上げ(5%→7%、2008fy→10%、2011fy→12%、2012fy) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 税額型	税額型
法国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設	1999年時点 現行制度	増加型 税額型
韓国	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を新設 2013 中堅企業の経営支援、後進控除率を適用(以前は、大企業と同率) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択制 ①重点分野:総額型 ②非重点分野:総額型と増加型の選択制
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新案の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型
米国	時限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択制 ハイブリッド型※ ※:増加型と総額型の特性をもった制度。

また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD 平均 5.0%の約半分と低水準)

すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。

加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。

			<p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECD ペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

別紙①

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30% の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20% を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 310 \text{ 百万円}$$

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。

3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。

4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。

5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{ 社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税50)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットINGを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p>

		<p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>

		<p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>（3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進する</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 （3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 （1）科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーショ</p>

			<p>ンを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>											
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（日本再興戦略改訂2014） また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>											
8	有効性等	①	適用数等	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,899件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>3,807件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4,530件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5,290件</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5,528件</td> </tr> </table> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデー</p>	平成20年度	4,899件	平成21年度	3,807件	平成22年度	4,530件	平成23年度	5,290件	平成24年度	5,528件
平成20年度	4,899件													
平成21年度	3,807件													
平成22年度	4,530件													
平成23年度	5,290件													
平成24年度	5,528件													

タが表記されていない。

○国税利用実績

①減収額実績 () 内が中小企業者分(資本金1億円以下)

<総額型>

平成22年度 3,337億円(16億円)
 平成23年度 2,848億円(45億円)
 平成24年度 3,017億円(42億円)
 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)
 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 165億円(164億円)
 平成23年度 224億円(222億円)
 平成24年度 212億円(209億円)
 平成25年度 278億円(275億円)(見込み)
 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 0.6億円(0億円)
 平成23年度 0.4億円(0.1億円)
 平成24年度 0.6億円(0億円)
 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)
 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)

②適用事業者(法人)数

<総額型>

平成22年度 2,611(504)
 平成23年度 2,793(705)
 平成24年度 3,297(842)
 平成25年度 3,636(972)(見込み)
 平成26年度 3,636(972)(見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

平成22年度 4,029(4,026)
 平成23年度 4,603(4,585)
 平成24年度 4,706(4,686)
 平成25年度 5,430(5,412)(見込み)
 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)

<オープンイノベーション型>

平成22年度 91(28)
 平成23年度 91(27)
 平成24年度 100(32)
 平成25年度 100(32)(見込み)
 平成26年度 100(32)(見込み)

○地方税影響額実績

平成23年度 43億円
 平成24年度 43億円
 平成25年度 43億円(見込み)
 平成26年度 43億円(見込み)

※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)

※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)

(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)

なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。

<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度見込み <ul style="list-style-type: none"> 3,783件 12,032百万円(国税) 3,783件 2,082百万円(地方税) ・平成25年度見込み <ul style="list-style-type: none"> 3,783件 12,594百万円(国税) 3,783件 2,179百万円(地方税) <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)</p> <p>平成24年度(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 5,528件 25,064百万円(国税) <p>※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省)</p> <p>平成24年度(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響額 4,252万円(地方税) <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 3,636(972) 事業年度 461,786百万円(4,801百万円) <地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 619百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 5,430(5,412) 事業年度 27,846百万円(27,509百万円) <地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 3,549百万円 ・オープンイノベーション型 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 373(115) 事業年度 2,749百万円(310百万円) <地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 40百万円 <p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型
--

<ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 件数 3,636(972) 事業年度 475,640百万円(4,945百万円) <地方税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 638百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 件数 5,430(5,412) 事業年度 28,681百万円(28,334百万円) <地方税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 3,655百万円 ・オープンイノベーション型 <国税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 件数 373(115) 事業年度 2,831百万円(319百万円) <地方税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 41百万円 <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 件数 3,636(972) 事業年度 489,909百万円(5,093百万円) <地方税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 657百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 件数 5,430(5,412) 事業年度 29,541百万円(29,184百万円) <地方税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 3,765百万円 ・オープンイノベーション型 <国税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 件数 373(115) 事業年度 2,916百万円(329百万円) <地方税における減収額> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度 42百万円 <p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計</p>

と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3%増加する見込みであることから、平成 28 年度見込みについては、平成 27 年度見込みの 103%に相当する額、平成 29 年度についても平成 28 年度見込みの 103%に相当する額とした。
(平成 26 年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種

(総額型控除上限 20%→30%適用企業)

平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【総額型控除上限 20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)

平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3

卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

1. 減収額について

○地方税における減収額

影響額実績

平成 20 年度 43 億円
平成 21 年度 23 億円
平成 22 年度 30 億円
平成 23 年度 43 億円
平成 24 年度 43 億円

【平成 20~22 年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」

平成 23~24 年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収額

減収額実績 (うち、税法上の中小企業分)

平成 20 年度 2,881 億円 (246 億円)
平成 21 年度 2,565 億円 (131 億円)
平成 22 年度 3,726 億円 (174 億円)
平成 23 年度 3,395 億円 (234 億円)
平成 24 年度 3,952 億円 (223 億円)

○増加型・高水準型における減収額

減収額実績

平成 20 年度 2.4 億円
平成 21 年度 1.0 億円
平成 22 年度 1.7 億円
平成 23 年度 2.1 億円
平成 24 年度 2.3 億円

(参考) 減収額実績額 (うち、税法上の中小企業分)

平成 20 年度 178 億円 (14 億円)
平成 21 年度 133 億円 (6 億円)
平成 22 年度 224 億円 (10 億円)
平成 23 年度 232 億円 (増加型 116 億円、高水準型 116

		<p>億円) (12億円)</p> <p>平成24年度 266億円 [増加型173億円、高水準型93億円] (14億円)</p> <p>【平成20~22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23~24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法) 「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について</p> <p>国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件 平成21年度 3,807件 平成22年度 4,530件 平成23年度 5,290件 平成24年度 5,528件</p> <p>【平成20~22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23~24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型利用実績</p> <p>平成23年度 1,228件 平成24年度 1,447件</p> <p>○高水準型利用実績</p> <p>平成23年度 83件 平成24年度 81件</p> <p>【平成23~24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○将来推計</p> <p>平成27年度 総額型 ▲562億円 (▲12.4億円)</p>
--	--	---

		<p>オープンイノベーション型 ▲27億円 (▲3.1億円) (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>※平成27年度推計の根拠</p> <p>総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1.641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>
--	--	--

③ 効果・達成目標の実現状況

＜政策目的の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

○主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8カ国
（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）
リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準（第 1 位）に押し上げることができるものと考えられる。

＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに民間の研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。
* 民間の研究開発費の対 GDP 比率の目標
官民合わせた目標（4%以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対 GDP 民間研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02

フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8カ国
（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）
＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成 26 年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限（法人税額の 30%）の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第 1 位）の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

＜税収減を是認するような効果の有無＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33 倍）及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029 億円（平成 24 年度総額型実績 301673 百万円×2.33 倍＝702898 百万円）。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、99 億円（平成 24 年度影響額 4,252 百万円×2.33）。
また押し上げ効果として、平成 24 年度の 12.2 兆円（平成 24 年度実績）は約 5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置（30%）の延長（平成 28 年度まで）
現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された 3 年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒久措置）

			<p>・控除率の大幅引上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税の10%）</p> <p>・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化）</p> <p>我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <p>・平成27年度減収見込額 562億円（総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分）（中小企業者：12.4億円）【地方税：1.6億円】</p> <p>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</p> <p>・研究開発投資押上げ額 1,309億円（中小企業者：29億円）【地方税 3.7億円】</p> <p>↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）</p> <p>・単年度の減収（562億円分（中小企業者：12.4億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす</p> <p>①GDP押上げ効果：5,627億円（中小企業者：124億円）【地方税：16億円】</p> <p>②雇用創出効果：約6.7万人（中小企業者：約1,500人）【地方税：約190人】</p> <p>③税収効果：約927億円（中小企業者：約20億円）【地方税：約2.6億円】</p> <p>・平成27年度減収見込額 27億円（オープンイノベーション型の抜本拡充分）（中小企業者：3.1億円）【地方税0.4億円】</p> <p>↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</p> <p>・研究開発投資押上げ額 63億円</p> <p>↓ GDP押上げ効果（マクロモデルによる計算）</p> <p>・単年度の減収（27億円分（中小企業者：3.1億円））が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす</p> <p>①GDP押上げ効果：270億円（中小企業者：31億円）【地方税：4億円】</p> <p>②雇用創出効果：約0.3万人（中小企業者：約340人）【地方税：約44人】</p> <p>③税収効果：約44億円（中小企業者：約5.1億円）【地方税：約0.7億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
--	--	--	---

9	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスビルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>（参考）</p> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで、2013年現在、研究開発税制採用27ヶ国のうち増加型のみは韓国のみ。 ○なお、OECD非加盟の主要国（中国、ロシア、シンガポール、台湾）においても、現在増加型のみは韓国のみ。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>主要国の研究開発税制の動向</caption> <tr> <th>国</th> <th>税制</th> <th>年次</th> <th>内容</th> <th>1999年時点</th> <th>現行制度</th> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008</td> <td>大企業向け追加集算割合を引上げ（25%→30%）</td> <td>総額型</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>恒久措置 フランス税法</td> <td>2013</td> <td>従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の加算控除の創設</td> <td>総額型</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法</td> <td>2008</td> <td>重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除の新設</td> <td>総額型と増加型の選択</td> <td>総額型と増加型の選択</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013</td> <td>対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>総額型</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>時限措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td></td> <td>総額型とハイブリッド型の選択</td> <td>ハイブリッド型※増加型と総額型の特性をもった制度</td> </tr> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準）</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノ</p>	国	税制	年次	内容	1999年時点	現行制度	英国	恒久措置 法人税法	2008	大企業向け追加集算割合を引上げ（25%→30%）	総額型	総額型	ドイツ	恒久措置 フランス税法	2013	従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の加算控除の創設	総額型	総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008	重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除の新設	総額型と増加型の選択	総額型と増加型の選択	中国	恒久措置 法人所得税法	2013	対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	総額型	総額型	米国	時限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。		総額型とハイブリッド型の選択	ハイブリッド型※増加型と総額型の特性をもった制度
国	税制	年次	内容	1999年時点	現行制度																																			
英国	恒久措置 法人税法	2008	大企業向け追加集算割合を引上げ（25%→30%）	総額型	総額型																																			
ドイツ	恒久措置 フランス税法	2013	従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の加算控除の創設	総額型	総額型																																			
韓国	恒久措置 ※重点分野は 時限措置 租税特別制限法	2008	重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除の新設	総額型と増加型の選択	総額型と増加型の選択																																			
中国	恒久措置 法人所得税法	2013	対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	総額型	総額型																																			
米国	時限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。		総額型とハイブリッド型の選択	ハイブリッド型※増加型と総額型の特性をもった制度																																			

		<p>バージョンを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年8月

平成25年度、平成26年度の適用数等推計の考え方

- 租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成24年度実績）
 - 総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）
 - 適用総額：301,673百万円（うち中小企業：4,163百万円）
 - 中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）
 - 適用総額：21,164百万円（うち中小企業：20,901百万円）
 - オープンイノベーション型：平成23年度適用件数：91（27）
 - 平成23年度適用総額：41百万円（8）
 - 平成24年度適用件数：100（32）
 - 平成24年度適用総額：63百万円（4）
- 平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成24年度実績）
 - 総額型 平成24年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）
 - 適用総額：183,271百万円（カバー率：60.75%）
 - （平成24、25年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：548
 - 適用総額：280,535百万円
 - 平成25年度推計件数：548÷15.07%=3,636
 - 総額：280,535百万円÷60.75%=461,786百万円
- うち、中小企業分（平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績））
 - 総額型 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）
 - 適用総額：647（カバー率：15.54%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：746百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷16.86%=972
 - 総額：746百万円÷15.54%=4,801百万円
 - オープンイノベーション型：平成25年度適用件数 100社
 - 平成25年度適用総額 63百万円
- ※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成24年度実績と同数とした。
- 中小企業技術基盤強化税制
 - 平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績）
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.11%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.02%=5,430
 - 総額：866百万円÷3.11%=27,846百万円
- うち資本金1億円以下
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.15%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.03%=5,412
 - 総額：866百万円÷3.15%=27,509百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9%＝619.3百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9%＝3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9%＝40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（平成 28（2016）年度末までの 2 年間に、CO2 排出量を 5.8 万トン（政策目標を達成するために今後必要なペース（2.9 万トン／年）削減）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 26 年 3 月末における営業倉庫（205 件）の排出削減量は 131,446 トンとなっている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きい」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成 32 年度までの達成目標約 29 万トンを達成できる見込み」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

最新のデータ（別紙）によると、前回要望時（平成25年度税制改正）の達成指標（平成26年度末までの2年間に、CO2排出量を4.4万トン（政策目標を達成するために今後必要なペース（2.2万トン/年）削減）については、平成25年度に約6万5千トン削減しており達成している。今後も最終的な目標達成に向けて特定流通業務施設に対する本租特が必要である（評価書に記載している当該データは暫定値）。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時の想定（平成24年度：32件、25年度：37件）に対して、実績数はそれぞれ32件、33件（想定比約94%）となっており、想定外に僅少とはなっていない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用数はアンケート調査で税制特例の利用を希望している社数を把握し、税制特例の適用期間が5年間であることから表を利用して5年分を積み上げて算出している。

適用額は同様にアンケート調査で把握した建設予定の倉庫に係る取得（予定）価格に償却率と割増償却率（10%）を掛け合わせて推計した金額を使用した。

平成26年度における建設予定の倉庫に係る取得（予定）価格（単位：百万円）は、普通倉庫1万2,455（12件の合計）、冷蔵倉庫8,270（3件の合計）である。平成27年度及び28年度は、26年度と同額と仮定する。また、償却率は普通倉庫が1/31、冷蔵倉庫が1/21となっている。

予測値の推計方法については、税制特例の適用期間が5年間であることから表を利用して5年分を積み上げて算出している。以下に平成26年度から28年度までの適用額の計算例を示す。

（単位：百万円）

	取得価格		合計
	普通	冷蔵	
平成22年度	3,894	4,422.1	8,316.1
23年度	326.8	521.1	847.9
24年度	10,933.4	6,563.6	17,497.0
25年度	15,618.1	0	15,618.1
26年度	12,455	8,270	20,725
27年度	12,455	8,270	20,725
28年度	12,455	8,270	20,725
合計(22～26年度)	43,227.3	19,776.8	
合計(23～27年度)	51,788.3	23,624.7	
合計(24～28年度)	63,916.5	31,373.6	
償却率(%)	3.3	4.8	
割増償却率(%)	10	10	
適用額(26年度)	142.7	94.9	237.6
適用額(27年度)	170.9	113.4	284.3
適用額(28年度)	210.9	150.6	361.5

（注）端数処理の関係で評価書に記載している数値とは一致しない。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

取得価格、償却率、割増償却率は上記適用数における場合と同様であり、税率は25.5%として推計している（ただし、平成25年度までは30%）。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

別紙のとおり予測した。その結果、平成32年度までの達成目標約29万トンを達成できる見込み。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長（国税29）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	<p>流通に関わる事業者における流通業務の総合化及び効率化の促進を図ることによって我が国産業の国際競争力を強化するとともに、物資の流通に伴う環境の負荷の低減を図ることを目的として平成17年に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」（以下、「物流総合効率化法」という。）が施行された。</p> <p>物流総合効率化法の施行に併せ、同法による総合効率化計画の認定を受けた倉庫業者（同法に規定する「特定流通業務施設」の確認を受けた者を含む。）が、倉庫用建物等の施設（特定流通業務施設に限る。）を建設又は取得した場合に、当該施設に対し割増償却制度（5年間10%）の適用を受けることができることとし、同法の目的達成を促進してきたところ。</p> <p>一方、近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。</p> <p>また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサプライチェーンを構築するためには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き必要とされている。</p> <p>昨年閣議決定をした「総合物流施策大綱」においても、我が国の立地競争力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応するためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減することにより、物流総合効率化法のもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。このため、特定流通業務施設の施設要件の強化を図ったうえで、本特例措置を2年間延長する。</p>
3	担当部局	総合政策局物流政策課(物流産業室)
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和49年度 創設</p> <p>平成8年度 延長 (20/100)地区要件の追加</p> <p>平成10年度 延長 (18/100)ランプウェイ構造追加</p> <p>平成12年度 延長 (16/100)</p> <p>平成14年度 延長 (12/100)規模要件の引き上げ</p> <p>平成16年度 延長 (10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止</p> <p>平成17年度 延長 (10/100)要件の見直し</p> <p>平成18年度 延長 (10/100)</p> <p>平成19年度 延長 (10/100)</p> <p>平成21年度 延長 (10/100)要件の見直し</p> <p>平成23年度 延長 (10/100)要件の見直し</p> <p>平成25年度 延長 (10/100)災害要件の追加</p>
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>近年における物資の流通をめぐる経済的事業情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対</p>

別紙

年度	平成17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	合計
認定件数	22	29	35	29	18	12	15	19	31	21	21	21	21	21	21	21	
CO2排出削減量	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	6,692	65,710	19,031	19,031	19,031	19,031	19,031	19,031	19,031	161,497
累計	8,899	15,755	55,511	75,403	80,277	86,616	89,095	95,787	161,497	180,528	199,560	218,591	237,622	256,653	275,685	294,716	—
目標	17,969	35,938	53,907	71,876	89,845	107,814	125,783	143,752	161,721	179,690	197,659	215,628	233,597	251,566	269,535	287,504	—

(注) 端数処理の関係で、累計欄の数値は、一部一致しない。

○平成26年度以降は予測値。

<算出方法>

平成21年度から25年度までの5年分のCO2排出削減量の合計を同じく5年分の認定件数の合計で除して1社当たりのCO2排出削減量(注)を算出し、26年度以降は業界アンケートで把握した認定希望社数の21を掛けて推計した。

(注) $(4,874+6,339+2,479+6,692+65,710) \div (18+12+15+19+31) = 906.25$

	<p>応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図るため、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること（物流総合効率化法第一条）が目的である。</p> <p>《政策目的の根拠》 近年の急速な経済のグローバル化の下で、日本の産業立地競争力を強化していくためには、トラック運転手の不足、燃料費高騰等、物流を取り巻く厳しい環境に対応し、より一層の物流の効率化を図ることが不可欠である。 また、東日本大震災の教訓を踏まえ、強固なサプライチェーンを構築するためには、流通業務の早期機能回復を可能とする物流施設の整備が引き続き必要とされている。 昨年閣議決定をした「総合物流施策大綱」においても、我が国の立地競争力強化を図り、産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現や、安全・安心な物流の確保を図っていくこととしており、上記の社会的要請に対応するためには、本租税特別措置により、物流事業者の初期投資負担を軽減することにより、物流総合効率化法のもと、我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設の整備を推進していく必要がある。</p> <p>また、運輸部門における地球温暖化対策については、平成17年に発効した京都議定書の国際約束の達成に向けて地球温暖化対策推進大綱に基づく施策の実施に加え物流総合効率化法により施策の充実・強化を図ってきた結果、平成23年度において、基準年(平成2年)比でマイナス17.1%の大幅なCO2排出量削減が達成されたところであるが、平成25年6月25日に閣議決定された「総合物流施策大綱(2013-2017)」において、さらなる環境負荷の低減に向けた取組として「物流に起因する環境負荷の低減の面からも物流の効率化を推進する」とされており、平成32年度末までに物流総合効率化法による物流効率化を通じたCO2排出削減量を、合計約29万トン(平成2年比マイナス25%)とする政策目標を達成するために集中的な取組を推進していく必要がある。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進するに包含。</p>
<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「平成32年度末までにCO2排出量を平成2年に対して25%相当を削減する」の着実な遂行のため、環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、営業用倉庫からのCO2排出量について29万トン(1990年排出量115万トンに対して25%相当)を削減。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進し、延長後の期限である平成28(2016)年度末までの2年間に、CO2排出量を5.8万トン(政策目標を達成するのに今後必要なペース(2.9万トン/年))削減する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 環境負荷低減等の課題に対応した営業倉庫に対する投資を促進することにより、政策目的である、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減に寄与する。</p>

<p>8 有効性等</p> <p>① 適用数等</p>	<p>《過去の実績》 (単位 上段:件、下段:社)</p> <table border="1"> <tr> <th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th><th>合計</th> </tr> <tr> <td>6</td><td>17</td><td>23</td><td>28</td><td>37</td><td>37</td><td>28</td><td>32</td><td>33</td><td>241</td> </tr> <tr> <td>4</td><td>11</td><td>5</td><td>2</td><td>7</td><td>6</td><td>2</td><td>7</td><td>6</td><td>50</td> </tr> </table> <p>適用額 (単位百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>17年度</th><th>18年度</th><th>19年度</th><th>20年度</th><th>21年度</th><th>22年度</th><th>23年度</th><th>24年度</th><th>25年度</th> </tr> <tr> <td>22</td><td>105</td><td>169</td><td>220</td><td>295</td><td>307</td><td>228</td><td>233</td><td>233</td> </tr> </table> <p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績</p> <p>《将来の推計》 (単位:件)</p> <table border="1"> <tr> <th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th><th>合計</th> </tr> <tr> <td>39</td><td>48</td><td>61</td><td>148</td> </tr> </table> <p>適用額 (単位百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>26年度</th><th>27年度</th><th>28年度</th> </tr> <tr> <td>239</td><td>286</td><td>363</td> </tr> </table> <p>倉庫業界へのアンケート調査結果を基に推計</p> <p>割増償却の実績と予測</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th> </tr> <tr> <th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>実績</th><th>予測</th><th>予測</th><th>予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td></td><td>11</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td></td><td></td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td>9</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>15</td><td>15</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>15</td><td>15</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td><td>17</td><td>23</td><td>28</td><td>37</td><td>37</td><td>28</td><td>32</td><td>33</td><td>39</td><td>48</td><td>61</td> </tr> </tbody> </table> <p>《僅少、偏りがないか》 平成17年度から平成25年度までの物流総合効率化法による認定件数は221件、税制利用は50社あり、約23%が本制度を利用していることから僅少、偏っているとは言えない。</p> <p>《適用実態に関する情報を用いない理由》 租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、当該措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書を必要としており、実績については詳細に把握しているからである。 また、平成17年に「物流総合効率化法」が施行されてからの実績を把握していることもあり、適用実態調査の集計より長期期間の実績を把握しているため、有効性等を評価するあたり有意義であるため使用したところ。</p>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計	6	17	23	28	37	37	28	32	33	241	4	11	5	2	7	6	2	7	6	50	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	22	105	169	220	295	307	228	233	233	26年度	27年度	28年度	合計	39	48	61	148	26年度	27年度	28年度	239	286	363		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測	H17	6	6	6	6	6								H18		11	11	11	11	11							H19			6	6	6	6	6						H20				5	5	5	5	5					H21					9	9	9	9	9				H22						6	6	6	6	6			H23							2	2	2	2	2		H24								10	10	10	10	10	H25									6	6	6	6	H26										15	15	15	H27											15	15	H28												15		6	17	23	28	37	37	28	32	33	39	48	61
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計																																																																																																																																																																																																																																																						
		6	17	23	28	37	37	28	32	33	241																																																																																																																																																																																																																																																						
		4	11	5	2	7	6	2	7	6	50																																																																																																																																																																																																																																																						
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																																																																																																																																																																																																																																																							
		22	105	169	220	295	307	228	233	233																																																																																																																																																																																																																																																							
		26年度	27年度	28年度	合計																																																																																																																																																																																																																																																												
		39	48	61	148																																																																																																																																																																																																																																																												
		26年度	27年度	28年度																																																																																																																																																																																																																																																													
		239	286	363																																																																																																																																																																																																																																																													
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																																																																																																																																																																																					
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測																																																																																																																																																																																																																																																					
H17	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																												
H18		11	11	11	11	11																																																																																																																																																																																																																																																											
H19			6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																										
H20				5	5	5	5	5																																																																																																																																																																																																																																																									
H21					9	9	9	9	9																																																																																																																																																																																																																																																								
H22						6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																							
H23							2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																						
H24								10	10	10	10	10																																																																																																																																																																																																																																																					
H25									6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																																																					
H26										15	15	15																																																																																																																																																																																																																																																					
H27											15	15																																																																																																																																																																																																																																																					
H28												15																																																																																																																																																																																																																																																					
	6	17	23	28	37	37	28	32	33	39	48	61																																																																																																																																																																																																																																																					

② 減収額	<p>《過去の実績》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>6</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>88</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>541</td> </tr> </table> <p>税制利用証明書(地方運輸局発行)に基づく実績</p> <p>《将来の推計》 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>68</td> <td>79</td> <td>99</td> <td>246</td> </tr> </table> <p>倉庫業界へのアンケート調査結果を基に推計 (算出式:取得価格×償却率×割増償却率×税率)</p> <p>減収額の実績と予測</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>実績</th> <th>予測</th> <th>予測</th> <th>予測</th> <th>予測</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td></td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td></td> <td></td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>16</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>31</td> <td>51</td> <td>66</td> <td>88</td> <td>92</td> <td>68</td> <td>69</td> <td>70</td> <td>68</td> <td>79</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table> <p>《適用実態に関する情報を用いない理由》 租税特別措置の適用実態調査の集計結果を用いない理由は、当該措置の適用を受けるためには運輸局が発行する税制利用証明書を必要としており、実績については詳細に把握しているからである。 また、平成17年に「物流総合効率化法」が施行されてからの実績を把握していることもあり、適用実態調査の集計より長期期間の実績を把握しているため、有効性等を評価するあたり有意義であるため使用したところ。</p>	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計	6	31	51	66	88	92	68	69	70	541	26年度	27年度	28年度	合計	68	79	99	246		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測	予測	H17	6	6	6	6	6								H18		25	25	25	25								H19			19	19	19	19							H20				15	15	15	15						H21					22	22	22	22					H22						10	10	10	10				H23							1	1	1	1			H24								20	20	20	20		H25									16	16	16	16	H26										21	21	21	H27											21	21	H28												21		6	31	51	66	88	92	68	69	70	68	79	99
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計																																																																																																																																																																																																																					
6	31	51	66	88	92	68	69	70	541																																																																																																																																																																																																																						
26年度	27年度	28年度	合計																																																																																																																																																																																																																												
68	79	99	246																																																																																																																																																																																																																												
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28																																																																																																																																																																																																																			
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	実績	予測	予測	予測	予測																																																																																																																																																																																																																			
H17	6	6	6	6	6																																																																																																																																																																																																																										
H18		25	25	25	25																																																																																																																																																																																																																										
H19			19	19	19	19																																																																																																																																																																																																																									
H20				15	15	15	15																																																																																																																																																																																																																								
H21					22	22	22	22																																																																																																																																																																																																																							
H22						10	10	10	10																																																																																																																																																																																																																						
H23							1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																					
H24								20	20	20	20																																																																																																																																																																																																																				
H25									16	16	16	16																																																																																																																																																																																																																			
H26										21	21	21																																																																																																																																																																																																																			
H27											21	21																																																																																																																																																																																																																			
H28												21																																																																																																																																																																																																																			
	6	31	51	66	88	92	68	69	70	68	79	99																																																																																																																																																																																																																			
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成17年度～平成25年度)</p> <p>平成17年10月1日の物流総合効率化法施行後、平成26年3月末現在で221件の総合効率化計画の認定があり、流通業務の総合化及び効率化が図られている。</p> <p>今後は、現行制度の拡充・延長により効率的で環境負荷低減の低減に資する物流拠点施設の整備をさらに促進し、平成32年(2020)度末までにCO2排出量を平成2年(1990年)比25%削減する。</p>																																																																																																																																																																																																																														

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成17年度～平成25年度)</p> <p>平成26年3月末における営業倉庫(205件)の排出削減量は131,446トンとなっている。(達成目標29万トンに対する達成率約45%)</p> <p>物流効率化法の認定を受けた営業倉庫のCO2削減量の実績</p> <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>22</td> <td>29</td> <td>35</td> <td>29</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>28</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>CO2排出削減量(t)</td> <td>8,899</td> <td>6,856</td> <td>39,756</td> <td>19,892</td> <td>4,874</td> <td>6,339</td> <td>2,479</td> <td>11,637</td> <td>30,714</td> <td>131,446</td> </tr> </table> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>多額の設備投資を要する一方で投資の回収に時間を要する倉庫業者の初期投資の負担が軽減される当該特別措置が延長されない場合、流通業務の総合化及び効率化を促進するための営業倉庫の設備投資が進まず、CO2排出削減量について、従来より低い削減量しか見込めず、平成32(2020)年度末までに25%(1990年比)という地球温暖化対策の目標を達成できなくなることが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成17年度～平成28年度)</p> <p>物流総合効率化法に基づく高度なロジスティクス機能を有する流通業務施設を整備するに当たっては、多額の設備投資資金が必要となるが、物流事業者はその事業特性から収益性が低いため設備資金が不足しがちである。このような状況の下、租税特別措置によって物流事業者の初期負担を軽減することにより、物流の総合化及び効率化並びに環境負荷低減に資する倉庫等の整備が進んでいるところである。</p> <p>具体的には、新設された倉庫の1棟当たりの平均面積・容積を比較すると、倉庫全体では、6,964.5㎡なのに対し、本税制の適用のあった倉庫では18,968.7㎡であるが、これら大規模な施設については特に環境面における影響も大きいと考えられているところ、これらの施設におけるCO2削減率は1件あたり33.0%となっている。こうしたことから、本税制の施設の集約化や環境負荷低減における波及効果は非常に大きいといえる。</p>	年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計	件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	205	CO2排出削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	131,446
年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	計																									
件数	22	29	35	29	18	12	15	17	28	205																									
CO2排出削減量(t)	8,899	6,856	39,756	19,892	4,874	6,339	2,479	11,637	30,714	131,446																									
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本件特別措置は、現行の物流事業の効率性の向上、環境負荷の低減等を更に進めることが求められている物流事業者に対し、その効率性の向上等に向けた自発的な取り組みを後押しするために、既存施設の集約、高機能化のためのインセンティブを与えるためのものである。このような目的のための特例という性質上、事業者の規模に拘わらない、既存事業者の更なる取り組みへの初期負担の軽減を図ることのできる最小限の特例措置として割増償却を選択しているところである。</p> <p>なお、租税特別措置においては法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、これを満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能であることから、予算の範囲内で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高い点、また、流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要することから、単年度の予算措置の場合には物流事業者が施設整備計画を立てることが容易ではない点からも本件特別措置には補助金等に比して、手段としての妥当性が認められる。</p>																																	

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	-
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 9 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】
 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できる。

この結果、144百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は475百万円（注）となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。

（注）過去5年間の（法人及び個人からの）平均寄附金額1,187百万円が、1.4倍に増加するものとして試算

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

- 指定寄附金化に伴う減収見込額
129百万円（国税：90百万円、地方税：39百万円）
- 税額控除の導入に伴う減収見込額
15百万円（国税のみ）

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。
2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円（注1）を基に、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定（注2）して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（注1）年度ごとの寄附金額は、H21：592,762千円、H22：678,682千円、H23：1,362,756千円、H24：960,711千円、H25：1,498,003千円。

（注2）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定。

（法人寄附金見込額）

$$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円 (約 } \underline{1,426 \text{ 百万円)}})$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$$

4. これらを基に、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% (\text{税率}) \approx \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \approx \underline{3.8 \text{ 百万円}}$

(注) 税額は、法人税額の4.4%(平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \approx \underline{11.1 \text{ 百万円}}$

(注) 税率は、総務省指定の率。

・事業税

(A. 法人事業税所得割(収入割)の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \approx 17.8 \text{ 百万円}$

(注) 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \approx 9.7 \text{ 百万円}$

(注) 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \approx \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額(指定寄附金化による)は、以下のとおり。

○ 国 税: $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \approx \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税: $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \approx \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標準調査結果(平成24年度分)を基に、寄附控除の申告を行った納税者(計:426,927人)について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した(表1参照)。

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある。
 (※2) 1人あたり寄附額(推計)＝寄附金控除額／人数＋2,000円

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減収効果を算出する。

（計算式）

$$\text{税額控除額} - \text{所得控除額} = \text{各所得階層1人当たりの減収見込額}$$

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されることがないため）

$$b \quad \{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \} = 13,115 \text{円}$$

$$c \quad \{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \} = 15,303 \text{円}$$

$$d \quad \{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \} = 14,066 \text{円}$$

$$e \quad \{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \} = 15,120 \text{円}$$

$$f \quad \{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \} = 9,179 \text{円}$$

$$g \quad \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} = 0 \text{円}$$

（注）gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（注1）を基に、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（注2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、〈表1〉の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額を掛けて合計し、減収見込額を算出する。

（注1）年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件。

（注2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定。

予想寄附者数：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{円} = 3,734,011 \text{円}$$

$$c \quad (1,573 \text{人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{円} = 3,779,244 \text{円}$$

$$d \quad (1,573 \text{人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{円} = 3,186,118 \text{円}$$

$$e \quad (1,573 \text{人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{円} = 1,403,242 \text{円}$$

$$f \quad (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{円} = 2,613,381 \text{円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置(国税37)(法人税:義、所得税:外)(地方税48)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	(新設) 国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。 ※「国立研究開発法人」とは、平成27年4月施行の改正独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に定める法人をいう。
3	担当部局	総合政策局技術政策課、大臣官房技術調査課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成26年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に規定する研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を要望。
6	適用又は延長期間	期限の定めのない措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国立研究開発法人について、自己収入（寄附金収入）の増大を図ることにより、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 ----- 《政策目的の根拠》 【科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日閣議決定)】 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (2)イノベーションシステムを駆動する ～分野や組織の枠を超えた共創環境の実現～ ②組織の「強み」や地域の特性を生かしたイノベーションハブの形成 ・法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。加えて、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に

		<p>係る検討を進める。</p> <p>【わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)(平成25年5月14日 自民党 科学技術イノベーション戦略調査会)】</p> <p>2 研究基盤関係</p> <p>提言3 世界最高水準の研究環境を整備する</p> <p>(4)寄附税制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・政策目標11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 施策目標41 技術研究開発を推進するに包含
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>国立研究開発法人の自己収入(寄附金収入)の増大をさせるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約1,662百万円)(対本租税特別措置等前比)、とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>国立研究開発法人に移行予定の31法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される</p> <p>法人：508法人 個人：1,136人</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。</p> <p>② 減収額</p> <p>国立研究開発法人に移行予定の31法人において、 国税：平年度 105 地方税：平年度 39 (単位：百万円)</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度)</p> <p>租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度)</p> <p>本措置により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27年度～29年度)</p> <p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>国立研究開発法人の機能強化のためには、研究開発資金の充実に必要があり、その資金の一部となる自己収入の増大を図るために、法人・個人からの寄附金に係る税制措置を設けることは、国立研究開発法人に対する国からの支出の代替効果があることから、税収減が是認されると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。</p> <p>双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄付収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う 適用見込数の試算について

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成24年度分)に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件(※1)をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定(※2)として、年間の適用事業者の見込数を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210件、H22:1,201件、H23:1,205件、
H24: 1,218件、H25: 1,148件

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

(適用事業者の見込数)

1,196件 × 1.8 = 2,153法人

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

159,330百万 ÷ 675,516百万円 × 100 = 23.6%

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの(つまり、本要望の措置の適用を受けるもの)と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成 24 年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927 人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表 1・表 2 参照）

<表 1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150 万円	12,257	6.9%	—
b	～300 万円	32,372	18.1%	あ
c	～500 万円	28,131	15.7%	い
d	～800 万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000 万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000 万円	32,433	18.1%	お
g	2,000 万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表 2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195 万円	5%
い	195 万円～330 万円	10%－97,500 円
う	330 万円～695 万円	20%－427,500 円
え	695 万円～900 万円	23%－636,000 円
お	900 万円～1800 万円	33%－1,536,000 円
か	1800 万円～	40%－2,796,000 円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の 31 法人に対する個人寄附について、過去 5 年間の平均件数である 874 件（※ 1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8 倍に寄附件数が増加すると仮定（※ 2）して 31 法人分の予想寄附者数を算出し、<表 1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

（※ 1）年度ごとの寄附件数は、H21：19 件、H22：239 件、H23：224 件、H24：2,446 件、H25：1,440 件

（※ 2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

$$\text{予想寄附者数} : 874 \text{ 件} \times 1.8 = 1,573 \text{ 人} \text{ となる。}$$

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数（適用見込数）については、

- ・ 表中 a（表 2 の「—」に該当）の階層は、所得税非課税のため除外、
- ・ g（表 2 の「か」に該当）については、税額控除を選択しても減税とならない（税額控除率と所得税率が 40%と同率）ため除外、

よって、残りの b～f の階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\underset{b}{18.1\%} + \underset{c}{15.7\%} + \underset{d}{14.4\%} + \underset{e}{5.9\%} + \underset{f}{18.1\%} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136 人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額（総額）】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129 百万円（国税：90 百万円、地方税：39 百万円）

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15 百万円（国税のみ）

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定（※2）して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附金額は、H21：592,762千円、H22：678,682千円、H23：1,362,756千円、H24：960,711千円、H25：1,498,003千円

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

（法人寄附金見込額）

$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円}$ （約 1,426 百万円）

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = \underline{23.6\%}$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\%$ （税率） \div 85.8 百万円

・地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\%$ \div 3.8 百万円

※ 税額は、法人税額の4.4%（平成26年10月1日以降）。

○ 地方税分

・法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\%$ \div 11.1 百万円

※ 税率は、総務省指定の率。

・ 事業税

（A. 法人事業税所得割（収入割）の減収額）

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\%$ \div 17.8 百万円

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

（B. 地方法人特別税の減収額）

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\%$ \div 9.7 百万円

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \div$ 27.5 百万円

5. 以上、減収見込み額（指定寄附金化による）は、以下の通り。

○ 国 税： $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \div$ 90 百万円

○ 地方税： $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \div$ 39 百万円

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。（表1参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
	合計	178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある

(※2) 1人あたり寄附額(推計)＝寄附金控除額／人数＋2,000円

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

(計算式)

$$\text{税額控除額} - \text{所得控除額} = \text{各所得階層1人当たりの減収見込額}$$

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されることがないため）

$$b \ [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{円}$$

$$c \ [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{円}$$

$$d \ [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{円}$$

$$e \ [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{円}$$

$$f \ [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{円}$$

$$g \ [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = 0 \text{円}$$

※gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：19件、H22：239件、H23：224件、H24：2,446件、H25：1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874×1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \ (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{円} = 3,734,011 \text{円}$$

$$c \ (1,573 \text{人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{円} = 3,779,244 \text{円}$$

$$d \ (1,573 \text{人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{円} = 3,186,118 \text{円}$$

$$e \ (1,573 \text{人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{円} = 1,403,242 \text{円}$$

$$f \ (1,573 \text{人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{円} = 2,613,381 \text{円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】
 本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」及び政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

直近の延長要望を行った際の達成目標は、「1組合当たり、当面2年間で事業費である研究開発費を増加させること」であり、平成24年度の対前年比伸び率実績は18.2%、同じく25年度は0.9%であったため、目標を達成している。その上で、租税特別措置としての目標の達成状況にかかわらず、本措置は他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図るために必要なものであることから、租税特別措置でなく法人税法（昭和40年法律第34号）本則化を要望しているもの。

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

毎年度1組合当たりの事業費である研究開発費を増加させることを具体的達成目標としている。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
適用額の過去の実績は以下のとおり。

（単位：百万円）

FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
12,170	6,536	820	1,035	2,531

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込み

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
2 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額の実績については以下のとおり。

区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25
適用額（百万円）	12,170	6,536	820	1,035	2,531
減収額（百万円）	3,651	1,961	246	264	645
			適用額×法人税率30%	適用額×法人税率25.5%	

- (注) 1 平成21年度及び22年度については、全組合についての経済産業省調査に基づき記載。
2 平成23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。
3 平成25年度以降については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査に基づき記載。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

今後3年間の推計は以下のとおり。

今後3年間の利用見込み

区 分		FY26	FY27	FY28
①適用件数	組合数	14	11	13
	組合員数	239	205	218
②適用額（百万円）		1,814	1,270	1,872
③減収額（②×25.5%）		463	324	477

- (注) 1 ⑥に掲載した表を再掲。
2 平成26年度及び27年度については、26年4月までに設立された全組合についての経済産業省調査で得られた数値に、過去3年間の新設組合（経済産業省分）の平均値（以下の表参照）を加算。
3 平成28年度は、過去3年間（平成25年度から27年度まで）の平均とした。

過去3年間（FY23-25）の新設組合（経済産業省分）の平均値

①適用件数	組合数	1
	組合員数	17
②適用額（百万円）		186

(注) ⑥に掲載した表を再掲。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成25年度の単年度の減税（645百万円）により、事業費に関し9,620百万円の効果が推計され、これによって26年度の事業費見込み49,780百万円（対前年度伸び率26.5%、1組合当たり839百万円）の実現に寄与している。したがって、税収減を是認するような効果が発現している。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

平成26年度の単年度の減税（463百万円）により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計されるため、税収減を是認する効果が見込まれており、これによって27年度以降の1組合当たりの事業費が拡大することが予想される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	技術研究組合の所得計算の特例の本則化（国税36）（法人税：義）
2	要望の内容	技術研究組合が賦課金をもって試験研究用資産を取得し、1円まで圧縮記帳をした場合には、減額した金額を損金に算入する制度について、法人税法本則上の措置とする。
3	担当部局	総合政策局技術政策課 大臣官房技術調査課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定（昭和60年3月31日まで） 昭和60年度 適用期限延長（2年間） 昭和62年度 適用期限延長（2年間） 平成元年度 適用期限延長（2年間） 平成3年度 適用期限延長（2年間） 平成5年度 適用期限延長（2年間） 平成7年度 適用期限延長（2年間） 平成9年度 適用期限延長（2年間） 平成11年度 適用期限延長（2年間） 平成13年度 適用期限延長（2年間） 平成15年度 適用期限延長（2年間） 平成17年度 適用期限延長（2年間） 平成19年度 適用期限延長（2年間） 平成21年度 適用期限延長（2年間） 〔平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成23年度 適用期限延長（2年間） 平成25年度 適用期限延長（2年間）
6	適用又は延長期間	法人税法本則上の恒久的な措置とする。
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境を整備することを通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図ることにより、持続的な経済成長に寄与する。 《政策目的の根拠》 ○日本再興戦略（平成25年6月閣議決定） 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、産学官のオープンイノベーションの推進～などの取組を実施するとともに、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。」 ○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国 (3)新たに講ずべき具体的施策

		<p>「官民合わせた研究開発投資の目標(対 GDP 比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対 GDP 比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23～27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」</p>																																	
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 1 1 ICT の利活用及び技術研究開発の推進 施策目標 4 1 技術研究開発を推進する に包含</p>																																	
	③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 技術研究組合について、他の法人形態と税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて技術研究組合を利用した共同研究開発を促進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 1組合当たり、事業費である研究開発費を増加させること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 技術研究組合の活用を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p>																																	
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>前所要望時には、16件・211組合員(24年度)の適用を想定しており、実績は25年度にて14件、211組合員となっていることから、想定外に僅少ではない。また、化学、電機、石油・窯業、医薬品等、幅広い業種で適用されていることから、想定外に偏っていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組合数</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>211</td> <td>239</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。 ・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>②: 減収額 (単位: 百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>FY21</th> <th>FY22</th> <th>FY23</th> <th>FY24</th> <th>FY25</th> <th>FY26 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,651</td> <td>1,961</td> <td>246</td> <td>264</td> <td>645</td> <td>463</td> </tr> </tbody> </table> <p>・21年度及び22年度については、全組合についての経産省調査に基づき記載。 ・23年度及び24年度については、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載。</p>	区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	組合数	9	15	17	8	14	14	組合員数	105	167	-	-	211	239	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)	3,651	1,961	246	264	645	463
区分	FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																													
組合数	9	15	17	8	14	14																													
組合員数	105	167	-	-	211	239																													
FY21	FY22	FY23	FY24	FY25	FY26 (見込)																														
3,651	1,961	246	264	645	463																														

		<p>・25年度以降については、平成26年4月までに設立された全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。</p>																									
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度) 技術研究組合について、他の法人形態との税制上のイコールフットイングを図り、これを通じて共同研究及び研究開発投資の促進により、持続的な経済成長に寄与。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23～26年度) 1組合当たりの事業費の伸び率は、平成24年度増加、平成25年度は微増、26年度は増加となっており、目標を達成。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>30,562</td> <td>36,118</td> <td>36,449</td> <td>49,780</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>55</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>556</td> <td>657</td> <td>663</td> <td>839</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>18.2%</td> <td>0.9%</td> <td>26.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成26年4月までに設立された経済産業省所管の全組合についての経産省調査及び平成26年度新設組合の見込みを基に算出。(注:経産省所管組合数は全省庁分の8割以上を占めている)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(平成23～26年度) 租税特別措置が延長されない場合、他の法人形態に比べて税制上不利な状況が発生することから、技術研究組合を活用した設備投資が減少し、あるいは、技術研究組合の新設件数が減少し、共同研究及び研究開発投資の促進に支障が生ずる恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26～35年度) ○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減収額の約3.55倍となる。</p> <p>※H26 経産省アンケート調査における、経産省所管組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。(注:経産省所管組合数は全省庁分の8割以上を占めている)</p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例の GDP 押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、技術研究組合の設備投資に関する効果(1,643百万円)を通じ、10年間累計で約65億円の GDP 押し上げ効果が見込まれる。</p> <p>※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制の GDP 押し上げ効果を算出するものと同一の方法により試算。</p> <p>○また、技術研究組合の過去の実績から、設備投資費と事業費の比率は、およそ1:4.2 の関係となっていることから、平成26年度の単年度の減税(463百万円)により、事業費に関し6,900百万円の効果が推計され、達成目標(技術研究組合を利用した共同研究開発等の促進)の実現に寄与していることから、税収減を是認する効果が認められる。</p>	区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)	事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780	組合数	55	55	55	59	1組合当たり事業費	556	657	663	839	対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	H26年度 (見込)																							
事業費(百万円)	30,562	36,118	36,449	49,780																							
組合数	55	55	55	59																							
1組合当たり事業費	556	657	663	839																							
対前年度伸び率		18.2%	0.9%	26.5																							

		※経産省所管組合の H21-H25 の事業費、設備投資費合計から算出。(注:経産省所管組合数は全省庁分の8割以上を占めている)																										
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>出資制の法人は、構成員からの拠出金(資本金)が損益と無関係であるために、圧縮記帳がなくても、課税関係が発生しない。 他方、非出資性の法人は、構成員からの拠出金(賦課金)が益金算入されるために、圧縮記帳がないと課税関係が発生する。 このため、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合等については、租税特別措置ではなく法人税法本則(法人税法第46条)で、圧縮記帳が認められている。 以上を踏まえ、技術研究組合と、非出資制の協同組合等や出資制法人との税制上のイコールフットイングを図る観点から圧縮記帳は必要。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">法人区分</th> <th colspan="3">課税計算</th> </tr> <tr> <th>収益 A (構成員からの拠出金)</th> <th>費用 B (固定資産の取得時)</th> <th>AとB差に係る課税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">非出資制に基づく組合</td> <td>技術研究組合</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>非出資制の協同組合等</td> <td>賦課金 ↓ (益金算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]</td> <td>(損益相殺) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>出資制の協同組合等</td> <td>資本金 ↓ (益金不算入)</td> <td>固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化</td> <td>(損益無関係) ↓ 課税なし</td> </tr> <tr> <td>出資制</td> <td>株式会社</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置は、制度創設後10年を越えているが、技術研究組合が他の法人形態との税制上のイコールフットイングの下で、組織として継続的な運営をしていく上で、必要な最小限の措置であり、引き続き存置させることが必要。</p>	法人区分		課税計算			収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税	非出資制に基づく組合	技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし	出資制の協同組合等	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし	出資制	株式会社			
法人区分		課税計算																										
		収益 A (構成員からの拠出金)	費用 B (固定資産の取得時)	AとB差に係る課税																								
非出資制に基づく組合	技術研究組合	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [租特法 66 の 10]	(損益相殺) ↓ 課税なし																								
	非出資制の協同組合等	賦課金 ↓ (益金算入)	固定資産取得費 ↓ 圧縮記帳(→損金算入) [法人税法 46]	(損益相殺) ↓ 課税なし																								
	出資制の協同組合等	資本金 ↓ (益金不算入)	固定資産取得費 ↓ (損金不算入) ※減価償却資産は長期にわたって費用化	(損益無関係) ↓ 課税なし																								
出資制	株式会社																											
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。																										
	③: 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない。																										
10	有識者の見解	—																										
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—																										

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率、半島地域における納税義務者1人当たりの課税対象所得額の変化率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特例措置対象業者においては約2,114百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成24年における22年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値99.2%に対し、半島地域では99.4%となっており、全国を上回っており、また、25年度における納税義務者1人当たりの課税対象所得額対前年比は、全国値100%に対し、半島地域でも100%となっている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が平成26年度以降も25年度と同様の効果が見込まれると説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分

析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

前回要望時における達成目標は、①半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率（対前年比）が、全国の変化率（対前年比）を継続的（2年連続）に上回ること、②半島地域における観光入込客数の変化率（対前年比）について全国の変化率を継続的に上回ることである。

①半島地域における製造業の製品出荷額等の変化率は、平成23年は全国の変化率を上回ったものの、24年は下回り、目標は達成されてない。②半島地域における観光入込客数の変化率は、平成23年、24年とも全国の変化率を上回り、目標は達成されている。

①については、半島地域を始めとした地方部において景気回復に遅れが見られること、②については、東日本大震災の被災地を有しない半島地域において震災の影響が比較的少なかったことが原因として考えられる。①については、本措置が延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際や地元企業が設備投資を決定する際の重要な要件を失うこととなり、半島地域への企業進出や地元企業の設備投資に影響があるものと考えられる。また、②については、本措置の延長により半島地域への観光入込客数を引き続き確保していくため、引き続き本措置を継続する必要がある。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

特別償却制度の延長要望を行った前回延長要望時においては、過去の特別償却制度の適用実績に基づいて平均値を推計し、平成25年度以降は平均64件程度と適用見込みを算出した。平成25年度より、特別償却制度から割増償却制度へと制度拡充したことから、特別償却制度を前提とした適用見込み数と割増償却制度における適用数を単純に比較することは適切でないと考えている。

なお、平成25年度は、市町村長が産業の振興に関する計画を作成し、市町村長が計画に適合すると確認した工業用機械等が適用可能な制度に変更された初年度であり、計画策定のための期間や制度周知に一定の期間を要することから、特別償却制度の適用実績からの減少も想定されたが、10件以上の適用があることから想定外に僅少ではない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの適用件数については、本租税特別措置が割増償却制度（5か年間）であることから、当該年度に新規に取得した工業用機械等の適用件数に過年度の適用件数を加え、算出している。

なお、当該年度に新規取得した適用件数については、平成26年度は同年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果である14件とし、27年度から28年度までは26年度の適用見込み（14件）に、新規に産業振興計画を策定する市町村における適用や制度周知による適用増の見込み（1件）を加えた15件とした。過年度の適用件数等については、過年度の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込んで算出している。

平成26年度：26件（新規取得 14件^注）＋ 過年度取得 12件）

27年度：41件（新規取得 15件^注）＋ 過年度取得 26件）

28年度：56件（新規取得 15件^注）＋ 過年度取得 41件）

また、平成26年度から28年度までの適用額（取得価額）については、当該年度に新規取得した資産の価額のみを記載しており、25年度の適用額（取得価額）である2,114百万円に、当該年度の

新規適用件数増加率（当該年度に新規取得した適用件数（注）／平成25年度の適用件数）を乗じて算出している。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの減収額については、本租税特別措置が割増償却制度（5か年間）であることから、当該年度に新規に取得した工業用機械等の適用額（取得価額）に係る減収額に過年度の減収額を加え、算出している。

なお、当該年度の新規取得に係る減収額については、以下により算出した平成25年度の減収額（14百万円）に当該年度の適用件数増加率（当該年度の適用件数／25年度の適用件数）を乗じ、過年度の減収額については、過年度の設備投資により前年度に本措置の適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込んで算出している。

平成26年度：31百万円（新規取得分 16百万円 + 過年度取得分 14百万円）
 27年度：48百万円（新規取得分 18百万円 + 過年度取得分 31百万円）
 28年度：66百万円（新規取得分 18百万円 + 過年度取得分 48百万円）

（注）四捨五入により、合計値が一致しない場合がある。

（平成25年度の減収額の算出方法）

建物・付属設備及び機械・装置の取得価額×（1/耐用年数）×割増償却率×法人税率

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長（国税19）（法人税：義、所得税：外）
2	要望の内容	半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「産業投資促進計画」という。）に係る地区として関係大臣が指定する地区における法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	国土政策局地方振興課半島振興室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設（機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超） 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長（1,900万円超） 平成6年度 適用期間の1年延長（機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超） 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長（2,300万円超） 平成10年度 特別償却率引下げ（機械等14/100→13/100） 平成11年度 適用期限の2年延長（機械等12/100 建物等 6/100） 平成13年度 適用期限の2年延長（機械等12/100→11/100） 平成15年度 適用期限の2年延長（2,500万円超） 平成17年度 適用期限の2年延長（機械等11/100→10/100） 旅館業の追加（半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区：建物等7/100） 平成19年度 適用期限の2年延長（旅館業：建物等7/100→6/100 2,000万円超） 平成21年度 適用期間の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加 平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ（2,000万円超→500万円以上）
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 なお、達成目標として、半島地域における観光入込客数※の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ることを、半島地域における納

	<p>税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ることを設定する。 ※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数</p> <p>《政策目的の根拠》 ・半島振興法(昭和60年法律第63号) ・第1条(目的) この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。 ・第16条(税制上の措置) 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p>
②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標: 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標: 25 都市再生・地域再生を推進するに包含</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針2014 第2章3(3)</p>
③: 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における観光入込客数※の平成22年度を基準とした変化率について全国を継続的に上回ること ※観光地及び行祭事・イベントのため域外から訪れた人の数 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率について全国を継続的に上回ること <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半島地域における観光入込客数の平成22年度を基準とした変化率 ・半島地域における納税義務者1人あたりの課税対象所得額の変化率 <p>測定指標として、それぞれの実数ではなく、半島地域の変化率を全国の変化率と比較するという手法を採用することにより、経済状況等の全国レベルで影響を及ぼす要因による変動を除いた効果の計測が可能であると考えている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業にかかる設備投資が促されることにより、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が期待される。また、製造業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。これらを通じ、これら関連業種に係る半島地域</p>

			<p>における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p>											
8 有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数) (適用額(取得価額))</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度:47件</td> <td>12,100百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度:40件</td> <td>7,295百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度:12件</td> <td>2,114百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度:26件</td> <td>2,466百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度:41件</td> <td>2,642百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度:56件</td> <td>2,642百万円</td> </tr> </table> <p>※平成23、24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成26年度～28年度の適用件数は過年度(25年度～)に取得した資産の2年目～4年目の適用も含めた当該年度の適用件数、適用額(取得価額)は当該年度に取得した資産の価額のみを記載。 ※平成23～25年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成26～28年度は平成25年度の適用実績及び平成26年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p> <p>適用件数は、特別償却の時期も含めて十件以上で推移しており、適用数について想定外に僅少ではない。また、事業者の業種についても、食品製造業、木材加工業、建築用金属製品製造業、ゴム製品製造業等、多様な業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。 なお、平成25年度については、割増償却へ改組した初年度であったこと、各市町村において産業振興促進計画を策定する必要があったこと等により、前年度と比較して件数が減少していると考えられる。</p>	平成23年度:47件	12,100百万円	平成24年度:40件	7,295百万円	平成25年度:12件	2,114百万円	平成26年度:26件	2,466百万円	平成27年度:41件	2,642百万円	平成28年度:56件	2,642百万円
平成23年度:47件	12,100百万円													
平成24年度:40件	7,295百万円													
平成25年度:12件	2,114百万円													
平成26年度:26件	2,466百万円													
平成27年度:41件	2,642百万円													
平成28年度:56件	2,642百万円													
	② 減収額	<table border="1"> <tr> <td>平成23年度:343百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度:179百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度:14百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度:31百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度:48百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度:66百万円</td> </tr> </table> <p>※平成23、24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成26年度～28年度の適用件数は過年度(25年度～)に取得した資産の2年目～4年目の適用も含めた当該年度の減収額。 ※平成23～25年度は適用実績について関係道府県より聞き取った結果。平成26～28年度は平成25年度の適用実績及び平成26年度の適用見込みについて関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」においては、適用件数及び特別償却限度額等が公表されており、耐用年数を考慮して計算する必要がある取得価額等が把握できないため、関係道府県から聞き取った当該値を用いている。</p>	平成23年度:343百万円	平成24年度:179百万円	平成25年度:14百万円	平成26年度:31百万円	平成27年度:48百万円	平成28年度:66百万円						
平成23年度:343百万円														
平成24年度:179百万円														
平成25年度:14百万円														
平成26年度:31百万円														
平成27年度:48百万円														
平成28年度:66百万円														

		<p>建物・付属設備及び機械・装置の設備投資額×(1/耐用年数)×割増償却率×法人税率</p> <p>なお、平成25年度から割増償却に改組され、特別償却では単年度で行われていた償却額が5年間で行われることから、単純に比較することはできない。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成26年度)</p> <p>本特例措置の活用により、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等にかかる設備投資が促されることにより、半島地域の事業者の競争力の強化や半島地域と地域外との交流が促進され、雇用の確保、若年層の人口流出の抑制につながっていると考えられる。</p> <p>過去の事例によれば、食品製造業者が、本特例措置を活用して新たな工場を新設することにより、地元の農林水産物を活用した質の高い製品の安定供給が可能となるとともに、雇用が創出されるといった事例も見られるところであり、本特例は半島地域の経済活性化につながっていると考えられる。</p>
		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年度～平成25年度)</p> <p>平成24年における、平成22年度を基準とした観光入込客数の対前年比は、全国値99.2%に対し、半島地域では99.4%となっており、全国を上回っており、また、平成25年度における納税義務者1人あたりの課税対象所得額対前年比は、全国値100%に対し、半島地域でも100%となっているが、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行している半島地域において、就業機会の確保が課題であり、本措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本特例が延長されない場合、民間事業者による投資意欲が減退することで半島地域の産業が停滞し、売上の減少、雇用環境の悪化等が懸念される。これにより、半島地域からの若年層の流出に拍車がかかり、人口減少・高齢化が加速するおそれがある。</p>
		<p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>本特例措置による減収額14百万円(25年度)に対し、特例措置対象業者においては約2,114百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による増収増が見込まれ、これらの効果は26年度以降も見込まれることから、税收減を是認する効果はあると考えている。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等
		<p>本特例措置は、半島振興対策地域のうち産業振興計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等を対象としているものであり、当該産業投資促進計画を策定した市町村の産業振興の方針にも合致するものであるため、対象業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実</p>

		<p>させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されないことから、必要最小限で的確な措置と考えられる。</p> <p>さらに、民間投資を刺激するのみならず、副次的に雇用の創出効果も期待されることから、施策の妥当性は高いと考えられる。</p> <p>本特例措置のうち、製造業に係る措置は、昭和61年に創設され、これまで累次の延長が行われており、平成25年には割増償却に改組された。この間、適用件数は安定的に推移している。</p> <p>半島地域では、全国平均を上回る人口減少・高齢化が進行しており、今後、地域経済・社会の衰退が以前に増して問題となると想定される。これを踏まえ、本特例措置を継続して地域資源を有効に活用した小規模事業者等による地域内の経済活動を促進させることにより、半島地域の内発的発展を目指す必要がある。</p> <p>また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。</p>	
	②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>製造業及び農林水産物等販売業の設備投資を促すための補助金等の他の政策手段はない。なお、半島地域を対象とした予算措置として、半島地域内の地域振興の担い手育成等の知見を得るための調査等を実施しているが、民間事業者の設備投資する本特例措置とは目的・対象が異なり、両者に代替性はない。</p>
	③	地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（離島振興対策実施地域の人口、離島振興対策実施地域を訪れる観光客数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「これまでの本租税特別措置等により、前回要望時には、平成26年度の離島振興対策実施地域の人口を382千人としていたところ、現時点での26年度の推計人口は394千人となり、要望時の達成目標を上回る見込みである」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成22年の人口は420千人であった。平成26年の人口を推計すると、394千人となり」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「平成26年度から28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値」と算定に用いた数値の典拠が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「当該措置は、離島振興対策実施地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

特別償却制度の延長要望を行った前回延長要望時においては、過去の特別償却制度の適用実績等に基づいて平成25年度以降の平均適用見込件数（25年度の適用見込件数は3件）を算出した。平成25年度より、特別償却制度から割増償却制度へと制度拡充したことから、特別償却制度を前提とした適用見込件数と割増償却制度における適用数（25年度の実際の適用数は0件）を単純に比較することは適切でないと考えている。

なお、平成25年度において市町村が「産業投資促進計画」を策定していれば割増償却の適用を受けられた設備投資は14件あった。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

- 適用件数の算出根拠は以下のとおり（適用件数＝適用者数とした。）。

【製造業、旅館業、情報サービス業等】

（新規適用見込み）（過年度からの継続適用見込み）（適用見込み（件））

平成26年度	3	+	0	=	3
27年度	2	+	3	=	5
28年度	2	+	5	=	7

(注) 1 当該年度の設備投資

平成26年度：同年度の適用見込みについて、関係都道府県から聞き取った結果。

平成27年度・28年度：過去の年間平均適用件数が2件であったため、2件を見込む。

2 過年度（平成25～）の設備投資

過年度（平成25～）の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込む。

【農林水産物等販売業】

（新規適用見込み）（過年度からの継続適用見込み）（適用見込み（件））

平成26年度	10	+	0	=	10
27年度	10	+	10	=	20
28年度	10	+	20	=	30

(注) 1 当該年度の設備投資

平成26年度：同年度の適用見込みについて、関係都道府県から聞き取った結果。

平成27年度・28年度：平成26年度と同程度の投資があると見込む。

2 過年度（平成25～）の設備投資

過年度（平成25～）の設備投資により前年度に適用を受けた案件は、当該年度も適用を受けると見込む。

【合計】

	製造業等		農林水産物販売業等		新規の設備投資	適用見込み（件）
平成26年度	3	+	10	+	0	= 13
27年度	5	+	20	+	(0 + 3)	= 28
28年度	7	+	30	+	(0 + 3 + 3)	= 43

(注) 新規の設備投資

新規に産業振興計画を策定する市町村における適用や制度周知による適用増として、年間3件を見込む。

- 取得価格の算出根拠は以下のとおり。

【製造業、旅館業、情報サービス業等】（機械・装置）

	適用見込み (件)	1 件当たりの取得価格 (円)	取得価格 (円)
平成 26 年度	2 (件) ×	11,205,111	= 22,410,222
27 年度	3 (件) ×	11,205,111	= 33,615,333
28 年度	4 (件) ×	11,205,111	= 44,820,444

これまでの本租税特別措置等により、前回要望時には、平成 26 年度の離島振興対策実施地域の人口を 382 千人としていたところ、現時点での 26 年度の推計人口は 394 千人となり、要望時の達成目標は上回る見込みである。

(注) 1 適用見込み (件)

機械・装置、建物・構築物の内訳は、関係都道県から聞き取った結果 (以下同じ)。

2 1 件当たりの取得価格

関係都道県から平成 25 年度の取得価格について聞き取った結果を基に算出 (以下同じ)。

【製造業、旅館業、情報サービス業等】(建物・構築物)

	適用見込み (件)	1 件当たりの取得価格 (円)	取得価格 (円)
平成 26 年度	1 (件) ×	10,904,733	= 10,904,733
27 年度	2 (件) ×	10,904,733	= 21,809,466
28 年度	3 (件) ×	10,904,733	= 32,714,199

【農林水産物等販売業】(機械・装置)

	適用見込み (件)	1 件当たりの取得価格 (円)	取得価格 (円)
平成 26 年度	8 (件) ×	3,292,750	= 26,342,000
27 年度	16 (件) ×	3,292,750	= 52,684,000
28 年度	24 (件) ×	3,292,750	= 79,026,000

【農林水産物等販売業】(建物・構築物)

	適用見込み (件)	1 件当たりの取得価格 (円)	取得価格 (円)
平成 26 年度	2 (件) ×	8,537,500	= 17,075,000
27 年度	4 (件) ×	8,537,500	= 34,150,000
28 年度	6 (件) ×	8,537,500	= 51,225,000

【合計】

平成 26 年度	76,731,955 (円)
27 年度	142,258,799 (円)
28 年度	207,785,643 (円)

⑧ 減収額の将来予測 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

減収額の根拠は以下のとおり。

	割増償却による減価償却上乗せ額 (円)	税率	減収額 (円)
平成 26 年度	5,806,196 ×	30%	= 1,741,859
27 年度	15,540,223 ×	30%	= 4,662,067
28 年度	28,416,514 ×	30%	= 8,524,954

(注) 税率は 30%としている。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認 (評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明)

過去の減収額については以下のとおり (平成 23 年度・24 年度は特別償却制度)。

平成 23 年度 :	0 件	0 百万円
24 年度 :	5 件	66 百万円
25 年度 :	0 件	0 百万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(国税20)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	国土政策局離島振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成5年度 製造業及び旅館業について要望(製造業のみ○)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 拡充(取得価格要件を2,500万円超から2,000万円超に引下げ)</p> <p>平成21年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 拡充(情報サービス業等を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成25年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を2,000万円超から500万円以上に引下げ(資本金規模によって異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地域に拡充)</p>
6	適用又は延長期間	2年間

7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等に関する地域格差の是正を図り、離島等の地理的及び自然的特性を活かした創意工夫のある自立的発展を図るとともに、観光客数の増加を始めとした交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>離島振興法第19条</p> <p>「租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。」</p>																												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標:10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備</p> <p>施策目標:39 離島等の振興を図るに包含</p>																												
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>離島振興対策実施地域の人口</p> <p>平成25年度:400千人 → 平成28年度目標値:381千人</p> <p>離島振興対策実施地域に訪れる観光客数を増加させる。</p> <p>離島振興対策実施地域を訪れる観光客数</p> <p>平成15年度:10,925千人 → 平成22年度:11,039千人</p> <p>平成24年度:9,718千人 → 平成28年度目標値:9,777千人</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口</p> <p>離島振興対策実施地域を訪れる観光客数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>																												
8	有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>企業数</th> <th>取得価格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・平成23年度</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>・平成24年度</td> <td>5件</td> <td>5</td> <td>65,993千円</td> </tr> <tr> <td>・平成25年度</td> <td>0件</td> <td>0</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>・平成26年度</td> <td>13件</td> <td>13</td> <td>76,732千円</td> </tr> <tr> <td>・平成27年度</td> <td>28件</td> <td>28</td> <td>142,259千円</td> </tr> <tr> <td>・平成28年度</td> <td>43件</td> <td>43</td> <td>207,786千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成23～24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成23～25年度は適用実績について関係都道府県より聞き取った結果。 平成26～28年度は関係都道府県より聞き取った結果を基に算出した見込値。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美</p>		件数	企業数	取得価格	・平成23年度	0件	0	0円	・平成24年度	5件	5	65,993千円	・平成25年度	0件	0	0円	・平成26年度	13件	13	76,732千円	・平成27年度	28件	28	142,259千円	・平成28年度	43件	43	207,786千円
	件数	企業数	取得価格																												
・平成23年度	0件	0	0円																												
・平成24年度	5件	5	65,993千円																												
・平成25年度	0件	0	0円																												
・平成26年度	13件	13	76,732千円																												
・平成27年度	28件	28	142,259千円																												
・平成28年度	43件	43	207,786千円																												

		群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った離島振興対策実施地域のみ値を用いている。
②	減収額	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 0百万円 ・平成24年度 66百万円 ・平成25年度 0百万円 ・平成26年度 1.7百万円 ・平成27年度 4.7百万円 ・平成28年度 8.5百万円 <p>※平成23～24年度は特別償却、25年～28年度は割増償却。 ※平成23～25年度は減収額について関係都道県より聞き取った結果。 平成26～28年度は関係都道県より聞き取った結果を基に算出した見込値。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った離島振興対策実施地域のみ値を用いている。 計算式：建物・附属設備、構築物、機械・装置の設備投資額×割増償却率×税率</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23～28年度) 離島地域の総人口の推移を見ると、高齢化の進展と人口流出により人口減少傾向に歯止めがかかっていない状況であり、平成22年の人口は420千人であった。平成26年の人口を推計すると、394千人となり、目標値382千人は上回るものの、高齢化の進展と人口減少が続く中、経済の活性化及び就業機会の確保等、人口減少を最小限度に防止することに結びつく施策が必要であり、本税制特別措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23～28年度) これまでの当該措置等により、離島振興対策実施地域の人口の目標値を平成26年時点で382千人としていたところ、推計ではあるが394千人となる見込みである。 以上のことから鑑みても、当該措置は、離島振興対策実施地域の人口減少の底支えに寄与していると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27～28年度) 当該措置が延長されなかった場合、離島振興対策実施地域の総人口が直ちに極端な減少に転じることはないものと考えられるが、従来にも増して人口減少が進展する傾向になるものと想定される。また、離島振興法においても人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることが国の責務として明記されているところ。本税制特別措置を継続し、観光客数の増加を始めた交流の促進を促し、もって人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図ることで、交流・定住人口の拡大を目指し、人口減少を抑制していく必要がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27～28年度) 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保を図る上で貢献することが見込まれている。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	隔絶性、遠隔性、狭小性等の条件不利性を抱える中、各種産業活動を活性化させるため、法人や個人の設備投資を行い事業者を対象に投資を誘発させるためのインセンティブを与えることが必要であることから、これを実現する施策として、当該措置が妥当である。 また、当該措置は課税の繰り延べ効果をもたらすものであり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金等の予算措置と比べて国庫への負担が少なく、効率的と考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは行政に対する支援であり、直接民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担はなされている。また、特例措置の対象を全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限度の特例措置である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解	-	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（奄美群島の総人口、宿泊観光客数）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される企業数等の所期の想定と比較して説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成 24 年度末時点の奄美群島の総人口は 116,908 人（対前年度比△1,174 人）であった」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について説明されているが、平成 25 年度末時点の奄美群島の総人口が把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「平成 26 年度から 28 年度は

25年度の設備投資額（赤字のため制度適用なし）及び26年度の適用見込額について地元自治体に聞き取った結果等を基に算出」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度末推計では115千人となり、前回の目標値である26年度末114千人以上を若干上回る見込みである」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について説明されているが、平成28年度末時点の奄美群島の総人口の見込みが把握されていないことから、効果・達成目標の実現状況を適切に説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）
- 平成26年3月に改正した奄美群島振興開発特別措置法（平成26年法律第6号）が成立し、奄美群島振興開発特別措置法の期限が30年度末までと延長されたことから、本租税特別措置等の目標達成時期を、「平成30年度末」に設定した。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- 奄美群島内の各市町村に対して聞き取り調査を行い、投資額、投資時期、償却率を把握し、投資設備ごとに減収額を算出している。
- 平成25年度は、設備投資件数5件（赤字のため制度適用はなし）、投資額1,325百万円であり、次年度以降の4年間については、25年度投資分として、制度適用による減収額19.5百万円が見込まれる。
 - 平成26年度は、適用見込件数12件（平成25年度：5件+26年度：7件）、投資額1,539百万円（平成25年度：1,325百万円+26年度：214百万円）、減収額23.2百万円（平成25年度：19.5百万円+26年度：3.7百万円）、次年度以降の4年間については、26年度投資分として、制度適用による減収額7.0百万円が見込まれる。
 - 平成27及び28年度分の適用見込件数及び投資額は、26年度分と同程度と見込まれるため、制度適用による減収額は、初年度3.7百万円、次年度以降の4年間は7.0百万円である。よって、平成27年度の減収額は30.2百万円（平成25年度：19.5百万円+26年度：7.0百万円+27年度：3.7百万円）、28年度の減収額は37.2百万円（平成25年度：19.5百万円+26年度：7.0百万円+27年度：7.0百万円+28年度：3.7百万円）である。
- 具体的な試算としては、平成25年度の制度適用対象となる投資額（計5件、計1,325百万円）×設備ごとの耐用年数に応じた償却率（0.03～0.16）を乗じて普通償却限度額を算出し、それに種別ごとの割増限度額（32%又は48%）を乗じた額の総和として、2年目以降の減収額19.5百万円（平成27年度、28年度）を算出している。
- 平成26年度分については、市町村から聞き取りをした投資額（計7件、計214百万円）に対して同様の試算を行った結果、7.0百万円と見込んでいる。平成27及び28年度分については、26年度分と同程度の投資額と予測しているが、投資初年度に限り、設備の稼働月数に応じた割引率（6/12～12/12）を乗じる必要があるため、初年度の減収額は3.7百万円を見込んでおり、2年目以降の4年間は各年度7.0百万円と見込んでいる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 (国税21)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%)の適用期限を2年延長する。
3	担当部局	国土政策局特別地域振興官付
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設(機械等 13/100 建物等 8/100 2,300万円超) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等 12/100 建物等 7/100) 平成12年度 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成13年度 適用期限の3年延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500万円超) 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加) " 除外(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外) 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ(機械等 10/100 建物等 6/100) 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ(2,500万円超→2,000万円超) 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加(機械等 10/100 建物等 6/100) 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外(過疎に類する地区における旅館業を除外) 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ(2,000万円超→500万円以上) 平成26年度 適用期限の1年延長 " 産業振興促進計画認定制度の創設(奄美法)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳

		しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。 《政策目的の根拠》 ・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号) 第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。
	②:政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図るに包含
	③:達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成30年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 目標値 奄美群島の総人口 平成30年度末 112千人以上 (平成24年度末現在 117千人) 目標値 宿泊観光客数 平成30年度末 737千人 (平成24年度末現在 567千人) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。
8	有効性等	①:適用数等 平成23年度 適用件数:3件、適用額:185百万円 平成24年度 適用件数:1件、適用額:232百万円 平成25年度 適用件数:0件、適用額:0百万円 平成26年度 適用件数:12件、適用額:1,539百万円 平成27年度 適用件数:19件、適用額:1,753百万円 平成28年度 適用件数:26件、適用額:1,967百万円 ※平成23、24年度は特別償却、25~28年度は割増償却 ※平成23~25年度については、地元自治体より聞き取った結果 ※平成25年度の設備投資件数は5件であるが、赤字のため(干ばつによるさとうきびの不作等)制度適用はないが、次年度以降、制度適用が見込まれる

		<p>ため、平成 26 年度の設備投資見込み件数 7 件(地元自治体より聞き取り)とあわせて、制度適用見込み件数は 12 件である。平成 27、28 年度の設備投資件数については、平成 26 年度と同程度を想定している。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った奄美群島のみ値を用いている。</p>
②	減収額	<p>平成 23 年度 減収額: 6 百万円 平成 24 年度 減収額: 4 百万円 平成 25 年度 減収額: 0 百万円 平成 26 年度 減収額: 23 百万円 平成 27 年度 減収額: 30 百万円 平成 28 年度 減収額: 37 百万円</p> <p>※平成 23、24 年度は特別償却、25～28 年度は割増償却 ※平成 26～28 年度は平成 25 年度の設備投資額(赤字のため制度適用なし)及び平成 26 年度の適用見込み額について地元自治体に聞き取った結果等をもとに算出。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」は、離島及び奄美群島の合計値を用いているため、地元自治体から聞き取った奄美群島のみ値を用いている。</p>
③	効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H18～25 年度) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H24～26 年度) 奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成 24 年度末時点の奄美群島の総人口は 116,908 人(対前年度比△1,174 人)であった。 平成 26 年度末推計では 115 千人となり、前回の目標値である平成 26 年度末 114 千人以上を若干上回る見込みであるが、今回の目標値である平成 28 年度末総人口 113 千人以上を達成するためには、地域の内発的発展による就業機会の拡充が必要であり、そのためには各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H27～28) 奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21 年度)、有効求人倍率も全国平均 0.68 に対して 0.53(H23 年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p>

			<p>《租税減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23～28) 奄美群島は人口 12 万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。 こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例もあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。</p> <p>本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。 また、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。</p> <p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月(平成26年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※	
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	○	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	⊗	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,179人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,380人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されるところである」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

平成24年度の租税特別措置等に係る政策評価の点検過程において示した説明のとおり、達成目標の目標値及び達成時期については、「平成26年度に、直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）の状況より向上すること」を目的としていたところである。

「工場立地件数」及び「雇用増加人員」における直近3か年平均（平成21年度から23年度までの平均）はそれぞれ88件、1,529人、平成26年度の実績（見込み）はそれぞれ130件、1,519人であった。目標の達成状況については、いまだ明らかになっていないところであるが、おおむね達成する見込みである。

延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられることから、本租税特別措置については、引き続き実施する必要がある。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される過疎地域における工業用機械等の特別償却の適用者数及び適用額については、平成23年度が102件、24億円、24年度が76件、23億円となっている。なお、適用件数については、租特透明化法における適用実態調査では把握されていない。

所期の見込みとかい離して高い適用実態が明らかになったところであるが、かい離の原因は、所期の見込みが過疎対策室が地方公共団体を通じて行った調査の結果に基づいて算出されたものであることにある。地方公共団体では企業の国税に係る実態を把握できない状況にあるため、所期の見込みが僅少になったものと考ええる。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

所期に想定していた適用者数は、製造業、旅館業、コールセンターそれぞれ平成24年度（見込み）が50件、2件、0件で合計52件、25年度（見込み）が53件、2件、0件で合計55件、平成26年度（見込み）が50件、1件、0件で合計51件であった。

実際のところ、適用者数は、平成24年度が76件、25年度（見込み）が89件、26年度（見込み）が89件であった。所期に想定していた適用者数を上回る適用者数であり、想定外に僅少とはいえない。

（注）平成25年度（見込み）及び26年度（見込み）の適用者数は租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報による23年度適用件数102件、24年度適用件数76件の2か年平均から算出している。

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

租特透明化法に基づき把握される過疎地域における工業用機械等の特別償却の適用額については、平成23年度が24億円、24年度が23億円となっている。

減収額については、事前評価書の積算方法を踏襲して、平成23年度が7億円、24年度が6億円、25年度（見込み）から28年度（見込み）までも6億円となる。

所期の見込みとかい離して高い適用実態が明らかになったところであるが、かい離の原因は、所期の見込みが過疎対策室が地方公共団体を通じて行った調査の結果に基づいて算出されたものであることにある。地方公共団体には企業の国税に係る実態を把握できない状況にあるため、所期の見込みが僅少になったものと考ええる。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
別紙「減収見込額積算根拠」参照。

- ⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

納税義務者1人当たりの総所得金額は過疎地域においては2.46百万円である（総務省「平成24年度市町村税課税状況等の調」による）。したがって、1.95百万円～3.3百万円の課税所得の場合の所得税率10%を用いて、過疎地域の納税義務者1人当たりの所得税額は0.25百万円（2.46百万円×0.1）と考えることができる（ただし、所得控除額等は考慮していない）。したがって、これまでの実績では、雇用増加人員が平成23年度1,660人、24年度1,717人、25年度1,179人いたことから、所得税による増収額は23年度415百万円、24年度430百万円、25年度295百万円と考えることができる。

一方、減収額は平成23年度7億円、平成24年度6億円、25年度6億円である。

よって、減収額と達成目標の実現状況を対比した場合、過疎地域の雇用の確保、産業の振興に確実な効果をもたらしているほか、減収額のおおむね半分の所得税額の増収効果が見込まれ、波及的に消費税、地方税等の増収効果も見込まれる。したがって、過去における税収減を是認するような効果があるといえる。

- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

納税義務者1人当たりの総所得金額は過疎地域においては2.46百万円である（総務省「平成24年度市町村税課税状況等の調」による）。したがって、1.95百万円～3.3百万円の課税所得の場合の所得税率10%を用いて、過疎地域の納税義務者1人当たりの所得税額は0.25百万円（2.46百万円×0.1）と考えることができる（ただし、所得控除額等は考慮していない）。平成26年度から28年度までの雇用増加人員は4,380人と見込んでいることから、26年度から28年度までの所得税による増収額は1,095百万円（0.25百万円×4,380人）と見込まれる。

一方、平成26年度から28年度までの減収合計額は18億円である。

よって、減収額と達成目標の実現状況を対比した場合、過疎地域の雇用の確保、産業の振興に確実な効果をもたらすことが予想されるほか、減収額のおおむね半分の所得税額の増収効果が見込まれ、波及的に消費税、地方税等の増収効果も見込まれる。したがって、将来における税収減を是認するような効果があるといえる。

(別紙)

減収見込額積算根拠

(平成26年度見込み)	275百万円
(平成27年度見込み)	280百万円
(平成28年度見込み)	280百万円

【計算根拠】

	適用件数(件)	特別償却実績額(千円)
平成23年度	436	1,022,398
平成24年度	391	1,099,339
平成25年度	303	1,117,809
平成26年度(見込み) ※平成23年度～25年度平均	376	1,079,849
平成27年度(見込み) ※平成24年度～26年度平均	357	1,098,999
平成28年度(見込み) ※平成25年度～27年度平均	346	1,098,886

・平成26年度減収見込額				
1,079,849	×	0.255	=	275,361 (千円)
(特別償却実績額平均)		(法人税率)		
・平成27年度減収見込額				
1,098,999	×	0.255	=	280,245 (千円)
(特別償却実績額平均)		(法人税率)		
・平成28年度減収見込額				
1,098,886	×	0.255	=	280,216 (千円)
(特別償却実績額平均)		(法人税率)		

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長 (国税33)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	過疎地域における製造業、旅館業及び情報通信技術利用事業(コールセンター)に係る特別償却制度を、2年間延長する。 延長:2年間 根拠法令:過疎地域自立促進特別措置法第30条 租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、同法第45条第1項の表の第1号、同法第68条の27、同法施行令第6条の3、同法施行令第28条の9、第39条の56 特別償却率:機械及び装置 (10/100) 建物及び附属設備 (6/100) 取得価額:2,000万円超
3	担当部局	国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成2年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加(直近14年) 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の5年延長及び対象事業にソフトウェア業を追加 平成17年度:適用期限の2年延長 平成19年度:適用期限の2年延長 平成21年度:適用期限の1年延長 平成22年度:過疎地域自立促進特別措置法の拡充延長 適用期限の1年延長及び対象事業からソフトウェア業を除外し、情報通信技術利用事業を追加 平成23年度:適用期限の2年延長 平成25年度:適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。 《政策目的の根拠》 ○過疎地域自立促進特別措置法第30条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事

		<p>業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」</p> <p>○租税特別措置法第12条第1項の表の第1号、第45条第1項の表の第1号、第68条の27、同法施行令第6条の3、第28条の9、第39条の56</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)において、「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、期間集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。」こととされている。</p>																																																						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標： 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 25 都市再生・地域再生を推進する に包含 経済財政運営と改革の基本方針 2014 第2章3(3)</p>																																																						
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっていることから、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「工場立地件数」及び「雇用増加人員」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域への企業や旅館等の立地が促進され、所得水準の向上と雇用機会の拡大を図ることができる。</p>																																																						
8 有効性等	① 適用数等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">適用者数(件)</th> <th colspan="3">適用件数(件)</th> <th rowspan="2">適用額(千円)</th> </tr> <tr> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> <th>製造業</th> <th>旅館業</th> <th>コールセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>47</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>436</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1,022,398</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>383</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>1,099,339</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>38</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>295</td> <td>8</td> <td>-</td> <td>1,117,809</td> </tr> <tr> <td>H26 (見込み)</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>371</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>1,079,849</td> </tr> <tr> <td>H27 (見込み)</td> <td>39</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>350</td> <td>7</td> <td>-</td> <td>1,098,999</td> </tr> </tbody> </table>		適用者数(件)			適用件数(件)			適用額(千円)	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター	H23	47	-	-	436	-	-	1,022,398	H24	39	3	-	383	8	-	1,099,339	H25	38	4	-	295	8	-	1,117,809	H26 (見込み)	41	2	-	371	5	-	1,079,849	H27 (見込み)	39	3	-	350	7	-	1,098,999
	適用者数(件)			適用件数(件)			適用額(千円)																																																	
	製造業	旅館業	コールセンター	製造業	旅館業	コールセンター																																																		
H23	47	-	-	436	-	-	1,022,398																																																	
H24	39	3	-	383	8	-	1,099,339																																																	
H25	38	4	-	295	8	-	1,117,809																																																	
H26 (見込み)	41	2	-	371	5	-	1,079,849																																																	
H27 (見込み)	39	3	-	350	7	-	1,098,999																																																	

	H28 (見込み)	40	3	-	339	7	-	1,098,886
		<p>※H26(見込み)についてはH23~25の3年平均で算出。 H27(見込み)についてはH24~26(見込み)の3年平均で算出。 H28(見込み)についてはH25~27(見込み)の3年平均で算出。</p> <p>過疎地域という不利な状況下にあり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるため、適用者数が想定外に僅少ななものではない。 また、適用者数の内訳を見ると、平成25年度の実績のあった適用者数42件のうち、適用市町村は、36団体となっており、地域に偏りなく適用されている。</p>						
	② 減収額	平成23年度	3.1億円					
		平成24年度	2.8億円					
		平成25年度	2.9億円					
		平成26年度(見込み)	2.8億円					
		平成27年度(見込み)	2.8億円					
		平成28年度(見込み)	2.8億円					
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H23~H25) 本特例措置は、過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、過疎地域の雇用の増大を図るとともに、地域資源の活用による総合的な産業振興による地域の活性化を図ることに寄与している。 これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,069(精査中)人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 また、本特例措置の拡充延長により、平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,229人になると見込んでおり、より一層の雇用の創出が期待されることである。 <small>・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。</small></p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H23~H25) 直接的な目標の効果として、これまでの実績では、「工場立地件数」では、平成23年度91件、平成24年度183件、「雇用増加人員」では、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,069(精査中)人となっており、過疎地域の雇用の増大と就業機会の拡大が図られている。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H23~H28) 本特例措置は、過疎地域へ進出してきた企業の初期投資の負担が軽減されるものであり、新規立地企業において、企業進出を促すインセンティブとなり、実績としては、税額で、平成23年度3.1億円、平成24年度2.8億円、平成25年度2.9億円となっている。延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の重要な要件を失うこととなり、過疎地域への企業進出に影響があるものと考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23~H25) 本特例措置は課税の繰り延べであり、基本的に減収効果は発生しない。 一方で、本特例措置は、過疎地域における企業立地等が促進され、過疎</p>						

		<p>地域の雇用の増大と、就業機会の拡大が図られ、地域の活性化につながるものである。</p> <p>過疎地域という不利な状況下であり、企業立地のポテンシャルが低い地域であるが、本特例措置により、過疎地域における「雇用増加人員」は、平成23年度1,660人、平成24年度1,717人、平成25年度1,069(精査中)人となっており、将来的にも平成26年度から平成28年度までの雇用増加人員は4,229人になると見込んでおり、効果があると言える。</p> <p><small>・H28の雇用増加人員(見込み)については前3カ年の平均で算出。その際、H26、27の雇用増加人員(見込み)についても前3カ年の平均で算出。</small></p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、課税の繰り延べであるので、基本的に減収効果は発生しない。また、課税の繰り延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、新規立地企業において企業進出を促すインセンティブとなり、過疎地域における企業立地が確実に促進され、雇用の増加という政策目的において着実に効果がある。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、補助金は公共性の高い事業を行うためのものであり、民間事業所による建物の取得など、個人の資産形成に資するものには馴染まない。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置によって、民間事業者等に対して直接的に課税の繰り延べを認め、初期投資の負担を軽減するとともに、「事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置」によって、地方自治体が地方税減免措置した場合の減収を補填することで、民間事業者等に対して間接的に支援している。</p> <p>多面的な支援措置により、インセンティブの効果を上げるものである。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>過疎法では、過疎地域の市町村は市町村計画を定めることができ、その中の一つの事項として産業の振興が位置づけられている。そのうち、企業誘致の一つの方策として過疎法第30条により特別償却を行うことが規定されている。</p>
10	有識者の見解	なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	振興山村における工業用機械等の特別償却	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない			
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	※	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし		
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり			<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり			<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり			<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。
 なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）

測定指標は変更せず、本特例措置の期間（2年間）で一定のサンプル数が確保された上で、本特例措置を利用して設備投資を行い雇用を増加させた事業者等に対してアンケート調査を実施し、本特例措置がなかった場合と比較した増加分を分析することにより、本特例措置の直接的な効果（寄与度）を事後検証します。

なお、アンケート調査項目については、現時点で以下のような内容を考えています。

- ・ 設備投資の目的、導入した設備名
- ・ 本特例措置が、設備投資を行い、雇用を増加させる動機（きっかけ）となったか
- ・ 今後も本特例措置を活用したいかなど。

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

区分	平成23年度	24年度	25年度
適用額（千円）	46,984	24,144	69,281

（注）平成23年度及び24年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）からの抜粋。25年度は、農林水産省中山間地域振興課が実施した振興山村市町村へのアンケート調査により判明した本特例適用企業の適用額を合計。本アンケート調査は、都道府県及び市町村を通じて対象となる事業者等（製造業及び旅館業）にアンケートを配布し、資本金、設備投資額、増加雇用人数等を記載してもらい、それを回収・集計したものである。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用額（推計。別紙「適用額の積算について」参照）

平成27年度 67百万円

28年度 134百万円

- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額

平成23年度＝46,984千円（適用額（注）×0.15（法人税率））＝7百万円

24年度＝24,144千円（適用額（注）×0.15（法人税率））＝4百万円

25年度＝69,281千円（適用額（注）×0.15（法人税率））＝10百万円

（注）「本租税特別措置等の適用額」の略。

（別紙）

適用額の積算について

$$\frac{\text{適用額 平成27年度}}{\text{28年度①及び新規分}} = 67\text{百万円}\cdots\text{①}$$

$$\text{28年度①及び新規分} = 134\text{百万円}$$

（注）計算の前提は「減収額及び適用件数の積算について」と同じ。

○ 適用額についての積算根拠(①)+(②)+(③)+(④)=67.204百万円 改め 67百万円)

(1) 製造業に係る適用額の計算 (①)+(②)+(③) = 5,875.541

① 資本金1千万円以下の製造業に係る適用額 (イ+ロ) = 653.248

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 625.118

a 取得価額(500万円) × 償却率 (0.1) × 割増償却率(0.32)

b 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.9

c 山村計画策定率(0.5) × 制度利用率(0.5) × 制度適用率(0.14)

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 28.130

a 取得価額(500万円) × 償却率(0.027) × 割増償却率(0.48)

b 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
31,825 × 0.186 × 0.7 × 0.3 × 0.1

c 山村計画策定率(0.5) × 制度利用率(0.5) × 制度適用率(0.14)

(以下、項目名は省略。)

② 資本金1千万円～5千万円未満の製造業に係る適用額 (イ+ロ) = 1,753.618

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 1,678.103

a 1,000 × 0.1 × 0.32

b 28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.9

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 75.515

a 1,000 × 0.027 × 0.48

b 28,390 × 0.391 × 0.5 × 0.3 × 0.1

c 0.5 × 0.5 × 0.14

③ 資本金5千万円以上の製造業に係る適用額 (イ+ロ) = 3,468.675

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 3,319.306

a 11,300 × 0.1 × 0.32

b 4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.9

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 149.369

a 11,300 × 0.027 × 0.48

b 4,044 × 0.48 × 0.5 × 0.3 × 0.1

c 0.5 × 0.5 × 0.14

(2) 旅館業に係る適用額の計算 (①)+(②)+(③) = 727.914

① 資本金1千万円以下の旅館業に係る適用額 (イ+ロ) = 314.709

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 102.700

a 500 × 0.1 × 0.32

b 18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.3

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 212.009

a 500 × 0.059 × 0.48

b 18,576 × 0.157 × 0.7 × 0.3 × 0.7

c 0.5 × 0.5 × 0.14

② 資本金1千万円～5千万円未満の旅館業に係る適用額 (イ+ロ) = 240.624

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 78.507

a 1,000 × 0.1 × 0.32

b 6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.3

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 162.117

a 1,000 × 0.059 × 0.48

b 6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.7

c 0.5 × 0.5 × 0.14

③ 資本金5千万円以上の旅館業に係る適用額 (イ+ロ) = 172.581

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 56.307

a 2,700 × 0.1 × 0.32

b 786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.3

c 0.5 × 0.5 × 0.14

ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 116.274

a 2,700 × 0.059 × 0.48

b 786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.7

c 0.5 × 0.5 × 0.14

(3) 農林水産物等販売業の適用額の計算 (イ+ロ) = 47.582

イ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 17.913 ロ 建物に係る適用額 (a×b×c) = 29.669
 a 500 × 0.112 × 0.32 a 500 × 0.053 × 0.48
 b 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.3 b 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.7
 c 0.5 × 0.5 × 0.14 c 0.5 × 0.5 × 0.14

(4) 電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の適用額 = 69.344

・ 機械・装置に係る適用額 (a×b×c) = 69.344
 a 550 × 0.059 × 0.32
 b 636 × 0.3
 c 0.5 × 0.5 × 0.14

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	振興山村における工業用機械等の特別償却 (国税32) (法人税：義、所得税：外)								
2	要望の内容	<p>〈制度の概要〉 振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等(取得価額2,000万円超)を取得した場合に、その事業の初年度において、通常の償却に加えて行うことができる特別償却(機械及び装置 10/100(旅館業を除く)、建物及びその附属設備 6/100)ができる制度。</p> <p>〈要望の内容〉 振興山村における製造業及び旅館業の事業に使用する機械や建物等を取等した場合に、取得価額要件の下限額を500万円以上に引き下げ、その事業の年度において通常の償却に加えて行うことができる償却の方法を割増償却(5年間、償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の32/100、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48/100)に改組し、対象業種に農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)を追加する等制度を見直した上で、適用期間を2年延長する。</p> <p>1. 製造業・旅館業 (1) 対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">資本金の規模</td> <td style="text-align: center;">1,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">1,000万円超 5,000万円以下</td> <td style="text-align: center;">5,000万円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">取得価額</td> <td style="text-align: center;">500万円以上</td> <td style="text-align: center;">1,000万円以上</td> <td style="text-align: center;">2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>2. 農林水産物等販売業・電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。） (1) 対象 ①資本金5,000万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金5,000万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万</p>	資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超	取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
資本金の規模	1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超							
取得価額	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上							

		円以上である場合
3	担当部局	国土交通省国土政策局地方振興課
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 21 年度 創設 平成 23 年度 適用期限の 2 年延長 対象業種からソフトウェア業を除外 平成 25 年度 適用期限の 2 年延長
6	適用又は延長期間	平成 27 年 4 月～平成 29 年 3 月
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1) 政策目的 振興山村は、我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めるなど、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている。一方、地勢等地理的条件は特に厳しく、人口の減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、コミュニティが失われつつある。このため、地域資源を活用する事業者の立地や設備投資を促し、地域における雇用の増大等を通じて、地域のコミュニティの維持・再生を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○山村振興法(昭和 40 年5月 11 日法律第 64 号)第3条第3号 (略)観光の開発、農林産物の加工業等の導入(略)を図ることにより、産業を振興し、併せて安定的な雇を増大する</p> <p>○同法第4条 国は、前条の目的を達成するため、(略)資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮する</p> <p>○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成 22 年 12 月3日法律第 67 号)第1条 農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図る(略)</p> <p>○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成 25 年 11 月 22 日法律第 81 号)第1条 土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が農山漁村に豊富に存在することに鑑み、(略)農山漁村の活性化を図る(略)</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2014 (平成 26 年 6 月閣議決定)</p>

		<p>第1章アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題</p> <p>4. 日本の未来像に係わる制度・システムの改革 (望ましい未来像に向けた政策推進)</p> <p>④ 個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があって暮らし続けられる地域社会をつくる</p> <p>第2章経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生</p> <p>(3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化(地域活性化)</p> <p>過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、(略)地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。 (長期的な観点からの取組)</p> <p>地域は、民間の資金、ノウハウ等を大胆に導入し、景観や歴史文化といった地域資源を活用し、人や情報の交流・連携による広域ネットワークを活かした取組を通じて、地域に働く場所を創出する「個性を活かした地域戦略」を推進する。</p> <p>(4) 農林水産業・地域の活力創造 改訂後の「農林水産業・地域の活力創造プラン」を着実に実施し、今後 10 年間で農業・農村の所得を倍増させる目標の実現を目指す。</p> <p>○「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日改訂)</p> <p>第一総論</p> <p>II 改訂戦略における鍵となる施策</p> <p>4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革</p> <p>(1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新 特色ある地域資源を活かせば、付加価値の高いビジネスを行うことも十分に可能である。(略)多様な地域資源を活用した地域ぐるみの農林水産業の 6 次産業化の推進、(略)地域に魅力ある雇用の場を創り出すことができる。</p> <p>(2) 地域の経済構造改革 地域に根ざした中堅・中小企業・小規模事業者等の挑戦によって農業や観光を含めた特色のある産業が全国津々浦々で育成され、地域経済を引っ張っていくことが重要である。</p> <p>IV. 改訂戦略の主要施策例</p> <p>4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新/地域の経済構造改革</p> <p>① 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>○地域ぐるみの農林水産業の 6 次産業化、酪農家の創意工夫・多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの 6 次産業化を推進</p>
--	--	--

		<p>第二 3つのアクションプラン</p> <p>一. 日本産業再興プラン</p> <p>6. 地域活性化・地域構造改革の実現／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>人口減少の厳しい現実を受け止め、(略)若者・女性の創業促進やふるさとの特色ある地域資源の活用など、いわばローカルアベノミクスについて、実行可能な政策から直ちに具体化し実行していく。その際、中小企業・小規模事業者向けの支援策について、確定検査の簡素化や広報の強化をはじめ、使い勝手の更なる向上を図る。</p> <p>(地域活性化／中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)</p> <p>③ふるさと名物応援</p> <p>観光(自然、文化、産業遺産等)や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。</p> <p>(地域の経済構造改革)</p> <p>⑥総合的な政策推進体制の整備</p> <p>人口急減・超高齢化を克服し、活力ある地域経済構造を実現するためには、地方自治対をはじめ地域それぞれの創意工夫や努力がより反映されるよう政策手段等の大胆な見直しに着手しつつ、地域資源を活用するなど「個性を活かした地域戦略」を推進する。</p> <p>二. 戦略市場創造プラン</p> <p>テーマ2：クリーン・経済的なエネルギー需給の実現</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>エネルギー分野の様々な制度改革の実現もあり、民間においてエネルギー関連投資は大幅に増加し、雇用が生まれている。引き続き、クリーン・経済的なエネルギー需給の実現に向けた取組を進める。</p> <p>特に、まず、再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。</p> <p>また、…木質バイオマスエネルギーの利用…を進める。</p> <p>テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会</p> <p>テーマ4-①：世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策</p> <p>ii) 国内バリューチェーンの連結</p> <p>農林漁業サイドが食品産業サイドの付加価値を</p> <p>より多く取り込むことができるよう、農林漁業者主導の取組に加え、多様な事業者による地域資源を活用した地域ぐるみの6次産業化を推進する。</p>
--	--	---

		<p>○農林水産業・地域の活力創造プラン</p> <p>(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂)</p> <p>II 基本的考え方</p> <p>森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農山漁村の潜在力を発揮するための施策を府省連携して進めていく。</p> <p>III 政策の展開方向</p> <p>2. 6次産業化等の推進</p> <p>農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化を図るとともに、自立的で持続可能な分散型エネルギーシステムを構築する</p> <p>6. 人口減少社会における農山漁村の活性化</p> <p>高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村については、小規模集落が増加するなど集落機能が低下しつつある。(略)地域で受け継がれてきた「食」をはじめとする豊かな資源を活用して新たな需要を掘発するとともに、地域の共同活動を支援し、地域全体で担い手を支えることにより、農林水産作業の振興と地域の活性化を表裏一体で進めていく必要がある。このため、「食」や福祉、教育、観光、まちづくり、環境等の分野において「交流」を軸に関係各府省が連携して農山漁村の再生に取り組むとともに、(略)生活条件等の定住環境を確保し、地域コミュニティを活性化する。</p> <p>また、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用した農林水産業の振興や6次産業化等の推進によって、農山漁村への就業を促進し、地域の雇用・所得を生み出すことで、地域の活性化が図られる。特に、(略)中山間地域をはじめとする条件不利地域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細かく推進する。</p> <p>○食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定)</p> <p>第3 食料、農業および農林に関し総合的かつ計画的に構ずべき施策</p> <p>3. 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 農業・農村の6次産業化</p> <p>農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農山漁村に由来する農林水産物、バイオマスや農山漁村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、(略)「産業」とを結び付け、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す農業・農村の6次産業化を推進する。これらの取組により、新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保するとともに、若者や子どもも農山漁村に定住できる地域社会を構築する。</p> <p>①「地域資源」を活用した「産業」の創造</p>
--	--	---

		<p>農林水産業・農山漁村に由来する農林水産物、副産物等の地域資源を最大限活用するため、農林水産業を軸とした地場産業を活性化する(略)様々な資源活用の可能性を追求する。</p> <p>(4)集落機能の維持と地域資源・環境の保全</p> <p>① 農村コミュニティの維持・保全</p> <p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し、農村コミュニティが失われつつある。特に、過疎化が著しい中山間地域等では、地域資源の保管理上の問題が深刻化している。(略)このような状況にかんがみ、(略)農村コミュニティの維持・再生を図るため(略)の取組を拡大することが求められている。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標： 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標： 25 都市再生・地域再生を推進する に包含 経済財政運営と改革の基本方針 2014 第2章3(3)</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本特例の活用によって事業者の振興山村への立地や設備投資が促され、地域の雇用が確保されることを通じ、地域コミュニティの活性化に資することから、振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数を目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標：振興山村における本特例を活用した事業者の立地等に伴う新規雇用者数 目標値：本特例の適用期間中(平成 27～28 年度)の新規雇用者数 54 名(2 年間)</p> <p>(根拠)</p> <p>①平成 21～25 年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約 85 百万円となっている。 ②今回、500 万円に限度額を下げ対象事業を追加することとしており、推計では、本特例を利用した年間総投資額は 2,253 百万円となり、①を踏まえれば(2,253 百万円÷85 百万円)、増加する雇用者は 27 人となる。 ③以上を踏まえ、平成 27、28 年度においては、27×2=54 人の新規雇用者を増加させることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 1 山村振興対策を推進していく上で、これまでは、域外の製造業又は旅館業を誘致するという発想に立って、2000 万円超という比較的高額の設備投資について特別償却を措置してきたところ。 この措置については、利用した企業が実際に雇用を増やすなどの成果を上げており、振興山村における経済活動の実態を踏まえれば、目標の達成に向けて一定の有効性があると評価できる。 (雇用増加の一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに 14 名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の効果</p>

		<p>を上げている有効な手段と考えられる。)</p> <p>2 今回の税制優遇措置の拡充は、このような実績を踏まえて、雇用の創出を図るために振興山村に立地する民間事業者の設備投資をさらに拡大しようとするものであり、以下の効果が見込まれる。</p> <p>① 現在、税制優遇措置の取得価額の下限を 2000 万円としているが、農林水産省が実施したアンケート結果によれば、500 万円～2,000 万円以下の設備投資が 2,000 万円超の設備投資と同数程度存在する。このため、取得価額要件を 2,000 万円から 500 万円に引き下げることで、500 万円～2,000 万円規模の設備投資の増大を図る効果が生じる。</p> <p>② また、同アンケート結果によれば、農産物、水産物、林産物をはじめとした豊富な地域資源を活かした、農林水産物等販売業並びに電気業及び熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る。)に取り組みようとする民間事業者が見られる。このため、新たにこの 2 業種を税制優遇措置の対象とすることで、これらの者の事業開始・拡大を後押しする効果が生じる。</p> <p>③ なお、特別償却を割増償却に変更することで、これまでは単年度しか計上できなかったが、複数年に渡り割り増しして減価償却費用を計上できることとなるため、民間事業者の資金繰りを複数年に渡ってサポートできる効果が生じる。</p> <p>3 これらの効果により、事業者の振興山村への設備投資がさらに促進され、新規雇用の創出等を通じて、農山漁村の振興や集落機能の維持に寄与するものである。</p>														
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23 年度 (実績)</th> <th>24 年度 (実績)</th> <th>25 年度 (実績)</th> <th>26 年度 (見込)</th> <th>27 年度 (見込)</th> <th>28 年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>17</td> <td>154</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典【H23.24】租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)</p> <p>【H25】都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を行い把握 ※H26-28 の算定根拠は別添 1 参照。</p> <p>適用件数については、前回要望時(平成 24 年度)には、24 年度:26 件、25 年度:43 件の適用を想定し、それぞれ実績値は 24 年度:4 件、25 年度:6 件となったが、人口減少が顕著化する等山村を取り巻く厳しい状況の下で、事業者の経済活動も厳しい状況にあると考えられる中において、平均 5 件以上で推移している上記実績値は必ずしも想定外に僅少ではなく、振興山村の活性化に一定の貢献をしていると考えられる。また、振興山村の民間事業者の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充等が要望どおり位置付けられ、本特例措置の周知浸透が図られることにより、</p>		23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)	適用数	6	4	6	17	154	308
	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)	26 年度 (見込)	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)										
適用数	6	4	6	17	154	308										

	<p>更なる適用の増加が期待される。</p> <p>適用の偏りについては、本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。））を対象とするものであり、木材、木製品製造業、通信機械器具製造業、清涼飲料水製造工場、電気・電子機器製造業、食品製造業等幅広い業種で活用されており、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p>																								
② 減収額	<p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>23年度 (実績)</td> <td>24年度 (実績)</td> <td>25年度 (実績)</td> <td>26年度 (見込)</td> <td>27年度 (見込)</td> <td>28年度 (見込)</td> </tr> <tr> <td>減収額</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>45</td> <td>10</td> <td>20</td> </tr> </table> <p>※算定根拠は別添1.参照 (補足: H23.24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)</p>		23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	減収額	7	4	10	45	10	20										
	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)																			
減収額	7	4	10	45	10	20																			
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成28年度) 「農村部における人口の社会減の抑制」の目標に対する測定指標を、「平地農業地域及び中山間農業地域の人口の社会減の抑制」としている。</p> <p>平成25年度の実績は、平地農業地域において目標値△0.36%に対し、△0.32%、中山間農業地域において目標値△0.59%に対し△0.52%であり、目標を達成しているが、振興山村を含む平地農業地域及び中山間農業地域では、若年層の流出等により、依然として人口の社会減少は進んでおり、過疎化、高齢化の進行による集落の衰退等が危惧されるため、平成32年度の政策目的達成に向け引き続き本特例は必要である。</p> <p>○ 平地農業地域の人口の社会減〔実績〕 (単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.19</td> <td>△0.19</td> <td>△0.31</td> <td>△0.32</td> <td>△0.32</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>○ 中山間農業地域の人口の社会減〔実績〕 (単位:%)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>21年度</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td>△0.38</td> <td>△0.38</td> <td>△0.45</td> <td>△0.49</td> <td>△0.52</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(農村振興局 中山間地域振興課調べ)</p> <p>近年の厳しい経済、雇用情勢の下で、本特例の活用によって工場の新設、機械の取得等が行われ、それに伴う雇用の確保も進んでいるところである。</p> <p>一例として、九州に所在する飲料水製造企業が、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用しており、地域の雇用や経済の活性化に一定の貢献をしている有効な手法と考え</p>	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																				
減少率	△0.19	△0.19	△0.31	△0.32	△0.32																				
区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																				
減少率	△0.38	△0.38	△0.45	△0.49	△0.52																				

	<p>られる。</p> <p>引き続き本特例の活用により、振興山村への企業立地や設備投資が促され、雇用確保を通じて地域における定住化、集落機能の維持等が図られ、コミュニティの維持・再生に資するものと考えられる。</p>										
	<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年4月～平成29年3月)</p> <p>本特例を活用した民間事業者の進出に伴う新規雇用者(雇用増加者)数としては、平成24年度に18人、平成25年度に12人の新たな雇用が確認されている。前回要望時の目標(振興山村における本特例を活用した民間事業者の進出に伴う各年度の新規雇用者数80名)には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている本制度は、振興山村の活性化の観点から、有効な施策であると考えられる。</p> <p>効果検証の観点から、平成24年度に適用した4業者に対し調査を行ったところ、1業者から、施設立地の検討にあたって、本税制の優遇措置を考慮した旨回答を得ており、本制度が振興山村における投資及び雇用に効果を及ぼしていることが確認されている。(同社では、本特例の活用により、工場を新設し建物や機械を設置するとともに14名の常用職員を新たに雇用。)</p> <p>○雇用効果の状況 (単位:人)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>22年度</td> <td>23年度</td> <td>24年度</td> <td>25年度</td> </tr> <tr> <td>雇用増加数</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p> <p>推計による今後の雇用増加数は以下のとおりであり、今後、振興山村における民間事業者の設備投資の実態を踏まえた、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、目標は達成されると考えている。</p> <p>平成27年度:27人、平成28年度:27人</p> <p>(根拠) ①平成21～25年度の雇用増加者数一人当たりの平均設備投資額は、約85百万円となっている。 ②推計では、各年度の年間総投資額は、2,253百万円(H27,28(※))となり、①を踏まえれば、増加する雇用者数は、それぞれ、27人(H27,28)となる。 ※算定根拠は別添1.参照</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度							
雇用増加数	11	0	18	12							

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年4月～平成29年3月)

山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、生物多様性の保全等の様々な機能を有しており、これらの機能は広く国全体に及ぶ公益的なものである。

特に、近年、降雨量の増加に伴う水害の増加傾向等を踏まえれば、上流に存在する広大な森林を適切に手入れすることで森林の保水力を保持することがますます重要となっており、それには、森林を中心に据えた山村の暮らしを持続可能なものとする必要があると考えられる。

他方、近年、振興山村では人口減少が進行しており、1985年比で総人口が約6割に減少しているのみならず、年少人口(0～14歳)が同年比で約4割に減少(99万人→43万人)し、高齢化と人口減少が同時に進んでいる状態である。このため、現時点で対策を取らなければ、振興山村は、人口減少に歯止めがかからず、存続することが困難となることが確実である。

しかしながら、このような危機的な状態にある振興山村の基礎自治体については、財政力指数が0.3未満である自治体が約9割(当該市町村の区域全体が振興山村地域に指定されている全部山村のデータ)となっており単体で施策を講じることが難しい状態にある。また、振興山村は全国に点在しており、局所的ではない全国的な課題であることから、基礎自治体、都道府県、国が連携しながら問題に当たることが必要である。

このような状況を踏まえ、政府は、平成26年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2014において、「人口急減・超高齢化」の流れを止めるため、地域における民間事業者の経済活動を活性化することで地域に雇用を創出し、暮らし続けられる地域の創出を目指す方針を打ち出している。

以上を踏まえれば、政府は、人口減少が進む振興山村地域においても立地する民間事業者の事業拡大を支援し雇用の創出を図ることが必要である。その際、民間事業者の設備投資の拡大を支援することは、事業の拡大を促す上で有効であると考えられる。

今回要望する税制優遇措置の拡充は、取得価額要件の引き下げ、対象業種の追加、償却期間を延長する割増償却への変更といったものであり、これまでの税制優遇措置を拡充し、民間事業者の設備投資の促進を図るものであることから、まさに現在、政府が積極的に講じる必要のある施策のひとつであると考えられる。

本特例の拡充等がなされない場合、振興山村において中・小規模の事業者が利用できる、投資に対するインセンティブ措置が失われ、振興山村における事業者の投資意欲が削がれるとともに、山村における経済活動の低迷やそれに伴う雇用機会の喪失等につながり、振興山村の地域コミュニティ維持・存続を大きく阻害することとなる。

以上のように、本特例は必要不可欠なものであり、今回の特例措置の拡充等を実施し、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。

《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:23～28)

本特例の適用実績に対する経済波及効果を試算すると以下のとおりである。本試算では、本特例措置が活用された投資の中には、必ずしも本特例措置の有無が、投資・雇用等の主体的なインセンティブとなっていない場合があり得ることも想定し、特例適用事業者への聞き取り調査結果を踏まえて、投資額の25%のみを用いて経済効果を試算している。この場合においても、いずれの年度についても経済波及効果が減収額を上回っており、本特例措置には税込減を是認するに足る経済効果があると考えられる。

○設備投資に係る減収額及び経済波及効果

(単位:百万円)

	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度 (見込)	28年度 (見込)
減収額	7	4	10	45	10	20
投資額	470	241	749	3,237	2,253	2,253
経済波及効果	205	119	417	2,486	1,407	1,407

※減収額、投資額の算定根拠は別添1参照
 (補足:H23.24は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)に基づき算定、H25は「振興山村における設備投資等に関する調査」(農林水産省 中山間地域振興課調べ)に基づき算定)
 ※経済波及効果については、「振興山村における設備投資等に関する調査」に基づく投資額をもとに、「平成17年農林水産業及び関連産業を中心とした産業関連表(101部門)」を使用して算出。
 ※また、平成24年度に本特例を適用した4事業者に聞き取り調査を行った結果、そのうち1事業者から、本特例の有無が設備投資の決定に影響した旨回答があったことを踏まえ、本特例適用分の25%において、本特例が設備投資の直接的なインセンティブになったと仮定し、投資額の25%を用いて経済波及効果を算出。間接的影響を含めた過大な試算となることを避けている。なお、減収額は、全投資額を基に試算している。
 ※経済波及効果の算定に使用した部門は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「振興山村における設備投資等に関する調査」を参考に選定。(別添2参照)
 ※消費転換係数は0.73で算出。
 ※経済波及効果は2次効果まで算定。

また、雇用については、以下の新規雇用が確認されている。前回要望時の目標には達していないものの、山村を取り巻く厳しい状況の下で、一定の雇用効果を生じている。減収額との比較においては、平成24年は、減収額4百万円に対し18人、平成25年は減収額10百万円に対し12人となっている。調査

		<p>により、立地検討に辺り税制面等の特例措置を考慮したとの企業も見られており、本特例措置は、山村の活性化の観点から、減収の是認に足る効果ある施策と考えられる。</p> <p>今後、税制優遇措置の取得額要件の緩和や、対象業種の追加等の拡充・延長が改正要望どおり位置付けられ、また、本特例措置の周知浸透を図ることにより、一層の効果の拡大が期待される。</p> <p>○過去4年間の雇用への効果</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用増加数</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(農林水産省 中山間地域振興課調べ)</p>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	雇用増加数	11	0	18	12
区分	22年度	23年度	24年度	25年度								
雇用増加数	11	0	18	12								
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、市町村の産業振興に関する方針に合致した事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業、電気業及び熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る。））を対象とするものであり、特定の対象事業者に偏りを生じるといった公平性を欠く施策ではない。</p> <p>また、対象業種の事業者のうち、自発的に設備投資を行うことで事業を充実させる法人又は個人に限定して適用されるものであり、無差別に特例が適用されることがないことから、必要最小限で的確な措置となっている。</p> <p>また、他の手段と比較した場合、</p> <p>① 補助金は、地方公共団体等が定住のための生活環境施設や地域間交流のための拠点施設等を整備する公共性の高い事業を行うためのものであり、事業者による建物の取得など、個人の資産形成に資するものにはなじまないこと</p> <p>② 融資は、償還期間内に返済することが必要であるなど制約があること</p> <p>から、同様に誘導効果が発生するにもかかわらず、本特例の方が政府・事業者の双方にとって負担の少ない措置である。</p> <p>本特例が拡充されない場合には、振興山村において中・小規模の事業者が負担なく利用できるインセンティブがなくなることから、事業者の活動も低調となり、振興山村の人口減少にも歯止めがかからず、存続が困難となると考えられる。</p> <p>以上を踏まえれば、今回の特例措置の拡充等により、地元の中小企業者による発展を促すことが必要である。</p>										
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割</p> <p>H27年度予算要求において、「山村振興交付金」（新規）を要求中。</p> <p>同交付金は、</p> <p>① 地域の未利用資源や地場産品などを地域ぐるみで活用するための組織作りや人材育成</p>										

		分担	<p>② 農林業の生産活動を基礎とした山村の協働や共助の促進に取り組む</p> <p>市町村を支援するものである。</p> <p>一方、本特例は、個々の事業者の振興山村への立地や設備投資を促すインセンティブを与える優遇措置である。</p> <p>このため、両者は、山村振興交付金により組織作りや人材育成等を支援し、その中から実際に地場産品の販売等を行う動きが生じた際の設備投資について、本税制特例で支援するという関係にある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	該当なし
10	有識者の見解		本措置の拡充及び期限を延長することが妥当。 (平成26年8月農林水産省政策評価第三者委員)
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年度税制改正要望時

別添1

1. 減税見込額等の積算

(1) 平成26年度（製造業及び旅館業の事業者）

○ 振興山村において、平成23～25年度に本特例の対象となる資産を取得した実績(※1)を基に、平成26年度も同様の設備投資が行われると仮定し、資産取得額等の見込みを算出。

$$\begin{array}{ccccccc} & 23年度 & 24年度 & 25年度 & 平均 & & \\ \text{機械等} & (10,281 + 17,229 + 28,215) & \div & 3 & = & 18,575 & \text{百万円} \cdots \text{①} \end{array}$$

$$\begin{array}{ccccccc} & 23年度 & 24年度 & 25年度 & 平均 & & \\ \text{建物等} & (3,589 + 5,816 + 4,238) & \div & 3 & \approx & 4,548 & \text{百万円} \cdots \text{②} \end{array}$$

○ 対象資産を取得した事業者のうち、14%が本特例を適用すると仮定し(※2)、投資額、減収見込額等を算出。

			適用率※2			
機械等	①	×	14%		≒	2,600 百万円 … ③
建物等	②	×	14%		≒	637 百万円 … ④
合計						3,237 百万円

			特別償却率		法人税率	
機械等	③	×	10%	×	15%	≒ 39 百万円
建物等	④	×	6%	×	15%	≒ 6 百万円
合計						45 百万円

(減税見込額等の算出基礎としたデータ)

※1 都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施し、関係市町村の担当者による事業者への聞き取り等により把握。

※2 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者(関心がある者)の中で(49%)、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58%が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの5割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 $49\% \times 58\% \times 1/2 \approx 14\%$

(2) 平成27、28年度（製造業、旅館業及び農林水産物等販売業、再生可能エネルギー供給業）

(投資額)

平成27年度・・・2,253百万円

平成28年度・・・2,253百万円

(※積算は別紙参照)

(減税見込額)

平成27年度・・・10百万円

平成28年度・・・20百万円(10百万円(28年度新規分)+10百万円(27年度継続分))

(※積算は別紙参照)

2. 適用実績及び適用見込み

区 分	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)
対象者数 (社(者))	103	125	135	122	1078	1078
適用件数 (件)	6	4	6	17	154	308
減税見込額 (百万円)	7	4	10	45	10	20

注) 1 対象者数(社(者))については、以下のとおり。

(23～25年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行った製造業及び旅館業の事業者数の実績値。実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施して把握。

(26年度)

振興山村において、2,000万円以上の設備投資を行うと見込まれる製造業及び旅館業の事業者数の推計値(23～25年度実績の平均値)。

$$\text{【計算式】} (103 + 125 + 139) \div 3 \approx 122(\text{社(者)})$$

(27、28年度)

1078件

(※積算は別紙参照)

2 適用件数(件)については、以下のとおり。

(23、24年度)

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)による。

(25年度)

特別償却の適用事業者数の実績値。

実績は、都道府県に対し「振興山村における設備投資等に関する調査」を実施して把握。

(26年度)

製造業及び旅館業の特別償却の適用事業者数の推計値。

対象者数(122事業者)の14%(アンケート提出者(関心がある者)のうち、本特例の活用を検討者28%)の5割)が本特例を適用すると仮定。

$$\text{【計算式】} 122 \times 0.14 = 17(\text{件})$$

(27、28年度)

平成27年度・・・154件

平成28年度・・・308件(154件(28年度新規分)+154件(27年度継続分))

(※積算は別紙参照)

(別紙)

減収額及び適用件数の積算について

減収額 10 百万円
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度①及び新規分}} = 10 \text{ 百万円} \cdots \text{①}$
 平成 28 年度①及び新規分 = 20 百万円

適用件数 154 件
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度①及び新規分}} = 154 \text{ 件}$
 平成 28 年度①及び新規分 = 308 件

対象者数 1,078 件
 $\frac{\text{平成 27 年度}}{\text{平成 28 年度}} = 1,078 \text{ 件}$
 平成 28 年度 = 1,078 件

※ 以下の計算については、小数点第 3 位まで記述することとし、第 4 位以下については四捨五入することとする。

1 減収額についての積算根拠((1)+(2)+(3)+(4)=10百万円)

(1)製造業に係る減収額 (①+②+③) = 881 331 万円

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る減収額 (イ+ロ) = 97 988 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 93 768 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算定
 取得価額(※ 1) × 償却率(※ 2) × 割増償却率(※ 3) × 法人税率
 $500 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※ 1 資本金額が 1,000 万円未満の製造業者の 1 件当たりの平均投資額は 113 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 食料品製造業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。償却率及び耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) による (以下同じ)。食料品製造業は、振興山村における製造業者の中で最も多い (平成 25 年度振興山村現状分析 (平成 26 年三菱 UFJ コンサルティング)) ため採用 (以下同様に計算。)

※ 3 割増償却率は平成 27 年度税制改正要望内容を反映 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数(※ 1) × 設備投資実施率(※ 2) × 500 万円以上の投資実施率(※ 3) × 黒字比率(※ 4)
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3$
 × 建物・機械装置比率(※ 5)
 × 0.9

※ 1 経済センサス 2011 (総務省) のデータを用いて推計 (以下同様に計算。)

※ 2 資本金額が 1 千万円以下の製造業者 216,084 事業者のうち投資を行った事業者が 40,102 事業者であること (中小企業実態基本調査 (平成 25 年報告書。経産省)) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

※ 3 中山間地域振興課実施アンケート調査 (平成 26 年 3 ~ 5 月実施。以下略。) における、製造業者からの回答によれば、80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答している。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、そこから 10 ポイント

程度減じた値を算出 ((1)①ロ b において同じ。)

※ 4 国税庁 HP 「平成 24 年度における法人税の申告実績の概要」 における黒字申告割合を利用 (以下同様に計算。)

※ 5 製造業の機械・装置設備投資額の総計：建物設備投資額の総計 = 0.9 : 0.1 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算。)

c その他係数
 山村計画策定率(※ 1) × 制度利用率(※ 2) × 制度適用率(※ 3)
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

※ 1 現在の山村計画の作成率は約 50 % (以下同様に計算。)

※ 2 山村計画の策定市町村のうち税制関連計画事項を記述する市町村を約 50 % と仮定 (以下同様に計算。)

※ 3 本特例の対象となる事業者に対しアンケート調査を実施し、今後の設備投資予定と本特例の適用見込みを把握。配布したアンケートに回答した業者 (関心がある者) の中で (49%)、「近年中に振興山村で設備投資を行う予定がある」と回答した事業者のうち、58% が本特例の活用を検討している旨を回答。このうちの 5 割の事業者が本特例を実際に適用すると仮定。
 $0.49 \times 0.58 \times 0.5 = 0.14\%$ (以下同様に計算。)

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 4 22 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \times 0.15$

※ 鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りの建物 (工場用 (その他)) の償却率 (耐用年数 38 年) を利用 (以下同様に計算。)

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500 万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.1$

c その他係数
 山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

②資本金 1 千万円 ~ 5 千万円未満の製造業者に係る減収額 (イ+ロ) = 263 042 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 251 715 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出
 取得価額(※) × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※ 1 千万円 ~ 5 千万円未満の資本金を有する製造業者の 1 件当たり平均投資額は 814 万円程度 (平成 24 年経済センサス)。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 1,000 万円まで引き上げることを想定。

b 対象設備投資件数
 山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000 万円以上の投資実施率(※) × 黒字比率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率

× 0.9

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 11 327 万円)

a 取得価額 1,000 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 1,000 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \quad \quad \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 1,000 \text{ 万円以上の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \\ 28,390 \quad \quad \times 0.391 \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \times 0.3 \\ \times \text{建物・機械装置比率} \\ \times 0.1 \end{array}$$

※ 1,000 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

③ 資本金 5 千万円以上の製造業者に係る減収額 (イ + ロ) = 520 301 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 497 896 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} (\text{※}) \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.1 \quad \times 0.32 \quad \times 0.15 \end{array}$$

※ 資本金 5000 万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は 11,300 万円 (平成 24 年経済センサス (総務省。)) であるため、この数字を利用 (以下同様に計算。))。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,300 \text{ 万円の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 \quad \quad \times 0.48 \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \times 0.9 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 22 405 万円)

a 取得価額 11,300 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率} \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 11,300 \text{ 万円} \times 0.027 \times 0.48 \quad \quad \times 0.15 \end{array}$$

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 11,300 \text{ 万円の投資実施率} (\text{※}) \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 4,044 \quad \quad \times 0.48 \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \times 0.1 \end{array}$$

※ 11,300 万円の投資を行う事業者の割合を 50 % と仮定。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

(2) 旅館業に係る減収額 (① + ② + ③) = 109 182 万円

① 資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る減収額 (イ + ロ) = 47 201 万円

イ 機械・装置に係る減収額 (a × b × c = 15 4 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} (\text{※} 1) \times \text{償却率} (\text{※} 2) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \quad \times 0.1 \quad \quad \times 0.32 \quad \quad \times 0.15 \end{array}$$

※ 1 1,000 万円未満の資本金額の旅館業者の 1 件当たり平均投資額は 266 万円程度 (平成 24 年経済センサス (総務省。))。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を 500 万円まで引き上げることを想定。

※ 2 宿泊業用設備の償却率 (耐用年数 10 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円以上の投資実施率} (\text{※} 1) \times \text{黒字比率} \\ 18,576 \quad \quad \times 0.157 \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \times 0.3 \\ \times \text{建物・機械装置比率} (\text{※} 2) \\ \times 0.3 \end{array}$$

※ 1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、旅館業者の 80 % 程度の者が 500 万円以上の投資を実施する予定があると回答。ただし、この結果は、資本金階層別に聞き取った結果ではないことから、10 ポイント程度減じた値を算出。

※ 2 旅館業の機械・装置の設備投資額の総計 : 建物の設備投資額の総計 = 0.3 : 0.7 (中山間地域振興課実施アンケート調査) を踏まえて算出 (以下同様に計算。))。

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

ロ 建物に係る減収額 (a × b × c = 31 801 万円)

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

$$\begin{array}{l} \text{取得価額} \times \text{償却率} (\text{※}) \times \text{割増償却率} \times \text{法人税率} \\ 500 \text{ 万円} \times 0.059 \quad \times 0.48 \quad \quad \times 0.15 \end{array}$$

※ 木造又は合成樹脂の建物 (旅館用、ホテル用又は病院用) の償却率 (耐用年数 17 年) を利用。

b 対象設備投資件数

$$\begin{array}{l} \text{山村地域の事業者数} \times \text{設備投資実施率} \times 500 \text{ 万円の投資実施率} \times \text{黒字比率} \times \text{建物・機械装置比率} \\ 18,576 \quad \quad \times 0.157 \quad \quad \times 0.7 \quad \quad \times 0.3 \quad \quad \times 0.7 \end{array}$$

c その他係数

$$\begin{array}{l} \text{山村計画策定率} \times \text{制度利用率} \times \text{制度適用率} \\ 0.5 \quad \quad \times 0.5 \quad \quad \times 0.14 \end{array}$$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る減収額（イ+ロ）＝36 094 万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 11 776$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円の投資実施率(※) × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.3$

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 24 318$ 万円）

a 取得価額1,000万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $1,000 \text{ 万円} \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 1,000万円以上の投資実施率 × 黒字比率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率

× 0.7

※1,000万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る減収額（イ+ロ）＝25 887 万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 8 446$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出

取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $2,700 \text{ 万円} \times 0.1 \times 0.32 \times 0.15$

※資本金5000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出（平成24年経済センサス（総務省））。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700万円の投資実施率(※) × 黒字比率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率

× 0.3

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 17 441$ 万円）

a 取得価額2,700万円当たりの減収額の算出
 取得価額 × 償却率 × 割増償却率 × 法人税率
 $2,700 \text{ 万円} \times 0.059 \times 0.48 \times 0.15$

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 2,700万円の投資実施率(※) × 黒字比率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率

× 0.7

※2,700万円の投資を行う事業者の割合を50%と仮定。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

(3)農林水産物等販売業の減収額（イ+ロ）＝7 137 万円

イ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 2 687$ 万円）

a 取得価額500万円当たりの減収額の算出

取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{ 万円} \times 0.12 \times 0.32 \times 0.15$

※ 飲食料品小売業設備の償却率（償還期間9年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率(※1) × 黒字比率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3$

× 建物・機械装置比率(※2)

× 0.3

※1 中山間地域振興課実施アンケート調査において、農林水産物等販売業者の60%程度の者が500万円以上の投資を実施する予定があると回答していることを踏まえて算出（以下同様に計算）。

※2 農林水産物の販売所においては、建物への投資が機械・装置よりも多いと想定し、旅館業と同様の数値（機械・装置の設備投資額の総計：建物の設備投資額の総計＝0.3：0.7）を利用。

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

ロ 建物に係る減収額（ $a \times b \times c = 4 45$ 万円）

a 取得価額500万円当たりの減収額の算出

取得価額 × 償却率(※) × 割増償却率 × 法人税率
 $500 \text{ 万円} \times 0.053 \times 0.48 \times 0.15$

※金属造りの建物（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）の償却率（耐用年数27年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数 × 設備投資実施率 × 500万円以上の投資実施率 × 黒字比率 × 建物・機械装置比率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.7$

c その他係数

山村計画策定率 × 制度利用率 × 制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

- (4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）の減収額＝10 402 万円
 ・ 機械・装置に係る減収額（ $a \times b \times c = 10 402$ 万円）

a 取得価額 500 万円当たりの減収額の算出

取得価額(※1)×償却率(※2)×割増償却率×法人税率
 $550 \text{ 万円} \times 0.059 \times 0.32 \times 0.15$

※1 振興山村に設置される 10kw 以上の太陽光発電設備 1,392 のうち 1,272 が 50 kw 以下の発電設備。
 この 50kw 以下の発電設備の平均出力が 20kw となることから、これに 1kw = 27.5 万円のシステム
 構築費用（平成 26 年 3 月 7 日 第 15 回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間
 についての委員長案」）を乗じて算出。

※2 電気業用設備（その他の設備。主として金属製のもの）の償却率（耐用年数 17 年）を利用。

b 対象設備投資件数

山村地域の事業者数(※)×黒字比率
 636×0.3

※ 振興山村における 10kw 以上の太陽光発電設備の新規設置数（年間）を資源エネルギー庁HPの
 市町村別の「再生可能エネルギー発電設備の導入状況」を用いて算出。

c その他係数

山村計画策定率×制度利用率×制度適用率
 $0.5 \times 0.5 \times 0.14$

2 適用件数についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)=154）

(1)製造業に係る適用件数（①+②+③=112）

①資本金 1 千万円以下の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率= 43 507
 $\times 0.5 \times 0.14$

②資本金 1 千万円～5 千万円未満の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率= 58 277
 $\times 0.5 \times 0.14$

③資本金 5 千万円以上の製造業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $4,044 \times 0.48 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率= 10 19
 $\times 0.5 \times 0.14$

(2)旅館業に係る適用件数（①+②+③=32）

①資本金 1 千万円以下の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $18,576 \times 0.157 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率= 21 435
 $\times 0.5 \times 0.14$

②資本金 1 千万円～5 千万円未満の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率= 8 188
 $\times 0.5 \times 0.14$

③資本金 5 千万円以上の旅館業者に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700 万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率= 2 17
 $\times 0.5 \times 0.14$

(3)農林水産物等販売業に係る適用件数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率= 3 328
 $\times 0.5 \times 0.14$

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る適用件数

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率×制度適用率= 6 678
 $636 \times 0.3 \times 0.5 \times 0.5 \times 0.14$

3 対象者数についての積算根拠 ((1)+(2)+(3)+(4)=1,078)

(1)製造業に係る対象者数 (①+②+③= 799 127)

①資本金1千万円以下の製造業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 310 078
 $\times 0.5$

※ 対象者数は実際に制度を適用できうる者の数として整理。その際の事業者の属性は、振興山村に立地し、投資を行い、その投資額が取得価額要件以上であって、さらに黒字であるもの。市町村の属性は、山村計画を策定するとともに、税制関連事項も記述している市町村。
 これを満たす投資の計算式は、2の適用者数に制度適用率である0.14を乗じてないものとなる。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 416 196
 $\times 0.5$

③資本金5千万円以上の製造業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $4,044 \times 0.48 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 72 853
 $\times 0.5$

(2)旅館業に係る適用件数 (①+②+③= 226 71)

①資本金1千万円以下の旅館業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $18,576 \times 0.157 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 152 780
 $\times 0.5$

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $6,214 \times 0.251 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 58 413
 $\times 0.5$

③資本金5千万円以上の旅館業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $786 \times 0.526 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率= 15 517
 $\times 0.5$

(3)農林水産物等販売業に係る対象者数

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $3,695 \times 0.143 \times 0.6 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率=23,801
 ×0.5

(4)電気業・熱供給業（再生可能エネルギーに係るものに限る）に係る対象者数

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率=28,620
 $636 \times 0.3 \times 0.5 \times 0.5$

4 投資額についての積算根拠（(1)+(2)+(3)+(4)=2,253百万円）

(1)製造業に係る適用額（①+②+③=195,177）

①資本金1千万円以下の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $31,825 \times 0.186 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=21,753万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 500$ 万円

※ 資本金額が1,000万円未満の製造業者の1件当たりの平均投資額は113万円程度（平成24年経済センサス（総務省））。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×1,000万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $28,390 \times 0.391 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=58,277万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 1,000$ 万円

※ 1千万円～5千万円未満の資本金を有する製造業者の1件当たり平均投資額は814万円程度（平成24年経済センサス）。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を1,000万円まで引き上げることを想定。

③資本金5千万円以上の製造業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×11,600万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $4,044 \times 0.48 \times 0.5 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=115,147万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 11,300$ 万円

※資本金5000万円以上の製造業者の設備投資額の平均額は11,300万円（平成24年経済センサス（総務省））であるため、この数字を利用（以下同様に計算）。

(2)旅館業に係る投資額（①+②+③=24,765）

①資本金1千万円以下の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 $18,576 \times 0.157 \times 0.7 \times 0.3 \times 0.5$
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)=10,718万円
 $\times 0.5 \times 0.14 \times 500$ 万円

※ 1,000万円未満の資本金額の旅館業者の1件当たり平均投資額は266万円程度（平成24年経済センサス（総務省））。このため、本特例によるインセンティブ効果によって投資額を500万円まで引き上げることを想定。

②資本金1千万円～5千万円未満の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 6,214 × 0.251 × 0.5 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 8,188万円
 × 0.5 × 0.14 × 1,000万円

③資本金5千万円以上の旅館業者に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×2,700万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 786 × 0.526 × 0.5 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 5,859万円
 × 0.5 × 0.14 × 2,700万円

※資本金5000万円以上の旅館業者の設備投資額の平均額が2,700万円であることを踏まえて算出(平成24年経済センサス(総務省))。

(3)農林水産物等販売業に係る投資額

山村地域の事業者数×設備投資実施率×500万円以上の投資実施率×黒字比率×山村計画策定率
 3,695 × 0.143 × 0.6 × 0.3 × 0.5
 ×制度利用率×制度適用率×取得価額= 1,664万円
 × 0.5 × 0.14 × 500万円

(4)電気業・熱供給業(再生可能エネルギーに係るものに限る)に係る投資額

山村地域の事業者数×黒字比率×山村計画策定率×制度利用率×制度適用率×取得価額(※)= 3,673万円
 636 × 0.3 × 0.5 × 0.5 × 0.14 × 550万円

※振興山村に設置される10kw以上の太陽光発電設備1,392のうち1,272が50kw以下の発電設備。
 この50kw以下の発電設備の平均出力が20kwとなることから、これに1kw=27.5万円のシステム構築費用(平成26年3月7日第15回調達価格等算定委員会「平成26年度調達価格及び調達期間についての委員長案」)を乗じて算出。

産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

	①投入部門 (金額)	②投入部門 (金額)	③投入部門 (金額)	④投入部門 (金額)	⑤投入部門 (金額)
19年度					
20年度					
21年度	電気機械 (167)	建築 (32)	食品機械・同装置 (6.5)		
22年度	電気機械 (40.5)				
23年度	輸送用機械 (69)	金属製品製造 (43)	商業 (6)		
24年度	通信機械 (40)	不動産業 (15)	製材業 (5)		
25年度	でん粉 (109)	合板 (22)	電気機械 (22)	冷凍魚介類 (17)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (17)
26年度	電気機械 (600)	鉄鋼・非鉄・金属製品 (300)	建築 (34)		
27年度	電気機械 (269)	建築 (150)	電気・ガス・水道 (150)		
28年度	電気機械(269)	建築(150)	電気・ガス・水道 (150)		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（①3号イ関連：最低居住面積水準未満率・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率、②3号ロ関連：都市再生誘発量）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「34㎡（2.4人の世帯の最低居住水準）未満の住宅（分譲住宅）は3.7%（平成25年度）となっており、居住水準の改善が進んでいると推測される」と説明されているが、測定指標（3号イ関連：最低居住面積水準未満率及び子育て世帯における誘導居住面積水準達成率）を用いて説明しておらず、また、設定している測定指標では本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「本特例により早急な解消が図られると見込まれる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

＜3号イ＞

前回要望時の目標は、住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）に位置付けられている指標である「最低居住面積水準未達率（平成20年4.3%→早期に解消する）」としている。最低居住面積水準未達率の算出には、平成25年実施分の総務省「住宅・土地統計調査」及び国土交通省「住生活総合調査」の両統計から得られる数値が必要となるが、前者は現在集計中、後者は平成27年春頃公表の予定となっている。

ただし、平成25年実施分の「住宅・土地統計調査」については、現時点で速報値が発表されており、当該統計において「最低居住面積水準」未達の世帯数が引き続き一定数認められること、また、上記で触れた、建築統計年報（新たに着工される建築物等についての統計）によれば34㎡（2.4人（平均1世帯当たりの人数）の世帯の最低居住水準）未達の住宅（分譲住宅）は3.7%（平成25年度）となっており、最低居住面積水準未達の世帯が一定数認められることから、現時点では、所期の目標である「最低居住面積水準未達率（平成20年4.3%→早期に解消する）」という目標は、解消までには至っていないと推測される。

原因については、さまざまな要因が考えられるところであるが、平成20年のリーマンショック以降の急激な景気後退等の影響により、新設住宅着工戸数が大幅に落ち込み、新たに供給される良質な住宅によって居住水準の改善が促進される効果も弱まっていることが考えられる。新設住宅着工戸数については、回復傾向にあるところ、良質な住宅の供給促進に寄与する本特例によっても「最低居住面積水準未達率」の解消を図るために、引き続き本特例を措置する必要がある。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等により達成しようとする目標」欄への補足説明）

＜3号イ＞

「最低居住面積水準未達率」については、「住生活基本計画（全国計画）」（平成23年3月15日閣議決定）において、「早急に解消」することを目標とされているところである。また、平成27年度国土交通省事後評価実施計画において、「早期に解消」の目標年度を平成27年としているところである。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

＜3号イ＞

前回要望時、本租特に係る評価書に記載されていた3号イ関連の適用件数（見込み）は、平成23年度：2件、24年度：2件、25年度：2件であり、実績については、23年度：0件、24年度：2件、25年度：0件であった。いわゆるリーマンショックが起きた平成20年秋以降、住宅市場が低迷し、ディベロッパー等による大規模な住宅地造成事業が大幅に縮小し、事業が延期された等の影響もあり、同年以降本特例の適用対象となる事業数が減少しているものの、景気回復の兆しとともに平成24年度には2件の適用があり、26年度も適用見込みの間合せを受けていることから、適用対象数が想定外に僅少となっていない。

また、本特例は一定の要件を満たした住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した地権者に対して課税の特例を認めるものであり、法人の種別によって適用の可否が決まる性格のものではなく、過去の実績や適用見込みの間合せでは、北陸地方、中部地方、東北地方（東日本大震災による被災地周辺）の事業であり、地域的にも偏りはない。

- ⑩ 租税減免の効果の実績確認（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

＜3号イ＞

建築統計年報（新たに着工される建築物等についての統計）によれば34㎡（2.4人（平均1世帯当たりの人数）の世帯の最低居住水準）未達の住宅（分譲住宅）は3.7%（平成25年度）となっており、新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未達率」の改善に資すると考えられ、居住水準の改善が進んでいると推測されるため、その効果は過去における減収額（平成23年度：国税0百万円・地方税0百万円、24年度：国税8百万円・地方税4百万円、25年度：国税0百万円・地方税0百万円）に比して大きいものであることから、租税減免を是認することができる。

- ⑫ 租税減免の効果の将来見込み（評価書中8③「租税減免を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

＜3号イ＞

平成26年度から28年度までにおいては、各年1地区程度適用を見込んでいるところ、本特例に係る事業により新たに供給されている住宅は「最低居住面積水準未達率」の改善に一定の効果を見込める。その効果は将来における減収見込額（平成26年度から28年度までの各年度：国税4百万円・地方税2百万円）に比して大きいものであることから、租税減免を是認することができる。

- ⑬ 租税の特典をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

＜3号ロ＞

土地区画整理事業の円滑な事業推進のためには、同事業地区における土地所有者への支援が必要であるが、補助金等の交付主体が個別に土地所有者を捕捉して支援することは、困難、また非効率であることから、本租税特別措置の適用者である土地所有者自らが申請することによる対応が適切である。よって、本租税特別措置は必要かつ適切な措置である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長(国税2)(法人税:義)(地方税15)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合に係る譲渡所得の1,500万円特別控除のうち、一団の宅地造成に関する事業及び土地区画整理事業として行われる宅地造成事業に係るものについて適用期限(平成26年12月31日まで)を3年間延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局参事官(土地市場担当) 都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成8年度 拡充・延長 平成10年度 延長 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 縮減・延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ・ 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進 ・ 都市再生・地域再生の推進 《政策目的の根拠》 【3号イ関係】 「住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)」において、「ハード・ソフト両面の施策による安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築、住宅の適正な管理・再生、多様な居住ニーズに応える新築・既存住宅双方の住宅市場の整備、更には市場において自力では適切な住宅を確保することが困難な者に対して居住の安定を確保する住宅セーフティネットの構築のための施策の充実を図」とされており、本特例は政府の方針に沿うものである。 【3号ロ関係】 土地区画整理法(昭和二十九年五月二十日法律第百十九号)第1条において「健全な市街地の造成を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」旨、定めている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 【3号イ関係】 政策目標1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る に包含 【3号ロ関係】 政策目標7 都市再生・地域再生等の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する

		に包含
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>【3号イ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準未達率4.3%(平成20年)を早期に解消する ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率の向上 <p>【3号ロ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生誘発量の向上 ・都市再生誘発量 9,917ha(平成25年度)を16,294ha(平成29年度) <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低居住面積水準未達率 4.3%(平成20年)※ 早期に解消 ※ 健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住戸規模(最低居住面積水準)未達の住宅に居住する世帯の割合。(A/B) ※※ ※※ A:最低居住面積水準未達世帯数 B:主世帯総数 注1 最低居住面積水準(住生活基本計画(全国計画)において設定)の概要 (1)単身者:25㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) (2)2人以上の世帯:10㎡×世帯人数+10㎡ 注2 主世帯:一住宅に一世帯が住んでいる世帯の他、同居世帯のある場合は、そのうち主な世帯を主世帯という。 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 ※ 全国 :40%(平成20年)→50%(平成27年) 大都市圏:35%(平成20年)→50%(平成32年) ※※ ※ 子育て世帯(注1)のうち、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住戸規模(誘導居住面積水準(注2))を満たす住宅に居住する世帯の割合(A/B) ①A:子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:子育て世帯総数 ②A:大都市圏の子育て世帯のうち、誘導居住面積水準を達成している世帯数 B:大都市圏の子育て世帯総数 注1 子育て世帯:構成員に18歳未満の者が含まれる世帯 注2 誘導居住面積水準:住生活基本計画(全国計画)において設定 <p>(1)一般型誘導居住面積水準 都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①単身者:55㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯:25㎡×世帯人数+25㎡ <p>(2)都市居住型誘導居住面積水準 都市の中心部及びその周辺における戸建住宅居住を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①単身者:40㎡(ただし、単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合は、この面積によらないことができる。) ②2人以上の世帯:20㎡×世帯人数+15㎡ <p>※※ 達成目標の根拠である住生活基本計画では平成27年度および平成</p>

		<p>32年度までの目標を設定しており、平成29年度における目標値は設定していない。</p> <p>・都市再生誘発量 9,917ha(平成25年度)→16,294ha(平成29年度) ※ 我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブによって、居住面積や住宅地面積の増加により良好な居住環境の形成が実現する。また、都市再生・地域再生の推進が図られる。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>【3号イ関係】 平成23年度 0地区 平成24年度 2地区(個人88件、法人 2件) 平成25年度 0地区 平成26年度 1地区(見込み) 平成27年度 1地区(見込み) 平成28年度 1地区(見込み) (国土交通省における認定件数による。平成26年度以降は、平成23年度から平成25年度までの平均値とした)</p> <p>【3号ロ関係】 平成23年度 0地区 平成24年度 0地区 平成25年度 1地区(個人19件、法人 0件) 平成26年度 1地区(見込み) 平成27年度 4地区(見込み) 平成28年度 1地区(見込み) (国土交通省における認定件数による。平成26年度以降は、自治体へのヒアリング等による。)</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透視明法に基づき把握される情報を用いることはできない。</p>
	②: 減収額	<p>平成23年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成24年度 国税 8百万円 地方税 4百万円 平成25年度 国税 0百万円 地方税 0百万円 平成26年度 国税 4百万円 地方税 2百万円 (見込み) 平成27年度 国税 4百万円 地方税 2百万円 (見込み) 平成28年度 国税 4百万円 地方税 2百万円 (見込み) (推計方法は別紙に記載)</p>

	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成25年度) 【3号イ関係】 平成20年度における最低居住面積水準未満率は4.3%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で40%(大都市圏で35%)となっている。なお、建築統計年報(新たに着工される建築物等についての統計)によれば、34㎡(2.4人の世帯の最低居住水準)未満の住宅(分譲住宅)は3.7%(平成25年度)となっており、居住水準の改善が進んでいると推測される。</p> <p>【3号ロ関係】 都市再生誘発量は平成25年度末時点で9,917haとなっており、目標値の達成に向け順調に推移している。 都市再生誘発量は、平成29年までに16,294haとすることを目標としており本特例の継続により目標の達成を図る必要がある。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 【3号イ関係】 平成20年度における最低居住面積水準未満率は4.3%であるが、本特例により早急な解消が図られると見込まれる。</p> <p>【3号ロ関係】 都市再生誘発量は平成25年度末時点で9,917haとなっており、目標値の達成に向け順調に推移している。 都市再生誘発量は、平成29年までに16,294haとすることを目標としており本特例の継続により目標の達成を図る必要がある。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成29年度) 本特例が実施されなかった場合、事業者の土地取得に係るコストが増大することにより優良な住宅地等の造成が停滞し、良質な住宅ストックの形成や都市再生の推進が阻害される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度) 優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上等を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えるとともに、事業者の仕入れコストを軽減することによって、最終購入価格を引き下げることが効果的である。そのため、本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>【3号イ関係】 本特例制度は、優良な宅地開発等の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給促進を図るものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。 なお、本特例制度は、事業の種地の供給の円滑化を通じて事業実施の円滑化を図るために、種地の供給者側のコストを低減する施策であるところ、当該施策を行うにあたっては、一度税として徴収した上で改めて箇所付けを伴う補助金よりも、単に減税措置によった方が効率的であるため、税制上の特例措置により対応することが適当である。</p> <p>【3号ロ関係】 土地所有者に優良な住宅地造成事業等のために土地を譲渡するインセンティブを与える等の目的を有する措置として、本措置は的確かつ必要最小限の措置である。</p>

減収見込額推計

項目 特定住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の延長
(法人税、法人住民税、法人事業税)

国税(法人税) ▲4百万円

地方税(法人住民税、法人事業税) ▲2百万円

【推計方法】

一団の住宅地造成事業(第3号イ)、土地区画整理事業として行われる宅地造成事業(第3号ロ)に係る1,500万円特別控除の適用実績は、以下のとおり。

第3号イ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成21年度	3	72	1
平成22年度	0	0	0
平成23年度	0	0	0
平成24年度	2	88	2
平成25年度	0	0	0
平均	1	32	1

第3号ロ	事業件数	個人 地権者数	法人 地権者数
平成21年度	2	34	0
平成22年度	0	0	0
平成23年度	0	0	0
平成24年度	0	0	0
平成25年度	1	19	0
平均	1	11	0

平成26年度以降も平成21～25年度と同程度の事業が行われると仮定すると、

適用が見込まれる法人地権者数は、 $1 + 0 = 1$ 人となる。

各地権者は1,500万円まで控除を受けるものと仮定すると、本特例の減収見込額は、

① 国税

法人税： $1 \times 1,500 \times 0.255 = 383$ 万円 \div ▲4百万円

② 地方税

法人住民税： $1 \times 1,500 \times 0.255 \times 0.173 = 66$ 万円

法人事業税(所得割)： $1 \times 1,500 \times 0.041 = 62$ 万円

法人事業税(地方特別法人税)： $62 \times 1.05 = 65$ 万円

よって、 $66 + 62 + 65 = 193$ 万円 \div ▲2百万円

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置(所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税)」 ※「特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除」は、公的主体が実施する宅地造成事業等と同程度に優良な宅地造成事業について認められるものであり、「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置」の対象となる宅地造成事業より、区画面積や公共施設整備率等、要件が厳しい分、大きな税負担の軽減が措置されている。よって、両制度は明確な役割分担がなされており、両制度が相まって、優良な住宅地等の造成が実現される。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、各地域において良好な居住環境の形成、都市再生・地域再生の推進が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減は認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減は認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

＜鉄道関係＞

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（機関車及びコンテナ貨車の新製割合）は、規制、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

＜鉄道関係＞

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、税収減を是認するような効果が「平成23年度から25年度までの減税額は570百万円である。前回要望時の目標（平成27年度期首までに機関車の新製割合おおむね70%、コンテナ貨車の新製割合おおむね84%）に対して27年度期首の見込みは、機関車の新製割合60%、コンテナ貨車の新製割合83%となっている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

＜鉄道関係＞

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、i) 機関車の新製割合は平成22年度末：47%→25年度末：58%、ii) コンテナ貨車の新製割合は、22年度末：69%→25年度末：77%と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

＜鉄道関係＞

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

＜鉄道関係＞

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成29年度末において、機関車の新製割合が73%、コンテナ貨車の新製割合が96%に達する見込み」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された点検結

果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

<鉄道関係以外>

前回要望時における達成目標は、低未利用地の面積：平成15年度13.1万ha→25年度13.1万ha、土地取引件数：平成22年115万件→26年150万件である。

前回要望時の目標のうち、低未利用地の面積については、平成20年度時点で12.1万haとなっており、13.1万haより減少しているが、達成目標の趣旨は人口減少等により引き続き低未利用地の増加が懸念される中、低未利用地の水準を増やすことなく、少なくとも維持していくことであり、今後は平成20年時点の12.1万haを維持していくことが求められる（なお、低未利用地の面積の算出については、国土交通省において5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査」を基にしており、平成25年度の調査結果については集計中のため、最新の値は20年度のものとなる。）。土地取引件数については、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により大きく減少し、若干の回復傾向にあるものの、25年時点で128万件と、リーマンショック前の件数と比較して依然として低迷している。

以上のように、前回要望時の目標である土地取引件数の目標が達成できていない状況にあるため、本特例により、低未利用地の面積の現状維持を図るとともに、引き続き土地取引件数の目標の達成を図る必要がある。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

<鉄道関係以外>

本特例措置は、長期保有土地等の譲渡益を活用した新規投資需要を喚起することにより、土地取引の活性化及び土地の有効利用の促進を図るものであることから、低未利用地の面積及び土地取引件数を測定指標とすることが適切である。

本特例による直接的な効果としては、平成26年度に国土交通省・経済産業省が行ったアンケートにより把握した24年度の適用実績に基づき推計した本特例による土地取引件数及び有効利用された土地の面積が参考となる。各数値は以下のとおり（アンケートでは平成24年度・25年度の実績を把握、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」では23年度・24年度の数値が把握できるため、共通となる24年度について推計）。

○土地取引件数

平成24年度に特例を適用した法人は43法人。

うち、土地の譲渡を行った法人数は41法人、譲渡件数は289件。また取得を行った法人数は22法人、取得件数は41件。

アンケートの比率を「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第186回国会報告）」により把握された平成24年度の適用法人数818法人に換算すると、

- ・土地の譲渡を行った法人は780社、土地の譲渡件数は5,498件
- ・土地の取得を行った法人は419社、土地の取得件数は780件

よって、合計で6,278件の土地取引が本特例により行われたと推計され、平成24年の土地取引件数は120万件であることから、本特例の寄与度としては0.52%となる。

○有効利用された土地の面積

平成26年度の国土交通省「土地保有移動調査（平成24年取引分）」によると、平成24年の法人間の土地取引件数は7万5,255件、取引面積は3,307万373㎡であり、1件当たり439㎡となる。

上記のアンケート結果から推計した、本特例による土地取引件数は、6,278件であることから、439㎡×6,278件＝275.9haの土地が本特例の土地取引により、より有効に利用されたことになり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推察される。

また、前述のアンケートにより把握した平成24年度に本租特を適用した43法人について、「買換特例が廃止又は縮小された場合の影響」について意向を確認したところ、「新規設備投資にマイナスの影響を与える」と回答した法人は、63%であった。

質問事項は、今後特例がなくなった場合の影響についてはあるが、本特例の適用があった法人に対して確認したものであり、平成24年度における意志決定においても、アンケート結果と同様の判断がなされたと仮定すると、43法人中63%に当たる27法人については、本特例が買換えを行う要因となったと推測され、上記に記載の土地取引件数に対する寄与度0.52%のうち63%に当たる0.33%、有効利用された土地の面積275.9haのうち63%に当たる173.8haについては、本特例が直接的に寄与したと考えられる。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

<鉄道関係以外>

前回要望時、本租特に係る評価書に記載されていた適用件数（見込み）は、平成23年度：809件の内数、24年度：809件の内数であり、実績については、23年度：810件、24年度：818件であった（「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による）。したがって、想定していた適用数よりも僅少となつてはいない。また、同報告書の実績によると本特例は、製造業、不動産業、卸売業、運輸通信公益事業、建設業等多岐にわたる事業者において活用されており、適用に偏りはない。

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

<鉄道関係以外>

前述の補足説明③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、本特例により、平成24年度には、6,278件×63%＝3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなる。また、平成25年度についても、24年度と同程度の適用があったと見込んでいることから、本特例により、約4,000件の土地取引が行われ、約180haの土地が有効に利用されたと推定される。このため、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測されること、本租税特別措置により、達成目標の実現に一定の成果が上がっていることが把握される。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

<鉄道関係以外>

前述の補足説明③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、平成24年度には、本特例により6,278件×63%＝3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測される。平成26年度から29年度まで

についても、24年度と同程度の適用があると見込んでいるところ、26年度から29年度までの各年度においても約4,000件の土地取引が行われ、約180haの土地がより有効に利用されることが見込まれ、本租税特別措置により、達成目標の実現に向けて一定の成果が予測される。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

<鉄道関係以外>

本特例により、長期保有土地等の譲渡益を活用した新規投資が喚起され、土地の有効利用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られているところであり、③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、例えば、平成24年度には、本特例により6,278件×63%＝3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測されること、本租税特別措置により、達成目標の実現に一定の成果が上がっていることが把握され、その効果は税収減（平成22年度：391億円、23年度：1,155億円、24年度：711億円、25年度：711億円（見込み））に比して大きいことから、税収減を是認することができる。

<鉄道関係>

平成23年度から25年度までの減税額は570百万円である。前回要望時の目標（平成27年度期首までに機関車の新製割合おおむね70%、コンテナ貨車の新製割合おおむね84%）に対して平成27年度期首の見込みは、機関車の新製割合60%、コンテナ貨車の新製割合83%となっている。減税効果により車両の更新が促進されたが、北海道内の石油輸送が一部取りやめになったこと等、非電化区間の輸送見直しが生じたことや経済情勢により貨物輸送量が計画より下振れしたこと等により機関車の新製割合が目標に比して低くなっている。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

<鉄道関係以外>

本特例を延長することにより、長期保有土地等の譲渡益を活用した新規設備投資が喚起され、土地の有効利用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られるところであり、③に記載のとおり、アンケートにより把握した実績から、平成24年度には、本特例により6,278件×63%＝3,955件の土地取引が行われ、173.8haの土地がより有効に利用されたこととなり、潜在的な低未利用地の解消に寄与したと推測される。平成26年度から29年度までについても、24年度と同程度の適用があると見込んでいるところ、26年度から29年度までの各年度においても約4,000件の土地取引が行われ、約180haの土地がより有効に利用されることが見込まれ、本租税特別措置により、達成目標の実現に向けて一定の成果が予測されることから、26年度以降に見込まれる減収額（711億円）に比して大きいことから、税収減を是認することができる。

<鉄道関係>

平成27年度から29年度までにおいて、880百万円の減収見込みがあるものの、課税の繰り延べによって、キャッシュフローが確保されることにより、30年度期首までに機関車の新製割合おおむね73%、コンテナ貨車の新製割合96%（平成26年度期首の機関車の新製割合58%、コンテナ貨車の新製割合77%）に更新されることが見込まれることから、税収減を是認する効果が発現するものと考えられる。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

<鉄道関係以外>

事業者の所有する遊休不動産を始めとした事業用資産の買換えについては、その税負担が重要な判断要素の一つとなっている実情から、他の手段で代替することが困難なものであり、本特例を講ずることにより、直接的にインセンティブを与えていくことが適当である。

なお、平成23年度補正予算事業において、サプライチェーンの中核となる代替の効かない部材分野と雇用を支える投資促進を目的として国内立地推進事業費補助金（経済産業省）が措置されるとともに、26年度税制改正により、先端設備や生産ライン・オペレーション改善に資する設備導入時の税制措置として生産性向上設備投資促進税制が新設されているところ。しかしながら、これらの補助金及び租税特別措置とは異なり、本特例は、企業が所有する長期保有土地等の譲渡益を活用した事業用資産の買換えによる新規投資が喚起された結果、土地の有効利用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られるものであり、本特例を引き続き措置する必要がある。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長 (国税24)(法人税:義)
2	要望の内容	長期保有(10年超)の土地等を譲渡し、新たに事業用資産(買換資産)を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ(繰延率80%)を認めている現行措置(平成26年12月31日まで)を3年3ヶ月間延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局参事官(土地市場担当) 鉄道局総務課、鉄道事業課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減
6	適用又は延長期間	3年3ヶ月間
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 企業の所有する長期保有土地等の事業用資産を活用した設備投資需要を喚起することにより、企業の事業再編の促進、産業空洞化の防止を図るとともに、土地取引を活性化し、土地の有効利用及び地域の活性化を促進する。</p> <p>(鉄道関係) 環境対策、エネルギー対策の観点から推進されるモーダルシフト施策の受け皿として重要な役割を担う鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)においては、「澁んでいたヒト・モノ・カネを一気に動かしていく」と、「『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「澁んでいたヒト・モノ・カネが成長に向かって動き始めた」、「この1年間の変化を一過性のものに終わらせず、経済の好循環を引き続き回転させていくためには、日本人や日本企業が本来有している潜在力を覚醒し、日本経済全体としての生産性を向上させ、「稼ぐ力(=収益力)」を強化していくことが不可欠である。」と述べられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014~デフレ脱却から好循環拡大へ~」(平成26年6月24日閣議決定)においても、「この経済の好循環の動きを更に進め、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとし成長への期待を根付かせていくために、需要の安定的な拡大に取り組む。同時に、需給ギャップが縮小してきた今こそ、新たなチャレンジの好機であり、絶え間なくイノベーションが起こり、次々に高付加価値の財・サービスを生み出し、成長する経済を目指す」と掲げられており、本特例はデフレからの着実な回復と経済再生の実現に向けて全力で取り組む政府の方針に沿う特例である。</p>

		<p>(鉄道関係) 鉄道貨物へのモーダルシフトの推進及びそのための鉄道輸送増強については、京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)に盛り込まれており、当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月地球温暖化対策推進本部決定)においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進することとされている。また、総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)においても、機関車・貨車の更新支援が掲げられている。 「京都議定書目標達成計画(平成20年3月閣議決定)」 第3章目標達成のための対策と施策 第2節地球温暖化対策及び施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策 ① エネルギー起源二酸化炭素 イ. 部門別(産業・民生・運輸等)の対策・施策 D. 運輸部門の取組 (e) 物流の効率化等(モーダルシフト、トラック輸送の効率化等の推進)において、「鉄道による貨物輸送の競争力を高めるため、鉄道輸送の容量拡大、ダイヤ設定の工夫、コンテナ輸送のコスト削減等により貨物鉄道の利便性向上を図る。」と、示されている。</p> <p>「総合物流施策大綱(平成25年6月閣議決定)」 2. 今後の物流施策の方向性と取組 (1) 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組 【荷主・物流事業者の連携による物流の効率化と事業の構造改善】 3) 荷役稼働率(貨物のハンドリング回数)など基礎的なデータの収集と分析及びこれに基づく効率化に向けた改善や、QCサークル活動等による物流事業者の現場レベルでの業務改善、輸送コスト原価の明確化や原価管理の徹底等を通じた経営基盤強化及び経営効率改善、G空間(地理空間)情報とICT等を活用した新しい物流サービスの創出の促進、機関車・貨車の更新支援、内航船舶の代替建造促進、船舶管理会社を活用したグループ化の促進等、物流事業における効率化の取組を強化し、構造改善を推進する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する に包含 (鉄道関係) 政策目標3 地球環境の保全 施策目標9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標26 鉄道網を充実・活性化させる に包含</p>
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積(平成15年:13.1万ha→平成29年:現状維持(平成20年:12.1万ha)) ・土地取引件数(平成25年:128万件→平成29年:141万件)</p>

		<p>(鉄道関係) ・機関車およびコンテナ貨車の新製割合を増加させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積 平成15年:13.1万ha→平成29年:現状維持(平成20年:12.1万ha) ・土地取引件数 平成25年:128万件→平成29年:141万件</p> <p>(鉄道関係) 平成29年度末までに機関車の新製割合を概ね73%、コンテナ貨車の新製割合を概ね96%とする。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置のインセンティブにより、低未利用地の有効活用及び土地取引の活性化を通じて、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>(鉄道関係) 課税の繰延べ措置を講ずることにより、土地の譲渡益を活用した機関車・コンテナ貨車の買換えが円滑に行われることが期待される。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>平成22年度 件数 343件(推計) 損金算入額 1,303億円(推計) 平成23年度 件数 810件 損金算入額 3,850億円 平成24年度 件数 818件 損金算入額 2,790億円 平成25年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み) 平成26年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み) 平成27年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み) 平成28年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み) 平成29年度 件数 818件(見込み) 損金算入額 2,790億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」より平成23年度の実績から、買換特例全体に占める当該項目の比率を算出し、国税庁「会社標本調査結果」を元に推計。平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による。 ※※平成25年度以降は平成24年度実績による。</p>

	<p>※※※鉄道事業における買換え分も含む。</p> <p>本特例は、長期保有土地等を譲渡して新たに事業用資産を取得する事業者を対象とするものであり、適用数が想定外に僅少ではない。また、国土交通省が実施したアンケートによると、本特例は多様な業種の事業者に活用されており、適用に偏りはない。</p> <p>(鉄道関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車2両、コンテナ貨車12両</td> <td>873百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車3両、コンテナ貨車10両</td> <td>1,197百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車1両</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車2両、コンテナ貨車13両</td> <td>760百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車7両、コンテナ貨車11両</td> <td>2,096百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車2両、コンテナ貨車14両</td> <td>780百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1事業者</td> <td>機関車2両、コンテナ貨車3両</td> <td>578百万円</td> </tr> </table> <p>(JR貨物からの聴き取りによる)</p> <p>鉄道貨物輸送の近代化等のためモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入を促進するという政策目的における租税特別措置の効果を分析するためには、機関車・コンテナ貨車に係る適用額を把握することが適切であることから、対象をJR貨物に限定した独自の調査による適用額を記載している。</p> <p>国鉄改革の際、鉄道貨物事業に係る経営体制については、輸送距離が長く、往路復路不均衡になりやすい鉄道貨物輸送を円滑に行っていくため、全国一元的な事業運営が望ましいとする国鉄再建監理委員会の意見を受け、我が国における鉄道貨物輸送の大部分をJR貨物1社が担うこととなったものであり、適用数が想定外に僅少であったり、想定外の特定のものに偏ったりしているものではない。</p>	平成23年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車12両	873百万円	平成24年度	1事業者	機関車3両、コンテナ貨車10両	1,197百万円	平成25年度	1事業者	機関車1両	12百万円	平成26年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車13両	760百万円	平成27年度	1事業者	機関車7両、コンテナ貨車11両	2,096百万円	平成28年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車14両	780百万円	平成29年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車3両	578百万円
平成23年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車12両	873百万円																										
平成24年度	1事業者	機関車3両、コンテナ貨車10両	1,197百万円																										
平成25年度	1事業者	機関車1両	12百万円																										
平成26年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車13両	760百万円																										
平成27年度	1事業者	機関車7両、コンテナ貨車11両	2,096百万円																										
平成28年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車14両	780百万円																										
平成29年度	1事業者	機関車2両、コンテナ貨車3両	578百万円																										
②: 減収額	<table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>391億円(推計)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,155億円(法人税率30%として推計)</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>711億円(法人税率25.5%として推計)</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>711億円(見込み)</td> </tr> </table> <p>※平成22年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」より平成23年度の実績から、買換特例全体に占める当該項目の比率を算出し、国税庁「会社標本調査結果」を元に推計。平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による。</p> <p>※※平成23年度及び平成24年度は、「租税特別措置の適用実態調査(第186回国会提出)」による適用総額に法人税率を乗じて推計。</p> <p>※※※平成25年度以降は、平成24年度実績による。</p> <p>※※※※鉄道事業における買換え分も含む。</p> <p>(鉄道関係)</p> <table border="1"> <tr> <td>平成23年度</td> <td>262百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>305百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>3百万円</td> </tr> </table>	平成22年度	391億円(推計)	平成23年度	1,155億円(法人税率30%として推計)	平成24年度	711億円(法人税率25.5%として推計)	平成25年度	711億円(見込み)	平成26年度	711億円(見込み)	平成27年度	711億円(見込み)	平成28年度	711億円(見込み)	平成29年度	711億円(見込み)	平成23年度	262百万円	平成24年度	305百万円	平成25年度	3百万円						
平成22年度	391億円(推計)																												
平成23年度	1,155億円(法人税率30%として推計)																												
平成24年度	711億円(法人税率25.5%として推計)																												
平成25年度	711億円(見込み)																												
平成26年度	711億円(見込み)																												
平成27年度	711億円(見込み)																												
平成28年度	711億円(見込み)																												
平成29年度	711億円(見込み)																												
平成23年度	262百万円																												
平成24年度	305百万円																												
平成25年度	3百万円																												

	<table border="1"> <tr> <td>平成26年度</td> <td>194百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>534百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>199百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>147百万円</td> </tr> </table> <p>(JR貨物からの聴き取りによる)</p> <p>※平成23年度は法人税率30%、平成24年度以降は法人税率25.5%で算出</p>	平成26年度	194百万円	平成27年度	534百万円	平成28年度	199百万円	平成29年度	147百万円
平成26年度	194百万円								
平成27年度	534百万円								
平成28年度	199百万円								
平成29年度	147百万円								
③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地(空き地等)の面積 平成15年:13.1万ha→平成25年:現状維持(平成20年:12.1万ha) ・土地取引件数 平成15年:161万件→平成25年:128万件 <p>いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成24年以降増加している。</p> <p>(鉄道関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度末における機関車の新製割合は58%となっている。 ・平成25年度末におけるコンテナ貨車の新製割合は77%となっている。 <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本特例により、企業の所有する長期保有土地等を活用した設備投資需要が喚起され、順調に低未利用地の面積が減少している。</p> <p>他方、いわゆるリーマンショックを契機とする平成20年後半以来の景気後退の影響により、土地取引件数は114万件(平成23年)まで落ち込んだが、本特例をはじめとした各種施策の効果により、平成24年以降増加しており、平成29年には土地取引件数が141万件まで回復する見込みである。</p> <p>(鉄道関係)</p> <p>機関車の新製割合は平成22年度末47%から平成25年度末58%となっている。</p> <p>コンテナ貨車の新製割合は平成22年度末69%から平成25年度末77%となっている。</p> <p>前回要望時において、「平成26年度末までに機関車の新製割合を概ね70%、コンテナ貨車の新製割合を概ね84%とする。」としたところ。</p> <p>現時点の見込では、平成26年度末において、機関車の新製割合が60%、コンテナ貨車の新製割合が83%に達する見込であり、前回要望時の目標を下回る見込である。</p> <p>目標を下回る理由は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関車 北海道内の石油輸送が一部取り止めになった事等、非電化区間の輸送見直しが生じたため、DF200形式の新規製造が計画に対し少なくなっており目標との乖離が生じている。 ・コンテナ貨車 平成24年度の計画においては、252両の取り替え(廃車分)の他、年度末のダイヤ改正の増発のための、66両のコンテナ車の増備が必要と見込んでいた。しかし、平成24年度の厳しい経営状況を踏まえて全般的な投資抑制を行ってきた中で、既存のコンテナ車の運用の改善により対処することとしたこと 								

		<p>から、予定していた66両の増備を行わなかったため目標との乖離が生じている。</p> <p>(また、現時点の見込では、平成29年度末において、機関車の新製割合が73%、コンテナ貨車の新製割合が96%に達する見込である。) (JR貨物からの聴き取りによる)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本特例が実施されなかった場合、土地取引件数が減少するとともに、低未利用地が増加し、地域経済の停滞等に繋がることとなる。</p> <p>(鉄道関係) 機関車・コンテナ貨車への設備投資は多額の資金を必要とするが、JR貨物は厳しい経営状況下であり、当該資金を全て内部留保から確保することは困難であることから、輸送の効率化の過程で生み出された事業用資産(土地)の売却でこれらの一部を捻出している。</p> <p>このため、本特例措置が延長されなかった場合、経営の効率化に伴う積極的な土地売却及びこれを原資とした機関車・コンテナ貨車の取得・更新が困難となる。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年度～平成29年度)</p> <p>本措置は土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用したさらなる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化、土地の有効利用の促進、産業の空洞化防止等の本特例の目的を達成するために効果的である。</p> <p>本特例により、長期保有土地等を活用した新規設備投資が喚起され、土地の有効活用、土地取引の活性化のみならず、事業再編の円滑化や産業の空洞化防止が図られているところであり、その効果は、税込減(平成22年度:391億円の内数、平成23年度:1,155億円の内数、平成24年度:711億円の内数)に比して大きいことから、税込減を是認することができる。</p> <p>(鉄道関係) 課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車の導入が促進される。</p> <p>なお、本特例措置は課税の免除ではなく課税の繰り延べであり、最終的な納税額に変化は生じない。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した300㎡以上の土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用の促進、産業の空洞化の防止等のために企業の設備投資に対するインセンティブを与えるという政策的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p>

		<p>(鉄道関係) 税制上の優遇措置の対象となる買換えの範囲については、一定の政策目的が認められる事業用資産の買換えの場合に限定しているところである。</p> <p>本特例措置は課税の繰り延べによりキャッシュフローが確保されるものであり、補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少ないことから、政策目的の実現のための手段として適切である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>(鉄道関係) 本特例措置は課税の繰り延べによって、キャッシュフローが確保され、モーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車への投資を促すものである。</p> <p>本特例措置の他に「JR貨物が鉄道貨物輸送の効率化のために取得した機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準の特例措置」があるが、これは、車両を購入した後に増大する固定資産税負担を軽減することにより、JR貨物にモーダルシフトに資する機関車・コンテナ貨車を取得するインセンティブを与えるものである。</p> <p>よって、適切かつ明確に役割分担はなされている。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例により、各地域における不動産の流動化・有効利用の促進を図り、地価下落の続く地方の不動産市場を活性化し、地域経済の振興が図られるものであることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・成長性の高い土地利用に転換していく社会的ルールを作るべきであるところ、買換特例は一つの大きなツールである。 ・不動産関係の税制に関して、不動産は多くの取引を行うことによって適正価格がつくものであり、優遇措置をとり、補助金を付けてでも取引を促進すべき。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年9月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	大深度地下法第 16 条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し	府省名	国土交通省
税 目	法人税、法人住民税、事業税		
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（東京外かく環状道路の区分地上権設定の進捗率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「主に都市部において国際競争力強化のための基盤・環境整備がなされ、広域的な移動や輸送がより効果的になることにより、新たな投資の誘発等が図られることから、税収減を是認する効果が認められる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 法人税、法人住民税及び事業税について、本租税特別措置等の適用件数適用額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 法人税、法人住民税及び事業税について、本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「区分地上権設定の進捗率 100%」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、そ

の分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

東京外かく環状道路における区分地上権の設定は、平成27年度及び28年度で完了させることを目標としているため、「適用数等」における推計年度を27年度及び28年度としているものであるが、件数が膨大であること及び権利調査等に時間を要することも考えられるため、一定数が29年度にずれ込むことが考えられる。よって、平成28年度の契約件数の1割が29年度にずれ込むことを想定した場合の適用数は以下のとおりとなる。

区分地上権総設定件数 1,133件（JCTごとの設定件数は別紙1参照）

平成27年度適用見込み件数 $1,133 \text{ 件} \times 1/2 = 566 \text{ 件}$

平成28年度適用見込み件数 $1,133 \text{ 件} \times 1/2 \times 0.9 = 510 \text{ 件}$

平成29年度適用見込み件数 $1,133 \text{ 件} \times 1/2 \times 0.1 = 57 \text{ 件}$

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

東京外かく環状道路における区分地上権の設定は、平成27年度及び28年度で完了させることを目標としているため、「減収額」における推計年度を27年度及び28年度としているものであるが、件数が膨大であること及び権利調査等に時間を要することも考えられるため、一定数が29年度にずれ込むことが考えられる。よって、平成28年度の契約件数の1割が29年度にずれ込むことを想定した場合の減収額は以下のとおりとなる。

（所得税及び法人税）

平成27年度 917百万円（見込み）

平成28年度 826百万円（見込み）

平成29年度 92百万円（見込み）

（個人住民税及び法人住民税）

平成27年度 317百万円（見込み）

平成28年度 283百万円（見込み）

平成29年度 31百万円（見込み）

（注）算定根拠については、別紙1及び別紙2参照

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）

本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測は、「区分地上権設定の進捗率100%」である。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中 8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

当該租税特別措置等が措置されることによって、相当程度の用地取得が進捗し、結果として当該事業の供用が可能となり、「主に都市部において国際競争力強化のための基盤・環境整備がなされ、広域的な移動や輸送がより効果的になることにより、新たな投資の誘発等が図られる」ことから、税収減を上回る効果が生じるものである。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中 9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

本特例措置等は、事業施行者による事業用地の取得を容易にし、用地の円滑な取得の遂行を通じた効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、所得税や住民税を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、本特例措置を採ることが妥当と考えている。

「大深度地下法第 16 条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し」における減収額（国税）及び適用件数の計算

1 推計方法及び減収額

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成 12 年法律第 87 号。以下「大深度地下法」という。）第 16 条に基づく使用の認可を受けた事業のうち、区分地上権の設定が具体化している事業は「東京外かく環状道路（関越～東名）」のみとなるため、当該事業における減収額を制度の拡充における減収額とみなした。

具体の推計方法は、それぞれのジャンクションごとに「①一般的なサラリーマン世帯」と「②高齢者世帯」の 2 種類のモデルケースを設定し、①、②のそれぞれについて、立体利用制限率が最大の場合と最小の場合における減収額を算出した。

減収額の算出に当たっては、各モデルケースにおいて平均的な収入を設定の上、平均的な収入に区分地上権設定対価を加えた額に応じた所得税額から、平均的な収入に応じた所得税額を引いた額を 1 件当たりの減収額とした。

○ 平均的な収入

582 万円（「平成 24 年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」より）

○ 区分地上権設定対価算定式

43 万円（当該事業における平均的な土地単価）× 土地利用制限率 × 120 m²（当該事業における平均設定面積）

○ 所得税率

課税所得金額に応じた税率を採用

次に、各ジャンクションにおける区分地上権設定件数を東京都の人口割合に応じて上記①及び②に配分し、各ジャンクションにおける減収額を算出し、さらに各ジャンクションの減収額を足し合わせて、当該事業における総減収額を算出し、当該区分地上権の処理目標としている期間が 2 年であるため、総減収額を 2 で割った数値を「平年度の減収見込額」とした。

なお、東京外かく環状道路（関越～東名）の通過区間のほとんどが、都市計画法上の住居地域（特に第一種低層住居専用地域が多い）であるため、対象となる地権者のほとんどが個人であると考えられることから、減収額の試算に当たっては、対象が全て個人であると推定して減収額を算定した。

2 各ジャンクションのモデルケースにおける減収額

（減収額：円）

	東名ジャンクション	
	制限率最大 (23.73%)	制限率最小 (4.45%)
① 一般サラリーマン世帯	3,849,100 円	510,970 円
② 高齢者世帯	3,439,120 円	451,800 円

(減収額：円)

	中央ジャンクション	
	制限率最大 (24.70%)	制限率最小 (4.22%)
① 一般サラリーマン世帯	2,828,640 円	344,680 円
② 高齢者世帯	2,450,440 円	307,200 円

(減収額：円)

	青梅インターチェンジ	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	2,514,480 円	337,320 円
② 高齢者世帯	2,136,280 円	300,800 円

(減収額：円)

	大泉ジャンクション	
	制限率最大 (23.73%)	制限率最小 (4.45%)
① 一般サラリーマン世帯	2,377,200 円	322,600 円
② 高齢者世帯	1,999,000 円	288,000 円

3 各ジャンクションにおける区分地上権設定件数等

「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(H26.1)によると、東京都の人口約1,281万人(外国人を除く。以下同様)のうち、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は約846万人、65歳以上の高齢者の人口は、約283万人となっているため、減収額算定に当たっての各ジャンクションにおける区分地上権設定件数(土地利用制限率25%以下)の配分割合は以下のとおりとした。

○ 846万人/846万人+283万人=75% (「①一般的なサラリーマン世帯」への配分割合)

○ 282万人/846万人+283万人=25% (「②高齢者世帯」への配分割合)

また、各ジャンクションにおける土地利用制限率については、「制限率最大」と「制限率最小」の数値は判明しているが、区分地上権設定地の全ての制限率は現在調査中であるため、「制限率最大」と「制限率最小」の配分割合を50%として試算した。

(減収額：円)

	東名ジャンクション：総設定件数309件	
	制限率最大 (23.73%)	制限率最小 (4.45%)
① 一般サラリーマン世帯	116件	116件
② 高齢者世帯	39件	38件

(減収額：円)

	中央ジャンクション：総設定件数390件	
	制限率最大 (24.70%)	制限率最小 (4.22%)
① 一般サラリーマン世帯	146件	146件
② 高齢者世帯	49件	49件

(減収額：円)

	青梅インターチェンジ：総設定件数204件	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	77件	77件
② 高齢者世帯	25件	25件

(減収額：円)

	大泉ジャンクション：総設定件数230件	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	86件	86件
② 高齢者世帯	29件	29件

4 各ジャンクションにおける減収額

(減収額：円)

	東名ジャンクション (減収額：657,062,200円)	
	制限率最大 (23.73%)	制限率最小 (4.45%)
① 一般サラリーマン世帯	3,849,100円×116件=446,495,600円	510,970円×116件=59,272,520円
② 高齢者世帯	3,439,120円×39件=134,125,680円	451,800円×38件=17,168,400円

(減収額：円)

	中央ジャンクション (減収額：598,429,080円)	
	制限率最大 (24.70%)	制限率最小 (4.22%)
① 一般サラリーマン世帯	2,828,640円×146件=412,981,440円	344,680円×146件=50,323,280円
② 高齢者世帯	2,450,440円×49件=120,071,560円	307,200円×49件=15,052,800円

(減収額：円)

	青梅インターチェンジ (減収額：280,515,600円)	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	2,514,480円×77件=193,614,960円	337,320円×77件=25,973,640円
② 高齢者世帯	2,136,280円×25件=53,407,000円	300,800円×25件=7,520,000円

(減収額：円)

	大泉ジャンクション (減収額：298,505,800円)	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	2,377,200円×86件=204,439,200円	322,600円×86件=27,743,600円
② 高齢者世帯	1,999,000円×29件=57,971,000円	288,000円×29件=8,352,000円

5 総減収額及び平年度の減収見込額

(1) 総減収額

657,062,200円+598,429,080円+280,515,600円+298,505,800円=1,834,512,680円

(2) 平成27年度及び28年度の減収見込額

1,834,512,680円/2年=917,256,340円

なお、東京外かく環状道路における区分地上権の設定は、平成27年度及び28年度で完了させることを目標としているが、件数が膨大であること及び権利調査等に時間を要することも考えられるため、一定数が29年度にずれ込むことが考えられる。よって、平成28年度の契約件数の1割が29年度にずれ込むことを想定した場合の減収額は以下のとおりとなる。

(減収額)

平成27年度 917,256,340円

平成28年度 917,256,340円×0.9=825,530,706円

平成29年度 917,256,340円×0.1=91,725,634円

6 適用件数

(1) 総適用件数

区分地上権総設定件数 1,133件

(2) 平成27年度及び28年度の適用件数

1,133件×1/2=566件

なお、東京外かく環状道路における区分地上権の設定は、平成27年度及び28年度で完了させることを目標としているが、件数が膨大であること及び権利調査等に時間を要することも考えられるため、一定数が29年度にずれ込むことが考えられる。よって、平成28年度の契約件数の1割が29年度にずれ込むことを想定した場合の適用件数は以下のとおりとなる。

平成28年度適用見込み件数 1,133件×1/2=566件

平成28年度適用見込み件数 1,133件×1/2×0.9=510件

平成29年度適用見込み件数 1,133件×1/2×0.1=57件

「大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し」における減収額（地方税）の計算

1 推計方法及び減収額

大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業のうち、区分地上権の設定が具体化している事業は「東京外かく環状道路（関越～東名）」のみとなるため、当該事業における減収額を制度の拡充における減収額とみなした。

具体の推計方法は、それぞれのジャンクションごとに「①一般的なサラリーマン世帯」と「②高齢者世帯」の2種類のモデルケースを設定し、①、②のそれぞれについて、立体利用制限率が最大の場合と最小の場合における減収額を算出した。

減収額の算出に当たっては、各モデルケースにおいて平均的な収入を設定の上、平均的な収入に区分地上権設定対価を加えた額に応じた住民税額から、平均的な収入に応じた住民税額を引いた額を1件当たりの減収額とした。

○ 平均的な収入

582万円（「平成24年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」より）

○ 区分地上権設定対価算定式

43万円（当該事業における平均的な土地単価）×土地利用制限率×120㎡（当該事業における平均設定面積）

○ 住民税率

10%として計算

次に、各ジャンクションごとの減収額を算出し、全て足し合わせて、当該事業における総減収額を算出し、当該区分地上権の処理目標としている期間が2年であるため、総減収額を2で割った数値を「平年度の減収見込額」とした。

なお、東京外かく環状道路（関越～東名）の通過区間のほとんどが、都市計画法上の住居地域（特に第一種低層住居専用地域が多い）であるため、対象となる地権者のほとんどが個人であると考えられることから、減収額の試算に当たっては、対象が全て個人であると推定して減収額を算定した。

2 各ジャンクションのモデルケースにおける減収額

(減収額：円)

	東名ジャンクション	
	制限率最大 (23.73%)	制限率最小 (4.45%)
① 一般サラリーマン世帯	1,188,895円	205,444円
② 高齢者世帯	1,263,495円	236,938円

(減収額：円)

	中央ジャンクション	
	制限率最大 (24.70%)	制限率最小 (4.22%)
① 一般サラリーマン世帯	889,252 円	140,406 円
② 高齢者世帯	963,852 円	164,674 円

(減収額：円)

	青梅インターチェンジ	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	796,495 円	137,486 円
② 高齢者世帯	868,626 円	161,429 円

(減収額：円)

	大泉ジャンクション	
	制限率最大 (23.73%)	制限率最小 (4.45%)
① 一般サラリーマン世帯	757,006 円	131,785 円
② 高齢者世帯	827,059 円	155,095 円

3 各ジャンクションにおける区分地上権設定件数等

「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(H26.1)によると、東京都の人口約1,281万人(外国人を除く。以下同様)のうち、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)は約846万人、65歳以上の高齢者の人口は、約283万人となっているため、減収額算定に当たっての各ジャンクションにおける区分地上権設定件数(土地利用制限率25%以下)の配分割合は以下のとおりとした。

- 846万人/846万人+283万人=75% (「①一般的なサラリーマン世帯」への配分割合)
- 282万人/846万人+283万人=25% (「②高齢者世帯」への配分割合)

また、各ジャンクションにおける土地利用制限率については、「制限率最大」と「制限率最小」の数値は判明しているが、区分地上権設定地の全ての制限率は現在調査中であるため、「制限率最大」と「制限率最小」の配分割合を50%として試算した。

(減収額：円)

	東名ジャンクション：総設定件数309件	
	制限率最大 (23.73%)	制限率最小 (4.45%)
① 一般サラリーマン世帯	116 件	116 件
② 高齢者世帯	39 件	38 件

(減収額：円)

	中央ジャンクション：総設定件数390件	
	制限率最大 (24.70%)	制限率最小 (4.22%)
① 一般サラリーマン世帯	146 件	146 件
② 高齢者世帯	49 件	49 件

(減収額：円)

	青梅インターチェンジ：総設定件数204件	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	77 件	77 件
② 高齢者世帯	25 件	25 件

(減収額：円)

	大泉ジャンクション：総設定件数230件	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	86 件	86 件
② 高齢者世帯	29 件	29 件

4 各ジャンクションにおける減収額

(減収額：円)

	東名ジャンクション (減収額：220,023,273円)	
	制限率最大 (23.73%)	制限率最小 (4.45%)
① 一般サラリーマン世帯	1,188,895円×116件=137,911,820円	205,444円×116件=23,831,504円
② 高齢者世帯	1,263,495円×39件=49,276,305円	236,938円×38件=9,003,644円

(減収額：円)

	中央ジャンクション (減収額：205,627,842円)	
	制限率最大 (24.70%)	制限率最小 (4.22%)
① 一般サラリーマン世帯	889,252円×146件=129,830,792円	140,406円×146件=20,499,276円
② 高齢者世帯	963,852円×49件=47,228,748円	164,674円×49件=8,069,026円

(減収額：円)

	青梅インターチェンジ (減収額：97,667,912円)	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	796,495円×77件=61,330,115円	137,486円×77件=10,586,422円
② 高齢者世帯	868,626円×25件=21,715,650円	161,429円×25件=4,035,725円

(減収額：円)

	大泉ジャンクション (減収額：104,918,492円)	
	制限率最大 (21.90%)	制限率最小 (4.07%)
① 一般サラリーマン世帯	757,006円×86件=65,102,516円	131,785円×86件=11,333,510円
② 高齢者世帯	827,059円×29件=23,984,711円	155,095円×29件=4,497,755円

5 総減収額及び平年度の減収見込額

(1) 総減収額

220,023,273円+205,627,842円+97,667,912円+104,918,492円=628,237,519円

(2) 平成27年度及び28年度の減収見込額

628,237,519円/2年=314,118,759円

なお、東京外かく環状道路における区分地上権の設定は、平成27年度及び28年度で完了させることを目標としているが、件数が膨大であること及び権利調査等に時間を要することも考えられるため、一定数が29年度にずれ込むことが考えられる。よって、平成28年度の契約件数の1割が29年度にずれ込むことを想定した場合の減収額は以下のとおりとなる。

(減収額)

平成27年度 314,118,759円

平成28年度 314,118,759円×0.9=282,706,883円

平成29年度 314,118,759円×0.1= 31,411,875円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し(国税1)(法人税:義) (地方税1)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(以下、「大深度地下法」という。)第16条に基づく使用の認可を受けている事業について、収用等に伴い区分地上権等が設定される場合の設定対価に対する課税の見直しを行う。
3	担当部局	土地・建設産業局 総務課 公共用地室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新規要望
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大深度地下を使用する公益性のある公共事業の用地取得の円滑化・迅速化を図り、国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の実施を促進する。 《政策目的の根拠》 「国土交通省政策評価基本計画」のほか、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)に基づく「第3次社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定)」のプログラム4(広域的な移動や輸送がより効率的に円滑にできるようにし、都市・地域相互間での連携を促す)及び「国土交通省重点政策」の3. 国際競争力強化などによる経済の活性化((1)国際競争力強化のための基盤・環境整備)において、大都市圏環状道路等の整備やリニア中央新幹線の着実な整備が掲げられている(当該整備の大前提として、円滑な用地取得を進めることが不可欠)。
		② 政策体系における政策目的の位置付け ・政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 ・施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた公共事業について、認可から概ね3年以内に、地上部(買収部分を除く)から大深度(40m以深)に到達するまでの区間内における土地等の権原の取得を完了させる。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けている東京外かく環状道路の区分地上権設定の進捗率(現時点では0%)。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 公共事業の用に供する土地等の権原の取得が円滑に進み、国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の実施が図られる。

8	有効性等	① 適用数等	平成27年度～平成28年度 1,000件(見込み) ※大深度地下法に基づく使用の認可を受けた、「東京外かく環状道路(関越～東名)」における区分地上権設定件数:約1,000件
		② 減収額	(所得税及び法人税) 平成27年度 917百万円(見込み) 平成28年度 917百万円(見込み) (個人住民税及び法人住民税) 平成27年度 317百万円(見込み) 平成28年度 317百万円(見込み) 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業で、区分地上権の設定が具体化している事業は「東京外かく環状道路(関越～東名)」のみとなるため、当該事業における減収額を制度の新設における減収額とみなした。
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業で、区分地上権の設定を行うのは、概ね平成26年8月頃からとなっているため、現時点において、区分地上権の設定に係るディスインセンティブは働いていない。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 現時点において、大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業で、区分地上権の設定を行っている事業は無いが、区分地上権等の設定対価が土地価格の4分の1以下となり不動産所得として取り扱われる場合には、課税の特例を受けられないということをもって、地権者との間で用地交渉が進まない可能性が極めて高いため、本特例措置を早急に講じる必要がある。 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 当該特例が新設されなかった場合、現在大深度法の認可を受けている、東京外かく環状道路の区分地上権設定が大幅に遅れることになるため、国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の実施が阻害される。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 本特例により、主に都心部において国際競争力強化のための基盤・環境整備がなされ、広域的な移動や輸送がより効率的になることにより、新たな投資の誘発等が図られることから、税収減を是認する効果が認められる。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、事業施行者による権原の取得を促進し、用地の円滑な取得の遂行を通じた国際競争力強化等を実現する効率的な公共事業の推進を図る必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものである。国際競争力強化等を実現するためには、迅速かつ円滑な用地取得が不可欠であることから、時宜にかなった措置である。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(租税特別措置法第33条第3項第2号) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(租税特別措置法第33条の4) ※上記支援措置は、主に買取部分(譲渡所得とみなされる区分地上権の設定を含む。)に適用される措置であり、今回要望する措置は、譲渡所得とみなされない区分地上権設定部分に対するものである。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例により、主に都心部において国際競争力強化のための基盤・環境整備がなされ、広域的な移動や輸送がより効率的になることにより、新たな投資の誘発等が図られることから、地方公共団体が政策目的の実現に協力することに相当性がある。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（税会不一致等による投資法人等の活動の制約を解消する）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

④ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑦ 本租税特別措置等の法人住民税及び法人事業税の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における法人住民税及び法人事業税の減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の法人税の減収額の過去の実績について、平成 24 年度しか把握されていないため、25 年度の法人税の減収額を明らかにする必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、地方税法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「投資法人の課税の特例により、不動産証券化市場の活性化につながっている（現在の相場不動産投資法人の資産規模は約 12 兆円）」と説明されているが、貴省の設定した測定指標（税会不一致相当額について、配当の損金算入をすることができた金額）を用いた説明がされておらず、また、設定している測定指標では本租税特別措置等の過去における直接的な効果を測ることができないため、適切な測定指標を用いて過去における効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せずに税収減を是認するような効果が「本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約

が解消されるという効果を有することとなる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計について平成 26 年度しか予測されていないため、分析対象期間の年度ごとに適用者数を明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果がある」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 前回評価時（平成25年8月）に想定していた達成目標（投資法人等における税務上の安定性を強化し、また、投資法人間において合併が行うことができる環境を整備すること）については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の26年時改正の施行後から現時点（26年8月）まででは合併が行われていないため、所期の目標を達成していないといえる。達成していない原因としては、改正法施行から半年しか経過していないことのほか、限定的な措置内容にとどまったことが考えられる。したがって、投資法人等の活動の制約を抜本的に解消するためにも、本年度要望（税会不一致の解消）を行いたいと考える。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 租特透明化法に基づく情報によれば、平成24年度の減収額は382億円程度であり、根拠条文は租税特別措置法第67条の15（投資法人の課税の特例）である。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 制度を整備することにより、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果がある。
- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
 本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
 本拡充要望は、税会不一致による投資法人等の活動の制約が解消されるという効果を有することとなる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人(リート)における「税会不一致」問題の解消 (国税34)(法人税:義)(地方税49)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	投資法人において生じる税会不一致の問題について解消を図ること。具体的には、投信法令上「配当基準額(仮称)」を設け、その部分から行われる配当は、会計上の利益を上回る場合でも損金算入を認めること。
3	担当部局	土地・建設産業局 不動産市場整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成20年度改正 機関投資家要件の拡充 平成21年度改正 90%超配当支払要件等の拡充 平成23年度改正 国内50%超募集要件の見直し 平成25年度改正 買換特例圧縮積立金制度の導入 平成26年度改正 導管性要件に一定の手当ての措置
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 税会不一致による投資法人の活動の制約を解消し、不動産証券化市場の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 「定期借地権、不動産証券化等の手法を活用するとともに、木造密集市街地の改善整備等のため、公的不動産等を活用した連鎖的な市街地整備を進める。」 ・「好循環実現のための経済対策」について(平成25年12月5日閣議決定)(抜粋) 「ヘルスケアリートの上場推進等を通じたヘルスケア施設向けの資金供給の促進<予算措置以外>」 <p>投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年六月四日法律第九十八号) (第1条)この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合して運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性の向上 施策目標 3 1 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進するに包含</p>

	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 税会不一致による投資法人の活動の制約を解消する。
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 改正が実現した場合において、税会不一致相当額について、配当の損金算入をすることができた金額
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 不動産証券化市場の活性化にあたっては、税会不一致による投資法人の活動の制約を解消することが不可欠である。
8 有効性等	① 適用数等	<p>上場不動産投資法人35社(平成23年7月末)</p> <p>上場不動産投資法人35社(平成24年7月末)</p> <p>上場不動産投資法人41社(平成25年7月末)</p> <p>上場不動産投資法人46社(平成26年7月末)</p> <p>なお、上場不動産投資法人は、全て投資法人の課税の特例の適用を受けている。課税の特例の適用金額は、約257,209百万円(平成25年度)。</p> <p>また、これらの投資法人の投資証券は、直接保有のほか投資信託等を通じて、大多数の個人投資家により保有されている。</p>
	② 減収額	-
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度~平成26年度) 投資法人の課税の特例により、不動産証券化市場の活性化につながっている(現在の上場不動産投資法人の資産規模は約12兆円)。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度~平成26年度) 本措置が拡充されなかった場合、投資法人を用いた不動産証券化市場が存在しなかったと考えられることから、租税特別措置による効果が現れている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度~平成26年度) 本措置が拡充されなかった場合、税会不一致による投資法人の活動の制約が解消されないこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年4月~平成26年3月) 投資法人に係る課税の特例自体、制度存立の前提になっているため、税収減を生じさせるものではない(仮にこの課税の特例がない場合には、このような事業を行っていないため、そもそもの課税対象が生じていなかったと考えられる)。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	不動産証券化市場の活性化のためには、本措置により、税務上の安定性を強化し、投資法人の活動の制約を解消する必要がある。また、本措置は、投資法人の活動の制約となっている問題を税務上解消する措置であり、税制でしか措置できない。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成25年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、測定指標（中小企業者の資金繰りDI）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を知るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成 21 年度から 25 年度までで見ると、171 百万円のコストにより、491 百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績において税収減を是認するような効果が確認される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている」と説明されているが、測定指標（中小企業者の資金繰りDI）を用いて説明しておらず、また、設定している測定指標では本租税特別措置等の直接的な効果を知る事ができないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「平成 26 年度から 28 年度までで見ると、123 百万円のコストにより、300 百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されると推計されることから、税収減を是認するような効果が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

所期（前回評価時）の達成目標（中小企業の基盤の安定化及び組合の取引活動の円滑化（組合の貸倒引当率を中小企業法人全般並に引き上げる））に対して、組合の貸倒引当率は、中小企業と比較すると、卸小売業を除き、依然として低い水準にとどまっている。

	中小企業 (法人全般)	組 合 (平成25年度)
卸小売業	1.70%	1.84%
製造業	1.84%	1.69%
サービス業	1.35%	0.73%
建設業	1.29%	1.20%
運輸業	0.98%	0.79%

(注) 1 中小企業（法人全般）：民間データベース等の法人情報（平成25年1～12月に決算期到来法人情報）を基に中小企業庁推計

2 組合：全国中央会調査

組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額の振れは大きく、また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な貸倒引当金の繰入れが困難な状況になっている。

【貸倒発生組合数等の推移】（金額単位：百万円）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
発生組合数	911	486	326	683	653
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669

(注) 全国中小企業団体中央会調査による推計

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

実績については、全国中小企業団体中央会のサンプル調査結果から推計した適用実績に基づき算定した建設業部分と、業界全体調査による自動車整備業部分の合計である。建設業部分における算定方法は別添のとおり。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成26年8月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、25年度において全体の約3割の組合が貸倒引当金を見積もっており、このうちほぼ全ての組合が本税制措置を利用している。所期の実績（前回延長要望時の平成21年度実績）においても、貸倒引当金を見積もっている組合のうち8割が本税制措置を利用していたことから、適用実績は想定外に僅少でない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

過去の適用件数の実績が大きく増減しており実績から将来の適用件数を推計することは困難であること、また、金銭債権の相手先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多いことから倒産の予測可能性の見極めも困難であることから、平成25年度実績と同様に推移すると仮定している。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

減収額は、全国中小企業団体中央会のサンプル調査結果から推計した適用実績に基づき算定している。算定方法は別添のとおり。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

平成26年度から28年度までの減収額は、過去の適用件数の実績が大きく増減しており、実績から減収額を推計することは困難であること、また、金銭債権の相手先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多いことから倒産の予測可能性の見極めも困難であることから、25年度減収額と同様に推移すると仮定している。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置の効果として、建設業部分については、平成25年度では、1,136組合が貸倒引当金を計上し、そのほぼ全ての組合（1,085組合）が12%割増の特例の適用を受けている。金額では、平成21年度から25年度までで見ると、171百万円のコストにより、491百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されていることから、過去の実績において税収減を是認するような効果が確認される。

（金額単位：百万円）

	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
減税額実績	50	19	26	35	41
繰入実施組合数	794	788	891	1,007	1,136
特例利用組合数	778	729	891	983	1,085
特例繰入限度額	1210	491	579	714	936
（うち割増額）	(167)	(68)	(80)	(76)	(100)

自動車整備業部分については特例利用組合数及び金額が小さいため、全体集計に与える影響は軽微である。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

本措置の効果として、建設業部分については、平成26年度から28年度まででは、1,136組合が貸倒引当金を計上し、そのほぼ全ての組合（1,085組合）が12%割増の特例の適用を受けると推計される。金額では、平成26年度から28年度までで見ると、123百万円のコストにより、300百万円（本措置による引当金の割増額）の貸倒リスクへの対応力が強化されると推計されることから、税収減を是認するような効果が見込まれる。

（金額単位：百万円）

	平成26年度	27年度	28年度
減税額見込	41	41	41
繰入実施組合数	1,136	1,136	1,136
特例利用組合数	1,085	1,085	1,085
特例繰入限度額	936	936	936
（うち割増額）	(100)	(100)	(100)

自動車整備業部分については特例利用組合数及び金額が小さいため、全体集計に与える影響は軽微である。

(別添)

中小企業等の貸倒引当金の特例 国土交通省分適用実績
(国税・建設業)

中小企業等の貸倒引当金の特例 国土交通省分適用実績
(国税合計)

適用実績及び減収見込額

平成 22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)
13 百万円	18 百万円	23 百万円
25 年度 (実績)	26 年度 (見込み)	
27 百万円	27 百万円	

(注) 別添建設業及び自動車整備業の合計額 (百万円未満は四捨五入)

特例適用組合数

平成 22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)
770	933	1,025
25 年度 (実績)	26 年度 (見込み)	
1,127	1,127	

(注) 別添建設業及び自動車整備業の合計

適用実績及び減収見込額

平成 23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)
18 百万円	23 百万円	27 百万円

(サンプル調査結果) 金額：千円

	平成 23 年度	24 年度	25 年度
貸倒引当金繰入額 (合計) ①	13,620	96,392	107,045
特例分の金額 (合計)	1,882	6,301	7,855
16%割増繰入限度額 (合計)	13,641	58,813	73,314
<small>(注) 平成 24 年度は 12%割増繰入限度額 (合計)</small>			
繰入限度額 (合計)	11,759	52,512	65,459
調査対象組合数	97	334	317
貸倒引当金の引き当て実施組合数② (実施率③)	21 組合 (実施率 21.6%)	83 組合 (実施率 24.9%)	89 組合 (実施率 28.1%)
特例利用組合数 (特例利用割合④)	21 組合 (100%)	81 組合 (97.6%)	85 組合 (95.5%)

(中小企業組合白書より推計)

建設業の組合数⑤	4,126	4,044	4,044
うち適用組合数D	891	983	1085

【算出方法】(注) 以下、平成 25 年度について算出

1 組合当たりの貸倒引当金繰入額

= 貸倒引当金繰入総額① (107,045) ÷ 貸倒引当金実施組合数② (89) … A (1,203)

1 組合当たりの法定繰入額

= 1 組合当たり 貸倒引当金繰入額 A (1,203) × $100/116$ (平成 24 年度以降は 112) (割増繰入限度額) … B (1,074)

1 組合当たりの減税額

= (A (1,203) - B (1,074)) × 税率 0.22 (平成 24 年度以降は 0.19) (事業協同組合年 800 万超の場合) … C (24.51)

建設業関係の利用組合数

= 建設業の組合数⑤ × 実施率③ × 特例利用割合④ … D (1085)

建設業関係組合全体の減税額

= C (24.51) × D (1085) = 26,593 千円

中小企業等の貸倒引当金特例措置 国土交通省分適用実績
(国税・自動車整備業分)

適用実績及び減収見込み額 単位：千円

平成 22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)
90 千円	89 千円	88 千円
25 年度 (実績)	26 年度 (見込み)	
88 千円	88 千円	

特例適用組合数

平成 22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)
41	42	42
25 年度 (実績)	26 年度 (見込み)	
42	42	

中小企業等の貸倒引当金の特例 国土交通省分適用実績
(地方税合計)

1. 特例による所得の減収額の算出

年度	平成 21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)
法人税の減収額 (単位：百万円)	34	13	18	23	27
税率	22%	22%	22%	19%	19%
元の数字÷税率 計算結果	155	59	82	121	142

2. 法人住民税の減収額

年度	平成 21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)
法人税の減収額 (単位：百万円)	34	13	18	23	27
税率	17.3%	17.3%	17.3%	17.3%	17.3%
元の数字×税率 計算結果	5.9	2.2	3.1	4.0	4.7

3. 法人事業税（所得割）の減収額（元の数字は1参照）

年度	平成 21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)
特例による所得の減収額 (単位：百万円)	155	59	82	121	142
税率	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%
計算結果	5.6	2.1	2.9	4.4	5.1

4. 地方法人特別税の減収額（元の数字は3参照）

年度	平成 21 年度 (実績)	22 年度 (実績)	23 年度 (実績)	24 年度 (実績)	25 年度 (実績)
法人事業税の減収額 (単位：百万円)	5.6	2.1	2.9	4.4	5.1
税率	81%	81%	81%	81%	81%
計算結果	4.5	1.7	2.4	3.5	4.1

5. 地方税の減収額（2～4の合計）

年度	平成21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)
結果 (単位：百万円)	16.0	6.1	8.4	11.9	13.9

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長(国税35)(法人税:義) (地方税51)(法人住民税:義、事業税:義)
2	要望の内容	資本金1億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合等（以下「組合」という。）については、さらに繰入限度額の12%増しとすることが認められているところ。 本税制の割増措置の適用期限を（平成28年度末まで）延長する。
3	担当部局	土地・建設産業局建設市場整備課 自動車局整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	○昭和25年度 貸倒準備金制度創設 ○昭和39年度 貸倒引当金への変更 ○昭和41年度 中小企業の特例創設(割増率20%) ○昭和55年度 中小企業の割増率の縮減(割増率20%→16%) ○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止 ○平成17年度 2年延長 ○平成19年度 2年延長 ○平成21年度 2年延長 ○平成23年度 1年延長 ○平成24年度 3年延長 貸倒引当金制度の対象の限定(中小法人等) 組合等の割増率の縮減(割増率16%→12%)
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日～平成29年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業の経営基盤の強化を図るため、組合の貸倒れに係るリスク担保力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業組合制度は、中小企業等協同組合法に基づくもので、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者等が相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによつて、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的として、中小企業の持つ脆弱部分を個々の力を結集することにより強化・補完しようとする者の努力を支援するものであり、中小企業施策の中で重要な位置を占めている。</p> <p>中小企業基本法において、共同化の推進(第18条)として「中小企業者の事業の共同化のための組織の整備」が明記されている。また、中小企業憲章の基本原則として、「中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する」と明記されている。</p> <p>組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権(共同販売・共同受注)、貸付債権(資金の貸付)等を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にあ</p>

		る。仮に取引先が倒産した場合には、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。																								
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：3 2 建設市場の整備を推進する及び 政策目標：5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 施策目標：1 7 自動車の安全性を高めるに包含																								
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 貸倒れに係るリスク担保力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であり、具体的な目標達成金額等はないが、ひとつの指標として、中小企業の資金繰りDIがプラスに転じることが挙げられる。 【資金繰りDIの推移(前年同月比)】 ○平成23年 3月期 ▲36.0 ○平成23年 6月期 ▲31.3 ○平成23年 9月期 ▲28.6 ○平成23年12月期 ▲25.4 ○平成24年 3月期 ▲22.2 ○平成24年 6月期 ▲20.9 ○平成24年 9月期 ▲23.2 ○平成24年12月期 ▲23.1 ○平成25年 3月期 ▲19.2 ○平成25年 6月期 ▲17.5 ○平成25年 9月期 ▲13.2 ○平成25年12月期 ▲ 8.2 ○平成26年 3月期 ▲ 5.8 ○平成26年 6月期 ▲13.3 (出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」) (調査対象：2,600 組合の役職員) 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。 また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のプレも大きくなっている。 【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位：百万円)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>911</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,186</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>5,878</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> </tr> </tbody> </table> (出典：全国中小企業団体中央会調査による推計)		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	発生組合数	911	486	326	683	653	発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918	貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度																					
発生組合数	911	486	326	683	653																					
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918																					
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669																					

8	有効性等	① 適用数等	○適用組合数(サンプル調査による推計) 平成23年度 933組合 平成24年度 1,025組合 平成25年度 1,127組合 平成26年度見込み 1,127組合 平成27年度見込み 1,127組合 平成28年度見込み 1,127組合 ○適用実績(サンプル調査による推計) 平成23年度 18百万円 平成24年度 23百万円 平成25年度 27百万円 平成26年度見込み 27百万円 平成27年度見込み 27百万円 平成28年度見込み 27百万円 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本特例の適用される全業種を合算した数値であるため、特に国土交通省部分の適用額を試算し記載した。 貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」(18.0%)、「共同販売事業」(10.5%)が組合の重点事業となっていることから、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。 【組合の重点事業の割合】																																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点事業としている組合の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共同受注事業</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>共同販売事業</td> <td>10.5%</td> </tr> <tr> <td>事業資金の貸付事業</td> <td>4.7%</td> </tr> <tr> <td>債務保証事業</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table> (出典：平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」 有効回収組合数：2,379 組合) 【引当実施組合の業種別割合の推移】		重点事業としている組合の割合	共同受注事業	18.0%	共同販売事業	10.5%	事業資金の貸付事業	4.7%	債務保証事業	1.6%																																
	重点事業としている組合の割合																																												
共同受注事業	18.0%																																												
共同販売事業	10.5%																																												
事業資金の貸付事業	4.7%																																												
債務保証事業	1.6%																																												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21 年度</th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> <th>H25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業</td> <td>34.9%</td> <td>31.4%</td> <td>30.1%</td> <td>28.6%</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>13.6%</td> <td>15.4%</td> <td>17.9%</td> <td>15.7%</td> <td>16.1%</td> </tr> <tr> <td>運輸業</td> <td>7.8%</td> <td>7.2%</td> <td>8.4%</td> <td>9.0%</td> <td>8.9%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>7.5%</td> <td>8.8%</td> <td>5.9%</td> <td>9.5%</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>13.9%</td> <td>13.8%</td> <td>14.6%</td> <td>13.4%</td> <td>13.4%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>16.2%</td> <td>14.2%</td> <td>15.8%</td> <td>12.4%</td> <td>13.2%</td> </tr> </tbody> </table> (出典：全国中小企業団体中央会調査)		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	製造業	34.9%	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%	建設業	13.6%	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%	運輸業	7.8%	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%	卸売業	7.5%	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%	小売業	13.9%	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%	サービス業	16.2%	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%
	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度																																								
製造業	34.9%	31.4%	30.1%	28.6%	27.8%																																								
建設業	13.6%	15.4%	17.9%	15.7%	16.1%																																								
運輸業	7.8%	7.2%	8.4%	9.0%	8.9%																																								
卸売業	7.5%	8.8%	5.9%	9.5%	9.6%																																								
小売業	13.9%	13.8%	14.6%	13.4%	13.4%																																								
サービス業	16.2%	14.2%	15.8%	12.4%	13.2%																																								

② 減収額	<p>①「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(平成24年度)を基に試算した減収額(実績推計)は、▲66億円の内数。</p> <p>②「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」に記載される数値は、本要望対象の組合以外の他の法律に基づく組合等の減収額が合算された数値であり、本要望対象の組合に係る数値のみを抽出することができない。本要望対象の組合に限定した減収額は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="405 347 1003 422"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度 (見込)</th> <th>H27年度 (見込)</th> <th>H28年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>24</td> <td>35</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)	減収額	24	35	41	41	41	41																						
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度 (見込)	H27年度 (見込)	H28年度 (見込)																															
減収額	24	35	41	41	41	41																															
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>上記のとおり、組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>また、中小企業の倒産比率は次のとおり推移しており、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【中小企業倒産比率の推移】</p> <table border="1" data-bbox="405 582 1003 630"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年</th> <th>H22年</th> <th>H23年</th> <th>H24年</th> <th>H25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倒産比率</td> <td>1.58%</td> <td>1.45%</td> <td>1.40%</td> <td>1.36%</td> <td>1.23%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:中小企業白書、法務省「登記統計」の情報を基に算出)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のプレが大きくなっている。また、組合の経営基盤は依然として脆弱な状況にあり、いまだ組合の経営基盤の安定・強化に十分な引当金の繰入れが困難な状況になっている。</p> <p>【貸倒発生組合数等の推移】</p> <p style="text-align: center;">(金額単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="405 829 1003 933"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生組合数</td> <td>911</td> <td>486</td> <td>326</td> <td>683</td> <td>653</td> </tr> <tr> <td>発生件数</td> <td>2,186</td> <td>2,479</td> <td>2,608</td> <td>3,825</td> <td>3,918</td> </tr> <tr> <td>貸倒総額</td> <td>5,878</td> <td>2,826</td> <td>3,098</td> <td>6,522</td> <td>5,669</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典:全国中小企業団体中央会調査による推計)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成21年度～平成25年度)</p> <p>本税制措置が廃止された場合には、割増前の貸倒引当金繰入額を超える部分の金額が有税となるが、組合は中小企業が出資して組織される相互扶助団体であり、経営基盤が脆弱である。そのため、有税での引当となった場合には、引当水準の低下が懸念される。引当水準が低下した場合には、実際に貸倒れが発生した際に内部留保が毀損しかねず、このことが共同事業の取引先や金融機関等に対する信用力の低下に直結し、組合の事業継続に重大な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>また、組合事業の停滞が、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にするおそれもある。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年～平成25年)</p> <p>中小企業の倒産比率は上記のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。</p> <p>組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒り</p>		H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	倒産比率	1.58%	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	発生組合数	911	486	326	683	653	発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918	貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年																																
倒産比率	1.58%	1.45%	1.40%	1.36%	1.23%																																
	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度																																
発生組合数	911	486	326	683	653																																
発生件数	2,186	2,479	2,608	3,825	3,918																																
貸倒総額	5,878	2,826	3,098	6,522	5,669																																

		<p>スクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する</p> <p>また、本税制措置は、貸倒れが発生した場合に備えて貸倒引当金の引当を促す措置であるが、貸倒引当金は、組合が各事業年度に貸倒実績等に基づき引当額を見込み、損失処理するものであることから、本税制措置の効果を定量的に把握すること、また、当該効果を税減収額と比較することは困難である。</p>
9 相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>①組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。</p> <p>そのため、貸倒引当金の繰入れを十分にいき、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。</p> <p>②本税制措置は、税の減免措置ではなく、繰延措置であり、仮に補助金等の政策手段で当該措置を行った場合、適用対象全組合(平成25年度特例利用組合数(推計)1,025組合)に同様に措置するには膨大な執行コストがかかることとなる。補助金等の他の措置で行うよりも広く組合に適用でき、最小の政策資源で対応が可能である本税制で措置することが妥当である。</p> <p>本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等は存在しない。</p> <p>なお、組合に対しては、その全所得に対して法人税が課税されるが、組合は、営利を目的とせず、組合員の共同の利益の増進を目的とするものであるため、法人税率の19%(年800万円以下の所得には15%)の軽減税率が適用されている等、各般の税制上の支援措置が講じられている。</p> <p>法人税率の19%の軽減税率は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。</p> <p>(1)組合は、信用力、資金調達力が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。</p> <p>(2)組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。</p> <p>本税制措置(貸倒引当金の特例)については、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止するという消極的な内部留保の充実を目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。</p> <p>これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。</p> <p>税負担を軽減することで、貸倒れに備えるための引当金の引当を促す措置であり、地方税においても同様の措置が必要である。</p> <p>また、地方では、本税制制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものであることから、地方公共団体が一定の措置を講ずることは妥当である。</p>
10 有識者の見解		—
11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成22年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（世界の都市総合ランキング及び都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業に係る建設投資累積額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことが説明されているが、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことについても説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における認定事業（70 計画）における建築投資累計額は 31,102 億円、経済波及効果は 80,787 億円と試算され、税収増効果は 12,313 億円と試算される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成 24 年度から平成 25 年度までの建設投資額（速報値）は約 1.6 兆円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急支援地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の根拠である都市の活性化を図ることができる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用額の将来推計（平成 27 年度及び 28 年度）について、

「減収額の集計値（実数）をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの」とされているが、適用額の過去の実績と将来推計がかい離しているため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。

- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計(平成 27 年度及び 28 年度)について、別紙の減収見込額調書において算定根拠が示されているが、減収額の過去の実績と将来推計がかい離しているため、適切な算定根拠に基づき、推計する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「今後とも認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明）
特定都市再生緊急整備地域における平成 26 年度の適用計画数見込みは 6 計画、適用額見込み 1,741 百万円である。
(注) 既に認定済みの事業について、認定事業者に対するアンケート結果の集計値。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
特定都市再生緊急整備地域における平成 26 年度の減収見込額は 444 百万円である。
(注) 既に認定済みの事業について、認定事業者に対するアンケート結果の集計値。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 (国税4)(法人税:義)
2	要望の内容	都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。)に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。 ・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、5割増償却(5年間)) (適用要件) ・平成29年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1)事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2)居住者等利便施設整備費が10億円以上 【関係条文】 法人税:租税特別措置法第47条の2、令第29条の5、規則第20条の21 (連結法人:法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42)
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 平成24年度 拡充(都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。) 平成25年度 適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	①:政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長力を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、その国際競争力の強化を図る。 《政策目的の根拠》 アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。 こうした中、大都市の国際競争力強化の観点から、都市再生特別措置法の改正により特定都市再生緊急整備地域を創設し、平成24年1月に特

		定都市再生緊急整備地域として11地域の指定が行われた。 直近では、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、都市の競争力の向上を図るため、都市再生や都市防災等における課題を解消し、外国企業や来訪者を呼び込むための環境整備を行うため、2020年度までに約40か所の大規模な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」においても、東京等の大都市は、国際競争力のある創造拠点としての環境整備など、都市再生等を戦略的に推進することが盛り込まれたところである。 昨今の成長が著しいアジア諸国の都市と比較し、我が国都市の国際競争力が相対的に低下している中、国全体の成長を牽引する大都市について、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、国際競争力の強化等に資する優良な民間都市開発事業を促進していく必要がある。
2	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進する に包含
3	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 昨今の成長が著しいアジア諸国と比較し、我が国都市の国際競争力が低下している中、国全体の成長力を牽引する大都市について、官民が連携して市街地の整備を強力に推進し、海外から企業、人等呼び込むことができるような魅力ある都市拠点を形成することにより、その国際競争力の強化を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 我が国の活力の源泉である都市について、特定都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 →2020年(平成32年)までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が2012年4位→3位以内に入る →都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業について、 平成24年度から平成27年度までの建設投資累計額(中間目標) 目標値:4兆円~5兆円 平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値:8兆円~11兆円 【延長期間を超えて目標達成時期が設定されている理由】 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)において、大都市等の再生が最重要施策として位置付けられ、平成32年までの成果目標及び平成27年度までの中間目標が設定された。直近では、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、都市の競争力の向上を図るため、2020年度までに約40か所の大規模な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針2014」においても、東京等の大都市は都市再生等を戦略的に推進することが盛り込まれたところ。 引き続き国家戦略として、税制上の特例措置等を講ずることにより都

		<p>市再生を推進していくものであり、閣議決定を経て国が設定した定量的な目標値を当該測定指標としたもの。尚、適用期間における効果の検証については、適用期間終了時点での実績を把握することで、一定の検証は可能と考えている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p>
8	有効性等	<p>①: 適用数等</p> <p>(適用計画数実績) 23年度：0計画(0件) 24年度：1計画(1件) 25年度：4計画(5件) ※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(適用計画数見込み) 27年度：7計画 28年度：7計画 ※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と、平成17年度から平成25年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>(適用額実績) 23年度：0百万円 24年度：2百万円 25年度：980百万円 ※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したもの。</p> <p>(適用額見込み) 27年度：9,718百万円 28年度：8,329百万円 ※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値(実数)をもとに、法人税率で割り戻して推計したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特例措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。 本特例措置は、特に我が国の国際競争力の強化を図るべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。本特例措置は創設後間もないことから適用計画数はまだ少ないものの、平成25年度に法人税の適用を受けた事業者5社については重複が見られず、また、都市再生緊急整備地域において法人税の適用を受けた事業者は3年間で32社と、特定の事業者への偏りは見られないことから、本特例措置においても想

		<p>定外に特定の者に偏るといふ蓋然性は低い。</p>
	②: 減収額	<p>(減収額実績) 23年度：0百万円 24年度：0.6百万円 25年度：250百万円 ※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値(実数)</p> <p>(減収額見込み) 27年度：2,478百万円 28年度：2,124百万円 ※算定根拠については別紙(減収見込額調書)参照</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度) 都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)は、現在までに62地域、8,037haが指定されており、同地域における認定民間都市再生事業(平成26年8月末現在、70計画を認定済み)を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、アジア地域では、上海やシンガポールなどの成長が著しい一方で、我が国の都市の国際競争力が相対的に低下している。</p> <p>今後、日本の経済成長を実現するためには、東京をはじめとした我が国の大都市の国際競争力強化やその魅力向上に向けて、早急に国を挙げて取組を強化することが必要である。</p> <p>このような状況下においては、国が、認定民間都市再生事業を対象とした税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における優良な民間都市開発を引き続き促進し、不動産市場活性化の呼び水とすることが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成23年度～平成28年度) 都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における民間都市再生事業は、平成26年8月末現在70計画が認定され、都市再生に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業の平成24年度から平成25年度までの建設投資額(速報値)は約1.6兆円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>今後も認定建築物が順次整備される予定であり、本特例措置を通じて優良な民間都市開発事業を推進することで、目標達成に向けた効果を発現していく見通しである。</p> <p>都市機能更新率(建築物更新関係)の平成25年度の達成状況は40.47%であり、所期の目標値(平成25年度41%)にほぼ近い値となっている。</p>

減収見込額調書

特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 2,301 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- ・当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込) 44,351 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 28,828 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 15,523 百万円 <3>
 - ・新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている特定都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H25年度計 9計画で、年平均 9計画/9年≒1計画) 1 計画/年度 <4>
 - 【平成27年度見込】
 - ・平成26年度に平成25年度より継続して適用される認定事業の計画数 5 計画 <5>
 - ・平成26年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<5>= 6 計画 <6>
 - ・<6>のうち、平成26年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
 - ・平成27年度に平成26年度より継続して適用される認定事業の計画数 <6>-<7>= 6 計画 <8>
 - ・平成27年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<8>= 7 計画 <9>
 - ・事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定率とすると、
[<2>×1/50(50年定額)+<3>×0.142(15年定率)]×50%(割増率)= 1,390 百万円 <10>
 - ・事業1計画あたり減収見込み <10>×25.5%(法人税率)= 354 百万円 <11>
 - ・平成27年度の減収見込額 <9>×<11>= 2,478 百万円 <12>
 - 【平成28年度見込】
 - ・<9>のうち、平成27年度をもって適用が終了するもの 1 計画 <13>
 - ・平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数 <9>-<13>= 6 計画 <14>
 - ・平成28年度に適用される認定事業の計画数見込 <4>+<14>= 7 計画 <15>
 - ・平成27年度に適用された事業1計画あたり割増される平成28年度の減価償却額
[<2>×1/50(50年定額)+(<3>-<3>)×0.142(15年定率)×150%(前年度償却分)]×0.142(15年定率)]×50%(割増率)= 1,156 百万円 <16>
 - ・平成27年度に適用された事業1計画あたり平成28年度の減収見込み <16>×25.5%(法人税率)= 295 百万円 <17>
 - ・平成28年度の減収見込額 <4>(新規計画数)×<11>+<14>(継続計画数)×<17>= 2,124 百万円 <18>
- 以上より、平年度の減収見込額は、
(<12>+<18>)/2= 2,301 百万円

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生についてはさまざまな課題がある中、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度~平成28年度) 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。 【税収減は認の効果の実績把握、将来予測】 将来推計として税収減を是認する効果の有無については、「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」「適用件数等」「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」「税収減を是認するような効果の有無」等の各項目を通じて総合的に論じている。 なお、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における認定事業(70計画)における建設投資累計額は31,102億円、経済波及効果は80,787億円と試算され、税収増効果は12,313億円と試算される。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等 本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。 本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である特定都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性 地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業に係る建設投資累積額）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことが説明されているが、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことについても説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における認定事業（70 計画）における建設投資累計額は 31,102 億円、経済波及効果は 80,787 億円と試算され、税収増効果は 12,313 億円と試算される」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）における都市開発事業の平成 25 年度までの建設投資累計額（速報値）は 1.6 兆円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の根拠である都市の活性化を図ることができる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用件数について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「本特例を措置し、事業者にインセンティブを与えることにより、優良な民間都市開発事業を

誘発するとともに、魅力ある市街地を形成し、政策目的を達成することができる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

特定都市再生緊急整備地域における平成26年度の適用計画数見込みは5計画、適用額見込みは5,941百万円である。

（注）既に認定済みの事業について、認定事業者に対するアンケート結果の集計値。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

特定都市再生緊急整備地域における平成26年度の減収見込額は1,515百万円である。

（注）既に認定済みの事業について、認定事業者に対するアンケート結果の集計値。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長 (国税5)(法人税:義)
2	要望の内容	都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る以下の特例措置の適用期限を延長する。 ・法人税の割増償却 (認定事業により整備される建築物について、4割増償却(5年間)) (適用要件) ・平成29年3月31日までに取得し、供用すること ・地上階数10以上又は延べ面積50,000㎡以上の耐火建築物が整備され、かつ、1)、2)のいずれかに該当 1) 事業区域内において整備される公共施設用地面積が30%以上 2) 居住者等利便施設整備費が10億円以上 【関係条文】 法人税:租税特別措置法第47条の2、令第29条の5、規則第20条の21 (連結法人:法第68条の35、令第39条の64、規則第22条の42)
3	担当部局	都市局まちづくり推進課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成15年度 創設 平成17年度 適用期限の2年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 平成21年度 適用期限の2年延長 平成23年度 適用期限の2年延長 平成25年度 適用期限の2年延長
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。 《政策目的の根拠》 都市再生については、その拠点となる都市再生緊急整備地域において、民間の資金、ノウハウ等を集中的に振り向けることを国家戦略として取り組んできているところである。 地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させることや、東日本大震災の教訓を踏まえ大規模地震発生時に都市の滞在者等の安全を確保するため、耐震性に優れた都市開発事業を推進すること等の都市再生の取組

		みが引き続き必要である。 直近では、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、都市の競争力の向上を図るため、都市再生や都市防災等における課題を解消し、外国企業や来訪者を呼び込むための環境整備を行い、2020年度までに約40か所の大規模な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところである。 引き続き、我が国の活力の源泉である都市について、都市再生を図り、都市の魅力を高めるために、認定事業者を対象とした税制上の特例措置や民間都市開発推進機構による金融支援を戦略的・重点的に講ずることにより、優良な民間都市開発事業を促進していく必要がある。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 7 都市再生・地域再生の推進 施策目標 25 都市再生・地域再生を推進するに包含
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(=都市再生)を図り、都市の魅力を高める。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 我が国の活力の源泉である都市について、都市再生緊急整備地域において、優良な民間都市再生事業を推進することにより、都市再生を図り、都市の魅力を高める。 一都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における都市開発事業について、 平成24年度から平成27年度までの建設投資累計額(中間目標) 目標値:4兆円~5兆円 平成24年度から平成32年度までの建設投資累計額 目標値:8兆円~11兆円 【延長期間を超えて目標達成時期が設定されている理由】 「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)において、大都市等の再生が最重要施策として位置付けられ、平成32年までの成果目標及び平成27年度までの中間目標が設定され、直近では、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、都市の競争力の向上を図るため、2020年度までに約40か所の大規模な民間都市開発事業を推進することが盛り込まれたところ。引き続き国家戦略として、税制上の特例措置等を講ずることにより都市再生を推進していくものであり、閣議決定を経て国が設定した定量的な目標値を当該測定指標としたもの。尚、適用期間における効果の検証については、適用期間終了時点での実績を把握することで、一定の検証は可能と考えている。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を誘発し、不動産活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。

8	有効性等	①: 適用数等	<p>(適用計画数実績)</p> <p>法人税</p> <p>23年度: 10 計画 (16 件)</p> <p>24年度: 6 計画 (10 件)</p> <p>25年度: 4 計画 (6 件)</p> <p>※適用計画実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値 (実数)</p> <p>(適用計画数見込み)</p> <p>法人税</p> <p>27年度: 4 計画</p> <p>28年度: 5 計画</p> <p>※適用計画数見込みについては、引き続き継続して適用される計画数の実績と、平成 17 年度から平成 25 年度の適用実績の年平均から新規適用見込みを割り出して推計。</p> <p>(適用額実績)</p> <p>法人税</p> <p>23年度: 7,412 百万円</p> <p>24年度: 5,898 百万円</p> <p>25年度: 4,996 百万円</p> <p>※適用額実績については、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値 (実数) をもとに、法人税率で割り戻して推計したものの。</p> <p>(適用額見込み)</p> <p>法人税</p> <p>27年度: 3,671 百万円</p> <p>28年度: 4,008 百万円</p> <p>※適用額見込みについては、認定事業者に対するアンケート調査による減収額の集計値 (実数) をもとに、法人税率で割り戻して推計したものの。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。 本特例措置は、都市の再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業を推進するための制度であって、当該事業を施行する能力のある民間事業者であれば一律に適用されるものである。実際法人税の適用事例を見ても上記3年間で32社の事業者が本特例の適用を受けており、想定外に特定の者に偏っているということはない。
		②: 減収額	<p>(減収額実績)</p> <p>法人税</p> <p>23年度: 1,890 百万円</p> <p>24年度: 1,504 百万円</p> <p>25年度: 1,274 百万円</p> <p>※減収額実績については、認定事業者に対するアンケート調査の集計値 (実数)</p> <p>(減収額見込み)</p>

		<p>法人税</p> <p>27年度: 936 百万円</p> <p>28年度: 1,022 百万円</p> <p>※算定根拠については別紙 (減収見込額調書) 参照</p>
	③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: 平成 23 年度～平成 28 年度)</p> <p>都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域 (特定都市再生緊急整備地域を含む) は、現在までに62地域、8,037ha が指定されており、同地域における認定民間都市再生事業 (平成26年8月末現在、70計画を認定済み) を含む各種プロジェクト等により、一定の経済的効果が得られている。</p> <p>一方、地方都市の人口減少・少子高齢化、経済の低迷等の課題が引き続き山積する中、必要とされる居住機能、商業機能、産業機能、文化的機能、防災機能等の諸機能をレベルアップするとともに、住環境や市街地の環境等生活の場としての都市の環境全般を向上させることや、東日本大震災の教訓を踏まえ大規模地震発生時に都市の滞り者等の安全を確保するため、耐震性に優れた都市開発事業を推進すること等の都市再生の取組みが引き続き必要である。</p> <p>このような状況下においては、国が、認定民間都市再生事業を対象とした税制上の特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を引き続き促進し、不動産市場活性化の呼び水とすることが必要不可欠である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: 平成 23 年度～平成 28 年度)</p> <p>都市再生緊急整備地域 (特定都市再生緊急整備地域を含む) における民間都市再生事業は、平成 26 年 8 月末現在 70 計画が認定され、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上に向けた民間都市開発事業の促進が着実に図られている。都市再生緊急整備地域 (特定都市再生緊急整備地域を含む) における都市開発事業の平成 25 年度までの建設投資累計額 (速報値) は約 1.6 兆円となるなど、目標達成に向けて順調に推移している。</p> <p>本特例を措置し、事業者にインセンティブを与えることにより、優良な民間都市開発事業を誘発するとともに、魅力ある市街地を形成し、政策目標を達成することができる。</p> <p>都市機能更新率 (建築物更新関係) の平成 25 年度の達成状況は 40.47% であり、所期の目標値 (平成 25 年度 41%) にほぼ近い値となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: 平成 27 年度～平成 28 年度)</p> <p>建設工事費の急激な上昇等による不動産市場の停滞など、引き続き都市再生についてはさまざまな課題がある中、特定都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発事業を推進する本措置が延長されなければ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができなくなる。</p>

減収見込額調査

都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長(法人税)

減収見込額: 平年度 979 百万円

認定事業者に該当する法人に対する割増償却

- ・当該特例の対象事業における1事業あたりの建築物取得価額
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での建築物等の平均取得価額(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込) 36,630 百万円 <1>
このうち、建物:設備の割合を65%:35%と仮定すると
建物取得価額:<1>×65% 23,810 百万円 <2>
設備取得価額:<1>×35% 12,820 百万円 <3>

- ・新規に適用される平均計画数
都市再生緊急整備地域における、これまでの都市再生促進税制の適用実績・見込のうち、現在指定されている都市再生緊急整備地域内での適用計画数(H26年6月末時点調査に基づく実績・見込)
(H17~H25年度計 5計画で、年平均 5計画/9年=1計画) 1 計画/年度 <4>

【平成27年度見込】

- ・平成26年度に平成25年度より継続して適用される認定事業の計画数 2 計画 <5>
- ・平成26年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<5>= 3 計画 <6>
- ・<6>のうち、平成26年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <7>
- ・平成27年度に平成26年度より継続して適用される認定事業の計画数
<6>-<7>= 3 計画 <8>
- ・平成27年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<8>= 4 計画 <9>
- ・事業1計画あたり割増される減価償却額
建物は50年定額、設備は15年定率とすると、
[<2>×1/50(50年定額)+<3>×0.142(15年定率)]×40%(割増率)= 919 百万円 <10>
- ・事業1計画あたり減収見込み
<10>×25.5%(法人税率)= 234 百万円 <11>
- ・平成27年度の減収見込額
<9>×<11>= 936 百万円 <12>

【平成28年度見込】

- ・<9>のうち、平成27年度をもって適用が終了するもの 0 計画 <13>
 - ・平成28年度に平成27年度より継続して適用される認定事業の計画数
<9>-<13>= 4 計画 <14>
 - ・平成28年度に適用される認定事業の計画数見込
<4>+<14>= 5 計画 <15>
 - ・平成27年度に適用された事業1計画あたり割増される平成28年度の減価償却額
[<2>×1/50(50年定額)+(<3>-<3>)×0.142(15年定率)×140%(前年度償却分)]×0.142(15年定率)]×40%(割増率)= 774 百万円 <16>
 - ・平成27年度に適用された事業1計画あたり平成28年度の減収見込み
<16>×25.5%(法人税率)= 197 百万円 <17>
 - ・平成28年度の減収見込額
<4>(新規計画数)×<11>+<14>(継続計画数)×<17>= 1,022 百万円 <18>
- 以上より、平年度の減収見込額は、
(<12>+<18>)/2= 979 百万円

		<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度~平成28年度)</p> <p>本特例措置を引き続き戦略的・重点的に講ずることにより、都市再生緊急整備地域等における優良な民間都市開発を誘発し、不動産市場活性化の呼び水とすることができ、我が国の活力の源泉である都市の活性化を図ることができる。</p> <p>【税収減是認の効果の実績把握、将来予測】 将来推計として税収減を是認する効果の有無については、「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」「適用件数等」「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」「税収減を是認するような効果の有無」等の各項目を通じて総合的に論じている。 なお、都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を含む)における認定事業(70計画)における建設投資累計額は31,102億円、経済波及効果は80,787億円と試算され、税収増効果は12,313億円と試算される。</p>
9	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金に比して国庫への負担が少なく、効率的な措置である。 本特例措置は、これまで多数の事業者への適用実績があり、また、都市再生の拠点として重点的に市街地の整備を推進すべき地域である都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発事業に限って適用されるものであり、都市再生の推進による都市の魅力向上という政策目標の達成のために的確かつ必要最小限の措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>本特例措置と併せて金融支援を行っているが、当該金融支援は、民間金融機関からの調達が困難なミドルリスクの部分を補充し、事業の立ち上げを支援するものである。 一方、本特例措置は、民間都市開発事業に必要な不動産取引等に係るコストを低減することで当該事業の採算性を向上させ、事業実施を決断するインセンティブを与えるものであり、両者の役割分担は明確である。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
	<input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（施設立地数及び施設整備率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

- ⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「これまでに 87 の研究所用施設が立地し、さらに交流施設、文化施設等を含めると 121 の施設が立地するなど、文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進んでいる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず「税収減を是認するような効果が「今後 2 年間に於いて研究所用施設の進出が見込まれており」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
- また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「今後 2 年間に於いて研究所用施設の進出が見込まれており」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成25年度末時点での施設設置数は121施設であり、所期の目標（平成26年度までの施設設置目標130件）を達成していない。この原因は、平成20年以降、海外経済の減速や、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結・見直しや海外投資の拡大等により、学研地区における新規立地の動きが止まっていたと考えられる。ここ近年は、景気回復傾向に伴い、新規立地もなされているが、それでも目標に届かない状況となっている。

しかし、文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市全体としての総合的な集積メリットが発揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成することを目標とし、拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、引き続き本特別措置が必要である。

⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

前回要望時の減収額は、現地立地企業宛てアンケートを行い、有効回答を得られた租特実施額を基に、その時点での過去5か年実績の平均値等により算定したものである。

租特透明化法に基づき把握される情報と所期の見込みが乖離している原因については、平成20年以降、海外経済の減速や、円高の進行等による企業の国内設備投資計画の凍結・見直しに伴い、新規立地企業の建物及び付属施設、機械及び装置の規模が小さくなり、本特別措置の要件に適合しなかったためと推測される。

⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

平成24年度から26年度までの間に大学、研究所等が116施設から121施設へ増加し、今後2年間に於いて研究用施設の進出が見込まれており、関連施設等の新規立地が期待される。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

平成24年度から26年度までの間に大学、研究所等が116施設から121施設へ増加し、今後2年間に於いて研究用施設の進出が見込まれており、関連施設等の新規立地が期待される。本租特措置は効果・達成目標の実現に寄与しているものであり、税収減を是認する効果がある。

⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

他の支援措置や義務付け等はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長(国税6)(法人税：義)
2	要望の内容	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度を2年間延長する。 ・建物及び付属施設（取得金額 2億円以上）特別償却率 6/100 ・機械及び装置（取得金額 240万円以上）特別償却率 12/100
3	担当部局	都市局都市政策課都市政策調査室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和62年新規・特別償却率（文化学術研究施設） 建物及び附属設備 15/100 機械及び装置 30/100 （文化学術研究交流施設） 建物及び附属設備 15/100 ・適用期限 建設計画承認の日から平成元年3月31日迄 平成元年 適用期限2年延長 平成3年 適用期限2年延長 平成5年 適用期限2年延長 平成6年 適用期限2年延長 文化学術研究交流施設に対する適用廃止 特別償却率の削除 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 28/100 平成7年 適用期限2年延長 平成9年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 26/100 平成11年 適用期限2年延長 資金要件の緩和（5億円以上→2億円以上） 面積要件の撤廃（3,000㎡→撤廃） 平成13年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 25/100 平成15年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 13/100 機械及び装置 24/100 平成17年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 12/100 機械及び装置 24/100 平成19年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 10/100 機械及び装置 20/100 平成21年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 8/100 機械及び装置 16/100 平成23年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100 平成25年 適用期限2年延長 建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 関西文化学術研究都市建設法に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。 平成26年4月1日現在、文化学術研究施設用地799haのうち、343ha(約42.9%)が施設整備済となっているところであり、文化学術研究施設の集積メリットを発揮するに至っていない。 集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数を目標としており、業績指標として平成28年度までの施設立

		<p>地目標を140施設と設定している。</p> <p>なお、最終的には、学研都市の集積メリットを發揮するため、平成36年度末までに、施設整備率を全地区平均でおおむね60%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>関西文化学術研究都市建設促進法（以下、「促進法」という。）は、第1条に「関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設」することを目的に掲げており、第2条に基づき国土交通大臣が決定する関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（平成19年4月24日）の第2章において、国及び地方公共団体の役割として「文化学術研究施設等の整備、誘導を推進」することが記載されている。</p> <p>また、促進法第10条により、「国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする」とされている。</p>																																																						
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進するに包含。</p> <p>業績指標として平成28年度までの施設立地目標を140施設と設定しており、平成25年度末までに121施設が立地している。</p>																																																						
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め、学研都市としての総合的な集積メリットが發揮されることによって、我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成することを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>拠点形成、集積メリットの發揮のためには一定の施設立地数が必要なことから、施設立地数を目標としており、業績指標として平成28年度までの施設立地目標を140施設と設定している。</p> <p>施設整備率については、全地区平均でおおむね47%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例により、研究所用施設を新規に立地する企業の初期運営を優位にさせ、立地のインセンティブを与えることで、研究所用施設の集積を誘導する。また、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により、新産業創出等国民経済の活性化が期待される。</p>																																																						
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>措置名：関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H23年度（実績）</th> <th colspan="3">H24年度（実績）</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H25年度（実績）</th> <th colspan="3">H26年度（推計）</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0.4</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		H23年度（実績）			H24年度（実績）			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額	建物及び付属施設	0	0	0	0	0	0	機械及び装置	3	3	3	2	2	2		H25年度（実績）			H26年度（推計）			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額	建物及び付属施設	1	1	13	3	3	36	機械及び装置	1	1	0.4	6	6	4
	H23年度（実績）			H24年度（実績）																																																				
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																		
建物及び付属施設	0	0	0	0	0	0																																																		
機械及び装置	3	3	3	2	2	2																																																		
	H25年度（実績）			H26年度（推計）																																																				
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																																																		
建物及び付属施設	1	1	13	3	3	36																																																		
機械及び装置	1	1	0.4	6	6	4																																																		

		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">H27年度（推計）</th> <th colspan="3">H28年度（推計）</th> </tr> <tr> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> <th>適用件数</th> <th>適用法人数</th> <th>適用総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>648</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>76</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：適用総額については、特別償却限度額（単位：百万円） ※2：H23、H24実績については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による ※H25実績については、現地立地企業及び府県あてアンケート結果による</p> <p>前回要望時の適用想定件数は「建物及び付属施設」を1件、「機械及び装置」を2件としており、想定を大きく外れるものではない。</p> <p>推計値については、現地立地企業及び府県にアンケートを行い、その結果によるものである。 適用総額については、下記算定式により算出した。</p> <p>【算定式】 建物及び付属施設：取得価額×特別償却率(6/100) 機械及び装置：取得価額×特別償却率(12/100)</p> <p>なお、本特例は、適用の際に促進法に基づく建設計画に適合しているか等により判断されるものであり、また対象となる研究分野の制限を設けていないことから、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p>		H27年度（推計）			H28年度（推計）			適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額	建物及び付属施設	4	4	648	0	0	0	機械及び装置	7	7	76	5	5	74
	H27年度（推計）			H28年度（推計）																									
	適用件数	適用法人数	適用総額	適用件数	適用法人数	適用総額																							
建物及び付属施設	4	4	648	0	0	0																							
機械及び装置	7	7	76	5	5	74																							
	② 減収額	<p style="text-align: right;">【単位：百万円】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> <tr> <th>（実績）</th> <th>（実績）</th> <th>（実績）</th> <th>（推計）</th> <th>（推計）</th> <th>（推計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び付属施設</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>165</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>1</td> <td>0.4</td> <td>0.1</td> <td>1</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <p>減収額については、「①適用数等」において示した適用総額より、下記算定式により算出した。</p> <p>【算定式】 建物及び付属施設：適用総額×法人税率(0.255) 機械及び装置：適用総額×法人税率(0.255) ※H23については、法人税率0.3にて計算している。</p>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	（実績）	（実績）	（実績）	（推計）	（推計）	（推計）	建物及び付属施設	0	0	3	9	165	0	機械及び装置	1	0.4	0.1	1	19	19
	H23年度	H24年度		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度																						
	（実績）	（実績）	（実績）	（推計）	（推計）	（推計）																							
建物及び付属施設	0	0	3	9	165	0																							
機械及び装置	1	0.4	0.1	1	19	19																							
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：H23年度～H28年度）</p> <p>近年、景気回復傾向に加え、東日本大震災を機に丘陵地帯にあって地震の少ない学研都市への注目が集まり、平成23年度から平成25年度までの間に大学、研究所等の新規立地が進んでいる。</p> <p>今後2年間においても、研究所用施設の進出が見込まれており、関連施設等の新規立地が期待される。</p> <p>学研都市は、建設途上であり、学研都市としての総合的な集積メリットが發揮されるためには、今後も引き続き施設の立地を誘導し、立地数を増加させていく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：H23年度～H28年度）</p> <p>これまでに87の研究所用施設が立地し、さらに交流施設、文化施設等を含めると121の施設が立地するなど、文化・学術・研究の拠点形成に向けて整備が進んでいる。</p>																											

		<p>施設整備率については、全地区平均では、平成 25 年度末時点で、43%となっている</p> <p>本税制特別措置を活用した企業（活用見込み含む）あてアンケート結果より、本税制特別が立地インセンティブとなったと回答した企業が、回答数 12 社のうち 6 社ある。</p> <p>本税制を活用した又は活用予定の企業は、41 社あるため、立地誘導に相当の効果がある。</p> <p>適用数にあげた H25 年度立地企業からも、立地インセンティブありと回答を得ている。よって、達成目標の実現に寄与している。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H27 年度～H28 年度)</p> <p>関西化学術研究都市の区域を対象とし、研究分野に制限が設けられていないものは本特例に限られるため、本特例措置が延長されなかった場合、施設の進出への影響が懸念される。</p> <p>特に H27 年度立地予定企業の一部から本特例措置の適用を受ける意志が示されているため(適用要件の大臣証明済)、当該企業の資金計画に影響を及ぼすこととなる。また、他の企業においても本特例措置の延長に期待を寄せているため、投資計画の見直しなどが予想される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H23 年度～H28 年度)</p> <p>H25 年度、建物及び付属施設の減収額 3 百万に対し、1 施設の立地の効果があり、達成目標(平成 28 年度までに 140 施設)に寄与しているため、税収減を是認する効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなる。このような事業者の初期投資の負担を軽減する措置として補助金も考えられるが、補助制度では予算総額が決まっているため、他の事業者との競合等の事情により、必ずしも補助金が交付されない可能性がある。一方、特別償却制度は要件に合致すれば投資初年度の税の減免が受けられるため、確実な負担の軽減を図ることができる上、投資資本の早期回収の効果があり、立地誘導する上で手段としての確な措置である。適用対象に関しても投資資金額が 2 億円以上（機械等で 240 万円以上）のものに限定しており、必要最小限の措置と言える。また、本特例は、対象となる研究分野の制限を設けておらず、特定のもののみに優遇が受けられるものではない。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 24 年 9 月(平成 25 年度税制改正要望時)

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	市街地再開発事業により建設された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（都市機能更新率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成23年度に39.3%であった都市機能更新率が平成25年度には40.5%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が表れている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について予測されていないため、効果・達成目標の実現状況を明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

前回要望時には、平成26年度末に都市機能更新率を41.8%（暫定値）とすることを目標としていたところ。現時点で、同年度末の都市機能更新率の見通しは立っていないが、本租税特別措置の対象である住宅以外の保留床に関する需要が十分に回復していない昨今の経済状況等から、25年度の都市機能更新率は40.5%にとどまっており、26年度末の目標値である41.8%（暫定値）には届いていない。

本措置が延長されない場合、保留床処分が困難となり、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすおそれがあることから、早期の目標達成に向けて、引き続き本租税特別措置による支援が必要である。

⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

前回要望時には、平成24年度から26年度まで各年度38名程度の適用を見込んでいたところ、本租税特別措置の対象となる住宅以外の保留床に関する需要が十分に回復していない昨今の経済状況等から、各年度21名程度の適用にとどまっている。

なお、本租税特別措置の適用者が特定の者に偏っていないことについては、地方公共団体へのアンケート等によって確認している。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

本租税特別措置の適用により、平成24年度には4百万円、25年度には11百万円の減収となったが、これにより、円滑な保留床処分による事業推進が図られている。その結果、都市機能更新率が、現時点で平成26年度末の見通しは立っていないものの、23年度末の39.3%から25年度末に40.5%まで上昇し、土地の高度利用及び防災性の向上が図られており、その効果は減収額よりも大きいといえることから、本租税特別措置の適用に伴う減収額を是認する効果があったといえる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）

都市機能更新率については、平成28年度に42.8%（暫定値）とすることを目標としている。本租税特別措置は、平成26年度から28年度まで、各年度15百万円程度の減収を見込んでいたところであるが、現在事業中の146地区（平成26年3月31日現在）及び今後事業化の予想される市街地再開発事業地区の円滑な事業推進による都市機能更新率の順調な上昇及び早期の目標達成に寄与すると考えられる。これにより、土地の高度利用及び防災性の向上が図られ、その効果は将来の税収減よりも大きいといえることから、本租税特別措置の適用に伴う税収減を是認する効果があるといえる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長(国税7)(法人税:義)
2	要望の内容	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者(権利床取得者、再開発会社の取得する保留床及び住宅の用に供する部分を除く。)に対する割増償却(5年間10%割増)の適用期限(平成27年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	都市局市街地整備課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和60年度 創設 昭和62、平成元、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21 延長 平成23年度 縮減(対象を4階建て以上の耐火建築物に限定) 平成25年度 縮減(対象を施行区域面積5,000㎡以上に限定)
6	適用又は延長期間	2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もって公共の福祉に寄与する。 《政策目的の根拠》 都市再開発法(昭和四十四年六月三日法律第三十八号)第1条において、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るとして、市街地再開発事業の目的が位置付けられている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する に包含
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都市再生が望まれる地区において、新たに都市活動や都市生活の場を創出し、質を向上させることにより都市再生を促進する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置づけられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち、4階建て以上の建築物の宅地面積の割合(「都市機能更新率」)を平成28年度に42.8%(暫定値)とすることを目標とする。

		<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置は、市街地再開発事業の事業資金の多くを捻出することとなる保留床の処分を円滑に行うため、保留床取得者に税制上のインセンティブを与えることで早期の保留床取得を促すものであり、民間事業者等の保留床取得者全般に広く利用されている。</p> <p>本措置による民間事業者等の積極的な保留床取得は、事業期間の短縮及び事業の確実かつ円滑な推進に寄与しており、結果として政策評価目標である都市機能更新率についても順調に達成されている。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(1)適用件数 平成23年度:5件 平成24年度:8件 平成25年度:12件 平成26年度:8件(見込み) 平成27年度:8件(見込み) 平成28年度:8件(見込み)</p> <p>(2)適用者数 平成23年度:15名 平成24年度:21名 平成25年度:28名 平成26年度:27名(見込み) 平成27年度:27名(見込み) 平成28年度:27名(見込み)</p> <p>(3)適用額 平成23年度:13百万円 平成24年度:17百万円 平成25年度:42百万円 平成26年度:57百万円(見込み) 平成27年度:57百万円(見込み) 平成28年度:57百万円(見込み)</p> <p>(平成23～25年度実績は、平成24～26年度実施の自治体へのアンケート及びヒアリングによる。平成26～28年度見込みについては、平成21～25年度実績の平均から推計。詳細は別紙(減収見込額算出根拠)参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本措置は、不動産、建設、教育、飲食等、様々な業種の者に適用されており、特定の者に適用が偏っていることはない。 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」に記載される数値は、本件と同様の他の租税特別措置の適用件数及び適用額が合算された数値であり、本特別措置に係る数値のみを抽出することはできないため、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることはできない。
	② 減収額	<p>平成23年度:3百万円 平成24年度:4百万円 平成25年度:11百万円 平成26年度:15百万円(見込み) 平成27年度:15百万円(見込み) 平成28年度:15百万円(見込み)</p> <p>(平成23～25年度実績は、前記①(3)適用額に法人税率を乗じて算定。平成26～28年度見込みについては、平成21～25年度実績の平均に法人税率を乗じて推計。詳細は別紙(減収見込額算出根拠)参照)</p>

	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度)</p> <p>特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区として、全国で約34,600haが指定されており、このうち半数あまりのエリアにおいて、依然として都市機能の更新が求められているところであり、引き続き市街地再開発事業の推進を通じて政策目的の実現を図る必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度)</p> <p>平成23年度に39.3%であった都市機能更新率が平成25年度には40.5%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。本指標については、平成28年度に42.8%(暫定値)とすることを目標としており、その達成のために、本措置の継続が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度)</p> <p>本措置は、商業・業務用途等の保留床取得者にインセンティブを与えることで、保留床の円滑な処分に資するものである。本措置が延長されない場合、保留床処分が困難となり、市街地再開発事業の事業期間が長期化し、事業の確実かつ円滑な推進に支障をきたすおそれがある。</p> <p>《収収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度)</p> <p>本措置の適用による円滑な事業推進によって、平成23年度に39.3%であった都市機能更新率が平成25年度には40.5%に上昇しており、本措置等によって市街地再開発事業を促進することによる政策効果が現れている。また、現在事業中の全国146地区(平成26年3月31日現在)及び今後事業化が予定されている地区における早期の事業効果の波及が見込まれ、減収を是認できる効果があると言える。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>市街地再開発事業の保留床取得者を個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>市街地再開発事業に関しては、本措置の他に各種の税制や補助制度があるが、それらは従前権利者の権利保護や公共公益施設の整備促進を主たる目的とするものである。一方で、本措置は保留床取得者を支援することで、事業資金の確実な確保という観点から事業の円滑な推進に寄与するものであり、他の政策手段と明確な役割分担がなされている。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方税に関係しない。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

(別紙)

減収見込額算出根拠

市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長（法人税）

減収見込額 : 14.5百万円/年

平成24～26年度に実施した地方公共団体に対するアンケート調査結果等によると、過去5年間（平成21年～平成25年）における1年あたりの平均の割増償却適用額は、56.8百万円である。

・本税制の適用額（割増償却額・法人税）

	地区数	適用者数	適用額 (百万円)
H21	7	37	194
H22	10	32	18
H23	5	15	13
H24	8	21	17
H25	12	28	42
平均	8	27	57

今後も同程度の事業が行われるものとして、

$56.8 \text{ 百万円/年} \times \underline{0.255} \doteq 14.5 \text{ 百万円/年}$

※ 下線部は、法人税の一般税率

以上を減収見込額とする。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税、法人住民税、事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし			◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			○
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（都市機能集積率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
 - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

【過去の実績】

 - 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果が確認されているかについて説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比して説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成18年度に4.02%であった都市機能集積率が、24年度には4.16%に上昇している」、「また、平成25年度の都市機能集積率については、今年度実施する調査で明らかになる予定であるが、過去のトレンドより、24年度と同程度となる見込みである」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

【将来の見込み】

 - 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。
 - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「都市機能集積率の前年度比が+0%以上となることが見込まれる」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- 補助金等の政策手段と比した「相当性」について分析・説明が不十分
 - 政策目的実現のための手段として、本租税特別措置等が必要かつ適切であることが、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を踏まえて、本租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
 本租税特別措置による適用額全額の推計は、平年度 255 百万円である（平成 25 年度の適用額が継続すると仮定）。
 収入見込みの計算式については、以下のとおり。
 毎年度 10 月 1 日に 8,000 百万円ずつ支援を実行すると仮定（期間 20 年）。
 支援実行の際に、民間都市開発推進機構は金融機関等から原資を借入。支援金利一借入金利が収入となる（金利収支差、0.7%と仮定）。
 このため、ある年度の収入は、（前年度までに実行した支援残高＋当年度に実行した支援残高×1/2）×0.7%となる。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
 本租税特別措置により減収額全額の推計は、以下のとおり。
 平年度 法人税：69.4 百万円 法人住民税：8.7 百万円 法人事業税：26.1 百万円（平成 25 年度の適用額が継続すると仮定）
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 平成 25 年度の都市機能集積率については、今年度実施する調査で明らかになる予定であるが、過去のトレンドより、24 年度と同程度となる見込みである。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）
 本税制特例により事業の推進が図られる結果、都市機能集積率の前年度比が＋0%以上となることが見込まれる。
- ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<税収減を是認するような効果の有無>欄への補足説明）
 減収額は平年度約 8.2 百万円（合算した減収額全額は 104.2 百万円）を見込んでおり、本税制特例により事業の推進が図られる結果、都市機能集積率の前年度比が＋0%以上となることが見込まれることから、税収減を是認することができる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充(国税3)(法人税:義)(地方税4)(法人住民税:義、事業税:義)	
2	要望の内容	<p>地方都市の生活機能の立地誘導に資する事業の支援強化のため、民間都市開発推進機構の行う業務について、以下のとおり拡充する。</p> <p>民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する業務(以下「参加業務」という。)について、次のとおり拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間都市開発推進機構による金融支援限度額の算定対象となる施設を追加(市町村が誘導すべき都市機能として定めた施設)。(都市再生特別措置法の改正により、同号の読替え規定を措置。) ・特例措置の内容 <p>上記に掲げる業務に伴い民間都市開発推進機構が行う不動産販売業、不動産貸付業について、法人税法に規定する収益事業から除外。</p> <p>【関連条文】 法人税法第2条第1項第13号、令第5条第1項第2号・第5号</p>	
3	担当部局	都市局まちづくり推進課	
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和 62 年度 参加業務(不動産販売業・不動産貸付業)を収益事業から除外	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>人口減少時代を迎えるに当たり、居住者の生活や経済活動が維持された持続可能な都市経営がなされるためには、一定の人口密度の維持、効率的にアクセス可能なエリアへの都市機能(医療・福祉・商業等)の立地を図る必要があることから、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進し、もって都市再興の実現を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が衰退する恐れがある。</p> <p>こうした中、日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、コンパクトシティの実現に向けて、支援措置や土地利用制度との組合せによる民間を活用した住居や生活機能の街なかへの誘導を行い、人口が減少する中でも都市の活力の維持・向上を図ることとされているところ。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標7 都市再生・地域再生等の推進</p> <p>施策目標25 都市再生・地域再生を推進する</p> <p>に包含</p> <p>日本再興戦略(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)</p> <p>5. 立地競争力の更なる強化</p> <p>④都市の競争力の向上</p>

			<p>経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)(平成25年6月13日閣議決定)</p> <p>4. 地域・農林水産業・中小企業等の再生なくして、日本の再生なし (1)特色を活かした地域づくり</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 人口減少時代を迎え、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、都市の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積に占める主要な拠点地域の延べ床面積の割合(「都市機能集積率」)を前年度比+0%以上とすることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を拡充することにより、民間都市開発推進機構による参加業務が円滑に進められ、都市機能の計画的な配置の推進を図ることができる。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(適用件数等実績)</p> <p>平成23年度:1件 適用額 300百万円 平成24年度:1件 適用額 309百万円 平成25年度:1件 適用額 251百万円 ※適用対象となる民都機構の指定実績が1件のため。</p> <p>(新たに適用となる件数等見込み)</p> <p>平年度 1件 適用額 4百万円 ※民都機構の指定実績に基づき推計。適用額については別紙(減収見込額調書)参照。</p> <p>※適用額は、当該業務に係る税前収益。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における報告対象ではないため、独自の計算により推計した。</p>
		② 減収額	<p>(過去の減収額(推計))</p> <p>平成23年度: 法人税:77百万円 法人住民税:10百万円 法人事業税:29百万円 平成24年度: 法人税:79百万円 法人住民税:10百万円 法人事業税:30百万円 平成25年度 法人税:64百万円 法人住民税:8百万円 法人事業税:24百万円 ※適用額に、税率を乗じることで、減収額を推計。 法人税:適用額×法人税率(0.255) 法人住民税:法人税額×法人住民税率(0.129) 法人事業税:適用額×法人事業税率(0.096)</p> <p>(新たに減収となる金額見込み)</p> <p>平成27年度 法人税:0百万円 法人住民税:0百万円 法人事業税:0百万円 平年度 法人税:5.4百万円 法人住民税:0.7百万円 法人事業税:2.1百万円 ※算定根拠については別紙(減収見込額調書)参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成31年度)</p> <p>これまで都市は、人口の流入等により市街地が急速に拡大してきたが、今後、人口の急速な減少が予想され、拡大した市街地に住民が点在して居住することになり、都市において提供される生活機能が低下し、地域経済・活力が</p>

			<p>衰退する恐れがある。</p> <p>このため、本特例措置を拡充することにより、市町村が誘導すべき都市機能として定めた施設(医療・福祉・商業等)の整備を伴う都市開発事業を促進する民間都市開発推進機構による参加業務を円滑に進め、都市機能の計画的な配置の推進を図ることが必要である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成31年度)</p> <p>平成18年度に4.02%であった都市機能集積率が、平成24年度には4.16%に上昇しているところである。本指標については引き続き前年度比+0%以上とすることを目標としており、その達成にあたり本措置の創設が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～平成31年度)</p> <p>民間都市開発の推進に関する特別措置法第4条第1項第1号に規定する参加業務によって同機構が得る収益は、同機構設立時より法人税法施行令第5条によって収益事業の対象外とする措置が講じられているところ。</p> <p>これまで同様の措置を講じない場合、同機構の収益減少等により貸倒リスクへの耐力が失われることから、結果として同機構の金融支援時の適用利率引上げにつながり、低利な資金を供給するという機構の本来の意義が損なわれるおそれがあり、これにより都市機能の計画的な配置を推進する上で支障をきたすこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～平成31年度)</p> <p>本特例措置により、一定の減収が見込まれるが、一方、本業務の支援対象は、市町村が誘導すべき都市機能として定めた施設(医療・福祉・商業等)の整備を伴う都市開発事業であり、このような事業の立ち上げ支援を円滑に実施することにより、都市機能の計画的な配置の推進が図られる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、公共・公益性の高い都市機能を整備する事業に対して参加業務を実施する民都機構に限って適用されるものであり、地域の核となるエリアへの都市機能の計画的な配置等を推進するという政策目的のための手段として、的確かつ必要最小限の措置である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>参加業務の実施に当たっては、予算制度が存在するが、これは優良な民間都市開発事業に対して金融支援を行うための資金調達を支援するためのものである。一方、本特例措置は、金融支援の実施にかかるコストを軽減することにより、円滑な支援を実施するためのものであるため、明確に役割が分担されている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置は、地域における優良な民間都市開発事業の中でも、特に公益性の高いものに限って金融支援を実施する事業に関するものであり、地方税に係る特例を講じることを通じて地方公共団体が協力する相当性が認められる。</p>
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		-

減収見込額調書

【別紙】

民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
(法人税)

減収見込額: 平年度(拡充分) 5.4 百万円

・ 年平均支援件数	4 件	<1>
・ 1件あたり平均支援金額	2,000 百万円	<2>
・ 1年あたり支援金額		
<1> × <2> =	8,000 百万円	<3>
【平成27年度見込】		
・ 平成27年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2(※1) =	28 百万円	
(※1)年度の期央に支援実行するものと仮定		
・ 平成27年度支出		
111(管理費)(※2) + 25(調査費)(※2) =	136 百万円	
(※2)民都機構の予算額より算出		
・ 平成27年度収支差(課税対象収益)	▲ 108 百万円	
・ 平成27年度課税額		
▲108 × 0% =	0 百万円	<4>
【平成28年度見込】		
・ 平成28年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 8,000(過年度支援分) × 0.7% =	84 百万円	
・ 平成28年度支出		
111(管理費) + 25(調査費) =	136 百万円	
・ 平成28年度収支差(課税対象収益)	▲ 52 百万円	
・ 平成28年度課税額		
▲52 × 0% =	0 百万円	<5>
【平成29年度見込】		
・ 平成29年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 16,000(過年度支援分) × 0.7% =	140 百万円	
・ 平成29年度支出		
111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円	
・ 平成29年度収支差(課税対象収益)	4 百万円	
・ 平成29年度課税額		
4 × 25.5% =	1 百万円	<6>
【平成30年度見込】		
・ 平成30年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 24,000(過年度支援分) × 0.7% =	196 百万円	
・ 平成30年度支出		
111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円	
・ 平成30年度収支差(課税対象収益)	60 百万円	
・ 平成30年度課税額		
60 × 25.5% =	15 百万円	<7>
【平成31年度見込】		
・ 平成31年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 32,000(過年度支援分) × 0.7% =	252 百万円	
・ 平成31年度支出		
111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円	
・ 平成31年度収支差(課税対象収益)	116 百万円	
・ 平成31年度課税額		
116 × 25.5% =	29 百万円	<8>

・ 当初5年間の法人税課税額平均 (<4> + <5> + <6> + <7> + <8>) ÷ 5 =	9 百万円	<9>
・ 誘導施設を整備する案件の割合 民都機構の過去の支援案件のうち誘導施設に相当すると考えられる施設が含まれる案件の割合	6 割	<10>
・ 以上より、平年度の減収額 <9> × <10> =	5.4 百万円	

減収見込額調書

【別紙】

民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充
(法人住民税・事業税)

減収見込額: 平年度(拡充分) 3 百万円

・ 年平均支援件数	4 件	<1>
・ 1件あたり平均支援金額	2,000 百万円	<2>
・ 1年あたり支援金額		
<1> × <2> =	8,000 百万円	<3>
【平成27年度見込】		
・ 平成27年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2(※1) =	28 百万円	
<small>(※1)年度の期央に支援実行するものと仮定</small>		
・ 平成27年度支出		
111(管理費)(※2) + 25(調査費)(※3) =	136 百万円	
<small>(※2)類似業務(メザニン支援)の予算における管理費の金額を引用</small>		
<small>(※3)1件あたりの調査費用予算額6.4百万円 × 4件</small>		
・ 平成27年度収支差(課税対象収益)	▲ 108 百万円	
・ 平成27年度法人税課税額		
▲ 108 × 0% =	0 百万円	<4>
・ 平成27年度事業税課税額		
▲ 108 × 0% =	0 百万円	<5>
【平成28年度見込】		
・ 平成28年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 8,000(過年度支援分) × 0.7% =	84 百万円	
・ 平成28年度支出		
111(管理費) + 25(調査費) =	136 百万円	
・ 平成28年度収支差(課税対象収益)	▲ 52 百万円	
・ 平成28年度法人税課税額		
▲ 52 × 0% =	0 百万円	<6>
・ 平成28年度事業税課税額		
▲ 52 × 0% =	0 百万円	<7>
【平成29年度見込】		
・ 平成29年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 16,000(過年度支援分) × 0.7% =	140 百万円	
・ 平成29年度支出		
111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円	
・ 平成29年度収支差(課税対象収益)	4 百万円	
・ 平成29年度法人税課税額		
4 × 25.5% =	1 百万円	<8>
・ 平成29年度事業税課税額		
4 × 9.6% =	0 百万円	<9>
【平成30年度見込】		
・ 平成30年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 24,000(過年度支援分) × 0.7% =	196 百万円	
・ 平成30年度支出		
111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円	
・ 平成30年度収支差(課税対象収益)	60 百万円	
・ 平成30年度法人税課税額		
60 × 25.5% =	15 百万円	<10>
・ 平成30年度事業税課税額		

60 × 9.6% =	6 百万円	<11>
【平成31年度見込】		
・ 平成31年度利息収入		
<3> × 0.7%(金利収支差) × 1/2 + 32,000(過年度支援分) × 0.7% =	252 百万円	
・ 平成31年度支出		
111(管理費) + 25(調査費等) =	136 百万円	
・ 平成31年度収支差(課税対象収益)	116 百万円	
・ 平成31年度法人税課税額		
116 × 25.5% =	29 百万円	<12>
・ 平成31年度事業税課税額		
116 × 9.6% =	11 百万円	<13>
・ 当初5年間の法人住民税課税額平均		
(<4> + <6> + <8> + <10> + <12>) ÷ 5 × 12.9% =	1.2 百万円	<14>
・ 当初5年間の事業税課税額平均		
(<5> + <7> + <9> + <11> + <13>) ÷ 5 =	3.5 百万円	<15>
・ 誘導施設を整備する案件の割合(過去トレンド)		
民都機構の過去の支援案件のうち誘導施設に相当すると考えられる施設が含まれる案件の割合	6 割	<16>
以上より、平年度の減収額		
法人住民税		
<14> × <16> =	0.7 百万円	<17>
事業税		
<15> × <16> =	2.1 百万円	<18>
<17> + <18> =	2.8 ≒ 3 百万円	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充	府省名	国土交通省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	※
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数）は、補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことが説明されているが、所期の想定と比較して想定外に僅少でないことについても説明する必要がある。
- ・ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて、過去の実績と所期の想定を比較せず、制度が説明されているにとどまるため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（28年度）まで減少することを目標としている。平成25年度の実績として約5.0万戸まで減少しており、目標の達成に向けて着実に成果が出ている」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「本件税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることによって、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものである」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

本税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることに伴い、流域からの雨水流出量の緩和・削減が期待できる。過去10年間に浸水被害を受け、いまだ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものとして、「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（28年度）まで減少することを目標としている。平成26年度末の4.9万戸に対して25年度の実績として約5.0万戸まで減少しており、所期の目標を達成する見込みである。

しかし、近年いわゆるゲリラ豪雨が多発し、特に土地利用が高度化し、人口や財産が集中している都市部においては浸水リスクがこれまでになく高まってきている。

このため、今回、対象区域及び特例割合を見直し、雨水貯留利用施設の設置をより促進することで、公共の対策のみでは不十分な地区について本税制によるインセンティブが付与され、近年のゲリラ豪雨に対応した浸水対策を実現することが可能となる。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

平成10年度から25年度までの実績は、以下の例に示すとおり算定している。

・平成10年度実績

（貯留施設）

全国の建築物件数 82,254 件 × 税制適用対象建築物件数（アンケート） 26 件 ÷ 建築物件数
1,972 件 × 黒字法人率 32.7% × 税制の制度利用率 7.1% = 26 件

・11年度実績

（貯留施設）

全国の建築物件数 80,534 件 × 税制適用対象建築物件数（アンケート） 26 件 ÷ 建築物件数
1,971 件 × 黒字法人率 30.1% × 税制の制度利用率 7.1% = 24 件

・12年度実績

（貯留施設）

全国の建築物件数 86,707 件 × 税制適用対象建築物件数（アンケート） 26 件 ÷ 建築物件数
1,969 件 × 黒字法人率 31.6% × 税制の制度利用率 7.1% = 26 件

・13年度実績

（貯留施設）

全国の建築物件数 80,066 件 × 税制適用対象建築物件数（アンケート） 26 件 ÷ 建築物件数
1,973 件 × 黒字法人率 31.7% × 税制の制度利用率 7.1% = 25 件

・ 14 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 76,342 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 26 件÷建築物件数 1,972 件×黒字法人率 31.1%×税制の制度利用率 7.1%=24 件

・ 15 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 126,948 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 31 件÷建築物件数 2,040 件×黒字法人率 31.9%×税制の制度利用率 7.1%=43 件

・ 16 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 53,163 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 25 件÷建築物件数 2,241 件×黒字法人率 33.0%×税制の制度利用率 7.1%=15 件

・ 17 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 70,903 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 27 件÷建築物件数 2,227 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%=20 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 70,903 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 2 件÷建築物件数 2,227 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%= 2 件

(合計)

20 件+ 2 件=22 件

・ 18 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 56,481 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 16 件÷建築物件数 1,700 件×黒字法人率 33.5%×税制の制度利用率 7.1%=15 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 56,481 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 3 件÷建築物件数 1,700 件×黒字法人率 33.5%×税制の制度利用率 7.1%= 3 件

(合計)

15 件+ 3 件=18 件

・ 19 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 49,951 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 25 件÷建築物件数 1,648 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%=20 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 49,951 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 4 件÷建築物件数 1,648 件×黒字法人率 32.9%×税制の制度利用率 7.1%= 3 件

(合計)

20 件+ 3 件=23 件

・ 20 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 67,522 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 43 件÷建築物件数 3,783 件×黒字法人率 28.5%×税制の制度利用率 7.1%=14 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 67,522 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 3 件÷建築物件数 3,783 件×黒字法人率 28.5%×税制の制度利用率 7.1%= 1 件

(合計)

14 件+ 1 件=15 件

・ 21 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 51,348 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 48 件÷建築物件数 2,698 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%=15 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 51,348 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 7 件÷建築物件数 2,698 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%= 2 件

(合計)

15 件+ 2 件=17 件

・ 22 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 57,229 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 28 件÷建築物件数 2,022 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%=17 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 57,229 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 2 件÷建築物件数 2,022 件×黒字法人率 27.2%×税制の制度利用率 7.1%= 2 件

(合計)

17 件+ 2 件=19 件

・23 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 60,462 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 29 件÷建築物件数
2,108 件×黒字法人率 27.7%×税制の制度利用率 7.1%=16 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 60,462 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 5 件÷建築物件数 2,108
件×黒字法人率 27.7%×税制の制度利用率 7.1%= 3 件

(合計)

16 件+ 3 件=19 件

・24 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 64,556 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 41 件÷建築物件数
4,304 件×黒字法人率 29.7%×税制の制度利用率 7.1%=14 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 64,556 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 3 件÷建築物件数 4,304
件×黒字法人率 29.7%×税制の制度利用率 7.1%= 1 件

(合計)

14 件+ 1 件=15 件

・25 年度実績

(貯留施設)

全国の建築物件数 65,847 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 63 件÷建築物件数
4,571 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 7.1%=18 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 65,847 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 0 件÷建築物件数
4,571 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 7.1%= 0 件

(合計)

18 件+ 0 件=18 件

(注) 上記の各年度における計算式は簡易的に示したものであり、建築物の区分ごとに同計算式でそれぞれ算出したものを合計しているため、端数処理等の関係により合計値と一致しない場合がある。

⑤ 僅少・偏りの状況 (評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明)

本税制は、民間事業者 (個人事業者を含む。) が宅地開発又は市街地再開発する際に、任意に設置する一定規模以上の雨水貯留浸透利用施設を広く対象とするものであることから、適用対象者が特定の者に偏るものではない。なお、昨年度及び本年度のアンケートにより、対象事業者は、集合住宅事業、オフィスビル事業、製造業 (工場)、物流センター事業、ショッピングセンター事業、鉄道事業、宅地造成事業などを営む者であり、幅広い業種の事業者が対象となっていることを確認している。

⑥ 適用数等の将来予測 (評価書中 8①「適用数等」欄への補足説明)

平成 26 年度の適用数の推計は以下のとおり。

(貯留施設)

全国の建築物件数 59,905 件×税制適用対象建築物件数 (アンケート) 40 件÷建築物件数
3,141 件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 14.2%=31 件

(浸透施設)

全国の建築物件数 59,905 件×税制適用対象建築物件数(アンケート) 4 件÷建築物件数 3,141
件×黒字法人率 28.1%×税制の制度利用率 14.2%=4 件

(合計)

31 件+ 4 件=35 件

また、平成 27 年度及び 28 年度は、別紙「雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の適用件数・減収額の推計」2. 制度を見直した場合の適用件数・減収額の推計 (1) 適用件数・減収額の推計 ①適用件数の推計を参照。

⑦ 減収額の実績把握 (評価書中 8②「減収額」欄への補足説明)

平成 10 年度から 25 年度の実績は、以下の例に示すとおり算定している。

・平成 10 年度実績

(貯留施設)

適用件数 26 件×設置費用 17.2 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 34.5%=1.5 百万円

・11 年度実績

(貯留施設)

適用件数 24 件×設置費用 17.2 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 30%=1.2 百万円

・12 年度実績

(貯留施設)

適用件数 26 件×設置費用 17.2 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 30%=1.3 百万円

・13 年度実績

(貯留施設)

適用件数 25 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.00966×法人税率 30%=1.6 百万円

・14 年度実績

(貯留施設)

適用件数 24 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.3 百万円

・15 年度実績

(貯留施設)

適用件数 43 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=2.3 百万円

・16 年度実績

(貯留施設)

適用件数 15 件×設置費用 21.7 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.8 百万円

・17 年度実績
(貯留施設)
適用件数 20 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.2 百万円
(浸透施設)
適用件数 2 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円
(合計)
1.2 百万円+0.1 百万円=1.3 百万円

・18 年度実績
(貯留施設)
適用件数 15 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.9 百万円
(浸透施設)
適用件数 3 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.2 百万円
(合計)
0.9 百万円+0.2 百万円=1.1 百万円

・19 年度実績
(貯留施設)
適用件数 20 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.2 百万円
(浸透施設)
適用件数 3 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.2 百万円
(合計)
1.2 百万円+0.2 百万円=1.4 百万円

・20 年度実績
(貯留施設)
適用件数 14 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.8 百万円
(浸透施設)
適用件数 1 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円
(合計)
0.8 百万円+0.1 百万円=0.9 百万円

・21 年度実績
(貯留施設)
適用件数 15 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=0.9 百万円
(浸透施設)
適用件数 2 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円
(合計)
0.9 百万円+0.1 百万円=1.0 百万円

・22 年度実績
(貯留施設)
適用件数 17 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.1 百万円
(浸透施設)
適用件数 2 件×設置費用 9.0 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.1 百万円
(合計)
1.1 百万円+0.1 百万円=1.2 百万円

・23 年度実績
(貯留施設)
適用件数 16 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 30%=1.0 百万円
(浸透施設)
適用件数 3 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 30%=0.3 百万円
(合計)
1.0 百万円+0.3 百万円=1.3 百万円

・24 年度実績
(貯留施設)
適用件数 14 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 25.5%=0.7 百万円
(浸透施設)
適用件数 1 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 25.5%=0.1 百万円
(合計)
0.7 百万円+0.1 百万円=0.8 百万円

・25 年度実績
(貯留施設)
適用件数 18 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 25.5%=0.9 百万円
(浸透施設)
適用件数 0 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 25.5%=0 円
(合計)
0.9 百万円+0 円=0.9 百万円

⑧ 減収額の将来予測（評価書中 8②「減収額」欄への補足説明）
平成 26 年度の減収額の推計は以下のとおり。
(貯留施設)
適用件数 31 件×設置費用 24.1 百万円×割増償却率 0.0083×法人税率 25.5%=1.6 百万円
(浸透施設)
適用件数 4 件×設置費用 15.1 百万円×割増償却率 0.025×法人税率 25.5%=0.4 百万円
(合計)
1.6 百万円+0.4 百万円=2.0 百万円

また、平成27年度及び28年度は、別紙「雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の適用件数・減収額の推計」2. 制度を見直した場合の適用件数・減収額の推計（1）適用件数・減収額の推計②減収見込額の推計を参照。

別紙

雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の適用件数・減収額の推計

⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）

「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（28年度）まで減少することを目標としている。平成25年度の実績として約5.0万戸まで減少しており、目標の達成に向けて着実に成果が出ている。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本税制は制度創設以降、平成25年度までに減収額として19.9百万円の実績があり、26年度以降も更なる減収が見込まれる。

「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（28年度）まで減少すること目標としている。平成25年度の実績は約5.0万戸であり、目標の達成に向けて着実に減少していることから、税収減を是認するような効果が確認されていると考える。

⑪ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③<<税収減を是認するような効果の有無>>欄への補足説明）

本税制は制度創設以降、平成25年度までに減収額として19.9百万円の実績があり、26年度以降も更なる減収が見込まれる。

「過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数」を約6.1万戸（平成23年度）から約4.1万戸（28年度）まで減少すること目標としており、25年度の実績は約5.0万戸であり、目標の達成に向けて着実に減少している。

しかし、近年いわゆるゲリラ豪雨が多発し、特に土地利用が高度化し、人口や財産が集中している都市部においては浸水リスクがこれまでに高まってきている。

このため、今回、対象区域及び特例割合を見直し、雨水貯留利用施設の設置をより促進することで、近年のゲリラ豪雨対策に対応した浸水対策が実現されることとなるため、税収減は是認されると考える。

1. 単純延長の場合の適用件数・減収額の推計

(1) 適用件数の推計方法

①民間企業が設置した雨水貯留浸透利用施設の数を推計するために、任意のアンケート調査（以下「アンケート」という。）を実施した。

②アンケート回答社が完工した建築物件数に対する税制適用対象建築物件数から、全国の制度適用件数を推計。

「制度適用件数」＝「建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数（注1）（ただし、建築主が会社等である鉄筋系建築物のみ）×アンケートでの税制適用対象建築物件数（注2）÷アンケートでの建築物件数×黒字法人率（注3）×税制の制度利用率（注4）」

（注）1 建築物の用途別分類ごとの全国の建築物件数：

「建築着工統計調査」（国土交通省総合政策局情報政策本部建設経済統計調査室作成）による。

なお、税制の適用が見込まれる建築物は、事実上鉄筋系（鉄筋鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造）に限られ、また、建築主が会社等の建築物に制度の利用が見込まれるという前提を置いている。

2 アンケートでの税制適用対象建築物件数：

アンケート回答において、税制の適用対象施設を設置していた建築物の件数である。

3 黒字法人率：

国税庁公表「会社標本調査」の「法人企業の状況」に記載されている「欠損法人の割合」を逆の意味に解したもの。平成25年度以降については、まだ数字が公表されていないため、平成20～24年度の黒字法人率の平均値（28.1%）を用いた。

4 税制の制度利用率：

「民間事業者に対する雨水貯留浸透利用施設に関するアンケート調査（平成25年5月実施）」において、本件税制について「内容を含めて知っている」と回答した者の割合である7.1%を用いた。

(2) 平成27年度及び28年度の制度適用件数と減収見込額の推計（貯留施設）

①制度適用件数の推計

直近5年間（平成21～25年）のアンケート結果に、今後の制度PR効果と「雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）」の成立の背景となった雨水利用の気運の向上による制度利用率の増加を見込み、平成27年度及び28年度の貯留利用施設の適用件数を推計。

平成27年度：61件（制度利用率28.4%）

平成28年度：121件（制度利用率56.8%）

②減収見込額の推計

「減収見込額」＝「制度適用件数×1件当たり設置費用（注1）×割増償却率（注2）×法人税率（注3）」

平成27年度の減収見込額＝61件×2,414万円×0.0083×0.255＝約311万円

平成28年度の減収見込額＝121件×2,414万円×0.0083×0.255＝約618万円

（注）1 1件当たり設置費用：アンケートの結果から算出。

2 割増償却率：0.083×10%＝0.0083（耐用年数30年、定率法）

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）

別表第1「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）

岸壁、栈橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び下水道」に該当。

別表第8「定率法の償却率 耐用年数（年）30年」に該当。

3 法人税率：25.5%

（3）平成27年度及び28年度の制度適用件数と減収見込額の推計（浸透施設）

①制度適用件数の推計

直近5年間（平成21～25年）のアンケート結果に、今後の制度PR効果による制度利用率の増加を見込み、平成27年度及び28年度の浸透施設の適用件数を推計。

平成27年度：8件（制度利用率28.4%） 平成28年度：12件（制度利用率56.8%）

②減収見込額の推計

「減収見込額」＝「制度適用件数×1件当たり設置費用（注1）×割増償却率（注2）×法人税率（注3）」

平成27年度の減収見込額＝8件×1,506万円×0.025×0.255＝約77万円

平成28年度の減収見込額＝12件×1,506万円×0.025×0.255＝約115万円

（注）1 1件当たり設置費用：アンケートの結果から算出。

2 割増償却率：0.250×10%＝0.0250（耐用年数10年、定率法）

減価償却資産の耐用年数等に関する省令

別表第1「構築物 舗装道路及び舗装路面 アスファルト敷又は木れんが敷のもの」に該当。

別表第8「定率法の償却率 耐用年数（年）10年」に該当。

3 法人税率：25.5%

（4）適用件数及び減収見込額の推計結果

平成27年度 適用件数 69件 減収見込額 約388万円

平成28年度 適用件数 133件 減収見込額 約733万円

（5）平年度の減収見込額の推計結果

平成27年度及び28年度の2年間における減収見込額の平均値として算出
（388万円〔平成27年度〕＋733万円〔平成28年度〕）÷2＝561万円

2. 制度を見直した場合の適用件数・減収額の推計

（1）適用件数・減収額の推計

①適用件数の推計

下水道法の改正により創設される予定の特定地域都市浸水被害対策計画の対象地域は、ゲリラ豪雨に対し、民間の協力を得ながら必要な対策を行うことが合理的である区域、具体的にはターミナル駅周辺地区等を想定して検討しているところであり、当該区域には、予算制度として現在実施している下水道浸水被害軽減総合事業の対象地域（全国69市区）が該当することとなることを想定している。

このうち、平成27年度には、官民が連携した浸水対策のニーズがある5市区の民間建築物の貯留施設の設置状況及び見直し等を踏まえ、各市区6件程度（うち、個別ビル等の貯留施設（貯留能力300m³規模）が施設全体の約8割、再開発ビル等の大規模貯留施設（貯留能力3,000m³規模）が施設全体の約2割）が特定地域都市浸水被害対策計画の対象に位置付けられ、税制優遇の適用対象となると想定した。

また、平成28年度には制度周知の向上等により、10市区での策定がなされると想定した。

②減収見込額の推計

＝税制適用件数×1件当たり貯留施設整備費用×割増償却率×法人税率

平成27年度＝（24件×1,000万円〔300m³〕＋6件×10,000万円〔3,000m³〕）×0.0166×0.255＝約356万円

平成28年度＝（48件×1,000万円〔300m³〕＋12件×10,000万円〔3,000m³〕）×0.0166×0.255＝約711万円

（注）1 税制適用件数（上記1.①参照）

1 市区当たり6件と推計（建築物の着工実績データを基に、対象地区での建築数を推計）。5市区×6件＝30件と推計。

このうち、約2/3の24件が300m³、約1/3の6件が3,000m³と推計。

2 貯留施設の1件当たり整備費用

過去のアンケート結果を基に、300m³：1,000万円、3,000m³：10,000万円と算出。

3 割増償却率 0.083×20%＝0.0166（耐用年数30年、定率法）

4 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）

別表第1「構築物 コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）
岸壁、栈橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び下水道」
に該当。

別表第8「定率法の償却率 耐用年数（年）30年」に該当。

5 法人税率 25.5%

(2) 適用件数及び減収見込額 まとめ

平成27年度 適用件数30件 減収額356万円

平成28年度 適用件数60件 減収額711万円

(3) 平年度の減収見込額の推計結果

平成27年度及び28年度の2年間における減収見込額の平均値として算出
(356万円 [平成27年度] + 711万円 [平成28年度]) ÷ 2 = 534万円

3. 平年度の増収見込額

▲534万円 [制度改正後] - ▲561万円 [制度改正前] = +27万円

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充 (国税26)(法人税:義)
2	要望の内容	民間事業者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度(5年間1割増償却)について、対象区域を特定地域都市浸水被害対策計画(仮称)に定める区域に、対象施設を雨水貯留利用施設に見直し、割増償却率を2割に拡充した上で、適用期限(平成27年3月31日)を2年間延長する。
3	担当部局	水管理・国土保全局下水道部、治水課、水資源部水資源政策課、住宅局建築指導課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 税制創設 貯留施設 規模要件 貯水容量100m3以上 平成11年度 2年延長 平成13年度 2年延長、 規模要件 貯水容量100m3以上→200m3以上 平成14年度 償却率1.2割増→1割増 平成15年度 2年延長 平成16年度 特定都市河川流域における貯留施設について、 規模要件 貯水容量200m3以上→100m3以上 平成17年度 2年延長 貯留施設 規模要件 貯水容量200m3→300m3以上 浸透施設 浸透性舗装規模要件3,000m2以上を追加 平成19年度 2年延長 平成21年度 2年延長 平成23年度 2年延長 浸透性舗装規模要件3,000m2以上→5,000m2以上 平成25年度 2年延長
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日までの2年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 本制度の政策目的は雨水貯留利用施設の整備促進による浸水被害の軽減である。 近年、台風や前線による災害のほか、とりわけ都市部ではいわゆる「ゲリラ豪雨」による浸水被害が多発するようになってきている。ゲリラ豪雨は、局地的・短時間・高強度(降雨強度100mm/h以上も多い)に雨が降ることが特徴で、総雨量は小さくてもピーク雨量は非常に大きく、発生場所等の予測が困難で被害軽減のための事前の対応が取りにくい。ため、これまでも地下空間の利用者や水路工事従事者に犠牲者が生じているところである。 一方、下水道は、概ね時間雨量50mmを整備目標として整備されてきていることから、都市部にひとたびゲリラ豪雨(例えば、時間雨量100mm)が降れば、下水道へ排水能力を超える雨水が流出し、浸水被害が発生する可能性が高く、追加的な下水道の整備のみで対応することは、現実的には非常に困難な状況にある。 このようなゲリラ豪雨による浸水被害の発生を減少させるためには、浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、下水道の整備のみでは浸水被害の防止が困難な地域について、民間による雨水貯留利用施設の整備を促進し、分散型の流出抑制対策を推進する必要がある。

	<p>地方公共団体では、下水道の整備とあわせて、学校の校庭や公園等を活用して雨水貯留利用施設の設置等を進めているところもあるが、利用できる敷地は限られることから、公共による対策のみでは不十分であり、民間の協力が不可欠である。</p> <p>公共による下水道の整備とあわせて、民間が設置する雨水貯留利用施設の設置を進めることで、どこで発生するか予測しにくいゲリラ豪雨による浸水被害の解消という政策目標の早期達成に寄与することができるものである。</p> <p>また、雨水貯留利用施設は、雨水の利用にも資するものであるが、雨水の利用を推進することは、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するものであり、ひいては、浸水被害の解消につながるものである。(本年4月には、議員立法により「雨水の利用の推進に関する法律」が成立し、5月1日に施行された。)</p> <p>本制度は、雨水貯留利用施設の設置について税によるインセンティブを民間に付与し、その整備促進を図り、浸水被害防止の一層の促進を図るものである。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定) 第2章 社会資本整備のあるべき姿 2.各プログラムの内容 プログラム1. 災害に強い国土・地域づくりを進める ○ 実施すべき事業・施策 〔水害〕(流域の特性等を踏まえた様々な水害対策) 「近年の都市部及び都市周辺地域の開発の進行に伴う河川への流出量の増大等に対してピーク流量を減少させるため、流域貯留施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備を推進する。」 〔温暖化への適応〕(温暖化により激甚化するゲリラ豪雨等の豪雨災害への対応) 「河川の流下能力や下水道による雨水排除能力等を着実に向上させていくとともに、道路・公園等の公共施設や市役所・学校・公営住宅等の公的施設、民間施設等での雨水貯留浸透施設の整備の促進、地表面の緑化等による被覆面の改善などの取組により、保水・遊水機能を向上させ、市街地から河川や下水道への雨水の流出量の抑制を図る。」</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進するに包含</p>
<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度の向上を図ることを目標とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 約6.1万戸(H23年度)→約4.1万戸(H28年度)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本税制がインセンティブとなり雨水貯留利用施設の設置が促進されることで、雨水の流出を緩和・削減し、治水安全度の向上に寄与している。</p>

<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>H10年度:26件1.5百万円、H11年度:24件1.2百万円、H12年度:26件1.3百万円、H13年度:25件1.6百万円、H14年度:24件1.3百万円、H15年度:43件2.3百万円、H16年度:15件0.8百万円、H17年度:22件1.3百万円、H18年度:18件1.1百万円、H19年度:23件1.4百万円、H20年度:15件0.9百万円、H21年度:17件1.0百万円、H22年度:19件1.2百万円、H23年度:19件1.3百万円、H24年度:15件0.8百万円、H25年度:18件0.9百万円、H26年度:35件2.0百万円(見込み)、H27年度:30件3.6百万円(見込み)、H28年度:60件7.1百万円(見込み)</p> <p>本件税制は事業者等が設置する一定規模以上の雨水貯留利用施設を広く対象としているものであり、適用が特定の者に偏るものではない。</p> <p>【積算根拠】 国土交通省水管理・国土保全局が民間企業に対して行った雨水貯留利用施設に関するアンケート調査結果を元に推計。平成27年度、平成28年度については下水道浸水被害軽減総合事業の実績を元に推計。 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、本税制は「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、アンケート調査を行った。 ※H10～H26の適用数等について、アンケート調査では本税制の対象地域となる3大都市圏、人口30万人以上の地域の全てを網羅していないため、推計値として算出</p>
	<p>② 減収額</p>	<p>H10年度:1.5百万円、H11年度:1.2百万円、H12年度:1.3百万円、H13年度:1.6百万円、H14年度:1.3百万円、H15年度:2.3百万円、H16年度:0.8百万円、H17年度:1.3百万円、H18年度:1.1百万円、H19年度:1.4百万円、H20年度:0.9百万円、H21年度:1.0百万円、H22年度:1.2百万円、H23年度:1.3百万円、H24年度:0.8百万円、H25年度:0.9百万円、H26年度:2.0百万円(見込み)、H27年度:3.6百万円(見込み)、H28年度:7.1百万円(見込み)</p> <p>【積算根拠】 計算法:適用件数×1件当たり設置費用×割増償却率×法人税率 ※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」において、本税制は「特定再開発建築物等の割増償却」の内数として記載されているため、アンケート調査を行った。 ※H10～H26の減収額について、アンケート調査では本税制の対象地域となる3大都市圏、人口30万人以上の地域の全てを網羅していないため、推計値として算出</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～平成28年度) 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数 平成23年度 約6.1万戸 → 平成24年度 5.6万戸 本税制により、民間による雨水貯留利用施設は着実に設置されるなど、政策目標「水害等災害による被害の軽減」等の達成に向けて、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度の向上を図るべく取り組みが進められており、また業績指標の実績からも着実に整備が進んでいるところである。</p>

		<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成23年度～平成28年度）</p> <p>上記政策目標の実現状況は、ハード・ソフト、公共・民間による包括的な対策により達成されているものであり、本件税制の効果は、それら達成状況の一部に包含されて発現している。</p> <p>本件税制により雨水貯留利用施設の整備促進が図られることにより、流域からの雨水の流出量が緩和・削減され、過去10年間に浸水被害を受け、未だ浸水のおそれのある地域の治水安全度を向上させるものである。</p> <p>社会資本整備重点計画において、過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数について、平成28年度までに約4.1万戸にする目標を掲げているところ、平成24年度時点の実績は約5.6万戸であり、政策目標の達成に向けて着実に減少している。</p> <p>また、昨今のゲリラ豪雨等を踏まえて、公共の対策のみでは不十分な地区について税によるインセンティブを増やすことにより、浸水対策をより効果的に推進することが可能である。</p>
		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成27年度～平成28年度）</p> <p>本件税制が延長されなかった場合、税制による促進効果がなくなることで対策効果が失われ、その結果、床上浸水被害家屋の減少への寄与度が減少することになる。本政策目的は河川整備・下水道整備等の施策と相まって効果を発現するものである。</p>
		<p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成27年度～平成28年度）</p> <p>本税制を措置することにより、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画（仮称）に定める区域内の雨水貯留利用施設の設置について整備促進を図ることができる。これにより近年の気候変動等によるゲリラ豪雨等のリスクに対応する雨水の集中的な流出の抑制に寄与することが期待される。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>民間が設置する雨水貯留利用施設は、浸水被害軽減という公共の用に資するものであり、支援措置が必要である。仮に公共が雨水貯留利用施設を設置するにしても、都市部では土地利用が高度化しており、公共が新たに土地を取得して施設を設置する場合には用地取得も含めて事業費がかさみ、整備にも時間を要することになる。一方、民間が商業施設やマンション等を設置する際に雨水貯留利用施設の導入を促進する本件税制は、上記のとおり公費負担が少ないにも関わらず、浸水対策を効果的に発現させることが可能となることから、租税特別措置による対応が妥当である。</p> <p>本件は割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく効率的である。</p>
		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>○ゲリラ豪雨等による浸水被害のおそれがあるにもかかわらず、下水道整備等による従来型のハード整備を行うことが困難な都市部においては、特に雨水貯留利用施設により浸水被害対策を進める必要性が高い。</p> <p>○本件税制は、民間事業者等の雨水貯留利用施設の設置・管理に伴う経済的負担を軽減するものであり、必要最小限のものである。</p>

		<p>○予算補助については、社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金により、地方公共団体が整備する雨水貯留利用施設及び下水道施設の整備を支援しているが、本特例は、民間事業者が行う施設整備を支援するものである。</p> <p>○また、下水道法の特定地域都市浸水被害対策計画（仮称）に定める区域内で、民間事業者が建築物で貯留施設等を建設する場合に国庫補助を行う予定であるが、これは数少ない大規模な施設に限定することを予定しており、一定規模以下の施設については、本件税制により裾野の広い設置の推進を図ることで、地区内の浸水対策の効果を発現する必要がある。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税に関係しない
10	有識者の見解	<p>○国土交通省政策評価基本計画に基づき、平成21年度に下記の政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を評価書として取りまとめたところ。</p> <p>（1）政策レビュー結果（評価書）名 「総合的な水害対策－特定都市河川浸水被害対策法の施行状況の検証－」（平成22年3月国土交通省）</p> <p>（2）政策レビュー評価書取りまとめに当たって意見聴取を行った有識者</p> <p>小幡 純子 （上智大学法科大学院院長） 城戸 由能 （京都大学防災研究所准教授） 小池 俊雄 （東京大学大学院工学系研究科教授） 重川 希志依 （富士常葉大学大学院環境防災研究科教授） 清水 義彦 （群馬大学大学院工学研究科教授）</p> <p>（3）具体的提言等 評価書31頁11～14行目 局地的集中豪雨による浸水被害が頻発するなかで、これまでの取り組みを一層推進し、各戸貯留浸透施設等住民による自助・共助の取り組みを組み合わせる必要がある。 同・31頁32～36行目 今後、人口減少下で活力を維持し、限られた財政のなかで、合意形成を図りながら、ハード対策、法規制に自助、共助の取り組み等を加えたソフト対策及び既成市街地対策等を行政と民間を含めた住民が一体となって総合的な水害対策に取り組むことが重要であり、これらに対応した対策を検討していくべきである。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成24年9月（平成25年度税制改正要望時）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	船舶に係る特別償却制度の延長	府省名	国土交通省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり	<input type="checkbox"/> 把握なし		○
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		◎
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

＜外航船舶＞

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（我が国商船隊の輸送比率）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

＜内航船舶＞

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標（CO2排出削減率、NOx排出削減率及び年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合）は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。

＜外航船舶＞

⑤ 本租税特別措置等の適用数等が想定外に僅少でないことについて、本租税特別措置等の適用数等の所期（制度創設時又は前回延長要望時）の想定が示されていないため、所期に想定していた適用数等を示して説明する必要がある。

(3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、過去における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

＜外航船舶＞

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「平成25年度には、我が国商船隊の輸送比率の目標値である約10%を達成できた」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

＜内航船舶＞

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「CO2排出削減率は達成目標が16%減のところ11%減に留まった」等と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の税収減を是認するような効果を説明するために用いる次の点検項目が適切に説明されていないため、将来における税収減を是認するような効果を適切に説明する必要がある。

<外航船舶>

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「将来において目標（日本商船隊の輸送比率約10%）を実現すると予測される」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

<内航船舶>

- ⑥ 本租税特別措置等の適用者数及び適用額の将来推計について、「内航海運業に係る税制利用状況調査」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用者数及び適用額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用者数及び適用額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「内航海運業に係る税制利用状況調査」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「CO₂及びNO_x排出削減量が增大する」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標の達成状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

<外航船舶>

前回要望時（平成24年度）における目標である26年度までに、日本商船隊からのCO₂排出量10%削減（16年度比）については、25年度までに9.2%削減されており、26年度末には達成できない見込み。新造船について22%（平成22年度比）のNO_xを削減することについては、25年度新造船においては、22%の削減を達成している。また、我が国商船隊の輸送比率を平成26年度までおおむね10%を維持することについて、25年度時点においては、約10%を達成している。引き続き、環境負荷低減の要請に応えつつ、我が国の安定的な国際海上輸送を確保するために、本租税特別措置を実施し、世界の国際海上輸送のうち我が国商船隊の輸送比率約10%を確保し続けることを目標とする。

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）

<内航船舶>

目標達成時期が当該延長期間を超えているのは、法定耐用年数により、環境に優しい船舶の取得及びリプレースされることを考慮し、目標達成期間を設定したものである。なお、延長要望期間中の達成目標としては、平成28年度までにCO₂排出量を19%の削減を行うこと（16年度比）、NO_xの排出量を新造船について22%の削減を行うこと（22年度比）及び年間建造隻数に占める環境負荷低減船等の隻数割合を32%以上にする（28年度時点）としている（平成27年度税制改正要望書に記載されております）。

- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

<外航船舶>

船舶は年間建造隻数が限られており、過去の実績数が想定外に僅少であるとは言えない。

- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

<外航船舶>

平年度の対象隻数及び適用者数を本措置の利用実績（過去3年間平均）から求めたもの。

- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

<外航船舶>

平年度の対象隻数及び適用者数を本措置の利用実績（過去3年間平均）から求めたもの。

- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）

<外航船舶>

将来において目標（日本商船隊の輸送比率約10%）を実現していると予測される。

⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

<外航船舶>

減収額の基となる船舶の取得価額は、船種及びサイズはもとより、市場に大きく左右されるため、減収額をもって達成目標を一義的に判断するのは困難である。一方、本制度の利用隻数は毎年一定程度存在するため、右の観点から減収額に増減はあるものの、適当な測定指標と政策（本制度の活用）により、目標（日本商船隊の輸送比率約10%）を実現していることから、過去における税収減を是認する効果があるといえる。

⑫ 税収減是認の効果の将来見込み（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

<外航船舶>

減収額の基となる船舶の取得価額は、船種及びサイズはもとより、市場に大きく左右されるため、減収額をもって達成目標を一義的に判断するのは困難である。一方、本制度の利用隻数は毎年一定程度存在するため、右の観点から減収額に増減はあるものの、適当な測定指標と政策（本制度の活用）により、将来において目標（日本商船隊の輸送比率約10%）を実現すると予測されることから、将来における税収減を是認する効果があるといえる。

⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

<内航船舶>

補助金による支援は多額の国庫負担を伴うことに対し、本租税特例措置は「課税の繰延」であることから、環境に優しい船舶の建造を促進する支援策としては、本租税特別措置による支援が必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	船舶に係る特別償却制度の延長 (国税14)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	(外航船舶) 【延長要望】 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直した上で、適用期限を延長する。 【特例措置の内容】 外航日本船舶・・・特別償却率 18/100 外航日本船舶以外の船舶・・・特別償却率 16/100 対象要件:設備・性能要件において、 ① 新造船の設計・建造時に算定するエネルギー効率設計指標は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、平成27年1月1日以降に契約した新造船に義務付けられる二酸化炭素排出規制につき規制開始時に比べ12%以上効率改善する。 なお、二酸化炭素排出規制前に建造した船舶、二酸化炭素排出規制対象外船舶及び平成25年1月1日以降平成27年1月1日前に契約した新造船等については、現行の設備要件若しくは性能要件を継続する。 ② パラスト水処理装置を追加する。 (内航船舶) 【延長要望】 船舶に係る特別償却制度の対象要件を見直した上で、適用期限を延長する。 【特別措置の内容】 内航環境低負荷船・・・16/100 高度内航環境低負荷船・・・18/100 対象要件:従来からの設備要件に加え、LED照明器具(船内居住空間に設置するものに限る。)、船舶検査証書において平水区域のうち湖又は川のみを航行区域とする旨の記載のある船舶以外の船舶にあつては、船舶自動識別装置(AIS)を追加する。
3	担当部局	海事局外航課、内航課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和26年度 創設 (外航船舶) 平成19年度 延長 (環境負荷低減設備等の要件を追加) 平成21年度 縮減・延長 (トン数標準税制の適用を受ける法人が取得等をする日本籍船以外の外航船舶に係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ)

		<p>平成23年度 縮減・延長（経営の合理化に著しく資する外航船舶のうち日本船舶以外のものに係る償却割合を16/100(現行18/100)に引き下げ)</p> <p>平成25年度 縮減・延長（トン数標準税制の適用を受ける法人及びその子会社が取得等をする船舶を対象から除外、環境負荷低減設備等の要件を追加)</p> <p>(内航船舶)</p> <p>平成19年度 延長(環境負荷低減設備等の要件の追加)</p> <p>平成21年度 拡充・延長(スーパーエコシップ等の高度環境低負荷船については18%)</p> <p>平成23年度 縮減・延長(推進効率改良型プロペラ設置必須化等の設備要件見直し)</p> <p>平成25年度 縮減・延長(サイドスラスタ設置必須化等の設備要件の見直し)</p>
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成29年3月31日(2年間)
7	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 (外航船舶) 日本商船隊は、船舶運航事業者（オペレーター）が船主（オーナー）から船舶を用船することにより競争力を保ちつつ必要な規模の船隊を確保する構造となっており、オーナーがオペレーターに対し適時適切に船舶を供給することが必要である。船舶特別償却制度は、環境低負荷船への代替を促進することにより、国際海運の環境負荷低減に関する社会的・国際的要請に応えつつ、我が国商船隊を国際競争力ある形で安定的に維持し、安全かつ効率的な輸送サービスの確保を図ることを目的とする。</p> <p>(内航船舶) 内航海運における環境負荷低減をより一層推進していくため、環境性能に優れた船舶への代替建造を推進し、モーダルシフト担い手としてふさわしい競争力のある省エネ型の輸送システム構築を図ることを目的としている。なお、前回の要望時における目標の達成状況について、「省エネ、CO2・NOx排出削減」面では、平成25年度において輸送量及び輸送活動量の増加に伴う燃料消費量の増加により、対平成16年度比によるCO2排出削減率は達成目標が16%減のところ11%減に留まったものの、今後は同期間の達成目標である19%削減への更なる誘導を行うものであるが、平成22年度比によるNOxの削減率にあっては、達成目標削減率である22%減を達成した。</p> <p>また、「環境低負荷船等の普及・促進」面では、平成25年度において、年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合は、達成目標が30%以上(平成26年度時点)であるところ25.3%であり、平成26年度においては当該割合を30%以上に誘導を行う。</p>

		<p>《政策目的の根拠》 (外航船舶) 第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議 「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」 (内航船舶) 総合物流政策大綱(平成25年6月閣議決定) 2. 今後の物流施策の方向性と取組 (2)さらなる環境負荷の低減に向けた取組 5)物流分野における主要なCO2排出減であるトラックをはじめ、船舶、鉄道等各輸送モードの省エネ化、低公害化、天然ガス等へのエネルギー転換を推進する。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>(外航船舶) 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する 業績指標：98 世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合</p> <p>(内航船舶) 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の確保を推進する</p> <p>に包含。</p>
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 (外航船舶) ・CO2削減：平成32年度までに日本商船隊からの排出量を21%の削減を行う(平成16年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む) ・NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減を行う。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。</p> <p>(内航船舶) ① 省エネ化、CO2・NOx排出削減 ・CO2削減：平成32年度までに25%の削減を行う(平成16年度比)</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う。 ②環境低負荷船等の普及・促進 ・年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合35%以上（平成32年度時点） <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 （外航船舶）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CO2削減：平成32年度までに日本商船隊からの排出量を21%の削減を行う（平成16年度比。排出原単位ベース。設備以外の運航効率化も含む） ・NOx削減：新造船について平成23年からの国際海事機関（IMO）二次規制削減率（一次規制値比20%削減）を上回る22%の削減を行う。 ・我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。 <p>（内航船舶）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間内航船舶建造隻数に占める本租税特別措置又は買換特例制度の利用による内航環境低負荷船取得隻数割合 ・対平成16年度比におけるCO2排出削減量の削減割合 ・対平成22年度比における新造船建造についてのNOx排出削減量の削減割合 <p>なお、本租税特別措置等の効果を測定するため新たな測定指標の設定等については、本租税特別措置等を利用した事業者からの「内航海運における税制利用状況調査」等にて、その効果を定性的又は定量的に測定を行っている。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 （外航船舶）</p> <p>我が国の市場経済、貿易活動、国民生活を支える基盤である外航海運の設備投資環境の整備、及び二酸化炭素排出抑制という社会的・国際的要請に対応する船舶の代替建造の促進に寄与する。</p> <p>（内航船舶）</p> <p>既存内航船から内航環境低負荷船への代替が行われることによって地球温暖化対策の推進に寄与。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において、「外航海運における税制利用状況調査」、「内航海運に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。

		<p>（外航船舶）</p> <p>【適用隻数】 （単位：隻数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度 （見込み）</th> <th>H27年度 （見込み）</th> <th>H28年度 （見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶 ＜適用者数＞ （適用額：百万円）</td> <td>2 ＜2＞ (1,815)</td> <td>2 ＜2＞ (2,086)</td> <td>1 ＜1＞ (975)</td> <td>1 ＜1＞ (975)</td> <td>1 ＜1＞ (975)</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶 ＜適用者数＞ （適用額：百万円）</td> <td>52 ＜24＞ (39,345)</td> <td>40 ＜19＞ (28,090)</td> <td>46 ＜22＞ (33,718)</td> <td>46 ＜22＞ (33,718)</td> <td>46 ＜22＞ (33,718)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」を実施 ※H26年度以降については過去の実績をもとに推計 なお、上記2年間47社であることから、特定の者への偏りはない。 （内航船舶）</p> <p>【適用隻数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境低負荷船舶 （適用額：百万円）</td> <td>6 (1,074)</td> <td>5 (1,853)</td> <td>9 (2,509)</td> <td>9 (2,509)</td> <td>11 (1,752)</td> <td>12 (1,911)</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境低負荷船舶 （適用額：百万円）</td> <td>2 (758)</td> <td>3 (2,289)</td> <td>5 (2,310)</td> <td>5 (2,310)</td> <td>6 (1,148)</td> <td>6 (1,148)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運に係る税制利用状況調査」より ※平成26年度以降については過去の実績をもとに推計 ※平成25年度実績において、前回の本租税特別措置に関する政策評価では、内航環境低負荷船舶及び高度内航環境低負荷船舶の合計を10隻と想定しており、その利用隻数が想定を上回っている。 ※通常、一度取得した船舶については長期間使用することから、本租税特別措置の利用が特定事業者に偏るものではなく、上記過去2年間（平成24・25年度）で15社が適用を受けている。 ※利用隻数の推計においては、本租税特別措置を利用した過去の実績トレンド等を根拠とし算出した。</p>		H24年度	H25年度	H26年度 （見込み）	H27年度 （見込み）	H28年度 （見込み）	外航日本船舶 ＜適用者数＞ （適用額：百万円）	2 ＜2＞ (1,815)	2 ＜2＞ (2,086)	1 ＜1＞ (975)	1 ＜1＞ (975)	1 ＜1＞ (975)	外航日本船舶 以外の船舶 ＜適用者数＞ （適用額：百万円）	52 ＜24＞ (39,345)	40 ＜19＞ (28,090)	46 ＜22＞ (33,718)	46 ＜22＞ (33,718)	46 ＜22＞ (33,718)		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	内航環境低負荷船舶 （適用額：百万円）	6 (1,074)	5 (1,853)	9 (2,509)	9 (2,509)	11 (1,752)	12 (1,911)	高度内航環境低負荷船舶 （適用額：百万円）	2 (758)	3 (2,289)	5 (2,310)	5 (2,310)	6 (1,148)	6 (1,148)
	H24年度	H25年度	H26年度 （見込み）	H27年度 （見込み）	H28年度 （見込み）																																				
外航日本船舶 ＜適用者数＞ （適用額：百万円）	2 ＜2＞ (1,815)	2 ＜2＞ (2,086)	1 ＜1＞ (975)	1 ＜1＞ (975)	1 ＜1＞ (975)																																				
外航日本船舶 以外の船舶 ＜適用者数＞ （適用額：百万円）	52 ＜24＞ (39,345)	40 ＜19＞ (28,090)	46 ＜22＞ (33,718)	46 ＜22＞ (33,718)	46 ＜22＞ (33,718)																																				
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度																																			
内航環境低負荷船舶 （適用額：百万円）	6 (1,074)	5 (1,853)	9 (2,509)	9 (2,509)	11 (1,752)	12 (1,911)																																			
高度内航環境低負荷船舶 （適用額：百万円）	2 (758)	3 (2,289)	5 (2,310)	5 (2,310)	6 (1,148)	6 (1,148)																																			
	② 減収額	<p>・租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律に基づく実態調査では、外航船舶、内航船舶及び漁船の合計が記載されており、それぞれを分別できないため、海事局において、「外航海運における税制利用状況調査」、「内航海運に係る税制利用状況調査」を実施し、適用状況の把握を行っている。</p> <p>（外航船舶）</p> <p>【減収見込み】 （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度 （見込み）</th> <th>H27年度 （見込み）</th> <th>H28年度 （見込み）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外航日本船舶</td> <td>463</td> <td>532</td> <td>249</td> <td>249</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>外航日本船舶 以外の船舶</td> <td>10,033</td> <td>7,163</td> <td>8,598</td> <td>8,598</td> <td>8,598</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局外航課による「外航海運における税制利用状況調査」より ※H26年度以降については過去の実績をもとに推計</p>		H24年度	H25年度	H26年度 （見込み）	H27年度 （見込み）	H28年度 （見込み）	外航日本船舶	463	532	249	249	249	外航日本船舶 以外の船舶	10,033	7,163	8,598	8,598	8,598																					
	H24年度	H25年度	H26年度 （見込み）	H27年度 （見込み）	H28年度 （見込み）																																				
外航日本船舶	463	532	249	249	249																																				
外航日本船舶 以外の船舶	10,033	7,163	8,598	8,598	8,598																																				

		<p>(内航船舶)</p> <p>【減収見込み】 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> <th>H25年度</th> <th>H26年度</th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内航環境低負荷船舶</td> <td>285</td> <td>462</td> <td>367</td> <td>367</td> <td>449</td> <td>490</td> </tr> <tr> <td>高度内航環境低負荷船舶</td> <td>132</td> <td>317</td> <td>589</td> <td>589</td> <td>639</td> <td>639</td> </tr> </tbody> </table> <p>※海事局内航課による「内航海運業に係る税制利用状況調査」より ※H26年度以降については過去の実績をもとに推計 ※算出根拠式:平成25年から過去5年の平均取得新造船船価×利用推計隻数((上記適用数等)の利用隻数推計の隻数)×特償率×法人税率</p>		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	内航環境低負荷船舶	285	462	367	367	449	490	高度内航環境低負荷船舶	132	317	589	589	639	639
			H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度															
内航環境低負荷船舶	285	462	367	367	449	490																	
高度内航環境低負荷船舶	132	317	589	589	639	639																	
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》</p> <p>(外航船舶) (分析対象期間:平成24年度~平成28年度) オペレーターが必要とする規模の船舶の供給が可能となる船舶特別償却制度により、日本商船隊の船隊規模の維持・拡大の実現及び環境低負荷船舶の導入促進が可能。</p> <p>(内航船舶) (分析対象期間:平成23年~平成28年) 本租税特別措置により生じるキャッシュフローの確保によって、内航海運事業者の初期投資負担が大幅に軽減されることから、経営体質強化につながり、内航海運事業者の建造意欲を増進させている。また、一定の環境設備要件を組み込んでいることによって、環境への負荷低減に効果的な設備を有する内航環境低負荷船への転換を促進しており、内航海運の安全・安定かつ環境にやさしい効率的な輸送サービスが図られている。</p> <p>なお、定量的な効果・達成目標の実現状況については、上記「必要性等」①「政策目標及びその根拠」欄に記載。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>(外航船舶) (分析対象期間:平成24年度~平成28年度) 平成25年度においては、我が国商船隊の輸送比率の目標値である約10%を達成できた。今後も引き続きその輸送比率を維持することを目標とする。</p> <p>(内航船舶) (分析対象期間:平成23年~平成28年) 内航環境低負荷船の取得時において、船舶特別償却によって生じる手元資金によって、資金調達に係るコスト負担が軽減され、一層の内航環境低負荷船の導入の促進を図ることが可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内航環境低負荷船の増加に伴って、CO₂及びNO_x排出削減量が增大する。 <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>(外航船舶) (分析対象期間:平成27年度~平成28年度) 仮に本制度が認められなかった場合、</p> <p>①オーナーは、船隊整備の際に必要なキャッシュフローを確保できず、保有する船舶の船隊整備を円滑に行うことができなく</p>																						

		<p>なり、安定的に日本商船隊への船舶の供給ができなくなる恐れがあり、日本商船隊の国際競争力の維持・確保に影響を及ぼす。</p> <p>②環境低負荷船舶の普及を妨げることになる。</p> <p>③外航日本船舶建造のインセンティブが失われ、経済安全保障確立の観点から必要最低限外航日本船舶450隻の確保も困難になる。</p> <p>(内航船舶) (分析対象期間:平成27年~平成28年) ・初期投資に必要な手元資金を確保できないため、内航環境低負荷船への代替建造を妨げることになる。 ・内航環境低負荷船への代替建造が進まず、既存船舶による運航が継続することとなるため、CO₂及びNO_x排出削減に関する目標達成が困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>(外航船舶) (分析対象期間:平成24年度~平成28年度) 本租税特別措置は課税の繰延であり、減税額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国庫負担は少なくなる。また、課税の繰り延べによってキャッシュフローが確保されることにより、事業者の船舶に対する再投資の促進が図られる効果や事業者の資金繰りの安定にも効果が高い。</p> <p>本租税特別措置により、船舶の建造サイクルを加速することができ、日本商船隊に対するオーナーの船舶供給維持に大きな効果を及ぼす。これにより日本商船隊の船隊規模の維持・拡大を図り、日本商船隊の国際競争力を強化することができ、船隊規模の拡大を実現することで、約10%である我が国海外航海運企業のシェアを維持することが可能となる。また、経済安全保障を確立するために必要な外航日本船舶450隻の実現を加速化することができる。</p> <p>(内航船舶) (分析対象期間:平成23年~平成28年) 内航船については、CO₂の排出量の多い大型老朽内航船から内航環境低負荷船への代替が効果的に行われていくことによって、内航海運業界全体としての環境低負荷の底上げを図っていくことが可能となる。</p> <p>また、減収額957百万円(平成25年度)に対して、CO₂排出削減率を平成32年度までに25%の削減を行い、(平成16年度比)、また、NO_x削減率にあっても、新造船について平成23年からの国際海事機関(IMO)二次規制削減率(一次規制値比20%削減)を上回る22%の削減の実現に寄与していることから、税収額は是認する効果が認められる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>(外航船舶) 本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、より大きな規模の船舶投資がなされるという制度であり、政策目的を実現するために有効な手段であるとともに、課税の繰延であるため国庫負担も小さく、必要最小限の措置として妥当性を有する。</p> <p>なお、国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易一般協定(内国民待遇※)に抵触するおそれがあることから、本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※…他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサ</p>

		<p>ービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>本租税特別措置により生じるキャッシュフローを原資として、より大きな規模の船体投資がなされるという制度であるが、課税の繰延であり在庫負担も小さいことから、政策目的を実現するための必要最小限の措置である。また、環境トップランナー支援の対象となる厳格な環境設備要件を満たす必要があることから、対象船舶(総トン数300G/T以上)に対しての適用隻数が僅少であるとは言えず、妥当であると考えられる。</p>
	<p>② ① 他 の 支 援 措 置 や 義 務 付 け 等 と の 役 割 分 担</p>	<p>(外航船舶)</p> <p>外航海運業に対する支援措置として以下のとおり役割分担が明確化されており、これらの制度の効果が相俟って、外航日本船舶を中核とした日本国商船隊の国際競争力の強化を図っている。</p> <p>これらの制度の充実の必要性については、第169回国会「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(法律第53号)審議」における附帯決議では、「船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン税以外の税制(中略)の充実等により、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。」とされており、本措置はこれを実現するものとして相当性を有するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶特別償却制度・買換特例制度：外航海運事業者の再投資の促進 ・国際船舶の固定資産税軽減措置：外航海運事業者の船舶保有コストの低減 ・国際船舶の登録免許税の税率軽減措置：外航海運事業者の船舶取得時の負担低減 <p>なお、規制、補助金等はない。</p> <p>(内航船舶)</p> <p>内航船舶取得の支援策として、3つの租税特別措置が併存。中小企業投資促進税制は中小零細事業者の船舶取得を支援、買換特例制度は船価の高騰時における船舶の代替の促進を目的としていることに対して、本租税特別措置は、環境負荷低減の技術革新等諸要件に対応した船舶の普及・促進を目的としており、明確な役割分担がなされている。</p>
	<p>③ ① 地 方 公 共 団 体 が 協 力 す る 相 当 性</p>	<p>地方税に関係しない</p>
<p>10</p>	<p>有識者の見解</p>	<p>—</p>
<p>11</p>	<p>前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成24年9月</p>

環境省

番号	制度名
環境省	
環境01	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置
環境02	投資法人に係る税制優遇措置の拡充
環境03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
環境04	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）
環境05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
環境06	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長
環境07	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）
環境08	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	府省名	環境省
税目	法人税、所得税、法人住民税、事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税4)(法人税:義、所得税:外)(地方税5)(法人住民税、事業税:義)
2	要望の内容	【新設】 国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。 法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。 また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。 (※)「国立研究開発法人」とは、平成27年4月施行の改正独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第3項に定める法人をいう。
3	担当部局	総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	初の要望となる。 平成26年度の税制改正要望においては、今回の要望とは一部異なる研究開発力強化法に規定する研究開発法人を対象として、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設及び個人寄附に係る税額控除の導入を文部科学省等とともに要望。
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国立研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。 《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、国立研究開発法人に対しては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充し、自立的な事業活動を促進するとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することが必要である。 このため、国立研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要であり、この観点について、「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)では、各法人への寄附付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めることとされている。 さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発

		力強化に関する提言(中間報告)』(平成25年5月14日)では、総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争を勝ち抜く方策について検討が重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」と明示されている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	9. 環境政策の基盤整備 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発 「科学技術イノベーション総合戦略2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。 指定寄附金化について、本年6月に成立した改正独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義づけられることとなった。さらに、その名称から、国を代表して、研究開発を行う公的機関であることも端的に示されることになるなど、国の科学技術イノベーションを担うことが明確化された。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが2年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、国立研究開発法人への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。 環境基本計画(平成24年4月閣議決定)においては、「国や地方公共団体は、…環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」と記載されている。
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約1,662百万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の法人に対する寄附金収入の伸び率」を比較することにより、本租

			<p>税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による国立研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>国立研究開発法人に移行予定の31法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される</p> <p>法人：508法人 個人：1,136人</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う適用見込数の試算について」を参照。</p>
		② 減収額	<p>国立研究開発法人に移行予定の31法人において、</p> <p>国税：平年度 105 地方税：平年度 39</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <p>※推計方法は、別添の「国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う減収見込額の試算について」を参照。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 租税特別措置等により、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、国立研究開発法人の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間：平成27年度～29年度) 減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが十分に期待・予測できる。</p> <p>この結果、144百万円の税収減となるものの、国立研究開発法人が得られる寄附金額の増は475百万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。</p> <p>(※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額1,187百万円が、1.4倍に増加するものとして試算</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国立研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定しがたく、本租税特別措置によることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>国立研究開発法人においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて国立研究開発法人に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの国立研究開発法人への寄附を拡充することができる。</p> <p>－双方の資金が相まって、国立研究開発法人は、幅広いイノベーション創出に貢献することが可能となる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>国立研究開発法人については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。国立研究開発法人の寄附収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
適用見込数の試算について

$$2,153 \text{ 法人} \times 23.6\% = 508 \text{ 法人}$$

508 法人であると推計される。

【適用見込数】

○指定寄附金化に伴う適用見込数

508 法人

○税額控除の導入に伴う適用見込数

1,136 人

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果（平成24年度分）に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附件数の平均である1,196件（※1）をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して、年間の適用事業者の見込数を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21: 1,210件、H22: 1,201件、H23: 1,205件、H24: 1,218件、H25: 1,148件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

（適用事業者の見込数）

$$1,196 \text{ 件} \times 1.8 = 2,153 \text{ 法人}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

（寄附金支出額に占める損金不算入額の割合）

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. 2. から算出された2,153法人のうち、3. で算出された割合である23.6%が、国立研究開発法人に対する寄附事業者のうち損金不算入となっているもの（つまり、本要望の措置の適用を受けるもの）と仮定して、指定寄附金化による適用事業者は、

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標本調査結果（平成24年度分）を基に、寄附控除の申告を行った納税者（計：426,927人）について、所得階級毎の人数から適用見込数を計算した。（表1・表2参照）

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	—
b	～300万円	32,372	18.1%	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	い
d	～800万円	25,735	14.4%	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	か
合計		178,850		

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件(※1)をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定(※2)して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、適用見込数を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附件数は、H21: 19件、H22: 239件、H23: 224件、H24: 2,446件、H25: 1,440件

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率と同様の増加があると仮定

予想寄附者数 : 874件 × 1.8 = 1,573人 となる。

3. 予想寄附者のうち税額控除を選択することになる人数(適用見込数)については、
 ・ 表中a(表2の「一」に該当)の階層は、所得税非課税のため除外、
 ・ g(表2の「か」に該当)については、税額控除を選択しても減税とならない(税額控除率と所得税率が40%と同率)ため除外、
 よって、残りのb~fの階層が税額控除を選択すると仮定して、適用見込数を算出する。

$$1,573 \text{ 人} \times \left(\frac{18.1\%}{b} + \frac{15.7\%}{c} + \frac{14.4\%}{d} + \frac{5.9\%}{e} + \frac{18.1\%}{f} \right) = 1,136 \text{ 人}$$

以上より、1,136人が適用見込数となる。

国立研究開発法人への寄附に係る税制措置に伴う
減収見込額の試算について

【減収見込額(総額)】

○指定寄附金化に伴う減収見込額

129百万円(国税:90百万円、地方税:39百万円)

○税額控除の導入に伴う減収見込額

15百万円(国税のみ)

【①指定寄附金化】

1. 国立研究開発法人への寄附は、広く一般から寄附を募ることから、過去5年間の寄附実績を参考としつつ、国税庁の会社標本調査結果(平成24年度分)に基づき試算した。

2. 国立研究開発法人に移行する予定である31法人に対する法人寄附について、過去5年間の寄附額の平均である1,018,583千円(※1)をもとに、イノベーション創出促進に向けた寄附募集努力により、1.4倍に寄附額が増加すると仮定(※2)して、年間の法人寄附金見込額を算出する。

(※1) 年度ごとの寄附金額は、H21: 592,762千円、H22: 678,682千円、H23: 1,362,756千円、H24: 960,711千円、H25: 1,498,003千円

(※2) 税額控除導入後の学校法人への寄附金の増加率と同様の増加があると仮定

(法人寄附金見込額)

$$1,018,583 \text{ 千円} \times 1.4 = 1,426,016 \text{ 千円 (約 } 1,426 \text{ 百万円)}$$

3. 会社標本調査結果によれば、寄附を行った全法人の寄附金支出額は675,516百万円であり、このうち、利益を計上し、かつ損金算入限度額を超えて寄附を行った法人の損金不算入額は159,330百万円である。

(寄附金支出額に占める損金不算入額の割合)

$$159,330 \text{ 百万} \div 675,516 \text{ 百万円} \times 100 = 23.6\%$$

4. これらをもとに、国立研究開発法人に移行予定の31法人に係る減収見込額を算定する。

○ 国税分

・法人税 $1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 25.5\% (\text{税率}) \doteq \underline{85.8 \text{ 百万円}}$

・地方法人税 $85.8 \text{ 百万円} \times 4.4\% \doteq \underline{3.8 \text{ 百万円}}$

※ 税額は、法人税額の4.4% (平成26年10月1日以降)。

○ 地方税分

・法人住民税 $85.8 \text{ 百万円} \times 12.9\% \doteq \underline{11.1 \text{ 百万円}}$

※ 税率は、総務省指定の率。

・事業税

(A. 法人事業税所得割 (収入割) の減収額)

$1,426 \text{ 百万円} \times 23.6\% \times 5.3\% \doteq 17.8 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

(B. 地方法人特別税の減収額)

$17.8 \text{ 百万円} \times 54.7\% \doteq 9.7 \text{ 百万円}$

※ 税率は、本措置が外形及び外形外法人に適用されるものとして、総務省指定の率を採用。

AとBの合計を事業税の減収額とする。

$17.8 \text{ 百万円} + 9.7 \text{ 百万円} \doteq \underline{27.5 \text{ 百万円}}$

5. 以上、減収見込み額 (指定寄附金化による) は、以下の通り。

○ 国 税： $85.8 \text{ 百万円} + 3.8 \text{ 百万円} \doteq \underline{90 \text{ 百万円}}$

○ 地方税： $11.1 \text{ 百万円} + 27.5 \text{ 百万円} \doteq \underline{39 \text{ 百万円}}$

【②税額控除の導入】

1. 国税庁の申告所得税標準調査結果 (平成24年度分) を基に、寄附控除の申告を行った納税者 (計：426,927人) について、所得階級毎の人数及び寄附金控除額から一人当たりの平均寄附金額を計算した。(表1参照)

<表1>

	所得階級	人数(人)	割合(%)	寄附金控除額(百万円)	1人あたり寄附額(推計)(円)	表2の対応
a	～150万円	12,257	6.9%	384	33,329	—
b	～300万円	32,372	18.1%	1,213	39,471	あ
c	～500万円	28,131	15.7%	1,435	53,011	い
d	～800万円	25,735	14.4%	1,810	72,332	う
e	～1,000万円	10,535	5.9%	937	90,942	え
f	～2,000万円	32,433	18.1%	4,253	133,132	お
g	2,000万円～	37,387	20.9%	18,319	491,983	か
合計		178,850		28,349		

(※1) 小数点以下の計算により、合計額と控除額とが一致していないところがある
(※2) 1人あたり寄附額(推計)＝寄附金控除額／人数＋2,000円

<表2>

	課税対象となる所得の額	所得税の計算方式
あ	～195万円	5%
い	195万円～330万円	10%－97,500円
う	330万円～695万円	20%－427,500円
え	695万円～900万円	23%－636,000円
お	900万円～1800万円	33%－1,536,000円
か	1800万円～	40%－2,796,000円

2. 課税対象となる所得の額に応じて決められた所得税率を基に（表2参照）、所得控除方式と税額控除方式（2,000円を超える寄附について40%控除）による差額、すなわち税額控除をした場合の減税効果を算出する。

（計算式）

税額控除額 － 所得控除額 ＝ 各所得階層1人当たりの減収見込額

a → 所得税非課税と想定（基礎控除等で課税されないため）

$$b \quad [\{ (39,471 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (39,471 - 2,000) \times 0.05 \}] = 13,115 \text{ 円}$$

$$c \quad [\{ (53,011 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (53,011 - 2,000) \times 0.1 \}] = 15,303 \text{ 円}$$

$$d \quad [\{ (72,332 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (72,332 - 2,000) \times 0.2 \}] = 14,066 \text{ 円}$$

$$e \quad [\{ (90,942 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (90,942 - 2,000) \times 0.23 \}] = 15,120 \text{ 円}$$

$$f \quad [\{ (133,132 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (133,132 - 2,000) \times 0.33 \}] = 9,179 \text{ 円}$$

$$g \quad [\{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \} - \{ (491,983 - 2,000) \times 0.4 \}] = \underline{\hspace{1cm}} 0 \text{ 円}$$

※gは、差額0円

国立研究開発法人に移行する予定の31法人に対する個人寄附について、過去5年間の平均件数である874件（※1）をもとに、税額控除の導入に伴うインセンティブ付与及び寄附募集努力により、1.8倍に寄附件数が増加すると仮定（※2）して31法人分の予想寄附者数を算出し、<表1>の寄附者数の分布に当てはめ、1人当たりの減収見込額をかけて合計し、減収見込額を算出する。

（※1）年度ごとの寄附件数は、H21：19件、H22：239件、H23：224件、H24：2,446件、H25：1,440件

（※2）税額控除導入後の学校法人への寄附件数の増加率（1.8倍）と同様の増加があると仮定

予想寄附者数：874 × 1.8 ≒ 1,573（人）となる。

したがって、所得に階級に応じた減収見込額は以下のように求められる。

a → 所得税非課税のため算出しない

$$b \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 13,115 \text{ 円} = 3,734,011 \text{ 円}$$

$$c \quad (1,573 \text{ 人} \times 15.7\%) \times 15,303 \text{ 円} = 3,779,244 \text{ 円}$$

$$d \quad (1,573 \text{ 人} \times 14.4\%) \times 14,066 \text{ 円} = 3,186,118 \text{ 円}$$

$$e \quad (1,573 \text{ 人} \times 5.9\%) \times 15,120 \text{ 円} = 1,403,242 \text{ 円}$$

$$f \quad (1,573 \text{ 人} \times 18.1\%) \times 9,179 \text{ 円} = 2,613,381 \text{ 円}$$

g → 減収が発生しないため算出しない

以上より、b～fを合計した 14,715,996円 ≒ 15百万円が減収見込額となる。

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	府省名	環境省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば目標を達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「税収減はないと見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用者数の将来推計が定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、適用者数が定量的に予測されていない適切な理由を明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等による達成目標の実現状況の将来推計について、「再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないもの、今後設立が見込まれる」と説明されているが、効果が予測されていないため、その効果を明らかにした上で、達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注1 背景にある政策の今日的な「合理性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

注2 補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」欄への補足説明）
 本租税特別措置の達成目標がインフラファンド組成に係るインセンティブの向上であり、組成されるインフラファンドが本措置を制度存続の前提としていることを踏まえると、本件措置が適用される投資法人数よりも適切な測定指標の設定は困難である。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
 税制上の不利益を被ることのないようにするためには、本租税特別措置が最も費用対効果が高く、かつ市場を歪めないものであり、他の政策手段は実質的に想定し難い。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
 同一の目的である他の措置はない。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	投資法人に係る税制優遇措置の拡充 (国税5)(法人税:義)
2	要望の内容	投資法人に係るベイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備について、設備取得の期間を平成29年3月末までに限定するとの要件等を撤廃すること(拡充)。
3	担当部局	環境省総合環境政策局環境経済課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来の特定資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様税制上の優遇措置を受けられるよう、平成26年度税制改正にて措置された。
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 再生可能エネルギー発電設備の普及、環境ファイナンスによる民間投資等を促進すること。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第二 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ2: クリーン・経済的なエネルギー需給の実現 (3) 新たに講ずべき具体的施策 再生可能エネルギーについては、中長期的な自立化を目指し、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進する。 ●「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)(抜粋) 第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 (4) 地球環境への貢献 地球温暖化対策として、(中略)再生可能エネルギーの着実な拡大及びそのために必要な基盤整備、環境ファイナンスによる民間投資促進等を通じた排出削減対策、(中略)等に取り組む。 ●「低炭素設備・施設の普及に向けた提言」(自由民主党環境部会低炭素設備・施設普及に関するPT、平成26年6月12日)(抜粋) 3. 融資を円滑化する金融の環境整備 (1) 再生可能エネルギー分野 投資ピークルと投資家に対する二重課税を排し、再生可能エネルギー事業に投資する金融商品を十分に魅力的なものとする事も重要との指摘もある。 投資家に投資インセンティブを付与する税制の検討も重要である。

		② 政策体系における政策目的の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8-1. 経済のグリーン化の推進
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることのないようにし、インフラファンド組成のインセンティブを向上させること。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 本件措置が適用される投資法人数 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本拡充措置により、投資法人が再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする場合でも、税制上の不利益を被ることがなくなり、インフラファンド組成のインセンティブが向上し、再生可能エネルギー発電設備の普及等の促進に繋がる。
		① 適用数等	新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。
8	有効性等	② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれ、再生可能エネルギー発電設備の一層の普及等が期待される。
			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 現状、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人は設立されていないものの、今後設立が見込まれる。
			《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 本拡充措置が実現されなければ、再生可能エネルギー発電設備を主たる投資対象資産とする投資法人が税制上の不利益を被ることとなり、インフラファンド組成の妨げとなる。
			《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年4月～平成29年3月) 税収減はないと見込まれる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	政策の達成目標の実現に際し、効率的(新たな財政上の措置が不要)な措置であり、要望している措置は妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	税収減は生じないと考えられるので、相当である。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	環境省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり		<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税6)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>ーオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 <p>ー総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。</p>
3	担当部局	環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>9. 環境政策の基盤整備</p> <p>9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画(平成23~27年度)(平成23年8月閣議決定)</p> <p>II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現</p> <p>5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革</p> <p>(1)科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化</p> <p>②産学官の「知」のネットワーク強化</p> <p>「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」V. 社会とともに創り進める政策の展開</p> <p>4. 研究開発投資の拡充</p> <p>「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究</p>

		<p>開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p> <p>○環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定） 第2部 今後の環境政策の具体的な展開 第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 第2項 グリーンイノベーションの推進 3. 施策の基本的方向 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改定2014）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>○利用実績（うち中小企業分(資本金1億円以下)） ①減収額実績（うち、税法上の中小企業分） ＜総額型＞ 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円)</p>

		<p>平成24年度 3,017億円(42億円) 平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み) 平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>＜中小企業技術基盤強化税制＞ 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円) 平成25年度 278億円(275億円)(見込み) 平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円) 平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み) 平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数 ＜総額型＞ 平成22年度 2,611(504) 平成23年度 2,793(705) 平成24年度 3,297(842) 平成25年度 3,636(972)(見込み) 平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>＜中小企業基盤強化税制＞ 平成22年度 4,029(4,026) 平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>＜オープンイノベーション型＞ 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照) ※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答し</p>
--	--	--

た企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)
 (平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)
 なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。

平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)
 平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円
 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円

※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)
 平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円

平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。

○将来推計(平成27年度)
 ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円
 ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円
 ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円
 試算根拠:別紙②参照

	適用企業数	適用金額(百万円)
平成28年度		
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円
平成29年度		
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	29,541百万円
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円

※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。
 ※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。

(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
 (総額型控除上限20%→30%適用企業)
 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
 【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

			<p>② 減収額</p> <p>○減収額実績（うち中小企業分（資本金1億円以下））</p> <p><総額型> 平成22年度 3,337億円(16億円) 平成23年度 2,848億円(45億円) 平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円(164億円) 平成23年度 224億円(222億円) 平成24年度 212億円(209億円)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円(0億円) 平成23年度 0.4億円(0.1億円) 平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計 平成27年度 総額型 ▲562億円 オープンイノベーション型 ▲27億円 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算) ※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字と比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成26年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。) ※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は</p>
--	--	--	---

			<p>売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することを通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。 * 民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																												
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																												
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																												
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																												
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																												
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																												
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																												
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																												
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																												

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

＜今後の達成予測＞
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
 加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

＜税収減を是認するような効果の有無＞(分析対象期間:平成19年～平成29年)
 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
 上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)

円)

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③税収効果:約927億円

・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③税収効果:約44億円

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき 我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。
 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。

妥当性等	<p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。(参考)</p> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を激化。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみは少ない。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは少ない。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th colspan="4">主要国の研究開発税制の動向</th> </tr> <tr> <td>英国</td> <td>恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加拠入金率引き上げ (201→20%) 2008→2012 中小企業向け追加拠入金率引き上げ (50% → 75%; 2008fy → 100%; 2011fy → 125%; 2012fy) 2013 大企業向けの総額控除制度の導入</td> <td>1999年時点 総額型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の総額控除の新設</td> <td>1999年時点 増加型 現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久措置 ※重点分野は 制限措置 租税特別制限法</td> <td>2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術開発)に対する総額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以下は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野: 総額型 ②非重点分野: 総額型 ※増加型と総額型の選択制</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>現行制度 総額型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>期限措置 国内歳入法</td> <td>※2014年3月に公表された予算案では、総額控除制度の恒久化及び控除率の引き上げについて記載。</td> <td>1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※: 増加型と総額型の特性をもった制度。</td> </tr> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は 2.4%であり、OECD平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオ</p>	主要国の研究開発税制の動向				英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金率引き上げ (201→20%) 2008→2012 中小企業向け追加拠入金率引き上げ (50% → 75%; 2008fy → 100%; 2011fy → 125%; 2012fy) 2013 大企業向けの総額控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 総額型	仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の総額控除の新設	1999年時点 増加型 現行制度 総額型	韓国	恒久措置 ※重点分野は 制限措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術開発)に対する総額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以下は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野: 総額型 ②非重点分野: 総額型 ※増加型と総額型の選択制	中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型	米国	期限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、総額控除制度の恒久化及び控除率の引き上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※: 増加型と総額型の特性をもった制度。
主要国の研究開発税制の動向																									
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加拠入金率引き上げ (201→20%) 2008→2012 中小企業向け追加拠入金率引き上げ (50% → 75%; 2008fy → 100%; 2011fy → 125%; 2012fy) 2013 大企業向けの総額控除制度の導入	1999年時点 総額型 現行制度 総額型																						
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の総額控除の新設	1999年時点 増加型 現行制度 総額型																						
韓国	恒久措置 ※重点分野は 制限措置 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術開発)に対する総額控除の新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以下は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 総額型と増加型の選択 現行制度 ①重点分野: 総額型 ②非重点分野: 総額型 ※増加型と総額型の選択制																						
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新築の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度 総額型																						
米国	期限措置 国内歳入法	※2014年3月に公表された予算案では、総額控除制度の恒久化及び控除率の引き上げについて記載。	1999年時点 総額型とハイブリッド型の選択制 現行制度 ハイブリッド型※ ※: 増加型と総額型の特性をもった制度。																						

		<p>オープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

別紙①

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30% の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20% を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20% 超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4 \div 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 310 \text{ 百万円}$$

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32 \div 64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{ 社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長
			<input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題	
租税特別措置等の合理性					
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか		<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし		
租税特別措置等の有効性					
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	○	
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 把握なし	◎
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし		◎
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし		○
⑧ 減収額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし		
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input type="checkbox"/> 予測あり		<input checked="" type="checkbox"/> 予測なし		※
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		○
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		○
租税特別措置等の相当性					
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし		
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の目標達成時期が、その延長期間を超えて「再生可能エネルギーについては、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準（2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%（1,414億kWh）及び2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割（2,140億kWh）を更に上回る水準の導入を目指す」と設定されているが、その理由が示されていないため、当該理由を明示する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少ではないことについて、過去の実績に言及されておらず、所期の想定との比較が不十分なため、適切に説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

- ⑪ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ④ 本租税特別措置等の適用件数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数及び適用額を記載し、所期の見込みと乖離している場合には、乖離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用件数の過去の実績について、資源エネルギー庁ホームページ（URL）と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

[将来の見込み]

- ⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額に言及せず税収減を是認するような効果が「即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用件数の将来推計について、「…太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込み数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算」と算定に用いた数値の出典が示されているが、適用件数の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、適用件数について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

＜点検結果表の別紙＞

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
算定根拠については、資源エネルギー庁ホームページ「再生可能エネルギー発電設備の導入状況等について」（http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html）より運転開始件数を採用。
- ⑤ 僅少・偏りの状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成25年度要望当時、太陽光及び風力の適用事業者数については、24年1,821件、25年2,291件を想定していたところ、固定価格買取制度に基づく運転開始件数（事業者数は把握できず）は想定数を上回っている。また、本税制措置の利用者について、財務省公表の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」によれば、製造業、建設業、サービス業、不動産業等幅広い業種で比較的均等に利用実績があり、特定の者に偏っていない。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）
平成27年度の適用件数（見込み）は103,068件。算定根拠は、太陽光は平成25年度と同程度の導入数、風力は事業者の運転開始見込数（固定価格買取制度の認定申請時のデータ）をそれぞれ算出し、合算。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）
達成目標を102億kWhとした場合、平成25年度は22.5億kWhを導入と試算している。同様に平成26年度及び27年度を試算すると、以下のとおり。
太陽光：平成26年度、27年度とも25年度と同程度の74億kWh
風力：平成26年度 $27.2 \text{ 万 kWh} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 4 \text{ 億 8 千万 kWh}$
27年度 $20.2 \text{ 万 kWh} \times 24 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \times 0.2 = 3 \text{ 億 5 千万 kWh}$
平成26年度：78億8千万kWh $\times 30\% = 23.6 \text{ 億 kWh}$
平成27年度：77億5千万kWh $\times 30\% = 23.2 \text{ 億 kWh}$
したがって、 $[75 \text{ 億 kWh} + 78 \text{ 億 8 千万 kWh} + 77 \text{ 億 5 千万 kWh}] \times 30\% = 69.4 \text{ 億 kWh}$
目標値102億kWhに対して、本税制措置により3年間で69.4億kWhの導入が予測される。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長(グリーン投資減税) (国税7)(法人税:義、所得税:外)
2	要望の内容	○次の設備の即時償却の適用期限を1年間延長する(平成28年3月末まで)。 ・太陽光発電 ・風力発電
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成23年度 創設 (対象期間は平成23年6月30日から平成26年3月31日まで) 平成24年度 一部改正 太陽光発電設備及び風力発電設備のうち、固定価格買取制度の認定を受けていて、かつ、一定の発電容量以上の設備について、即時償却を創設した。 (平成24年5月29日から平成25年度3月31日までの1年間) 平成25年度 拡充・延長 ①太陽光発電設備(10kW以上)、風力発電設備(1万kW以上)の7%税額控除(中小企業者)又は即時償却について、コージェネレーション設備を対象に追加する。 ②ハイブリッド建設機械、電気自動車、電気自動車専用急速充電器等の7%税額控除(中小企業者)又は30%特別償却について、新たに中小水力発電設備、下水熱利用設備、定置用蓄電設備、LED照明、高効率空調、高断熱窓を対象設備に追加する。 適用期限を、①は平成27年3月31日まで、②については平成28年3月31日までの措置とする。 平成26年度 縮減 熱電併給型動力発生装置、熱併給型動力発生装置、高効率複合工作機械、ハイブリッド建設機械、高効率電気式誘導加熱炉、断熱強化型工業炉、高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置、ガス冷房装置、高断熱窓設備、水蓄熱式冷凍機組込型空気調和機、高効率照明設備を対象から削除する。
6	適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに延長
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 グリーン投資減税は、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」及び「新成長戦略」を踏まえ、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭

		<p>素設備や、再生可能エネルギー設備への投資(グリーン投資)を重点的に支援する制度として創設され、平成23年6月30日に施行された。省エネ効果・CO2削減効果の高い設備に対する投資を促進し、低炭素社会の構築を実現することを目的としたものである。</p> <p>震災以降の原子力発電停止による火力発電の増加に伴い、温室効果ガス排出量は2010年度から2年で約7%増加している。加えて、原発依存度を可能な限り低減させていく、という政権の方針の下、再生可能エネルギー導入の推進は極めて重要である。本年4月11日に閣議決定された新たな「エネルギー基本計画」においても、再生可能エネルギーについて、「2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進」と掲げられており、その目標値については、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指」すとされている。再生可能エネルギーの導入を最大限加速するためにも、他の施策と同様に本税制措置が必要。</p> <p><太陽光発電> 太陽光は2012年7月に開始された固定価格買取制度(FIT)により導入が進んだが、今後は①メガソーラー用地減少による中小規模へのシフト、②適地減少による追加費用発生、等を背景に導入ペースが鈍化する可能性もある。このような状況下で、今後も中小企業者等から再エネ全体の牽引役である太陽光発電への積極的投資を促すには、初期費用軽減効果の高い措置が必要である。</p> <p><風力発電> FIT開始と同時期に大規模風力発電設備が環境アセス法の対象に追加されたこと(環境アセスの手続きには3~4年の期間が必要)、及び地域的に脆弱な送電網の問題等が要因となり、1万kW以上の風力の導入実績は年間25万kW程度から5万kW程度に停滞。風力は大規模開発すれば火力並みの発電コスト(10円/kWh)が可能のため、今後の再エネの主たる担い手として重要であり、即時償却を延長することで、事業者に対し引き続き支援を行う必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 平成26年4月11日に閣議決定された今次エネルギー基本計画では、「再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく」こと、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指」すことを明記。</p> <p>※2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」「(2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は13.5%(1,414億kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億kWh))。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	1. 地球温暖化対策の推進 1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制
③	達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 先般閣議決定されたエネルギー基本計画における、再生可能エネルギーの開発・利用を最大限加速化、を実現する。

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>将来のエネルギーミックスに関しては、省エネルギーの取組の進展、再生可能エネルギーの導入状況、原発再稼働の状況、海外からの資源調達コストの状況、高効率火力の技術開発の見通しなどを見極めて示すこととしているが、再生可能エネルギーについては、「これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準(※)を更に上回る水準の導入を目指すことをエネルギー基本計画に明記。</p> <p>※2009年8月に策定した「長期エネルギー需給見通し(再計算)」(2020年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は最大導入ケースにおいて13.5%(1,414億kWh))及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」(2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割(2,140億kWh))。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本措置により、設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)がはかられ、再生可能エネルギーの導入が更に促進する。</p>
8	有効性等	①: 適用数等	<p>適用件数</p> <p>平成24年度(実績) 17,410件 平成25年度見込み 103,064件 平成26年度見込み 103,074件</p> <p>※FITによる認定を受けて運転を開始した件数又は開始が見込まれる件数(太陽光10kW以上及び風力1万kW以上)</p>
		②: 減収額	<p>平成23年度 232億円 平成24年度 271億円</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※グリーン投資減税の対象設備全体の減収額。上記適用実態調査結果にはグリーン投資減税とエネ革税制の両方が記載されているので、あわせて示す。</p>
		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成25年)</p> <p>再生可能エネルギー導入量は順調に増加しており、その推移は下記のとおり。</p> <p>再生可能エネルギー累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 1,860万kW 2012年度 2,242万kW 2013年度 2,960万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p> <p>太陽光発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 531万kW 2012年度 728万kW 2013年度 1,432万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p>

			<p>風力発電累積導入量(設備容量:kW)</p> <p>2011年度 256万kW 2012年度 264万kW 2013年度 269万kW</p> <p>(出典:資源エネルギー庁新エネルギー小委員会資料)</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年)</p> <p>グリーン投資減税の創設当時、目標で示された「再生可能エネルギー導入量の約1%」を「2030年の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合21%(長期エネルギー需給見通し)」の内の1%であるとする、達成すべき数値は以下のとおり。</p> <p>2,140億kWh÷21=102億kWh</p> <p>これを平成25年度から平成27年度の3年間で達成することとしている。平成25年度の導入実績を発電電力量に換算すると以下のとおり。</p> <p>太陽光:704万kW×24時間×365日×0.12=74億kWh 風力:5万kW×24時間×365日×0.2=8,700万kWh</p> <p>上記約75億kWhのうちグリーン投資減税の直接的な寄与度はアンケート結果等より約3割と想定されることから、75億kWh×0.3=22.5億kWh</p> <p>従って、3年間のうち最初の1年では目標の約22%を達成した状況といえる。今後はより一層の加速的導入が必要である。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年度)</p> <p>上記計算結果から、平成25年度の即時償却の効果は22億kWhと見込まれることから、仮に本税制が拡充・延長されない場合には、同程度の発電電力量が導入されないことが想定される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度~平成25年度)</p> <p>本措置により太陽光及び風力発電設備等のエネルギー環境負荷低減推進設備等への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。平成25年度の委託調査でFIT認定事業者に対して実施したアンケート結果によると、事業者の約4割がグリーン投資減税を投資インセンティブとして重視しており、特に即時償却の効果としてはFIT開始後から平成25年度末までに約27,000件、約4,000億円の投資誘因効果があったと試算できるため、今後も同程度の効果が見込まれる。</p>

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	エネルギー関連投資の促進支援は広く事業者全般を対象とすべきものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず利用可能な税制による措置をもって進めることが適切である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制は補助金との併用が認められていない。よって、補助金と本税制とで対象設備が重複することはない。 また、固定価格買取制度と本税制措置との関係では、固定価格買取制度はランニングコスト支援、税制は設備導入にかかる初期負担軽減(キャッシュフロー改善)と役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	-
10	有識者の見解		-
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 24 年 8 月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	環境省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし		

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】
 本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税6)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	総合環境政策局総務課環境研究技術室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p>

		<p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率を変更する仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p>

	<p>3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国</p> <p>(3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>9. 環境政策の基盤整備 9-3 環境問題に関する調査・研究・技術開発</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 (3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の発展の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ② 産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>

		<p>○環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定） 第2部 今後の環境政策の具体的な展開 第1節 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 第2項 グリーンイノベーションの推進 3. 施策の基本的方向 「国や地方公共団体は、・・・環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させる。」</p>										
	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。 あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（日本再興戦略改訂2014） また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることに、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>										
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <table border="1"> <tr> <td>平成20年度</td> <td>4,899件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>3,807件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>4,530件</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>5,290件</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>5,528件</td> </tr> </table>	平成20年度	4,899件	平成21年度	3,807件	平成22年度	4,530件	平成23年度	5,290件	平成24年度	5,528件
平成20年度	4,899件											
平成21年度	3,807件											
平成22年度	4,530件											
平成23年度	5,290件											
平成24年度	5,528件											

<p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○国税利用実績</p> <p>①減収額実績（）内が中小企業者分（資本金1億円以下）</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円（16億円） 平成23年度 2,848億円（45億円） 平成24年度 3,017億円（42億円） 平成25年度 4,618億円（48億円）（見込み） 平成26年度 4,618億円（48億円）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円（164億円） 平成23年度 224億円（222億円） 平成24年度 212億円（209億円） 平成25年度 278億円（275億円）（見込み） 平成26年度 278億円（275億円）（見込み）</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円（0億円） 平成23年度 0.4億円（0.1億円） 平成24年度 0.6億円（0億円） 平成25年度 0.6億円（0億円）（見込み） 平成26年度 0.6億円（0億円）（見込み）</p> <p>②適用事業者（法人）数</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 2,611（504） 平成23年度 2,793（705） 平成24年度 3,297（842） 平成25年度 3,636（972）（見込み） 平成26年度 3,636（972）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p>

<p>平成22年度 4,029（4,026） 平成23年度 4,603（4,585） 平成24年度 4,706（4,686） 平成25年度 5,430（5,412）（見込み） 平成26年度 5,430（5,412）（見込み）</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 91（28） 平成23年度 91（27） 平成24年度 100（32） 平成25年度 100（32）（見込み） 平成26年度 100（32）（見込み）</p> <p>○地方税影響額実績</p> <p>平成23年度 43億円 平成24年度 43億円 平成25年度 43億円（見込み） 平成26年度 43億円（見込み）</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査（国税庁）」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査（大企業）」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査（財務省）」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。（別紙②参照）</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。（別紙①参照） （平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。）</p> <p>なお、オープンイノベーション型の中小企業の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み（平成26年度要望時の見込みは、上乗</p>
--

		<p>せ分（増加型、高水準型）の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度見込み <ul style="list-style-type: none"> 3,783件 12,032百万円（国税） 3,783件 2,082百万円（地方税） ・平成25年度見込み <ul style="list-style-type: none"> 3,783件 12,594百万円（国税） 3,783件 2,179百万円（地方税） <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果（財務省） 平成24年度（実績） 5,528件 25,064百万円（国税）</p> <p>※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省） 平成24年度（実績） 影響額 4,252万円（地方税）</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計 平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額>（別紙①、別紙②参照） 件数 3,636（972） 事業年度 461,786百万円（4,801百万円） <地方税における減収額>（別紙③参照） 事業年度 619百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額>（別紙①、別紙②参照） 件数 5,430（5,412） 事業年度 27,846百万円（27,509百万円） <地方税における減収額>（別紙③参照） 事業年度 3,549百万円 ・オープンイノベーション型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額>（別紙①、別紙②参照） 件数 373（115） 事業年度 2,749百万円（310百万円） <地方税における減収額>（別紙③参照）
--	--	--

		<p>事業年度 40百万円</p> <p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 3,636（972） 事業年度 475,640百万円（4,945百万円） <地方税における減収額> 事業年度 638百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 5,430（5,412） 事業年度 28,681百万円（28,334百万円） <地方税における減収額> 事業年度 3,655百万円 ・オープンイノベーション型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 373（115） 事業年度 2,831百万円（319百万円） <地方税における減収額> 事業年度 41百万円 <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 3,636（972） 事業年度 489,909百万円（5,093百万円） <地方税における減収額> 事業年度 657百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 5,430（5,412） 事業年度 29,541百万円（29,184百万円） <地方税における減収額> 事業年度 3,765百万円 ・オープンイノベーション型 <ul style="list-style-type: none"> <国税における減収額> 件数 373（115） 事業年度 2,916百万円（329百万円） <地方税における減収額>
--	--	--

事業年度 42百万円

※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
(総額型控除上限20%→30%適用企業)
平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0

化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3
卸売業	11	5
小売業	3	3
運輸通信公益事業	4	0
サービス業	13	8
その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

1. 減収額について

○地方税における減収額
影響額実績
平成20年度 43億円
平成21年度 23億円
平成22年度 30億円
平成23年度 43億円
平成24年度 43億円
【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」
平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】

(参考) 国税における減収額
減収額実績(うち、税法上の中小企業分)
平成20年度 2,881億円(246億円)
平成21年度 2,565億円(131億円)
平成22年度 3,726億円(174億円)
平成23年度 3,395億円(234億円)
平成24年度 3,952億円(223億円)

○増加型・高水準型における減収額
減収額実績
平成20年度 2.4億円
平成21年度 1.0億円
平成22年度 1.7億円
平成23年度 2.1億円
平成24年度 2.3億円
(参考) 減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)

平成20年度	178億円(14億円)
平成21年度	133億円(6億円)
平成22年度	224億円(10億円)
平成23年度	232億円{増加型116億円、高水準型116億円}(12億円)
平成24年度	266億円{増加型173億円、高水準型93億円}(14億円)
【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」	
平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】	
(減収額の算出方法)	
「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。	
2. 利用実績について	
国税及び地方税における中小企業利用実績	
平成20年度	4,899件
平成21年度	3,807件
平成22年度	4,530件
平成23年度	5,290件
平成24年度	5,528件
【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」	
平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】	
○増加型利用実績	
平成23年度	1,228件
平成24年度	1,447件
○高水準型利用実績	
平成23年度	83件
平成24年度	81件
【平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】	
(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。	

○将来推計	
平成27年度	
総額型	▲562億円(▲12.4億円)
オープンイノベーション型	▲27億円(▲3.1億円)
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)	
※平成27年度推計の根拠	
総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)	
※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)	
なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。	

③ 効果・達成目標の実現状況

＜政策目的の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

○主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の8カ国
（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）

リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準（第 1 位）に押し上げることができるものと考えられる。

＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに民間の研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。
* 民間の研究開発費の対 GDP 比率の目標
官民合わせた目標（4%以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対 GDP 民間研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48

イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の8カ国
（出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」）

＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成 26 年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限（法人税額の 30%）の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第 1 位）の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

＜税収減を是認するような効果の有無＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33 倍）及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029 億円。（平成 24 年度総額型実績 301673 百万円×2.33 倍＝702898 百万円）同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成 24 年度における研究開発投資押し上げ額は、99 億円（平成 24 年度影響額 4,252 百万円×2.33）。また押し上げ効果として、平成 24 年度の 12.2 兆円（平成 24 年度実績）は約 5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対 GDP 民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置（30%）の延長（平成 28 年度まで）
現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された 3 年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充（恒

	<p>久措置) ・控除率の大幅引上げ（5倍程度）及び控除上限の別枠化（法人税の10%） ・特別試験研究費の範囲の拡大（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化） 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <p>・平成27年度減収見込額 562億円（総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分）（中小企業者：12.4億円）【地方税：1.6億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,309億円（中小企業者：29億円）【地方税 3.7億円】 ↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（562億円分（中小企業者：12.4億円）が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ①GDP押上げ効果：5,627億円（中小企業者：124億円）【地方税：16億円】 ②雇用創出効果：約6.7万人（中小企業者：約1,500人）【地方税：約190人】 ③税収効果：約927億円（中小企業者：約20億円）【地方税：約2.6億円】</p> <p>・平成27年度減収見込額 27億円（オープンイノベーション型の抜本拡充分）（中小企業者：3.1億円）【地方税0.4億円】 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 63億円 ↓ GDP 押上げ効果（マクロモデルによる計算） ・単年度の減収（27億円分（中小企業者：3.1億円）が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす ①GDP押上げ効果：270億円（中小企業者：31億円）【地方税：4億円】 ②雇用創出効果：約0.3万人（中小企業者：約340人）【地方税：約44人】 ③税収効果：約44億円（中小企業者：約5.1億円）【地方税：約0.7億円】</p> <p>さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、</p>
--	---

	<p>9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。 ③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスビルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>（参考）</p> <div data-bbox="1480 941 2103 1005" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○左図は研究開発税制の拡大競争を要する。 ○OECD加盟国と比較すると、1999年当時は研究開発税制適用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制適用国27ヶ国のうち増加型のみは少ない。 ○なお、OECD加盟の主要国（中国、ロシア、シンガポール、台湾）においても、現在増加型のみは少ない。</p> </div> <table border="1" data-bbox="1480 1013 2103 1316"> <caption>主要国の研究開発税制の動向</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>税制</th> <th>概要</th> <th>1999年時点</th> <th>2013年時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英国</td> <td>恒久増量 法人税減</td> <td>2008 大企業向け研究開発費減率を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け研究開発費減率を引上げ（10%→15%） 2013 大企業向け研究開発費減率の導入</td> <td>1999年時点 総額型 増進型</td> <td>増進型 増進型</td> </tr> <tr> <td>仏国</td> <td>恒久増量 フランス税法</td> <td>2018 産官の協働に加え、中小企業が製造的な技術開発に際して一定の支出に対して20%の税額控除の導入</td> <td>1999年時点 増進型 増進型</td> <td>増進型 増進型</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>恒久増量 減率点分野村 税制増進 租税特別措置法</td> <td>2008 産官分科（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する研究開発費の増進 2013 半導体業の減率を下げ、優遇控除率を適用 （注）は、大企業と別取 ※2014年9月に公布された新研究開発法では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 増進型と増進型の増進 増進型</td> <td>増進型 増進型 増進型 増進型 増進型</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>恒久増量 法人所得控除</td> <td>2015 対企業側に課税の減中・管理費用等削減の研究・開発に課税する風評を改善する措置</td> <td>1999年時点 増進型 増進型</td> <td>増進型 増進型</td> </tr> <tr> <td>米国</td> <td>恒久増量 内閣閣入法</td> <td>※2014年5月に公布された新研究開発法では、産官連携制度の恒久化及び減率率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 増進型とハイブリッド 増進型 増進型</td> <td>増進型 増進型 増進型 増進型</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD</p>	国	税制	概要	1999年時点	2013年時点	英国	恒久増量 法人税減	2008 大企業向け研究開発費減率を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け研究開発費減率を引上げ（10%→15%） 2013 大企業向け研究開発費減率の導入	1999年時点 総額型 増進型	増進型 増進型	仏国	恒久増量 フランス税法	2018 産官の協働に加え、中小企業が製造的な技術開発に際して一定の支出に対して20%の税額控除の導入	1999年時点 増進型 増進型	増進型 増進型	韓国	恒久増量 減率点分野村 税制増進 租税特別措置法	2008 産官分科（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する研究開発費の増進 2013 半導体業の減率を下げ、優遇控除率を適用 （注）は、大企業と別取 ※2014年9月に公布された新研究開発法では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 増進型と増進型の増進 増進型	増進型 増進型 増進型 増進型 増進型	中国	恒久増量 法人所得控除	2015 対企業側に課税の減中・管理費用等削減の研究・開発に課税する風評を改善する措置	1999年時点 増進型 増進型	増進型 増進型	米国	恒久増量 内閣閣入法	※2014年5月に公布された新研究開発法では、産官連携制度の恒久化及び減率率の引上げについて記載。	1999年時点 増進型とハイブリッド 増進型 増進型	増進型 増進型 増進型 増進型
国	税制	概要	1999年時点	2013年時点																												
英国	恒久増量 法人税減	2008 大企業向け研究開発費減率を引上げ（25%→30%） 2008～2012 中小企業向け研究開発費減率を引上げ（10%→15%） 2013 大企業向け研究開発費減率の導入	1999年時点 総額型 増進型	増進型 増進型																												
仏国	恒久増量 フランス税法	2018 産官の協働に加え、中小企業が製造的な技術開発に際して一定の支出に対して20%の税額控除の導入	1999年時点 増進型 増進型	増進型 増進型																												
韓国	恒久増量 減率点分野村 税制増進 租税特別措置法	2008 産官分科（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する研究開発費の増進 2013 半導体業の減率を下げ、優遇控除率を適用 （注）は、大企業と別取 ※2014年9月に公布された新研究開発法では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 増進型と増進型の増進 増進型	増進型 増進型 増進型 増進型 増進型																												
中国	恒久増量 法人所得控除	2015 対企業側に課税の減中・管理費用等削減の研究・開発に課税する風評を改善する措置	1999年時点 増進型 増進型	増進型 増進型																												
米国	恒久増量 内閣閣入法	※2014年5月に公布された新研究開発法では、産官連携制度の恒久化及び減率率の引上げについて記載。	1999年時点 増進型とハイブリッド 増進型 増進型	増進型 増進型 増進型 増進型																												

		<p>D平均 5.0%の約半分と低水準)</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金とを組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

- 租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）
 - 総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）
 - 適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）
 - 中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）
 - 適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）
 - オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）
 - 平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）
 - 平成 24 年度適用件数：100（32）
 - 平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）
- 平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）
 - 総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）
 - 適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）
 - 平成 25 年度集計結果 適用件数：548
 - 適用総額：280,535 百万円
 - 平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636
 - 総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円
- うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績））
 - 総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）
 - 適用総額：647（カバー率：15.54%）
 - 平成 25 年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：746 百万円
 - 平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972
 - 総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円
 - オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社
 - 平成 25 年度適用総額 63 百万円
- ※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。
- 中小企業技術基盤強化税制
 - 平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）
 - 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.11%）
 - 平成 25 年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866 百万円
 - 平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430
 - 総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円
 - うち資本金 1 億円以下
 - 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.15%）
 - 平成 25 年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866 百万円
 - 平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412
 - 総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7+14.6/33+59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12+9/64+68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10/15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

別紙③

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

4,801百万円×12.9% = 619.3百万円

(参考) 法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額 = 法人税の減収額 × 税率12.9% (※)

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

27,509百万円×12.9% = 3548.6百万円

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

310百万円×12.9% = 40.0百万円

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	府省名	環境省
税目	固定資産税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	◎
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	※
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	◎
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」:評価書の分析・説明に課題(疑問点・問題点等)があるもの。
 「※」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題が解消したもの。
 「◎」:点検過程における各府省からの補足説明(<点検結果表の別紙>参照)により課題の一部が解消したもの(なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。)

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の効果を測るために設定されている測定指標(2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合)は、補助金等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではないことから、本租税特別措置等の直接的な効果を測るためのより適切な測定指標を設定する必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性(費用対効果)の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネレーションの耐用年数は15年)、効果がある」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、将来における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「業界ヒアリングにより推計」と算定に用いた数値の出典が示されているが、減収額の算定に用いた数値、計算式及びその根拠が不明なため、減収額について、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来推計について、「平成26年度から28年度まで11万kW(見込)」と説明されているが、本租税特別措置等の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目等に関し点検過程で新たに示された説明

③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等により達成しようとする目標>>欄及び<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）

達成しようとする目標及び測定指標としては2020年の1,400万kW、2030年の2,200万kW、うち家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約1,650万kW（2030年）の長期的計画目標を想定しており、中間目標はない。ただし、直近の2020年の1,400万kWを目安の一つとすることは可能である。

コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。このため、本特例措置を始め、あらゆる政策手段を通じてコージェネレーションの導入を促進する必要がある。

④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

当該税制は、創設が平成25年4月であり固定資産税課税の基準となる同年1月1日時点では適用されないことから、25年度の適用件数は測定不能とした（平成26年1月1日を固定資産税課税の基準とするものが初の適用件数となる）。

⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）

適用件数の推計については、資源エネルギー庁が業界団体に依頼して実施した大手一般ガス事業者10社に対するヒアリング調査により情報を収集したもの。

⑧ 減税額の将来予測（評価書中8②「減税額」欄への補足説明）

別紙（減収見込額の積算内訳）のとおり。

(別紙) 減収見込額の積算内訳
(コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長)

(単位:百万円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	発電出力(kW)	90,000	110,000	110,000	110,000	110,000	
	投資額	18,000	22,000	22,000	22,000	22,000	
	件数(件)	129	157	157	157	157	
平成25年取得分	課税標準		16,722	14,347	12,310		
	減税額		39	33	29		
" 26年 "	課税標準			20,438	17,536	15,046	
	減税額			48	41	35	
" 27年 "	課税標準				20,438	17,536	15,046
	減税額				48	41	35
" 28年 "	課税標準					20,438	17,536
	減税額					48	41
" 29年 "	課税標準						20,438
	減税額						48
	減税額合計		39	81	117	124	124

特例措置の内容: 課税標準を最初の3年間5/6とする。

【試算方法】

- 各年度の発電出力、投資額、件数
 - 各年度の導入見込み(発電出力フロー)を業界ヒアリングにより推計。
 - 各年度の発電出力から発電出力1kW当たり平均単価20万円を乗じて投資額を算出。
 - 各年度の発電出力から平均発電出力700kWで除して導入件数を算出。
- 課税標準額、減税額
 - 取得の翌年度の課税標準額 = 取得価額 × (1 - (減価率0.142/2))
 - 取得の翌々年度以降の課税標準額 = 前年の評価額 × (1 - 減価率0.142)
 - 減税額 = 課税標準額 × 1.4%(標準税率) × (1 - 5/6) (最初の3年間)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長 (地方税8)(固定資産税:外)
2	要望の内容	コージェネレーション設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税の課税標準を、課税標準となるべき価額の5/6に軽減する(2年間延長)。
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成25年4月創設
6	適用又は延長期間	平成27年4月～平成29年3月(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギー供給構造が脆弱な我が国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、もって電源セキュリティの向上を図る(エネルギーの安定供給)。 ・また、発電の際に発生する廃熱をオンサイトで有効利用すること(エネルギーの高度利用)により、大幅な省エネルギー及び環境負荷の低減を実現し、地球温暖化問題に対応する(環境への適合)。 <p>このように、コージェネレーションは、熱と電気の一休利用や排熱の有効活用による大幅な省エネルギー・省CO2を実現し、また、発電機として電力需給対策・電源セキュリティの向上に寄与し、さらに、地域活性化による成長戦略にも貢献できる多様な便益を有する設備であることから、本税制措置を始め様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》 エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定) ・一次エネルギー構造における各エネルギー源の位置付けと政策の基本的な方向として「地球温暖化対策の観点からも、コージェネレーションなど地域における電源の分散化や(中略)利用など、(中略)産業分野などにおける天然ガスシフトを着実に促進」する必要がある(第2章第2節1.(4)) ・「熱と電気を組み合わせて発生させるコージェネレーションは、(中略)エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つで(中略)導入拡大を図っていくことが必要である」(第2章第2節2.(2)) ・「コージェネレーションの導入促進を図るため、導入支援策の推進」が必要とされている(第3章第8節1.(1))。</p> <p>また、国土強靱化政策大綱(平成25年12月国土強靱化推進本部決定)においても、「大規模被災時にあっても必要なエネルギー供給量を確保できるよう(中略)コージェネレーション(中略)等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進する」とされている。</p> <p>さらに、「総務省地域の元氣創造本部」(平成25年2月8日設置)が地域活性化の視点から見た成長戦略を構築するために推進している「地域の元氣創造プラン」の取組の一つである「分散型エネルギーインフラプロジェクト」において、コージェネレーションを活用した計画を策定している。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-2 国内における温室効果ガスの排出抑制</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「コージェネを最大限普及させ、2020年に1,400万kW・600億kWh、2030年に2,200万kW・1,500億kWhの導入」(革新的エネルギー・環境戦略(平成24年9月))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 2030年の電源構成に占める天然ガスコージェネレーションの割合 設備容量約1,650万kW(家庭用を除く) ※出典:総合資源エネルギー調査会第20回基本問題委員会(平成24年4月26日)</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>平成25年度 一件(初年度見込)</p> <p>平成26年度 129件(見込)</p> <p>平成27年度 286件(見込)</p> <p>平成28年度 443件(見込)</p> <p>※出典:業界団体へのヒアリング調査</p>
		② 減収額	<p>平成25年度 一億円(初年度見込)</p> <p>平成26年度 0.4億円(見込)</p> <p>平成27年度 0.8億円(見込)</p> <p>平成28年度 1.2億円(見込)</p> <p>※出典:業界団体へのヒアリング調査</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 平成21年度末 440万kW 平成22年度末 440万kW 平成23年度末 441万kW 平成24年度末 467万kW 平成25年度末 474万kW ※出典:日本ガス協会調べ ※注:年度末の天然ガスコージェネレーションの現存設備容量(家庭用除く)</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 平成25年度 9万kW(初年度実績見込) 平成26年度 11万kW(見込) 平成27年度 11万kW(見込) 平成28年度 11万kW(見込) ※出典:業界団体へのヒアリング調査 ※注:当該年度の対象設備の新規導入容量(家庭用除く)</p> <p>本措置創設要望時から縮減実施されたこと及び東日本大震災後の需要反動減があったことから25年度は伸び悩んだが、今後、燃料価格低下やコストダウン、自立・分散型エネルギー等の機能性能に係る再評価により、将来的に拡大していくことが見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 コージェネレーションの普及拡大に遅れが生じ、2030年の電源構成における発電電力量の目標を達成できない。</p>

			<p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO2に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、効果がある。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、需要家は電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較を行うことになる。設備導入当初3年間の固定資産税について 5/6 の軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階3年間のランニングコスト軽減につながり、投資決断を促進する効果が期待できる。</p> <p>コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、補助金によりイニシャルコストの低減を図る。なお、補助金は、省エネ率が高く省エネ量の多いトップランナー設備のみを対象としている。</p> <p>本措置は対象設備の範囲が広く、設備投資判断のポイントの一つとなる設備導入後の運転初期段階3年間におけるランニングコストを軽減することにより、コージェネレーションの導入促進につなげるものである。</p> <p>本措置は、設備投資判断のポイントの一つとなる、設備導入後の運転初期段階におけるランニングコストを軽減することから、コージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。自治体にとっては投資がなかった場合に比べ税収が見込めることから(コージェネの耐用年数は15年)、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションシステムは、防災対策やエネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p> <p>※例えば、東京都では「2020年の東京」のアクションプログラムの中で、コージェネレーションシステム等の自立・分散型電源の導入を促進することとしている。</p>
10	有識者の見解		<p>コージェネの導入意義として以下の4点が示された。</p> <p>①省エネ(省化石燃料)、②省CO2、③発電コストの最適化、④電力需給対策・セキュリティ</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第22回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)について」(平成24年5月14日)</p> <p>また、今後取り組むべき促進策の一つとして、「設備の導入支援」が掲げられている。</p> <p>※出典:総合資源エネルギー調査会基本問題委員会(第30回会合)「コージェネ(熱電併給型のエネルギーシステム)の導入促進のための取り組みについて」(平成24年7月30日)</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし			○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	※
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される土地所有者等の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、地方公共団体が買取りを行い、開発を避けることにより、優れた景観や自然環境の保全に寄与する」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ④ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期

間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「当該地域を地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる」と説明されているが、測定指標が設定されていないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<<政策目的の根拠>>欄への補足説明）
自然公園法（昭和32年法律第161号）においては、「優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的（法第1条）とし、都道府県立自然公園については、「優れた自然の風景地であつて、都道府県が第72条の規定により指定」と定められている。「国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生息する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる」（法第3条）ことが責務として定められている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）
土地所有者の権利を尊重する趣旨から、譲渡の申出等があった場合に限定されるものであり、補助金等により積極的に買取りを促進することはそぐわない。また、前記のとおり、一定程度は規制で対応しているが、直接管理によるより高度な規制が必要な場合の制度として本措置が適切である。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合) (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	都道府県立自然公園の特別地域又は都道府県立自然環境保全地域の特別地区内で高度の規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域等において、地方公共団体に土地を買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額は1500万円又は当該譲渡所得のいずれか低い方とし、短期譲渡所得については1500万円を控除する (根拠法令)租税特別措置法 第34条および第65条
3	担当部局	自然環境局・国立公園課、自然環境計画課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	・昭和54年:都道府県立自然公園等における譲渡所得特別控除の創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 優れた自然環境を有する都道府県立自然公園特別地域等について、地方公共団体による土地の買い取りを促進し、行為制限を受けている民間の土地所有者の負担を軽減し、永続的に当該地域の自然環境の保全を図る。 《政策目的の根拠》 自然公園法第72条に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち特別地域として指定された地域又は自然環境保全法第45条第1項に規定する都道府県立自然環境保全地域のうち特別地区として指定された地区で、特に高度な規制が行われている地域として環境大臣が認定した地域内においては、建築物の設置や木竹の伐採等を許可制とする公用制限はかけられているものの、特に重要な地域については地方公共団体が買い取りを行い、直接管理をすることで開発を避け、優れた景観や自然環境を保全する必要がある。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 5.生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-2.自然環境の保全・再生
		③: 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地について、地方公共団体による土地の買い取りを引き続き促進し、将来にわたって自然環境の保全を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 都道府県立自然公園および都道府県立自然環境保全地域は、土地所有に拘わらずに保護地域を指定する制度であることから、民間が所有する土地も多く含まれている。中でも、所有者が土地を譲渡することを希望し、かつ地方公共

			団体として重要性を認める土地について買い取りが行われる。よって、地方公共団体が積極的に公有地化していくことが前提ではないため、具体的な測定指標は設定していない。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、地方自治体による土地の買い取りが促進され、民間の土地所有者の負担軽減と当該地域の自然環境の保全を図るといった政策目的に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成25年) 適用件数は不明であるが、本措置によって、用地提供者の税負担を軽減することにより、地方公共団体の円滑な土地の買い取りが行われたと考えられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成21年～平成25年) 適用件数は不明であるが、当該地域を地方公共団体が直接管理することにより、民間の土地所有者の負担軽減と適切な自然環境の保全が図られていると考えられる。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成21年～平成25年) 本措置で対象となっている地域は、自然公園法及び自然環境保全法上特に重要な地域として位置づけられており、地方公共団体が買い取りを行い、開発を避けることにより、優れた景観や自然環境の保全に寄与する。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	上記特別控除がない場合、地方公共団体が上記地域内の民有地を買い上げる予算を有していても、譲渡する民有地を所有するものに所得税・法人税の負担がかかることから、地方公共団体の買い取りが進まないおそれがあり、他の手段では代替できない。また、現存する広大な民有地及び将来公園等の指定が予定されており地域における買い取りを進めるために、恒常的な措置とすることが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	都道府県が、条例で定めるところにより指定する区域において、土地の買い取りを進めることによって、将来にわたって自然環境の適切な保全を図ることができる。
10	有識者の見解	なし
11	評価結果の反映の方向性	引き続き、本措置を存続する。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	なし

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）	府省名	環境省
税目	法人税、所得税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input type="checkbox"/> 明らか	<input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない		※
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
④ 適用数等の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり		<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	○
⑦ 減収額の実績把握	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input checked="" type="checkbox"/> 把握なし	○
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり		<input type="checkbox"/> 把握なし	○
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	○
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり		<input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input type="checkbox"/> 説明あり	<input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	※

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

- 1 背景にある政策の今日的な「合理性」について分析・説明が不十分
 - ② 所期における本租税特別措置等により達成しようとする目標の達成状況が説明されていないため、所期の目標が既に達成されていないかを示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 2 政策目的に向けた手段としての「有効性」について分析・説明が不十分
 - (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
 - ③ 本租税特別措置等の効果を測るための測定指標が設定されていないため、その効果の検証が困難であることから、これを設定する必要がある。
 - (2) 以下のとおり、適用数等が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
 - ⑤ 本租税特別措置等の適用数等（ただし、適用数等の過去の実績把握に説明不足の点あり）が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないことについて、本租税特別措置等が適用される個人又は事業者の所期の想定と比較して説明する必要がある。
 - (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

 ⑩ 本租税特別措置等の減収額と効果を対比すべきところ、減収額及び達成目標の実現状況に言及せずに税収減を是認するような効果が「公共関与の下、積極的に広域処理場の整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することにより整備に必要な土地等の確保が可能となっている」と説明されているため、減収額と達成目標の実現状況を対比して、過去における税収減を是認するような効果を説明する必要がある。
 また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
 - ④ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期間における適用件数、適用者数及び適用額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
 - ・ 本租税特別措置等の適用件数、適用者数及び適用額の過去の実績について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文、適用件数、適用者数及び適用額を記載し、所期の見込みとかがい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
 - ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去の実績が把握されていないため、分析対象期

間における減収額について、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

- ・ 本租税特別措置等の過去の減収額について、租特透明化法に基づき把握される情報を用いることができる場合は、措置名又は根拠条文及び適用額を記載し、所期の見込みとかい離している場合には、かい離の原因を分析する必要がある。また、同情報を用いていない場合は、その旨及び用いていない理由を記載する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、「優遇措置の適用により、現行計画において必要とされる広域処理場の整備に必要な土地等の確保が可能となっており、廃棄物の適正な処理、生活環境の保全に一定の効果が見られる」と説明されているが、測定指標が設定されていないため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その分析・説明に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）
記載した政策目的は広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）第1条に規定している。
（参考）広域臨海環境整備センター法 第1条
広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）
他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合) (国税)(法人税:義、所得税:外)
2	租税特別措置等の内容	廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合、長期譲渡所得特別控除額、短期譲渡所得特別控除額は1,500万円又は譲渡金額のいずれか低い方とする。 (根拠法令) 租税特別措置法 第34条の2第2項第16号及び第65条の4第1項第16号
3	担当部局	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 企画課広域係
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成6年度創設
6	適用期間	恒久措置
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。 《政策目的の根拠》 広域臨海環境整備センター法
		② 政策体系における政策目的の位置付け 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-3. 一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等) 4-4. 産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)
		③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 現行計画においては、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立期間は平成39年までとなっており、平成35年度には次期処分場の供用開始に向けて次期処分計画策定を行い、大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図る。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 — 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 大阪湾圏域では、廃棄物の減量化・再資源化対策を積極的に推進しているものの、大阪湾広域臨海環境整備センターの現基本計画の埋立期間は平成

			39年までとなっており、大阪湾広域臨海環境整備センターにおいては次期処分場の計画を進めているところである。 次期処分場の計画に当たっては、廃棄物の受入基地の増設や現在借地している受入基地の用地買収の要望もある中、当該特例措置を適用することで、土地売買において相手方(法人)との契約が円滑に行え、このことは、廃棄物処理施設の整備を促進し、もって生活環境の保全等に寄与する。
8	有効性等	① 適用数等	本税制の対象となる者は、地方公共団体又は特定法人に土地等を売却する個人又は法人であり、広域臨海環境整備センター法に基づき把握し得る者でないため、税制の利用実績は要望省庁では把握していない。
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年度) 優遇措置の適用により、現行計画において必要とされる広域処理場の整備に必要な土地等の確保が可能となっており、廃棄物の適正な処理、生活環境の保全に一定の効果がみられる。 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年度) 優遇措置の適用により、現行計画において必要とされる広域処理場の整備に必要な土地等の確保が可能となっている。 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年度) 公共関与の下、積極的に広域処理場の整備を進めていくことが重要であり、本制度による譲渡に係る税負担を優遇することにより整備に必要な土地等の確保が可能となっている。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	忌避施設であり設置が極めて困難である廃棄物処理関連施設を整備するためには、土地等の売却を促すことが必要であり、補助金等の他の手段では、売却する者へのインセンティブ効果を付与することができないため、租税特別措置を行うものである。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	—	
11	評価結果の反映の方向性	—	評価結果を踏まえ、次期処分計画策定の際にも、本税制優遇措置の活用による広域処分場の整備に必要な土地等の確保を行い、廃棄物の適正な処理に努める。
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	

防衛省

番号	制度名
防衛省	
防衛01	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除
防衛02	A C S Aによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設
防衛03	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化
防衛04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
防衛05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除	府省名	防衛省
税目	所得税、法人税、法人住民税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除 (国税1)(法人税:義、所得税:外)(地方税1)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>○ 制度の概要 予備自衛官及び即応予備自衛官(以下「予備自衛官等」という。)を新規に雇用する企業に対して、予備自衛官等1人当たり10万円の法人税額(個人事業主の場合は、所得税額)の税額控除を行う。</p> <p>○ 適用要件 以下のすべての要件を満たすことが必要 ・ 適用期間において予備自衛官等を雇用保険一般被保険者として雇用した企業 ・ 予備自衛官等を1年以上雇用した企業 ・ 青色申告書を提出している企業</p> <p>※ 中小企業者等の特例 中小企業者等については、法人住民税の課税標準を法人税額等の控除を受けた後の額とする。</p>
3	担当部局	防衛省人事教育局人材育成課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	4年間(平成27年4月~平成31年3月)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 予備自衛官等を雇用する企業に対して、税制に関する支援を実施し予備自衛官等の雇用に係る企業のインセンティブを向上させることにより、予備自衛官等の充足向上を図る。 《政策目的の根拠》</p> <p>○ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>V 防衛力の能力発揮のための基盤 防衛力に求められる多様な活動を適時・適切に行うためには、単に主要な編成、装備等を整備するだけではなく、防衛力が最大限効果的に機能するよう、これを下支えする種々の基盤も併せて強化することが必要不可欠である。その主な事項は、以下のとおりである。</p> <p>3 人事教育 近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を確保し、厳しい財政事情の下で人材を有効に活用する観点から、人事制度改革に関する施策を行う。 そのため、各自衛隊の任務や特性を踏まえつつ、適正な階級構成及び年齢構成を確保するための施策を実施する。 女性自衛官の更なる活用や再任用を含む人材を有効に活用するための施策及び栄典・礼遇に関する施策を推進する。また、統合運用体制を強化するため、教育・訓練の充実、統合幕僚監部及び関係府省等における勤務等を通じ、広い視野・発想や我が国の安全保障に関する幅広い経験を有し、政府の一員として各種事態等に柔軟に即応できる人</p>

		<p>材を十分に確保する。 社会の少子化・高学歴化に伴う募集環境の悪化を踏まえ、自衛隊が就職対象として広く意識されるよう、多様な募集施策を推進する。 さらに、一般の公務員より若年で退職を余儀なくされる自衛官の生活基盤を確保することは国の責務であることを踏まえ、地方公共団体や関係機関との連携を強化すること等により、再就職支援を推進する。 より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、航空機の操縦等の専門的技能を要するものを含め、幅広い分野で予備自衛官の活用を進めるとともに、予備自衛官等の充足向上等のための施策を実施する。</p> <p>○ 中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>3 防衛力の能力発揮のための基盤 (3) 人事教育 近年、装備品が高度化・複雑化し、任務が多様化・国際化する中、技能、経験、体力、士気等の様々な要素を勘案しつつ、精強性を維持・向上するとともに、厳しい財政事情の下で人材を効果的に活用するため、長期的に実行可能な施策を推進する。</p> <p>(エ) 予備自衛官等の活用 より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官の幅広い分野での活用を進める。このため、司令部等への勤務も想定した予備自衛官の任用とその専門的知識・技能に見合った職務への割当てを進めるとともに、招集訓練を充実させる。また、民間輸送力の積極的な活用に向け、艦船の乗組員としての経験を有する者を含む予備自衛官の活用について検討の上、必要な措置を講ずるほか、割愛により再就職する航空機操縦士等、専門的技能を要する予備自衛官の任用を推進する。このほか、多様な事態に応じた招集も含め、予備自衛官等の在り方について広く検討の上、必要な措置を講ずる。また、予備自衛官等の充足向上のため、制度の周知を図るとともに、予備自衛官等本人や雇用企業等に対するインセンティブを高めるための施策を実施する。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防衛企第4718号。26.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立</p> <p>施策：人事教育施策の推進</p>

	<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本租税特別措置等により、平成27年度から平成30年度までの4年間で予備自衛官等約15,880人（増加数約3,840人）を採用することで、予備自衛官等の充足向上を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 予備自衛官等のうち被雇用者の本租税特別措置等による増加数 本租税特別措置等は新設のため、本租税特別措置等を適用した法人が一定数確保された段階で、予備自衛官等を雇用した法人等に対してアンケート調査を実施し、予備自衛官等の被雇用者の増加について、本租税特別措置等による寄与度を分析することにより、直接的な効果を事後検証することとする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置等により、予備自衛官等の充足向上を図ることで、防衛力の能力発揮のための基盤を強化し、ひいては我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することとなる。</p>																															
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>○ 適用数（見込み件数） 平成27年度：約3,970件【うち増加数約960人】 平成28年度：約3,970件【うち増加数約960人】 平成29年度：約3,970件【うち増加数約960人】 平成30年度：約3,970件【うち増加数約960人】</p> <p>【補足説明】 平成27年度以降の予測値は、以下の要領により算出した。 自衛隊は、精強さを保つため任期制隊員を多く採用しており、任期制隊員は予備自衛官等の貴重な人的資源となっている。任期制隊員の特性上、各年度における退職者数は一定ではない。また、予備自衛官等への志願は、任意のため本人の意思によるところが大きく、各年度の志願者が一定ではないことから、適用数を精緻に予測することは困難であり、過去5年の平均値で算出した。</p> <p>① 過去5年間に採用された者のうち被雇用者の平均人数は、年間約3,010人</p> <p>② 過去5年間で志願から採用に至らなかった者のうち企業の影響による者の平均人数は、年間約960人</p> <p>③ 予備自衛官等は、年間を通じて採用されている（※）ことから、企業の定期的な従業員の募集時期には必ずしも合致しない。</p> <p>※ 各月の予備自衛官等の採用状況の割合（24年度）</p> <table border="1" data-bbox="439 1145 920 1273"> <tr> <td></td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>採用の割合</td> <td>8.6%</td> <td>10.0%</td> <td>12.9%</td> <td>9.6%</td> <td>6.9%</td> <td>8.8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（被雇用者）</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>5.4%</td> <td>5.2%</td> <td>3.7%</td> <td>5.7%</td> <td>5.6%</td> <td>17.6%</td> <td>100.0%</td> </tr> </table> <p>④ 志願から採用に至らなかった者のうち企業の影響による者は、企業の協力が得られず（予備自衛官等が災害招集等に応招した場合の勤務を不在にする可能性の懸念、就業規則により兼業が認められない等の理由による）、予備自衛官等に採用されていない。 本租税特別措置等の新設により、雇用拡大を計画する企業の予備</p>		4月	5月	6月	7月	8月	9月		採用の割合	8.6%	10.0%	12.9%	9.6%	6.9%	8.8%		（被雇用者）	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	5.4%	5.2%	3.7%	5.7%	5.6%	17.6%	100.0%
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
採用の割合	8.6%	10.0%	12.9%	9.6%	6.9%	8.8%																											
（被雇用者）	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																										
	5.4%	5.2%	3.7%	5.7%	5.6%	17.6%	100.0%																										

	<p>② 減収額</p>	<p>自衛官等の雇用に係るインセンティブを向上させるとともに、当該制度を社会に広く周知させ、社会環境の協力機運の醸成を図ることができる。よって、従来まで企業の影響により志願から採用に至らなかった者（約960人）についても企業の協力が得られることとなり、企業に雇用され、かつ予備自衛官等に採用されるものと見込まれる。</p> <p>○ 将来の推計 平成27年度：約4億4千8百万円【うち法人住民税5千1百万円】 平成28年度：約4億4千8百万円【うち法人住民税5千1百万円】 平成29年度：約4億4千8百万円【うち法人住民税5千1百万円】 平成30年度：約4億4千8百万円【うち法人住民税5千1百万円】</p> <p>【補足説明】 ○法人税：適用数に、予備自衛官等1人当たりの控除額10万円を乗じて算出 適用数3,970件×10万円＝397百万円 法人税の減収額は、年間約3億9千7百万円</p> <p>○法人住民税：法人税の減収額から法人住民税の減収額を算出 397百万円×12.9%＝51百万円 法人住民税の減収額は、年間約5千1百万円 よって減収額は、年間約4億4千8百万円である。</p> <p>※ 所得税については、把握できるデータがない。</p>
	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》 有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要量を早急に満たさなければならない。この所要量を迅速かつ計画的に確保するために予備自衛官等の制度を設けている。予備自衛官等は、平素はそれぞれの職業などについており、防衛招集命令などを受けて自衛官となり、各種の任務に就くことになっている。予備自衛官等が、必要な技能レベルを維持するための招集訓練や有事の際などに招集に応じるためには、雇用企業の理解と協力が不可欠である。 本租税特別措置等により、雇用企業に対するインセンティブを向上させ、予備自衛官等のうち被雇用者が増加し、予備自衛官等の充足向上を図ることができる。その結果、より多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、予備自衛官等の幅広い分野での活用に寄与でき、人事教育施策の推進が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本租税特別措置等により、雇用拡大を計画する企業の予備自衛官等の雇用に係るインセンティブを向上させるとともに、当該制度を社会に広く周知させ、社会環境の協力機運の醸成を図ることができる。 予備自衛官等のうち被雇用者が本租税特別措置等により増加（年間約960人）することにより、予備自衛官等の充足向上を図ることができ、防衛力の能力発揮のための基盤を強化し、ひいては我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することとなるため、本租税特別措置が必要である。</p>

		<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>本租税特別措置等は、企業に対して予備自衛官等の新規雇用の拡大を図る観点から、企業が予備自衛官等を雇用する際の負担を軽減し、雇任意欲の向上を図るものであり、本租税特別措置等が新設されなかった場合、予備自衛官等の充足に支障をきたすこととなり、多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支える資とすることが困難となる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>本租税特別措置等が新設されれば、同期間において合計15,880件の本租税特別措置等の適用が見込まれるため、減収額は合計で約17億9千2百万円と推測される。これにより、予備自衛官等のうち被雇用者が増加することにより、予備自衛官等の充足向上を図ることができ、多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支える資とすることとなり、ひいては、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全の確保に寄与することができるため、本租税特別措置等による税収減を是認する効果が得られていると認められる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>予備自衛官等の雇用企業は、多種多様な業種や業態のため、対象が限定される補助金で個別に対象を確認して補助することは非効率であるため、幅広く支援できる租税特別措置等によることが妥当である。</p> <p>予備自衛官等の雇用負担の軽減を図る本税制特別措置等は、雇用拡大を計画する企業のインセンティブを高め、雇用企業に対し幅広く支援を行うため、予備自衛官等の充足向上に効果的であり、相当性が認められる。</p> <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>現在、予算措置として運用している即応予備自衛官雇用企業給付金は、即応予備自衛官が訓練招集や災害等招集に応じるために、即応予備自衛官本人の意思及び努力に加えて、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、その企業が負うことになる負担（休暇制度等の整備、即応予備自衛官の訓練出頭等により回収できない維持的な経費の支出等）を考慮して支給している。</p> <p>それに対して本租税特別措置等は、企業全体に対して予備自衛官等の新規雇用の拡大を図る観点から、企業が予備自衛官等を雇用する際の負担を軽減し、雇任意欲の向上を図るものであり、即応予備自衛官雇用企業給付金とはその主旨及び性格が異なる。</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>なし。</p>
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> 今後、租税特別措置の大幅な改訂が予想される中で、事業の有効性をより具体的に説明することが必要。 免税額からの効果が、短期的なメリットは少なからずあったとしても、企業側の長期的なメリットがあるのかが疑問。 本要望は充足率をあげる一つ的手段であり、少なからず有効であるとも考えられるが、他の有効な手段も引き続き検討されたい。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	新規

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	ACSAによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設	府省名	防衛省
税目	軽油引取税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑧ 減取額の将来予測	<input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ACSAによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設 (地方税2)(軽油引取税:外)
2	要望の内容	<p>○ 概要</p> <p>自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に使用する軽油を調達する場合には、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、及び地方税法施行規則附則第4条の7の規定に基づき、免税がなされている。</p> <p>一方、当該免税軽油を第三者に譲渡した場合には、地方税法第144条の3の規定に基づき、軽油引取税が課税(みなす課税)されることとなる。</p> <p>現在、物品役務相互提供協定(ACSA)及び自衛隊法等の根拠法に基づき、国際緊急援助活動等において、我が国とACSAを締結している国の間においては、食料、水、燃料等の物品や修理・整備等の役務を相互に提供することができる(26年現在 ACSA 被締結国は米・豪の2カ国)。なお、提供した物品・役務については、1同一物品の返還、2同種・同量及び同等物品による返還、あるいは3金銭償還がなされることとされている。</p> <p>現在、ACSAに基づいて軽油を提供・返還する場合(今後新たに ACSA を締結した場合を含む)には、地方税法第144条の3の規定に基づき、みなし課税がなされているところ、当該課税の免除措置新設を要望する。</p> <p>○ 関係条文</p> <p>地方税法第144条の3、地方税法附則第12条の2の7、地方税法施行令附則第10条の2の2、地方税法施行規則附則第4条の7</p>
3	担当部局	防衛省経理装備局装備政策課
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	恒久措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していくこと。</p> <p>国際緊急援助活動等で緊急のニーズが生じた場合、同様の活動を行う自衛隊と諸外国軍の間で ACSA に基づき現場で必要な軽油を追加的財政負担なく融通することを可能とし運用の柔軟性を確保し、効率的な活動を行なうこと。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 国家安全保障戦略(閣議決定:平成25年12月17日) II 国家安全保障の基本理念(抄)</p> <p>「我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることを</p>

		<p>鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で、国際社会の平和と安定のため二層積極的な役割を果たすことを期待している。……(中略)・第2の目標は、日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実質的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減することである。第3の目標は普段の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化、紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、反映する国際社会を構築すること」</p> <p>○ 平成26年度以降に係る防衛計画の大綱(閣議決定:平成25年12月17日)(抄)</p> <p>「(Ⅲ我が国の防衛の基本方針 1 基本方針)・日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。」</p> <p>「(Ⅲ我が国の防衛の基本方針 2 我が国自身の努力)・一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努める」</p> <p>「(Ⅳ防衛力の在り方 1 防衛力の役割)・我が国周辺において、常統監視や訓練・演習等の各種活動を適時・適切に実施することにより、我が国周辺を含むアジア太平洋地域の安全保障環境の安定を確保する。また、同盟国等と連携しつつ、二国間・多国間の防衛協力・交流、共同訓練・演習、能力構築支援等を多層的に推進し、アジア太平洋地域の域内協力枠組みの構築・強化を含む安全保障環境の安定化のための取組において重要な役割を実効的に果たす。</p> <p>○ 日米物品役務相互提供協定(平成8年6月28日)(抄)</p> <p>「このような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及びその他の活動において日本国の自衛隊及びアメリカ合衆国軍隊がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した」</p> <p>○ 日豪物品役務相互提供協定(平成25年1月31日)(称)</p> <p>「このような枠組みを設けることが、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動及びその他の活動において日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たしていくことを促進し、国際連合を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを理解して、次のとおり協定した」</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画(防官企第4718号。26. 3. 31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標 : 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野: 諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、</p>

		グローバルな安全保障環境の改善 施策：国際平和協力活動の実施	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 我が国と他国の間で物品・役務の融通を円滑化するというACSAの趣旨に鑑み、軽油引取税を課すことは適当ではなく、課税負担なく軽油を提供することにより、他国との安全保障協力の推進、各種オペレーションの効率的な実施、安全保障環境の改善を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ACSAに基づいて課税負担なく軽油を提供すること(※ ACSAに基づく軽油提供ニーズはアドホックに発生するものであり、定量的な測定指標[軽油提供回数や提供量]を設定することは困難である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本租税特別措置により、追加的財政負担の懸念なく、ACSA締結国に対して軽油を提供することができ、2国間の安全保障協力の推進に資することとなるとともに、円滑なオペレーションの実施に寄与し、ひいては安全保障環境の改善につながる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	これまで軽油引取税(みなす課税)が課されたケースはフィリピン国際緊急援助活動(平成25年度)において、豪国艦艇に対し220KLを提供した1件のみ。他方、ACSAに基づく物資の提供はオペレーション上のアドホックなニーズに基づくため、適用件数が増加するケースも考えられる。
		② 減収額	○ 平成25年度 7,062(百万円) ※ 220(kl) × 32,100(円) = 7,062,000円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 国際緊急援助活動等を通じ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を推進しグローバルな安全保障環境の改善に取り組んでいるところ、今後もより一層積極的な取組が求められている。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 本措置の創設によりACSAに基づく免税軽油の提供を追加的財政負担の懸念なく実施できることとなり、より一層、ACSA締結国との二国間安全保障協力が進展し、活動自体もより効果的なものとなる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 部隊が活動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが原則であるが、緊急のニーズが生じた場合に、同様の活動を行う自衛隊と諸外国軍の間でACSAに基づいて現場で必要な物品・役務を相互に融通することができる。今般の租税特別措置が措置されなかった場合、緊急時の軽油提供に支障が生じ、諸外国軍との安全保障協力が後退する、あるいは、円滑なオペレーションの実施が阻害される恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 ACSAに基づいて税負担なく迅速に軽油を融通することで、対象国との安全保障協力が進展するとともに、国際緊急援助活動等において自衛隊や対象国の活動自体の効率性が向上し、安全保障環境が改善される。喫緊のニーズに対応して軽油を提供することで、安全保障協力の進展、信頼・連携の深化の</p>	

			効果は大きく、軽油引取税の減収額を上回る政策上の利益を得ることができる。またこの効果は、全自治体・全住民に裨益する。部隊が活動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが原則であり、アドホックな喫緊のニーズが発生した場合における軽油の提供であり、通常その提供量・減収額ともに過大なものとなることは想定されない。
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>ACSAに基づく円滑な物品・役務の相互提供環境を整えることで得られる安全保障上の利益は全自治体、全住民に及び、租税特別措置等によって措置することが妥当。</p> <p>また、我が国と他国の間で物品・役務の融通を円滑化するというACSAの趣旨を鑑みれば、ACSAの下で提供される軽油について軽油引取税(みなす課税)を免除することに妥当性がある。</p> <p>加えて、ACSAに基づく物資・役務の提供ニーズはアドホックに発生するため、予めその数量を決定することが不可能であり、軽油引取税について予め予算措置をとることも難しく、税制上措置することが妥当。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他国との間で物品役務相互提供協定が締結されることを前提に、同協定に基づき行われる物品又は役務の相互の提供については、既存の同種の協定において認められる範囲内で消費税を課さないこととされている(平成24年度税制改正大綱)。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の平和と安全を守るためには、国際社会と協力して、周辺地域や世界の平和を確保していくことが必要。ACSAに基づく円滑な物資・役務の相互提供環境を整えることで得られる安全保障上の利益は全自治体、全住民に及ぶ。
10	有識者の見解		<p>○ 事業内容の性質から本租税特別措置等の要望は理解できる。</p> <p>○ 租税特別措置等の枠組みではなく、地方税法の規定の中で適用されるのか否かについて再度検討してみる必要あり。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化	府省名	防衛省
税目	軽油引取税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input type="checkbox"/> 達成されていない <input checked="" type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化(地方税3)(軽油引取税:外) (自衛隊の船舶及び機械等の用途) ・船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り ・自衛隊の使用する機械を管理する者が自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する機械の電源又は動力源の用途に供する軽油の引取り
2	要望の内容	○概要 軽油引取税について、防衛省・自衛隊が使用する燃料のうち、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に使用する軽油(ナンバー取得の無い自動車や電波機械、高射砲等の駆動装置並びに通信の用に供する機械及び電波機械の整備用機械等)が従来から課税免除の対象とされているが、本措置については、本評価書7の必要性等に記載している理由により恒久的課税免除措置の拡充を要望するものである。 ○特例の内容 軽油引取税については、都道府県知事から免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないこととされており、防衛省・自衛隊の関係では、従来から船舶用軽油及び機械等に使用する軽油が免税の対象とされている。 ○関係条文 地方税法附則第12条の2の7第1項第1号 地方税法附則第12条の2の7第1項第2号 地方税法施行令附則第10条の2の2第4項 地方税法施行規則附則第4条の7第2項
3	担当部局	防衛省経理装備局艦船武器課需品室
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和31年度 創設 昭和32年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、2,000 円増額) 昭和34年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、2,400 円増額) 昭和36年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、2,100 円増額) 昭和39年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、2,500 円増額) 昭和51年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、4,500 円増額) 昭和54年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、4,800 円増額) 平成 5年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、7,800 円増額) 平成20年度 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、17,100 円増額) 同 軽油引取税額について改正(1kl 当たり、17,100 円増額) 平成21年度 軽油引取税を目的税から一般税に変更

6	適用又は延長期間	恒久的措置
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>(1)政策目的</p> <p>防衛省では、国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜く上で、我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支える防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくとともに、グローバルな安全保障上の課題等への取組として、国際平和協力活動(国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。)等をより積極的に実施していくこととしている。</p> <p>そのため、具体的には、自衛隊の保有する装備品を運用し、以下のような活動を行っている。</p> <p>警戒監視及び対領空侵犯措置:航空機、船舶による24時間態勢の対処 災害派遣等:航空機、船舶、車両による人員輸送、給水や炊事支援などによるライフライン確保 海賊対処活動:航空機、船舶を派遣し海賊対処活動に従事 教育:航空機、車両、船舶を使用して操縦者、乗組員を養成するための教育 訓練:部隊の技量向上を図り、いざという時に精強な部隊等を派遣するための日々の練成訓練</p> <p>(2)施策の必要性</p> <p>前記の多様な自衛隊の任務を果たすため、また、そのための教育訓練の実施、練度の維持等のためには、船舶や航空機、車両等の運行に必要な不可欠な「燃料」を確保する必要があり、さらには、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、平素からの活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加かつ長期化しつつある。このため、それに対応する装備品の整備、訓練の増加、各種事態等への対応等を含め、近年の原油価格の高騰を踏まえると、相当額の防衛費の増額は極めて困難なことから、自衛隊の各種活動経費(装備品等の整備を含む。)を削減する可能性が高く、この場合、自衛隊の各種活動等に極めて重大な影響が及ぶことになる。また、既存の燃料費において捻出することとした場合、従来進めてきた効率化により既に工夫の余地はないことから、調達可能な軽油の量が約3割の削減となるため、具体的には以下の影響、問題を引き起こす可能性が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 警戒監視活動等が不十分となるため、不審な船舶や航空機の事前探知が従前と比べ困難となり、安全保障上のリスクが増大する。 災害発生時等の緊急時に迅速な対応が困難となり、国民の安全確保態勢が脆弱になる。 国際的な取り組みである海賊対処活動などへの参加が従前に比べ制限さ

	<p>れることから、国際社会における信頼が低下する。</p> <p>4 新たな乗組員の養成や、船舶を使用した訓練が制限されるため、精強な部隊等を練成することが困難となり、様々な任務に迅速に対応することが困難となる。</p> <p>5 この他、航空機の牽引車、通信機器の発動発電機の使用が制限され、様々な任務に支障が生じるおそれがある。</p> <p>加えて、防衛省・自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものである。よって、課税は自衛隊の基地が所在する一部の都道府県に偏った税収となり、公正性にかけることになることは好ましくない。</p> <p>以上のことから、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、自衛隊で使用する軽油について、本則に規定し恒久的課税免除措置が必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>Ⅲ 我が国の防衛の基本方針</p> <p>1 基本方針</p> <p>我が国は、国家安全保障戦略を踏まえ、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、我が国自身の外交力、防衛力を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、日米同盟を基軸として、各国との協力関係を拡大・深化させ、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>かかる基本理念の下、総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化するとともに、外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化しつつ、諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進するほか、防衛力の能力発揮のための基盤の確立を図る。</p> <p>この際、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備する。</p> <p>核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止は不可欠であり、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密に協力していくとともに、併せて弾道ミサイル防衛や国民保護を含む我が国自身の取組により適切に対応する。同時に、長期的課題である核兵器のない世界の実現に向けて、核軍縮・不拡散のための取組に積極的・能動的な役割を果たしていく。</p> <p>2 我が国自身の努力</p>
--	---

	<p>安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識に基づき、同盟国、友好国その他の関係国(以下「同盟国等」という。)とも連携しつつ、国家安全保障会議の司令塔機能の下、平素から国として総力を挙げて主体的に取り組み、各種事態の抑止に努めるとともに、事態の発生に際しては、その推移に応じてシームレスに対応する。</p> <p>(1)総合的な防衛体制の構築</p> <p>一層厳しさを増す安全保障環境の下、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努めるとともに、平素から、関係機関が緊密な連携を確保する。また、各種事態の発生に際しては、政治の強力なリーダーシップにより、迅速かつ確に意思決定を行い、地方公共団体、民間団体等とも連携を図りつつ、事態の推移に応じ、政府一体となってシームレスに対応し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜く。</p> <p>また、各種災害への対応や国民の保護のための各種体制を引き続き整備するとともに、緊急事態において在外邦人等を迅速に退避させ、その安全を確保するために万全の態勢を整える。</p> <p>以上の対応を的確に行うため、関連する各種計画等の体系化を図りつつ、それらの策定又は見直しを進めるとともに、シミュレーションや総合的な訓練・演習を拡充し、対処態勢の実効性を高める。</p> <p>(2)我が国の防衛力 ー 統合機動防衛力の構築</p> <p>防衛力は我が国の安全保障の最終的な担保であり、我が国に直接脅威が及ぶことを未然に防止し、脅威が及ぶ場合にはこれを排除するという我が国の意思と能力を表すものである。</p> <p>・中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>I 計画の方針</p> <p>1 各種事態における実効的な抑止及び対処並びにアジア太平洋地域の安定化及びグローバルな安全保障環境の改善といった防衛力の役割にシームレスかつ機動的に対応し得るよう、統合機能の更なる充実に留意しつつ、特に、警戒監視能力、情報機能、輸送能力及び指揮統制・情報通信能力のほか、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、宇宙空間及びサイバー空間における対応、大規模災害等への対応並びに国際平和協力活動(国連平和維持活動、人道支援・災害救援等の非伝統的安全保障問題への対応を始め、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動をいう。以下同じ。)等への対応のための機能・能力を重視する。また、これらの機能・能力の効果的な発揮のための基盤の着実な整備を図る。</p>
--	---

	<p>2 その際、南西地域の防衛態勢の強化を始め、各種事態における実効的な抑止及び対処を実現するための前提となる海上優勢及び航空優勢の確実な維持に向けた防衛力の整備を優先することとし、機動展開能力の整備も重視する。</p> <p>・国土強靱化基本計画について(平成26年6月3日閣議決定)(抄) 第2章 脆弱性評価 (別紙第1)プログラムごとの脆弱性評価結果</p> <p>2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない。</p> <p>5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p> <p>(別紙第3)各プログラムの推進方針</p> <p>2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)</p> <p>2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p> <p>2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む。)を機能不全に陥らせない。</p> <p>5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止</p>
<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について(防官企第4718号。26.3.31)に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標:国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野:防衛力の能力発揮のための基盤の確立 施 策:装備品の効率的な取得</p>
<p>③ 達成目標及び測定指</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>防衛省・自衛隊が使用する燃料のうち、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油は、国内外において、幅</p>

	<p>標</p>	<p>広い活動を求められている自衛隊の任務遂行上、必要不可欠なものであり、各種事態等の事態の推移に応じ、シームレスに対処することが求められるため、軽油取引税を課することは適当ではなく、課税負担なく軽油を確保する。これにより、我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く。防衛省・自衛隊の任務は防衛という国民全体の利益のために、海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣活動等の半永久的に起こりえる可能性がある各種事態等に事態の推移に応じ、迅速かつシームレスに対応することが求められているため、定量的に目標を示すことは困難である。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保すること(※多様な防衛省・自衛隊の任務を完遂するためには、各種事態等の事態の推移に応じ、迅速かつシームレスに対応することが求められるため、定量的な測定指標[装備品ごとの必要な軽油の給油回数や必要な軽油数量等]を設定することは困難である。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本租税特別措置により、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することは、防衛省の政策目的を果たす重要な要素の一つである。</p>
<p>8 有効性等</p>	<p>① 適用数等</p>	<p>○ 過去の実績</p> <p>平成23年度 492,049KI 平成24年度 414,300KI 平成25年度 434,386KI過去の実績は、決算額から算出</p> <p>・平成23年度 【決算額】42,630(百万円)÷【単価】86,638円 ≒ 492,049</p> <p>・平成24年度 【決算額】34,505(百万円)÷【単価】83,286円 ≒ 414,300</p> <p>・平成25年度 【決算額】41,228(百万円)÷【単価】94,911 ≒ 434,386</p> <p>※決算額の百万円未満は四捨五入</p> <p>○ 将来の推計</p> <p>平成26年度 477,906KI 平成27年度 595,398KI 平成28年度 482,808KI</p> <p>※ 将来の推計のうち平成26年度は予算額、平成27年度は概算要求額、平成28年度は平成2</p>

	<p>3年度から27年度までの平均をもって推計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度 【予算額】33,770(百万円)÷【単価】70,664円 ≒ 477,906 ・平成27年度 【概算要求額】45,334(百万円)÷【単価】76,140円 ≒ 595,398 ・平成28年度 【平均額】39,493(百万円)÷【単価】81,799円 ≒ 482,808 <p>※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会提出)」に示す適用総額については、防衛省単独の数値ではなく、軽油引取税に係る関係省庁の合計額であるため、使用することはできない。</p>
<p>② 減収額</p>	<p>○ 過去の実績</p> <p>平成23年度 15,795百万円 平成24年度 13,332百万円 平成25年度 13,944百万円 (算出根拠) 各年度の免税軽油調達油量×軽油引取税額 (1キロリットル当たり32,100円※)</p> <p>※地方税法第144条の10[税率]、同法附則第12条の2の8[特例]</p> <p>○ 将来の推計</p> <p>平成26年度 15,341百万円 平成27年度 19,112百万円 平成28年度 15,505百万円 (算出根拠) 各年度の免税軽油調達油量×軽油引取税額 (1キロリットル当たり32,100円※)</p> <p>※地方税法第144条の10[税率]、同法附則第12条の2の8[特例]</p> <p>※ 将来の推計のうち平成26年度は予算額、平成27年度は概算要求額、平成28年度は平成23年度から27年度までの平均をもって推計</p> <p>※「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第186回国会提出)」に示す適用総額については、防衛省単独の数値ではなく、軽油引取税に係る関係省庁の合計額であるため、使用することはできない。</p>
<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年度～)</p> <p>我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、国民生命・財産、領土、領海、領空を確実に守り抜くことができた。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23</p>

	<p>年度～)</p> <p>前回政策評価を実施した平成23年度時点の達成目標は、防衛省・自衛隊の艦船の運航及び機械の電源等を運用するために必要な軽油を確保することによって、警戒監視活動等の任務を遂行し、我が国の平和と独立を守り、国民生活の安全・安心を確保することであるが、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することによって、各種事態等の事態の推移に応じ、迅速かつシームレスに対処することができ、事態等を未然に防止することによって国民の生命・財産、領土、領海、領空を確実に守り抜くことが継続的に実施されており、将来においても同様の効果が見込まれる。</p> <p>本事業は、防衛という国民全体の利益のために、海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣活動等の半永久的に起こりえる可能性がある事態等に防衛省・自衛隊として迅速かつシームレスに対応するための措置である。このため、昨今の国内外における様々な課題や不安定要因が存在している状況を踏まえた場合、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を課税負担なく確保することは、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く上で必要不可欠であることから恒久的課税免除措置への拡充が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年度～)</p> <p>軽油引取税の課税免除措置が恒久措置されなかった場合、新たに課税分の予算要求をしたとしても、全体額を増やすことが困難であると考えられ、他の必要な予算を削減等することとなるが、この場合、海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣活動等の防衛省・自衛隊の任務遂行に重大な支障が生じる可能性がある。このような任務は、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く上で必要不可欠なものであり、防衛省・自衛隊のみが実施していることから、軽油引取税の課税免除措置は妥当である。</p> <p>加えて、防衛省・自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものであることから、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供される機械等を運用するために必要な軽油について課税免除することは、予算措置等の他の手段と比較して適切であり、相当性が認められる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度～)</p> <p>軽油引取税が免除されたことにより、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油を確保でき、海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣活動等の着実な任務遂行が図られており、将来においても必要な軽油を課税負担なく確保することにより、同様の税収減を是認するような効果が見込まれる。</p> <p>したがって、税収減を是認するに足る効果があるものである。</p>
--	--

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>厳しい財政事情の中、新たに課税分の予算要求をしたとしても、全体額を増やすことが困難であるため、他に必要な予算を削減等することとなるが、この場合、自衛隊の任務である海賊対処をはじめとする国際平和協力活動のほか、災害派遣等の活動に支障が生じるおそれがある。また、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものであり、課税となった場合、自衛隊が使用する船舶等が所在する特定の自治体への納税となり、国民全体で等しく負担すべき国防の費用負担に偏りが生じ、公平性に欠けるものとなる。加えて、自衛隊の任務は国として必要不可欠なものであり、自衛隊以外、当該任務を遂行することはできないことから、軽油引取税の課税免除措置は妥当である。</p> <p>したがって、防衛省・自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等を運用するために必要な軽油について課税免除とすることは、予算措置等の他の手段と比較して適切であり、相当性が認められる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>災害派遣等において都道府県知事その他政令で定める者は防衛大臣又はその指定する者に対し、災害派遣を行うことができ、防衛省・自衛隊が平和と安全及び国民の安心・安全確保に直接つながっていることから、地方公共団体が協力することの相当性は認められる。</p>
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容の性質から本租税特別措置等の要望は理解できる。 ・ 今後、租税特別措置の大幅な改訂が予想される中で、事業の有効性をより具体的に説明することが必要。 	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成23年度	

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	府省名	防衛省
税目	法人税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後

点検項目	評価の実施状況			課題
租税特別措置等の合理性				
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか	<input type="checkbox"/> 明らかでない		
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない	<input type="checkbox"/> 達成されている	<input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性				
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)	<input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし			
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし			
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
租税特別措置等の相当性				
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし			
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり	<input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充(国税2)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>○我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>ーオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%)。 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)。 ー総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)。
3	担当部局	防衛省経理装備局技術計画官
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置) ・平成26年税制改正にて、上乘せ措置(増加型及び高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変更する仕組み)に変更
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>また、防衛産業界においては、我が国には工場が存在しないため、防衛装備品は生産の基盤と技術の基盤の多くの部分を民間企業である防衛産業に依存しており、防衛産業界の技術基盤の向上は、より優れた防衛装備品の創製に重要である。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界</p>

		<p>第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p> <p>(3)新たに講ずべき具体的施策</p> <p>官民合わせた研究開発投資の目標(対GDP比4%以上)及び政府研究開発投資として目指す水準(対GDP比1%)が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに(以下略)。</p> <p>企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>V 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>5 防衛生産・技術基盤</p> <p>適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。(中略)我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。</p> <p>○中期防衛力整備計画(平成26年度~平成30年度)について(平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定)(抄)</p> <p>3 防衛力の能力発揮のための基盤</p> <p>(5) 防衛生産・技術基盤</p> <p>適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。</p> <p>○防衛生産・技術基盤戦略(平成26年6月19日防衛省策定)</p> <p>5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策</p> <p>(6)関係府省と連携した取組</p> <p>防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、(中略)、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p>
--	--	---

<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企第4718号。26.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立。 施策：防衛生産・技術基盤の維持・強化</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。 これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとともに、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 （3）新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 （1）科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 （3）イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p>
----------------------------	--

		<p>○平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日閣議決定）（抄） V 防衛力の能力発揮のための基盤 5 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。（中略）我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。</p> <p>○中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（平成25年12月17日閣議決定）（抄） 3 防衛力の能力発揮のための基盤 （5）防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。</p> <p>○防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月19日防衛省策定） 5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策 （6）関係府省と連携した取組 防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、（中略）、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p> <p>③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（「日本再興戦略」改訂2014）</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることで、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文（kasahara et al.(2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。 また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比べて企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
--	--	--

8	有効性等	① 適用数等	<p>○利用実績（うち中小企業分（資本金1億円以下））</p> <p>①減収額実績（うち、税法上の中小企業分）</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 3,337億円(16億円)</p> <p>平成23年度 2,848億円(45億円)</p> <p>平成24年度 3,017億円(42億円)</p> <p>平成25年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 4,618億円(48億円)(見込み)</p> <p><中小企業技術基盤強化税制></p> <p>平成22年度 165億円(164億円)</p> <p>平成23年度 224億円(222億円)</p> <p>平成24年度 212億円(209億円)</p> <p>平成25年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 278億円(275億円)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成23年度 0.4億円(0.1億円)</p> <p>平成24年度 0.6億円(0億円)</p> <p>平成25年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>平成26年度 0.6億円(0億円)(見込み)</p> <p>②適用事業者(法人)数</p> <p><総額型></p> <p>平成22年度 2,611(504)</p> <p>平成23年度 2,793(705)</p> <p>平成24年度 3,297(842)</p> <p>平成25年度 3,636(972)(見込み)</p> <p>平成26年度 3,636(972)(見込み)</p> <p><中小企業基盤強化税制></p> <p>平成22年度 4,029(4,026)</p> <p>平成23年度 4,603(4,585)</p> <p>平成24年度 4,706(4,686)</p> <p>平成25年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p>平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型></p> <p>平成22年度 91(28)</p> <p>平成23年度 91(27)</p> <p>平成24年度 100(32)</p> <p>平成25年度 100(32)(見込み)</p> <p>平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年</p>
---	------	--------	---

		<p>度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバ一率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)</p> <p>なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乘せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要望時の見込みを記載。なお、平成25年度要望時は、総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算したものを記載していたため、総額型のみを抜粋し記載した。)</p> <p>平成24年度見込み(総額型) 2,992事業年度 3,639億円 平成25年度見込み(") 3,135事業年度 4,052億円</p> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省)</p> <p>平成24年度(実績) 総額型 3,297事業年度 3,017億円</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計(平成27年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 3,636/事業年度 461,786百万円 ・中小企業技術基盤強化税制 5,430/事業年度 27,846百万円 ・オープンイノベーション型 373/事業年度 2,749百万円 <p>試算根拠:別紙②参照</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">適用企業数</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">適用金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td style="text-align: center;">3,636/事業年度</td> <td style="text-align: center;">475,640百万円</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">5,430/事業年度</td> <td style="text-align: center;">28,681百万円</td> </tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: center;">373/事業年度</td> <td style="text-align: center;">2,831百万円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・総額型</td> <td style="text-align: center;">3,636/事業年度</td> <td style="text-align: center;">489,909百万円</td> </tr> <tr> <td>・中小企業技術基盤強化税制</td> <td style="text-align: center;">5430/事業年度</td> <td style="text-align: center;">29,541百万円</td> </tr> <tr> <td>・オープンイノベーション型</td> <td style="text-align: center;">373/事業年度</td> <td style="text-align: center;">2,916百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※総額型は、控除上限の引下げ措置(法人税額の30%)の延長のため、将来推計(平成27年度)は、平成26年度見込み(別紙①)と同数とした。</p>		適用企業数	適用金額(百万円)	平成28年度			・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円	・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円	・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円	平成29年度			・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円	・中小企業技術基盤強化税制	5430/事業年度	29,541百万円	・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円
	適用企業数	適用金額(百万円)																											
平成28年度																													
・総額型	3,636/事業年度	475,640百万円																											
・中小企業技術基盤強化税制	5,430/事業年度	28,681百万円																											
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,831百万円																											
平成29年度																													
・総額型	3,636/事業年度	489,909百万円																											
・中小企業技術基盤強化税制	5430/事業年度	29,541百万円																											
・オープンイノベーション型	373/事業年度	2,916百万円																											

※平成 28、29 年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成 27 年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目 GDP が毎年 3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成 27 年度見込みの 103%に相当する額、平成 29 年度についても平成 28 年度見込みの 103%に相当する額とした。
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種
(総額型控除上限 20%→30%適用企業)
平成 25 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	2919	1893
化学	423	237
電気機器	366	203
精密機器	243	174
医薬品	224	116
食料品	190	145
輸送用機器	152	58
機械	136	87
非鉄金属	102	58
金属製品	102	87
建設業	73	29
鉄鋼	73	58
卸売業	63	58
その他	772	581

平成 26 年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成 26 年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成

(オープンイノベーション型)
平成 24 年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。
【オープンイノベーション型 業種別内訳】

業種名	適用企業数	(うち中小企業)
総計	100	32
食料品	6	0
化学工業	12	2
窯業・土石製品	3	1
機械製造業	5	2
電気機械器具	8	3

	卸売業	11	5
	小売業	3	3
	運輸通信公益事業	4	0
	サービス業	13	8
	その他	35	8

財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より

② 減収額

○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))

<総額型>
平成22年度 3,337億円(16億円)
平成23年度 2,848億円(45億円)
平成24年度 3,017億円(42億円)

<中小企業技術基盤強化税制>
平成22年度 165億円(164億円)
平成23年度 224億円(222億円)
平成24年度 212億円(209億円)

<オープンイノベーション型>
平成22年度 0.6億円(0億円)
平成23年度 0.4億円(0.1億円)
平成24年度 0.6億円(0億円)

(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)

○将来推計
平成27年度 総額型 ▲562億円
オープンイノベーション型 ▲27億円
(平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)

※平成 27 年度推計の根拠
総額型については、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字と比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業についても、平成 26 年度中小企業基盤強化税制アンケート調査により得られた平成 25 年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)

※オープンイノベーション型についても、平成 26 年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成 25 年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を 60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の 10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成 25 年度特別試験研究費の額を減じて試算した。)

なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成 25 年度知的財産活動調査」によると、資本金が 1 億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金 1 億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641 百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の 1/10 程度と仮定すると 164 百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率（70.3%（平成 24 年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

③ 効果・達成目標の実現状況

＜政策目的の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに、官民合わせた研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 4% に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

○主要国の対 GDP 研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 カ国
(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」)

リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成 24 年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。

＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保すること、を通じて、民間研究開発投資の対 GDP 比率を世界最高水準（第 1 位）に押し上げることができると考えられる。

＜租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
我が国は、2008 年をピークに民間の研究開発費の対 GDP 比率が低下しており、目標としている 3% に達成していないばかりか、主要先進国の中では

韓国に抜かれ第 2 位の対 GDP 研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対 GDP 比率の目標
官民合わせた目標（4% 以上）から、政府分（1%）を除いた数値

○主要国の対 GDP 民間研究開発投資比率（単位：%）

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012 年の官民合わせた研究開発費が 300 億ドル以上の 8 カ国
(出典：OECD「Main Science and Technology Indicators」)

＜今後の達成予測＞
主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成 26 年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準（第 1 位）の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

＜租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響＞
リーマンショック後の民間研究開発投資の対 GDP 比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。
加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

＜税収減を是認するような効果の有無＞（分析対象期間：平成 19 年～平成 29 年）
日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後 3 年以内に対 GDP 比で世界第 1 位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4% 以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。
なお、研究論文(kasahara et al.(2011))によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約 2.33 倍押し上げる効果がある。平成 26 年度経済産業省アンケート調査でも、約 75% の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。
上記で示した総額型の押し上げ倍率（2.33 倍）及び「租税特別措置の適用

実態調査」の実績から、平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円。(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)
 現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)

我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、**税込減以上の高い効果があると考えられる。**

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(562億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:5,627億円、②雇用創出効果:約6.7万人、③**税込効果:約927億円**

・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(27億円分)が、平成27年度～平成36年度までの10年間に及ぼす①GDP押し上げ効果:270億円、②雇用創出効果:約0.3万人、③**税込効果:約44億円**

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等

我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。
 ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.1%、主要国中トップ)。
 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。
 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.1%、主要国中最低)。

すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり(負の外部経済)、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。

特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。

なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。(参考)

○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。
 ○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみで、2013年現在、研究開発税制採用27ヶ国のうち増加型のみは国はない。
 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみは国はない。

国	税制	特徴	年次	税制
英国	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加減税導入割合を引上げ(25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加減税導入割合を引上げ(50%→75%、2008fy→100%、2011fy→125%、2012fy) 2013 大企業向け税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型
仏国	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の新設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型
韓国	恒久措置 ※重点分野は 税額控除 租税特別制限法	2008 重点分野(新成長動力及び源泉技術研究開発)に対する税額控除を新設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用(以降は、大企業と同等) ※2014年8月に公表された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野:総額型 ②非重点分野:総額型と増加型の選択
中国	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新業の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型
米国	時限措置 内国法人法	※2014年3月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型の選択 ※:増加型と総額型の特長をもった制度。

また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECDの調査によると他国と比較しても劣後している。(我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準)

すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版2014において掲げられている「企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要であ

		<p>る。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容の性質から本租税特別措置等の要望は理解できる。 ・ 今後、租税特別措置の大幅な改訂が予想される中で、事業の有効性をより具体的に説明することが必要。
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成25年9月

平成25年度、平成26年度の適用数等推計の考え方

- 租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成24年度実績）
 - 総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）
 - 適用総額：301,673百万円（うち中小企業：4,163百万円）
 - 中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）
 - 適用総額：21,164百万円（うち中小企業：20,901百万円）
 - オープンイノベーション型：平成23年度適用件数：91（27）
 - 平成23年度適用総額：41百万円（8）
 - 平成24年度適用件数：100（32）
 - 平成24年度適用総額：63百万円（4）
- 平成26年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成24年度実績）
 - 総額型 平成24年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）
 - 適用総額：183,271百万円（カバー率：60.75%）
 - （平成24、25年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：548
 - 適用総額：280,535百万円
 - 平成25年度推計件数：548÷15.07%=3,636
 - 総額：280,535百万円÷60.75%=461,786百万円
- うち、中小企業分（平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績））
 - 総額型 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）
 - 適用総額：647（カバー率：15.54%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：746百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷16.86%=972
 - 総額：746百万円÷15.54%=4,801百万円
 - オープンイノベーション型：平成25年度適用件数 100社
 - 平成25年度適用総額 63百万円
- ※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成24年度実績と同数とした。
- 中小企業技術基盤強化税制
 - 平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成24年度実績）
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.11%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.02%=5,430
 - 総額：866百万円÷3.11%=27,846百万円
 - うち資本金1億円以下
 - 平成24年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）
 - 適用総額：658（カバー率：3.15%）
 - 平成25年度集計結果 適用件数：164
 - 適用総額：866百万円
 - 平成25年度推計件数：164÷3.03%=5,412
 - 総額：866百万円÷3.15%=27,509百万円

別紙②

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限30%の延長）における
減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額
（大企業）

1. 経済産業省平成26年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を合計すると、36,313百万円。
2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成24年度の総額型の活用実績は301,669百万円。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型実績は199,331百万円なので、金額のカバー率は約66.08%。
4. 1. で得られた36,313百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた54,957百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成26年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計56,194百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数
（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成25年度の総額型活用実績を使用。法人税額の20%超の控除を受けた企業数は180社。
2. 実態調査によると、平成24年度の総額型の活用企業数は3,297社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度の総額型活用企業数は497社なので、件数のカバー率は約15.07%。
4. 1. で得られた180社を件数のカバー率で割り戻して得られた1,194社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記1～4と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計3,514社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{100} = 310 \text{百万円}$$

大企業の適用金額に対する中小企業者等割合
(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

（中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について）

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合 (実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)}} = 115 \text{社}$$

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

制度名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	府省名	防衛省
税目	法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後		

点検項目	評価の実施状況	課題
租税特別措置等の合理性		
① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け	<input checked="" type="checkbox"/> 明らか <input type="checkbox"/> 明らかでない	
② 所期の目標の達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> 達成されていない <input type="checkbox"/> 達成されている <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の有効性		
③ 達成目標及び測定指標	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし	
④ 適用数等の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑤ 僅少・偏りの状況	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑥ 適用数等の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑦ 減収額の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑧ 減収額の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握	<input checked="" type="checkbox"/> 把握あり <input type="checkbox"/> 把握なし	
⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測	<input checked="" type="checkbox"/> 予測あり <input type="checkbox"/> 予測なし	
⑪ 税収減是認の効果の実績確認	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑫ 税収減是認の効果の将来見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
租税特別措置等の相当性		
⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	
⑭ 他の政策手段との役割分担	<input type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし	

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、点検の過程において、評価書の修正が行われたことにより、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充 (地方税4)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>我が国の国際競争力を支える研究開発の維持・強化を図るため、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保しつつ、オープンイノベーションの重点的推進等を含め、効率的・効果的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。</p> <p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充を図る(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長を図る(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	防衛省経理装備局技術計画官
4	評価実施時期	平成26年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p>

		<p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%へ引上げるとともに</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p> <p>平成26年度 上乗せ措置(増加型・高水準型)を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5%~30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変わる仕組み)に変更</p>
6	適用又は延長期間	<p>○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒久措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除率の大幅引き上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税額の10%) ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化) <p>○総額型の控除上限の引上げ措置(法人税額の30%)の延長(平成28年度まで)</p>
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成24年度:17.3兆円)の約7割(同:12.2兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を平成28年度までに対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。あわせて、自前主義からオープンイノベーションへ企業行動を変革する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国</p>

	<p>(3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄） V 防衛力の能力発揮のための基盤 5 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。（中略）我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。</p> <p>○中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（平成25年12月17日国家安全保障会議・閣議決定）（抄） 3 防衛力の能力発揮のための基盤 (5) 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定する。</p> <p>○防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月19日防衛省策定） 5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策 (6) 関係府省と連携した取組 防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、（中略）、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p>
② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企第4718号、26.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標：国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野：防衛力の能力発揮のための基盤の確立。 施策：防衛生産・技術基盤の維持・強化</p> <p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進 ⑥官・民の研究開発投資の強化 「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、（中略）、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p>

	<p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。」</p> <p>○日本再興戦略改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 3. 科学技術イノベーションの推進／世界最高の知財立国 (3) 新たに講ずべき具体的施策 官民合わせた研究開発投資の目標（対GDP比4%以上）及び政府研究開発投資として目指す水準（対GDP比1%）が掲げられている日本再興戦略に基づき、研究開発投資を促進するとともに（以下略）。 企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。</p> <p>○第4期科学技術基本計画（平成23～27年度）（平成23年8月閣議決定） II. 将来にわたる持続的な成長と社会の実現 5. 科学技術イノベーションの推進に向けたシステム改革 (1) 科学技術イノベーションの戦略的な推進体制の強化 ②産学官の「知」のネットワーク強化 「科学技術によるイノベーションを促進するための「知」のネットワークの強化に向けて、産学官の連携を一層拡大するための取組を進める。」 V. 社会とともに創り進める政策の展開 4. 研究開発投資の拡充 「民間の研究開発投資を誘発するため、国として、・・・民間研究開発投資への税制優遇措置等について検討を行うことが必要である。」</p> <p>○科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年5月23日閣議決定） 第3章 科学技術イノベーションに適した環境創出 3. 重点的取組 (3) イノベーションを結実させる ①新規事業に取り組む企業の活性化 「我が国では、行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、必要となる研究開発能力、技術的知見、人的資源及び資金を広くオープンな外部資源から調達し、効率的なイノベーションを目指すオープンイノベーションの必要性が高まっている」</p> <p>○平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について（平成25年12月17日閣議決定）（抄） V 防衛力の能力発揮のための基盤 5 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与するものである。（中略）我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化を早急に図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来ビジョンを示す戦略を策定するとともに、装備品の民間転用等を推進する。</p> <p>○中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について（平成25年12月17日閣議決定）（抄） 3 防衛力の能力発揮のための基盤 (5) 防衛生産・技術基盤 適切な水準の防衛生産・技術基盤は、装備品の生産・運用・維持整備のみならず、我が国の運用環境に適した装備品の研究開発にも不可欠であり、潜在的に抑止力の向上にも寄与することを踏まえ、その維持・強化を図るため、我が国の防衛生産・技術基盤全体の将来</p>
--	---

		<p>ビジョンを示す戦略を策定する。</p> <p>○防衛生産・技術基盤戦略（平成26年6月19日防衛省策定） 5. 防衛生産・技術基盤の維持・強化のための諸施策 （6）関係府省と連携した取組 防衛産業の強化には、防衛省における契約制度・研究開発の取組のほか、（中略）、各種税制・補助金の利用等に関し、経済産業省との連携を強化し、中小企業を含めた防衛産業がそのような支援スキームを円滑に利用できるような取組を行うことが効果的である。</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する（日本再興戦略）。数値水準としては、対 GDP 比3%以上である。あわせて、企業が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。（日本再興戦略改定2014） また、中小企業者は大企業に比べ研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業者が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業者の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げるにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。なお、研究論文（kasahara et al. (2011)）によれば、研究開発税制（総額型）は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。</p> <p>また、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、補助金と比して企業の研究開発内容に対して中立的である税制による支援により、創意工夫ある自主的なオープンイノベーションに取り組む企業を効果的に支援することができ、企業行動をオープンイノベーション志向へ変革するよう、環境整備に寄与することが可能。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>国税及び地方税における中小企業者利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件 平成21年度 3,807件 平成22年度 4,530件 平成23年度 5,290件 平成24年度 5,528件</p>

		<p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」 平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p>
		<p>○国税利用実績</p> <p>①減収額実績（）内が中小企業者分（資本金1億円以下） <総額型> 平成22年度 3,337億円（16億円） 平成23年度 2,848億円（45億円） 平成24年度 3,017億円（42億円） 平成25年度 4,618億円（48億円）（見込み） 平成26年度 4,618億円（48億円）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 165億円（164億円） 平成23年度 224億円（222億円） 平成24年度 212億円（209億円） 平成25年度 278億円（275億円）（見込み） 平成26年度 278億円（275億円）（見込み）</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 0.6億円（0億円） 平成23年度 0.4億円（0.1億円） 平成24年度 0.6億円（0億円） 平成25年度 0.6億円（0億円）（見込み） 平成26年度 0.6億円（0億円）（見込み）</p> <p>②適用事業者（法人）数 <総額型> 平成22年度 2,611（504） 平成23年度 2,793（705） 平成24年度 3,297（842） 平成25年度 3,636（972）（見込み） 平成26年度 3,636（972）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 平成22年度 4,029（4,026）</p>

		<p>平成23年度 4,603(4,585) 平成24年度 4,706(4,686) 平成25年度 5,430(5,412)(見込み) 平成26年度 5,430(5,412)(見込み)</p> <p><オープンイノベーション型> 平成22年度 91(28) 平成23年度 91(27) 平成24年度 100(32) 平成25年度 100(32)(見込み) 平成26年度 100(32)(見込み)</p> <p>○地方税影響額実績 平成23年度 43億円 平成24年度 43億円 平成25年度 43億円(見込み) 平成26年度 43億円(見込み)</p> <p>※平成22年度は、「会社標本調査(国税庁)」、平成23、24年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。ただし、オープンイノベーション型の平成22年度実績は、「平成25年度経済産業省アンケート調査(大企業)」で得られた、平成23年度、平成24年度の活用実績を「平成23、24年度租税特別措置の活用実態調査(財務省)」の実績値で割り戻し、平均カバー率を算出したうえで試算した。(別紙②参照)</p> <p>※平成25、26年度については、「平成26年度経済産業省アンケート調査(大企業)」及び「平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、上記調査の数字を「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。(別紙①参照)</p> <p>(平成26年度については、アンケート調査の回答企業数が少なく、試算した数値が信用に足る数値とは判断できないため、平成25年度と同じ数値とした。)</p> <p>なお、オープンイノベーション型の平成25、26年度見込みについては、適用数、適用額が少ないこと及び過去の伸び率を勘案し、平成24年度と同数とした。</p> <p>平成25年度要望時の見込み(平成26年度要望時の見込みは、上乗せ分(増加型、高水準型)の見込みを記載していたため、平成25年度要</p>
--	--	---

		<p>望時の見込みを記載。総額型の見込みと中小企業技術基盤強化税制の見込みを合算し、中小企業者分のみを算出。</p> <p>・平成24年度見込み 3,783件 12,032百万円(国税) 3,783件 2,082百万円(地方税)</p> <p>・平成25年度見込み 3,783件 12,594百万円(国税) 3,783件 2,179百万円(地方税)</p> <p>※平成25年度租税特別措置の適用実態調査結果(財務省) 平成24年度(実績) 5,528件 25,064百万円(国税)</p> <p>※平成25年度地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(総務省) 平成24年度(実績) 影響額 4,252万円(地方税)</p> <p>平成24年度適用件数及び適用金額については、平成25年度要望時の想定と比較して、想定外に僅少ではないと考える。</p> <p>○将来推計 平成27年度</p> <p>・総額型 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 3,636(972) 事業年度 461,786百万円(4,801百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 619百万円</p> <p>・中小企業技術基盤強化税制 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 5,430(5,412) 事業年度 27,846百万円(27,509百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 3,549百万円</p> <p>・オープンイノベーション型 <国税における減収額>(別紙①、別紙②参照) 件数 373(115) 事業年度 2,749百万円(310百万円)</p> <p><地方税における減収額>(別紙③参照) 事業年度 40百万円</p>
--	--	--

<p>平成28年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 475,640百万円(4,945百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 638百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制 <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 28,681百万円(28,334百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,655百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーション型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,831百万円(319百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 41百万円</p> <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 3,636(972)</p> <p>事業年度 489,909百万円(5,093百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 657百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業技術基盤強化税制 <p><国税における減収額></p> <p>件数 5,430(5,412)</p> <p>事業年度 29,541百万円(29,184百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 3,765百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンイノベーション型 <p><国税における減収額></p> <p>件数 373(115)</p> <p>事業年度 2,916百万円(329百万円)</p> <p><地方税における減収額></p> <p>事業年度 42百万円</p>

<p>※平成28、29年度の適用件数見込みについては、現時点において適用件数を増減させる要素が明確でないことから、平成27年度将来推計と同数とした。また、適用金額については、日本再興戦略期間中は名目GDPが毎年3%増加する見込みであることから、平成28年度見込みについては、平成27年度見込みの103%に相当する額、平成29年度についても平成28年度見込みの103%に相当する額とした。 (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>○利用業種 (総額型控除上限20%→30%適用企業) 平成25年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【総額型控除上限20%→30%適用企業 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>2919</td> <td>1893</td> </tr> <tr> <td>化学</td> <td>423</td> <td>237</td> </tr> <tr> <td>電気機器</td> <td>366</td> <td>203</td> </tr> <tr> <td>精密機器</td> <td>243</td> <td>174</td> </tr> <tr> <td>医薬品</td> <td>224</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>190</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>輸送用機器</td> <td>152</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>136</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>非鉄金属</td> <td>102</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>金属製品</td> <td>102</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>73</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>鉄鋼</td> <td>73</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>63</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>772</td> <td>581</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成26年度「経済産業省企業アンケート調査」、平成26年度「中小企業庁企業アンケート調査」及び財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より作成</p> <p>(オープンイノベーション型) 平成24年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。 【オープンイノベーション型 業種別内訳】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種名</th> <th>適用企業数</th> <th>(うち中小企業)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総計</td> <td>100</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>12</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>窯業・土石製品</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	2919	1893	化学	423	237	電気機器	366	203	精密機器	243	174	医薬品	224	116	食料品	190	145	輸送用機器	152	58	機械	136	87	非鉄金属	102	58	金属製品	102	87	建設業	73	29	鉄鋼	73	58	卸売業	63	58	その他	772	581	業種名	適用企業数	(うち中小企業)	総計	100	32	食料品	6	0	化学工業	12	2	窯業・土石製品	3	1
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																																										
総計	2919	1893																																																										
化学	423	237																																																										
電気機器	366	203																																																										
精密機器	243	174																																																										
医薬品	224	116																																																										
食料品	190	145																																																										
輸送用機器	152	58																																																										
機械	136	87																																																										
非鉄金属	102	58																																																										
金属製品	102	87																																																										
建設業	73	29																																																										
鉄鋼	73	58																																																										
卸売業	63	58																																																										
その他	772	581																																																										
業種名	適用企業数	(うち中小企業)																																																										
総計	100	32																																																										
食料品	6	0																																																										
化学工業	12	2																																																										
窯業・土石製品	3	1																																																										

	<table border="1"> <tr> <td>機械製造業</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>11</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>運輸通信公益事業</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>35</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より</p>	機械製造業	5	2	電気機械器具	8	3	卸売業	11	5	小売業	3	3	運輸通信公益事業	4	0	サービス業	13	8	その他	35	8
機械製造業	5	2																				
電気機械器具	8	3																				
卸売業	11	5																				
小売業	3	3																				
運輸通信公益事業	4	0																				
サービス業	13	8																				
その他	35	8																				
② 減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額</p> <p>影響額実績</p> <p>平成20年度 43億円</p> <p>平成21年度 23億円</p> <p>平成22年度 30億円</p> <p>平成23年度 43億円</p> <p>平成24年度 43億円</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」</p> <p>平成23～24年度：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考) 国税における減収額</p> <p>減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 2,881億円(246億円)</p> <p>平成21年度 2,565億円(131億円)</p> <p>平成22年度 3,726億円(174億円)</p> <p>平成23年度 3,395億円(234億円)</p> <p>平成24年度 3,952億円(223億円)</p> <p>○増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成20年度 2.4億円</p> <p>平成21年度 1.0億円</p> <p>平成22年度 1.7億円</p> <p>平成23年度 2.1億円</p> <p>平成24年度 2.3億円</p> <p>(参考) 減収額実績額(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 178億円(14億円)</p> <p>平成21年度 133億円(6億円)</p>																					

	<p>平成22年度 224億円(10億円)</p> <p>平成23年度 232億円(増加型116億円、高水準型116億円)(12億円)</p> <p>平成24年度 266億円(増加型173億円、高水準型93億円)(14億円)</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」</p> <p>平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法)</p> <p>「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型、高水準型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について</p> <p>国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成20年度 4,899件</p> <p>平成21年度 3,807件</p> <p>平成22年度 4,530件</p> <p>平成23年度 5,290件</p> <p>平成24年度 5,528件</p> <p>【平成20～22年度：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」</p> <p>平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型利用実績</p> <p>平成23年度 1,228件</p> <p>平成24年度 1,447件</p> <p>○高水準型利用実績</p> <p>平成23年度 83件</p> <p>平成24年度 81件</p> <p>【平成23～24年度：財務省「租税特別措置の実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>○将来推計</p>
--	---

		<p>平成27年度 総額型 ▲562億円 (▲12.4億円) オープンイノベーション型 ▲27億円 (▲3.1億円) (平成26年度経産省アンケート調査結果による試算)</p> <p>※平成27年度推計の根拠 総額型については、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)により得られた平成25年度の総額型活用実績を使用し、法人税額の20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の20%を減じた額を試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字と財務省租税特別措置の適用実態調査の数字を比較して得たカバー率で除して算出した。(中小企業者についても、平成26年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査により得られた平成25年度の総額型活用実績から上記と同様に試算。)</p> <p>※オープンイノベーション型についても、平成26年度経産省アンケート調査(大企業)において、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業(黒字企業のみ)は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとし、オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%として試算。この数値を、上記経産省アンケート調査(大企業)の数字を財務省「租税特別措置の適用実態調査」の数字と比較して得たカバー率で除し、上記経産省アンケート調査の平成25年度特別試験研究費の額を減じて試算した。</p> <p>なお、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入(特許、実用新案及びノウハウ)及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円であり、この金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると164百万円となる。これに我が国における欠損計上法人の比率(70.3%(平成24年度))等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。</p>
--	--	--

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> <td>4.04</td> <td>4.36</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.25</td> <td>3.38</td> <td>3.35</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.63</td> <td>2.77</td> <td>2.82</td> <td>2.74</td> <td>2.76</td> <td>2.79</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> <td>2.89</td> <td>2.98</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>2.08</td> <td>2.12</td> <td>2.27</td> <td>2.24</td> <td>2.25</td> <td>2.29</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.75</td> <td>1.75</td> <td>1.82</td> <td>1.77</td> <td>1.78</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>1.40</td> <td>1.47</td> <td>1.70</td> <td>1.76</td> <td>1.84</td> <td>1.98</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>1.12</td> <td>1.04</td> <td>1.25</td> <td>1.13</td> <td>1.09</td> <td>1.12</td> </tr> </tbody> </table> <p>*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国 (出典:OECD「Main Science and Technology Indicators」) リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みからは回復基調にあるが、平成24年度の研究開発投資の伸び率は引き続き低い水準に留まっている。</p> <p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年~平成29年) 我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>*民間の研究開発費の対GDP比率の目標 官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値</p> <p>○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>2.45</td> <td>2.53</td> <td>2.64</td> <td>2.80</td> <td>3.09</td> <td>3.40</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>2.70</td> <td>2.72</td> <td>2.54</td> <td>2.49</td> <td>2.60</td> <td>2.57</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.86</td> <td>1.97</td> <td>1.96</td> <td>1.87</td> <td>1.89</td> <td>1.95</td> </tr> </tbody> </table>		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36	日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35	アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79	ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98	フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29	イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73	中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98	ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12		2007	2008	2009	2010	2011	2012	韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40	日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57	アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																							
韓国	3.21	3.36	3.56	3.74	4.04	4.36																																																																																							
日本	3.46	3.47	3.36	3.25	3.38	3.35																																																																																							
アメリカ	2.63	2.77	2.82	2.74	2.76	2.79																																																																																							
ドイツ	2.53	2.69	2.82	2.80	2.89	2.98																																																																																							
フランス	2.08	2.12	2.27	2.24	2.25	2.29																																																																																							
イギリス	1.75	1.75	1.82	1.77	1.78	1.73																																																																																							
中国	1.40	1.47	1.70	1.76	1.84	1.98																																																																																							
ロシア	1.12	1.04	1.25	1.13	1.09	1.12																																																																																							
	2007	2008	2009	2010	2011	2012																																																																																							
韓国	2.45	2.53	2.64	2.80	3.09	3.40																																																																																							
日本	2.70	2.72	2.54	2.49	2.60	2.57																																																																																							
アメリカ	1.86	1.97	1.96	1.87	1.89	1.95																																																																																							

ドイツ	1.77	1.86	1.91	1.88	1.96	2.02
フランス	1.31	1.33	1.40	1.42	1.44	1.48
イギリス	1.09	1.09	1.10	1.08	1.13	1.10
中国	1.01	1.08	1.25	1.29	1.39	1.51
ロシア	0.72	0.66	0.78	0.68	0.66	0.66

*2012年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
 (出典: OECD「Main Science and Technology Indicators」)
 <今後の達成予測>
 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、平成26年度税制改正で実施した増加型の抜本的拡充に加え、総額型の控除上限(法人税額の30%)の恒久化を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>
 リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。

加えて、企業の研究開発が自前主義に留まり、今後我が国における画期的イノベーションの創出が滞り、わが国の成長力・国際競争力が長期的に減衰することが懸念される。

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年~平成29年)
 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、過去及び将来において、以下の効果が期待される。

なお、研究論文(kasahara et al. (2011))によれば、研究開発税制(総額型)は、控除額に対し民間研究開発投資を約2.33倍押し上げる効果がある。平成26年度経済産業省アンケート調査でも、約75%の企業が研究開発税制による研究開発投資の押し上げ効果を認識している。上記で示した総額型の押し上げ倍率(2.33倍)及び「租税特別措置の適用実態調査」の実績から、国税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、7,029億円(平成24年度総額型実績301673百万円×2.33倍=702898百万円)。同様に「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」の実績から、地方税における平成24年度における研究開発投資押し上げ額は、99億円(平成24年度影響額4,252百万円×2.33)。

また押し上げ効果として、平成24年度の12.2兆円(平成24年度実績)は約5.8%押し上げられており、研究開発税制は、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献したといえる。

○総額型の控除上限引き上げ措置(30%)の延長(平成28年度まで)現行の総額型は、民間研究開発投資を維持する方策として有効であることから、主要国の研究開発税制とのイコールフットイングを確保することで、民間研究開発投資を安定的に維持・拡大させることが期待でき、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。

○オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の拡充(恒

久措置)
 ・控除率の大幅引上げ(5倍程度)及び控除上限の別枠化(法人税の10%)
 ・特別試験研究費の範囲の拡大(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を対象化)
 我が国企業におけるオープンイノベーションの取組は国際的に遅れており、これが競争力において他国に劣後する大きな要因となっている。特別試験研究費税額控除制度は、企業の自前主義・自己完結主義からの脱却を図り、効率的な研究開発を促進することに有効であることから、オープンイノベーションに向けた企業行動の変革に寄与することが期待できる。

また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。

・平成27年度減収見込額 562億円(総額型及び中小企業技術基盤強化税制の控除上限引上げ分)(中小企業者:12.4億円)【地方税:1.6億円】
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 1,309億円(中小企業者:29億円)【地方税 3.7億円】
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(562億円分(中小企業者:12.4億円))が、平成27年度~平成36年度までの10年間に及ぼす
 ①GDP押し上げ効果:5,627億円(中小企業者:124億円)【地方税:16億円】
 ②雇用創出効果:約6.7万人(中小企業者:約1,500人)【地方税:約190人】
 ③税収効果:約927億円(中小企業者:約20億円)【地方税:約2.6億円】

・平成27年度減収見込額 27億円(オープンイノベーション型の抜本拡充分)(中小企業者:3.1億円)【地方税0.4億円】
 ↓ 研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果
 ・研究開発投資押し上げ額 63億円
 ↓ GDP押し上げ効果(マクロモデルによる計算)
 ・単年度の減収(27億円分(中小企業者:3.1億円))が、平成27年度~平成36年度までの10年間に及ぼす
 ①GDP押し上げ効果:270億円(中小企業者:31億円)【地方税:4億円】
 ②雇用創出効果:約0.3万人(中小企業者:約340人)【地方税:約44人】
 ③税収効果:約44億円(中小企業者:約5.1億円)【地方税:約0.7億円】

さらに、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略2014に記載のある他の施策(「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等)の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。

<p>9 相当性 ① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い（76.1%、主要国中トップ）。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している（98.2%）。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない（1.1%、主要国中最低）。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要。また研究開発投資にはスピルオーバー効果はあり（負の外部経済）、研究開発主体が研究開発成果を独占できないことから、社会的に望ましい水準よりも過小投資となるとの指摘もあることから、政府による支援が必要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進及び研究開発投資の維持効果の高い総額型の措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近隣の競争国である韓国をはじめ、近年、主要国では積極的に拡充されている。</p> <p>(参考)</p> <div data-bbox="405 831 994 895" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>○各国は研究開発税制の拡大競争を実施。 ○OECD加盟国で比較すると、1999年当時は研究開発税制採用16ヶ国中4ヶ国が増加型のみであったが、2013年現在、研究開発税制採用国27ヶ国のうち増加型のみはなし。 ○なお、OECD非加盟の主要国(中国、ロシア、シンガポール、台湾)においても、現在増加型のみはなし。</p> </div> <table border="1" data-bbox="405 898 994 1198" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption style="text-align: center;">主要国の研究開発税制の動向</caption> <tr> <td style="text-align: center;">英国</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">恒久措置 法人税法</td> <td>2008 大企業向け追加資金算入割合を引上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加資金算入割合を引上げ (50% → 75%、2007f → 100%、2011f → 125%、2012f) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型 総額型</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">仏国</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">恒久措置 フランス税法</td> <td>2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>増加型 総額型</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">韓国</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">恒久措置 ※重点分野は 誘導措置 租税特例制税法</td> <td>2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率） ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型と増加型の選択 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中国</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">恒久措置 法人所得税法</td> <td>2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加</td> <td>現行制度</td> <td>総額型</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">米国</td> <td style="text-align: center;">➡</td> <td style="text-align: center;">時限措置 国内歳入法</td> <td>※2014年5月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。</td> <td>1999年時点 現行制度</td> <td>総額型とハイブリッド型 ハイブリッド型※ ※増加型と総額型の特長をもった制度。</td> </tr> </table> <p>また、我が国におけるオープンイノベーションの現状は、OECD の調査によると他国と比較しても劣後している。（我が国の高等教育機関及び公的研究機関の研究開発費に占める民間拠出の割合は2.4%であり、OECD平均5.0%の約半分と低水準）</p> <p>すなわち、いまだに少なからぬ企業が自前主義に固執している状況であることから、日本再興戦略改訂版 2014 において掲げられている「企業</p>	英国	➡	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加資金算入割合を引上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加資金算入割合を引上げ (50% → 75%、2007f → 100%、2011f → 125%、2012f) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型	仏国	➡	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型	韓国	➡	恒久措置 ※重点分野は 誘導措置 租税特例制税法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率） ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択	中国	➡	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型	米国	➡	時限措置 国内歳入法	※2014年5月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型 ハイブリッド型※ ※増加型と総額型の特長をもった制度。
英国	➡	恒久措置 法人税法	2008 大企業向け追加資金算入割合を引上げ (25%→30%) 2008~2012 中小企業向け追加資金算入割合を引上げ (50% → 75%、2007f → 100%、2011f → 125%、2012f) 2013 大企業向けの税額控除制度の導入	1999年時点 現行制度	総額型 総額型																										
仏国	➡	恒久措置 フランス税法	2013 従前の措置に加え、中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に対して20%の税額控除の創設	1999年時点 現行制度	増加型 総額型																										
韓国	➡	恒久措置 ※重点分野は 誘導措置 租税特例制税法	2008 重点分野（新成長動力及び源泉技術研究開発）に対する税額控除を創設 2013 中堅企業の類型を設け、優遇控除率を適用（以前は、大企業と同率） ※2014年8月に公布された政府税制改正案では、重点分野の範囲をさらに拡大する方針。	1999年時点 現行制度	総額型と増加型の選択 ①重点分野 総額型 ②非重点分野 総額型と増加型の選択																										
中国	➡	恒久措置 法人所得税法	2013 対象範囲に設備の保守・管理費用や新薬の研究・製造に関連する臨床試験費等を追加	現行制度	総額型																										
米国	➡	時限措置 国内歳入法	※2014年5月に公表された予算教書では、税額控除制度の恒久化及び控除率の引上げについて記載。	1999年時点 現行制度	総額型とハイブリッド型 ハイブリッド型※ ※増加型と総額型の特長をもった制度。																										

	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>が行き過ぎた技術の自前主義・自己完結主義から脱却し、機動的なイノベーションを目指すオープンイノベーションを強力に推進するための環境整備を図る。」という目標を達成するためには、企業行動を自前主義からオープンイノベーション志向へ変革させる必要がある。このため、企業行動に影響を与え得る税制によってインセンティブを与えることが必要である。</p> <p>加えて、異なる組織間の技術知識ストックが交流・融合することがオープンイノベーションの要諦であることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進する税制による措置が効果的である。</p> <p>なお、オープンイノベーションに係る優遇税制措置は、フランスやイタリア、スペインなど欧州においても導入されている。</p> <p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。OECDペーパーにおいても、「研究開発税制は産業、地域及び企業に対して中立的」な特徴を持つと評価されており、企業の創意工夫を可能とする研究開発税制と特定分野等に誘導する補助金を組み合わせることが効果的であることを示唆している。</p> <p>また、日本再興戦略や科学技術イノベーション総合戦略 2014 に記載のある他の施策（「橋渡し」を担う公的研究機関等における機能の強化、新規事業に取り組む企業の活性化の促進、規制・制度の改革の推進、国際標準化・知的財産戦略の強化等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
<p>10 有識者の見解</p>		<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p> <p>・ 事業内容の性質から本租税特別措置等の要望は理解できる。 ・ 今後、租税特別措置の大幅な改訂が予想される中で、事業の有効性をより具体的に説明することが必要。</p>
<p>11 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>		<p>平成25年9月</p>

別紙①

別紙②

平成 25 年度、平成 26 年度の適用数等推計の考え方

○租税特別措置法の適用実態調査（財務省：平成 24 年度実績）

総額型：適用件数：3,297（うち中小企業：842）

適用総額：301,673 百万円（うち中小企業：4,163 百万円）

中小企業技術基盤強化税制：適用件数：4,706（うち中小企業：4,686）

適用総額：21,164 百万円（うち中小企業：20,901 百万円）

オープンイノベーション型：平成 23 年度適用件数：91（27）

平成 23 年度適用総額：41 百万円（8）

平成 24 年度適用件数：100（32）

平成 24 年度適用総額：63 百万円（4）

○平成 26 年度経済産業省アンケート調査（大企業）（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果 適用件数：497（租税特別措置法の適用実態調査に対するカバー率：15.07%）

適用総額：183,271 百万円（カバー率：60.75%）

（平成 24、25 年度の適用額が記載されている企業のみ抽出して試算）

平成 25 年度集計結果 適用件数：548

適用総額：280,535 百万円

平成 25 年度推計件数：548 ÷ 15.07% = 3,636

総額：280,535 百万円 ÷ 60.75% = 461,786 百万円

うち、中小企業分（平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

総額型 平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：16.86%）

適用総額：647（カバー率：15.54%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：746 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 16.86% = 972

総額：746 百万円 ÷ 15.54% = 4,801 百万円

オープンイノベーション型：平成 25 年度適用件数 100 社

平成 25 年度適用総額 63 百万円

※オープンイノベーション型の減収見込額・適用見込事業者数については利用数及び利用金額が少ないこと、また過去の伸び率等を勘案し、平成 24 年度実績と同数とした。

○中小企業技術基盤強化税制

平成 26 年度中小企業技術基盤強化税制アンケート調査（平成 24 年度実績）

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.02%）

適用総額：658（カバー率：3.11%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.02% = 5,430

総額：866 百万円 ÷ 3.11% = 27,846 百万円

うち資本金 1 億円以下

平成 24 年度集計結果：適用件数：142（カバー率：3.03%）

適用総額：658（カバー率：3.15%）

平成 25 年度集計結果 適用件数：164

適用総額：866 百万円

平成 25 年度推計件数：164 ÷ 3.03% = 5,412

総額：866 百万円 ÷ 3.15% = 27,509 百万円

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

総額型及び中小企業技術基盤強化税制（控除上限 30%の延長）における減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

（大企業）

1. 経済産業省平成 26 年度企業アンケート調査（以下「大企業アンケート」という。）により得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20%超の控除を受けた企業について、控除額から法人税額の 20%を減じた額を合計すると、36,313 百万円。

2. 財務省租税特別措置の適用実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成 24 年度の総額型の活用実績は 301,669 百万円。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型実績は 199,331 百万円なので、金額のカバー率は約 66.08%。

4. 1. で得られた 36,313 百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた 54,957 百万円を減収見込額とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業庁平成 26 年度企業アンケート調査（以下「中小企業アンケート」という。）により得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた減収見込額は、1,237 百万円。

よって、大企業と中小企業者等の減収見込額の合計 56,194 百万円を、減収見込額とした。

○適用見込事業者数

（大企業）

1. 大企業アンケートにより得られた平成 25 年度の総額型活用実績を使用。法人税額の 20%超の控除を受けた企業数は 180 社。

2. 実態調査によると、平成 24 年度の総額型の活用企業数は 3,297 社。

3. 大企業アンケートにおける平成 24 年度の総額型活用企業数は 497 社なので、件数のカバー率は約 15.07%。

4. 1. で得られた 180 社を件数のカバー率で割り戻して得られた 1,194 社を適用見込事業者数とした。

（中小企業者等）

1. 中小企業アンケートにより得られた中小企業技術基盤強化税制活用実績及び実態調査を用い、上記 1～4 と同様の手法により得られた適用見込件数は、2,320 社。

よって、大企業と中小企業者等の適用見込件数の合計 3,514 社を、適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について

○減収見込額

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は、別枠化されたオープンイノベーション型を活用するとする。
2. オープンイノベーション型の控除率を60%、別枠化されたオープンイノベーション型の控除上限を法人税額の10%とした場合、それら企業の減収見込額は649百万円。
3. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は59百万円。
4. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は15.7百万円なので、金額のカバー率は約26.61%。
5. 2. で得られた649百万円を金額のカバー率で割り戻して得られた2,439百万円から、実態調査の実績額である59百万円を差し引いて得られた2,380百万円を大企業の減収見込額とした。
6. 中小企業者等の減収見込額については、以下の式により得られた310百万円から、実態調査の実績額である4百万円を差し引いて得られた306百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 2,380 \times \frac{(8+4/33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 310 \text{百万円}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

7. 大企業及び中小企業者等の控除見込額合計額2,686百万円を、オープンイノベーション型の減収見込額とした。

(中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価について)

1. 特許庁「平成25年度知的財産活動調査」によると、資本金が1億円未満の企業が企業グループ外から受領したライセンス収入（特許、実用新案及びノウハウ）及び資本金1億円未満の企業が特許譲渡の対価として受領した額の合計は、1,641百万円。
2. 上記金額には、研究開発目的でないものも含まれている。一般に、ライセンス収入は売上にかかるロイヤリティ収入が大部分を占めるものであるため、我が国企業が研究開発目的にて支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価を全体の1/10程度と仮定すると、164百万円。
3. 我が国における利益計上法人の比率（29.7%（平成24年度））等を考慮すると、減収見込額は極めて僅少になるため、中小・ベンチャー企業等に支払った技術ライセンス料及び特許譲受対価については、試算に含めないこととした。

○適用見込事業者数

1. 大企業アンケートにおいて、平成25年度の特別試験研究費の額を記入している企業（黒字企業のみ）は38社。

2. 実態調査によると、平成24年度のオープンイノベーション型の適用事業者数は68社。
3. 大企業アンケートにおける平成24年度のオープンイノベーション型実績は10社なので、件数のカバー率は約14.71%。
4. 1. で得られた38社をカバー率で割り戻して得られ258社を大企業の適用見込件数とした。
5. 中小企業者等の適用見込件数については、以下の通りとした。

$$\text{中小企業者等} : 258 \times \frac{(27+32/64+68)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 115 \text{社}$$

(実態調査平成23年度及び平成24年度実績平均)

6. 大企業及び中小企業者等の適用見込件数373社を、オープンイノベーション型の適用見込件数とした。

オープンイノベーション型 平成22年実績について

1. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査（対象：大企業）により得られた、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ16.7百万円及び14.6百万円。
2. 実態調査によると、平成23年度及び平成24年度のオープンイノベーション型の活用実績は、それぞれ33百万円及び59百万円。
3. 上記アンケートにおける、平成23年度及び平成24年度の金額の平均カバー率は、約34.0%。

$$\text{カバー率} : 16.7 + 14.6 / 33 + 59 = 34.0\%$$

4. 経済産業省平成25年度企業アンケート調査により得られた、平成22年度のオープンイノベーション型の活用実績16.5百万円を、上記金額の平均カバー率で割り戻して得られた48百万円を、平成22年度におけるオープンイノベーション型の適用実績とした。
5. うち中小企業者等の実績についてはアンケート等により把握できていないため、以下のとおり6百万円とした。

$$\text{中小企業者等} : 48 \times \frac{(8+4 / 33+59)}{\text{大企業の適用金額に対する中小企業者等割合}} = 6 \text{百万円}$$

5. よって、大企業と中小企業者等の減収額の合計を54百万円とした。
6. 同様の手法により、平成22年度の適用事業者数を91と試算した。

$$\text{カバー率} : 12 + 9 / 64 + 68 = 15.9\%$$

$$\text{適用事業者数} : 10 / 15.9\% = 63$$

$$\text{中小企業者等} : 63 \times \frac{(27+32 / 64+68)}{\text{大企業の適用事業者数に対する中小企業者等割合}} = 28$$

平成27年度中小企業者等の試験研究費に係る特例措置要求減収額等算出根拠

<地方税における将来推計>

①総額型の控除上限の引上げ措置の延長（法人税額の30%）

・総額型

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲461,786百万円 3,636社

うち中小企業者：▲4,801百万円、972社

この試算された減収見込み額より、12.9%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した結果、地方税における減収額見込み額を算出。

※なお、平成26年10月の税率改定前の試算には17.3%を適用している。

$$4,801 \text{百万円} \times 12.9\% = \underline{619.3 \text{百万円}}$$

（参考）法人住民税の減収額（平成26年10月以降）

法人住民税の減収額＝法人税の減収額×税率12.9%（※）

※市町村分9.7%、都道府県分3.2%

・中小企業技術基盤強化税制

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲27,846百万円 5,430社

うち中小企業者：▲27,509百万円、5,412社

同様に地方税適用見込みは以下のとおり

$$27,509 \text{百万円} \times 12.9\% = \underline{3548.6 \text{百万円}}$$

②オープンイノベーション型（特別試験研究費税額控除制度）の拡充

技術振興・大学連携推進課算出国税の減収見込額（別紙①、別紙②参照）

減収見込額：▲2,749百万円、373社

うち中小企業者：▲310百万円、115社

同様にオープンイノベーション型における地方税適用見込みは以下のとおり

$$310 \text{百万円} \times 12.9\% = \underline{40.0 \text{百万円}}$$

<実績把握>

地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）による影響額

○平成23年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,881,485千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 97,750千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 126,476千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 185,193千円

○平成24年度 措置名：試験研究を行った場合の法人税額の特別控除

- ・中小企業技術基盤強化税制 3,661,353千円
- ・繰越中小企業者等税額控除限度額に係る税額控除 282,254千円
- ・試験研究費の増加額に係る税額控除 184,527千円
- ・平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除 123,700千円

【資料 1】

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン

〔平成 22 年 5 月 28 日〕
政策評価各府省連絡会議了承
〔平成 25 年 8 月 5 日〕
一 部 改 正

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）の枠組みの下、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関の取組の進展等を踏まえ、必要に応じ、租税特別措置等に係る政策評価の改善及び充実のため、所要の見直しを行う。

I 評価に当たって

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定。以下「22 年度大綱」という。）において、租税特別措置等は、「その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置等は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。」との考え方が示されている。租税特別措置等の透明化及びその適宜適切な見直しを図る上で、政策評価の果たす役割は大きいものと考えられる。

22年度大綱においては、租税特別措置等の抜本的な見直しに関し、政策評価を厳格に行うこととされたほか、見直しの指針として、政策評価法に基づく所管官庁の事後評価等において、税収減を是認するような有効性が客観的に確認されているかが明記された。また、経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日閣議決定）においては、政策税制の政策評価については租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号。以下「租特透明化法」という。）に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図るとされたところである。

租税特別措置等に係る政策評価は、これらの閣議決定に適切に対応するよう実施するものである。評価の実施においては、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析するとともに、分析内容が国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられることが重要である。

II 評価の方法

1 評価の対象

事前評価の対象となるのは、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条第7号及び第8号並びに政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）I 4キに規定する政策である。行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号ロ及び第8号における「税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置」とは、特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置を指すものである。

事後評価の対象となるのは、政策評価に関する基本方針I 5カに規定する政策である。そのうち、法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等の具体的範囲は、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第3条第7号イ及びロと同様である。

2 評価の単位

事前評価の対象となる租税特別措置等に係る政策については、各行政機関における税制改正要望に当たって、事前評価が実施されることになる。事前評価の結果が、各行政機関における税制改正要望や、その後の税制改正作業に適切に対応するものとなるよう、事前評価の対象とする政策の単位は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等の単位に対応させる。

事後評価については、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

3 評価の実施主体

(1) 事前評価

事前評価は、租税特別措置等の新設、拡充又は延長を要望しようとする行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が要望を行う場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

(2) 事後評価

事後評価は、評価の対象となる租税特別措置等に係る政策について、過去に当該租税特別措置等の要望を行った行政機関が実施する。同一の租税特別措置等について、複数の行政機関が関係する場合は、各行政機関が評価の実施主体であることを前提として、必要に応じて、各行政機関が相互に連携・協力して評価に取り組むことができる。

4 評価の内容

租税特別措置等に係る政策の事前評価及び事後評価は、以下の内容により行う。事前評価の結果は、事後評価によって必ず検証されることが重要である。

(1) 事前評価

ア 分析対象期間

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合、分析対象期間としては、要望に係る租税特別措置等の適用期間、効果や減収額等の推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合、将来にわたる予測部分についての分析対象期間としては、上記新設の場合による。また、過去の実績部分についての分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。この政策目的とは、22年度大綱における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」の別添「政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）」に記載されている「背景にある政策」に係る目的と基本的に同様である（（2）イ（i）において同じ。）。

政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事前評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租特透明化法及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報も用いて予測・把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されるか（されたか）をできる限り定量的に把握する。効果の将来予測を行う場合は、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況についても説明する。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合は、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による様々な波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。

租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

(2) 事後評価

ア 分析対象期間

事後評価の分析対象期間としては、3年から5年を一応の目安として、個別の事例に応じた適切な期間を設定する。

イ 租税特別措置等の必要性等

(i) 租税特別措置等により実現しようとする政策目的

租税特別措置等によって実現しようとする政策目的が何かを説明する。政策目的の説明に併せ、当該政策目的がどのような根拠（法律、政令、閣議決定等）に基づくものであるかを明らかにすることにより、当該政策目的が優先度や緊要性の高いものとして位置付けられているかを説明する。

また、あらかじめ明示された政策体系におけるその政策目的の位置付けを明らかにする。

(ii) 租税特別措置等により達成しようとする目標

上記(i)の政策目的の下、租税特別措置等によって達成しようとする具体的な目標が何かを説明するとともに、当該目標の測定指標を設定する。その際、政策目的に対し、達成しようとする目標の実現がどのように寄与するかも説明する。

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事後評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を把握するとともに、税収減を是認するような効果が確認されるかを説明する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。

租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報も用いて把握する。

租税特別措置等による効果については、直接的効果とともに、租税特別措置等により実現しようとする政策目的がどのように達成されたかをできる限り定量的に把握する。その際、上記イ(ii)の目標の実現状況を明らかにするとともに、所期の目標が既に達成されていないかを説明する。また、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に説明する。

効果の把握においては、租税特別措置等による波及効果についても、データの精度や客観性に留意しつつ明らかにするよう努める。

また、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合は、できる限り地域ごとのデータを把握するよう努める。
事後評価において、効果が上がっていないと考えられる場合は、その要因を分析する。

エ 租税特別措置等の相当性

政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々なものがある中で、租税特別措置等の手段をとることが必要であり、適切であるかを説明する。

また、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合には、適切かつ明確に役割分担がなされているかを説明する。

地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）については、地方公共団体が政策目的の実現に協力することが相当であるかについても説明する。

オ 評価結果の反映の方向性

事後評価の結果を、評価の対象とした租税特別措置等の在り方にどのように反映させるかを説明する。

5 評価の実施時期等

(1) 事前評価

事前評価は、各行政機関における租税特別措置等の要望に際して、評価によって得られる情報が有用なものとして用いられるよう適切なタイミングで実施することが原則である。ただし、要望の段階で、要望の内容を具体化することが困難な場合には、要望後の適切なタイミングで評価の結果を公表する。各行政機関においては、要望の着想から決定に至る一連の過程の中で、できる限り早期に評価を開始するよう努めるべきである。

(2) 事後評価

事後評価は、その結果が、各行政機関における租税特別措置等についての検討作業や税制改正作業において有効に活用されるよう、原則として毎年8月末までの適切なタイミングで実施する。

また、租税特別措置等については、定期的にその効果等の検証が行われることが重要であり、事後評価を継続的に実施していく必要がある。事後評価のサイクルとしては、政策評価に関する基本計画の期間を踏まえ、3年から5年に1回は評価を行うことを原則とする。各行政機関においては、事後評価を実施しない年度においても、不断の検証を行うよう努める。

その際、期限の定めのない措置や10年以上にわたって存続している措置から順に事後評価に取り組むなど、評価の必要性の高いものから計画的に評価に取り組む。

なお、既存の租税特別措置等の拡充又は延長の要望に際して事前評価を実施した場合は、事後評価の要素を含んでいることから、改めて事後評価を実施することは要しない。

6 総務省による客観性担保評価活動

総務省行政評価局は、各行政機関が実施した政策評価の結果を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施する。点検結果については、毎年度の税制改正作業に対し、適時に提供する。

7 その他

(1) 有識者の見解

租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会での検討結果や有識者の見解がある場合、これらを評価書に記載する。

(2) 適用実態に関する情報の提供等

各行政機関、財務省及び総務省は、政策評価に必要な租税特別措置等の適用実態に関する情報の提供・利用については、租特透明化法及び地方税法の枠組みの下、適切に対応する。

(3) 分析内容の充実

今後新たに組み込んでいくことになる租税特別措置等に係る政策評価については、一層の質の向上を図っていくことが

重要である。このため、総務省行政評価局において、財務省や総務省、各行政機関の協力を得て、必要な取組を推進する。また、各行政機関においても、自らの評価の質の充実を図っていくことが重要である。

【資料2】

経済財政運営と改革の基本方針 ～脱デフレ・経済再生～（平成25年6月14日閣議決定）（抄）

第3章 経済再生と財政健全化の両立

日本経済の発展を支えるとともに少子高齢化が進展する中であっても人々が安心して暮らしていけるよう、持続可能な財政と社会保障を構築していくことが必要不可欠である。また、三本の矢が持続的に効果を発揮するためにも、財政健全化への取組は極めて重要である。

4. 実効性あるPDCAの実行

政策評価は、政策の効果と質を高めるための政策インフラである。以下の取組を通じて実効性あるPDCAサイクルを確立し、行政サービスのコスト削減・質の向上を図るとともに、政策目的に照らして効果の高いものに重点的に資源配分する。

（略）

- ・ 発足後5年を経過した規制に係る事前評価制度の改善について引き続き検討するとともに、政策税制の政策評価については租特透明化法に基づく適用実態調査を活用するなど改善を図る。